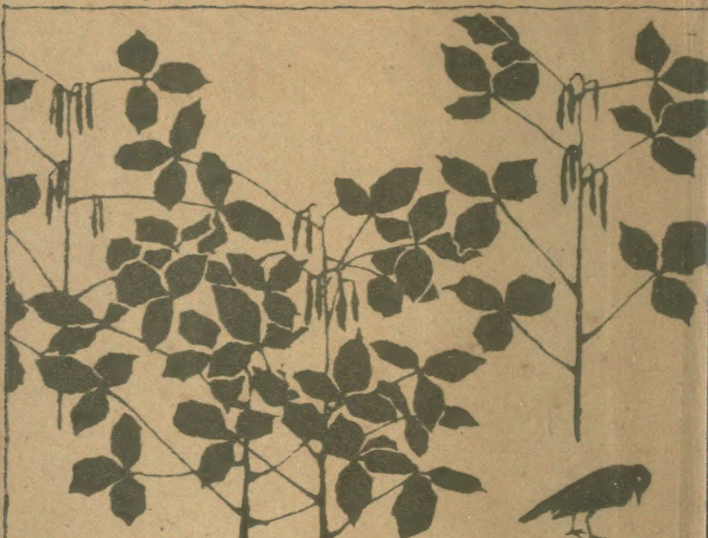
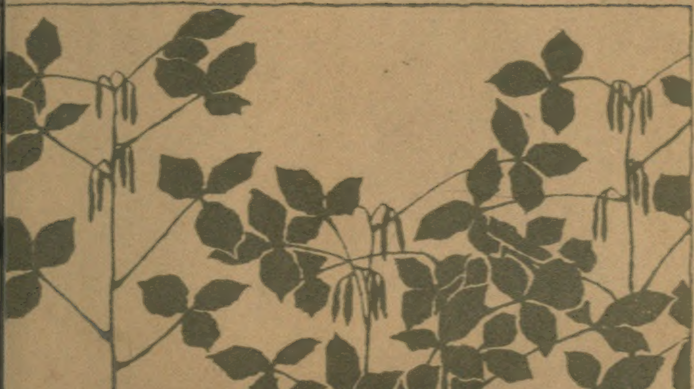




大正二年十二月十七日印刷
大正二年十二月二十日發行

有朋堂文庫
大久保武藏鐙（非賣品）

編輯兼發行者 東京市神田區錦町一丁目十九番地 三浦理
印刷者 東京市本所區番場町四番地 平井登
印刷所 東京市本所區番場町四番地 凸版印刷株式會社分工場
發行所 東京市神田區錦町一丁目十九番地 有朋堂書店

（岡山製本）

大久保武藏鐙　終

屈せず、末代には又有難き忠臣義士にして、信の武士とは此大久保氏を云べきのみ。或傳書に、彦左衛門末期に下されたる御朱印を、上使の前にて裂捨たると書殘せり。是一向君臣上下の禮義を知らざる者が、只大久保氏の勇氣を顯さんとて、跡形もなき妄言を記せしものなり。假初にも將軍より賜りし御朱印なるを、引裂捨る者の有べきか、彦左衛門奚ぞ無法をなさば、不忠不義の名を得て、末世に是を稱美すべきや、大久保が忠勇を譽んとして、却て惡名を負するは、鷹に啼聲を添て鳶となすの類にして、俗に云ふ贔負の引倒し、論ずるに及ばず。扨又又彦左衛門が美麗に構へし屋敷のみ、紀念と成て相續せしが、明歷の大火に燒失しける事、殘念と云ふも餘有り。然れども家名に於ては、今に子々孫々連綿と相續繁昌ある事、彦左衛門が積善の餘慶と、目出度かりける事どもなり。

多に知行遣らうと有る將軍に進らせたし、一ッは滅多に知行を懇望若殿原に喰せ度、今一ッは、上使に立ち取次せらるゝ其許に喰せんと思ふのみ、是より外に望なし、御思案有て調へ給へと云捨て、ころりと打伏し、再び問答にも及ばざれば、さしもの牧野も赤面の體にて、扨々此期に及びても、氣象の撓まぬ老人哉と、感服してぞ立歸りける。斯て右の由を言上しけるに、將軍聞召され、誠に予が誤つたり、一旦辭退せし知行、末期に臨んで爭か是を請けべきや、老後の病苦にも冐されず、金言を殘す事、天晴無雙の忠臣なりと、益々御感涙を催されけるとなり。其翌日豫て申せし言葉の如く、未の刻に至て、彦左衞門七十八歳を一期となし、眠るが如く目出度往生を遂げにけり。依て往古を思ふに、熊谷次郎直實は、知勇兼備の武士なりしに、濁世の憂きを悟て佛門に歸し、只一心に稱名念佛せし功力に依り、佛名を一遍唱ふれば一蓮生ずとかや、此故に蓮生法師と號し、死すべき日を知て諸人に觸示し、言葉の如くに往生せしといふ。古今年月は隔れども、彦左衞門が往生の有樣、蓮生の昔に替らず、殊更一生の忠功は熊谷に十倍す。老後には我儘者と呼ばれながら、非義無道をなさず、理を以て行ふが故、誰有て是を難ずる事能はず、人々恐怖しけるは、大勇大智の所爲ならずや。又數度高祿を與へんと宣へども、子孫に至り祿高不似合の者出來ては、不忠不義の至なりとて、決して是を請けず、過言に似たる忠言を述て、終を

參の物なし、疾々上使は御歸有るべしと、素氣無申しけるにぞ、佐渡守も、彦左衞門末期に至りても心の屈せざるを大に感じながら、猶詞を押返し、是まで辭退は然る事なれども、御邊の臨終に御朱印を成し下さるゝは、只將軍切てもとの御志なり、其を請け給はぬは、君の御恩情を無にし給ふ同然ならずや、殊更武士の身にては、一代の功勞を以て子孫の繁昌をこそ願ひ申すなれ、御邊も爰を思はれ御請有べしと勸しかば、家中の輩も、上意を背き給はんより、有難しと御請有られよと申けるにぞ、彦左衞門打笑ひ、明日死する我等なれば、如何なる御恩志申請ても無益なり、然ながら、御朱印よりも外に望の品有れども、是は叶ふべからずと思へば、申出すに及ばずと云へば、佐渡守是を聞き、何事にもあれ御邊の望有らんに、將軍叶へ給はで有べきか、遠慮なく申給へ、某身に換て執成進らせんと有ければ、彦左衞門、扨は其許、我が爲に是を調へ給ふにや、然らば早々御歸り有て、將軍へ領地の御朱印より、牛の睾丸三ッ懇望候と言上し給へと申すにぞ、佐渡守を始め家中の者ども大に惘れ、氣丈には見ゆれ共、病苦の儘正氣亂れしにや、餘り如何の事を申さるゝもの哉と、上使の手前氣の毒に思ひ、汗を流して扣ふれば、佐渡守騷がぬ體にて莞爾と笑ひ、彦左衞門殿、末期に珍らしき望事を申さるゝもの哉、品に依りて調へ遣され間敷にも非ず、御邊是を何に仕給ふやと尋しかば、彦左衞門、然ば牛の睾丸三ッ有らば、一ッは滅

を請じける。扨佐渡守寢所に通りしに、彦左衛門居直つて兩手を著き、上使御苦勞千萬、病中大略御免下さるべしと平伏なしたる其體、言語まで平生に變る事なく、只身體の疲れて相見えければ、佐渡守、思ひしより氣丈なりと感心しながら、側近く寄て申しけるは、貴老の病氣を、將軍家御心勞に思召され、全快を待たせ給ふ所に、臨終明日にあるとの事を聞召され、御殘念限なく、御芳志を達せられんが爲、某に命ぜらるゝ上意の旨、餘の儀に非ず、貴老存生中、度々恩地を給はるべき旨仰せらるゝと雖も、辭退有に依て其沙汰なし、今既に末期に及び、御邊こそ一生勇義を立拔き辭退あるとも、切ては子孫を御取立有度思召に由り、古沼津の知行に應じ、只今二萬三千石を給はる所なり、則ち御墨付是に有、將軍御懇志の餘なれば、其許にも有難く頂戴有て、閻魔の廳へ土產にも仕給へかしと述べられければ、彦左衛門承り、今に始ぬ將軍の御高恩、有難く御請申したけれども、某が所存に應ぜず、一代御請せざる知行を、末期の今更何の故に拜領すべき、某には功勞有とて賜はる所なり、夫さへ辭退を申す身の、子孫に何の功有て賜るや、我等が恩地を請ざる仔細は、先達て申上置ぬれば、今改めて云に及ばず、此御朱印其儘返上致す、御持歸り給はるべし、情は却て御恨なりと言上有るべし、此儀に於ては再び勸め給ふべからず、往生の妨と相成申すなり、閻魔の廳へ土產には、此頃勸めし稱名念佛の外持、

悲の爲す所なり、介抱の衆中宜數御請有べしとて、上使の御用を述て歸りける。夫より又數日を經て、彦左衛門、此二三日は食事を斷ちて、湯水を少しづつ用ふと雖も、氣象は更に變らず。時に同年三月廿二日、暗に命終るの日を察せしにや、我明日は必ず死すべき間、葬送等の用意せよ、と介抱人に命じけるにぞ、不審くは思へども、覺悟の好き人は最期の日を知る事、往々ある習なれば、一家中其心得にて、親類中へも告知らせ、就中將軍家より、彦左衛門が病氣樣子變らば言上すべしと、豫て仰付られし事故、頓て此旨言上に及びしかば、將軍御殘念の餘り、大久保末期に上使を立られ、今日は是非對面して樣子を見屆け、彦左衛門が申す旨も有らば、篤と聞歸るべしとて、御側御用人牧野佐渡守に命ぜらる。佐渡守上意を蒙り、大久保が屋敷に赴き、將軍御懇志の上意を述べ、彦左衛門に末期の對面致し申さんと有ける故、家中の面々、尾籠の病床へ上使を請じ奉らん事恐有りと申せしかば、佐渡守、否其儀は苦しからず、將軍家より別て懇に命ぜられたる所の上意なり、直に申聞かすべしとの仰なれば、是非寢所へ推參すべしとありければ、一族家老、此上はとて彦左衛門が病床に至て、將軍家より御名殘の御上使として、牧野佐渡守殿入來に候、是へ請じ申すべきやと申ければ、彦左衛門是を聞き岸波と起上り、見苦しき病床恐有れども御免を蒙り、上使を御通し申せと云にぞ、家中も其氣丈を見て、驚きながら上使

や、身には麁服を著しながら、居宅を形の如く飾り、諸人の目を驚かし、猶も我儘をなして、數年を送りけるが、最早命數の限れる期近付しにや、正保四年仲春の頃より、不圖風邪の心地とて打臥せしを、家内の者も只當分の事と思ひしに、日を逐て次第に病氣重り、例の大食も大に減じける程に、扨は死すべき期來れりと、自分ながらも覺悟をなし、親類一家を招寄せ、心詞も慥なる内、面々へ暇乞せんとて、一同へ紀念を與へ、跡の事共遺言して、最早心に懸る事なし、再び物を尋ぬべからず、食事も勸むる事なかれ、現世の雜事に用なしとて、寢所に引籠り、一心に稱名念佛の外他事なかりけり。一族郎等此樣子を見て、日頃の氣質に事變り、臨終を知て佛道に歸し給ふは、有難き事なりと感涙を催し、早速此由を將軍家へ訴出でければ、君此趣を聞召され、生ある者死なざるはなし、彦左衞門も高年なれば、死すべき時節到來せしものならん、七十八歳は、尋常ならば死すべきとて深く惜む歳に非ず、併祖父君の御代と思へば、今更如何にも名殘惜く思はるれ、今一度對面爲度思ふなりと上意有て、毎日兩度づゝ御使を立られ、彦左衞門の病氣を問はしめ給ふ故、一族親類冥加至極の事に思ひ、彦左衞門に斯と達しけれども、口を閉ぢ有無の返答に及ばず、上使に對面もせざりし故、家内の輩氣の毒の體なりしかば、上使も其心を察し、對面せば却て病氣の障とも相成べし、上使を立らるゝ事は將軍御慈

年十二月十四日、一萬五千石御加増にて若年寄となり、同十年九月廿五日、又三萬石御加増にて、加判の例仰付られ、寛文十一年九月廿五日、隱居なす時又一萬石御加増あり、追々家富榮えける。

又一説に、彦左衛門御傍に在て、御褒美々々々々と申せし時、將軍五本の指を開きて御手を上られしに、彦左衛門猶御褒美々々々々と云ふ故、又御手を上られければ、彦左衛門、是は十萬石御加増、有難く存じ奉ると申上しかば、豐後守も夢現の如く歡喜御請申上しとぞ。最初將軍家五本の指を開き御手を上られしは、五萬石御加増の思召なりしに、彦左衛門猶御褒美々々々々と申すにより、未だ分らざるやと思召、再び御手を上られしを、大久保の頓智、兩度にて十萬石の御加増有難しと、御禮申上しと云ふ。

○牧野佐渡守上使の事幷大久保彦左衛門卒去の事

偖又、話變つて大久保忠教は、自分の力を用ひず、先年屋敷の家作を引移させ、是に住居して有けるに、屋敷の結構過分の美麗なりと雖も、再び是を咎むべき樣なければ、老中方にも所替させつるを以て法を正し、其後は其儘にて捨置ける所に、彦左衛門も、老後の思出と心得けるに

も末ならず、予も滿足せりと宣ひながら、御扇子にて扇ぎ給へば、豐後守は三年越の御詞を伺ふのみならず、斯る上意を蒙り、有難涙に暮けるが、臣拙き業を上覽に入れ、斯有難き上意を蒙る事、弓箭の面目是に過ず、是全く某の武技に非ず、君の御武德を頭に戴きし冥加なりと申上、此三年越艱難辛苦の胸も開き、專有難涙に咽びてぞ居たりける。君も此有樣を御覽有て、豐後守が心中御推量あらせられ、御目の内に涙を催させらる。彥左衞門も御傍邊に在て涙を流し、豐後天晴出來たりとて悅びける。偖又君の仰に、其方家來平田彈右衞門今日の働、匆々餘の者の逮ぶ處に非ず、行末日を掛遣すべし、是は時の褒美に取らするなり、汝が家の紋にせよと、持給ひし日の丸の扇子を御手自下し給ひければ、是は有難しと頂戴なし、忠秋は、今日の面目身の冥加、末世へ遺す高名に、阿部家代々日の丸の内に鷹の羽を付けるは、此時よりの事なりとぞ。偖又將軍には、還御の節豐後守御供にて、平田も御後供に續き御供せり。依て今日の御賞美として、領地一萬石加增成下されければ、母堂始め奥方一家親類家來に至るまで、其喜悅大方ならず、偏に豐後守が忠心の耐忍力、神も感應在ませしのみならず、一ッには彥左衞門の御取成に依る所なり。

阿部左馬助正吉悴、豐後守忠秋は、始め吉郎とて高三千石下され、御小性なりしが、寬永九

にぞ、三ヶ年の間御意を請はざる忠秋が、今ぞ上意に一生の本望、死するともなどか厭ふべきと、大浪を乘切、其早き事浪間を通ふ群千鳥。其處へ向井は早船寄來り、豊後殿上意に依り、我々是まで迎に來れり、此船へ乘給へと、聞くより平田は、是我が殿、必ず船へ乘給ふな、今其船へ乘る時は、豊後守主從は溺死すべかりしを、向井將監に助けられしと云はるゝ時は、阿部家の恥辱、早川中を六分は越えたり、今一勢推給へと申せば、豊後守、如何にも汝の申す通なり、向井殿御迎御苦勞千萬、斯迄渡し掛りし上からは、船へ乘らんも心外なり、上意に背くに有らざれど、御免候へと、彈右衞門續け〳〵と呼はりければ、仰にや及ぶ、死なば主從冥途の道連と、馬を勵まし打渡す處に、川上より三間餘りの大木流れ來りて、あはやと見る内に、平田が乘たる馬の太腹に突當れば、何かは以つて怺ふべき、馬は横に倒れ沈みければ、平田も倶に打沈む。然れ共彈右衞門、老人ながら水練無雙の達人故、三四間川下の方へ浮出で、浪を切て泳ぎけるを、九鬼長門守は是を見て船漕寄せ、平田を船へ引揚たり。豊後守は其間に乘切て、遂に元の柳の土手へ乘揚たり。此時將軍には、淺草見附の櫓へ上らせ給ひて、豊後守を御覽有るに、惣身濡浸りて有りながら、御檀の下に平伏す。將軍豊後守を近く召され、汝今日水馬の手練、斯る荒川の滿水を往來なす事、天晴希代の見物にして、他に類有るべからず、汝の如き者あるは、未だ武道

馬は、御同役三浦志摩守樣の御馬にて、傍に繫ぎ有りしが、口附も居らぬ故、早速拜借致し乘出し申候と云へば、忠秋莞爾と打笑ひて、汝上州生にても無きに、馬を盜むとは一興なりと、主從戲れ居たり。然るに彼方の岸には、將軍家板倉內膳正を召され、早く船を出し、兩人を乘せて怪我なき樣に計らへとの上意に、內膳正畏り候とて、水主共へ申付たりしかば、何れも藤の丸の印袢天を著、天王丸の御船に數挺の艪を掛て押出す。將軍には九鬼長門守に命じ、那を見よ、只今兩人は馬に打乘り、此方へ乘返すべき樣子なり、浩る洪水に、初渡せし時は人馬共氣性壯んなりと雖も、今皈らんと爲れば、鬼神とても覺束なく、人馬共羸れて溺死せん事不便なり、其方向井將監に指揮して救ふべしとの上意に、長門守其趣將監に談じければ、向井は水主共へ申付て、逆浪を押切り漕出す。君には月毛の駒に召して、柳ケ崎迄出給ひ、紺地に日の丸の扇を開き給ひて、豐後只今船を遣す、待て、扣へよ、と仰あれども、遠方故に中中上意も聞えず。豐後守は今こそ靑雲の志操、死す共厭はぬ忠義の魂、平田も是を見て、將軍も御出馬にて招がせ給ふ扇の的、撓まぬ心の梓弓、箭よりも早く乘切らん、疾入らせ給へ我殿、と云へば、心得たりと一騎相隻んで乘込たり。君には大に驚き給ひ、頻に扇もて止め給ひ、あれ止めよ者共、と仰に御近習も手眞似にて、止れ〲と制せども、程遠ければ招く如くに見ゆる

守と二人押並べて乘渡せしは、神か鬼かと人々眼を止めしに、君にも是を御覽有りて、何者なるや名を聞けとの仰に因り、板倉内膳正川端へ馬を乘出し、其所へ打渡すは何者なるや、名乘れ名乘れと呼はりければ、是を聞付、身を飜して大音揚、某事は阿部豐後守譜代の家來、平田彈右衞門橘濤經と申者なり、年積り當年六十八歲、今日主人豐後守絕體絕命の場合にて、此大水を乘渡すより、若溺死致さば、主人諸共魚腹に葬られん覺悟にて、只今供仕り候、將軍の御前をも、憚らざる臣が擧動、後日に御仕置願ひ奉ると云棄て、猶も馬を進めたり。實に二人の有樣は、元曆の佐々木梶原を見るが如く、君にも殆ど御感有て、今日大勢供は致せども、誰一人此川を渡す者なきに、豐後守は予が一言も重んじ、其身の一命を捨て激浪逆波を厭はず、此滿水に乘込しは天晴の忠臣なり、平日の心懸とは云ながら、水馬の達者、別して家來の老人は、主人を思ふ忠義者、適れ希代の武士なりと、重き上意を蒙りて、側なる面々も、其忠臣を譽むる中、兩人は難なく向の岸へ乘上りし、場所は、本所石原駒止石の邊なり。頓て椎の木に二匹の馬を繫ぎ、總身の水を絞りて傍の石に腰打掛け、暫く息を休めけり。豐後守、彈右衞門に向ひ、老人の其方、此大水を渡るは天晴なり、今日の手際感心せり、夫につき、汝の馬は如何せしぞや、我が乘替にてもあらざりしに、と尋ねければ彈右衞門、其御不審は御道理なり、此

堂々と乗渡り乍ら、鞍壺を放て後に乗下り手綱を繰り、後足流れんとする時は前輪に乗掛け、馬勢を助け息を入れ、流木にても馬足に當らんとすれば、鞭にて拂除、斯の如く凄然き水勢を乗切有様、人間業とは見えざりけり。君を始供奉の人々、那は誰なるぞ、何者なりやと見分る者無く、君には、誰か有る、只今予が下知に應じて土手先より乗込たるは、天晴馬術水練の達人哉、何者ぞと仰せければ、大久保彦左衞門伸上り〳〵、水煙にて慥とは見分られね共、鷹の羽の紋所と見え候得ば、定て阿部豊後守に是有るべしと申上れば、將軍家には、小癪な奴哉、今に人馬とも水中の鬼客となりて、魚の餌食にならんとの仰を、彦左衞門は、否渠は武邊に心懸厚き者なれば、御覽有れ、定て首尾能打渡さん、萬一や又水中に溺死す共、只今君の上意に、誰一人御請を申上る者なき所に、只一騎乗込しは、君の御一言を重んずる處の忠臣なり、板倉は如何思さるゝやと、内膳正を見遣りければ、板倉、如何にも當代天晴無雙の忠臣、古今の豪傑とは豊後守此なりと申せば、在合ふ諸士も一統に、天晴豊後やと感じけり。彦左衞門は雀躍して悅ぶ處に、又一人、青毛の馬に青貝の鞍置き、伊達縞の帷子の上に煤竹色の襷を掛し老武者白髮に晒の鉢卷なし、逆卷波を乗分、曳々聲を出して馬を泳がせ打渡る。其形勢を一統見て、彼又如何なる老人ぞやと、感ぜぬ者こそ無かりけり。豊後守忠秋よりは、遙に後れて乗込しが、兩國川の中央にて追付、豊後

り、正木は元來里見の家人、渠等さへも打渡すに、予は今日本六十餘州、津々浦々に至る迄、隱れもなき武家の棟梁、然れば其家人に佐々木梶原如きの者なからんや、今日供せし面々、誰か有、此川向へ乘切て、駒止石の邊迄渡せ〳〵と、鞍を敲いて上意有に、小性衆、小納戸衆初め、色を變じて有無の御請申者一人もなければ、君は愈々怒らせ給ひ、御聲高く、渡す者なくば、予が今渡りて眼を覺させん、如何に〳〵と、馬上に御身を揉せ給へば、板倉内膳正御馬の轡に縋り、是は勿體なし、物にや狂はせ給ふか、千金の御身を以て、雜兵葉武者の業を好ませ給ふは、所謂匹夫の勇なり、先々御見合遊ばされよと、止め奉るに、否々内膳其處放せ、予が一言は天下の鏡、詞の違ふは大道に非ず、放せ〳〵とて、鞭を以て鞍の前輪を打据ゑ給ふ。此時阿部豐後守忠秋は、遙か御後に扣へしが、只今君の上意立ざる時は御威光を失ふなり、我此滿水を乘渡し、假令死すとも御目前にての最期なれば、戰場の先駈、御馬前の討死同樣なりと屹度覺悟を究め、淺草御門の土手續、柳の根に馬を乘上げ、大水の渦卷て、逆浪天を浸し、實にも凄然き急流へ向け、豐後は二三度輪乘して、馬をざんぶと乘込たり。此日忠秋の出立は、鷹の羽の紋付たる栗梅の帷子に、仙臺平の小袴、葛布の野羽織を著し、吹拔付たる陣笠を猪首に著なし、回天粕毛と名付たる、奧州岩ヶ崎仕立の六歲駒に、金覆輪の鞍置て、逆卷浪を蹴立つゝ、

事故不足も云はれず、大久保殿に謀られて、千兩地面の主にならんと思の外、手取らぬ金を的にして、入らぬ驕の前祝ひ、酒や肴に遣棄て、骨折損の人助け、思はぬ損と悔むもあり、大欲かはいて能氣味と笑ふも有れど、兎に角に許多の人の助かりしは、君の御仁德、是大久保の智惠の餘りと賞しけるとなり。愨て君の上意に、此洪水に、向なる駒止石の邊迄、馬にて渡る者の有べきやとの仰に、御側役ハッと許に、兩番の士又は、小性衆、小納戸衆、小十人の士等促せども、皆々顏を見合せて、御返答申上る者一人もなき折から、老中青山大藏大輔進出で、恐ながら如何なる水練の達人にても、此大水に爭か渡る事相成べきや、此儀は御免下さるべし、と申す言葉の下より、永井信濃守笑ひて、如何に大藏、偖々狹き了簡なり、昔宇治川は雪解の急流を、佐々木梶原、橘の小島が崎より乘渡す、近くは房州里見の家臣正木大膳は、上總國富津より、相摸國走水の觀音岬まで、大海をすら乘渡す、又明智左馬之助は、大津打出の濱より、湖水を志賀唐崎迄乘越え、大水に臨みて手柄高名致す者多しと云へば、靑山聞て、否夫は昔の事、今の時代は人物も氣根が違へば、匆々高名する者覺束なしと、返す詞に上樣は焦ち給ひ、元來武勇の大將なれば、左右を屹度御覽ありて、如何に各々承れ、昔佐々木梶原は、宇治川の先陣を手柄と唱ふれど、渠は關八州の武將賴朝に仕ふる小身者、又明智左馬之助は惟任如きの郞等な

べしと申上れば、君にも、人の命を救はん爲の金銀は、塵芥よりも易し、然れ共人力だに及ばぬ所の洪水、奚ぞ金銀の力に及ぶ理有らんや、との仰に彦左衞門打笑ひ、君は天下萬物御如才なき御身なれども、卑きに居給はねば、下人の心を御存知なきも御道理なり、然れども今千金を某に下置かれなば、人民を殘らず救ひて上覽に入れんと申しければ、卽ち夫々と御下知有に依り、彦左衞門には直樣白絹に御褒美金千兩と書て幟となし、早船に押建て、其身も打乘、水主五人。彦左衞門大音揚て、人の命を助くる事は得難き事なれども、御厚恩を忘れずば、精を出して救上げよ、一人の命萬金に換へ難し、依て一人にても救はゞ、御褒美金千兩下さるゝぞ、尤も是に切手あり、是と御金は後日に引換得さするぞ、救へ〳〵と呼はれば、數百の助け船、是を聞くより大に悦び、一人救ひて千兩とは有難しと、諸方へ船を漕寄々々、命限り根限り、銘々互に組合て、我劣らじと救ひけり。爰に七人彼所に五人と、御褒美金の欲き餘、我を忘れて見る間に助けしは、凡八百七十一人なり。上樣にも此働を御覽有て、殊の外御喜悅あらせられ、卽座に御船手の水主、町方の役人共、帳面に名前を一々記し、水落て後に、救ひし者を勘定所へ呼出し、八百七十一人を千兩の金子へ割掛け、一人前金一兩二朱と一匁三分づつ下されけり。因て救ひし者共は驚愕し、一人前金千兩と思の外、千兩を總體へとは算用違と思へ共、公儀の

出し、粥を焚出し、出水に難儀する者どもを救ひ助けられける。時に七月二十七日、御城内潮見櫓より、上様是を御覧有りて、老中板倉内膳正へ上意は、偖々前代未聞の洪水なり、予も出馬して出水一覧せんと仰出され、裏金の御陣笠に、猩々緋の御陣羽織を召され、甲斐黒の駒に召させられ、御供には老中、若年寄、御側役、小姓衆、小納戸衆、書院番、大番、其外、番頭衆、先手頭、使番、目付役、徒頭、醫師、茶道坊主なり。既に淺草見附迄成らせられ、御馬を駐て御覧有に、北は千住綾瀬の邊より、東は寺島小梅、本所深川に至る迄、只一面の大水渦巻きて、其音は瀧々と鳴響き、白浪天を浸すかと怪み、何も魂を消すばかりなり。流石に大勇强勢の将軍家にも、此水勢に駭かせられ、良暫時猶豫たまふ所に、御左の方水煙を立て波を蹴揚、櫻の花を金にて付たる陣笠に、黒羅紗へ上り藤の中に、大の字の定紋を縫たる陣羽織を著し、御馬の横合へ箭を射る如く乗付、片鐙を外して鞍坪に平伏したるは、誰やらんと見る所に、是則ち大久保彦左衛門忠教なり。君屹度御覧有つて、何と彦左衛門、珍らしき洪水なり、本所深川の人民嘸難儀ならん、向井將監も能救ふと雖も、死亡の者も多からん、哀れ殘らず無事に助くる工夫はなきや、如何にとの仰に、彦左衛門、是は有難き上意なり、然ながら、人間は欲と情に身を果す、其中にも情に身を殺す者三人、欲に身を捨る者七人なり、只今御金千兩下されなば、一人も多く助かる

り、誠に有難しと申上て、早速豐後へ此事を申聞かせければ、忠秋も大に悦び、三ケ年程も御意はなけれ共、一日も油斷なく御奉公大切に勤めける。偖も寛永九年申七月廿日より大雨降續き、況て暴風盛んに吹て家々を潰し、堤崩れ橋々落て、關東川々水溢れ、洪水にて、田畑は水被り、水邊の者共は二階へ上りて水を防ぐ。實に大海の如く大濤來つて家を流し、木の枝に把付て水を凌ぐ、關八州の洪水にて、殊に坂東第一の利根川、漫々として泥水逆巻落し、權現堂猿ケ股の堤ども切込み、安達入間兩郡、下總相馬、葛西、栗橋、幸手、行德、砂村、洲崎南北、本所、番場、石原、中の郷など、皆一面の湖水の如く、大木流れ來て物に押掛け、夫が爲に人家を押流し、白浪天に漲りて雲の如く、泥水流入りて、其凄じき事譬ふるに物なく、茶船荷船にて遁迷ふ有樣は、實に御府内一統の大騒動となり、水の勢増々盛んにして、恐しなんど云ばかりなし。

○隅田川大水豐後守乘渡る事幷豐後守昇進の事

然程に南北の町奉行所にては、兩奉行出馬有りて下知し、日本橋、神田川等より助け船を出して、兩國廣小路へ小屋を出來、救ひ來りし老若男女を入させ、各々御船手へ仰付られ、水主同心共三百人程漕出し、流るゝ人を救ひ、御郡代には伊奈半左衞門出馬し、淺草御藏よりは米を

も過多からん、小善は益なしとて行はず、小惡は禍なしと雖も終に大惡となるとの譬、予が行に惡き處あらば、必ず遠慮なく申聞よと宣へば、彦左衛門頓首してはら〳〵と涙を流し、君然樣の思召ならば申上ん、偖阿部豊後へ二年越、少しも御詞を懸られずとかや、渠は先祖善右衛門正勝より三代の忠臣なるに、如何の思召にやと申せば、將軍仰せに、渠に恨ある事、始終予が心に逆ひ、善と云へば惡きと申し、其上稽古始の節、藝道とは申ながら、予を散々に打据ゑたりと宣へば、彦左衛門申上るは、偖其所にて候、誰も我が爲す事を善きと申せば喜ぶは人情の常、況や御前の御意なれば、惡き事も皆善しと申上し故、惡き事も善事と思召さるゝが御心得違ひ、衆人皆輕薄の世の中に、豊後は正直忠誠の者なるに因て、其所に御心の付かせ給ふ樣にとて、種々と致し御諫言申上候ても、御聞入なき故に御逆ひ申すも大忠臣、輕薄のなき武士の鏡と申者なりと申上ければ、君には御赤面ありて、彦左衛門汝が申處予が膽に徹す、如何樣豊後は忠臣なり、併ながら今日迄憤捨置を、我より詞を掛るも今更面目なしと宣へば、彦左衛門、何も過つて改むるに憚る事なしと申す、早く御意なし下さるべし、然樣有ては小兒の戯なりと云へば、君の仰に、其は道理の事なれども、予今將軍の職に居て、一旦の申分立ざれば諸侯服せず、時節も有らん、汝が異見決して反古には爲さず、安堵致せとの上意に、彦左衛門御氣性を感じ奉

止める事もならず、手に汗を握りて扣へたり。君にも大に御憤あり、彦左衛門不屈至極、偖は老耄狂亂せしか、と宣へば彦左衛門、否狂氣は仕らず、私が眼を悦ばせざる此櫻、拜領成らぬ上からは、只眺むるも胸惡し、夫故碎捨て候と申上れば、將軍、夫は我儘なり、予が祕藏の名木ゆゑ、餘人ならば屹度愼を申付べきに、其方の事なれば免し遣すが、只今より目通はならぬ、立て、との上意に、御側役も御道理と存じ奉り、彦左衛門退去あれ、御目通叶はぬ、と申せば彦左衛門は、喧しい若殿輩、拙者は立ち申さず、櫻と人と孰が尊しと思ひ給ふや、此櫻如何なる名木にして彦左衛門に御換成さるゝや、此彦左衛門は、平助と云し昔、十六歳の時、三州長篠鳶巣合戰に、一番鎗一番首を取りたるより、神君に附從ひ、慶長五年青野ヶ原にて御本陣を固め、元和元年難波の御陣も眞田が地雷火を救ひ、南都へ落し、茨木紅屋御立退にも、御馬を離れず御供申せしに依て、神君の御遺言にも、此末將軍に心得違あらば、遠慮なく諫言致すべしとの上意なり、恐れながら、斯る誠心の士と鉢植の花と御取換成さるゝ樣の御心にては、四海の天下泰平を行ひ難し、櫻を打捨しも彦左衛門ならず、東照宮の御意に御座候と申上れば、將軍御手を上られ、是彦左衛門誠に誤入たり、成程天下の武將と仰がれ、諸人の尊敬を能き事として、心も奢り、何時となく右體の我儘を爲したり、依ては定て今日の政事行狀に、如何に

御中窓に置かせられ、御寵愛ある體なりしが、彦左衛門を御覧じ、此節氣候悪く、風邪にても引かぬ様に用心致せとの仰に、彦左衛門有難く存じ奉る、然し餘人は知らず、此老夫は寒中と申ても厚著も致さず、暑中と申せども肌も脱がず、三度の食事も十分食べ、朝は屹度七ツに起き、夜は九ツに寢て、晝寢も致さず、晝夜の長短を嫌はず、此年に及ぶ迄、房事を愼み欲を思はず、浪風靜なれば、體は金石に等く候、厄病神は横面を背けて行過ぎ申すに依り、迷惑するは、藪醫者どもが藥禮の取れぬを呟くのみと申上ければ、君にも御笑ひ遊ばし、成程行状の宜しき其方なれば、然もあらん、彦左衛門、此櫻は何と見るやと宣へば、彦左衛門、誠に滿花にて見事に御座候、何卒此花を私へ拜領仰付られ間敷やと申上れば、成程欲得知らぬ汝なれば、斯様に唉亂れては、皆同じ花と思へばこそ呉ろと云か、併予四海の武將として、天下の珍寶皆我手に有れば、何ゝなりとも外々の寶は惜まぬが、此櫻ばかりは大事なり、他の物ならば、遣すべしと宣へば、彦左衛門勃として、外の物は私も入申さず、斯る名木故に拜領し、我宿の緣に置いて、壽命の藥且は老の樂みに仕たしと申せば、將軍、否々是は遣さぬと宣ふに、彦左衛門、然様御座候得ば斯の通、と衝と立て、件の櫻の大鉢を取て、御庭の飛石に投付け、落花微塵に打碎き、呵々と笑ひて立たるは、狂人とこそ見えたりけれ。御前伺候の面々も、外の者ならねば差

上にて、愈々御機嫌直らずば、其時切腹致すとも遲かるまじ、此母も若存命へて在らば、諸共に自害爲ん、然あらば先祖へ孝も立ち、母へも孝行なるぞ、此所を聞分呉よと口說にぞ、在合ふ人も口を揃へ、御老母の異見道理至極、足下の父左馬助殿千辛萬苦の御奉公致され、鎗先の高名に因て、今は高祿を頂戴するも、皆是先祖が積善の餘慶なり、夫を思はゞ老母の願ひ、僅三年の御奉公を勤むる事苦しくは有べけれども、堪忍あれよ忠秋殿、と云へば大久保は、夫よ武士なる哉豐後殿、實は今日、我等丹波殿の方へ參り、さまぐ\の咄の折柄、奥方よりの文を、丹波殿披見らるゝより顏色變りしに由り、委細の咄を聞きては退かれぬ此老夫、成程此正月御稽古始の試合より、將軍家惡み給ふとて、主の事なら仕樣もなし、先々母や舅を始め、家來までの異見に隨ひ、此度の切腹は止り給へ、此老夫が折を見合せ、御諫言の致方も有り、舊の如く御詞も掛る樣に取計ひ申さんと有るに、忠秋も、彥左衞門の詞に力を得て漸くに得心なし、死する事をば止りけり。依て人々も一先安心し、猶種々と諫めてこそは歸りけれ。偖彥左衞門は、何がなして御機嫌を直し得させんと心掛し折柄に、寛永八年二月下旬、彥左衞門、將軍の御機嫌伺に出仕しけるに、御祕藏の枝垂櫻高さ三尺ばかりにして枝數八十七有り、誠に絹糸の如く垂れて、花十分に咲滿ち、南京染付の大鉢に植ゑて、下草には菫など有り、水晶の砂利を敷き、紫檀の臺に載て、

倶に御供を申しなんと覺悟の體に、彈右衛門も進出で、御兩所樣の御意御道理至極、六十五歲に罷成る彈右衛門、年來の御高恩に、愈々御切腹と定まらば、私も殉死仕らんと云所へ、又又舅松平丹波守親類の戸田左門、大久保彦左衛門倶に入來り、此樣子を聞き、如何なる儀にて切腹致さるゝやと尋ねければ、忠秋形を改め、彦左衛門殿、御承知の通り、當春御稽古始の折、君には甚だ御自慢強く、御近習の面々追從を以て負るを見るに忍びず、御諫の爲に上樣を十分に打ち奉り、其時彦左衛門殿には手柄なりと神酒頂戴させ給はりしが、其後より左右御機嫌に適ざるにや、一向御詞もなく、日々御前邊へ出る度、針の席に坐するが如く、同役の面々も氣の毒に思はれ、種々と執持呉らるゝ處、今日菊の御遊に、上樣御機嫌麗敷に因て、懇意の太田善太夫、御目通へ披露の處、以ての外の御憤にて、菊を殘らず棄てよとの上意なり、是、取も直さず死ねとの上意なれば、拙者一人御奉公勤めんとせば、傍輩同席に難儀を掛け、御機嫌を破る上は、豐後守が武運も是迄と斷念たり、夫故の切腹に付、母上始め各々方へ御知らせ申さば、定めて止め給はんと存じ、斯の仕合に及びしと語りければ、母堂は大息つき、聞けば聞く程道理なれど、然ながら、今其方が死する時は、阿部家の退轉眼前なり、母が願は、今より三年の間死を止り、御奉公は定めし辛からんなれども、生の恩ある此母へ仕へると思ひて、何卒辛抱した

武運に盡果て武士の冥加を失ひしなり、何面目に存命ん、直樣其場にて切腹と思ひしが、太田氏深切の諫もあり、且は御城中を穢しなば恐多しと思直し、立皈りてのこの覺悟、支ふる事なかれとて、彈右衛門を押退んとするに、彈右衛門は如何な動かず、何さま仰御道理なれば、御止は申まじ、然ながら、爰に一ッの願有り、其は別儀に非ず、御母堂陽丹院樣へ御暇乞遊ばされ、御得心の上御心靜に御腹召さるべし、臣是を知りながら申上ずば、後日御恨の程恐入候と申ければ、豐後守、我も疾より然は思へども、母上の御歎如何ばかりかと察し進らする故、不孝の最期を遂し段、御詫申上ん事は冥途よりと思ひしが、汝然までに申に付、母上此所へ御連れ申せ、先立つ御詫申上ん、早疾々と云ふ間もなく、母堂奥方とも馳來りつゝ、右と左に取縋り、わつとばかりに泣入にぞ、流石に猛き豐後守も、胸に堰來る涙を隱し、暫時無言に居たりしかば、母堂は恨めし氣に豐後守を見遣り、如何に忠秋、汝一人にて育ちし樣に思ふは我儘至極なり、八年以前先立ち給ひし左馬助殿此世に御座しなば、斯樣の事も有間敷に、女親と侮りて母に知らせず切腹爲るとは何事ぞや、死なで叶はぬ事ならば、我身とても武士の母、一ト通聞きたる上、道理の事ならば阿部家の斷絶悔みも爲まじ、品に因ては自害して、倶に冥途に赴かん、如何なる譯ぞとかき口說けば、奥方も漸々に涙を拂ひて顏振上、母樣の仰の如く、妾とても武士の妻、

質を知るものから、強ても云はず、奥方は心殘して奥へ入しが、何共心濟ざれば、早速文を認め、里方吳服橋内なる松平丹波守屋敷へ、女中藤岡を早駕籠にて遣しけり。斯共知らず忠秋は、書院へ到り見るに、申付の通り、床には阿彌陀の掛物、大花活に菊の花を插て有り、頓て是に燈明一對を供へ、其前に毛氈を布き、其身は白無垢に、麻上下を著し、御城の方に向ひ、某不忠の心底更になしと雖も、君の御意に適はざる事、是も前世の因緣ならん、嗚呼水淸ければ魚住ず、人直なる時は交少しとは、能申傳へたり、元來正直一偏に、御奉公大事と心を盡せども、當春以來半年餘り御意もなく、御機嫌に背く段は不忠なり、是に依て只今切腹仕り、黃泉より御詫仕らん、大祿を貪り御奉公振もなく自殺仕る事、恐入り奉ると、諸肌推脫ぎ、頓て短刀取上て、左の脇腹へ突立んと爲る處を、此方の襖押開き、平田彈右衞門周章て飛出で、其手に縋り、一生懸命に短刀を奪取り、斯は何ゆゑの御切腹、御亂心か、御酒狂か、と申せば豐後守、否騷ぐな彈右衞門、豫て内々申聞し如く、上樣今に御詞もなく、役儀御免も有らざれば、晝夜御側に仕へながら、半年の苦しみを忍びしに、今日菊の御遊の折柄、同役の情に因り、御機嫌を見合せ披露に及ぶの處、忽ち御立腹ありたり、我一人御奉公を勤んと思へば、同役一統の難儀に及ぶ、上樣御機嫌能入らせられても、我等出れば左右御怒の御樣子ゆゑ、是を思へば、

○豐後守切腹を止る事并大久保彦左衞門御諫言の事

偖も夫より豐後守は、小川町の邸宅へ皈りければ、家老平田彈右衞門、加藤半次郎を始め、其外家來共出迎へしかば、居間へ通り、直に彈右衞門を招き、仔細は唯今に申聞ん、先書院へ菊の花を活け床に阿彌陀の掛物を掛て、座敷を綺麗に掃除致させよと申付るに、平田は不審ながらも、主命なれば夫々に申付る。折しも奥方出て、今日は御早い御歸舘、上樣にも御機嫌能恐悅に存參らすと、姿優しく申しけるに、見向もせず、忠秋は默然として居たりしかば、奥方は傍に進み、御氣分にても惡く候や、御顏色も常ならず、醫師を召され、御藥なりともと申せば、否氣分に變る事はなけれども、某身分に付て、家老共に相談有れば、其方は勿論女子ども、我が前へ出ぬ樣にと云はれて、奥方、猶更殿を氣遣へど、流石正しき武士の行儀に、押て問はれもせず、然りとて此程薄々ながら御上の樣子も聞知れば、直樣其所も立兼て、妾は婦人の事故、御相談の御役には立申すまじけれども、父上は御老年だけの御思慮も候へば、御相談ある時は、御身分惡くは計ひ給ふまじと、事の仔細は知らざれども、夫を思ふ夫婦の情に、豐後守は不便とは思へど、餘處々々敷、其深切は忝し、然ながら、舅丹波守殿へ咄す程の事にも有らず、先々奥へ行かれよと云に、日來の氣

覽有つて、其儘衝と立給ひ、御氣色忽ち變り、御高聲に菊を殘らず取棄よとの仰にて、御本丸へ歸らせ給ふゆゑ、御近習衆皆御供して出ければ、跡に豐後は只一人、面色土の如く變じ、心中に、我能々御意に入らぬと見えたり、斯る御遊興の御座を妨ぐる上は、今切腹して相果なん、然すれば君の御心も晴れぬべしと思定めて、御茶屋の御緣側に動と坐せし際から、太田善太夫は心元なく思ひ、後へ立戾り、此體を見るより摺寄て、豐後殿何か御覺悟の體と見受たり、必ず短慮有られな、御邊の忠義は我能々知れり、何時かは時節を見合せ、御機嫌を直し奉らんに依り、急迫給ふ事なかれと、種々諫めなだむれども、豐後守は淚を流し、太田氏の御深切、心魂に徹して忝し、然ながら、君にはよく〳〵某を見限り給ひしと覺ゆるに由り、憖ひ命を惜みなば不忠とならん、依て切腹なさば御憤も晴る道理なりと言へば、太田は左右に是を止め、君實に憎しみ給はゞ、役儀御免も有べきに、其儘差置かるゝは、深き思召も有る事ならん、兎にも角にも君は臣の心に有り、松ヶ枝の曲らば曲れ、藤蔓の命を大切に護り、再び春に逢て花咲く時を御待有れと、詞を盡して申しけるに、豐後守暫時首を垂て居たりしが、漸々に面を上げ、貴殿の御意見諄々忝し、只此上御前の體は、只管貴殿に御任せ申すと云を聞き、太田も安心なし、然らば明日御意得んと、御供の中へ馳著けり。

茶屋にて御覽有れば、金銀の御道具光り輝き、結構云ふ計なし、前の方は青竹に萩垣、白き布にて雨覆なし、紫の幕を張り、花檀には菊の名花數限なく咲揃ひ、彼の南陽の菊慈童の齢も、爰に千歳の命を延る心地して、實に愉快御遊なり。君も御機嫌麗敷、御膳所より御料理廻り、山海の珍味美を盡し、御盃を採らせられて、御側廻へも下され、家光公御和歌に、

七重八重君が千とせとしらぎくのつゆのめぐみに齢のぶらん

森川出羽守取敢ず

ありがたや君のめぐみに露の身もゆたかに置ける庭のしら菊

御側役小性衆、とり〴〵詩を作り和歌を詠じける其中に、名の無き和歌あり、

千世經べき命をなにか願ふらん君へよはひをゆづれしらぎく

此歌將軍の御意に入り、偖々眞實面に顯れ、眞歌德夫歌は花よりも實を以て尊しとす、然れば此歌は深長の實意あり、無名と有るは奧の女子共か、但し坊主共にや有ると御意に、太田善太夫進出で、當席に罷在候と申上れば、是へ呼べとの御意に、發と悅び、兄弟同樣の豐後なれば、何時か〳〵と思ひしに、今日こそ御機嫌の直る最上の吉日と思ひ、卒豐後、此圖を外さず恐悅申上られよ、と云れて嬉敷、御庭先の御緣側へ出で、今日の御遊恐悅至極と申上れば、君には豐後を御

處なり、斯る太平にも、右等の者は德川不朽の忠臣なり、御褒美にても下さるべきを、氣の付かぬ役人衆、眼有つても無きが如く依て盲目と申したり、夫に違は御座るまい、其上八千鉾神の神託に因れば、武勇の者へ頂戴さすべき道理有、依て貴殿方に成代り、神酒を頂戴させたるに、禮も云はず叱るとは、偖々其意を得ぬ人々と、云はれて何も赤面有りしに、彥左衞門は斯云捨て立出れど、誠に理の當然にして、咎むる樣も有ざれば、先此事は是限に相濟たり。翌日も阿部豐後守は御前に出れど、御意もなく御用も仰付られず、日々に御機嫌惡ければ、何となく針の蓆に坐せるが如く、廿日ばかり御詞もなく、豐後は一世の浮沈とおもひ、病氣と云立て引籠るべきやと、千々に心を碎きしが、元來正直の武士故、虛病にては猶不忠、何れ遠からぬ中御役御免有らんと思ひ、先夫迄は御奉公と、覺悟はすれど其心中の苦敷事云はん方なく、同役の衆も氣の毒に思ひ、萬事御前向の御用はさせぬ樣に取計ひし故、尙々不用の人の如く、併し日々御目見には出れども、少しも御詞を掛給はず、誠に難儀至極の體、氣の毒なりと雖も、素より忠心無雙の人故、聊かも屈せず、御奉公大切に勤し處、早くも重陽の節句近付、此節尾州樣より獻上の菊を、吹上の御花檀結構に出來致しければ、豫て上意に、御表の賀儀相濟し上、晝過より菊上覽仰出され、既に九月九日、御側廻の衆、大勢御供にて、吹上御庭へ入らせられ、御

分も飲て居たりし處、此段老中の耳に入しかば、甚だ立腹有り、又しても大久保の無骨なり、呼び候へと云に、應と答へて、坊主は其處へ來り、彦左衛門殿御老中方御用にて候と申せば、彦左衛門は、何事ぞや喧しいと呟き乍ら、老中の詰所へ入けるに、酒井備後守、永井信濃守詞を揃へて、只今承れば、御手前には、御稽古場の神酒を下げ給ひ、御熨斗をも引裂れて食し給ふの由、誰の差圖に候やと問へば、大久保聞て、則ち此老夫が差圖と云ふ。老中共呆果、御上の御供物を、我が物顏に手込致したるは言語道斷、狼藉成ずやと申しければ、彦左衛門、拙者狼藉は仕らず、老中方を始め役人ども盲目故、餘りと云へば氣の毒さに、拙者が神酒を下げ豐後に戴かせ申候、依て老中方にも、能々氣が付たりと御挨拶も有らんかと存の外、叱らるゝとは偖々愚昧の役人方ばかりにして、困りし者なりと云に、老中達は勃と焦立、我々は加判の列たる大役なり、其を盲人などとは慮外千萬と申しければ、彦左衛門、否然樣に御腹を立らるゝな、盲目の講釋致して聞かせん、能落付て御聞あれ、當時は武士の風俗惡く、藝者を眞似て輕薄のみ言散し、印籠巾著脇指羽織など戴く事のみに心を委ね、御前々々とそやし立、釼術の御相手にも態と負るを、傍らから見ると其見苦しさ云ん方なく、君には彌々高慢募られ、馬鹿者に仕立る不忠者の多き中に、豐後一人は御異見の杖同前、恐れ多くも打据しは、東照宮の乘移らせ給ひ、御心付られ候

らせ給ふに、御側役の久貝筑後守參り、豐後に向ひ、餘に御手際過ぎて恐多し、何にもせよ遠慮を御伺ひ有て然るべしと申すを、豐後守聞て、御役柄の御心添忝し、併し斯樣なる仕儀故に、藝術上の儀は御免を願ひ奉ると、最初より申上しなり、輕薄のなきが武士の持前、何の遠慮に及ばんやと申ければ、筑後守、其處を御前へ憚りて伺ふが臣下の禮なりと云へば、豐後守、其遠慮を伺ふ位ならば、最初より勝は致さぬなり、遠慮致しては矢張輕薄に陷る故、是が君への御諫言なり、各々の負たるを誠と思召し給はゞ、萬一の時の御大事、灸に灸を据るが如しと取合はねば、久貝も勃として奧へ入り、君の御前へ出て、豐後守へ遠慮申付べきやと伺ふに、上意には、苦しからず、最初彼が斷りし如く、藝道に輕薄なき處故、今遠慮申付る時は、予が卑怯となれば、其儘に致置べしとの上意なり。此時老中の部屋に居たりし大久保彦左衛門、是を聞て其席へ來り、扇を開き煽立て、武士なる哉豐後、氣味宜し、然樣なる大丈夫の心底になくんば、萬一の時の御役に立たず、斯る太平の時節には、花車風流を好むのみ、武士の風儀の廢る折に、御手前の如き武士有るは、誠に以て感心なり、東照宮にも御滿足ならん、嗚呼何がなと邊を見廻し、御床の間の神酒陶を下げ、土器の大盃を以て、夫よ、是も彦左衛門が指圖ではなし、日光樣の下し置かるゝ御盃なり、戴き給へと、引渡しの熨斗を引裂て、是を肴に豐後に勸め、自

て立寄り、御介抱申上るに、君には御憤り強く、御氣色炎の如く、眼尻逆立て衝立給ひ、今一本參れ豐後、と苛立給へば、豐後守ハッと平伏して、再應御立合の儀は恐入奉る、併最初にも申上候通り、藝術に拘りては追從仕らぬ豐後に候得ば、何ヶ度入らせられ候共、所詮御勝は是無く、却て御憤を增し奉るは臣下の禮に非ず、何分にも此上立合の儀は御免願上奉ると申上けるに、君には、否々豐後然に非ず、勝負は時の運なれば、達て辭退するは甚だ卑怯なりと宣へば、恐れ乍ら私卑怯は仕らず、又もや御負遊ばされ、御尊體に萬一御痛所にても出來奉りては、臣下の道にあらずと申立るに、君には增々御憤有りて、汝小賢しき申分、今一度立あへ、手は見せぬぞ、と衝立給へば、豐後守も今は止事を得ず、柳生流五箇の構、體を沈めて待懸たり。君には參ると振翳し打込給ふ太刀は、切火の石を出るに似たり。豐後は二太刀三太刀受流し、すら〳〵と一二間も退りけるを、君には得たりと打込給ふを、豐後は閃りと身を飜し、早速の働、陽に開けば陰に閉ぢ、一往一來祕術を盡して打合ふ早業、君には苛て、曳と云さま打下さるゝ太刀を、豐後は發止と請止、又來る太刀を受流し、烈しく打込む太刀風に、恐多くも將軍には仰向に倒れ給へば、御側の衆中色を失ひ、豐後を退け御介抱申上けるに、餘り苛立給ひし故、御自身の太刀にて御腰を強か打たせられ、流石に痛しとも宣はず、御顏を皺めて入

らせ給ふ事苦々しと思ふ折節、將軍の上意に、豐後は柳生の弟子にて印可取と聞く、一本參れと有ければ、豐後守平伏し、某儀御相手は何卒御免を蒙り度と申上しかば、然樣申さずとも是非に立合ふべし、何故辭退なすやと再三の上意に付、豐後守謹んで申上しは、恐れ乍ら御前の御劍術は甚だ御未熟にて、眞の術に非ず、豐後は實の印可取に候へば、御前の御相手には御一興なく、却て御不興を蒙る基に候、因て御免を願ひ奉ると申上ければ、將軍家には潤と急込給ひ、手前味噌の廣言を吐くな、業の善惡は立合の上、勝ての後に自慢致すべしとの上意に、豐後守、君の台命重ければ御相手仕らん、追從輕薄の者と違ひ、藝道の儀は少しも用捨は仕らず、君と雖も打据ゑ奉る事あるべしと、後々迄決して御腹立なき樣、偏に願ひ奉ると云へば、將軍云にや及ぶ、藝道に君臣上下の差別なし、打据ゑ候とも何とて卑怯の憤を發せんや、夫より汝覺悟をして打据られぬ樣用心せよと、竹刀を御把有て上段に構へられ、何卒打据ゑ廣言を止め呉んと焦立給ひし御擧動に、豐後守は立上り、青眼に構へつか〳〵と立寄れば、君には眞向微塵と打込給ひしを、豐後守透さず受留て、引けば進み押せば開き、虚々實々戰ふ中、君には一聲叫びて突き給ふを、豐後守忠秋引外し、片膝突て横に拂へば、恐多くも將軍の右の脇腹を十分打たりしかば、何かは以て耐ふべき、流石強氣の君にも後へ動と倒れ給へば、御近習の面々周章

○劍術御稽古始阿部豐後守御相手の事
并 菊御遊御不興を蒙る事

阿部豐後守、(初め吉郎と云)家康公の思召を以て、三代將軍家光公の御扈從と成しに付、將軍にも少し御心を置かせられ、殊に豐後守は無雙の忠臣故、折々物に擬へて御異見を申上しを以て、兎角御意に合はぬ事ありしが、折柄寛永七年正月十七日每年の御例にて、劍術御稽古始有り。尤も當將軍家は、至つて御好み遊ばさるゝに依り、御技前も自然御上達なり。御稽古場の正面には、八千鉾神鹿島香取の兩大神宮の御懸物を掛け、大三方に神酒を供へ、今日の上座には柳生但馬守、御向座上段には將軍家、遙下座に小野次郎右衛門、櫻井六郎右衛門、夫より御側衆、小性衆、御近習の面々、左右に居並び、若年寄奏者番、酒井讃岐守御執合申上げ、御盃盞事相濟み、目錄順の通り御相手にて試合始りしが、御相手の者六人まで打負け、閉口頓首して扣へければ、將軍家思召には、劍術に於ては我が右に出る者有るべからずと御慢心の體ゆゑ、阿部豐後守は御側に在て是を見奉り、心中に、偖も御近習の輩、追從輕薄の武士共なり、御上に勝ち候へば、御不興を蒙る基と心得、斯擧動ふ事言語道斷腰拔の至なり、夫故御上には彌々御高慢に募

云ふばかりなしと雖も、斯て有べきにあらざれば、葬式を營むと云ふも、因幡守只一人、漸々に野邊送の供をなし、枯草の中に埋めしは、實にも悲哀の事共なり。然ば因幡守は、父が無念の最期を察し、食事も絶て泣伏居たりしが、獨言して申しけるは、其中何とかして歸參も叶ひ候べきと、心を盡し孝養せし甲斐もなく、片時も愁眉を開かずして、斯の如くくづをれ死せし體、天下に一人の將軍を守立奉りし身の一生は、斯あるものかと歎ぜし餘り、最早世に在て甲斐なければ、切て髻を切て遁世し、亡父の菩提を弔ふべしと、旦夕泣暮しけるが、餘り泣勞れて思はず眠りしに、何所ともなく大勢の物音して、狩衣著たる騎馬も見え、白丁の笠持沓持引連て來る者、東照宮御入と云も終らざるに、金玉を鏤めし神輿間近く見えしかば、因幡守は走出で、勿體なし、此家は忌服の穢あり、其松ヶ枝に、と云と齊く、庭の表に古松の大木ありし其枝に、神輿を舁上るを拜し見れば、東照宮御束帶を召させられし御相貌朱を濺ぎ、忿怒の御威勢に、因幡守思はず平伏せし時、石に頭當りたりと覺ゆれば、忽然夢覺たり。因幡守思ふには、亡父の不運神靈に達しけるかと、其日より松を鹽水にて淸め、影向の松と號け、忌中ながらも朝夕拜し奉る處に、程なく因幡守に家名相續、本領安堵仰付られしこそ、不思議の前兆と知られけり。

魄を潰させしは、東照宮の御前にて、御請申上、守立し筋目違はざる處なり、右の段々御咎めにて、切腹は此上の仕合、放打か、斬罪か、と思居りし處、御助命ありて、遠島にてもなく、關東の流罪とは、又御馴染の御憐愍深き故なり、因て少しも御上に對し御恨は無し、然れ共汝が心にて、父が入らざる忠言過分の無禮故、子孫嚴命の采地を失ひしと心得なば、東照宮の御罰を蒙り、家名は永く斷絶と覺悟すべし、只今にも父が申せし趣を道理と聞かば、再び祿にも有付べし、某は御前にて道春が講釋を度々聞しが、理合は耳にも止らず、己を盡すを忠と云との一句ばかり信用したりと語りしかば、因幡守も父の忠義を感じ、落涙の外なかりけり。爰を以て惟れば、文學はなくとも、正直廉直なる方、博識の學者に勝りし忠臣賢士はあるもの哉と思はれたり。因幡守が行も、又類少なき孝子と云べし。伯耆守は壯年より大食にして、一日に二升の飯米を食しけるが、流罪になりても食は減らず、是に由り御定の島扶持にては、匆々不足なりし處、因幡守は日々水の如くなる粥を啜り、父には飯を食させ、又漁夫に頼み、網の溢れ魚を拾ひ、料理し、父に進め抔して光陰を送りしは、奇特なる事どもなり。然るに伯耆守は、鬱陶勝なる左遷の身に、何時となく老病の體なりしが、霜月半に至りては追々差重り、配所にいとゞ冬枯し、軒洩る月も有明の、影諸ともに玉の緒の、遂に果敢なく消えければ、因幡守の歎

も傾かれし父上の、餘りと申せば御不自由の體、口惜く共残念とも、寝食を忘れし程の積鬱を、思はず申出したりと、言も終らぬに、伯耆守は白髪天を突く如く怒り、我が子をはつたと白眼、其心の如くならば、今日より父子一所に住居は無用なり、此伯耆守君の御爲を思はず、忠義の僞者ならば、時に隨ひ世に諂ひ愁訴を致せとの催促請るに及ばず、殊に强諫は最初より覺悟せし事なれば、斯なり果、馬鹿者と譏るゝは、皆以て我合點の上なり、然る處將軍御年壯んに成らせられ、御威光も年を追て彌增し、御運目出度事ばかりを賀し奉り、御行跡の正しからざるを諫むべき極忠の臣一人もなし、只陰にて悔恨むは、雅樂頭大炊頭の兩人なれども、溫和を以て諫言奉る故、聊か御承引なし、然れば諫言に術盡き、三代に至りて柳營に御名を謠はれ、士民に誹られ、後記に殘らん事、東照宮の御忿怒如何ばかりと察し奉る、因て身命を拋擲ち諫言をなして、夜相撲の土壤に踏込み、御眼前をも恐れず、拔刀の御咎を顧ずに追散し、其上御城迄不意に出仕して、門を開かざるを憤りて、過言度々吐散せし始終、悉皆合點なり、然し御馴染を忘れ給はず、閉門丈にて早速御免とある時は、政道薄く成行き、大小名迄も蔑如にし奉る樣成行くべし、因て愁訴せぬ上は、種々我儘の大言を吐散し、增々御怒に觸れ奉り、嚴密の御所置を蒙り、御幼年より懇切なる伯耆守さへ、將軍の意に悖れば斯の如しと、大小名の眠を覺し魂

○青山伯耆守配所にて死する事

爰に伊豆の國下田へ流人たる青山伯耆守は、潔白なる性質にて、身の上の流罪は覺悟の事なれば、親類中よりの見繼も受ず、御定法の島扶持ばかりの艱難は、目も當られぬ有樣なり。古今大名の流罪も多しと雖も、誠に伯耆守が如き困窮は、前代未聞なり。然れども日夜の逼迫少しも悔む氣色なく、當將軍家の御安否を氣遣ふ父子の物語に付て、子息因幡守は老父に向ひ、然樣に御馴染を忘兼、明暮氣遣ひ給ふ上は、某潛行に出府致し、親類中へ罷越し、御御の御安否伺ひ申すべし、流人の身として他國に出行は不屆と雖も、某に流罪の仰なきを、父上の御先途を見屆け申すべしと、別に願立て蟄居仕るからは、誰か咎め申すべし、因て思召の通りを御認め渡されよと、父を慰むる言葉に、伯耆守は、斯迄孝心を盡す因幡守を礑と白眼、瀧の如くに涙を流しながら、然樣の存寄ゆめ〱なし、親類に便りて御安否を伺ひ奉らば、御上を始め年寄中、伯耆守は配所の飢寒に堪兼て、愁訴立の御機嫌伺ひ、全く御免を蒙り度心底ならんなどと推量ありては、忠勇を缺き恥辱を受る道理なりと聞て、因幡守も同く涙に哽びしが、重て某儀は若年なれば、何樣の艱難仕るとも、父上への孝心と存じ、少しも厭ひ申さず、次第に御年齢

が勢を目懸、さし詰引詰雨の如く射放せば、内田方是は〳〵と狼狽るを視澄して、傳五郎は身を固め、若黨中間十二人を左右に引具し、門を颯と開くより疾切て出しに、内田勢聲々に、傳五郎を遁すな、討取れ、と追取巻、雙方火花を散して切合しが、内田方三四十人許も手負死人等出來たり。又米倉が家來も小勢なれば、六人迄切倒され、既に利なしと見えける處に、傳五郎は鎗を颺々打振り、瞬間に十三人を突伏ければ、内田は大に怒り、憎き奴の振舞かな、目に物見せて呉んずと、打て懸りしを、得たりと傳五郎は突入々々戰ふにぞ、平太郎は廣言にも似ず迯出す所を、何の苦もなく突倒されける。是を見て荷擔の輩、傳五郎を遁さじと、十人餘群り打懸りしに、事ともせず、一方に捲付々々突散しければ、内田方大いに避易し、四方へ發と迯失たり。扨又平太郎は息絶々になりけるを、荷擔の面々に助けられ、這々の體にて迯歸りしが、夫より荷擔の面々猶内談の上、公儀へ訴へ裁判となりしに、米倉傳五郎は其場より、紀州侯の邸へ駈入しかば、年來御目を懸られし米倉の事故、領國へ匿はれ、再三公儀より御尋有しかども、行方知れずと申立られしは、傳五郎器量ありて、用にも立べき者と思され、使置かれしと沙汰しけり。

さず、此方より米倉方に押寄て勝負を決すべしと腰を押れて、平太郎は其意に同じ、急ぎ支度をなしにけり。其時親類は勿論、朋友等へ廻狀を出し、右の趣知らせければ、馳集る者百八十餘人、平太郎を中に圍ひ、隊伍を調へ、米倉が屋敷へ押懸たり。時に一人進出で、平太郎申しけるは、夜中と云殊に案内もなく押入ては、後難の程も計難し、先使者を以て申入、然る後打入が宜しからんと云に、平太郎も其意に從ひ、若徒兩人に申付、豫て約定の如く勝負を決せん爲、内田平太郎推參せりと申入たり。傳五郎は門外に人音の夥多しきを聞き、何事やらんと不審處に、右の案内を聞くや否、一言の答もなく、早速二階へ駈上り、物見に登りて視屆けるに、内田が黨寄來りければ、疾駈下て老母に向ひ、扨只今迄、御聞かせ申しては却て御心勞と存じ、申上ず候へども、今日殿中に於て、云々の事より先祖の武名を汚し、且子孫の恥辱とも相成る事口惜く存じ、強く抗論して退出仕りたり、因て其遺恨に由り、只今大勢攻寄たる體に相見え候、此場を遁れては先祖への不孝と申し子孫迄の名折なれば、私は跡に殘り内田と勝負致すべし、母上には弟彦兵衛を召連れ、親類へ御立退あるべし、疾々裏の小門より御出有れと申せば、老母は、否々妾も助太刀致すべしと、奥に駈入、疾鎖帷子を著し、彦兵衛を呼び、其方豫て半弓を好しが、此時こそ十分射放すべし、妾も倶に放つべしと、六十に餘りし老母が二階の者見に登りて、内田

ながら、へらぬ面にて冷笑ひ、貴殿は法談坊主の辯舌なれば、とても某口前にては叶はず、立合の勝負せよとて、已に騷亂に及ばんとせしが、最早式日の禮始まる故、目付中諸席を改め、大小名は段々次第を立し時なれば、旗本の面々雙方を押鎭め、先其日は事なく相濟たりとなん。

○米倉内田爭鬪の事

誠に三思一言九思一行の古語は、人事日用の誡なれ共、是を忘るゝ者多し。玆を以て諺言に、論語讀の論語知らずと云も理なり。米倉内田兩人は、旗本歴々の身分と云、殊に殿中式日の時に當り口論せし事ゆゑ、雙方の風說區々なる中にも、米倉が風說は、日頃柔和にて言語少し、然れども事に臨んで應對の言語淸しく、水の流るゝが如し、實に先祖米倉丹後が武名を汚さず、本意の口論、柔能剛を制すとの軍意に達し、不斷の心掛までも顯れたりと賞美せり。是に引かへ内田が風說は、以ての外に宜しからず、實に卑賤の論にて取に足らずなどと云合へり。然ば内田が親類は云に及ばず、懇意なる者集會て相談しけるは、此度の一件は殿中の式日ゆゑ、平太郎其場にて詞を番ひ、不日米倉と勝負を決すべしと斷り置たり、因て延引に及ぶ時は、米倉の方は次第に風說宜敷、内田の方は胡盧となるべし、然る時は旗本中に面を合す事ならず、時日を移

正して申しけるは、其方の了簡にては、武備の是非は無益の論と云事なり、決して他門ならば批判に及ぶまじきに、先祖丹後の發明たる竹束の事故申せしなり、抑〱竹束の出來始は、前にも申せし如く、信州苅屋原の城攻に、太田彌助が精兵に射立られ、寄手の手負夥しく、信玄大に怒りて、持組の面〱一手攻にせよとの下知により、大將士卒何れも謀合せ攻落すべしと、板垣甘利原諸家、鬮取にて城攻せしに、板垣諸士射散されて颯と引けば、甘利備前は旗本より、自身眞先に進み攻寄る間に、米倉丹後は城近き農家の藪より竹を多く切らせ、是を束ねて士卒の面に押立させ、攻近付し故、太田が射出せし箭通らず、因て甘利が一手は犇〱と攻寄せ、終に攻入しを信玄大いに悦び、苅屋原落城は、偏に米倉が竹束の功なりとて御褒美ありし、其頃より關東北陸十五ヶ國へ其名蔓延、竹束〱と諸家用ひ始めたり、是三略に說し、柔能剛を制せしの理なり、貴殿は米倉家を拙き事に申され候得ども、當將軍家へ召出相成、軍師に撰拔れし節、東照宮より別段の上意にて、四半の差物へ米倉丹後と書記し、諸手へ軍師たる事を知らせしなり、是以て私に恣の武名を好むに非ず、貴殿は甘利の卑官と辱しめ候得共、夫は代替り時移るに隨ひ、出生の高卑に由らず、歷〱の大身にも、其舊は卑賤の家より起るもあり、然し貴殿に聞度事あり、內田家の先祖に、米倉丹後程にも武名聞えし人ありやと詰りければ、平太郎は當惑し

倉が竹束と唱へて、遠國迄も近代の重寶とせり。其丹後守が曾孫の傳五郎なれば、此物語を聞き堪兼て首を差伸べ、平太郎殿、其方や我等は、其時の事は未だ生れざる前の儀故、今靜謐の御代に空談無用々々と申しければ、平太郎は振向、傳五郎其處に居るか、今の一言は入らざる過言無禮なり、と申しければ傳五郎は、若年と云殊に柔弱性質なれども、少しも臆せず呵々と打笑ひ、言葉を改め、其方の過言雜言毎度の事なれど、是迄は一度も改めて申せし事は無し、然ども只今の竹束の事に付、欺き論ぜし一言は挨拶すべし、此傳五郎が甲州出の米倉とは、列座の衆中御承知なり、然るに差物の長短に付て、吟味は、武者奉行の裁判を請べきなり、又武器の詮議は、武士の寄合に語るは銘々の琢磨なれども、只今其方の雜言は、武道不案內なる故實に無用と申したり、是も友人の信を思うての事なり、又竹束仕出の根元は、外の家に非ず、甲州にて某が祖父たりし米倉丹後守、戰場に臨みて機變の工夫なり、と云はせも果ず平太郎は高笑ひして、傳五郎よ、人聞の能樣に、先祖の自慢は聞度なし、其方先祖米倉丹後は、武田家の甘利備前が卑官より成上りなり、其頃甲州卑官の小身者は、織履を作りしなり、其方が先祖の丹後とても、其履細工の中思付き、竹束を拵へしは才子なり、然り乍ら當今の合戰ならば、其竹束如きに困る者は有まじとて、呵々と打笑ひけれども、傳五郎は少しも憤怒らず、顏色を和らげ、言葉を

登城前の事なれば、旗本中寄合居たりし中に、内田平太郎米倉傳五郎の兩人相番にて、平日心易き者なるが、此兩人は兎角懶惰の質故、學問などは心掛ず、只遊惰に光陰を過しけるに依り、人倫の道を明かに知らざるも理なり。平太郎は、三四人の者と四方山の咄の末、當時は治世なればとて、人々武術の心掛疎ければ、誰も差物などに心を用ひる者なし、然ども差物は、上杉家にて好し四半こそ至極宜敷物なり、風雨の節も身の振廻しに障害なく、又亂軍の中にても進退自在なり、斯樣の品にあらざれば、武功を顯す事ならずと云に、誰共知れず傍より、平太郎殿然に非ず、强ち差物に依り武功を顯すのみならんや、皆人々の器量にあり、尤も關東にては甲州の百足差物〳〵とて、戰場にては敵も味方も道を開きたる事は、今も猶茶話にも申す程の高名なりと、云も終らざるに平太郎冷笑ひ、假令百足の差物にもせよ、又は大蛇の差物にて來るとも、人は知らず此平太郎は斟酌すまじ、又甲州仕出の楯に、竹束と號けて、鐵城の樣な楯さへ、弓勢に會ては箭を以て射拔たるものをと、我知顏に物語りする後に、米倉傳五郎は默然として聞居たりしが、抑竹束の仕出は、甲州にて他家には非ず、曾祖父米倉丹後守、信州攻の時、刈屋原の城主太田彌助、箭繼早の精兵を揃へ、寄手を射立ければ、甲州勢色を失ひし折柄、丹後守機變の工夫に竹束を思付きしに因て、太田の弓勢甲斐なく、終に城を攻落しけるに、以來は米

當り難く、追々討手を指向ると雖も、容易に鎭定の功を奏する事能はざる趣に依り、諸老臣を集め評定なすと雖も、左右一決せざるに因て、汝を呼出せり、汝は度々戰場に臨み、高名を顯せしを以て、汝が差圖を請んと存ずるなりと上意有ければ、彦左衞門打笑ひ、僅の小城に浪人百姓の浪藉者籠城せしを、天下の諸侯寄集り、手に餘るとは何事ぞ、今の世に智者と呼るゝ松平伊豆守、此軍配は致さゞるや、然ど治世の理害は政道も成るべきなれども、戰場の理害は疎かるべし、血潮に染たる者は又其理に賢く、既に今度籠城の者を、浪人百姓などの事と思はるゝは不覺の次第なり、承るに、干戈の中に討洩されたる者も多分ある由、殊更邪宗門に凝固りたる者どもなれば、一同城を枕と決定致し居るよしゆゑ、尋常の者に非ず、依て當時役人方の稽古には、至極よき相手なりと、御前をも憚らず申上ければ、御前に在合ふ諸士顏を見合せ、一言の議を發する者もなく並居たり。然るに將軍家には、今度の軍略、其方に頼むなり、宜く指揮是有れとの上意なり。之に依て彦左衞門屢々登城なし、專ら軍事の評議を聞きたりけり。

○旗本内田米倉爭論の事

病は口より入り、殃は口より出づと、宜なるかな。同年九月十五日、月並惣出仕にて、大小名

立籠り、領主松倉豐後守を始め、九州の諸侯多人數馳向ふと雖も、草賊倍々猖獗にして、容易に鎭定の樣子も見えざれば、將軍家にも大に御心を惱し給ひ、諸老臣を召て種々評定あれど一決せざれば、將軍の上意に、斯樣なる儀は彦左衞門へ相談爲すこそ然らんに依り、早々同人を呼出し、見込を承るべしと仰出されければ、卽刻上使を以て登城いたすべき旨仰遣されしに、彦左衞門上使に向ひ、某は久敷登城致さず、引籠り罷在、衣類も甚だ見苦敷相成りしに付、とても急に登城は成難く候、元來御存知の通り不身上の者なる故、衣類など急に出來兼るなりと申上しかば、上使は立歸り、其旨老中へ達せしに、又例の我儘なり、兎角上意なれば早々登城すべしと、上使三度に及びけれども同樣の答ゆゑ、餘儀なく將軍の御聞に入れしかば、渠が我儘は、大御所の御代より今に至る迄珍しからずとの上意にて、則ち御召の御小袖一襲、御上下一具下置かれければ、彦左衞門是を頂戴して、漸々と登城せしに、將軍家は直樣彦左衞門を御前へ召され、扨々久々の對面なれども、汝無事にて目出度存ずるなりと仰出されしに、彦左衞門兩手をつき、君にも御機嫌能居らせられ候段、恐悅至極に存じ奉る、又此度此老夫を急に召出され候は、如何なる御用に候やと伺ひければ、將軍、然ばこそ、汝も聞及びしならん、此度肥前國天草にて、浪人百姓等一揆を起し、諸所狼藉を働き、其勢倍々熾んにして、匆々

第と仰付られける。時に十二月廿七八日頃なりしが、彦左衞門不圖物見に出でて、往來を眺め樂しみ居し折柄、向の方より餅米三俵付たる馬二疋通りければ、彦左衞門是を見るや否、彼の馬を引入させ、自分玄關に立出で、小荷駄役人に向ひ、之は尾張殿の小荷駄にて候や、定めて時節柄ゆゑ餅米ならん、然樣ならば其米此へ下し申すべし、扨其方共は屋形へ歸り、彦左衞門事當暮は甚だ困窮仕り、今以て餅米を調へ兼るにより、如何仕るべくと存じ候折柄、餅米を付たる馬門前を通り候に付、幸ひと存じ、右の御米六俵共に拜借仕ると申上べし、依て此米六俵、我等借用申すなりとて、米六俵共に玄關の前へ下させ、小荷駄役人をば歸しける。彼小荷駄役人屋敷へ罷歸り、右の段具に申立ければ、尾張殿是を聞かれ、夫は笑止の事なりとて、俄に使者を以て彦左衞門方へ申遣されけるは、只今某家來に申含越されし趣、御道理の儀に付承知致し候、併し夫ばかりの餅米にては少かるべし、御入用次第進上申すべくに付、御遠慮なく仰越さるべく候と申入ければ、大久保老人罷出で、御挨拶は忝き御心入に候へども、先程借用申上たる六俵にて澤山に御座候、若又不足に候はゞ、手前より申上べくと答へられ、是より此儀嘉例と相成、毎年十二月廿七八日頃に、尾張殿より餅米六俵、馬二疋に付け、彦左衞門方へ遣されるとかや。扨また寛永八年の頃、肥前國天草島に一揆起り、百姓浪人等、島原の古城に

因て早々配所へ御送り下され度、素より然樣の御沙汰之有べくと、豫て覺悟罷在候、然し家財の儀は、恩祿を以て調置候へば、殘らず差上べし、我身に添し物は、重代の差料と忰のみ、是は一同に持參仕るべしと申捨て、上使未だ座を立ざるに、家來に其段申渡し、青山の下屋敷へ立退ける。爰に子息因幡守は、私用にて親類へ參り居合せざるに依り、途中より草履持に右の趣申遣し、青山の下屋敷にて待合すべしとの事、餘りと云へば一徹なり。上使の兩人呆果て、急速登城して右の趣言上しければ、家光公大に驚き悔み給へども今更詮方なく、然りとて其儘にも捨置難ければ、遠流は御宥免にて、伊豆國下田へ流罪になりしは、是非なき間違と云ひつべし。

○天草一揆討手配評定の事

然程に大久保彦左衞門は、家康公より三代の間忠勤を盡し、家康公薨御の後は、江戸表へ罷出、秀忠公御一代御寵愛を蒙りしも、偏に家康公御遺言有し故なれば、家光公の御代に至りても、相變らず御寵愛を蒙り相勤め居たりしが、實に智勇稀なる人なれば、誰あつて是を難ずる者もなく、斯御代々御祕藏有ものなるべし。然るに當御代に到りては、老年に及びし故、登城勝手次

○伯耆守方へ重て使者を遣さるゝ事

扨も將軍の御前にては、日々伯耆守が噂を成され、渠定めて難儀致し、今に愁訴歎願申出ん、其時は宥し候はんと、家光公も御心待に思召す處、伯耆守は雅樂頭大炊頭の兩人へ、氣強き挨拶後、愁訴の沙汰更になし、因て再度兩人より說勸めると雖も、左右我意を立通し、愁訴すべき體もなかりければ、雅樂頭大炊頭を始め、老中の面々心を痛め、種々評議ありしに依り、將軍是を聞かせられ、誠の御怒にはあらざれども、何とかして渠に詫言させんと思召し、密に仰せられけるは、伯耆守我意を立通すとは法外なり、因て知行を召上、配所に送られ候と申しなば、俄に驚き周章、其時こそ愁訴せんは必定なり、依て其通り申付よとの仰に、老中方も此儀然るべしと申上、早速上使を伯耆守方へ遣され、此度の不都合は、屹度遠流にも仰付らるべき筈なれども、御幼年よりの御馴染を思召し、其許先非を悔い愁訴致し候へば、御免なさるべき尊慮なるを、汝が我意を立通し、愁訴もなく、君位を輕んずる心底不屆至極なり、然れ共東照宮神意の照覽もあらん事なれば、此上心を改め哀訴致すに於ては、相替らず召仕はるべしとの上意なりと申渡しければ、伯耆守申す樣、上使の趣委細畏り奉り候、然り乍ら哀訴の儀は仕らず候、

赦免有樣に取計はんとて、御前に出で、此度伯耆守閉門の儀は、如何なる御思召に候やと伺ひしに、將軍笑はせ給ひ、今度こそ渠に至極の迷惑致させなば、渠必ず其方共まで日參詫言致すべし、其上ならでは赦免すまじ、誠に遺恨と云ふには非ず、予幼年の節に、毎夜渠に詫言したる返報なり、其方共心配に及ばずとの上意なりしかば、各自も少しく安心し、此思召にては、伯耆守が身の上に障は有るまじと、了簡して退きける。依て大炊頭雅樂頭の兩人は、伯耆守が方に到り斯と告ければ、伯耆守嘲笑ひ、某は盲目にて書物は見ずと雖も、林道春が御前にて講釋致せしを、折々承りしに、和漢とも古今、主君に諫言して用ひられず、其上に追込られしを難儀なりとて、泣顏下げて詫言せし例を聞かず、是まで隨分御憎しみ募居りしゆゑ、知行を取上らるゝは知れし事なり、併し近來御加增二萬石は、當御代の御加恩なれば取上らるゝとも、本知三萬五千石は、當將軍家御取上は成まじ、本知さへあれば、蟄居して凌ぐべく、某より御詫言など云ふは、聞くも穢はしとて、一向取合ざれば、酒井土井の兩人も、重て異見すべき詞もなく、手持無沙汰に立歸りけり。伯耆守は、猶も親類續合の方へ、急度使を以て、已後音信不通たるべき旨言切り、只々死を待つのみの覺悟と見えたりけり。然れば雅樂頭大炊頭も、深く心痛なすと雖も、是を和げ解くべき術もなく、思慮に盡きてぞ居たりける。

一夜中角力の土俵に馳入、理不盡に諸人を追散し、奇怪狼籍に可至の事

右の條々不屆至極に依り、堅く閉門仰付らるゝの間、重疊恐入候はゞ、年寄方迄寄々訴狀を奉り、赦免願ふべき時節有るべきものなり。

と書付を渡されける。是は表立し嚴しき御咎に非らず、將軍家御幼年の頃に御諫申上候節は、御上より御詫遊され候儀度々の事故、以前の意趣返に、斯樣の節を幸ひ斯計ひなば、伯耆守恐入て愁訴致すべし、然る處數日御赦免なき時は、彼彌々難儀致し、度々年寄中まで足を運ばん、迷惑重疊の上、御宥免有て後、御笑ひあるべしとの思召にて、御戯に、表役人へは御沙汰なく、御側の衆へ仰付られ、相認めさせて、御手元より出でし御咎書なりしを、伯耆守が心には、年久敷舊功を御忘れ成され、情なき御咎哉と心得、生得短慮猛勇にして正直の人故、御咎畏り奉るとて閉門なし、何方へも通達なく、憤死を遂ぐべき覺悟なりしは、君臣の了簡違とや云はん、最苦々しき事どもなり。

○老中共伺ひの上存違ひの事

扨も此度、青山伯耆守閉門仰付られし事、年寄中も笑止に思はれ、將軍の思召を伺ひし上、御

斯て伯耆守は、翌夜番町に至り、角力場の邊に隱れ忍び、待受進らせし折、二晩目に將軍家例の如く渡御有るや否や、集り居し輩角力を取始め、家光公も一入興に入らせ給ふ最中、青山伯耆守上下の股立高く取り、案内もなく土俵の眞中に上り、先角力を待つべし、何方よりの仰付られに依り、御城近き此所に於て、夜中角力を取り、騷がしく群集するや、一人も餘さじと、刀を拔懸け切殺すべき體に罵りければ、皆這々に逃散たり。將軍家は以の外御機嫌を損じけれども、御忍の御遊興にて、元來有まじき事なれば、徐々と還御有りしが、御後を慕うて伯耆守登城せんとするを、將軍家より御門番士に、伯耆守來る共堅く入るべからず、と仰付られしかば、開門致さず、雅樂頭大炊頭伯耆守の三人は、夜中にても、訴へなく御城入御免の者なりしが、今晩に限り御門を開かざれば、伯耆守散々に憤言を吐散し、是非なく立歸りけり。然るに其翌日、御咎書を以て仰渡され候趣は、

一伯耆守事、御幼年御傅役の節、過言度々に及びしと雖も、捨置れ候處に、御成長の後、既に將軍職に任ぜらるゝと雖も、往事の失禮申譯に及ばず、無禮重疊の事

一夜中御門締の處、無體に入城せんとて、番士に向ひ雜言の段、禁制を破り我儘狼藉至極の事

快にて引籠り居しが、漸く兩三日前より出仕致せし處なれば、一向委細を知らざりし、此事此儘には捨置難き事なり、豫て東照宮よりの命もあれば、某屹度御諫め申上べしと云ふに、樂雅頭大炊頭の兩人、然らば宜しく計ひ給へとて、約束なして歸りける。扨も三人とも、極誠忠の御譜代と云ひ、斯まで君の御行跡を心に懸るからには、天も納受ある筈なるに、時節到來とは云ひながら、伯耆守一人の事の間違より、遂に禍を蒙ること是非なけれ。抑々青山伯耆守は、竹千代君の御傅と仰付らるゝ時、家康公仰には、汝是迄予に對し、無禮の過言其數を知らずと雖も、今日に至る迄咎むる事なく差置しは、直言誠心少しも諂はず、潔白の忠臣と洞察し故なり、此後竹千代に不行儀の擧動ある時は、能諫言すべし、萬一其方が諫を用ひずば、家康に命を吳しと心得、冥途まで注進すべし、此事怠る事勿れ、との御意を蒙りしに依り、上意の趣畏り奉ると御請申上し後、竹千代君に向ひ奉り、只今御聞遊され候通り、短氣者の伯耆を御傅に付させられ候は、早く相果よとの御心底なるを察し奉る、必ず御行儀能く遊ばさるべし、若御聞入なく候はゞ、某を御手打に成さるべしと、御斷り申上たる如く、御幼年より氣力を盡し、守立奉りしが、御成長に隨ひ、寛仁大度の操に入らせられ、各々感悅せし處に、此度の御行跡は、萬事御合點の上にての御放埓故、兩人より、伯耆守に委く申聞かせ、諫言の相談有しなり。

○新將軍家大炊頭が諫を用ひざる事

斯て雅樂頭大炊頭の兩人は、諜合置諫め奉りし趣、一應にて御聞濟の虚實を試みるべしと、猶又談合なし、將軍家を見知りたる家來一人宛、兩家より番町へ出し窺せしに、翌晩は渡御もなく、其次の日は雨降て其沙汰なかりしが、三日目には晴天なれば、例の如く兩人を遣し窺せしに、暮過より角力始りし處、四ツ時ごろに四五人の若武士、土俵近く來りしを見て、集り居たる者共、皆々敬ふ體なれば、扨こそと兩人は熟々見屆けしに、何れも一樣の黒木綿裝束の中に、新將軍家入交り給ひ、いざ〳〵と御聲懸らるゝが否や、角力始りて、九ツ時に皆皆退散ありしなり。依て始終を篤と見濟し、立歸りて斯と告ければ、酒井土井の兩人も惘果、扨は一應にて御承引ありしは、是全く後日渡御の障と思召し、大炊をば能々欺き給ひしものよと、終夜相談せしが、雅樂頭が了簡には、此度再三申上ては、君臣の間に隔心起らんは必定なり、然る時は御政事向に差支出來し、公私の障にもなるべし、是は伯耆守を懸くべし、渠は御幼年より仕付たる強勇の諫にて、慥に御斟酌あれば、忍びの角力相止べしとの相談に決し、夫より兩人伯耆守に對面なし、事の仔細を語りければ、伯耆守大に驚き、某は先達てより不

神福民懐　何有所憂　百行之本　焉依焉求
如虎如貔　何有所懼　教以寛柔　惟義是慕

青山伯耆守忠俊

又安政己未年、將軍家茂公、儒臣林大學頭信輝に命じて、同じく畫像へ讃せしむ。

元和之初。酒井忠世。青山忠俊。土井利勝。爲大猷大君傅。忠世之仁。忠俊之勇。利勝之智。合三長爲一。以相補導。蓋台德大君原旨。神祖而所命也。是以儲德日進。竟爲英主。故寛永之治。世々相承。永爲規範。或畫三補像以相傳焉。其君臣交修之蹟。可謂盛矣。今大君。初在紀藩。幼而繼世。每倚籍左右以修德。一日觀此圖曰。祖宗奕葉之隆。皆此之由。信乎。人主不可無爭臣也。既而入大城。育於儲闈。未幾承洪緒。時尚冲齡。日夜孳々。勵精圖治。愈虛懐。就大臣切求啓沃。頃者命臣某製此圖、陳諸座右。朝夕目睹。以爲自警。欲使輔佐之臣。盡心諫諍。而嘉之相與進寛永君臣之偉蹟也。顧信輝。記其由如斯。

安政六年歲次己未春正月　　大學頭臣林輝　敬識

然ば元和の三臣、幼君を補佐し奉るに誠忠の力ある事知るべきなり。

御諫め申上、夫にても御聞入なき時は、伯耆守罷出、頭上から荒らかに叱り奉り、其行儀にては、爭か三代將軍に立せられ給はんや、東照宮の御前に參り申上ん、此伯耆守が首を切らせられよ、存命にては冥途へ參り難し、御手打に首を落されよ、東照宮へ披露仕るべし、率首を切落して、伯耆守が命をとり給へ、御局方、御腰物を拔て差上られよと、目を怒らし罰ると齊しく、竹千代君御手を上られ、堪忍せよ伯耆、此後は行儀能すべしと、淚ぐませたまふを見奉り、春日局は、伯耆守を宥め、堪忍致さるべし、御上にも御納得と見えたり、御上にも猶又御我儘を止せられずば、女にてもあれ、此局相伴腹を切るべし、其節は自身に首を切落し申すべしと、顏を赤めて申す時に、御聲を上て泣出し給ひ、行儀能して、伯耆、局も殺すまい、堪忍々々と御詫遊されしなり。御成長以後とても、伯耆守をば甚だ御斟酌有し故に、詰りの御諫は、何時とても靑山伯耆守に聞かすべきなりと申上れば、其にて御用ひ有らせられしとかや。其後天明年中、將軍家齊公、元和三補の像を畫かせ、儒臣林大學頭信徵に命じて、之に讃せしむ。

土井大炊頭利勝

察之未形無所隱匿免禍保身何有所惑

酒井雅樂頭忠世

とは、自分も合點は致し居れども、將軍宣下以後は、皆々集りて仰山に扱ふゆゑ、却て夜な〳〵は殊の外淋しき儘不圖出たり、此後は必ず止むべし、氣遣仕るな、との上意を承り、大炊頭は謹んで、有難き思召に御座候、誠に御馴染とて、私儀申上候事を、一應にて御聞屆け遊されし事やと、本意の顏色を顯し、名將と云、君臣和合、上下親順とは此事なりと、悅喜して退出したりけり。其砌上意には、必ず伯耆には沙汰無し〳〵と宣ひしとぞ。然るに三人の中、酒井雅樂頭は人品重々敷、御上を始め奉り、大小名殊の外に心を隔しなり、青山伯耆守は天晴勇士の威風あり、自他門々を恐怖せしめし程の、猛勇無類の荒者にて、御幼年より、伯耆は甚だ御斟酌有り、又大炊頭は才智勝れしかば、何事も心隔なく思召すなり。右三人を當將軍家、竹千代君と稱し奉りし八歲の御時に付けさせらる。其節東照宮、竹千代君を御側に置かせられ、右三人を召出され、向後汝等を竹千代に付置く上は、雅樂は仁を以て補佐すべし、大炊は智を以て介抱すべし、伯耆は勇を以て竹千代に我儘をさせざる樣守立べし、竹千代も能心得よ、三人が申す事を承引せず、我儘に生長せば、三代將軍の職は叶ふまじ、又師匠には天海を賴置候なりと、屹度仰渡されし時、竹千代君、篤と御承知有し處に、平日御行儀宜しからざる事あらば、先大炊頭申上、猶も御用ひのなき時は、雅樂頭罷出、東照宮仰渡されし上意を申出し、重ねて

れ、大炊頭は別して御相口と云、御心安く思召されしなれば、御酒など下され、御懇切の御意の中に、何と大炊、近頃世上に變りし沙汰聞かざるや、との御尋を幸ひに、大炊申上けるは、さして相變り候沙汰も承らず、然り乍ら、少し變りたる事は、夜な〳〵番町の明地へ、歴々の大名方が忍び體にて、角力を取りに參られ候と申す事を承り及び、不思議なる事に存じ居り候、何の大名にて候哉、推察に及ばず候と申上候處、將軍大いに笑はせられ、夫は誰なるべし、大炊當て見よと上意に付、大炊頭思案の體にて、誰にて御座候べき、よもや御三家方御出は有まじ、加賀は行儀正しき人にて、物騒がしき事は嫌ひと承り及び候、薩摩守にても有るべきやと申上、又暫らく思案の體にて、いや推察仕りたり、多分陸奧守に御座有るべし、扨々途方もなき法外千萬の人なりと、高笑ひして申上る。時に將軍御笑ひ有て、大炊は推察の疎き者なりとて、大炊が耳に口を寄られ、夫こそ誰あらう家光なるぞと仰ありて、又々御本座に著せられしかば、大炊頭大いに仰天の體にて、是は以ての外なる御行跡に入らせられ候、私が承り候より、外は洩し候まじ、若や雅樂頭承り候はゞ、御前には如何遊され候や、御面目を失はせられべく候、伯耆守承り候はゞ、例の氣違を起し、持扱ひ申すべき事なり、必ず〳〵重ねては堅く渡御有間じく候と、眉を皺めて諫め奉りしを、將軍熟々と聞せられ、如何にも有まじき行儀

に伺候の中、別て御心易き輩許を召連られ、御上の御遊とも人目には見えざるやう、黑木綿の衣裳にて、番町の明地に到り給ひ、御家人等と打交り、角力御取なされしは、太だ輕々しき事にて有けるが、最初の程は夜廻番人輕卒を制しけれ共、後には諸方より競ひ來り、倍々盛んになり、夥多く群集せしが、早晩將軍家の御遊なりと云事世間へ聞え、土俵場を公方の辻と稱へしを、酒井雅樂頭が一番に聞出すと齊しく、土井大炊頭へ傳へて、此儀聞捨難し、如何すべしと相談に及びければ、大炊頭聞て、御幼年の頃より、貴殿某ともに御傅役なれば、御行儀宜しからざる節は、東照宮の嚴命を頭に戴き、一番に御諫め申上たれども、近年御成長後は、御行儀宜しからぬ事と心を付ながらも、憚り居たりしが、此儀は聞捨になり難し、先々某御機嫌を伺ひ、御諫め申上べし、然ながら、只今は前々と違ひ、御聞入の程計り難し、若御聞入なき其時こそ、御幼年より組付こなして、御上にも御迷惑なされし伯耆守が手に渡すべしと、實忠補佐の兩人謀合せ、其機をこそ待居たれ。

○青山伯耆守以後勇を守立る事

斯て雅樂頭、大炊頭を始め謀合せ、機會を以て御諫言申上んと思ひ居たりし折柄、御前へ召さ

氣遣ひ無用々々と、笑ひながら退出ありしかば、天海の申されし如く、比翼連理の御契淺からず、稀なる御夫婦故、其夜直に大奥へ入らせ給ひしとかや。

○新將軍家我儘なる御行跡の事

扨又秀忠公には、御代を家光公に讓り給ひしかば、前將軍家は萬機の政事を、當將軍家光公へ任せられしが、前代以來、諸事功者の年寄中執事にて、御政道の御規矩は相違なしと雖も、當將軍家の御行跡と申すは、何者の勸め奉りしや、相撲の御遊興を好ませられし事甚だしく、武家にて角力を好みし譯は、戰國にて組打の時其益有るを以て、織田信長を始として、歷々の官位ある國主城主、專ら好み給ひ、自身土俵に入り遊興ありしかども、其頃にも家康公は勿々御好みもなく、御笑ひなされて、是步卒足輕の所爲なり、我等は采配を採て諸軍の進退をなすゆゑ、自身好むべき業に非らずと、見物有るばかりなり。因て御前代も、猶强勇の作條は御好みあらざりし處、三代將軍家の御治世に移りし以來、頻に勇武の業を御好みあらせられ、自然と御力量も出來して、一入面白く思召し、城中の御庭などにて、御小性、御小納戸の若殿輩を相手に、折々角力取らせられけれ共、是のみの御遊興にて飽足らず思召しける故にや、夜な〳〵御側

因て、御臺所は殊の外御迷惑に思召し、御食事も召上られず歎かせたまふよしを、年寄衆聞付て、種々御執成御挨拶申上ると雖も、一向御會釋なく、是にては國松君御勘氣と見ゆるなりと、各々毎日評定し、此上は天海僧正の執成ならでは叶ひ難しとて、内々右の段を僧正に物語り賴みければ、天海僧正承知ありて、早速登城なし、將軍に謁見の上、四方山の御咄ありて後、國松殿には久々御目に懸らず、何方に、と尋ねらるゝに、將軍家御挨拶には、不屆の沙汰にて、目通へ出し申さず、と仰らるゝに取付、能手掛と土井大炊頭、此度御憤の次第、御道理に存じ奉ると、天海へ目配して申上るに、僧正聞き給ひ高笑ひして、夫は散々の仕損じと云ものなり、併し何を云ても童子の事なれば、遠慮なきは理なり、玆は國松殿の名代に、愚僧が御詫仕る、何卒御免あるべし、嘸々御臺所は御迷惑、笑止千萬に存ずるなり、六親不和なれば其家治り難しとは、世の諺言に申觸したり、將軍の御怒積りて、果は御兄弟吳越の隔絶となる事もあらん、後々が大切々々、急ぎ國松殿を召さるべしと、頻に天海御聲を懸られしかば、能幸ひと老中の面々、國松君を伴ひ參らせ、天海に式禮ありしかば、將軍家御立腹和ぎ給ひて、暫時御話ありしが、頓て天海も退出あらんとする節、大炊頭、御臺所の御事も耳語氣を付ければ、天海高々と笑ひ、大炊々々、夫婦喧嘩は他人の扱ひに及ばず、今晩か明晩迄には埒明くべし、

嘸御滿足に召上らんと、御臺所の仰故、御料理をなして待給ふ處に、例の如く日暮て將軍大奥へ入らせ給ふに、今晩は殊の外寒ければ、先々酒を出候へと仰らるゝに因り、御臺所は例の鴨の御吸物を差上らるゝに、將軍家御箸を把給ひ、一口召上られ、格別の風味なり、何方より進ぜしやと尋ね給ふに、御臺所の御挨拶に、今日國松が初て鐵砲にて擊止候故、差上させ候と申されければ、將軍聞召れ、恐ろしきものなり、宮内が能指南致したり、何方にて此鴨擊たるやと尋ね給ふに、御前に在あふ老女申上けるは、御城の堀に群居たるを、御擊遊ばし候由と申上けるを、將軍聞召して、御口中に入られたる鳥を御吐出し遊され、御立腹の體にて、當城の事は、父君より竹千代へ下されし事なれば、常に群集る鴨多しと雖も、竹千代が成長の時迄は、某だに是を取らず、然るに國松が擊しとは、疎忽千萬なり、既に父君の仰にも、國松は竹千代殿へ能奉公すべしとありしは、將軍の家來なるが故なり、其國松が幼少なればとて、主人と云兄と云、大切に致すべきに、不埒至極の擧動、是成長の後は、竹千代に對して逆心を含む前兆なりと、大いに御氣色を損じ、御酒一口も召上らず、直に御立あつて、御表へ出御なし給ふ。夫より屹度御使を以て、御臺も其程の事合點あるべし、能々異見あるべきに、悅喜居る心底更に心得難し、國松を竹千代の前へ出すべからず、勿論予が目通へも無用なりと、以ての外の御立腹なり。是に

(一)將軍家掟權を捨て理法を用ひらるゝ事

古今の將軍職は、武權を第一に執行はるゝが中に、德川家康公御發明有て、亂世には權理の法二ッを以て治むべしと御決定あり。是は武田信玄在世に、山本勘介入道、高坂彈正、馬場美濃守等と、治國平天下の問答あり、君臣四問四答の確論を目錄に記されし、執筆は齋藤喜兵衞なり。(此喜兵衞後に眞田安房守昌幸と號す)然るに齋藤が定し掟は、少しも疎略なく詮議したりしを、如何して右の目錄を家康公の御手に入りしや、悉く其事を御納得の上、御嗣君秀忠公へ御遺訓ありしを以て、激しき樣に御譜代衆へも御世話ありしかども、理を專一として法を次に御立なされ、御政道へは申すに及ばず、平生とても其行跡諸事に付同樣に見え給ふ。扨同年十月九日、國松君鐵砲にて御獲物ありしかば、御臺所殊の外御滿足に思召され、御指南ありし福島宮内へも、拜領物仰付られける。然るに秀忠公には、古今無雙に正しき御行儀にて、女中衆一人も御寵愛なく、御臺所ばかり守り給ひ、御中合も睦じく、誠に珍敷御夫婦なり。日暮よりは御夜食も御同座にて召上られ、九ッ過迄寛々と御物語し給ひ、後御寢所へ入給ふ事、定式版行に捺たる如く、一日も變る事なし。然るに今日國松君の擊給ふ處の鴨を、御吸物に差上なば、

并に青山大藏少輔幸成、御貝桶は安藤對馬守にて、目出度御婚禮相濟ける。斯る次第なれば、將軍上意に、板崎出羽守を誅伐せしは道理なり、然りながら何れも能々了簡すべし、板崎が怒忿も道理至極なり、假令姫は不承知にて、婚姻を拒むは是非に及ずと雖も、他家へ嫁するは決して爲間敷事にして、本多へ再縁の儀は、姫が望にもせよ、宥め賺すべきなり、然すれば板崎を誅伐するにも及ぶまじ、只將軍職の威光を損するを恐れて、何れもが私に執計らひしならん、臣として君の威を仰ぐは敬禮なれども、此秀忠に於て板崎を誅伐せしは、末代迄理不盡たる惡名を殘さん事殘念なり、林道春が講じて聞かせしは、漢土にては三度奏せずして死刑に行ふ事なしと、然るに一度も告聞かせずして誅伐せしは、以ての外不念たるべし、急變の場合は是非もなき次第なれ共、其外は何ぞ周章て誅を急ぐ事あらん、此事を思出る時は、此秀忠總身に汗出るなり、此以後とても、死刑に行ふ者ある時は、士庶人は其次第を書付になして必ず伺ふべし、尤も奉行役人どもは勿論なり、年寄たりとも、以來公廳に達せずして死刑を行ふべからず、と宣ひしかば、何れも、上意の趣御道理至極に存じ奉る、以後の處は御沙汰の通相守り申すべしと、御請申上たり。是政道に念を入らるゝ事、感じ奉つるなり。

の日、何卒衣類を持たせ遣し度、種々と盡力すれ共、小兵衛が主從ともに、三十日の間門外へ出べからずと嚴敷申付られ、老父飢寒の患を知りながら、是非なく歎き居る處に、兩人の厚志を聞て感涙を流し、此恩忘れ難しと悦びしを、如何して聞たりけん、出羽守以ての外怒りて、汝等は某を踏付し仕方なり、殺しても猒足らずとて、小兵衛父兩人の代りとして、若者兩人倶に寒中に帷子を著て出勤させ、寒し〳〵と云を、笑ひ樂しみ召使しは、强慾非道の者なり。扨又出羽守は檢使の來りし事を聞き、豫て庭中に掘置し脫穴より、夜に紛て馳出、石州の領地へ迯退き、騷亂を起して腹を慰んと覺悟を極め、庭の築山の陰なる脫穴の方に行し折柄、後より馳來りし小兵衛、金五郎は、豫ての遺恨を晴さんと密に諜合せ、出羽守を欺誑申しけるは、家中悉く寄手に心を合せ、追付亂入と相聞き候、我々は御供致し候て、御先を切拂ひ申すべし、其擾亂に御脫け候へ、御猶豫あつては大事なりと言つゝ、脫穴へ入ながら、源六金五郎は鎗刀を拔持、出羽守が傍へ進み、小兵衛は手鎗を以て、板崎が横腹より胸板へ突貫きければ、强勇の出羽守も、アツト云て倒るゝ所を、源六金五郎は、何の苦もなく出羽守の首を打落して門外へ走出で、實檢に入しかば、一時に騷動鎭定、役人中諸勢を引揚、此旨を執政中へ披露しけるに因て、其日姫君の御入輿は御延引あつて、同年七月十一日、本多美濃守へ御再縁なり、御輿は永井信濃守尚政、

にや、納戸役の中に廣澤小兵衛と云者あり、金銀出入せし處に、三年以前に百兩の金一包紛失して、種々と吟味すると雖も曾て知れず、板崎が妾に欺され色に耽り、件の金を小兵衛が宿番の熟睡を見澄し、板崎は自身百兩包を取出して彼の妾に渡し、汝に之を遣す間、此事を祕し置べし、萬一他の妾共が知る時は、事面倒なりと言含め、知らず顔して居たりしが、金百兩紛失せし由を聞て、其は納戸役の面々寄合、放埒に遊び捨しならんとて、納戸役三人は百日の押込申付、且其調査に付、家中へ利足付に大金を貸置たる事顯はれ、其儀は小兵衛一人支配せし故、小兵衛は半知に申付、役儀取放し、小兵衛が父の七十餘歳になりしを、倅が科の代にとて、寒中裸體にして追放しけるは、不仁不道にて、天の照覽も顧ざる大惡の主人なり。此小兵衛を聞くに、親類とてもなく、老父の立入べき方も有らざれば、眞裸體にて狼狽歩行を、板崎が近習の武士、松川源六、森下金五郎、非番にて他行の途中是を見付、主人へ遠慮あると雖も、兩人俱に若年の節より、小兵衛を師として諸事を習ひし師弟の因緣ある故、見捨難く、綿入羽織を贈り、金五郎は紬の小袖を脫いで、老人の裸體を蔽させ、途中ながら屋敷に出入る町人の宅へ來り、無心して路用金迄を借請け、老人へ是を遣し、當地にては住宅も成難かるべし、大阪へ立越給へとて、知己の方へ書狀をも添へて遣しけるは、眞實情ある兩人なり。小兵衛は父追放

ば此事公儀へ注進せば、却て恩賞を蒙るべきものなりと思案を極め、密に板崎が巧の次第を一通書認め、町奉行所へぞ訴へける。

○板崎不仁に依て家來訴人の事

然程に田中道悦は、町奉行島田彈正忠の方へ訴狀を持參なし、御注進の書付なりと差出せば、彈正忠直樣披き見ると等しく大に驚き、卽刻登城して執政中へ披見に入れければ、速かに評定一決して、奉書を以て、板崎出羽守儀御用の儀之ある間、土井大炊頭宅へ罷出べしと達せられしかば、板崎畏り奉る旨御請申上たり。因て大炊頭方にては、立合の役人各々列座して待居たりしに、板崎來らざるに依り、迎として徒目付を遣し、老中始め數刻相待居らるゝの間、早々參らるべしと申入ければ、板崎心中に、扨は密計洩たるかと察しけるが、御使の徒目付へ、取次を以て、只今參上仕るべしと支度仕り候處、俄に病氣差起り候に付、延引致し候なりと返答に及びしかば、其儀ならば此方より檢使を差向べしと評定の上、夫々の役人早々出張し、出羽守誅罰免れ難きに依り、家來共助命の望ある者は申合せ、出羽守が首打て差出すべし、然らは家中の者共は御構なきぞと、三度迄呼はらせけるを聞き、板崎が日來の不仁爰に報ひける

と聞くより、板崎憤に堪へ難く、遂に人數を催し、途中に於て奪取、一日なりとも某の妻に迎へずば、大小名の嘲も無念なりと、密に用意をしけるは危險事どもなり。斯て將軍家に於ては、此事更に知る者なく、御入輿の支度とり〴〵なる處、板崎が侍醫に田中道悅と云者ありしが、先年出羽守病氣の節、彼の道悅が調進の藥を服せしかども、數日効驗もなく、遂に退屈して町醫師を招き治術を受しに、其効顯れ不日にして全快に及びけり。板崎は不學にして武術ばかりに達し、意地強き者故、是を憤怒て道悅を責め、醫業の職分として知行を遣し置くに、此度我が病氣治療方疎略にして藥効なきゆゑ、町醫を賴みしに忽ち全快せり、依ては知行を差出し暇を乞べき筈なり、然すれば汝が知行を以て、此度治療の功を顯せし町醫を召抱んと思ふ處に、其儀に及ばず、是全く知行盜人なりと責られし故、田中道悅迅速に暇を乞ひ、浪人すべき筈なれども、父母を始め、妻子都合九人を養育身分なれば、知行を取てさへ艱難する處なるに依り、浪人する時は、大勢の者餓死するより外なしとの了簡と見え、是非なく暇を乞はざれば、終に知行の半を取上られ、傍輩の指しを請ながら、是非なき月日を送りけり。然る處に此度板崎が企望を聞くと等しく、道悅心に思へらく、某を恥しめて半知にせし事、最殘念の至に付、何時かは怨を報はんと思ひしに、此度の企は一旦利運を得るとも、爭か安穩に相續せんや、然すれ

なりとも、城中へ入て姫君を御供すべし、然るに於ては其者の妻に下され、其上姫君御持參の知行十万石と御觸ありしか共、火の手城門に充滿て、匆々救ひ進らすべき樣なければ、誰一人として御請を爲者なかりし處に、板崎出羽守大御所の御前へ出で、仰の通相違なく妻に下され候はゞ、私御供仕るべしと申上るに、少しも相違なし、早々連來るべしとの上意を承ると等しく、家來に著せたりし黑革の具足と著更へ、難なく城中に馳入搜廻りけるに、帶城郭の石垣に寄添て、煙を凌ぎ在ませしかば、姫君を負奉り、煙の下を潜り〳〵て、漸々城外へ救出し進らせしかば、大御所の御感悅は譬ふるに物なく、板崎は姫の爲には命の親なりとて、厚く待遇れて、御約束の如く板崎方へ緣組の事を姫君へ勸められしと雖も、姫君には御嫌ありしに依り、將軍には姫君御我儘なりと、以ての外御腹立あらせられしが、御側の者共、何分關東へ下向の後取計らひ然るべしと申上、御延引あり。板崎へは大御所よりの仰渡されにて、是迄本地一萬石の處、更に二萬石の加增ありて、石州津和野の城主と仰出されしかば、板崎は案に相違し、元來上意に依り、姫君の御命を救ひ奉りし廉を以て、將軍の婿になるべしと思ひ定め、吉左右如何と待居し處に、彼の加增を賜りしのみ故、是を利銀と思召さるゝは無念なりと、蔭にて憤怒を含みながら時節を待つ折から、元和四年六月七日、姫君は本多美濃守忠政方へ御入輿

彦左衛門功蹟之記　下巻

○板崎出羽守誅伐御後悔の事

過つて改むるに憚る事勿れとて、三歳の童子も知りたる聖語なれども、知て行ひ難きは人欲なり。然るを徳川前將軍秀忠公は、聖德の備りし君なれば、先年本多上野介正純を御所刑仰付られ、其翌日御酒下されありて、老中殘らず御前へ罷出しに、將軍御物語りの序、御言葉靜に仰出されしは、昨日本多上野介罪科、輕重詮議の節申聞けべしと思ひしが、新舊の所刑混亂しては、萬一了簡違も有べきかと差扣へしも、後々政道の疎略なる事を評するの虞もあれば、止を得ず唯今申聞かするなり、彼の一件は、衆民の評もありしとか聞及ぶゆゑ、落著せし往事を申出す、必ず愚痴なる存念と思ふべからず、抑々本多死刑に付て、夜前も篤と考へしに、左右心に絕ざるは、四年以前誅罰せし、板崎出羽守が事なりとの上意あり。此一事を以ても、政道に念を入れ給ふ事知るべきなり。此板崎出羽守と云は、去る元和元年五月七日、大阪落城火の手上りし節、將軍秀忠公の御姫君、(秀賴公簾中)城中に殘り給しを、大御所甚く御歎あつて、寄手の中より誰

城して其顔を見すべし、豫て殿中も頭巾と杖を免し置しが、今年は別て寒氣も強し、仍て之を與ふるなりと、紫色縮緬のくゝり頭巾と、枇杷の木にて作りたる撞木杖に、天鵞絨の袋を懸て賜りける。忠教勿體なき上意、恐入り奉り候と申上ければ、家光公重て宣ひけるは、彦左衞門老體なれば、頭も冷え歩行も心に任せず、殿中と雖も寒氣も強し、殊に疊の上にても、足弱ければ躓き倒れまじきものにもあらず、是は老人の身を恤育計りにあらず、神君を敬ひ奉る予が志操なりと宣ひければ、彦左衞門兎角泪に暮れながら、御禮を申上べき言葉もなしと、右の二品頂戴し、御前を立て下りける。

御手自召されたる御羽織脱がせられ、當座の褒美と賜りければ、彦左衛門あり難しと御羽織を受て押戴き、頓て御前を退きけり。其後彦左衛門老年に及び、歩行心に任せず、起居も自由ならざれば、隱居仕り度旨願奉ると雖も、家光公是を免し給はず、彦左衛門も今は詮方なく、大御所秀忠公へ屢々此儀を願ひしかば、秀忠公道理に思召され、彦左衛門隱居の儀、御免ありて然るべき旨仰遣さるゝに、當將軍家光公の御返答に、大久保事は、祖父神君、竝に父將軍御兩代に仕へて、忠臣無二の舊臣なり、殊に神君御祕藏の者なれば、某もまた祖父君の御遺物と存じ、彼が出仕の節は、東照宮を見奉ると思ひ候へば、今暫時相勤めくれ候樣に、彦左衛門へ仰付られ下さるべき旨仰上られければ、秀忠公より將軍上意の趣を、彦左衛門へ仰聞かせられしかば、彦左衛門は感涙を流し、不肖の某を、斯迄將軍の思召さるゝ段、冥加至極の仕合と泪を流し、此上とも矢張御前を相勤申べくと御請申上、西丸を退出し、私宅へこそは歸りけり。夫より彦左衛門、隱居願を思ひ止り、老體を厭はずして、毎日登城なしたりけり。或時將軍家光公、彦左衛門を近く召され、汝屢々隱居致し度願に候へども、予も是を免さず、老人の身なれば、嘸日々の登城難儀たるべし、併しながら、予天下の主將となつて未だ年を重ねず、汝が顏を見る度毎に、祖父君の御靈へ御對面せし思をなせり。然る上は、折々登

り。彦左衛門忙然として感じ、天晴美々くも畫るもの哉、是こそ徳川家御代々の御寶物なり、其故は、御子孫打續き天下の武將と仰がれ給はゞ、其時の將軍此屛風を御覽あつて、御先祖の兩御所は、斯迄合戰數ヶ度に及び、大阪の强敵を終に攻亡し、德川一統の天下を傳へ給ふ、是等閑ならぬ基なりと思召され、彌々兩御所の御苦勞の程を思召さるべし、誠に此畫は御家御代々へ、能教訓と存じ奉る、然ながら、世の諺言にも申す如く、玉に瑾と云事あり、此通にては繪空事多く、誠の御寶物とは申されずと言上せしかば、將軍家聞召し、汝が一言道理なり、然らば其方能樣に計らふべしと仰付られしに、忠敎委細畏り、然らば我が了簡を以て、此御屛風を誠の寶物と仕らん、御詰の衆、硯をと云に、小性衆承り、頓て硯箱を持來る。大久保筆を執て墨黑々と含ませ、彼の二雙の御屛風に向ひ、此所の戰は東軍大敗にて、眞田幸村に追れしなり、又此所は關東勢大いに敗れしなり、又此時も將軍の御旗本を切崩され、迯給ふ所なりと、繪圖の表を詠めては、所々を黑く塗り、又は書入などし、是にて誠の御寶物になり候と云ながら、筆を納め、秀忠公へ向ひ奉り、人形物云はずとやら、今迄の通にては、大方敵ばかり負て、勝負の色分らずと申上るに、秀忠公宣ふは、此屛風に能こそ勝負の點を懸たり、今予が見る前にて、汝の如く僞者他にあらんや、是でこそ誠の大阪陣の繪圖なれとて、大に賞美し給ひ、

事能興行の段申述しかば、烏丸殿逐一に聞請られ、歸京なされけり。斯て光廣傳卿奏にて、此事披露ありしが、將門　勅勘は未だ八百年に滿たず、因て神官の願止られしを、光廣卿殘念に存ぜられて、壬生官務と諜合せ、將門　勅免の上、神官の儀色々執成　奏達ありし故、同年十二月、忝くも神田大明神と神官　勅許の下知狀到著せしより、猶々神位彌增し、貴賤の運步追年繁昌する事、神は人の敬禮に因て威を增し、人は神の德に因て運を添るとかや。今に江戸祭禮の隨一となりし事、世の人の知る處にして、隔年九月十五日の祭禮には、貴賤老若男女見物の衆中群集しけるなり。

○大久保彥左衞門屛風拜見の事幷頭巾杖拜領の事

或時將軍秀忠公は、大久保彥左衞門忠敎を近く召され、汝に見せる物あり、此方へ來れと、賢人の間へ伴ひ給ふ。彥左衞門賢人の間へ入て見れば、屛風二雙を左右に立たり。將軍御指をさゝれ、如何に彥左衞門、是なる屛風は大阪兩陣の合戰を、繪師に申付書せたり、右の一雙は冬陣なり、左の一雙は夏陣なりと宣ひしかば、彥左衞門仰を承り、伸上りて左右に立たる御屛風を熟々と拜見せしに、狩野家の畫師筆勢を極め、金地へ彩色の密畫にして、誠に目を驚かすばかりな

聞かせられし處に、件の趣演說して、宮内愁訴しけるは、只今申上る通り、不圖俚諺に起りて體明神と唱へ來り候へども、神宮の稱號に非ず、希くは神位の許勅を蒙り候樣、殿上の御沙汰、亞相公御執成願ひ奉ると申陳ければ、光廣卿も餘儀なき願道理なり、朝敵たりし者勅勘の年月に定りあつて、八百年は勅免なき例なり、然らば今斯の如く大社となりて、鄕民運歩の繁昌も亦見遁し難く、歸洛の後天機を伺ひ執奏すべし、猶又神事の能隔年に興行せしも、仔細ありやと問給ふに、宮内重て膝を進め、抑々關東に於て能囃子の始は、當社を根元とする事に候、其は太田道灌江戸在城の折柄、右申上る通り、此邊天異相止ず、諸民難儀仕り候を、道灌憐みて、上洛致されし歸路に、京都の能役者を召連れ罷下りて候、其故は、近年洛中疫癘流行し、死亡の者街に充滿たり、然る處に將軍家仁政厚く、四條河原に於て神事能興行ありしかば、流行の疫癘跡形もなく退散せり、爰を以て江戸豐島郡の天異も、慥に鎭むべしとて、當社を建てし始、九月十五日なるを以て、則ち同年九月十五日、神事能始めて興行ありし以來、奇怪の天異相止み、土民安心仕りしを以て、例年九月十五日興行の處、天文年中、兩上杉と北條家と武藏野の夜軍に、敵味方八萬餘の大軍、此邊迄も散亂し、以ての外なる騷動故、其年は延引致し候處、關東悉皆北條家の分國となり、其後德川家に至りても、隔年に神

納言光廣卿下向ありしが、江府所々の舊跡を逍遙致され、上野より歸館の道次、不圖神田の社へ立寄られしに依り、社司芝崎宮内罷出、御挨拶申せし處、光廣卿未だ當社の來歷委細聞召されず、語り候へとありしかば、宮内は是を能幸ひなり、今に神宮の勅許もなし、此卿へ愁訴すべしと畏みて演說しけるは、人皇六十九代後朱雀院の御宇、承平年中、平將門は東に内裏を結構し、平親王と自ら稱しける、因て平貞盛、田原藤太秀鄕等に命ぜられ征伐ありしに、朝敵將門終に打負たり、其年三月九日、將門の首京都へ差上さんとする砌、猛烈の氣、死體に止りしにや、首のなき骸己と起て、我が首の後を慕ひて追來る處に、當武州豐島郡神田の莊、芝崎村にて骸は倒れけり、然るに其夜より怪異天に現れ、往還の輩倒るゝ者其數を知らず、旅人鄕民是が爲に惱されしかば、同年九月十五日、一社に尊敬祭りし以來、俚諺に體明神と唱へ觸せしにも聊か謂ありて、將門の首此地を通りし節、老若男女巷に滿て見物せしに、秀鄕が射たりし矢先、將門の顳顬に中りて、片眼へ射込しかば、片眼の如く相見え候由、依て關東にては、體をばカンダと俚諺に傳へ候、爰を以て體明神と云しを、自然と神號の如く相成候と演說せしを、光廣卿御筆を執り、委細に記されし中に、御辨當の沙汰ありしかば、宮内傍に入りて扣へ居たり。斯て烏丸亞相は、半日の間社家宮内が亭に遊留ありて、明神の由緒委細

逝去の御歳五十四にならせ給へども、御顔色漸く三十有餘と、誰も見上る程の御容色なりしも、御生前と違ひ、御容貌變じたる御死相を、前將軍へ見せ奉るまじきとの思召にて、前々より御遺言あらせられし御事故、扨こそ還御以前に御葬送相成し事なりとぞ。

○兩將軍家京都より還御の事

扨も寛永三年九月七日、兩將軍家京都より還御ありしかば、大小名御悦と、御臺所御悔、前後如何と執權職まで伺ひありしが、翌廿八日式日なれば申上難し、御機嫌能御還座の御祝儀、廿八日早天に申上、其日晝過より夕方迄の內、大相國御拜任の御賀儀申上、以後御譜代の大小名御悔申上、外樣大小名は、翌廿九日朝より晝過までの內御悔申上、然るべし、との差圖に依て、誠に歡樂愁傷一度に來るも斯やと、殿中の御取込、申すも匆々愚なる事どもなり。然るに同年十一月十日、京都より公家衆多人數下向あり、二條行幸御設の式、古今の大饗叡感斜ならずとの御禮謝の　勅使、前將軍家相國拜任　叡慮御滿足との　勅使、相國秀忠公へ、御臺所御不幸の御悔としての　勅使、當將軍家、御悔としての　勅使、都合十六人下向あり。將軍家の御饗應、役人不手廻りありては如何なりと、大名中へ仰付られたり。右　勅使の中、烏丸大

公逝去ありし後、豐臣太閤御取扱ひにて、秀忠公江戸中納言と云給ひし時、御歳十九にして、御臺所は二十六歳、三度目の御縁付故、古今珍しき事に申合へり。是は其時代、士庶人共、初て妻を迎ふるに、二度目の縁女を殊の外嫌ひしに、此度の御婚姻より、日本國中大小名に至るまで、少しも再縁を嫌はざる様になりたり。依て世間の縁組も、大に心安く成りしとかや。秀忠公御臺所との御中睦しき事は、此君外に御側仕の女中なく、その外の女中にも御詞を懸られし事、終に一人もなかりしとぞ。斯様に御睦しき御夫婦合なるを、上下共に感じ奉りしとなん。時に寛永三年九月十五日逝去ありしが、御臨終迄の中に、御傍の者を召され、三度仰置かれしは、自らが息を引取なば、我君の御下向を待たずして葬るべしと、呉々も御遺言なし給ひしとぞ。因て御遺言に隨ひ、同月十七日、増上寺に葬り奉る。御法號は

崇源院殿一品大夫人昌譽和興仁淸大禪尼

兩將軍家御歸城前に御葬送ありし事、其頃種々に評しけるが、遙後に至り、御存生中召仕ひ給ひし御局素心尼と云者、此事を申され、實にも然社と存じ奉りし其謂は、御臺様御性質御優く渡らせられ、平日も御嗜み深く、前將軍の御前へ入らせらゝ時は、御嗽手水を遊ばし、御鏡に向はせられて後御對顏あり。殊に御美麗く入らせられ、老若の女中さへ見惚奉る程なりしが、御

失はれし故、追著來りし騎馬の近習、驚き周章馬より飛下り、種々介抱なせしが、半時ばかりも正氣付かれず、各々當惑の所へ、大小名の江戸屋敷より、主人へ注進の早馬飛脚夥多く馳登りける者共、途中にて差支へ、前後の宿々混雜せし折柄、附家老鳥居土佐守、概略半時ほど過ぎて追著しが、此體を見て、先々京都への注進延引せば不都合なりとて、此趣京都へ申送り、夫より忠長卿に向ひ、左右一刻も疾く御下向ありて、御尊骸になりとも御對顏有るべし、と申せしに依り、駕籠に乘替られ、早々江戸城へ著ありしとかや。斯て二條表へは、駿河大納言殿途中よりの注進一番に到著し、續いて江戸表より出たる御狀箱も來りて、御臺所逝去の趣上聞に達しければ、家光公御聞遊ばされ、殊の外御愁傷あらせられ、只管御淚に哽咽給ひけり。前將軍にも御愁傷匆々言葉に盡し難し。抑々此御臺所ほど御運強き御方はなく、往昔小谷落城の節、父淺井備前守長政と一緒に亡命給ふべき處、長政は虎御前山の靈夢に感じ、奧方お市の方、姫君三人共に、信長公の方へ戻されし處、長政生害ありし後、嫡女は京極宰相へ嫁し給ひ、二女は豐臣太閤の妾となり、三女はこの御臺所なり。初は尾州の地士、佐次九右衞門が妻となり給ひしが、御器量勝れ美人にあらせらるゝ故、秀吉公關白にならせ給ひし後、相聟に田舍武士は口惜しとありて、九右衞門と緣を切らせ、其後又大和大納言秀長公の御簾中と成給ひしが、秀長

なし。秀忠公聞召され、夫は最危し、落馬致しなば却て遲々すべし、早駕籠の方然るべしと有て、御陸尺を十二人增して、二十四人の御陸尺にて、肩を替る間に次の者へ受取、飛が如くに急ぎしが、忠長公御馬を急がせたまひし故、漸々四日市驛の少し手前にて追著しかども、駕籠に乘られずして馬を飛せ、乘立て〳〵急がれし故、供の者は追付事成難く、騎馬の供の内只五六騎、龜山宿にて後へ乘續きしとかや。忠長卿心には、是非御存命の中にと深く精力を勵し、百三十里の道中を、人馬の息合つゞくだけ馳著かれしに、到著前逝去在らせられしは、然こそ殘念の事と知られたり。忠長卿一條を出立の節、御湯漬を進らるゝ中に、板倉周防守より大津へ觸出し、只今駿河大納言殿、急御用有て江戸表へ下向に付、猶又追々御附の者通行も知れず、因て道中其心得にて、事迅速なるを專一に致し、且用向申付らるゝ節は、萬事差支之なき樣、驛々は云に及ばす、沿道の村々へも洩なく申達し置き、夫々宿村役人共出張致し、卒爾なきやう致すべしと、大津宿より品川驛迄、早馬にて觸通ぜしに依り、道中はいさゝかも差支なく、駿河卿は馬を駈立急がれし處に、江戸表より差上せられし御狀箱を棒に結付け、急使通行す。是は江戸表にて御臺所逝去に付ての急使なるが、御用々々と呼はり〳〵通りける故、忠長公心元なく思され、其樣子を尋ねられしに、御臺所逝去との事を、馬上にて聞るゝと其儘落馬ありて、正氣を

○關東御留守居老中より、急使到著の事

然るに還幸の翌十一日、關東より急使到著なす事、晝九ツ時より七ツ時頃迄の中、三度に及びしかば、扨は御留守中に何事の變事出來せしなるやと、上下とも以ての外騷動し、氣遣ひありしが、酉の刻に及び、御臺所御不例至て御大切と相知れ、洛中洛外安穩に相成たり。前將軍の上意には、誰なりとも早く遣し見屆け然るべし、然までの事に非ずとも、女は心弱き者なれば、當節皆々留守なる故、嘸々力なく思ひ居らん、との御言葉に、駿河殿進み出られ、某迅速に罷下り、一日も早く御見屆け申上度、と申上られしに、家光公、御手前を下し、我安閑と在京爲難し、依ては兩人罷下るべしと宣ふを、秀忠公の上意に、將軍自ら下向せば、道中も俄に騷ぎ、別して諸人氣遣ひ申さんにより、必ずしも輕々しく旅行すべからず、忠長一人下向候て事足りなん、夫まで存命なれば、切ても本望なりと上意の中に、忠長卿早御次迄御出有しが、板倉周防守より申付て、御湯漬を進せし處、只一膳食され、馬よ〳〵と云れながら立出られし中に、馬を御玄關迄牽來りしに、御門の外へ牽出すべしとの指揮に、御門外にて待受たり。忠長卿此所へ來らるゝや否や、急ぎ飛乘、鞭に諸鐙を合せ一趁に乘出し、其早き事一人も追付も

一日野殿へ　國俊　同
一四辻殿へ　宗守　同
一花山院殿へ　則宗　同
一伏見若宮へ　國村　同
一鷹司若卿へ　助依　同
一烏丸若卿へ　長光　同
一同若卿へ　延壽　同
一西園寺殿へ　准慶　同
一清閑寺殿へ　信包　同
一西洞院殿へ　長光　同
一中御門若卿へ　新藤五　同

以上

右の外の公家衆は申すに及ばず、上下の北面、大內伺候の下﨟迄、金銀卷物等下されあり。其外下行の品々、數を知らずとなん。斯て十日には、二條より還幸あらせられ、其御儀式は行幸の節に少しも變る事なし。扨將軍家此度の御入費、如何程にありしやと諸役人算用致されしに、五年以來、五畿內より御受納ありし、御藏入の金銀は殘らず出拂ひし故に、京大阪堺奈良等に至るまで、金銀の融通能く、上下共に潤澤しとかや。

一伽羅　二十斤　　一麝香　五斤
一蜜　六十斤　　一龍馬　二疋　御馬具悉皆添
一緋純子　百巻　　一呉服　二百巻
一黄金　二千兩
以上

御臺所より御進獻の品左の如し
一黄金　三百兩　　一呉服　三十巻
以上

將軍家より公家衆へ進ぜられの品左の如し
一近衞殿へ　雲次の太刀　一口　　一一條殿へ　守家の太刀　一口
一二條殿へ　守信　同　　一九條殿へ　行平　同
一鷹司殿へ　長光　同　　一伏見殿へ　信國　同
一高松殿へ　次吉　同　　一烏丸殿へ　守家　同
一中院殿へ　國光　同　　一白川殿へ　西連　同

一御太刀　一腰（行平在銘金襴袋梨子地箱入）
一御太刀　一腰（一文字右同斷）
一銀花瓶　一ツ　一銀花入手桶　一ツ
一金香爐（孔雀の形）　一銀盤　二ツ
一御硯　四面　一御衣桁　二ツ
一銀臺子　一ツ　一金の風爐　一ツ
一金丸雪釜　一ツ　一金水注子　一ツ
一金茶入　一ツ　一金蓋置　一ツ
一茶杓茶筅茶巾　一重箱梨子地蒔繪
一金御硯箱　一ツ　一金文臺　一ツ

以上

新將軍家御進獻の品々左の如し

一御太刀　一腰（宗近在銘）　一御手本　一卷（空海）
一朗詠集　一部（行成眞跡）　一萬葉集　廿冊（定家眞跡）

七太夫　庄九郎　又三郎

熊坂彦次郎　小左衛門　佐吉

三十郎　又四郎　長藏

祝言新藤　新九郎　新助

以上

前將軍家より御進獻の品々左の如し

一砂金　三千兩　一銀子　三千兩

一呉服　二百卷（梨子地蒔繪の長持三十棹に入る）

一御手本　一卷（道風の眞蹟）

一龍馬　十疋　御馬具悉皆添　一襤褸　百卷

一紅花　三百斤　一御裝束　一具

一唐織御釣衾　三襲　一御枕御蒲團　三襲

田村	七郎	春藤	源右衛門　長右衛門	長藏
源氏供養	七太夫	權右衛門	又四郎　新九郎	長藏
紅葉狩	三十郎	春藤	元次郎　新九郎	又左衛門　惣右衛門
道成寺	七太夫	新藤	九郎兵衛　小左衛門	長藏　佐吉
三輪	七郎	春藤	源右衛門　長右衛門	平藏　惣右衛門
藤榮	七郎	新	九郎兵衛　小左衛門	長藏　新助

思返し　烏帽子流し　烏帽子付　鴨入足

右の外百間堂の庭前にて、曲足を今日の晴と祕術を盡されければ、拜見の人々我を忘れて賞嘆し、近代の見物なりとて皆々語合ひしとなん。爰に又公武に拘らず、極官を望む事人情の然らしむる處なれども、先達て姫宮御誕生ありしに依て、前將軍秀忠公御祖父たれば、大相國に任ぜられ然るべしとの事なりしを、久我三條花山院德大寺を始として、一同何となく支へられしに依り、其後何の御沙汰もなかりしが、九條殿より頻に吹擧の執奏あり、殊に此度行幸の始終、將軍家に於て莫大の御物入ありしに、天朝より賞謝の御沙汰なき時は、王下の瑕瑾なるべしと奏上されし處、叡慮も又同じとあつて、終に前將軍家を太政大臣の極官に任ぜられ給ひたり。實にも御果報いみじき事共なり。同く九日將軍家より、相國拜賀の御能興行あるべき旨奏上されしかば、早速勅許ありしに付、御能始りける。

御能番組

難波　新藤三十郎

大鼓　庄次郎　　笛　又三郎

小鼓　新九郎　　太鼓　佐吉

鞠分の枝　　二の枝　　錦の枝
插頭の枝　　南の枝　　繁の枝

又錦の枝は杉を用ひられしとかや。妻向の御庭には、左奉行右役人（奉行と云も鞠の役人なり）伺候す。役人の前に小口を開き、其向ふの出入の口に、閃々棹を持ち、數取役各々伺候す。鞠を松の枝に付て御庭に入れ、是を松鞠と號す。目より高く捧げて、御庭の中央に蹲踞て、又三歩退き、後立歸るなり。此間飛鳥井已下の連衆圓座に坐し居りて、懐中より疊紙を出し、其上に扇子を開きて、圓座の下へ地紙と骨とを堺にして差入れ、一度に立會手配し、鞠を始種々の曲足平足をなす事とかや。

鞠術の名目

大流し　　大藏　　髮すり　　衣紋流し
延足　　連子延　　尾花流し　　櫻返し
重紅葉　　重旗　　梢返し　　糸の亂れ
柳つめ　　花月足　　雲入足　　雲添足
呼子鳥　　白瀧流し　　退返し　　打諸流し

○大御所秀忠公大相國拜任の事

扨も寛永三年九月六日七日、兩日の御饗應、御儀式、御歌合に御遊深更に及びて　入御あり、翌八日、將軍家より龍馬の獻上ありしに依り、殿下へ　御内勅に依て、武家の馬術は勇ましき由、叡覽在らせられ度旨、密に前將軍家へ御内談ありし處、秀忠公は萬事遠慮深き御性質なれば、御挨拶に御思案の氣色を、駿河大納言忠長卿、早くも見受給ひ、當將軍聊か痛所ありて乘馬は如何なり、某未熟ながら、名代として、叡覽に備へ奉るべし、と申されしに、家光公、夫は道理の事なり、然らば水戸賴房と兩人にて、叡覽に備ふべしと、御差圖ありしかば、忠長卿賴房卿の兩人、畏りて駿馬を乘出し給ふを、忠長卿は芝漣駈、賴房卿は千鳥掛と云馬術を、　叡覽に入れ奉りしに、甚だ　叡感在ましける。此日風もなく殊に靜和なる天氣なりし故、蹴鞠の御遊仰出され、飛鳥井難波　勅を蒙りて興行あり。此儀は豫て飛鳥井殿より將軍家へ内談ありて、南面の御庭に準備をなし置かる。艮の方に櫻、巽の方に柳、坤の方に鷄頭、乾の方に松、右植物の間二丈一尺、庭分の石を置けり、（此庭分の石とは、四所に据ゑ、四天王を表し祭り、此石へ乘る時、天長地久御願圓滿と述べ踏む事なりとぞ。踏む時には猶古實あり。）扨懸數も古法の如く、

御製

唐土の鳥も住むべきくれ竹のすぐなる代こそかぎり知られね

くれ竹のよろづ代までも契るかなおほせにあかぬ君が御幸を　秀忠公

御幸する我が大君も千代を經てちひろの竹のながめとぞ思ふ　家光公

わが君と齡なみよりくれ竹の葉いろかはらぬ千代もさかえん　義直卿　尾州

よろづ代もこゝに御園のかざしぞとけふより契る竹の色かな　頼宣卿　紀州

しづかなる風もこゝろもよろづ代も聲ながきかな軒のくれ竹　忠長卿　駿州

幾千代もかさねてなほもくれ竹のかはらぬ色をたれか頼まじ　頼房卿　水戸

よろづ代もかはらぬ色を國民のなびくすがたや宿のくれたけ　信房卿　鷹司

以下略す

右御遊終りて、御寢殿に　入御在まし、諸卿退散せられたり。此夜は別て深更に及びけるとなん。

四季四人　天王寺衆　陵王一人　奈良衆
納曽利二人　京衆　千秋樂　是は奏樂計なり

七日夜に入り、御歌台あり、御著座左の如し、

柳原殿
鷹司殿
二條殿
鷹司前殿
伏見殿
近衛殿
秀忠公

綾小路中納言

水戸殿
駿州殿
紀州殿
尾州殿
九條殿
高松殿
二條殿
家光公

ぜられ、御配膳は冷泉中納言爲頼朝臣。著御の夜は御儀式の習禮旁々、漸々深更に至り御寢殿に入らせ給ふ。是は　叡慮御怠勞の御氣色故、近衛殿御寢を催されしに依り、御寢殿へ　入御なりける。翌七日は豫て　勅を蒙り、舞樂の御遊あり、

延喜樂　地下六人
京衆
奈良衆
天王寺衆

青海波
四辻侍從
西洞院侍從

安泰　藤原氏四人
中院
飛鳥井
河野
四條治部卿

仁和寺深學法親王　梶井宮最胤

竹内良恕大學寺尊性

此外三公九卿百官百司、准后女御は云に及ばず、女官内侍等の乗輿五十餘挺、漸々酉の刻に二條へ成らせ給ふ。御道筋の奏樂實に菩薩の來迎も斯やらん、實に前代未聞の事哉と、拜見の男女現世を忘れ七情を放下し、忙然たる許なり。斯て御鳳輦を御車寄へ寄せらるゝに、右大辨罷出、御車の御簾を掲げ奉る。頓て下御在らせらるゝや否、中務大輔秦重、御裾を取上奉る。御儀式嚴重なる事譬へんに物なし。併餘り寛然なる執行ひ故、もどかしき事なりと、武臣は何も思ひしとかや。

○二條御幸御遊の事

時に寛永三年九月六日、二條御城へ著御在まし、既に落日に及びしかば、御饗應の供御を獻

近衛關白左大臣公　　諸大夫烏帽子を著す　隨身布衣侍雜色笠持

釣輿十三挺　黑塗輿十三挺　次に諸門跡方次第不同

青蓮院御門跡高純親王　隨心院准門跡僧元

實相院義高法親王　圓滿院義尊法親王

三寶院准門跡學定　勸修寺實興

毘沙門堂公海　西洞院入道圓空

妙法院堯然法親王　一乘院尊譽法親王

清水侍従　次に近衛左右次將

園少將　四條少將

水無瀨少將　六條少將

四辻中將　飛鳥井中將　次に左右近衛大將

鷹司左大將敎平卿　九條右大將忠家卿

隨身布衣烏帽子著雜色馬添笠持例の如し

次に伶人五十人　安城樂を奏す　樂人二十人

御鳳輦

前後布衣荷輿丁四人

次に地下の六位四十一人

神祇伯雅陣王　右何も隨身烏帽子を著す馬副布衣雜色笠持是を具す

中務大輔秦重朝臣　布衣雜色四人　笠持一人　侍五人　馬副二人　前驅

西園寺從一位實盛朝臣　花山院從一位宣照朝臣

萬里小路大納言　西園寺權大納言

阿野中納言　冷泉中將

北畠權中將　中山中將

勸修寺中宮大進　五條少納言

たり。御行列、御迎の如く、諸侯何も之に從ふ。　御鳳輦の次第供奉人、

出納豐後守　赤束帶騎馬　　御曲彔

桐の御箱四ツ　臺四ツ

金鉾三本　燭臺二ツ　　右は騎馬の堂上是を奉行す

今上皇帝御牌

鷹司關白藤原信房公　　伏見兵部貞清親王

一條右大臣藤原康永公　　高松彈正好仁親王

九條一品藤原忠榮公　　二條內大臣公

西三條中宮大輔實條朝臣　　烏丸權大納言光廣卿

右は將軍家扈從の面々にて、相從ふ士卒は其數を知らず。馬上の面々は、八色にて四季の花鳥唐織浮紋紅錦に至る迄、各々綺麗を盡し、馬具は金銀を鏤め、其行裝の美しき事、天正年中豐臣家へ　行幸有し時、寛濶大器の秀吉公、花麗を好み給ひしが、其時は上々のみ美麗にて、下々は然迄になかりしかど、此度は上下揃ひし美々しさよと、見物の中に年老たる者の語合ひしとかや。

○行幸御輦古實の事

扨も當將軍家光公、巳の刻に御參內ありしに、漸々午の刻に至り、供奉の諸輩悉皆待奉る旨奏聞あると等く　主上南殿に出御在ます、今日の御衣は山鳩色なり。時に關白殿下御前へ伺候ありて、御裾を持ち給ふ。此間に　奏鈴の古實あり。後鈴を鳴して、勅答の告聞ゆると其儘、權中納言元親朝臣參りて、則ち御鈴の役たり。御鞋は右少辨兼元朝臣、御鳳輦を御階へ寄せ御召の間、左近衞右近衞兩大將、御階に寄ると等く、御綱以下の儀式例の如く勤られ、御道筋は四ツ足御門を西へ、中立賣を左へ、御幸町通を　行幸なり。辻警固の武士七千人、烏帽子素袍長袴にて相詰め、但敷皮の上に伺候して、嚴重に守護し奉る。當將軍家　御鳳輦より御先へ御案內

稲葉侍從 良通　阿波侍從 至鎮　柳川侍從 鑑連　丹後侍從 高知
山崎侍從 宗次　毛利侍從 光廣　中津侍從 政朝　安藝侍從 長成
土佐侍從 忠義　肥前侍從 忠廣　羽州侍從 綱勝　肥前侍從 勝氏
筑前侍從 忠之　松山侍從 嘉明　郡山侍從 忠政　秋田侍從 義隆
姫路侍從 忠政　大野侍從 直政　是より四品の面々黒束帯にて騎馬二行に列す　松平土佐守
佐倉侍從 利勝　伊達侍從 秀宗　松平大和守
有馬玄蕃頭　松平左京大夫　生駒壹岐守　松平左京大輔
南部信濃守　水野日向守　松平丹後守　寺澤志摩守
土井能登守
松平隱岐守

白丁三人　家老　赤束帶騎馬　家老　赤束帶騎馬
白丁三人　荒尾但馬　白丁添　池田石見　白丁添

會津中將正之卿

黑束帶　布衣四人　馬副三人
騎馬　布衣四人　馬副三人

白丁四人　家老　赤束帶騎馬　家老
白丁四人　澁谷內膳　白丁添　松平式部

赤束帶騎馬　是より黑束帶騎馬　毛利宰相秀元卿　美作中將忠政卿
白丁添　にて二行に列す　秋田中將義定卿　長門少將秀就

細川少將忠興　因幡少將光政　丹羽少將長重　仙臺少將忠宗
京極少將忠高　米澤少將定勝　高田中將光長卿　彥根中將直孝卿

薩摩中納言家久卿

黒束帶布衣四人　馬副三人
騎馬布衣四人　馬副三人
白丁四人　家老　赤束帶騎馬　家老　赤束帶騎馬
白丁四人　島津但馬　白丁添　新納内藏　白丁添

仙臺中納言政宗卿

黒束帶布衣三人　馬副三人
騎馬布衣三人　馬副三人
白丁三人　家老　赤束帶騎馬　家老　赤束帶騎馬
白丁三人　石川大和　白丁添　伊達内膳　白丁添

備前宰相忠雄卿

黒束帶布衣三人　馬副三人
騎馬布衣三人　馬副三人

越前宰相忠昌卿
黒束帯　布衣三人　御馬副三人
騎馬　布衣三人　御馬副三人

副舎人一人　白丁四人　家老　赤束帯騎馬
副舎人一人　白丁四人　本多内蔵介　白丁添

布衣三人　家老　赤束帯騎馬　布衣三人
馬副三人　酒井主水正　白丁添　馬副三人

加賀中納言利常卿
黒束帯　布衣四人　馬副三人
騎馬　布衣四人　馬副三人

白丁四人　家老　赤束帯騎馬　赤束帯騎馬
白丁四人　前田土佐守　白丁添　長甲斐守　白丁添

副舎人一人　白丁四人　家老　赤束帶騎馬
副舎人一人　白丁四人　朝倉筑後守　白丁添

布衣三人　家老　赤束帶騎馬　布衣三人
馬副三人　鳥居土佐守　白丁添　馬副三人

水戸中納言頼房卿

黒束帶　布衣三人　御馬副三人
騎馬　布衣三人　御馬副三人

副舎人一人　白丁四人　家老　赤束帶騎馬
副舎人一人　白丁四人　中山備前守　白丁添

布衣三人　家老　赤束帶騎馬　布衣三人
馬副三人　村瀬左馬介　白丁添　馬副三人

布衣三人
馬副三人

家老
竹腰山城守

赤束帯騎馬
白丁添

布衣三人
馬副三人

紀伊大納言頼宣卿

黒束帯
騎馬

布衣三人
布衣三人

御馬副三人
御馬副三人

副舎人一人
副舎人一人

白丁四人
白丁四人

家老
水野淡路守

赤束帯騎馬
白丁添

布衣三人
馬副三人

家老
安藤帯刀

赤束帯騎馬
白丁添

布衣三人
馬副三人

駿河大納言忠長卿

黒束帯
騎馬

布衣三人
布衣三人

御馬副三人
御馬副三人

徳川將軍家光公

御引替牛一頭　御牛飼添一人
御引替牛一頭　御牛飼添一人

御沓持二人　髪を垂れ眉を粧り赤水干の裝　布衣十人
牛　童　束此次歷々六百人二行に列す　烏帽子著四人

隨身四人　御馬添二人
下臈隨身二人　御廐舍人四人

尾張大納言義直卿

黑束帶　布衣三人　御馬副三人
騎馬　布衣三人　御馬副三人

副舍人一人　白丁四人　家老　赤束帶騎馬
副舍人一人　白丁四人　成瀨隼人正　白丁添

酒井雅樂頭

束帶　白丁十人　是より帶刀の輩　淺黄裝束

騎馬　白丁十人　美麗を盡し各々徒歩にて二行

三好庄左衛門　北條久五郎　內藤主馬介　森九郎左衛門

能勢治左衛門　長谷川縫殿助　前川與兵衛　內藤傳左衛門

花房助右衛門　能勢小十郎　加藤勘右衛門　西尾主馬介

跡部民部　駒井治郎左衛門　永見新左衛門　野一色外記

新庄鹿助　林丹治　井上源助　德山五兵衛

瀧川三九郎　多賀左近　佐藤勘左衛門　松平勘兵衛

隨身胡簶等是を具す　御刀筒　御長刀

井上清兵衛　騎馬

有馬藏人　土屋民部少輔　本多能登守　成瀨伊豆守
井上河内守　阿部修理亮　藤堂左衞門佐　本多將監

神尾宮内少輔　堀市正　小笠原壹岐守　酒井主膳正
田中主殿頭　三浦志摩守　水野攝津守　和田隼人正

島津式部少輔　佐野右京亮　松平左京亮　池田帶刀
小笠原出雲守　高林河内守　酒井加賀守　朽木民部少輔

勝部玄蕃頭　阿部豐後守　内藤伊賀守　松平越中守
松平伊豆守　安藤右京亮　稻葉丹後守　酒井讚岐守

小舍人（ことねり）　小舍人（ことねり）　雜色（ざつしき）十五人
小舍人（ことねり）　小舍人（ことねり）　雜色（ざつしき）十五人

伊東若狹守　蒔田權佐　五島淡路守　一柳丹後守
市橋伊豆守　長谷川式部少輔　一柳美作守　桑山左衛門尉

本多飛驒守　立花主膳正　溝口出雲守　堀田式部少輔
板倉長門守　池田出雲守　戸田土佐守　佐久間信濃守

井上淡路守　秋月長門守　石川伊豆守　井上兵部少輔
古田兵部少輔　相良壹岐守　細川玄蕃頭　竹中筑後守

桑山加賀守　横山土佐守　竹中釆女正　能勢美濃守
小出遠江守　日根野豐前守　內藤織部正　三浦監物

土方掃部頭　仙石大和守　川勝信濃守　朽木兵部少輔
佐久間河內守　小出信濃守　三宅越前守　加賀爪民部少輔

金森出雲守　堀丹後守　織田美濃守　黑田甲斐守
岡部美濃守　黑田市正　畠山長門守　織田丹後守

和田河内守　眞田河内守　一柳監物　松平石見守
杉原但馬守　溝口伯耆守　太田原備前守　伊東修理大夫

武田備中守　小出大和守　中川内膳正　德永左馬頭
松平肥前守　石川主殿頭　稻葉淡路守　加藤出羽守

木下右衛門大夫　毛利伊勢守　谷出羽守　平野遠江守
佐久間大膳亮　青木甲斐守　片桐石見守　小出對馬守

片桐主膳正　上田周防守　島津右馬頭　分部左京亮
木下宮内少輔　山崎甲斐守　相良兵衛尉　片桐出雲守

一番

所司代

板倉周防守宗重　布衣　二人　白丁　二人

此次に有位の諸侯騎馬にて二行に列す

松平和泉守	小笠原右京大夫	松平周防守	松平河内守
松平山城守	松平飛驒守	本多伊豫守	牧野駿河守
藤堂和泉守	松平對馬守	加藤式部少輔	本多甲斐守
本多下總守	有馬兵部大輔	淺野采女正	水野隼人正
板倉内膳正	菅沼織部正	南部山城守	松平伊賀守
戸田左門	京極修理大夫	寺澤志摩守	水野紀伊守
鍋島紀伊守	松平若狹守	水野和泉守	前田大和守
松平左近大夫	戸田采女正	堀兵部少輔	三宅大膳亮

見えにけり。棧敷を三段に掛け、上を公家の妻子、中段は官位ある武家の妻子とし、下は陪臣武士の妻子なり。毛氈花莚蓙を敷並列、其景況言語に盡し難し。又地面敷物等を借るに、慶長金五兩づつとぞ聞えけるが、九月四日の晩方は、二兩三分の增金にて迫合ひ、漸々借受け、行幸の前日に成りては、千金と雖も借る地面なく、錐を立るに所なしとは、此事をや云べしと、頭を抱へて悔む人こそ多かりけれ。

○二條の城へ　行幸、將軍家御出迎の事幷大小名供奉行列の事

扨も此度の　行幸は、三年以來、上より下に至る迄待兼たる月日を越し儘、天地人の三才も和合疑ひなく、快晴の運氣、上下喜悅の色、悠々として平穩なり。時に寬永三年九月六日、二條將軍家の柳營へ行幸あるに付、當將軍家御迎の爲御參內、御供觸を待受け、豫て御定めの通り、供奉の大小名列を正して、御先へ打立ける面々には、

新將軍上意に、此度忠長殊の外世話多かるべし、と仰られしを伺はれ、頭を上げ又頓首ありし體、偏に君臣の式禮に違ふ事なし。此時御膳の御伺ひあつて、兩將軍家へ御膳を進ぜられ、忠長卿も御相伴仰付られたり。晚景に忠長卿、朝倉筑後守を召され御囁きの體、筑後守赤面し、鬱々たる顏色にてありしが、直に家來を召連れ、大井川へ馳來り、此度晝夜丹精を盡して架たる浮橋を切流しけること、朝倉が心中殘念に思ひやられたり。然る所終夜御後勢段々川端へ押來り、浮橋を流したりと騷立ちしかば、目付衆より川越人足を申付る樣に、領主へ申渡しけるに、早速人足ども多く出て、供奉の面々追々越せしが、此騷上聞に達しければ、殊の外御機嫌能く、然樣あるべき儀なり、大井川にて難儀せしと上下云觸す程でなければ、東照宮の神慮に適ふべからず、扨々重疊の事にてありしと、御悅喜の御氣色に見えしかば、各々取沙汰に、扨は此度浮橋の御馳走は、却て思召に應ぜざるものかと囁合へりしが、忠長卿主從、能も浮橋を切流したる事哉と、取々申合へりしとぞ。扨も此度二條行幸の儀式は、一生に一度も有間敷壯觀を、拜見せずんば木石に等しと流言せし程に、遠き國々よりも馳上る老若男女夥多く、洛中は大身の大名衆前以て約束し、小身の武家と雖も居所なく、下々の者は洛中へ入り、一夜の宿さへなく、宮寺は申すに及ばず、賤の伏屋まで若干の金銀を取て、漸々借貸の出來しは、稀有の繁昌なりと

ず、竹千代は善大將なり、日本國中蜂起し、敵軍寄來るとも、箱根を大手にして防戰せば、利に當る時は負け度も負けまじ、然ど夫迄にも及ず、大井川は日本無雙の切所なれば、此所にて戰はば、十が九ツ迄は敵を追立ん事疑ひなしと仰られしが、今日の大井川は更に難所とは見えず、大勢足を濡さず、斯心の儘に易々と渡りては、心安き川と世間へ能々知らするものなりと、浮橋の中央にて宣ひながら渡らせられしが、其節誰も御取合申上る者もなかりし中に、間もなく掛川の城へ入御在ましける時に、兩將軍家御對座の所へ、駿河大納言殿出座ありて、御機嫌伺はれし時、酒井雅樂頭御傍に在しが、前將軍家外の仰はなく、東海道第一の難所は大井川、第二の嶮岨は箱根山と、古より日本國中知らぬ者なく、東照神君の思召も、箱根山は猶も要路とあつて、慶長年中古道を廻らし、今は一入嶮岨の難所にして、上下の往來難儀至極せり、然れども關東隨一の要害なり、是に亞ぐ大井川を、今日徒歩渡とは、餘りと云へば心安き體如何なり、と仰出され、其後に左右の上意もなかりしを、雅樂頭御取合申上る樣、御當家一統の太平と相見え候謂は、日本國中往年より風聞せし嶮岨も、平地の如く、唐土まで渡御ありても、供奉の面々爪先も濡し申さず、恐れながら、天竺迄も心安き往還に相成候、と笑ひながら言上せし事、最も才覺の御取合に、忠長卿も、前將軍家御咄の中、頭を疊に付け平伏して在せしが、

て一ヶ年收納高も不足程の物入と、一同に沙汰しける。是鳥居は御譜代、朝倉は外樣より、近年の御取立ゆゑ、常々睦しからず、心中には怒を含み居りしが、手分普請に否み難く、朝倉も其意に任せけり。

○兩將軍家上洛、忠長卿御馳走の事

斯て駿河大納言忠長卿、御若年とは云ながら、我が領分諸侯と同樣にては本意ならず、財寶を盡すとも、下々に至る迄難儀致さぬ樣念入よと、日夜油斷なく御世話有し故、兩臣も寢食を忘るゝ程に相勸め、中にも朝倉は、大井川の河原に小屋を掛け、城へは片時も歸らず、人夫を追立て〳〵普請せしを以て、十分に拵へ、東國一の大井川に浮橋を架しは、希代の竣功なりとて、忠長卿御見分あられ、甚だ悅喜給ひ、東海道にて諸大名隨分心掛たる御馳走も、是には過べからずと御自讃あつて、朝倉も本意の御褒詞を承り、兩將軍の通御をこそは待たれけれ。然るに八月中旬、前將軍家通御の節、朝倉筑後守御目見に罷出し處に、何の御褒詞もなく、掛川の城へ入御遊ばされしに依り、新將軍家通御の節こそ上意を蒙るべしと、御目通に平伏して控へしが、浮橋へ御掛り遊ばされし時、御側衆へ上意には、神君御在世の御意は今以て失念せ

松君と申し、御成長ありて、神君御隱居領の御跡式進ぜられ、駿甲の兩國に、遠州内へ懸け、御領地百萬石にて、御在城は駿州府中なり。御附家老鳥居土佐守成次は、三萬八千石を領し、朝倉筑後守宣政は、二萬五千石を領し、此兩臣を執職として、御三家御同格と雖も、御愛子なれば諸人是を尊敬せり。扨將軍家より駿河大納言殿へ御直に仰聞られ、此度の上洛は、度々ある事にてもなければ、冥加の爲一際目立候程、御供の下々迄難儀なく通行致す樣、道并に橋等の普請申付らるべし、是則ち祖父君への御馳走、且兄たる某への信禮たる間、委細下知あるべしとの上意に因て、忠長公も鳥居朝倉の兩臣に命じ、財寶を惜まず普請致すべしと仰せられしかば、鳥居は朝倉に向ひ、貴殿は御領所掛川より府中迄の所を道普請せらるべし、某は郡内を領すれば、沼津より府中までの間を致すべし、兩將軍家の御泊、主君御領分の内二ケ所とあれば、上下の賄賦役等の事まで、夥多き入費なるに依り、我々御恩祿を報ぜん爲、手前の入用を以て償ふべしと、道理の申分故、朝倉も早速承知なし、人夫を多く手分して、普請にぞ掛りける。然るに鳥居が受取たる方は、物入少くして、朝倉の方は場所分限に過ぎ、殊に大井川のみの物入も夥多く、其上忠長卿の仰には、御供の人々、川にて足も濡す事なき樣浮橋を架渡すべし、天下に對し御滿足にあらん程にとの事故、朝倉も迷惑しながら、是非なく御請申せしなり。因

御手當等下され、其外御本丸よりも夥多しく御供仰付られけれども、悉皆西丸へは沙汰仕るまじくと仰付置かれしは、御父秀忠公の御氣質、穩便の御志操なる事御存じ故、御心に障りては宜しからずとの御存心なり。君は當時將軍職の御身なれば、御譜代の中に歷々の大名も多きに依り、此度の儀、御使又は御名代にて關東へ御伺ひあらん處を、百二十里の旅路少しも御苦勞の御氣色もなく、輕々と御旅行遊ばされては、餘り勿體なしと、昵近の面々諫め奉りければ、家光公には御快然たる御氣色にて、何れも申す處、予への挨拶一通にして、冥加を考へざる申分なり、既に前將軍家御在職の節、祖父君への御仕向、御念入らるゝ事餘り御丁寧過ると、何れも沙汰せしとの事なり、扨こそ其冥加、御陰德陽報と云如く、源家に未だ例なき、勅諚下りて、伯母君入内ありし間もなく、皇女降誕在まして、天下萬民悅ぶ聲は、天神地祇も感應あつて、當家の長久子孫の繁榮、是皆御父君神君への御孝行、早くも報ふ御果報なり、家光などは父君の御威光を以て、若年ながら大臣の高官に任ぜられ、剩さへ征夷大將軍の宣下、爭か自己に適ふべき、切て東西南北を奔走して、御機嫌伺ひ奉るが、切ての孝道、と上意にて、御道中も毎日四五里づゝ御草鞋を召され、御步行の體を見聞奉る者感淚を催し、天下へ孝道を示され給ふの御行跡と申合へり。爰に駿河大納言忠長卿と申すは、前將軍家の御愛子にて、御幼名國

しかば、手早く登り逗留する輩も夥多く待ち奉りしに、上一人の動靜は輕き事に非ずと、安倍家をして時日月の吉凶を選考させられける。關東にても兩將軍家上洛、是又容易の事に非ず、因て御日取等御撰みの處、早其年も暮て、明れば寛永三年と改り、正月中は大内にても行幸打續き、二月三月は月柄惡くと陰陽頭奏しける故、夏の始行幸と概略定まりし所、四月上旬より大旱魃、其上近代記錄にも見えざる程の天變にて、夏の始より八月に至るまで、雨一滴も降らず、洛中井戸の水涸盡き、加茂川の流も細涸しを、老若爭ひ汲で、貴賤供に終日手水を使ふ事を禁ぜらるゝほどの旱魃なりしかば、行幸の御沙汰も一時は止たりしが、八月中旬より雨降出し、世上靜に成ければ、九月六日の行幸と極りし事こそ、目出度かりける次第なれ。

○前將軍上洛に付、道普請の事

扨も新將軍は、六月中御上洛ありて、萬事嚴重に仰付られ、別して東海道は前將軍家通御と相定まりし上は、街道の普請大切に心懸候へと仰渡されければ、領主何れも畏り奉り、往還の道普請夥多く、嶮なるを平坦になし、低下を高くし、夜を日に次で精力を勵しけり。斯て新將軍家は一先御下向あつて、前將軍家御上洛の樣子を伺はれ、西の丸附御供の御家人へ、路用

御喜悦に候、行幸相濟候はゞ、一同に御渡し申べく、先々目錄御受取候へと申送り、夫々へ配りけるに、何も大に悅び、是より我もくと舊記を持參し、御所造營を聞合せに及ばず、出來したりけり。

其頃迄は、白銀一枚より百枚迄の目錄取遣是あり、何れも兩と云事なかりし故、公家の人々金百兩二百兩と了簡せし儘、殊の外悅び、此度關東より遣されし金子、年來の困窮を凌がんと、內證の仕送せし洛中の町人ども迄喜悅して、用金を出し、關東より金上りなば、板倉方より請取事と、手に握りたる心地しける處に、此度行幸濟で後、周防守方より、先達て進じ置候目錄持參ありて、金請取るべしと觸を廻しければ、公家の人々驚破と、雜掌に件の目錄を渡し、金子受取に遣しける處に、白銀百兩二百兩づつ相渡しければ、公家の方々目算以ての外齟齬ければども、目錄に金銀の別なかりしかば、今更咎むる事もならず、公家を始め仕送りし町人ども迄、思に外れけるは、板倉が頓智なりとかや。

因て寬永元年四月中より、行幸の爲普請相成し二條の城は、前の殿宇を破毀棄、禁裏の如く新規御造營の結構、人目を驚かす形狀なり。寬永二年初秋迄に全く成就しければ、關東の思召も土民の沙汰にも、行幸神速なるべしと上下流言して、遠國よりも行幸拜見の願多くあり

規を以て二條の城普請の儀御沙汰あるべき筈に付、其旨相心得、萬事然るべく取計ふべし、とありければ、周防守方より、入魂の公家衆へ問合されける。斯て公家衆も一同集り評議されしに、何分にも亂世の舊規は用ひ難し、天下太平一統の　御世に御幸ありし舊例に任すべし、殊に家康在世より、儉約を專一と取計ひし故、公家の困窮一方ならず、然るに二代將軍にも改めず、父同樣の取扱ひなれば、各々難儀云ばかりなしと雖も力及ばず打過たり。此度こそ將軍家の藏より金銀を取出し、久國を延べしと一決して、豐臣太閤在世に、聚樂へ　行幸の儀式社目出度御代の例なれば、其儀式にて然るべしと、板倉方へ返答に及ばれたり。此周防守は、將軍家御鑒定を以て、京都所司代、畿内中國西海道九州迄の大小事を、逐一關東へ伺はず、自分器量を以て執裁斷べき旨委任有りて、父伊賀守後役を周防守へ仰付られし程の者なれば、公家衆よりの申越に從ひ、豐臣殿下在世に、聚樂へ　行幸の例の如く、其身一存を以て事を決したるは、發明秀才の人と云べし。扨公家衆は、文祿　行幸の舊記を出し、彼是と申立らるゝに依り、每度問合の往來限なく、晝夜とも以ての外取込み、其都度々々饗應旁々夥多手數も相懸り、失費殊の外多かりしを、周防守先々是を防ぐべしと、三百兩を上の目錄とし、百兩を下となし、悉皆公家へ配り、關東より到著に付、先目錄を進じ置候、此度各々方御心添の段、將軍家にも

家の中にても、由緒格別なるは、高家の列に加へ給ひしとなん。此事は、彦左衞門も豫て將軍へ内々言上せし事ありと云ふ。

○禁裏御慶賀の事　幷年號改元の事

然程に、寛永の改元は　禁裏　皇女御降誕の慶賀と流言せしが、然に非ず、抑々改元の仔細は、甲子より癸亥迄、六十圖の一巡終る時は、必ず甲子の年に至り改元ある事、古今定例なり。或は　帝王御卽位の年、又は凶年打續きければ、是天地不和たる故改元ある事もあり、是亦和漢の舊規たり。然れ共此度は其儀に非ず、皇女御降誕故なりと流言せしは、全く將軍家へ御馳走の淵底と知られたり。因て寛永元年と改まるは、誠に將軍家の御威勢百倍の御果報と、世擧て祝せしとぞ。時に關東へ　御内敕下りしは、　皇孫の祝對として、源左府上洛あるべき旨の　叡慮たりと、二月上旬再度　敕諚を下されしかば、　叡慮に應じ奉るべくとの　敕答ある。重て又　御内敕下り、前將軍新將軍倶に上洛あるべし、其節、忝くも二條の城へ　行幸あるべき旨仰出されしかば、將軍家畏り奉られ、應　勅の趣申上られける。斯て京都所司代、板倉周防守方へ申遣さるゝ趣は、此度二條の城へ　行幸在せらるゝ旨仰出されしに就ては、舊

正高々と笑ひ給ひ、雅樂頭、お手前などこそ長阿彌樣の御子孫にて高家衆なれ共、往々其名に背きし人あり、因て機も有らば將軍家に氣を付申て、高家と稱ふる事止にせんと思ひしが、好機も無く打過し處、此間御花見の節、入らざる織田常眞が差出しにより、是幸ひと云込て、高家の鼻を拉ぎしは、將軍家の爲なるを、何も夫と存せざる故に、此天海方より云譯せよと云はぬ計りの內意立、天下の執權として歷々顏ばかり揃へ、斯る大切の利害を辨へざるとは、麁忽なる次第なり、今頃の高家々々と云囃す家々は、少しも油斷なり難き門閥なり、然るを高家々々と尊敬せしは、馬鹿々々敷事と云べし、向後は當時の高家衆と云を止て、公家の次三男、厄介等の中を召出されて、高家衆に立置かるゝ時は、自と 禁中の御內情も分り、又關東の事情も通じ、公武御合體の基にして、將軍家より 大內に間者を入置くも同じ事なり、是は足利三代將軍義滿公の治世に、細川武藏守賴元が才覺にて、斯なせしを以て、公家共が隱謀を巧む事出來ざりしとぞ、大概是の如くなれば、何れも能々心を付て、天下の執事を致さるべしと、誠に古今を洞察せし大智識の一言に、左衞門尉も大いに感服して立歸り、その旨演說なしければ、執職の面々何れも心服して、天海より內聽の如く大身の高家を相廢め、更に公家衆の次三男厄介の中より、相應の者を召出されて高家とし、足利時代公方の眼進衆と呼し如くなされたり。近代武

に依り　朝廷にても止を得させられず、其旨御許容に相成、則ち家光公へ征夷大將軍の　宣下有り、家光公を德川三代將軍と申し奉り、古今に秀し英邁の公に渡らせられしなり。

○從前の高家衆を廢し、更に高家衆を置かるゝ事

夫慶長の末より、諸侯の中にても、將軍家に於て高家衆と稱し御客席なりしは、

喜連川右兵衞督國朝　織田前內大臣常眞　加賀中納言利常
仙臺中納言政宗　薩摩中納言家久　上杉中納言景勝
毛利宰相秀元　佐竹中將義宣　東條宮內卿法印

右の家々は、將軍家にも格別慇懃に御會釋ありし故、何時となく人々高家衆々々々と云習はしけるが、先日御花見の席にて、織田常眞叟御取合申せしを、天海大僧正以の外に叱り給ひしに由り、常眞も鬱陶の景色にて退出ありしを、將軍家も笑止に思召すと雖も、天海の事なれば、別して何の御沙汰もなかりしに、執職中內評ありて、何分にも高家衆の事なれば、左も右も上野より一應挨拶の使僧を進められ然るべしと一決せしゆゑ、酒井雅樂頭は別して天海師と懇意の事なるにより、態々推參なし、對面の上四方山の物語りせし末、右の咄に及びければ、僧

じ、一々承り屆候、と仰らるゝに、天海僧正忽地欣然として、中啓を疊に著け、御手を突れて、德川の御家長久、御子孫繁榮の御覺悟、愛度々々、疾く御杯盞々々、と仰せられ、御杯盞を改めて、將軍家より大僧正と御杯盞式有り、僧正大納言殿へ此杯盞を進上仕るべし、三代將軍の宣下、程なく御吉事の御安堵杯盞と言れながら、天海が杯盞を家光公に進ぜられしかば、家光公御請取有て、速かに召上られ、御扣へ有しに、僧正は御前に向ひて、此御盃盞は大納言殿御納め然るべし、大炊々々、祝言々々、との御聲に連て、土井大炊頭高聲に、「神と君との道直に」と謠ひ出しかば、相詰し面々一同に後を附て、高砂の切を謠ひ、御杯盞は御納めになりしかば、天海僧正悅喜限りなく、扨々不思議の御吉事顯れたり、權現樣將軍宣下の勅諚を蒙らせられし節、御杯盞式の半途、此坊主叡山より罷下り、御座敷に出しが、其時御納盃の祝言に、高砂の切を謠ひ出せしを覺あり、又今日は將軍職御辭退の御諫め申上し處、若君に三代將軍の宣下滯りなく勅諚を請させ給はん前表なり、扨も〱目出度〱と云つゝ、御挨拶あつて徐徐と御退出ありしが、春の日の永きも、僧正の談議にて全く暮れたりと、何れも笑ひ戲れしが、將軍家にも最御機嫌能く、御本丸へ還御に相成り、其後天海僧正の申上られし如く、將軍職御辭退の儀、京都へ　奏上に及ばれしかば　朝廷に於て甚く愛ませられしかども、再應　奏聞有し

し、僧正の言上を承るに、一應道理ながら、將軍職致仕の儀は、未だ遲かるまじく候、征夷將軍の隱居と申儀は、古より曾て是無く、其上御前には最早半白の御齡にても有らば兎も角も、未だ〳〵御盛んの御齡なれば、此後六十の御賀を祝はせられて、後の御事然るべきなりと、云も終らぬに天海呵々と笑ひ給ひ、眞叟は老耄と見えたり、此天海は當年百六歲に成し事を恐れ申さず、別して信玄謙信兩大將の合戰の儀を、大小名より聞に越されしを、天海覺え得て書付にして遣せしを、證據文となせし由承り及びしなり、半白にも及ばずして、將軍職御辭退は早からんとの執成、老年をしての追從、又征夷將軍の隱居は其例なしとの儀如何なり、源氏の御先祖多田滿仲は、日本武士の棟梁と勅許有りし經基より、二代目たりしが、三代目を大切に思召し、賴光に武將を讓りて、多田の家を淀に隱居有り、常眞の御兄總見院殿も、嫡子信忠に世を渡し、早く隱居有ば明智にも殺され給はざりしものを、凡此天海が申せし事に、善惡の批判あらんは、東照宮の再來あらば格別、當代の人に覺は無しと、憤然たる御相貌、白眼精の光有りて、鼻高く顏赤く、白髮は針を植しに異ならず、偏に大天狗の來臨かと疑ふ程の恐ろしさに、思はず御傍の者ども恐怖して俯伏になりしが、又恐る〳〵頭を上ながら見上る時に、將軍家莞爾と笑はせ給ひ、僧正が今日の御異見は、父東照宮只今御再來あつて御異見下さるゝと存

り、然るに和子姫御入内あり、其上間もなく早御懷姙と承りたり、然すれば君は　天子御外戚の祖父君たれば、極官の御吉事は申上るに及ばず、此世有らん限り將軍家の御威光は、此上もなき事共なり、爰を能聞召分らるべし、亢龍の悔と申す事は、下々には少し、却つて上々の御身にある事にして、既に當春、御一門の越前宰相殿を配流されしは、全く天は盈てるを缺く、不足は三才の大道たり、平人は足る事を知らず、止る所の辨なし、天下一人たる御身には、常に天の照覽を御勘辨あるが未然の御愼なり、異國本朝とも、草創より三代目が大事にて候、因て早く將軍の當職を若君に御讓在まして、御隱居有るべし、尤も宰相元戎の職は、私に退讓は成難し、致仕の願狀を以て　禁裏へ奏せらるべし、然る時は元來大權の歸したる御當家の事なれば、將軍職の宣旨必ず若君へ下し賜らん事相違なしと、事を譯け理を盡して諫められしかば、一座の面々顔見合せて、御權職御辭退の儀、未だ御齡盛なる秀忠君に向ひ奉り、斯の如くの直言を誰か申上べきとて、各々將軍家の思召如何と、手に汗を握りて扣へたり。然るに今日御夜詰の御伽衆の中に、織田常眞は、夕御膳の節臨時に召されし故に登城有しが、内大臣の前官と云ひ、殊に家柄なれば、大小名も重々敷式禮し、將軍も隱居御會釋にて、御家人達とは席も違ひ、先刻より僧正の御物語を熟々と聞きて居られしが、御取合の心にや、頓て詞を發

過ぎ申候、何なる智識の御方にても、御腹が空ては御談議出來候まじと、戯れながら伺ひければ、天海僧正御笑ひなされて、此坊主が腹は此方より宛行次第なり、然ながら御膳の時分は過ぎ申べしと、疾氣は付たれども、大納言殿も少しは空腹目を成さるも御爲なりと、話に紛らし時刻を過せしなり、太平の今は、食事も時分に喰はるゝが、先年戰國の最中は、如何なこと、朝夕の食事を其時刻に喰らるゝ事、勿々思ひも寄らざる儀にて、東照宮御若年より御中年に及ぶまでも、憂目辛き目空腹目にお逢ひ成され、千辛萬苦の御難儀なされしなり、因て孫の御身なれば、態と一度位の食事は延引しても宜しかるべきなり、然りながら今日は大納言殿、近年無類の御難儀、局卒々御膳をと仰せらるゝを待兼て、御膳を差出し夫々に据ければ、僧正を始め將軍家、及び家光公も御相伴にて御食事を進らせられ、御酒は御無用、御茶々々、と仰せられ、御食事終つて後、僧正は、最早何時に候ぞ、と御尋ねに付、御傍の者、御時計は六時に三分程前の由申上る。僧正御笑ひなされ、是は〳〵、上戶の酒を過せし時は、用事を忘却るも理かな、某は餘りの長物語に、肝心の大事を忘れたりとて、詞を改められ、將軍家に向ひ、只今申上し事ども御心に應じ申す間敷か、御當家の盛衰を苦に仕る此天海故、憚りながら申上候は、東照宮御一生の御苦心と違ひ、御前には希代の御果報と申べし、其所以は、武將の姫君方の御入內は、古今其例稀な

○大樹公致仕の儀、天海仰上られ、常眞御執合を、天海叱り給ふ事并將軍家天海が直言を御納得の事

扨も御花見と云ひ乍ら、御上賓たる天海僧正御下戸故に、御酒宴もなく、御好物の御菓子は種々出て、御側廻へも之を下され、御物語りの息繼には、御茶を喫召され、永き春の日と雖も御退屈もなく、種々の御物語りに時移り、早黄昏にもなりぬれば、夕御膳の時刻も稍延引に及びしとかや。(斯夕御膳延引に及ぶ時、常なれば御催促有りしと雖も、今日は夥多敷御菓子を召上り、御茶を飲續けられしにより、御腹中充滿て、食事を御好みの氣色なき故なり。然れども將軍家より、夕御膳の御沙汰も出るか〳〵と、各々待請奉りしに、曾て御意の出ざるは、秀忠公には、常々東照宮の御事と申せば、御一心に御聽聞あらるゝに依り、其御在世に斯の如き事もありしかと、僧正の御物語の外、一向に餘念なく御聞有し故にして、先前より今に至り、其御孝心深き事、前代未聞たり。東照宮も秀忠公の御噂ありて、日本の大舜と云ふは秀忠なりと、御賞美ありしも理なりと、各々感じ奉りぬ。)依て夕御膳の伺ひ、何れも遠慮して猶豫しけるが、家光公より御膳を御催促に付、御程合を見計らひ、春日局罷出で、最早夕御膳の時刻も

北條を討亡しなば、其缺國關東の八州を與へんとの證文まで渡置かれながら、北條滅亡の後、一向に其沙汰もなきは、日本國の大小名が遠慮せし程の家康公へ、武邊の國八州を與へられては、後日の憂なりと思ひ直し、已に約定を破られんとせし處を、萬千代一命を擲ち、御暇乞の盃盞迄致し、秀吉公に直談の上、豫て約定の如く、北條の缺國關東八州と、駿遠三三州と交換の催促致せしかば、秀吉公も止を得ずして是を許され給ひしに依り、關東に御國替、將軍職草創の根元となり、其外本多榊原等も忠節算へ難く、大望の成就せしも、全く小性共三人の精力に由る故なり、既に徳川の三傑とも云ふ、又是に酒井左衞門尉を加へて四天王とも稱したり、又秀吉公萬千代の論に負られ、御當家へ關東八州を與へられし時、此關白も、井伊の小僧には恐ろしき目に逢たりと宣ひしとぞ、然るに小性上りの井伊本多榊原などは、御氣に入り申すまじきか、太平の御代にも同じ事なるに、斯女計りを御寵愛は、御毒にして益少し、其所以は、譬ば女色は魚類の料理にして、男色は精進料理なり、魚類は食して味好しと雖も、食滯の愁多く、精進料理は味少しと雖も、食滯の愁少し、因て此坊主も精進料理が賞美なれ、と自身も御笑ひありしかば、其座の君臣共、此時はどつと大笑ひにぞ成りにける。

しが、實に東照宮は尋常の思召に御座なくと、御物譚の中に、御休息の御茶をと、春日局心付て持參しければ、御快く茶を召上られたり。其間に將軍家を始め奉り、各々少し頭を上げ、肱の痺を直しけり。僧正は御茶喫召されし後、大いに高笑致され、面白き花見中に、那坊主が咄にて氣が閉ぢたりと君臣の沙汰有らんも迷惑なれば、是より少し衆道咄を致すべし、我國に於て、昔年より戰國の大將名高き中にも、質素儉約なりし武田信玄は、小性を好き、又勇猛英武の上杉謙信も小性を好みたり、大將方の小性好には意味ある事よ、敵味方入亂れての戰最中は申すに及ばず、若敗走して負軍の退口に、味方の騎士步行武者散々に落失し節たりとも、小性のみは日頃の恩愛により、大將の傍に在て身命を顧ず戰ひ、大將手を負へば肩に掛て立退き、或は大將自分剛勇の敵と戰ひ、危く見えし時は、身を楯になすか、相討に打留るかなど、種々の働をなし、須臾も傍を離るゝ事なし、爰を以て如何なる名將たり共、陣中には必ず一二人づつの小性を愛せらるゝは、此益ある故なり、其中にも殊更、成長して後に無類の人物は、上杉にて河田豐前守、御當家にては本多中五(後平八郎忠勝又中務大輔と云)、又三河侍の惡言に、徳川の白鼠と稱し榊原小平太(後式部大輔康政と云)、井伊萬千代(後兵部大輔直政と云)、此三人は何れも利發なる性質にて、既に關白秀吉公、北條攻に利運の後、家康公との御約束は、

崎三郎隱謀有り、我が聟なれども其分に差置難し、因て詰腹切らすべし、又家康殿は我子の斯振舞しを傍観しながら、其儀に及はざるは、曩に合體の約を結びしも、皆僞言と見えたり、敵味方の虚實此一事に顯れしと、憤怒の餘に云はれしを、左衞門尉立歸りて斯と申上たりければ、東照宮も大に驚かれ、如何に時を得し信長の申條なればとて、信康に無實の切腹をさするも不便なりと、血の如き涙を流し仰せられしを、左衞門諫め奉り、三郎殿に無實の科を負はせ、御切腹を勸め奉るは御痛しき次第に候得ども、此段御承引なき時は、横紙破りの信長なれば、必ず大軍を以て相迫り申すべく、然すれば遠三兩國は、日を經ずして修羅の巷とならん事、鏡に懸て見るが如し、然る時は豫ての御企望も水の泡と成り申すべし、因て此所篤と御賢慮顯はしく候と、種々に諫め奉り、終に三郎殿を御生害させられしに依り、其御當分は是を苦になし、明暮御落涙あり、御食事も進み給はざるを、信長敏くも是を聞て、家康公の御誠心を感じ給ひ、夫より一層親密を増し、駿河國より遠州三州と漸次に御手に入り、追々御領國廣くなり、終に天下の大權を掌握されしは、全く御子一人を捨て給ひし故なり、然れば御跡の御相續は極めて、秀康卿と見えし處に、秀康君は猛勇英武にして戰國に相應なれども、平天下の器量に非ず、當君は寛仁大度にして御孝心深く、平天下の器量に適へりとて御世嗣に立られ、二代將軍と成らせ給ひ

くせん爲に、信長より奥方を迎へられ、聟舅の間柄と成り、至極の事なれども、只迷惑と云ふは、世間に無類の惡女を、押付ての縁組なり、然れども、三郎殿は至て小性好なるが故に、敢て是を迷惑とせられず、其頃岡崎譜代の御家中に美少年もなきに依り、所々御尋ねの折柄、士農工商の隔なく、松坂踊流行なし、是を御覧に入れんと踊り廻りしが、一日岡崎家中へも、郷村より踊の群戯れ來掛りし由を三郎殿聞召し、北の方を御誘引にて、櫓より御見物有し處、御領内永井村の庄屋、長田平右衛門が一子傳八と云し者、音頭を取て踊りけるに、其聲の美しさと云ひ、容貌の閑雅なる事、田舎漢には稀なる美少年なりしかば、北の方は殊の外稱美ありて、渠を召出されよと頻に勸められしに、三郎殿は丁寧の御方なれば、濱松へ御伺ひ有りて後召出されしが、其後北の方より度々踊の所望有りしに、三郎殿思慮さるゝに、彼の傳八なる者は、若年と云ひ殊に美男なれば、此所望を許しなば、如何なる珍事を引起さんも計られず、且此事信長公へ聞えなば、大に輕蔑れんとて御許しなかりしかば、北の方は如何にも思ひ餘り、强面なされ方と大に怒り給ひし折節、甲州より盲人來り、三郎殿の御實母筑山殿へ懇意に立入しを、讒口の種として、北の方より信長へ密告に、三郎殿は武田四郎勝頼と心を合せ、遠參の兩國を奪取り、自立の企ありと讒言されしを、信長は實と思ひ、大に怒られ、早速酒井左衛門尉を呼寄て、岡

物語らるゝは、往古より上位たる甲乙の官人、或は大小名より士庶人の末々に至るまで、子孫の繁昌を願はずと云ふ者なけれども、各々自身の事にして、國家を思ふ輩なし、然るに天下太平萬民安堵なさしめん爲に、千辛萬苦爲し給ひ、慈悲恩愛を忘れ給はざる大將は、東照宮ばかりなり、然れ共其御深志を、此座の君臣ともに、此坊主程は知り給ふまじ、就ては今日御花見とて御請待に預りしこそ幸ひなれ、御恩澤を忘れざる爲に御譚致すべし、因て何れも方御聽問有つて然るべし、と仰せらるゝに、將軍家御座を退つて御手を下られしに依り、御前伺候の面々平伏して拜聽す、時に天海僧正靜に語出されしは、先以て岡崎三郎殿御生害の實事は、大樹公を始め奉り、何れも委細御合點は有るまじ、との言語を御聞あつて、將軍家領首かせ給ひ、御推察の通り、其儀未だ承らず、但し其處に父君の御深志も是有り、子孫の輩拜聽なし、覺悟にも成べき仔細有らば、御聞せ下さるべし、と御挨拶有しに、僧正欣然たる顏色にて、至極の思召に候、然れば語り申すべし、抑々遠參の二國、未だ全く徳川公の御領國と成べき樣も見えざる頃、織田信長の威勢盛にて、御家と合體せられながら、東照宮は御家を興さん御深志有りしに、信長も徳川家を翼として天下の大權を掌握せんとの心底なりし故、岡崎三郎殿を烏帽子子として、信の一字を贈り、御父君の康の一字を取り、雙方を合して信康と號し、猶々御緣を厚

世にも、大炊頭は度々御相伴せし事なれば、是非々々相伴致すべし、又今日も御花見の席にて、種々物語りある時は、聞人の證人に、大炊を挿へねばならず、御膳々々と催促され、兎角箸を取り給ざれば、御配膳の面々も案外の事なれば、大に心配なし、急ぎ調へしと雖も、俄の事につき、以ての外延引に及びしとかや。豫てより御催しありし御花見にすら、大炊頭一人不意の御相伴を仰付らるれば、斯遲々に及びし事、如何なる仔細と云ふに、東照宮御代より、格別平常の御儉約を專一として、諸役人是を守りしを以て、御客前の御膳部は、漸々三人前宛調置きし故、御上客の分に餘計なく、取扱ふ者ども大に當惑せしとなり。然るに僧正何分箸を取り給はず、大炊頭の膳を御催促ありしに難儀なし、將軍家へ差上る所の御膳を以て、漸々間を合せしと云ふ。是ぞ誠に東照宮定置き給ひし事は、下々の役人迄も大切に守りし段、天下を知る公の美事にして、德川家平日の質素知るべきなり。偖も天海僧正御歳を召されしより、近年食後には極めて睡眠の癖付れしかば、朝御膳終りて後、枕々と乞はれし故、小性衆、駿河以來手編の籠枕を持參なすを取りて、緩々と眠につかれ、鼾息雷の如くに聞えしかば、將軍家にも暫時御見合居給ひしが、頓て僧正目を覺されしを以て、早速御本丸へ斯と通ぜられしにより、將軍家も時を移さず西丸へ入御在ませしかば、御茶菓子などを取添て差出され、四方山の御話し最中、僧正不圖

れ、酒杯嚥など御前にて有りし節は、將軍家を始め殊の外御尊敬有し故なり。斯て三月八日卯の下刻頃、天海僧正只今御登城と、遠見の者より注進有りしに、大納言殿にも御出迎あり、程もなく僧正登城されしが、例も御著衣は粗服なれども、就中此日は白木綿の綿入に麻の黒衣を召され、平僧にしても不似合なる麁服の上、藁草履を穿かれ、藜藋の杖を突き、歩行にて參られければ、各々不審に思ひ、其段將軍家へ申上しに、將軍御笑有て、其は花見に一興を催されしなるべし、此方も其趣旨に隨ふべしと、御衣裝召替られ、御袴ばかりにて出られて、堀田加賀守を召れ、家光には予が著替せし事をば定めて知まじ、因て早々通ずべし、との上意を蒙り、加賀守は西の丸へ馳行、斯と申上ければ、大納言家光公は御亭主役ゆゑ、態々花麗なる御小袖を召せられし處、將軍家よりの御通知により、直に常の御小袖を召替られたり。斯御遠慮あるは、東照宮御在世中の御行跡を引れて、每々天海僧正御教訓有し故なり。扨夫より僧正を西の丸へ招じ、家光公の御相伴にて、朝御膳を進められ、御兩所の御膳据りしが、天海御箸を扣へられ、大炊御相伴御相伴、と聲を懸られけるに、土井大炊頭は是を伺はれ、今日は格別の御馳走役を某に仰付られ、且御本丸よりも萬事念入御馳走仕るべき旨上意を蒙り候に付、何れ後刻は御相伴仕り候へ共、只今の御相伴は御免下さるべし、と辭しけれども、天海御承引なく、否々家康公御在

年も花見を催すべし、其趣向は、先西丸の大納言を亭主と定め、師僧天海を正客とし、予は取持役を心得、相伴には土井大炊頭罷出べし、と有ければ、各々是は當時の御鬱散に至極宜しかるべし、又當日の御心配感じ奉るとて、夫より早速夫々へ相達し、其用意に懸りしかば、頓て御支度調ひ、青山伯耆守を御使として、上野へ遣されける。斯て伯耆守は上野に到り、天海僧正に對面の上申けるは、若君家光公、明日は例年の通り花見の催し致さるゝに付、御入來有るべしとの仰なり、と述べければ、天海僧正も大に悦び給ひ、御使の趣忝なく、明日は樂しみ早天より罷出べく間、朝御膳より頂戴致度、との御答に、伯耆守は早々立歸り、老中同列へ斯と告れば、皆々打笑ひ、傳敎弘法など大内に參内有りし時は、朝飯より出しにや、然とは鉢開け同然の僧正なりと戯合ひ、伯耆守は將軍家の御前へ出、右の通御聞に達しける處、將軍家も大に御喜悦在らせられ、扨は僧正も滿足の心と見えたり、隨分饗應に念入べし、との上意に、伯耆守委細畏り奉る、とて退きける。其後堀田加賀守を召され、西丸へ御使として遣され、大納言には何時も朝寢なれども、明朝だけは例よりも早く起出、天海入城の節出迎へ致し然るべし、寢覺の顔を見られ、天海不興有りては不馳走なり、度々はなき事なれば、此段諄々申せと、殘る所なき御心添なり。是は家康公御在世の頃より、師弟の禮を以て御取扱ひ遊ばさ

彦左衛門功蹟之記　中卷

○御城中花見、天海僧正御招待の事
并　土井大炊頭證人にて、僧正御物語りの事

鏡は精明なるを以て美惡自ら腹し、衡は平かにして私なく、輕重自ら得。然ば徳川二代將軍秀忠公は、徳厚の君にして、能東照宮の業を襲ぎ、臣下には井伊本多酒井榊原を始め、板倉土井其他名士多く、又師傅に天海大僧正、大久保彦左衛門の智勇有て、國家の大事を補翼す、仍て徳川氏の天下、益々萬代不易と見えたりけり。時に寛永元年三月上旬、御城中廣庭には、樹林青々として嫩牙を發し、櫻花は爛熳と咲亂れ、春色遍かりしと雖も、當時越前家の事に付、殿中に於て晝夜御評議あり、宰相忠直卿は將軍家の聟君なれども、天下の法は曲げ難しとて、愈々配流と定りし上は、將軍家の御心中、嘸一方ならざる御愁傷と、役人中も察し奉る故に、例年の如く御花見の伺ひも無かりし所、一日將軍家仰出されけるは、毎年例に依りて、花見の宴を催し來りしに、近來越前家の事に取紛れ、今年に限り催しなきは宜しからず、因て今

意は斯の如しと思召し御聞あるべし、抑々越前黃門秀康殿は、岡崎殿御生害ありし後は、御當家の御跡目は申に及ばず、知れたる家系なり、然るに今將軍家の御家督と相極りしは、一度太閤の養子と成給ひ、其後又關東結城の名跡を相續ありし故なりと、士民の取沙汰は、權現樣御深心を知らず、天下の治亂を辨へざるが故なり、只今此坊主が冥慮を曝して申出す、其御憎しみの冥罰は此坊主が蒙るべし、萬民の安危申出さゞる時は、御政道の利害損益分明ならざるが故なり。

豫守方へ相續申付るも、德川嫡家の筋目を正し候と、先祖への追孝と存ずる所に、姫以の外憤怒を含み、實子杣千代在からは、叔父たる伊豫守方へ跡式渡すまじと申募る故、已に北越の動亂近きにあらん、只今迄憫然に存じたる恩愛も、却て憎うなる道理、誠に惡緣を結びたる親子の因緣、前生の事迄思出られて、口惜き事限なし、賢察あるべし、僧正にも斯る譯と聞かれし上は、姫が方へ意見、教訓の助言は有まじと存ずるなり。差詰たる御意を聞て、天海師高々と嘲笑ひ、年寄中、只今大樹の御意を承知、先以て安堵したり、他門の大名と將軍家の葛藤是ある時は、匆々一應の助言にては決し難けれども、甥は猶子の如しと云へり、婿は殊に子分の事なれば、氣遣は有るまじ、扨も例の御菓子の出ざるは如何、局々、と御催促あるに、早速春日局持參して進ぜける。天海師厭迄御菓子を食し、御茶を請ひ、二服呑て後、此一件は大納言殿に申上ん、局、御休息々々々、と差圖ある故、家光公の御別殿に入らせらる。大僧正は春日局へ聲を懸け、局覗くまじ、立聞は無用なり、と聲を懸け、扨申上けるは、此一件眞直の折中は、御普代の面面も申上難きは知れたる事なり、因て只今拙僧の申出る趣は、定めし將軍家の御氣には適ふまじとは存じ候へども、天海は、然らば是非に及ばずと濟しは仕らず、日光迄は遙々なれば、楓山へ御供致し、御靈前にて始終の助言屹度申上げ、不忍の池へ入水して相果るも、將軍の御覺悟次第、極

怒強く、是天下の大事にも及ぶべき事にて、君臣内評議區々なる中にも、公には權現樣立置る所の大規矩の御定法を御守りなされ、御決定の思召、御道理至極には存じ奉り候へ共、御子たる姫君の御憤怒も又差詰たる事、下臣の身として、評定落著し難し、因て御助言を希ひ候、と申ける。天海聞て、雅樂頭殿、然樣計り云ては緣起が解ず、是は察する處、君臣解難き謎と見えたり、御前より仰聞らるべし、近年老耄致し、先年の如く邪正是非匆々分り難きは、我身ながらも呆れる計なり、當年にて百歲の上になる坊主乍ら、天竺唐土は知らず、凡日本國中の古事來歷は隨分能覺え、其上國家の安危天下の治亂も、戰國の眞最中國郡を經歷して目利の分、凡此坊主本阿彌と同事、扨社權現樣御在世にも、御決定の御相手に成たり、疾々仰聞られよ、と申上る。將軍莞爾と笑はせられ、評定に僧正の列座は、日本國中古老の輩、殘らず集聚たるよりは確然に存ずるなり、助言を承知るも、是家光が政道の後學にも相成申すべし、今度越前宰相の一件判決せしむる處、亂心の跡目立難き事は、士民共存じたる定法にて候へば、其分に差置難く、甥と云聟と云忠直なれ共、豐後へ流人と申出す事、將軍家の利腕を折らるゝ如く殘念なり、殊に仙千代成長の後は、祖父たる秀忠何計りか恨まん、是も迷惑言語に述難し、然れ共當家大規矩の定法なれば是非に及ばず、然ども亡兄秀康卿へ對し、孝禮信義を怠らざる證に、伊

も終らざるに、大僧正は苦笑ひして、密々咄に善事は少しもなし、扨も長生して迷惑なり、疾く權現樣の御側へ參り、御物語り致したしと、春日局と語り乍ら、秀忠公の御前へ罷出られしに、公にも例の如く御禮服召され御對面あり、年寄中も尊敬の禮式ありて、御次へ退去けり。實に先代より御歸依と云ひ、若君樣御師匠と云ひ、御會釋も又格別にて、天下一人の御格とぞ見えにけり。

○執職中內意、天海大僧正登城の事
并天海越前家御取合せ、君臣感聽の事
附越前家嫡家御執立、姫君本望の事

扨も將軍家の御式代は、家康公御在世より當御代に至り、少しも變る事なき御尊敬、一通り御挨拶濟て、天海師は、年寄中何も是へ、と申しけるに、段々立出平伏の式嚴重なり。時に天海師、何事ありて各々連狀を差越されしや、疾く承知り度、と申けるに、執職中一決の相談と云中にも、心安きは酒井雅樂頭なりしかば、同職の發言を待たず、雅樂頭申出すは、今日御登城を願うたるは餘の儀にあらず、定めて此間より御聞及も有るべし、越前家の一件に付、姫君以の外御憤

所に非ず、此度忠直の配流も、伊豫守へ相續申付たるも、悉皆御遺戒の一ヶ條なり、此上に姫が憤怒、兵馬の動亂有迚も、姫が我儘の望叶ふべからず、と仰せられたり。誠に天下へ對し、信を失ふ可からざるの御決定と、各々感聽し奉り、扨は北國の動亂遠からずと、老中方互に顔を見合せて、大息を吐く計なり。此時酒井讃岐守座に在しが、立乍ら大炊頭へ目配有りしかば、御次へ立出、爰に於て何れも評議致しけるは、此上は如何すべし、御臺樣より御諫言有べきか、御三家方へ申上んかと、種々評議區々なり。大炊頭遮つて申しけるは、兎角當家差詰たる大小の決斷は、權現樣御在世より、天海僧正御助言有て決定したる事多し、此儀も大僧正へ願ふ方然るべしとて、三人連判の內書を以て、登城有る樣に、上野へ申遣しければ、天海は何事にて此坊主を引出す事にや、大納言殿御行跡に付、又教訓せよとの事かやと思ひながら、登城有りけるに、老中より豫て告奉りし事なれば、大納言家光公、御式服召させられ、御迎として御廊下の中程迄、御定例の如く出られしに、僧正聲を懸け、大樹の御用か、年寄中の內意か知らねども、登城せよと申越されたりしは、大納言殿不正の御行跡ありて、此坊主に六ヶ敷事を仰せらるるかと、道すがら氣遣ひ〳〵參りたり、と言けるを、春日局、いや少しも左樣の御事にては御座なく、何やらん此間、御內々御評議の決せざる事出來候由、左樣の筋にて御迎の參りたらんと、言

共杣千代様御成長の後、進ぜらるべしと思召すに、宰相様遠流、御定法と在ば是非に及ばず、然れども御跡目は將軍家の御孫様なれば、よもや御相違は有まじと思召込れたるに、思ひきや伊豫守殿へ相續仰出されたり、男子にても、御大法とは申し乍ら、恨る心あるは人情なるに、況や御女子の御心には、御道理と恐れ乍ら存じ奉る、是に因て御宥の御手當無き時は、北越の動亂眼前に相見候なりと、眉を顰て申上ければ、秀忠公聞召し、大炊が申處、如何も一應道理の様なれども、是迄は何にも申聞かさず、抑 越前家へ姫縁組せし極意は、父君御深慮有ての事なり、其仔細は、秀康公は、岡崎三郎殿生害あらば、家嫡と立らるゝ筈にて、當家の跡式は定りたる處に、父君思召には、秀康事文武兼備の大將たる器量にあらず迚、御明察を以て御跡式を遣されざる事、秀康卿 生前の鬱憤、大概普代の者は推量在べし、扨忠直代に押移りて、大阪表の名譽と云は、數萬の士庶人眼前に見し事にて、爭ふべき様もなし、然るに御約束の百萬石も遣されざる故、越前主從遺恨の鬱憤は必定と、父君の御心中、行末の御氣遣 といふは、中々言葉を以て述難し、因て姫を越前家へ嫁入と仰出されしなり、全體國元への嫁入は、自他門共に禁制たるを、嫡家御馳走との執成にて、表向披露なせしが、實は姫才發の性質なれば、國元に差置るゝは、間者を入置くに等しとの思 召故の縁組なり、斯る深き御賢慮は、中々凡夫の及ぶ

以て其如く相募るや、三家の使者をも國中へ入ず、又其方參りしに鬱憤を申たりとは、不屈至極と云べし、然るに其方道理あり抔とは、如何なる故ぞと宣へば、大炊頭謹んで言上しけるは、此一件能々御遠慮遊ばし然るべし、天下の御政道とは申し乍ら、姫君御道理と申其故は、先年越前へ御入輿の御沙汰ありし砌、遠國と云又無類の雪國なりと御聞遊ばし、姫君御難澁の由にて、已に御緣も遂させられまじと、我々危み奉りし折柄、君駿府より移らせられ、越前家後榮御舊約の旨御內意を仰含められしに因り、姫君には漸々御聞入遊ばし、御入輿と相極り、私御輿添仰付られ、則ち御道中駿府へ御輿寄せ奉り、御對顏の上にて、猶又東照宮御約束の御深慮は、御前にて承知仕り候、御意には、御孫姫樣御三家の中にも、別して御祕藏の御姫樣ゆゑ、御當家の御惣領筋、越前家へ遣さるゝなり、外の御兩人の御願は、東照宮容易に御聞入は無けれども、此御姫樣の事ならば、日本六十餘州の中にて濟む事は、何なりとも御叶へ有べし、御夫婦の御中睦じく、御男子御出生の後は、一廉の御加增遣さるべし、三家御兄方樣より、大小名の重んずる越前の家柄なりとて、殊の外御愛憐の御贈物も進ぜられ、御男子ならば、御祖父樣の御跡式を進ぜられべきに、御殘念の旨上意にて、姫君樣も御勇敷越前へ御入輿あらせられしなり、其後御加增必定と思召す處、大阪御陣の節も御約束の百萬石も進ぜられず、然れ

千代へ越前程の領知宛行はるゝに於ては思止まるべし、自分は斯覺悟は爲せども、杣千代を廢れ者にさるゝ上は、明日にも自分が此世を去らば、何樣口惜き事に成べきも計られずと、聲を放つて歎かれしも、實に道理とぞ聞えける。大炊頭も涙に暮れ、御傷敷は思へども、天下治亂の期は此時なりと分別し、姫君に向ひ、一々御道理至極せり、此上は江戸表に馳歸り、御望の趣、私の存慮を以て將軍家へ願上ぐべし、萬一御承引なきに於ては、某も覺悟を極め、越前の士となり、姫君と一同安否を計り申べし、此上は大炊が御左右申上る迄は、先穩便に入らせらるべしとて、大炊頭は越前を立出で、馬を逸めて歸りけり。

○將軍家台命に依り評議の事并執職の面々苦心の事

附秀忠公御行儀前代未聞の事

斯て江戸表には、越前の騷動天下の治亂に關係なりと、君臣とも晝夜評議有て、土井大炊頭が返事を、今や遲しと待給ふ處に、大炊頭越前より立歸り、即刻將軍家の御前へ出で、御簾中の御憤懣も至極御道理に相聞え候により、此上は御宥の御決斷なくては、北越の變動大事に及ばんも計れず、と申上たり。秀忠公聞召され、御氣色を變へ仰せられけるは、姫が憤と云は、何を

で給ひ、大炊が來りしとや、此事に付大炊に逢度と思ひしに、能も忍びて來りしぞや、早々是へ呼入よ、との仰に、兩士は疾馳返りて、仰の趣一學へ申達しけるに、然あらば御通りあるべしとて、關を開きしかば、大炊頭大いに悦び、扨は動亂治るべしと、福井へ參上なしければ、早速御逢有し故、大炊頭仕濟したりと思しが、久々にて姫君を拜し、我知らず泣出せしかば、姫君にも須臾淚に咽び給ひしが、稍ありて大炊頭申けるは、此度の大變餘りに氣遣しく存じ、病氣と僞り引籠中、忍んで罷出でたる所、先々御機嫌能恐悅に存じ奉る、扨又御國境に關を据られし事、國中の御固め然もあるべし、御幼年より姫君御三方の中にては、御勝れなされしと悅びしは、大炊が左袒なりと人々笑ひしが、果して大炊が言葉に違はず、此度御器量を顯し給ひし事、某に於て心中の喜悅是に過ず、然れども今度仰出され候一件は、天下御政道の定法、親疎を分ざる廉明の御仕置に付、御怨み有間敷儀にて候と、云も終らざるに姫君氣色を變へ給ひ、大法の事にて宰相殿の御配流は仕方なし、然るに杣千代は現在將軍の御孫ならずや、夫に叔父たる伊豫守へ、越前家の相續とは何事ぞ、杣千代を蔑視に取計ひしこそ奇怪なれ、因ては秀康公以來、抱置きし士卒を下知し、此世の暇乞に姫が軍を見すべし、女なれども祖父君の孫なれば、狂女に非ず、爭か好んで亂逆を招くべけんや、是皆止を得ざる所なり、萬一此上、杣

呆れ果しが、中山申しけるは、然らば是に扣へ罷在るべし、簾中迄三使の罷越したる口上を執次給はるべし、と申ける。一學答へて、豫て簾中仰には、三卿より使者來るべし、必定落著迄は通すべからずとの御事なり、申上たりとて御承引なきは知れた事なり、斯申す拙者を御咎あらば、切腹して申譯致す可しと、申切て内に入しかば、夫より三使種々申懸ると雖も、一向挨拶も無かりければ、三使憤懣るとも詮方なく、立歸り其旨披露致せしにより、御老中早速御聞に達しければ、將軍聞召され、姫承引なく、勇士共城を枕に楯籠らば、北陸七州の騷動と成らん、然れば天下擾亂の兆なりと、御心安からず、三家の扱ひさへ右の如くなれば、外に了簡も有るまじとて、三家を始め老中方、額を集めて居たりしが、豫て内々言上に及び置きし土井大炊頭は、旅行と申立、途中に同勢を殘置き、越前へ馳參りしが、國境の關所を通さず、大炊頭高聲にて、何れも御存じは有間敷が、某事は、姫君御生落より守奉り、當國へ御入輿の折柄も御供し奉りし大炊頭を、入るべからずとは仰有まじ、此度の一件に付、姫君の御爲を存じ、御吉事の了簡あり、假令將軍の御勘氣を蒙るとても、姫君の御味方申さん、夫故江戸表をば病氣と僞り、忍びて罷越したり、と申ければ、大橋一學聞て、是は福井へ伺ふべしとて、武士二人早馬にて乘付、大炊頭が申述たる趣委細申上しかば、姫君御馴染の事なれば、次の間迄走出

びし事、御對話有ければ、水戸殿進み出られ、其儀少しも御氣遣あるまじ、紀尾兩卿にも、此頼房にも、現在叔父姪たる事故、異見申遣しなば納得有るべし、三家より家老どもを遣すべしと仰上られ、即日尾州殿より成瀬隼人正、紀州殿より安藤帶刀、水戸殿よりは中山備前守を仰付られしかば、各々支度にも及ばず、直さま鞭を揚げ、越前指て急ぎけり。成瀬安藤は、駿府にて加判の列の重職を勤し者、また中山は東照宮の御目鏡を以て御付人に成され、才智勝れし者なる故、此三使越前に到り扱ひなば、姫君も納得致され、靜謐になるべしと、吉左右を待れしに、右の三使、江越の堺湯尾峠に著せしに、新關嚴重にして、數千人の士卒是を戍り、他國よりの往還を停止して通さずと聞しかば、三使關所の口に到り、三家の使者として我々罷越したり、急ぎ關所を通さるべしと喚はりければ、內より答へて、簾中よりの仰にて、將軍家よりの御使者にても入るべからずと、此處を堅固たり、何樣の事にても通行無用なり、早々御歸り有べしと申けるを、中山聞て、併し乍ら他の使者に非ず、三家は簾中の御叔父の事なれば、必ず御疑ひ有まじと申ければ、關內より、御理御道理には候へども、此度の一件落著致す迄は、自他とも御不通の上なれば、何なりとも通す事相成らず、斯申すは番頭役大橋一學と申す者なり、是非御通り有らば、弓矢の上にて通られよ、尋常にては通す事ならずと、高聲に呼はりければ、三使各々

義勇の思召、御道理なる御諚なり、越後武士に此城を渡し、恥辱を請んこそ口惜けれ、君臣父子夫婦兄弟、從弟の末迄も此度墓所を雙べん事、死後の本望是に過ずと、福井籠城に及びけり。是に仍て近國の大小名此事を聞傳へ、急使を以て江戸へ注進する事、櫛の齒を挽くが如し、越前の近國、騷動大方ならずとぞ聞えける。

○三家方扱ひ、三使越前へ赴く事

幷越前國關所を構へ、三使を追返す事

附土井大炊頭、智慮を以て姫君に謁する事

然程に江戸城に於ては、日夜評議區々なり。將軍御憤懣甚しと雖も、御嫡家と云、杣千代殿は現在御孫の事なり、其上中納言秀康卿の代より、名士を愛せられ、屈竟の勇士智臣を召抱へられし上に、忠直卿の代に至り、猶又御家風の如く武備嚴重にして、足輕中間迄も強勇の者あり、分限不相應の多人數、必死の籠城に至りては、勿々容易に平治爲べきに非ずと、秀忠公にも御心配あらせられ、未だ決定の仰もなく、執職の面々も、姫君なり御孫なり、方々屹度決斷の言上もなかりし折柄、三家方登城ありて御對顏の上、越前家簾中憤懣に因て、騷動に及

り仰付られ、忠臣の旨御賞美ありたりけり。

此小兵衛、配所にて晝夜の奉公疎意なく勤仕しつる故、一伯殊の外悅喜あつて、寢所へも近付無類懇意になりしは、小兵衛一人なり。一伯逝去の後、剃髮して筑後の國へ來り、高良山に住居し、連臺院僧正の友となり暮しけり。其節豐後の國府内にて、一伯側仕の女お園お菊とて、越前より附來りしは、狐なるべしと云事を、委細僧正に語りしとかや。此一件は後年高田騷動の下に記す。

斯て公儀より、越前宰相の連中始め遺族の者、越後高田へ移し、松平伊豫守を越前福井へ所替仰出されければ、越前家の連中以ての外憤懣られ、宰相殿行跡狂亂に等しき我儘止ざるを咎め、配流にされたるは是非に及ばず、跡式仙千代は、將軍家の御孫なる事判然なるに、仙千代を廢去し、自分をも踏付て、伊豫守が越前家相續すべしとは何なる儀ぞや、是父君將軍の仰には有べからず、年寄共の所爲たるべし、假令父君の思召にもせよ、伊豫守へ此國を渡す事思も寄らじ、因て越前の武士共、命惜き輩は他國へ迯去べし、主君の恩を忘れざる武士は、姫が先途を見屆くべし、女乍ら自身が采配を採て一戰せん、萬一運拙くば、仙千代も自も、福井の城は墓所なり、と思ひ詰たる仰なれば、舊臣共始め、何れも承りて申しけるは、誠に

に適ひたる物を進め度存じ願ひ上たりと申しければ、老中方も奇特に思はれ、家來は一人も供叶はざれども、汝が願道理の事なればとて、將軍の御聞に達しければ、秀忠公是等の事は聞くに及ばずと上意あり、執職中畏り候とて退き、然る上は豫て評議に極りし通り、男は無用、女は幾人召連給ふとも苦しからずとの事にて、小兵衛願も叶はざれば、夫故聞くに及ばずとの上意行しと心得、其旨小兵衛に申聞んと有し時、少間在て又々何も御前へ召され、如何申渡したるやと御諮問有ければ、男の分相成らざる旨申渡し候と申上たり。將軍御笑ひ遊ばされ、扨こそ何も存寄違ひなり、聞くに及ばずと言しは如何存ずるや、權現樣御遺訓の中に、天下の制札は云に及ばず、國郡に至る迄、忠孝の者有る時は披露すべしと仰置かれたるに非ずや、宰相忠直家來は、既に大阪出陣の節三萬人あり、國許にも一萬人は殘し置しならん、然る時は四萬人の家來の中に、只一人も配所の供を願ひ出る者なきに、料理人の輕き身分として供を願ひしは、無類の忠義感ずるに勝たり、因て予へ聞くに及ばず免すべしと言し事なるを、何も了簡違ひなすは、必竟忠孝の者を賞美する心薄き故なり、天下へ忠義の道を勵ますには、小兵衛が願の通り申付べし、夫とも政道に違ひしと存ずる事あらば、猶又再評すべしと上意ありければ、何れも謹んで御仁心の厚きを感じ入り、退出して、夫より小兵衛を呼出し、宰相殿の供願の通

きを慮給ひし事なりとかや。然なきだに、其後忠直卿我儘に募り出府の沙汰もなく、在國の節は頻に殺伐を好み、孕女の腹を斷割て胎中を見る等、種々の非道增長して、福井城の櫓へ上り、往還の農夫四人迄、自身鐵砲にて擊殺せしなど、言語道斷なる擧動あり、國中より訴人は致さずと雖も、隣國より追々注進せしかば、幕府の評定區々なり。將軍家は、仁義禮智信無類の御性質たる故、德川家の長子たる越前家なれば、秀忠公にも如何共成れ難きとの思召を以て、御決斷なかりしが、東照宮の御深心を知奉りたるは本多父子にて、前々酒井なども談合せし事にて、此度の儀は執職の面々へ、家康公御在世の砌御內諭御遺誡も有之し事なれば、越前家御改易有て苦しからず、御相續は、宰相殿差次の御舍弟越後高田二十萬石の城主松平伊豫守へ仰付らるべしと決斷有ける故、右の如く仰出されける。扨又宰相殿配流の節、御供を家人の中より願ひ出る者一人もなかりしに、輕き料理人の小兵衞と云者、一存にて公儀へ願ひ出しは、此度主人宰相殿流人と仰出されしは是非もなし、夫に付、何卒私一人御供御免下さるべしとの事に、老中方申さるゝは、何故汝一人願ひけるやと尋問有しかば、小兵衞、私是迄差上たる鹽梅が御意に適ひ、外の者の料理は每度御心に叶はず、御呵責を請る者多し、依て此度配流の御身となられしからは、朝夕御膳の外に御樂とてもなし、御最愛く候へば、切て御心

○越前家騷動、宰相忠直卿豐後へ配流の事

井越前家相續仰付らるゝ事

附宰相殿御簾中、御憤懣に因て葛藤の事

于時元和九年癸亥二月、越前宰相忠直卿は、在城福井領六十七萬石を召上られ、豐後へ流罪仰出され、長途の旅なるにより、府内迄警固として、日根野織部正吉明を差添られ、侍士分供をなすこと一人も叶はず。抑々此事故は、元和の初めより世間へ亂心と言なせども、其實は亂心には非ず、大阪落城の前、東照宮上意に、此城一番乘して火の手を揚なば、百萬石の加增々々と宣ひければ、大小名を始め何れも承知し、諸家共に心を勵しける中、越前家より一番乘して火の手を揚げ、又軍功も、外の大小名多しと雖も、越前家へ打取し首數に並ぶ者なし。是に因て百萬石は掌握あるべしと思ひ居られし處に、大御所御手自、日本肩衝と云無類の茶入を進ぜられ、御加增の御沙汰無かりしかば、生質短慮猛烈の忠直卿大に怒られ、右拜領の茶入を、石に打付、微塵に碎かれける。仍て亂心との御沙汰に成し事、大御所深き思召有しなり。其故は、忠直卿勇氣盛んなるにより、此上大國の主と成たまはゞ、又不測の望發らんも知れずとの、遠

等方へ御知らせ有べし、嘉平治に對面して應對すべしと申ければ、彦左衛門、夫は忝しとて右の手紙を持歸り、以前の使に渡せしに、嘉平治方より其以後何の沙汰もなかりしが、其後殿中にて嘉平治に出逢し節、嘉平治言樣、彦左衛門殿は然とて徒なる人なり、先日眼病の節旁旁約束申せし生膽、態々請取に進じ候處、能も那樣なる返事致され候もの哉と申せば、彦左衛門は打笑ひ、夫々其時の返事は何と書て有しぞや、承り度といふに、嘉平次も打笑ひ、其許の返書を知らぬとは何事ぞ、然すれば御自分御認めの手紙にては是なきやと聞ければ、彦左衛門、彼時返事には甚だ迷惑致し候故、酒井左衛門尉殿を賴み、返事を致して貰ひしなりと物語りしに、嘉平次、如何さま然もあるべし、御自分の手跡とは違ふ樣に存ぜしなり、是御覽候へとて、懷中より彼返書を取出し見せける。其文言に、

御手紙令披見候、仰餘り火急なる儀故、膽潰れ御座なく候、　以上

月　日

と之あり。實に酒井の智者は世に知られたり。既に御家にて、本多酒井と申す程の人なく、本多の腹狸、酒井の白狐と申して、大阪方にては殊の外猜忌し大名なりとぞ。

なれば、容易には有間敷候、併し其許難儀の事故、拙者進上申べしとあれば、嘉平治是を聞き、例の戲なりと思ひて、夫は一段忝し、何卒賜はるべしと言へば、彦左衛門、如何にも進上申すべし、併し今日は當番なれば、明日御家來を遣さるべしと約束して、殿中へぞ出にける。扨翌日に成しかば、嘉平治は、今日こそ彦左衛門を困らせんと思ひ、態と立派に使者を仕立、直書をも添て彦左衛門方へ生膽の事を申遣はしけるに、彦左衛門手紙を披き見れば、昨日御城内にて御約束申候生膽、頂戴致し度候間、此者へ御渡し下さるゝ樣賴入候、とありければ、彦左衛門大いに迷惑し、是は如何せんと案じたりしが、此返事に困り果、早々馬に乘出し、酒井左衛門尉の方へ參り、對面の上、彼手紙を取出し、昨日御城内に於て松下嘉平治に逢ひ、偶然生膽の約束いたし候處、今日斯の如く申越、自分も此返事には甚だ當惑致したり、仍て貴殿の智慧を借用に參りしなり、宜敷御分別下さるべしと有ければ、左衛門尉此儀を聞きて、夫は氣の毒なる事なり、嘉平治も一通りでは勿々承知致す間敷、併しながら、此以後出放題を申されずば、此返事我等取計ひ申べしと有ければ、彦左衛門、如何にも以後惡口は申間敷候により、嘉平治が得心候樣返事をなされ下さるべしと、只管に賴みければ、左衛門尉、然らば返事を認め進ずべしとて、硯引寄認めて彦左衛門へ渡し、若是にて嘉平治方より彼是申越候はゞ、其節我

浪人せし舊臣ども此由を聞傳て、追々に馳集りければ、太神宮別當の方にも住宅なり難きに付、屋敷地面を見立申べき旨仰付られしにより、下谷に於て葭沼を見立、屋敷に仕り度旨相願ひ、是に因て沼地築立の爲、金子一萬兩下置かれし由にて、早速人足を操入、彼沼を栗丸太を以て築立、夫より普請に取懸し處、一年餘にて漸く普請成就なせしかば、早速引移り、其後日出度領地の入部も有て、舊の大名とぞ成にける。然に因て、淺草寺太神宮は、立花家立身の古邸故、新に一社を建立致され、今に至りて榮えけり。夫より立花飛驒守、大晦日には太神宮神前に於て通夜あり、神前より直に元旦の登城ある事、立花家の家例となれり、是偏に家康公の御仁惠幷に大久保彥左衞門が仁恤のいたす所なり。斯る智勇激烈大久保彥左衞門なれば、家康公御寵愛あられしも理なり。併し其智勇拔目なき彥左衞門なれども、家康公薨去の後、江戸表へ罷出で、御奉公相勤め居たりしが、或時登城の節、百人御番所の前を通りしに、百人頭松下嘉平治當番にて勤番致せしを見て、嘉平治此方を仰ぎ見て、彥左衞門殿に候か、自分事は此中より眼病にて、人々の御顏が確と見え兼、甚だ難儀仕りぬとの事に、彥左衞門、夫は御氣の毒なる事なり、夫には人の生膽が宜敷候により、御用ひなされと申しければ、嘉平治答へて、何にも生膽と申物は、萬病に能藥なりと申し候へ共、是は得難き物なりと申すに、其時彥左衞門、何樣人は大切の者

誠忠の致す處なり。頃は元和七年辛酉十二月晦日、淺草寺太神宮別當方へ、奉書を以て、飛驒守儀、登城之あるべき旨仰下されければ、飛驒守思寄らぬ御召故、豐臣家滅亡以後、我等此處に身を隱し罷在る段聞召し、只今將軍家より召出さるゝは、定て切腹仰付らるゝならん、然とて今更驚く事に非ず、是武士の常なりと覺悟を極めつゝ、仰に從ひ、翌正月朔日早天に登城せしかば、殿中には諸役人番頭に至る迄列座ある、時に將軍の御前へ召出され、老中土井大炊頭御取合にて仰渡されけるは、其方儀豐臣家滅亡以後、浪人の身となり、今日に至る迄心勞致すと雖も、大閤の厚恩を忘れず、武士の道を專一と致す段、予が父存生中にも賞美致され、既に遺言之有るに付、本地十一萬九千石相違なく宛行ふものなり、仍て此上永く忠勤を盡すべしと上意有ければ、飛驒守思懸なき立身故、思はず飛退去、頭を疊に摺付け、涙を流し、權現樣御心深く、當將軍の思召、冥加至極、有難き仕合なり、御用にも相立申すまじく候得共、思召の程身に餘り候間、如何にも御下知に從ひ奉るべしとて、老中の方へ向ひ、御前宜敷御執成下さるべしとありければ、君にも御滿足遊ばされ、夫より日々登城致しけれ共、永々の浪人ゆゑ、家中の諸士も散々となり、只今本地へ歸りても、急に家來集らざれば、淺草寺太神宮別當方より、日勤の節草履取只一人召連、編笠を深く被り、登城の往返せしが、一ヶ年程の中に、國々に

し鎖帷子、同く腹巻、幷に鑄鐵の甲、伯耆守康綱の刀一腰、鞍鐙一具、長刀一振、七品の道具を分與へたり。此品堀三九郎が家の寶となし、代々傳へしとなり。

○立花家再び本領安堵の事

大阪落城の以後、秀吉公の御厚恩を蒙りし大名旗本ともに、德川家に從ふ事、風に草の靡くが如く然りと雖、大阪方に於て、十一萬九千石を領せし立花飛驒守宗茂、關ヶ原役敗軍の後、浪人となりて江戸淺草寺の中、太神宮別當の方へ、少の緣を求めて身を隱し、月日を送り居たりしを、大久保彦左衞門是を聞出し、渠は天晴の武士なれば、埋木となし置かん事如何にも惜き者なりと、或時登城なし、家康公の御前に於て、浮世の物語に連れ、立花飛驒守と申す武士は、誠に賴母敷心底なる者なり、草木も靡く御代なれども、獨世を忍び、秀吉公の恩を忘れぬは、實に感ずるに堪たりと申上れば、君にも御喜悅の御詞にて、然ればこそ、汝が申す如く、予も心付ざるにあらねども、渠は予に敵對したる者なれば、予が一生は相成まじけれども、予死ての後は、必ず本地を與へ召仕ふべき段、豫て江戸表へ申付置たりとの御物語に、彦左衞門も君の厚き御心慮の程を感じ奉りぬ。然る程に、家康公薨去の後、立花飛驒守再度大名となりしは、全く

遣すべしとて、頓て硯を引寄せ認める其文に、

一筆啓上火の用心、おさん泣かすな馬こやせ、目出度かしこ

と認めければ、相番中見て、彦左衛門殿には餘り短かき文言なりと申しければ、彦左衛門、是より外に何にも妻へ用事はなしと答へしとぞ。其時相番の評議には、誠に彦左衛門殿が申さるゝ如く、火の用心が第一なり、扨又子と云者は可愛者なり、彦左衛門殿程の人なれ共、子には心引され候と一統に申合り。此おさんと申すは、彦左衛門惣領の子にて、至て祕藏なる長女なりと申傳へり。成長の後堀三九郎方へ緣付し所に、一兩年を經て、彦左衛門屋敷の近隣に出火ありて、戸數十五六軒燒失せり、其時彼のおさん馬に打乘、一驂に彦左衛門方へ馳來り、老母の介抱ありしは、甲斐々々しくぞ見えたりける。是よりして諸大名諸旗本方の息女、馬の稽古流行しと云り。其後堀三左衛門、在番の留主に盜賊忍び入し節、おさんは小褄取揚、承塵に掛し長刀把延、座敷へ躍入れば、盜賊ども六七人にておさんへ立向ひけれ共、おさん事共せず、長刀を水車の如く廻し、遂に三人切伏られければ、叶はじとや思ひけん、一度に遁れんとせし處に、家中の者ども出來り、殘る四人を生捕けり。其旨公儀へ訟へ、夫々御仕置となりたりけり。是に因ておさんの勇智を人皆感じ合り。此故に彦左衛門死去の節、遺物分として、數度合戰に用ひ

とは申されずと言へば、伊豆守、白地の小袖とは物好なり、併紋所あらば御見せなさるべしとありければ、彦左衛門、然らば御覧候へ、此通り紋所之あり候と、袖を出して見せければ、墨にて小さく蚤と云字を書てあれば、伊豆守是を見て、餘り小さき紋所なり、今少し大きく付給へ、是にては紛れ申すなりと言れしに、彦左衛門打笑ひ、伊豆守殿には當代の智者と呼れ給ふ人なれども、是を知給はず、大名の蚤は是より大きく候かは知らずと雖も、旗本は皆此位なりと言しに、伊豆守も壓倦果、須臾默して居たりしが、家光公此事を聞召され、如何にも斯有べし、以後白無垢を免させ申べしと仰付られたり。因て無官にて白無垢著用を許されしは、大久保彦左衛門、伊奈半左衛門の兩人に限りしとぞ。是偏に忠勤の勳賞なるべし。却説大阪合戰の節、御供の面面便を求め、我家へ安否の文を送りけるに、其節彦左衛門殿にも留守宅へ文を送られよと勸ければ、彦左衛門殿笑つて、宿元へ文など遣すは何の爲ぞ、武士の戰場に赴くは職分なり、我宅を案じては、君の御馬前が勤るべきや、各々如何心得給ふぞとの事に、何れも一言もなく閉口して居たりしが、少間して一人進出で、彦左衛門殿の申さるゝは、當然の理なり、然れ共妻子定て心配致すべし、因て一筆遣すなり、其許の御内室にも、定て心配して居らるべし、鳥渡一筆無事なる由御認めあるべしと言ば、彦左衛門、成程御道理の御勸かな、然様ならば認め

は篝火を焚、甲冑も脱ず陣所を守りしが、彦左衛門は、夜に入れば赤裸になり、休息して神氣を養ひしに、或夜目付役人陣所の外を廻りし時、彦左衛門は轡の音を聞と其儘、側なる甲を追取て頭に戴き幕の物見に諸手を掛、頭を出し、轡の音は誰ぞと尋ねければ、當番の目付夜廻りの段答へしに、彦左衛門、夜中御太儀と挨拶して引入たり。其後彼の目付或人に向ひ、彦左衛門は誠の武士なり、陣中にては晝夜共に甲冑を離す事なしと語りしを、彦左衛門聞て、當時の役人は何れも盲目なり、其譯は、先達て某寢られぬ折柄、夜廻の目付陣外を通りける故、某裸體の儘兜を著し、幕の物見より顔を出して咎めしを、彼の目付是を見て、我は日夜兵具を離さず著せりなどと、或人へ語りしとの噂なり、然りとは白痴者、其樣の心懸故、急なる時は狼狽騷ぐなり、我等は此年に至る迄、狼狽て不覺を取たる事は一度もなしと、笑ひつゝ語りしかば、皆其頓智を感合へりしとなん。或年寒氣強き折柄、彦左衛門は白無垢を著して登城なし、諸役人の前も憚らず立廻りければ、松平伊豆守此體を見て、彦左衛門殿の著用致され候は、白無垢の樣なれども、白無垢は諸大夫以上ならでは著用致さぬが武家の規則なり、貴殿は未だ官位之なく候、然れば其儀相成まじと申されければ、彦左衛門莞爾と笑ひ、如何にも委細存じ罷在り候、然し乍ら今日著致し候は、白無垢にては無之、白地の小袖に候故に、紋所之あり候間、白無垢

勤むるに、何の批判有間敷と申上ければ、將軍重て、夫は汝了簡致して、市橋と代り申すべしと仰渡されける故、彦左衛門然有らば畏り候と御請申上、やれ〳〵見付御門の近所は、馬や犬の糞にて埋んと思ひしにと云つゝ、御前を立て歸りける。誠に大久保が器量は、尋常の及ばざる所にして、手に餘りてぞ見えにける。

○大久保彦左衛門白無垢の事

太閤秀吉公は、尾州中村にて生れ給ひ、幼名を猿松と稱へ、丈短かく、面は鼻卑くして眼光鋭く、誠に猿の如くなりしと申傳り。然れ共織田信長公に仕へ、木下藤吉より羽柴筑前守となり、遂には關白と迄昇られしは、前代未聞と申せ共、惜哉秀頼公の世僅にして、石田が爲に亡び給ひしは、遺憾なる次第なり。是天下は一人の天下に非ず、萬民の天下なり。既に家康公十六歳の初陣より、五十六七年の間の千辛萬苦在せられ、漸々元和元年に到り、國家を靜謐に治め給ひし威勢なれ共、御一生官は右大臣にて渡らせられし賢君故、家臣の族輩忠勤を抽んで仰ぎ奉つりしは、是偏に仁德と申すべし。就中大久保彦左衛門は、智勇を兼、命は天に任せ、日夜御側を離れず戰場を往來し、既に關ヶ原合戰の節、諸士必死を盡して働き、日中は刀鎗鐵砲に身を寄、夜

門に來り、菅沼織部正に代りて御番を勤めけり。扨て大久保は、右の裝束にて胡床に腰を掛け、家來に幕を捲させ、御門の內へ入來る大名旗本、何れにても咎て、馬又は乘輿等より下しければ、大名旗本も甚だ迷惑なし、其後は外の御門へ廻りて、數寄屋橋御門を通る者一人もなし。爰に徒目付內藤源次郎と云者來りて、大久保が家來を傍へ招き、高聲にて、此御門は多くの大小名通行の場所なるに、斯の如く馬糞犬の糞など夥多し、何ゆゑ掃除せざるや、其方共何の爲番を致すと、大に叱り付れば、大久保其由を聞て、其役人連來れよとて、內藤を喚付て大に怒り、其方何者なれば我家來に惡口を言や、此大久保は御門番にこそ來りたれ、掃除の番には來らずとて、却て彼を叱り付、那者の首討取べしと家來に命じければ、內藤は聞より、後をも見ずして逃歸りけり。又諸大名達も迷惑なしければ、大久保の御門番は、何卒御免有度と、一同に願出しに依り、老中方評定の上、彥左衞門を喚出し、其方數寄屋橋御門警固御免なりと申渡しければ、彥左衞門答て、致し懸し御番なれば、矢張相務申さんと云捨、座を立て歸りけるに、老中も詮方なく、右の次第を將軍へ言上しければ、秀忠公聞召され、早速彥左衞門を召出され、汝今日より數寄屋橋門番は勤むるに及ばず、市橋下總守に申付たりと宣ふに、彥左衞門謹んで、私舍弟彥兵衞に此役を申付て、困らせんと巧まれし老中の爲業なり、然すれば弟に代て私相

其旨申渡しければ、程なく二千兩持來りし故、彦左衛門、是は千萬忝なしと厚く禮を述べ、家來に持せ、又々差間も有らば御無心申べしと、暇乞して立出、夫より櫻田なる堀尾山城守の邸宅へ到り、案内を請て座敷へ通れば、山城守立出て對面の上、彦左衛門申けるは、去正月、大原近藤兩人が儀に付、貴殿の事を將軍に御執成申置たり、夫に付殊の外費用多し、願はくば金千兩借請度旨頼みしかば、山城守も早速承知して用立し故、其日は宿所へ歸り、翌日又櫻田霞ケ關、淺野但馬守長晟の邸宅へ參り、金子千兩を借り、夫れより細川が屋敷へ行かんと思ひしが、先同所黑田が屋敷へ到り、甲斐守長政に對面して、二千兩借請、其上大名小路細川の屋敷へ到り、爰にて又二千兩を借て、兩日の内に都合八千兩集めければ、彦左衛門は大悦にて、早々御番所の支度に掛り、夜を日に次て急がせしが、漸々にして出來なし、實に美麗なる裝飾にて、先彦左衛門の出立は、緋羅紗の袖無羽織を著し、白糸縅の腹巻に、兵庫鎖の小手脛當、熊の皮の沓を穿き、鞘巻の太刀に金作の差添を差たり。又猩々緋の覆掛たる鐵砲十挺、塗込籐弓二十張、矢筒等之に準じ、負擔たる足輕三十人は、緋緞子の腹帶を締め、紺緞子の袖無羽織に馬乘袴を穿き、鐵の柄頭に銀の胴金を入れ、鐺には厚鐵を込たる大小を差せ、長柄の鎗十筋は白檀塗にして、髑髏の鞘を掛け、二行に列を立て、刀の鐺を引摺せ、是を馬の前後に引連、數寄屋橋御

は拙者其用意を致す間、二十日ばかりの御猶豫に預り度と申すにぞ、遠江守、其旨心得申したり、心靜に支度有べし、御上は某宜敷申上んと云はれしかば、彦左衞門承り、夫は近頃忝なしと、一禮述て我が屋敷に歸り、急ぎ御門番の支度を致さんと考へ居しが、偶然思付、一口伊達政宗の屋敷へ來り、案内を請て座敷へ通りければ、少間在て政宗立出て對面す。彦左衞門挨拶終り、扨拙者殊の外空腹なり、湯漬を御振舞下さる可しと申ければ、政宗其は何より易き事なり、早々進らせんとて、近習へ申付られしに、彦左衞門重ねて、拙者のみでなし、家來共幷に馬迄も空腹なるべし、彼等へも御振舞下さるべしと申すにぞ、近習の者承知して、臺所へ斯と通じけるに、程なく膳も出ければ、彦左衞門快く食し終りて一禮を述べ、膳を引かせて後、政宗に對ひ云ひ出す樣、御忘れは有まじ、大阪冬陣に、城中より七人の眞田出て、南北の陣も又東の備も散々に大崩に成し時、我度々貴殿を助けたり、其時貴殿我に向ひ、此度の恩には、何程にても謝禮すべしと宣ひたり、然るに此度上意にて、數寄屋橋の御門番仰付られし處、二千石の身上にては勤め難し、何卒金二千兩用立て給はるべしとの頼に、政宗否とも云兼、成程金子の儀は家老共へ相談して、後より持せ進ずべしとの答に、彦左衞門、勝手がましき申分なれど、只今備の用意致さねば成難し、至急借用致し度と申けるに、政宗せん方なく、家臣大町出雲を呼出し、

は額を合せ、渠が那御墨付を所持する故、一層我恣を云者なり、此上は如何すべきやと評定す。榊原康勝申しけるは、我々を侮りたる返報に、渠が弟彦兵衞に、數寄屋橋の御門番を申付て困らせんは如何と言ければ、何樣何がな仇を報ひて遣たし、御門番こそ宜らんと、何れも退出致されけるとかや。

○大久保彦左衞門見付番を勤る事

其後老中方より、大久保彦左衞門弟彦兵衞へ、御用の儀有之に付登城いたすべき旨、奉書を以て呼出し、老中列座にて、其方數寄屋橋見付番を相勤むべしと申渡さる。彦兵衞畏りて退出し、屋敷へ歸り、兄彦左衞門へ委細を語るに、彦左衞門是を聞き、何とて其方が身分にて、大名の勤むる見付番が勤まるべきやとて、急ぎ榊原の屋敷へ行き、康勝に對面して、舍弟彦兵衞へ數寄屋橋御門番を仰付られたり、然るに渠が如き者、匆々勤むべき事思ひも寄らず、某代りて勤め申さん間、然樣に御心得下さるべしと申ければ、康勝答へて、成程御役目を大切に思はれ、貴殿代りて勤めんとの事道理なり、然らば此事上聞に達すべし、併し後にて彼是申さるゝ事は無きやと押ければ、彦左衞門、如何にも其儀御氣遣あるまじ、大事の御用を疎略には致し難し、就て

御自筆にて、大老老中始め役人たる者、賄賂を貪り私の心有者は、天下の役人たり共遠慮なく、其方打叩きてなり共諫言すべきなり、汝は元來無欲なる者なれば、心底を見込此一書を遺すものなり、今より後能々役人奉行の輩是を用ふべきものなり。大久保彦左衛門へ、徳川家康と御書判在。秀忠公御書を三度御戴き遊ばされ、掃部頭へ是を拜見致すべしと渡し給ふ。直孝謹んで三度戴き、拜見して大いに驚きければ、竝居たる列座の老中、御書を拜見し、皆々面目を失うたり。彦左衛門座中に向ひ、人々如何に御書を拜見有しや、某此御書を所持する故に、先口の甘言の見舞御合點參りしや、拙者は知行も入らず、大名となつて威勢を高くする所存もなし、只將軍の御膝下を徘徊し、物事偏らぬ樣に致度存念なりと言上す。將軍甚だ御感在まし、汝が所存は豫て父君の御遺言にて知たり、當代の賢人とは汝が事なり、猶此上も天下の政道に心を付、非義の沙汰も是有らば、宜敷正すべしと宣ひて、朝鮮大人參を奉書に包み、御手自大久保に下し賜る。彦左衛門は謹んで、君の賜物有難く、頂戴せしも同じ事なれば、其儘御止置遊ばさるべしとて、辭退せんとなせしが、御品を拜見し、彦左衛門敏くも將軍の思召を悟り、是は此人參の如く天下の病を癒し、多くの人を助けよとの事ならんと思ひ、是は格別の賜物、有難き仕合なりと押戴き、御前を退散けり。將軍も御座を立せられ、御簾の中に入給ふ。後にて老中

を生じ申べく候間、萬一其期に至候ては申譯なき儀に付、何れも一同に御役御免を願ひ奉る、と申上ければ、將軍聞召し、夫は彦左衞門が擧動言語道斷なり、然れ共此度は何れも堪忍致されよ、渠が事は、父上御遺命にて、隨分憮恤目を懸よと、諄々仰置かれしなり、何事も予に對し了簡すべし、尤も彦左衞門をば呼出し、予が篤と申付べしとの上意により、何れも有難き仕合と平伏し、然らば同人へ御沙汰願ひ奉ると申上置き、老中方は退出せられけり。斯て翌日、將軍家には、彦左衞門を召れ、老中若年寄中列座にて魏々たる處へ、彦左衞門は首に錦の袋を掛罷出て平伏す。將軍仰せけるは、彦左衞門、其方何故か天下の老職たる者を侮り不法の事ある由、以ての外の事なり、如何なれば役人を輕蔑にするやと御尋問有ければ、彦左衞門答へ奉つる樣、那なる相撲守が私を招き、君よりの御内意なれば、折々甘言を仕れと申す故に、老中方へ甘言に參りしなり、夫が何と仕りて候やと申上ければ、遠江守は進出て、貴殿の仕方餘りと云ば面々を愚弄致すと云ものなりと申しける時、彦左衞門首を上、是遠江守の申す事なれ共、實は掃部頭方へ參り鴨一羽出し見せければ、殊の外嬉がりて取らんとされしは、慾の深き人なり、夫に侮るなどとは其意を得ず、斯申すは、家康公の御内命有故なり、先是を御覽遊ばさるべしとて、首に懸たる錦の袋より一通を取出し、差上ければ、秀忠公取上させ給ひ、御覽有に、家康公の

く云て廻り、打止に大久保相摸守忠隣の邸宅へ來り、對面して申す樣、今日は老若方へ甘言見舞に廻りたり、是迄貴公へ一度も甘言を致せし事なし、因て甘言を致さんと存じ參りたり、扨彦左衛門が甘言は斯の如しと、彼鴨を取出し扇子に乘て指出すに、相摸守是を見て、我等方へ御持參には及ばず、然ながら其許の志なれば、受納致さんと言ながら、鴨を取上んとすれば、彦左衛門押止め、御手前樣も慾の深き人なり、我等は僅二千石の身代にて此鴨を買て參りし物なるを、夫を甘々と受納せんとは、餘り蟲が能過るなり、先今日は此鴨を持歸り、我が宅にて葱を入煮て食申さんと、鴨を持て立歸りしかば、相摸守呆れ果、一言の言葉もなくて居たりけり。却說翌日、殿中に於て老中方打寄れし時、掃部頭一同へ對ひ、如何にも彦左衛門が我儘なる擧動、實に天下の老職たる者を愚弄する事、言語道斷と云べし、此儀各々如何存ぜらるゝやと云るれば、榊原遠江守、成程彦左衛門が我儘なる擧動は、將軍の御威光を輕んずると申ものなり、此分には差置かれまじ、萬一此儘に打捨置かば、彌々我意に募り、役人の云事は用ひまじ、然すれば御政道立難し、此旨を將軍へ言上し、何れも退役を願ひ候ては如何と申すに、一座の方方も道理なりと同意して、夫より將軍の御前へ出で、大久保彦左衛門儀我儘益々相募り、老中始め役人たる者を愚弄致し、侮る事法に過ぎ、御威光を輕んじ、不敬の儀種々あり、御政事にも防害

しならんと思へ共、詮方なく對面在に、彦左衛門挨拶終りて、某今日參りしは餘の儀に非ず、貴公は將軍の御大老ゆゑ、御役柄を敬禮、甘言の御見舞に參りたりとて、鴨を懷中より取出し、扇子に乘て指出すに、掃部頭思ふには、之を受納せずに返しなば、立腹して苦口にても云べし、又受納するも異なものなりと思ひ、併し何にもせよ折角持參の物を、無氣に返すも如何なりと思ひしかば、是は御深切の段忝なしとて、鴨を取上んとするを、彦左衛門須臾と押止め、此鴨は進上致すに非ず、貴公の胸中を引見ん爲なり、扨々貴公は慾の深き人なり、君より江州彦根にて三十五萬石を貰ひ、何不足なき御身分ならずや、某は漸々二千石の身代にて買て參りし物を、取んと爲給ふは慾の深きに非ずや、先今日は此鴨を持歸り、調理致し葱を入て食べし、貴公は三十五萬石の餘慶にて、買て食れ、と云捨て立歸りければ、掃部頭呆れ果、只忙然として居たりしが、彦左衛門如何なれば斯我を鯨にするや、是天下の老職を侮ると云ものなりと、心中憤懣り居られたり。彦左衛門は井伊の邸宅を出てより、榊原遠江守康勝、酒井左衛門尉忠義、同雅樂頭忠清等の邸宅へ至り、則ち對面して前の如く、彼鴨を出し、甘言の見舞に參りたりと言て、鴨を見せる許にて持歸り、夫より又若年寄中へも廻らんと思ひ、桑山左衛門忠晴、小出伊勢守吉久、溝口伯耆守宣勝、板倉内膳正重政、土井大炊頭利勝等の五家へも、右の如

移せしが、程なく銚子盃盞持出し、山海の佳肴所窄まで置並べしに、就中炙物は大鯛の濱燒なり。彦左衛門は是を見て扨々御丁寧なる御饗應に預り、御陰にて枯骨を潤せりとて、遠慮なく十分食終りて言樣、此炙物餘り見事なれば、貰ひ歸り、蘿蔔と煮て皆々へ振舞たしと、紙を二枚貰ひ、彼炙物を包み、給仕に賴み挾箱へ入させ置、以後は、小き炙物を付らるべしと挨拶して、膳を引せし後、相摸守は彦左衛門に對ひ、近來太平の習なれば、貴殿も折々は、老中などへは甘言を致さるべし、左右甘言が宜敷候と申されければ、彦左衛門、是は〳〵近頃忝なし、一家なればこそ我が爲を思され、斯御心付下さるならん、成程當時は兎角甘言で無ればならず、向後御老中の面々へ甘言を致すべしと、高聲にて言ければ、相摸守顏色を變へ、然樣高聲にて甘言々々と申さるゝな、是も將軍の御內意成ば申なりと聞て、彦左衛門、夫は尙々有難し、愈々甘言を致すべしと、一禮述て歸りける。扨彦左衛門は家來を呼て、汝此金を以て、隨分宜敷鴨を一羽購求來るべし、此彦左衛門も鴨を以て甘言を始め、大名になるべし、其時汝等も執立知行取にすべし、早々新しき鴨を購求來れと云付るに、家來は急ぎ市中に到り、早速鴨を購求來りければ、彦左衛門大いに悅び、彼鴨を懷中に入て、先井伊掃部頭邸宅に到り、玄關に入ば、取次の者案內して書院に通しける。掃部頭は彦左衛門來ると聞より、亦何か困らせに來り

年たる者に駕籠を免許べしと仰られしにより、老中方命を奉じて、五十歳以上は駕籠御免成るべし、四十九歳迄は馬上にて出仕在べしと觸られしかば、是より俗に旗本の五十駕籠と名付けるとなん。

○彦左衛門忠敎甘言を行ふ事

或時將軍秀忠公は、老中大久保相摸守忠隣を密に召れ、其方は彦左衛門に申含め、老中共へは折々甘言を致さすべし、些少の物にても遣し、安否を訪が則ち予への奉公なり、其方宜敷申聞べしと仰らるれば、相摸守有難き旨御請申上げ、御前を退き、其日退出後、直に家來吉田金五郎を使として、彦左衛門方へ遣し、今日將軍樣御內意有之候に付、御面談申たく、明日御越下さるべしと申入ければ、彦左衛門聞て、御口上の趣承知致せり、明日參上の節は、夕飯の御振舞に預り度、燒物などは隨分大いなるが宜敷、食足樣に御用意下さるべしとて使者を歸しけるに、相摸守此由を聞き、夫こそ易き事なりとて、家來に申付、一番の大鯛を用意すべしと申付られたり。明れば二月三日、彦左衛門は相摸守方へ參り、對面の上、四方山の物語に少間時を

止を得ず盥に乘て登城せしなり、元來發狂なせしにも非ず、亂心にも非ざれば、決して不思議なる事はなく、又決して我儘は仕らずと答へけるに、酒井雅樂頭傍邊より、駕籠法度は上意なり、夫に其許は理を非に曲て申開んとする事、我儘ならずとは云れまじ、との詞の下より、彦左衞門微笑、然らば、旗本は年寄て役に立ぬ故駕籠に乘事叶はず、大名は腰拔にても御用に立故、駕籠に乘給ふやと申ければ、老中方大に不興の體なりしが、土井大炊頭申樣、如何彦左衞門殿、出る儘の我儘口、誰を指て腰拔と云るゝやと詰れば、彦左衞門申すは、何も我儘事は申さず、只有し事を申なり、抑々井伊直孝殿は、木村長門守に追れ、後をも見ずして逃られたり、又酒井忠淸殿は、後藤基次に追駈られ、已に危き所を、我等救ひて敵を追拂ひ、我が腰に付たる握飯を食せて助け申したり、故に拙者は無事を云、我儘口を利に非ず、勤功の事に於ては、誰の前にても憚る事更になし、然るに功ある者にても駕籠に乘事ならずとあれば、功を立ても石龜の頓頓足と云者なり、實に老年歩行は氣計り强けれ共、業は重くて殆ど困入る、然りながら君の仰とあらば是非もなし、左やせん右やと思ひ運すに、功ありとて駕籠も叶はず、逆廻りし人々は大名に成て駕籠に乘給ふ、切て我等は盥になり共乘ねば出仕成難しと、大言を吐散し、御殿を蹴立て歸りける。老中の面々呆れ果、是こそ世を憚らぬ溢ものなり、此上は渠を如何せんと評

又本多上野介は、斯る惡事を、緣者の身分として知ざる事不行屆なりとて、十二萬石の内五萬石を召上られ、七萬石となされける。是より上野介は、將軍家を深く恨み奉りて、正純が家を亡す基本とはなりけるとなん。

○德川家旗本衆五十駕籠の事

近來世上泰平に馴れ、將軍家御旗本の面々も自然武備に怠り、老若を論ぜず、駕籠に乘て登城する者多きに依、御旗本の面々登城の節、駕籠に乘候儀法度の旨仰出されしに、彥左衞門是を聞れ、法度と有ば是非なしと雖も、果して難儀する者あらんに依り、我是を救はんと思ひ、或日大盥の四方を苧繩にて釣り、是に棒を貫して舁がせ、其中に乘て例の如く登城なせしかば、途中の人人、是は如何にと眼引き袖引き笑ふを、大久保は少も頓著なく登城なし、將軍へ御目見終て退去、夫より、老中へ對面せしに、土井大炊頭には彥左衞門に對ひ、貴殿何故諸士に異形たる出立にて出仕致さるゝやとの尋ねに、彥左衞門、此度將軍家より、旗本中駕籠にて登城は法度の旨仰出されたり、然るに拙者年寄て步行難儀、且大阪兩度出陣の時、脚に數ケ所の疵を負たれば、馬にても登城は成難し、因て隱居を願へども更に御免なく、然りとて駕籠は法度の事なれば、

の事なるやと申しければ、又八聞て、其證據は此所に在と、矢代の舊臣高山源左衛門を呼出すに、源左衛門申しけるは、後室の存ぜざる事決して有まじ、則ち角之進を欺し殺すべしと云賴の狀是にありと指出し、又主人越中守大阪出陣の留主中、夫なる重三郎と密通致し、重三郎は陰莖不足なりと僞り、妻女をも迎へず、獨身の體にて居られ、其上新十郎をも殺さんと巧しは、此上もなき大惡なり、斯る非道を企望て、爭か天罰を遁んや、主家の人々を斯申は如何なれ共、此上は在體に疾く白狀致され、矢代の家名立つ樣に願はるゝが、切てもの事なるべし、萬一又強て申張るゝに於ては、餘儀なく猶恥辱に成べき事を申すべしと、理を盡して言ければ、後室及び重三郎赤面して、左右の應答もなし。彦左衛門聲かけ、如何に兩人、源左衛門が申すに相違なきやと有ども、左右兩人は指俯向て居たり。然らば今日の評定は是迄になし、又々明日吟味有べしとて、其日の糺問は相濟けり。斯て翌日も、昨日の如く皆々呼出し吟味あるに、愈々後室重三郎の兩人罪に伏しければ、矢代重三郎は重罪に因て獄門に梟られ、後室は伊豆の大島へ流されけり。扨新十郎には舊領の内七千石賜り、矢代家を立られ、吉田又八が忠義拔群なりとて、將軍家御聲掛りを以て家老となり、宇山源左衛門も其列に加へられ、其外前に討死せし伊藤杢彌山中彌市が跡をも執立、其餘の忠臣をも、相應に恩賞をば與ふべしとぞ仰渡されける。

成在まし、老中を始め諸役人何れも出仕なし、彦左衞門は此度の糺問掛仰付られたるに因て、座の中央に出席す。頓て本多上野介は緣者たるを以て、矢代重三郞を召連罷出、此方には矢代新十郞、同母、越中守後室、吉田又八、何れも愼んで平伏す。其時榊原康勝は新十郞に對ひ、其方故越中守が妾服なりと申すは、確然なる證據有やと問ば、新十郞答へて、私家の系圖書物等持參仕ると、是を指出すを、康勝受取視るに、德川家代々の御朱印、家康公御自筆の御感狀なり。康勝押戴き、將軍の御前へ指上、夫より重三郞に向ひ、其方儀、新十郞在事を隱し、矢代家相續を爲のみか、家老角之進を殺せしは如何に、と訊問らるれば、重三郞首を上、是は思ひも寄らぬ御訊問を蒙るもの哉、某儀斯る巧を爲し、公儀を僞り申すべき、故越中守儀如何の存寄に候哉、妾腹の男子ある事を、家内の者へも深く隱し置候に付、誰有て是を知る者なく、因て某も是を一向存じ申さず、又角之進は某殺し候事曾て是なく、傍輩同士酒狂の上にて、某家來と果合をなして相果たりと申ければ、榊原は越中守が後室に向ひ、其方越中守妾腹の男子在を隱し置き、角之進より家督を願へば妨げなりとて、角之進を殺させしは如何に、と有ければ、後室は更に憶する氣色もなく、妾は女の身なれば、其等の事一向存じ申さずと言時、彦左衞門は又八を呼出し、其方申立の趣、越中守後室及び重三郞ともに存ぜざる旨を申す、是は如何

婦になり、往々は城主とも成んなどと、兩人密に談合ひ巧しに、家老山中角之進は、新十郎が最早十三歳にも成しゆゑ、是を執立ん事を願はんと思ひ立し樣子を知りければ、重三郎は角之進を欺討にし、其上新十郎をも殺したりと思ひ居たりしに、斯巧し事ども顯れしに因て、重三郎は糺問中、本多中務大輔へ預られたり。時に榊原康勝申すは、越中守の舅、本多上野介を一先呼出し、樣子を尋問べしとて、正純を呼出し、康勝申すは、此度矢代越中守妾腹の男子新十郎の家來、吉田又八と云者願出たる、其仔細は斯樣々々にて、當主重三郎の擧動甚だ重罪なり、貴殿親類の身として、よも知らぬ事は有まじ、如何して斯程の事を打棄置れたるやと申しければ、上野介大に驚き、爭か然樣の事を存じながら打捨置べきや、越中守實子御尋問の節も、妾腹の子ある事一向心得ざれば、種々相尋ね候へども、是なき由に付、御吟味の上、異母の弟重三郎を召出され、矢代家御執立下されしなり、亦越中守後室と、重三郎密通の事、是又有間敷筈なれども、此義は年若の者どもなれば、實否覺束なし、然し重三郎事、陰莖不足にて、夫婦の交合成難しとて、妻をも迎へず、是迄妾も差置し事なし、此儀は御吟味下さるべしと申に、一座の老中方どつと笑ひ、人間の交合ならぬとは不自由の事なりとて、先上野介をば返され、夫より明日評定所にて、對決有べしと、其日は退出致されけり。扨翌日は、評定所へ將軍御

私儀は御直訴仕る者なり、此訴狀を御覽下さるべし、と申上たり。彦左衞門立寄て、願の有る者と見えたりと言ければ、御近習の衆願書を取上、假令願有る者にもせよ、御成先へ忍び出しは不屆者なりとて、役人に命じ繩を懸させ、訴訟は御供の老中榊原康勝預り置、還御後御吟味有べしと言上ありしに、秀忠公彦左衞門へ、何成者か尋よとの上意により、彦左衞門吟味せし處に、矢代越中守家來の由、此願は御取上なくては成まじき旨申上たり。秀忠公康勝を召れ、此願は篤と吟味致さすべし、訴人は彦左衞門に預けよとて、夫より諸方御鷹狩有て、御獲物も多ければ、御機嫌斜ならず還御相成たり。彦左衞門は御供を勤め、我が屋敷に歸りしに、程なく又八を御預の由にて、役人連來りければ、一間へ入置、都て手厚く取扱はれ、番人をも付置、彦左衞門又八に申されけるは、汝が願の如く、先御吟味にはなりたるにより、其中は窮屈乍ら相謹み居るべし、夫に付新十郎親子の者を呼寄置んとて、役人に足輕を添へ、駕籠を釣せて迎へを遣したり。然るに翌日將軍家には、老中酒井榊原等を召れ、昨日の訴狀の趣吟味致すべしと仰出され、彦左衞門にも立合申すべき旨上意ありしかば、老中御前を退き評議せしに、故矢代越中守が本妻は、本多上野介の娘なりしが、越中守大阪に於て討死の後、弟重三郎と密通なし居たるにより、越中守妾腹の新十郎在事を隱し、矢代の家を奪ひて重三郎と夫

此上手筈違なき樣に示し合せて休ませけり。斯て翌日彦左衞門登城して、御鷹野御成の容子を伺ひければ、上意には、暫時鷹野にも出ざれば、一兩日中に出んとの仰に、彦左衞門、某も此度は御供致し度旨願ひければ、勝手次第に供致すべしとありしにより、彦左衞門は御禮申して退出し、屋敷へ歸り、早々領地葛西村の庄屋孫助と云者を呼寄、是成吉田又八と申者は、斯樣々々の者なれば、此者を汝が方へ連行き忍ばせ置て、明後日御成の時、人知ず薄の茂みへなりとも入置べし、汝心を付、必ず人に悟らるゝ事勿れと申付ければ、孫助畏り奉ると申すに、彦左衞門又八に對ひ、其方は訴訟を以て、將軍御通の節御馬の側へ出べし、必ず恐るゝ事勿れと申渡せば、又八大いに喜び、委細承り候とて、庄屋に連立て大久保の屋敷を出で、葛西村へと急ぎたり。然る程に將軍秀忠公、葛西筋へ御鷹野に御成仰出され、御老中を始め、番頭、其外諸役人、御馬廻御小性を始め、御馬の前後を衞み奉り、欣然として御供す。此時彦左衞門も御供致しけるが、秀忠公仰せられるは、其方は老足なれば、折々休息し、心の儘に步行すべしとあれば、彦左衞門、有難き上意なり、然し未だ然程草臥も仕らずと、御馬の側に付添參りしに、將軍此邊は何と云處と御尋ありしかば、彦左衞門、最早葛西村に候と申上る折柄、薄の中より一人の武士體にて、怪き者這出ければ、御近習の面々聲々に、夫狼藉者引立よ、と申しけるを彼武士、

の中、然し大久保彦左衛門樣と云人あり、此人こそ世上にて、當時の英雄なり、曲れるを直し直きを擧げ、仁德ありて人を愛し、少しも私なし、是を當時の英雄とか申事にて、世間に知らぬ者ござらぬ、と聞て大に悅び、早速又八は大久保彦左衛門が屋敷に到り案内を請、彦左衛門樣へ御目に懸りて、御願申上度事あり、と申入ければ、彦左衛門聞屆け、中の口より上て逢れければ、又八平伏なし、御願の筋と申すは外にてもなく、私儀は矢代越中守忠重が家老、山中角之進が若黨、吉田又八と申者にて候が、越中守大阪に於て討死後、斯樣々々の譯にて、妾腹の一子新十郎母子共、私在所相州戸塚へ參り養育置候なり、何卒貴公樣の御執成により、新十郎を以て矢代家相續の儀、宜敷御取計ひ下され候樣にと、涙を流して賴みければ、彦左衛門篤と聞き、そは以の外の事共なり、汝陪臣の分として、是迄莫大の艱難察入る、扨々奇特の者もあるものなり、我等能々此詮議致し遣すべし、先暫時が間此屋敷に居るがよし、其中將軍家御鷹野に出給はん時、御通道に待受、願書を捧ぐべし、我等御供して傍に在により、其節取次をせん、某此願を申出すも易けれ共、是迄斯樣の事共度々申上たり、殊に此儀は必定變を起すべし、其上役儀の者も外にあれば、某遮斷て申出すも如何なるに依り、汝直に訴訟たるが宜らんと、最懇切に云聞せしかば、又八委細畏りて退きけるが、又其夜再度又八を密に招き、仔細を委細尋問、

も更に詮方もなく、母思ふ樣、新十郎を先立なば、何を頼みに存命んとて、又八へ申けるは、人參代の工面に盡たり、斯る上は我道ならずと思へ共、傾城に身を賣り、其金を以て人參を調へ、若殿を御助け申度、萬一我が貞操を立なば、新十郎樣を見殺しにするより外なし、能々勘辨し、世話を頼むなりと、涙に暮て申ければ、又八も涙ながら、如何にも御一人の若殿、萬一もの事にても有ならば、後悔する共甲斐もなく、夫より外の手段有まじとて、介抱の事は角之進が後家に依託、遊女となり、その身代金にて人參を調へ用ひければ、新十郎是より段々と快氣なりにけり。扨又又八は、何時迄も此所に居るとても、何と云目的もなければ、一先江戸へ赴き、好手掛を求め、若殿の出世を願はんと、後の事ども頼置き、頓て出立したりけり。

○大久保彦左衛門信義を專一に糺す事

斯て又八は江戸へ出で、馬喰町に宿を求め、好人に依賴て、公儀へ若殿の出世を願はんと思へ共、依賴べき人もなく、如何すべきやと案じつゝ、宿の亭主に向ひ、當時御役人の中にて、仁義を專一とし、人を憐み給ふ御人は、何と云御方なるや、と尋ければ、亭主答へて、當時は御老中方を始め、御役人衆、皆賄賂を以て執入らねば、左右願も難儀なり、金さへ有ば何事も出來る世

鈴木七九郎と云徒士頭、六十餘人の足輕中間を引具して、砂煙を立て追懸來るを、角之進が悴彌市是を見て、又八に向ひ、那見よ、追手と見えて大勢足を逸めて來れり、其方は足弱なる主人達を介抱して、早々間道より立退べし、我と杢彌とは踏止まり討手を防がん、萬一叶はぬ時は、我等主人の御身代に討死せん、汝は皆々を伴ひ片時も早く立退べしとて、彌市杢彌は覺悟を極め居たりける。程なく討手鈴木七五郎、組子を從へ馳來り、遁さじ遣らじと追取卷しを、彌市疾くも討て入、散々に戰ふ有樣、僅か十三歳の小腕なれ共、死物狂ひの働きに、足輕四人切倒す。杢彌も力戰して五人を討取といへども、敵は多勢ゆゑ、兩人を四方より切立ければ、兩人心は矢猛に逸れ共、身には數ヶ所の疵を受け、眼眩み太刀筋も見えざれば、彌市杢彌は遂に討死せしにぞ、鈴木七五郎は、彌市を新十郎と思ひ、二人が首を討て引返し、主人重三郎に見せければ、重三郎も彌市が首を見て、新十郎が首なりと思ひ、大に喜悅、是にて禍害の根を斷たりと、七五郎が働を賞しけり。扨吉田又八は、危險難を免れ、若殿幷に二人の女を伴ひ、我が古鄕戸塚に到り、親類共を賴み、左や右と介抱しける中に、新十郎疱瘡を煩ひ、至て重くして難儀云ん方なし。然共人參を用ふる事もならざれば、症重くして十死一生に見えけるにより、母は云に及ばず、晝夜の介抱心を痛め手に汗を握りけり。如何してか人參を求んと、百方工夫致すと雖

重三郎と云者に家督仰付られ、取敢ず百五十俵下されけり。然るに事治まりて後、將軍家より重て御訊問有けれ共、相續の者外になしとて、重三郎を五千石に御取立あり、御旗本になし置るゝと雖も、重三郎惡心の者なれば、實子新十郎の在事心に懸る故、其後年を經て、國家老山中角之進方へ、重三郎より使を以て、若殿新十郎最早十一歳に成給ふ間、矢代家督の儀に付申談ずべき事あり、早々江戸屋敷へ參り申べし、と申遣したり、角之進聞て、早速旅の用意を整へ、吉田又八と云若黨を召連て江戸屋敷へ來りしを、重三郎是を欺討にして殺したり。當時江戸表用人、矢代家譜代の臣に宇山源左衛門と云者ありて、角之進が殺されし事を、山中の若黨吉田又八へ内意を云含め、汝急ぎ立歸り、新十郎樣、幷に母君を連れ立退べし、何樣成事に成間敷も計り難し、當表其用意頻なれば、早々歸り宜樣に計らへやとて、又八を國へ歸しけるに、又八大に驚き、江戸を立て急ぎ武州金間に馳歸り、若殿親子、幷に母の父伊藤杢彌に、斯と告ければ、人々是を聞より大に驚き、扨は討手の來るべし、此上は暫時も疾く立退、身の安否を計らんと云ば、又八申は、私の在所相州戸塚は、屈竟の隱家なり、彼所へ一先御越あらば、何樣にも亦仕方有べしとて、新十郎母子、伊藤杢彌、角之進が後家、悴彌市、家來又八以下、金間の館を忍出で、相州戸塚を指て急ぎ行くに、未だ二里も來らざる後より、矢代重三郎が家來

相違有まじと云ば、君の御一言は神の如し、是尋常の者の及ぶ事に非ずと感じける。彦左衞門は家內の普請を見廻り、扨々手を盡したる普請なり、殊に疊の表替迄新しく心地よしと、獨悅び居たりしとぞ。

○矢代家騷動、山中彌市同杢彌忠勇戰死の事

爰に矢代越中守忠重と云は、武州金間の城主にて、三萬石を領しけり。奧方は本多上野介正純の娘なりしに、一子も無して在けるが、越中守在國の節、伊藤杢彌と云浪人の娘を妾に抱へ、男子一子出生す。然共奧方の嫉妬深かりければ、至て祕密にして差置り。然るに大阪冬御陣の節、將軍秀忠公の御供して上りけるが、出立の砌、國家老の山中角之進と云者を近く招き、我此度御供し、萬一大阪に於て討死せば、妾腹の新十郎を守立家督を繼すべしとて、家に傳し德川家代々の感狀、幷に御朱印、其外系圖家の卷物等、悉皆く角之進へ渡し、夫より大阪へ御供して登りけるが、大阪に於て將軍秀忠公所々の陣を御巡覽あられし時、天王寺口より城方不意に討て出ければ、將軍甚だ御難儀の處に、矢代越中守忠重、勇を振ひ將軍の御身代に討死しけり。其後家督御執立有んと御尋あれ共、一子もなしとの申立により、越中守が異母の弟

て種々と執持、其時此御書を御覽に入る筈なれど、倩々思案するに、某祿薄く身上輕き身なれば、屋敷の普請する事成らず、見苦敷ゆゑ、何卒普請致し度と豫々思ふ所に、明地を川勝に下されしにより、是幸ひと存じ候なり、其故は、去年彼御勘定奉行の節、國々を巡見の時、諸方の大名或は百姓等より、數多の賄賂を貰ひ、金は澤山なり、先渠に十分金を遣せ、其上にて某新宅へ移轉んと思ふ故に、其分に置たり、此上は彼が勝手次第に道諸具衣類等持出し、家内を掃除して某方へ相渡すべしと、仰付られ下さるべし、是偏に君の御爲なり、と申ければ、一座の老中大に驚き、我々斯樣の儀夢にも知らぬ事共なり、今より我等が上に在て、政道の事をも聞給ひ、異見を加へ給ふべし、と申されければ、將軍上意に、此後政道に邪みなき樣、其方へ心付を頼むなりと宣へば、彦左衛門御前に向ひ、些少御頼み樣が遲し、然りながら御氣遣遊ばされな、其役人の器量を見て其事を任じ給へ、今の樣に目が明かねば天下危險、兎角役人たる者は、無慾にして目が明ねば成らず、一同も能々性根を入替て省愼なされ、と四方へ響渡る大音にて云ながら、屹度睨廻しつゝ頓て退出したりけり。夫より老中の令として、川勝丹波守は衣類諸道具段々に取片付、路は家來に申付、家作屋敷地共悉皆掃除させて、大久保へ引渡しけるに、彦左衛門は新宅へ入替り、普代の用人共を招き、汝等何と見たか、我云し事は少しも

小笠原掃部頭判

大久保彦左衛門殿

此儀は至て假初成らぬ大切成事なれば、丁寧に氣を付られ、松の二葉は緑を彌增、變らぬ千代の末迄も大事に懸られ、常々鳥類の止ざる樣に、心得の爲鐵砲を發し置るゝ者也

五月二日

本多佐渡守判

大久保彦左衛門殿

五月二日

此御書を御覽有て、秀忠公宣ふは、予此事を今日迄も知らざるなり、予さへ斯の如くなれば、先君の成れたる御墨付の、汝が手に有事は知らざる者多かるべし、兎角此上は其方宜樣に賴むなり、と宣へば、彦左衛門、何と老中達、是にても某が罪なるや、忝くも東照宮より斯る御墨付を賜り、常に鐵砲を御免しありしにより、松の枝へ鳥の止らぬ樣に、不斷鐵砲を持て廻り、大事に懸け申なり、大神君の御意に入たる松を、彼女等が二階へ上り、上から見下す而已ならず、剩さへ何やら松の葉へ投付るを見るより、心中恚を發し、胸頻に騷ぎしかば、是非なく鐵砲にて擊殺せり、斯程に大切なる松を、役人の權威を以て打伐べしなどと申渡さるゝは、氣の付ぬ衆と思居る所に、明地なればとて前後の思考もなく、權威を以て川勝丹波守に下され、間數迄打

書たり、其中に家康公御直筆にて、

我鷹野に出て、其道の歸懸、彦左衞門宅に立寄、暫時休息の節、庭の中に松一木ありて、是を見るに此松見所あり、我も松平の家なれば、此松汝に預く。見よ此松年を經て榮えなば、我が家も共に榮えん。彦左衞門此松を大切に相守るべし。因て奥行百七十間間口百五十間の場所、永々其方居屋敷地に遣す者なり。仍て如件。

外に狂歌二首を與ふ

德川のみづたまりある大久保に忠教住めばともに家康

大久保の松の一木の葉末にもかはらぬ千代の汝守せよ

代々の將軍是を麁末にすべからざる者なり

五月二日　家康判

大久保彦左衞門どのへ

右の外に又二通あり、其文に曰く、

此日慶長十六年五月二日、駿府より江府を御順見にて、大久保と云る所に御鷹野遊ばされ、一樹の松を御覽成され、彦左衞門へ此屋敷を賜りし者也。

ける。翌日將軍家にも評定所へ出御有により、出席の人々には、大老井伊直孝、老中榊原康勝、酒井忠清、大久保忠隣、酒井忠義、若年寄生駒政澄、小出吉久、桑山忠晴、土井利勝、大目付板倉重昌、上田義雄、有馬澄俊、鈴木飛驒守を始め、其外の役人數多御前を守護爲たり。豫て老中より指揮して彥左衞門を召されけるに、今日彥左衞門評定所へ出る時、記錄所の次の間より、詰合の役人中へ挨拶爲ながら通るに、役人中一言の答を爲る者なし。彥左衞門左右を顧て挨拶せぬは我を科人と思うてか、やれ〳〵事を知らぬ役人哉、と云散して御前に出れば、紀伊大納言賴宣卿、水戶中納言賴房卿にも出席ありたり。其時老中酒井忠世申けるは、如何に彥左衞門、御邊は亂心にても致されしや、何故二人の女を鐵砲にて擊れしぞ、と問れければ、彥左衞門答へて、某元來無益の殺生を好まざれば、此歲に至る迄殺生せし事なし、然るに此度隣屋敷の女を擊殺せしは、君の御爲なり、と云へば酒井忠世、君の御爲とは如何、と詰る時、彥左衞門面倒なりと云面色にて、是御邊達の知らるゝ事に非ず、定て今日は將軍家にも御成ありたるならん、御覽に入る物有と、首に掛たる袋より一卷を取出し、御前に差上ければ、將軍御簾を卷上させ給ひ、彼一卷を取て上覽有り、頓て押戴き給ひ、是雅樂頭、と宣ふに、忠清發と指出す御手水を遣せられ、彼一卷を御讀有るに、其卷物の上包に、慶長十六年五月二日、永井下總守是を認むると

殺せし段、委細届出ければ、若年寄の面々此事を聞て大に驚き、彦左衛門は扨々亂心致せし者ならんと、老中へ申立られしに、老中の面々も、此儀其儘に捨置かれずとて、將軍へ言上せしに、君具に聞召し給ひ、此儀其儘には差置かれず、先彦左衛門を評定所へ呼て仔細を糺すべしとの仰に、老中の面々其旨畏り、然らば我々次の間にて樣子を聞んと申上る。其時將軍家には、老中大久保相摸守を召給ひ、汝は一門なれば彦左衛門が宅へ行き、密に切腹を申付べし、是必ず内意なり、と仰付らるゝ。相摸守は有難しと御前を下り、夫より直に彦左衛門が屋敷へ到り案内を請しに、彦左衛門は在宿なりしかば、立出て對面なし、貴公御出の由を知るならば、門前を掃除など致させ置き、又澁茶にても沸騰すべきに、と申時相摸守、是さ〳〵彦左衛門殿、長々敷事聞度なし、貴殿は川勝が屋敷の女を二人撃たる事を、將軍家の御聞に達せし處、君にも甚だ驚かせ給ふ、之に依て餘儀なく御内意にて切腹せよとの事なり、疾く其用意を致されよ、と申けるに、彦左衛門、夫は誰が腹を切るにや、と申せば相摸守焦ちて、腹は御邊の腹を切る事なり、と云へば、彦左衛門大に笑ひ、種々の戯言を申さるゝもの哉、其樣なる事故樣々の事が起り、將軍家迄を御邊達が白痴にせらるゝなり、腹切て能ば此方にて切るべし、跡先の辨もなく、斯る事を申來らるゝは何たる狂言ぞや、疾く歸召され、と大音に叱り付れば、相摸守は詞なく、惘然果てぞ歸り

渠を撃果さんや、此通りを將軍家へ訴訟へ、公然糺明させせん事上策なり、急ぐ事なし、先々怒を鎭らるべし、此上は疾使者を遣さんとて、家臣栗原友七に申付たり。大久保は彼使者を呼入て對面するに、栗原友七、彥左衞門に對ひ、手前屋敷の高樓へ、召仕の女二人登り居たる所に、此方の御居間より、鐵砲の玉飛來り、忽地二人の女を撃殺し申されたり、何にもせよ、御家來の中御吟味下さるべし、と云はせも果ず大久保打笑ひ、其女は我が撃殺したり、乞其通り書て遣すべし、と頓て一筆さらさらと書て使者に渡しけるにぞ、栗原友七急速ぎ立歸り、彼書を出せしかば、丹波守披見るに、其文に曰く、其方の高樓に居し女を二人、我等鐵砲にて撃殺したり、此儀遺恨に思はれなば、手前へ打向はれよ、速かに勝負せんと書たり。丹波守彌々怒り、此上は渠が屋敷へ切込み鬱憤を散ぜんと犇くを、桑山猶も押止め、此通りを公儀へ申上なば、渠は切腹か遠島か、其罪科輕からず、是偏に我が身を亡す發狂なり、自身手を下す事なかれ、と喋し合せ、左衞門尉は頓て我が家へ歸りける。

○家康公の御狂歌御朱印等を彥左衞門指出す事

明れば十六日、川勝丹波守は、大久保彥左衞門儀、我意を以て私召仕の女二人を鐵砲にて打

妾のお縫お市と云兩人に申付ければ、二人の女は、夕暮より彼の高樓へ登り、彼是座敷仕度などする中、三五良夜の月の影、松の梢にさし昇り、葉末を傳ふ白銀の、玉かあらぬか玉の緒の、露と消なん此身ぞと、果敢なき事も知らざれば、高欄に身を凭れつゝ、眺に厭かず居たりけり。又隣なる大久保彦左衞門も、椽先の遣水などさせし折から、明月皎々として庭中を照し、松影參差座上に横り、千草にすだく蟲の音は、實に武藏野の古も、斯やとばかり思はれて、耳目を澄し居たる所に、忽ち彼方に女の聲の聞ゆる故、隣の樓上を見上しが、心中大いに恚を發し、奇怪なる女輩、と云より疾く鐵砲押取、强藥を込て此方の窓より狙ひ澄し、嘞と一發打けるに、目的違はずお縫が胴腹打貫て、お市が胸に打込だり。此物音に家內の者共周章驚愕、高樓へ上り見れば、兩人の女撃殺され、朱に染みたる有樣に、主人丹波守は大に忿怒、大久保何なれば斯二人の女を殺せるや、頓て此仇を報ぜんと、刀押取驅出んとする折から、桑山左衞門尉、觀月の宴の招待を請け、今此所へ入來りしと告ければ、丹波守狀を改め出迎へ、座敷へ請じ、扨言語道斷の儀出來せり、其理由は、北隣の大久保彦左衞門、只今鐵砲にて我が召抱への女を二人迄撃殺せり、此儀何共了簡成難し、因て我自ら大久保が屋敷へ踏込み、討果さんと思ふなり、と血眼に成て申けるを、桑山諫て、是甚だ無用の事なり、心怒る時は思慮短し、是式の事に何ぞ

成就せば我入代りて住むべし、依て渠に手を盡させんと、家臣笹尾喜内に語りければ、喜内聞て、其は此方の御都合は宜れ共、然樣なる自由の事は相成まじ、と云ば大久保打笑ひ、汝は知まじ、渠は去年諸國巡見して、巨額金を貯蓄居つたれば、定めて普請に念を入べし、我が家は數年住ひし故、殊の外諸方破損、如何せんと思ひし處、今幸ひに我が明地を乞請普請せしにより、彼の普請出來次第に、我工夫して新宅に移るべし、と云を家内の者共聞て、異た事を云はるゝもの哉と思ひ居たるに、丹波守の方にては、柱立も出來棟上にもなれば、北隣大久保方へ使を立て、今日棟上にて候へば、高處へ上り申べし、御用捨に預り度、と斷りける。大久保聞より用人菊川孫八を喚び、今日隣の棟上なれば、此方にても祝ふべし、とて祝をせし故、家内の者は彌々不思議なりと囁合へり、其後隣の普請成就して、新宅開きの振舞あれば、大久保方にても新宅の振舞とて、親類などを招きける。

○大久保彦左衞門女を鐵砲にて撃殺す事

頃は元和六年八月十五日、川勝丹波守方にては、今宵觀月の宴を催し、舅桑山左衞門尉を招待せんと、豫てより申送りし事なれば、今度新に普請せし高樓にて、桑山殿を饗應の用意すべしと

は仔細有て觸事成らず、若普請始りて、大工日雇の者など枝へ少しにても障らば、鐵砲にて撃殺すべし、因て此事前以て申置候、後にて彼是有な、と屹度したる返事なれば、金平立歸り、其趣具に申述しにぞ、丹波守大に怒り、扨々我儘なる返事哉、他の圍の中へ垂たる木の枝五六本の事に付、斯仰山に申事不屆なり、併し彼の强情老夫なれば、萬一日雇大工等を鐵砲にて撃殺す事有らば大事なるにより、打捨ても置かれまじと、直に桑山方へ行て、大久保が返事の趣を語しに、桑山も聞置に成難しとて、老中方へ斯と申されけるに、老中の人々、是は亦例の我儘なりと、早々大久保を呼出し、酒井雅樂頭、彦左衛門に向ひ、貴殿の屋敷地境に在る松は、枝にても障る者あらば、鐵砲にて撃殺さんと云はるゝ由、其は餘り法外の事なり、丹波守が屋敷内へ入たる枝は切て渡さるべし、との言葉を聞き、彦左衛門笑ながら、其しきの事に此老夫を呼出されしか、明地の松は某祕藏なれば、折々鵜又は烏など止り候故、是を追ふ爲役人を付置程にて、先君よりも鐵砲御免を蒙りたり、松が邪魔に相成らば、普請を止られ然るべし、彼松に障る者は、何人にても鐵砲にて撃殺すべし、夫を法外と有らば、拙者を何樣にも御成敗し給へ、と云捨て歸りける故、老中も詮方なく、松除の圍を致し普請致すべしと、丹波守へ申渡せしにより、川勝今は是非なく松除の圍を致したり。大久保是を見て、其筈の事なり、先川勝に十分普請をさせ置、

ば、桑山は大久保に向ひ、貴殿の屋敷の南に明地多くあり、其明地を上へ差上給はぬか、近年所々の屋敷地不足なる故、諸士難澁せり、因て其地公儀へ差上られては如何や、と申ければ大久保答て、貴殿は入らざる世話を成さる人かな、此方より彼明地を公儀へ差上ると云事は成難し、公儀より取上給はゞ致方なし、と申すに桑山重て、然らば公儀より取上たりとても、後にて異儀は有間敷や、と念を押て問しに彦左衞門、何しに異變申べし、と詞を番て歸りける。斯て此儀を老中方へ相談致すに、井伊酒井を始め評議ありしに、何れも宜しからんとの事に付、然らば彦左衞門を喚出し申上べしとて、喚に遣しければ、彦左衞門、扨々頻々と呼出す事哉と呟き乍ら出來りしに、酒井雅樂頭彦左衞門に向ひ、其許の屋敷に明地有て非人共集り居る由、用心宜しからず、松の木を境にして、南の方を殘らず御用地と成るの間、川勝丹波守へ引渡さるべし、其旨心得られよ、と申渡されければ、彦左衞門畏りたり、とて歸りける。斯て公儀の役人大久保が明地に來り、松の木を境に間數を打、間口二十六間を丹波守へ渡すに、川勝は明地を請取、夫より普請の工夫を運し扨境目の松大木にて、殊に枝長く垂れ、普請の邪魔に成ければ、丹波守は、家來横田金平を使として、大久保の屋敷へ申遣しけるは、境目なる松の大枝五六本、拙者が圍の中へ垂、普請の障害に相成候間御伐せ下され候や、拙者方にて伐せ申べきやと申送りしに、大久保の返事に、右の松

見て御咄し申上しなり、是に因て覺の惡き人々諸役人に至る迄、下緒に覺書を結付けし故、是を號けて皆川紙縷と稱へしとぞ。誠に以て目出度山城守なりと人々申合へりしとなん。

○川勝丹波守明地拜領の事

當時若年寄桑山左衞門尉忠晴の婿に、川勝丹波守とて、知行四千石を賜り、御書院番頭にて、將軍家の御意に叶ひしかば、諸人是を重んずるにより、自然と威勢盛んなり。或時舅桑山左衞門尉が方に到り、對面して、某屋敷地甚だ窄く難儀仕るの處に、北隣大久保彥左衞門が屋敷と某が屋敷の間に、五十間四方程の明地あり、常に非人共多く集聚見苦く候間、何卒彼明地を某に拜領仰付らるゝ樣に御取計ひ下さるべし、と云へば桑山聞て、成程然るべけれども、舊大久保の地所なれば、彼老人又彼是云んも計り難し、因て老中達とも內談の上、表向より大久保へ申聞べしと云へば、川勝大に喜悅、宜敷賴み奉るとて歸りけり。夫より桑山は先此事を相談せんと思ひ、小出信濃守、溝口伯耆守、土井大炊頭、板倉內膳正等の人々列座の節、右明地の事を相談に及ぶに、若年寄の面々、豫て大久保に侮られ遺恨を含みければ、此儀一段然るべしとて、早速大久保を用部屋へ招きけるに、彥左衞門何事やらんと用部屋に出しか

では合點致さぬものなり、讃岐守大儀、との上意のみにて、皆川が儀は御挨拶もなく、只餘所事の御物語り故、讃岐守、發と申せしばかりにて、少間御座敷に在けるが、何とか思ひけん立上り御暇申上、乘捨し馬を引寄せ、乘るより早く一鞭に江戸表へぞ歸りける。扨右の趣委細に將軍へ言上せしかば、將軍も實にもと思されけん、又候皆川山城守へ御奉書を差下されし處、皆川は早速登城なしければ、御前へ召出され、土井大炊頭を以て、先頃一旦辭退申せしと雖も、猶又思召之あるに付、其方へ新地六千石下し置かれ候、以來忠勤仕るべく、と仰出されければ、皆川もハッと平伏なし、是は有難き仕合なり、老耄仕りし某を、御鑑察とありて新地六千石下し置かれ候段、冥加至極に存じ奉る旨御請申上れば、君にも御機嫌斜ならざりける。山城守始には二千石の知行と見て、御請を申さゞりしが、後には己が器量に應じたる知行と見え、快く御請せしは、實に大御所人を知り給ふと、讃岐守が頓智に因てなり。讃岐守なくば、既に死罪にも成べき身なりしが、運こそ強けれ、先地に執立られしにより、忠勤怠らざりしが、已に八十歳に及び、家光公御代に至りても、日々出勤致しけるに、老年故、私宅にて今晩御伽咄には此段を申上べくと存ぜしも、登城の上御前へ出る時には、其儀を兎角失念致すを以て、後々は御咄の趣を、宿にて紙に書付け、是を脇差の下緒に結付て登城なし、右の心覺えの印を

川山城守儀、此程召出され、御前に於て新地二千石の御墨付を下し置かれ候處、山城守如何の存寄に候や、右の御墨付を老中へ投返し、退出仕り候、是に因て、將軍家以ての外御立腹遊ばされ、既に御仕置仰付らるべく思召に候へ共、先御父君の思召を御伺ひ遊ばし、御下知次第に遊ばさるべくに付、私罷登り御伺ひ申べき旨仰付られ候間、取る物も取敢ず罷出候、と申上しかば、大御所仰に、能も心付しなり、予三州に在し頃、城の外堀に居し鴨を、夜網にて取し者ある由注進致せしにより、早速鴨を取し侍を牢舍申付け、半年ばかり過て、近々死罪にも申付べしと存ぜし折柄、臺所の小役人一人、我等祕藏の生洲に居る鯉を取り、料理して酒を飲み、臺所の者へは拜領致したりと云觸し、人々に振舞し由を聞し故、惡き奴なれば、呼出して詮議の上手討にせんと、小庭に廻し、長押に掛置し長刀押取待居しに、程なく來りし故、汝能も僞言て鯉を食しなど申す時、彼者予を礑と白眼、狼狽給ふな御大將、魚鳥に人の命を代へ給ふか、魚鳥は戰場の役には立ずと申せしにぞ、我等怒りし心にも不思議に思ひしかば、長刀投出し、一間に入て暫時考へし所に、彼鯉にて酒を飲しは、先達て鴨を取し者の命を助け度思ひ計略し事と見えたりと存じ、早々入牢せし者を赦し、又臺所の小役人には加增を與へ召使ひしが、殊の外役に立し事あり。是等は眞の武士と申者なり、然に因て、己に器量あるは、夫相應の事なら

へ共、各々方御存じの通り、大阪落城以後東西を失ひ、老耄致し候へば、今更御奉公の儀は心元なく候に依り、此御墨付は先返上仕りぬ、何分御前は宜敷賴み奉るなり、今日召出されしは此御用に候や、然候はゞ最早御暇下さるべし、と申て、右の御朱印を大炊頭へ投返し、退出せしかば、將軍家此趣を聞召され、以ての外御氣色を損じられ、不屆なる者哉、今天が下にて將軍の下知を守らざるは大罪人なり、早々罪に處すべし、と仰出されしか共、御傍に附置かれし澁谷讃岐守罷出で、實に上意の如く、御下知を請け申さずば大罪人共申べく候へ共、彼皆川山城守は、駿河樣の御目に止り、上意を以て今日召出され候武士故、只今罪に處せられん事如何候や、一應此段駿河樣へ御伺ひ遊ばされ候て後、仕置仰付られ然るべし、と申上ければ、秀忠公も道理と思召し、然有らば其方急ぎ駿河へ罷越し、父君の思召を伺ひ來るべし、と上意ありければ、讃岐守畏りて、直樣御城より馬に打乘、駿府を指て夜を日に次ぎ急ぎしが、二日半にて駿府の御城へ著しけるにぞ、駿河にては、江府より急使にて讃岐守登城せしは何事やらんと、早々大御所の御前へ召出されしかば、讃岐守は、江戶表の別條之なく、且將軍家にも御機嫌能段言上に及びければ、大御所聞召され、御安堵の體にて、汝早馬にて馳來りしは、何樣儀や、と御尋ありければ、讃岐守畏り、先達て大久保彥左衞門を以て、將軍家へ仰進ぜられ候、浪人皆

日は駿河樣御使なればとて、最丁寧に饗應れ、關が原又は大阪兩度の戰の物語など所望なし、何れも打寄て是を聞しに、何月幾日の戰には、誰々の勢は破れて敵に甚く追はれたり、又誰々の陣は堅固に守り敵を追崩せりなどと、今目前に見る如く明了に物語ありければ、老年に及ばれても、記憶の昔に變らぬを人々感じ合ひ、愈々彦左衞門を馳走して歸されけり。却說將軍家に於ては、駿河樣より仰越されたる儀なれば、猶豫爲難しとて、皆川が所在を御尋ねありしに、淺草邊の小寺に居る由相分りしかば、早速登城あるべき旨仰下されしに、山城守畏りし段御請申上、後にて思ふ樣、某當所に忍び居し事相聞えしにより、御呼出し相成事は、定て切腹申付らるゝなるべし、元來覺悟の事なれば、今更驚くに非ずと、衣類を改め、下には白無垢に無紋の上下を著し、其上に黑羽二重の小袖、淺黃小紋の上下を著し、召に從つて登城しければ、將軍家御座間へ出御有り、大老始め諸役人、列を正して並居ける席へ、皆川山城守召出され、老中姓名を披露ありければ、將軍家山城守を見給ひ、其方儀豫て忠勇の心掛厚き所、大阪落城以後浪々致し居るよし、因て新地二千石宛行ふなり、向後忠勤勵むべし、との上意に、皆川は、豫ての覺悟とは相違しけれ共、如何の存寄やら、其儘御前を下り、老中土井大炊頭より渡されし、知行高御朱印の御書付を見て、埋木の某を、御鑑定とありて召出さるゝ儀、有難く候

と云て見せしとかや。背中の太刀疵鎗疵三十ヶ所、腹の疵十七ヶ所、兩股より五ヶ所、合せて五十二ヶ所あり、實に強勇無雙の武士と申べきなり。

○皆川氏御執立の事幷大御所御物語の事

玆に皆川山城守と申すは、秀吉公の御執立にて、忠勇專一の武士なりしが、大阪落城の後は浪々の身となり、江戸表へ出て徘徊なし居たりしを、家康公御聞ありて、惜き者と思召され、江戸將軍へ御使者を以て仰越さるゝは、大阪浪人多しと申せ共、皆川山城守と申は、中にも忠義の武士なり、因て當將軍未だ年若なる事故、渠等を取立召仕はれ然るべしと仰遣され、則ち御使者として、大久保彥左衞門罷越せしに、將軍にも、駿河樣よりの御使と聞召され、早速御目見仰付られ、先駿河樣御機嫌を御伺ひなされ、幷に彥左衞門の無事を御尋ね遊ばされしに、彥左衞門も、將軍の御機嫌斜ならず、恐悅の段申上、扨又御使の趣を細々と申上ければ、將軍も御承知遊ばされし段仰せられ、猶又彥左衞門、久々にて江戸表へ參著の事故、寬々休息致すべし、と仰出されしに因て、暫時逗留ありければ酒井雅樂頭方より彥左衞門を請待あり、其執持として、榊原式部大輔、小笠原左近大夫、其外御旗本方、心安き面々集りて、彥左衞門事、今

感心あり、大に御機嫌よかりしかば、人々擧て彦左衞門を賞し合へりしとぞ。其後朝より雨降て御徒然の餘り、彦左衞門を召されて、彼是と御物語の折から、世の中に至極氣味能事は何なるぞ、と御尋ありしに彦左衞門、私などの至極氣味能事と申は、殿の御鷹野等の御供に罷出、遙々の道を步行、不圖大便致度思ひし時、近傍に雪隱なく、次第々々に行けば行く程猶々頻に催し難儀なりしも、幸ひに木立の蔭など見付、野雪隱にて快く大便を致せし時程氣味能事は、世の中に有間敷と、申上しに、公、如何にも是は心地能かるべし、と上意あり。亦暫時あつて、然らば世の中に別段美味物は何なるや、とお尋ありしに、彦左衞門、至て美味物は鹽なり、是より上は有間敷候、と申上る。公、然らば至て不味物は何なるや、と仰せらるれば彦左衞門、又鹽なり、と御答へ申せしかば、君道理と思召、誠に大久保の心中奇しき者なりと御感悦あり、愈々以て御寵愛遊ばされけり。彦左衞門は其身一生灸治を致せし事なく、又藥などは丸藥にても用ひずと云り、其壯健なる事知べきなり。死去の後、家光公上意あつて、彦左衞門の死骸御改めありければ、太刀疵鎗疵都合五十二ヶ所有之と云り。灸治の跡は一ヶ所も之なく、尤も心安き人々、御働きの疵拜見申度と望む時は、彦左衞門、御心安き中なれば御免し有れとて、肌を脫ぎ見せけれ共、背中計りの疵を見せて、御覽候へ、此彦左衞門は臆病故、皆逃疵なれば未だに旗本なり、

ひ、私承るに、瘧と申す病は、大に身心を勞すと申す、是には能き守の候、幸ひ私所持仕るにより、是を差上申べくに付、明日此御病氣發らせられ候節、彼の守を御信心遊ばされなば、立所に御病氣御全快疑ひなく候、尤も箱に入候儘差出すべく候間、御自身に箱の中より御取出し、御信心遊ばされべく候と、堅く御約束申上、退出す。已に翌日になりぬれば、彦左衞門の方へ御使を立られしにより、彦左衞門謹んで一つの袱紗包を取出し、隨分大切に御持參なさるべし、とて渡したる故、御使は大切に持歸り、御前へ差上ければ、公是を御戴き在て、敬肅しく彼袱紗を開き給ふに、中は長さ五寸ばかり、白木の箱にして、四方とも丁寧に封印なしたり。公には御信心を遂させられ、封印を御切拂ひ遊ばされ、箱の蓋を開き給へば、是は如何に、守に非ずして、大いなる蛇二疋、滑々とのたり出ければ、公は大に驚かせられ、是はと飛退給ひしが、夫よりして速かに御病氣御全快遊ばされたり。其後彦左衞門出仕なせしかば、家康公彼を召され、先達ては、能も某が嫌ひなる蛇を遣し候なり、と上意あれば、彦左衞門笑ひながら、武將たる人、瘧などと申病を煩ひ候事のあるべきや、元來瘧と申病氣は、臆病よりして煩ふものなりと申候、然れば其人膽を潰し驚愕候時は、其病氣忽地全快に及び候、是に因て、萬事御油斷なく御心懸、御身の上御謹み遊ばされ然るべし、と申上しゆゑ、君にも彦左衞門の智勇を御

なり、是にて能御考へ成されよ、と申ければ、人々目と目を見合せ、不思議の思をなせり。然れども其仔細知れざれば、一同口を揃へ、彦左衛門殿には如何なる仔細ありて、彼が取る事能はざる樣爲給ひしや、不審なりと問ければ、彦左衛門莞爾と笑ひ、何も不審致さるゝ程の事はなし、各々は老女に對ひ、蜜柑を取やと申さるゝ時、老女成程取べしと答ふるを聞き、蜜柑を握らんと各々手を開き給ふ時、老女其手の上へ己が手を置く、其上へ彼蜜柑を置て握らるゝ故、老女蜜柑は最早取しと云に付、手を開き見る時、彼老女衝と手を引が故に、蜜柑はなくなるなり、然すれば以前の蜜柑を置しは狐の手の上にして、握りたるも狐の手なり、因て我等は、彼蜜柑を握りたる狐の手を我等握り、各々致されたる樣に、老女取やと申せば、定て狐は取たりと云べし、其時に我等手を開く以前に、手の甲より小柄を刺通して、手を開き見る存寄なりしが、流石に年を重し狐故、我等が心中を知て、右の如く取られぬと申たり、と答へければ、當番の面々、如何樣御道理なりと感合へり。依て老女狐も是に恐れけん、其後番士の詰所などへは出ずと云。實に彦左衛門が智勇間隙なきに、恐れしと見えたりと申合へり。扨又或年の初夏、家康公瘧の御煩ひにて、御傍の者ども種々心配せし折柄、彦左衛門出仕致して、御病氣の御容體を伺ひしに、公御枕を上させられ、我不圖此間より瘧を煩ひ、難儀致すなりと仰せければ、彦左衛門是を伺

に申すにぞ、彦左衛門打笑ひ、各粗忽なる事を申さるゝものかな、彼老女狐、假令千年を經て術を行ふと申せども、元來畜生なり、亦人間は然までの星霜を經ざると雖も、神の御末なり、其人間の握持たる物を、何ぞ畜生に取らるゝ事のあらんや、然るを空然取られて、是を奇妙などと申さるゝ事、笑止千萬なり、と冷笑ひければ、番士の衆心中彌々怒り、然樣に云はるゝならば、老女狐來つて咄しなど致す節、密に貴殿へ御知らせ申すべし、其節彼所へ參られ、狐の擧動御覽候へと、彦左衛門へ堅く約束をなし置たり。其後終日小雨降て、陰々たる黄昏より、彼の狐番士の詰所へ出て、例の如く種々の物語致すにより、當番の衆、密に彦左衛門方へ知らせければ、彦左衛門早々彼番所へ參りて是を見るに、形體は一向見えざれども、老女狐の聲にて、種々の物語をなし居たり。其中一人の番士、蜜柑一つ取出し、何と老女狐、例の蜜柑を取り申さずや、と問ば、如何にも取り申べく、と答ふる故、蜜柑を取て確と握り、今日こそは取られまじと差出せば、老女狐は最早取申たり、と云ふより、頓て手を開き見れば、早蜜柑無なりしかば、番士は彦左衛門に向ひ、何と見られ候や、と申けるに彦左衛門、如何樣是は奇妙なり、然れば我等が握るべし、是を能取や、と申ければ、老女答へて、然候、御身の握られたる物は、我等取事能はず、と申けるゆゑ、彦左衛門人々に向ひ、何と御聞ありしや、我等が握りたる物は、彼取事能はずと申

彦左衞門功蹟之記　上卷

○播州姫路城老女狐の事

心を以て君に奉ふる者は忠なり、力を以て君に仕ふる者は勇なり。然ば大久保彦左衞門忠教は、其身危險に臨むと雖も、忠義を鎧楯とし、勇膽を陣城となし、屢々公を水火の中に救ひ奉り、國家を補翼し、終に天下を德川氏に歸せしめし名臣にして、當時の韓信魏徵とも云べきのみ。茲に播州姫路の城郭は、千歲を經る狐尾にて、繩張を傳へしと云を以て、尾引の城と稱へ、白狐此城を守護せりと云傳ふ。因て雨降などの寂寞折柄は、彼狐番所へ來つて、書院番などの人々へ、古昔物語、或は世上話等致すに依り、壯年輩興ある事に思ひ、蜜柑又は柿などを握り、之を能取やと云ば、彼の狐確然に取申べしと答ふ。其時手を開き見れば、蜜柑柿の類は影もなし。是如何にも奇異なる事なりと、皆々語り居たりしが、或時彦左衞門是を聞き、夫は各心の油斷より取られる事なり、と申ければ、壯年輩少し怒氣を含み、是ばかりは、如何な彦左衞門殿にても、取られざる事は叶ひ申間敷候、是まで相應に智勇の聞ある者共も、皆々取られ候、と異口同音

盡せし餘慶にて、神佛も應護在せられけるにや、斯る結構なる身の上と成り、公儀へ忠勤を盡し、其家永く相續しける。又醍醐山城は吝嗇貪暴にして、終に家名を亡ひ醜名を殘す事、歎ずるも餘りあり。積善の家には餘慶あり、積惡の家には餘殃ありとの聖語空しからず、後世の人々能々思ひ給ふべし。

御加增の御書を頂戴してぞ下りける。爰に於て老中連判の添書を付、山城守を京都へ上せける。其頃京都諸司代松平丹波守、此添狀を見て、頓て町奉行森川下總守へ、斯樣々々と申渡さる。町奉行森川、命を承り、京都大宮通にて、町人の賣家を買て渡し、夫より山城を奉行所へ呼出し、其方町人になりて權威抔は振ふ事相ならず、萬事町家の者共に向ひ、我殺ヶ間敷事是ある時は、當地にも差置れぬに付、其旨心得べし、と申渡す。夫より醍醐山城は町人となりて、醍醐屋惣右衛門と改名致しける。却說江戸表にて、戸田與五郎が加增を聞て、何者がしたりけん、戸田が屋敷の門に狂歌をぞ貼付たり、

　戸田ならば二千石にもなりぬべし武家を立ぬく與五郎と知れ

斯連置ければ、諸人是を見て大に笑ひ、山城は武士の中の犬なりと、人々云て一々に風說しけり。且又彦左衛門殿は元の二千石を領し、小高なりと雖も、其威光世上に赫々、英名も高々と轟き、皆人感歎せぬはなかりけり。扨又松前五助は、實意を失はずして、母をば我方へ引取、厚く孝養を盡し安樂に暮しければ、母は貞心尼と法號に改め、朝三暮四の念佛に年月をぞ送りける。却說一心太助は後世菩提に心を寄せ、五助方へは度々懇意に出入致し、是も朝夕共念佛を唱へて、貞心尼諸共に安樂に生涯を送りける。此松前五助は、父の五郎兵衛に引續きて孝心を

有時は、斯樣の曲者君の御用に立べきか、是等こそ誠に知行盜人なり、其盜人を小普請にして、又其山城が氣質とは引替、與五郎は扨々氣の堅き實直なる男なり、其戸田を改易せんとは、役人の目の明ざる所なり、老中たる者は、斯樣なる少し許りの事にても、左右人の善惡を聞き、其理の當然なるを以て言上爲し給はれ、返す〴〵も此儀は御考へ有べし、と申しける。將軍重て、汝是をば能に計へ、と宣ひける。彦左衞門殿謹んで、某裁斷申さば、先與五郎は五百石御加增仰付られ、二千石となして、小納戸頭取に仰付らるべし、又醍醐山城守は流石遠島抔に申付る程の科にもあらず、夫に付、山城守は好機會なり、渠は武士の業を知らず、唯金銀の溜る事を好男なり、京都へ上せて町人となし給はゞ、渠も喜悦なるべし、夫迚も、京都の諸司代町奉行に仰付られ、權柄を持ざる樣に急度禁じて、町人になすべしとて京都へ上せ給へと申上る。將軍此裁斷を聞給ひ、何にも汝が云處一理あり、其通り老中に申聞よ、と宣へば、老中衆、發と御請申て、御前を立て御次の間へ退き、夫より醍醐戸田の兩人を記錄所へ呼出し、將軍家上意の趣一々申渡さるゝ。爰に於て、戸田與五郎は五百石の加增を給はり、醍醐山城守は改易の上、家財有金とも其儘下し置れる間、其方屋敷引拂ひ京都へ上り、同所の町人となすべし、と申渡さる。山城守、發と平伏し、狐鼠々々立て歸りける。依て與五郎は、彦左衞門殿の情にて危難を免れ、殊に

けるに、家光公此書付を御覽ぜられ、彦左衛門が聲いたすなり、何處に居るぞ、呼來れ、と宣へば、扈從衆畏つて次へ立つ。彦左衛門殿召るゝと申ければ、承知りぬと彦左衛門殿、御前に出で、夜前歸府仕りたり、君にも益々御機嫌能御體を拜し、恐悦に存じ奉る、と申上る。此時將軍宣ふは、汝が日光山へ參詣せし跡にて、山城守と與五郎と、口論を仕出たり、是を役人共評定爲し、只今書付を差出せしが、此儀其方能改め、善と惡との事を明白に申べしと宣ふ、彦左衛門殿謹んで、上意の趣承知奉り候、然らば君には某へ批判せよとの上意、苦しからずば申上べし、と言上しけるに、將軍家、何にも遠慮なく所存を申べし、と有る。時に彦左衛門殿、先戸田與五郎儀は、我妻の父たる高田甚左衛門を養育て居れり、又山城守は七千石を領する身にて、高田が姉娘を妻となしながら、其舅を育む事を知らず、剩さへ金二十兩を舅高田へ小使料として遣したり、然るに山城守の妻、産衣を妹の方へ進物として贈りたるを憤怒、是迄愛し居たる妻を離縁し、彼舅へ遣したる金二十兩戾せと云に依り、與五郎方より返濟す、然るに亦利金を遣せと云送る、與五郎云掛なれば、利金も遣すべき間、女と金と引替にせんと返答す、山城守彼利金に目が暮是を請取んと、欲心強く怱々と來り、峯打に健か打れながら、刀を拔術も知らず迯歸りし憶病未練の狼狽者、斯樣なる腰拔は、君の御旗本におくものにあらず、若もの事

様子を聞て立歸ける。扨翌日將軍家光公御居間の緣に出御し給ひ、鏡を御持參成されしが、如何しけん過つて鏡を御取落し、忽地柄の元より折れたりけり。其折節青山伯耆守殿來り、此體を見て、早速柄の折れたる鏡を取上て詠める。

まどかなる神の御國の御正體柄を取てこそ猶もまどかに

と一首を連ねて彼鏡を差上る。其日彦左衛門殿登城有て、老中方に謁見、何も久々御對面仕らず、相變る事も有らずや、と尋られるに、老中方の曰く、彦左衛門殿には、日光山へ社參と承知る、先は老體御堅固の體、珍重に存ずると挨拶在る。彦左衛門殿、早速乍ら御尋申さん、醍醐山城守戸田與五郎兩人共御預となりし由、此評定は如何決し給ふや、と有ければ老中方、然ば聞かれよ、與五郎は小身なり、醍醐山城守は旗本の中にては大身なり、然るに與五郎是を刀の峯打に爲事、甚だ不禮なるに依り、此落度を以て與五郎は改易、又山城守は與五郎が相手にならずして歸りしは神妙なり、然ども戸田が相手なれば、高七千石の内五千石を削り、小普請へ押下るに相極りたり、と申さる。彦左衛門殿是を聞て、然らば其旨將軍家へ言上し給ひしや、と問ふ。老中方、只今其書付を認め中なりと答へらる。彦左衛門殿是を聞かれ、然らば某も那に控へ居て、出來次第其文を聞くべしと、少間次へ立れけり。其間に書付を認めければ、頓て將軍家へ言上し

後申分なきや、と聲を掛れば、成程此金請取上からは、最早申分毛頭なしと云ふ。與五郎、然らば汝に何ぞ馳走と思へども、さして饗應べき品もなし、有合たる此刀を參らせん、と云さま峯打にて、丁々々と續打に打めのす。打据られし山城守は、ハツト云て四ツ這につなて、漸々玄關へ迯出し、是々家來ども、與五郎めが我を酷き目に合せたり、汝等切込み、渠を辛き目に合すべし、と申ければ、家來ども是を聞き、是は笑止、今度の非道素より其筈の事なり、我々何故切込んや、外聞あしきと迯歸る。是實に山城守とも云るゝ人、欲の爲に武門を忘れ恥辱を受けながら、すごすごと迯歸りたる有樣は、見苦しかりし事どもなり。此時與五郎が一家に、戸田左門と云人有しが、此由を聞くより、直に其趣を老中方へ訴へける。是に仍て戸田與五郎は青山大藏大輔へ御預となり、醍醐山城守は内藤伊賀守へ御預の身とぞ成りたりける。

○戸田與五郎へ加增賜る事幷醍醐山城守改易と成て町家に下る事

時に大久保彦左衞門殿は、松前屋五兵郎衞の一件も濟ければ、百日の御暇を給り、下野の國日光山の東照宮へ社參在けるが、此節漸々下向致せし處に、醍醐山城守は戸田與五郎と口論したる趣を聞き、早速彦左衞門殿は青山大藏大輔が屋敷へ來り、戸田與五郎に對面し、具に事の

存じられ候、と諌めける。時に山城守威猛高に成て、何とて左樣なる事を申すぞ、我等四ヶ年の間貸置きたる金に、無利足と云事有べきや、兎角汝等は損德を知らぬ者かな、早々參るべし、と云ける故、澤田も今は詮方なく、下役の者へ申含め、戸田の屋敷へ遣しける。使の者與五郎の方に到り、主人の口上を述ければ、與五郎其詞を聞き、御口上の趣委細承知いたしたり、利銀の儀は何程にても御渡し申べし、然乍ら、山城守殿自身お市を連れ御出有べし、其節直々に御渡し申さん、必ず他人へは渡し申さず候へば、其段御主人へ申通じられよ、と挨拶しければ、使の者急ぎ立歸り、右の返答を申述るに、山城守是を聞き、然らば我等早速罷越べし、お市は後より來れよ、とて與五郎方へ到り、玄關へ斯と案内しければ、取次の者立出、暫時夫に御控へ下さるべし、と申に仍り、表書院に控へ居る中、續いてお市も入來り、夫より奥の間に通りけるに、頓て與五郎は其席へ立出て座に直り、是は山城守殿には能も御出成されしなり、シテ又御離緣狀御持參なるか、と問ふに、成程去狀持參せしなりと、山城守懷中より取出して是を差出すに、與五郎は彼書付を受取納め、扨先達て甚左衛門へ貸召れ候金二十兩は、今度お市の手より請取れしや、此金は又四ヶ年以前よりの利銀九百目なり、イザ御受取有れ、と差出す、山城守其金を見て打笑み、利足銀慥に受取申たり、然らば御暇と立上らんとするを、城州暫く、と止め、山城夫にて此

は大いに悅び、彼金を主人へ渡しければ、山城守笑を含み、金を改め請取、お市に對ひ、先此金は元金なり、元來二十兩貸てより今四ヶ年になるなり、然れば四ヶ年の中の利銀なくては叶はじ、二十兩に付一ヶ月銀二十匁宛にして、一ヶ年二百四十匁なり、此金四ヶ年以前八月、甚左衞門に貸したれば、當年四月迄の利銀の高都合九百匁なり、金に直して拾五兩、此金濟む迄は汝下女となり勤むべし、と聞くよりお市は大に腹を立て、夫は餘りなる仰なり、妾が父事、其節金子入用にあらずと申せしを、是非に持歸るべしと仰せられたる金子なり、夫を今更元金の利金のと仰せらるゝは、餘りなる成され方、と申せば山城守、イヤサ今更其樣なる事を論ずるに及ばず、利金濟むまでは何有ても汝を下女とし、十五兩だけは使ふなり、と云所へ、戸田與五郎方より又使來りて、今度金子返濟の上は、お市樣早々手前屋敷へ御入成るべしと云入たり、お市は是を聞き、妾も水臭き此屋敷に足を止ん事心憂し、少しも早く與五郎殿の方へ參り度は思へども、山城守殿斯樣々々に申さるれば、參る事成難しと返詞をして、使を返しける。時に山城守は與五郎方より使來りし事を聞き、家來の澤田平左衞門を呼び、其方只今より戸田與五郎方へ行き、お市は返し申すべく間、利銀九百目渡さるべしと申述、請取來れよ、と申付るに平左衞門、大に迷惑に思ひ、夫は餘りなる御事なり、其儀は御了簡成され然るべし、戸田氏へ利銀迄と申すも、餘り如何に

もせよ、夫の意を守るこそ妻たるの道なれ、然るを汝が我儘に振舞ひ、我家の不爲なる處置をなすこと奇怪至極なり、然樣なる女は我が妻に爲難し、今日より離縁する間其段心得べし、然る上は汝が父甚左衛門へ、先頃貸し遣したる金子二十兩、早速耳を揃へ返金致すべし、と申渡しける故、お市は泪に暮ながら始終を打聞き、此事は全く自身の仕業なれば、御心に障り離縁成さるゝは是非もなし、然乍ら妾は女の身にて、二十兩の金何とて速かに御返濟申されんや、是計りは追々御返濟申上るやう御用捨に預り度、とかき口説けるに、山城守頭を振て、否々其儀は決して了簡成らず、若金子を辨へずんば、其代り汝を今日より下女となして召使はん、其給金にて返濟すべしと云渡され、お市は勃然急逆上、扨々薄情なる男かなと恨みしが、漸くに胸を撫つて心を押鎮め、然らば今日より下女となりて御奉公致すべしと、其座を立て直樣臺所に下立ち、泣々馴ぬ炊ぎ爲居たり。扨もお市は奥樣風俗忽地變り、前垂襷の庭掃除も、泪ぞ落る玉箒、拂兼たる身の憂さは、裳に積る塵埃、思案途方にくれ合の、鐘も哀れを告來なる、胸に迫りて山城が、強面仕方を細々と文に認め、妹聟戸田與五郎へ送りけり。時に與五郎は文箱を開き、文操返し讀み終りしが、大いに怒を顯はし、扨々人外なる山城が致方、奇怪千萬なり、ヨシ〳〵我其金を返し、彼に恥を與へ遣さんと、直に二十兩の金を持たせ、お市が方へ遣しける。お市

其方姉聟山城守は、扨々人情に外れたる者なり、今日我等を饗應こと、斯樣々々なり、と委細物語り、最早向後は交際成難し、渠が如き義理を知らざる者を縁者の好と思ひ、毎度參會なせば、何成恥を表んも知難し、此上は萬事疎意に致すべし、と申付たり。夫より月日を打過し、與五郎方にて男子出生ありけるを傳聞き、お市は山城守が寢もの語の節、與五郎殿方にて今度男子出生有しと承りしが、初産の事ゆゑ、相應に祝ひ遣したしと思へども、如何や、と問へば山城守聞て、否々其樣なる義理立には及ばず、只其儘に捨置べし、と答ふるに、お市は甚だ氣の毒に思ひ、然乍ら此方の外聞、旁々其まゝ捨置ては如何なり、と押て申せども、山城守、はて扨其樣に費用有ては身代の不爲なり、又斯樣なる時其費用を構はぬ事なれば、歴々方より妻を迎ふるなり、必竟物を費まじき爲、其方を奥に直したり、泰平の時節は兎角金を溜るが面白きなり、先々義理立は捨置べし、とて取合はねば、お市も今は詮方なく、先其儘に過せしが、如何にしても妹の思はく、與五郎殿の手前、何とも捨置難く思ひ、種々と心を痛め、假令聊かなる品にても、印なくては濟むまじと、自分の衣類を賣拂ひ、初著を調へ、山城守へは取穩し、文を認め戸田の屋敷へ贈りける。然るに山城守如何してか此事を聞き知り、お市を近く招き、汝今度戸田の方へ祝品等遣すに及ばずと云聞かせしに、何迚初著を遣したるや、假令異な事に

守點頭、我も然に思ふなり、遠からず此方へも招かん、との挨拶、にお市、然らば其節は、先方様より此方は御高も多き事ゆゑ、別して念入御馳走致されずば成まじ、と云けるを、山城守は大いに興醒面して、夫は何と云ぞ、兎角外所にて如何なる馳走に成るとも、我等方に於て左様なる丁寧には決して及ばず、假令珍客たりとも一汁三菜にて結構なり、必ず〳〵其通り心得置べし、とぞ申しける。是や實に心の賤き事、武士にして武士ならずと申しなん。

○戸田與五郎醍醐山城守を打擲に及ぶ事

扨も醍醐山城守は、戸田與五郎を招かんとて其用意をし、則ち使を以て、今日御差合も是なく候はゞ、麁酒一獻進じ申度、手前方へ御來臨下さるべしと云送りたり。與五郎是を聞て、御使の趣旨承知仕りぬ、幸ひ用事も之なく候間、後刻參を以て申謝すべくと挨拶に及びける。使の者馳歸り、右の由申通じける。頓て與五郎は山城守宅に來り、玄關より案内しける故、山城守出迎へ、先座敷へ請じ一禮に及び、先日の禮等述べ、夫より茶を出し、程なく杯盞を持出で膳部を出しける所、一汁三菜にて、甚だ麁末なる料理を出しける故、與五郎、扨々高に似合はぬ簡畧なる男と思ひける儘、そこ〳〵に挨拶なして歸去りぬ。斯て與五郎歸宅の後、妻のおつぎを呼び、

移し、山城守一間を立出て、舅甚左衛門を呼び對面し、御邊を招く事餘の儀にあらず、承ればば與五郎方より、毎度舅への心付有よし、我もお市が緣あれば、金二十兩を合力致さん、然乍ら此金は、御邊へ遣すにあらずして貸渡すなり、御邊も又然樣思うて持歸らるべしと、聞て甚左衛門、某は與五郎樣より養ひ給はれば、金子入用なし、近頃御志は忝けれども、此金子は先其方樣に留置かるべし、と差戻すに山城守、イヤサ是は我等志なれば、是非々々持歸らるべし、と又押遣る故、左樣ならば受納仕らんと、一禮を述て甚左衛門は歸りける。山城守是より一兩日を過して、戸田與五郎方に至り、始ての對面なれば、互に挨拶事をはり、夫より四方山の物語の中に、舅甚左衛門へ金子を遣したる事を鼻に懸けて話しける故、與五郎聞て心中に思ひけるは、扨々此男は武士に似合はぬ吝嗇者、賤しき根性なりと蔑視ながら、然有らぬ體にて、夫は〱能こそは遣されしと程能挨拶し、暫く時を移しける中、盃盞を出し、殊の外丁寧なる料理を出し、種々に饗應しけるに、山城守、扨々存寄らざる御馳走に預り、千萬忝なしと禮を述べて快く食し、夫より暇を告て歸りける。山城守歸宅して妻のお市を呼び、今日は妹聟戸田與五郎方にて丁寧なる料理、殊に膳部抔は二汁五菜、緩々馳走に成し事委細に物語りければ、お市は是を聞て、左樣ならば又此方へ與五郎樣を招き給へ、と勸めけるに、山城

市と云ひ、妹をおつぎと云ふ。然るに此娘兩人共生得美麗にして、容貌千人に勝れ、殊に心ばへ優しく、兩親に仕る事實かなりける故、父母の寵愛淺からず、成人の後、姉お市を七千石の旗本醍醐山城守といふ人へ奉公に遣しける所、此お市生得器量發明人に勝れける故、主人山城守が好色の心に適ひ、妾となして寵愛限りなく、後には本妻に直したり。扨又妹娘おつぎも、是又旗本戸田與五郎へ嫁し、姉妹とも、今は奧樣と呼れ、互に安泰の身の上とは成りにけるものの、山城守、お市の父に未だ一度も面會せざれば、或時お市、山城守に對ひ、實父甚左衛門事、追々老年に相成、萬事不自由にも有べくと存じ候まゝ、何卒御對面も下され、又少々の御手當も願度存じはべる、と云ければ、山城守は頰を膨し、汝は甘き事を云ものかな、我汝を愛すれば迚、親迄を養ふ事成べきや、親を養ふ程ならば、汝を妻には致さぬなり、兎角入費を厭ふが故、其方を本妻に直したりとて、暫時考へ居たりしが、何思ひけん顏色を和げ、相聟與五郎の手前も有れば、一度は舅甚左衛門に對面すべし、依て其方より呼に遣すべしと云ける故、お市は悅び、文を認め實父の方へ遣しける。甚左衛門は是を披見し、何事やらんと老人の案じ過しより、早々仕度を調へ、急ぎて屋敷へ到りければ、お市は悅び、早速立出て先一間へ伴ひ、斯と夫に告ければ、山城守是を聞き、先茶漬でも出し、緩々休息致さすべしと吩咐、暫く時を

松前屋の跡式を望むがゆゑに、命懸の働きは致し申さず、只五郎兵衞が無實の咎を不便に存ずる儘、命に代て彼是と世話を致せし儀なれば、同人跡式の儀、私より申上るも恐れ多き事なれども、五郎兵衞が番頭四郎兵衞と申者、至つて深切忠貞なる者に候得ば、此者へ五郎兵衞の跡式は仰付られる樣願ひ上奉り度、此儀御聞濟下し置かれ候はゞ、私が頂戴致せしより有難き仕合とて、其身は達て辭退申して引退きける。因て猶又評議の上、松前屋の家督は番頭四郎兵衞に下され、又太助の精心を公儀にても彌々御感有りて、同人へは御厩用達の株を新規に下し置かれたり。是は勿々松前屋の家督抔とは拔群の差違にて、手廣なる御用の由、又木崎文兵衞事は、侍にも取立有るべき成共、一旦佛門に入し者の事故に、生國津輕弘前に於て、寺を一宇建立せられけり。仍て是より松前家代々、別して五郎兵衞を中興の祖となし弔ひける。今に此寺弘前に在とかや。説却松前五助は、牛込寺町に於て新規居屋敷を下し置かれ、旗本の列に入り、連綿として繁榮ける事は、是皆大久保彦左衞門殿の仁德に依る處なり。

○浪人高田が娘旗本へ嫁す事

爰に其頃、湯島の邊に高田甚左衞門と云ふ浪人あり、然るに此甚左衞門兩人の娘あり、姉をお

中方へ御禮廻りを致され、歸宅の上祝儀の支度致すべしと申付、長屋よりは父五郎兵衞を呼出し、今日五助儀旗本に召出されし趣申聞られ、愈々五助は牛込寺町に於て、居屋敷も拜領したり、と仰せられければ、五郎兵衞はハツト云て、立れぬ腰も勃然と起上り、飛退つて再拜し乍ら、落膽と往生なしたりければ、ソレ五郎兵衞が氣を失ふたぞ、五助參れよ、ヤヨ氣付よ、藥よと介抱すれども其甲斐なく、全く息は絶果てけり。是は餘りの欣喜に胸に迫り、永々入牢中の疲勞も一時に出て死去せしものなりとぞ。悲哀哉。今暫時存命なば、我子の出世も樂んで、猶亦善事も有らんものをと、皆々袂を絞りつゝ、欣喜の中の悲みと、亡骸を取納め、埋葬をぞ營みける。

○松前屋跡式、番頭四郎兵衞へ下し置かるゝ事
并一心太助御厩用達の株を頂戴く事

茲に亦一心太助は、翌日町奉行所の御召にて罷り出ける處、其方此度の勞働、公儀にも奇特に思召さるゝに因て、松前屋五郎兵衞が跡式、且土藏家財共に殘らず下し置かるゝ段申達せらる。太助は須臾平伏して在りしが、是は有難き仕合、直樣御辭退申上るも恐入り候へ共、私儀は

たり。扨其日も暮て、明れば廿九日と成けるに、彦左衛門殿家來を呼び、今日我が供廻り外に乗馬一疋、其他鎗挾箱等に至るまで、道具等立派に取揃へ、大手御門に扣へ居るべし、と仰せられ、夫より五助には、染帷子麻上下著用、大小を差せ、召連立、正五つ半時登城ある。扨四ツ時御太鼓にて、老若方登城後、祐筆部屋縁側へ、彦左衛門殿附添ひ松前屋五助を召出し、老中列座、松前屋五郎兵衛悴五助儀、其方父へ遺恨有之、旗本三家の者ども當人貰請之儀申出るの所、父に代り右三家の旗本へ、其方尋常に身を任せ候處、却つて三人を易々と討止候段御感斜ならず、仍て新規召出され、旗本の列に加へられ、新地高二千石下し置るゝ旨、知行所御書付相渡され、居屋敷之儀は、牛込寺町に於て下し置れ候段、是又申渡される、又彦左衛門儀、何角心遣ひの段思召されて、五百石の加增成下さる旨申渡されければ、是は有難き仕合に存じ奉り、御辭退申も恐入り候へ共、今般町人の荷擔を仕り候を以て、御加增抔の儀は存も依らざる次第に付、暫時御預り下され候樣願上げ奉り候、と申されければ、成程其儀は道理なり迚、其段披露にぞ及ばれける。依て公儀にも彦左衛門が心底を感入るとの上意有り、御手自國光の大小、幷に時服一重拜領致され、是も冥加至極に存じ奉る段御禮申上られ、程なく下城有て、大手御門前より五助を馬に乗せ、豫て申付置し供廻等賑々しく、大久保殿は先に立ち、其後に引添ひ、老

大久保彦左衛門殿

○松前屋五助御旗本に御取立の事

斯て彦左衛門殿奉書を拜見し終つて、初めて涙を流し、扨も〳〵有難や忝なや、是迄五郎兵衞を世話致したる甲斐社あれ、明日の御用は尋常の事に非ず、若御褒美抔の儀ならば、老中の屋敷へ呼出しあるべきを、召連登城致すべしと有ば、御用の筋は輕うて御家人、重うて旗本、然れば是迄の五助は、明日より我等と朋輩の列なり、偖々冥加至極恐入ると、大いに喜悦あつて、早速五郎兵衞を長屋より呼出し、如何に五郎兵衞、大久保が申處を篤と聞けよ、其方喧嘩の難儀より、御墨付鎧の詮議に至り、老母が辯舌に苦しみ、其難を凌ぎ、剩さへ旗本三人の輩を五助に討せ、今又老中より奉書到來いたせり、因て五助は輕うても御家人、重うて旗本とも成べし、實に以て其方父子は申に及ばず、此老夫が身に取り冥加至極、公儀の御恩大山よりも高く大海よりも深し、必定々々忘却事なかれと、涙を流して申されけるに、五郎兵衞は餘りの嬉しさに、只忙然として暫く答もなかりしが、漸く心づき、實に冥加至極、此御恩を何時の世にかは報じ奉らん、勿々以て御禮の程申盡し難く存じ奉りまする と、喜悦涙にくれ居

汝が事は兎も角も後日に御沙汰有べし、先々大久保殿の屋敷に歸り、休息致すべし、と有ければ、五助畏り、是は有難き仕合、冥加至極と引退く。茲に大久保彦左衛門殿は、右戰ひ最中、東西に伸上り〱、あまりに心遣あられて、棧敷の欄干に力を入れ、伸かゝりて居られしが、五助が三人切倒したる其時に、滅理々々と放るゝ欄干と諸ともに、思はず前なる土手へ轉落ち、天窓も肩も土まぶれの儘、起上りさま扇を開き、五助手柄々々と仰立て譽られけり。偖見物の者ども數萬人、五助の木戸を出るを待ち、五助殿能も討れた、日本一の武術者なり、亦太助殿の手裏劍の早業、奇妙々々と譽そやし、前後に附添送りたり。又大久保殿の悦び斜ならず、頓て五助を同作歸宅あつて、大酒宴とはなりにける。斯て二三日休息致され、第三日目に、老中より御奉書到來致されしかば、是は何事ならんと大久保殿、愼んで拜見せられけるに、其文に曰く、

明二十九日五つ半時、松前屋五助御用の儀有之に付、染帷子麻上下著用、大小刀御免、其許同道にて登城可被致候以上

六月二十八日

堀田相摸守
久世大和守
松平伊豆守

共は聲々に、五助を討すな一心太助、旗本共を早退けよ、と呼はる人々動搖めきて、須彌大山の一時に、崩掛れる如くなり。一心太助は心得たりと、豫て用意の手裏劍を、發止と打ば過たず、賴母が今や打下す、利腕纏れて働き得ず。是はと見返り藤右衛門は、太助を目懸て追懸來るを、亦も打出す手裏劍は、矢聲とともに目的も違はず、左の眼へ打込まれ、流石の內藤も急所の痛手に眩暉、後へ撞と倒れたり。跡には內匠の荒男、汝小童遁さじと、五助の眞向梨子割に、切て掛るを狙寄り、丁と打たる太助の手裏劍、右の太股裏かく迄、劍先白く打入れど、內匠は猶も死もの狂ひ、飂々と振廻す、刀を右に拂ひ退け、五助は飛よと見えけるが、內匠の眉間を發止と蹴る、蹴られて辟易く其所を、肩先より乳の下まで、破落離寸と切下たり。其間に賴母、藤右衛門、又起上り切掛るを、五助は隙さず疊懸け、追驀り切驀り、或は肩先、或は脊骨、眞向竪割車切、さしも見事に易々と、三人ともに切倒せば、行馬の四方に取付たる數萬の見物同音に、切たりや切たり、五助出來した〳〵と譽稱へる聲は、天地も震動するばかり、暫時は鳴も止ざりけり。夫より五助は一人々々に止めをさし、目付中の前へ來り、遙に下て平伏し、私儀町人の身として、御旗本三人まで切殺し候段、此上もなき大罪人、如何樣の御刑罰に仰付られ候とも、少しも殘念の儀御座なく候と、然も尋常に述にける。時に出張の役人申渡す樣、

居たり。斯て内藤藤右衛門大音聲にて、汝五助能聞け、御旗本の手に懸り死する事、町人の身分として大なる仕合者なり、尋常に首を差伸し候へ、と云儘に、眞向を目懸眞二ッと切て懸るを、心得たりと五助は請止、發止々々と打合切合、飛違ひ馳違ひ、上段下段と付廻るを、近藤頼母は見濟して、左の方より横に拂ひ、内田内匠は右の方より拜打と、三方一時に打込む切先、見物一同思はず南無三寶と聲を立るを、五助は飜りと身を翻し、打ば拂ひ拂へば付入り切結ぶを、藤右衛門は大に苛立ち、此小者め、何條小癪の働きなすや、と上を拂へば身を沈め、裾を拂へば飛上り、追つ奪りつ戰ふ體、古昔の判官御曹子も斯やと思ふばかり、其逸き事飛鳥の如く、閃く刃は雷光石火、數萬の人々手に汗握り、固唾を呑で見物す。五助は素より一生懸命、牡丹に狂ふ唐獅子の、砂を蹴立る勢にて、切拂ひ切結び、千變萬化に身を避し、付入り〱戰へども、相手は名に負ふ妙術の三人、祕術を盡す氷の刃を、閃り〱と打下し、前を拂へば後より、切て懸るを請流し、亦來る刀を掻潜り、一度に來るを上中下段、請つ流しつ切結ぶ、刀の鍔音丁々發止、互に得たる虚々實々、戰ふ隙に内田内匠、如何なせしか五助が肩先、二ッに成れと切付るを、五助は發と後へ趨超を、又後より近藤頼母、拳も通れと突出す刀、五助の運や善りけん、袖下潜りて空を突く、然れども數刻の戰に、彼方は三人此方は一人、已に危く見ゆるにぞ、見物

及び、未だ十七歳の若者にして、前髪を後に捌き、紫の鉢巻を後に結び、裝束は白帷子に白襷、白の脚半を當て、大久保殿より賜りし左文字の刀、長さ二尺五寸、差添は無銘にして一尺八寸なるを横へ、徐々と入來る體裁、天晴勇士と見えたりけり。後に續いて一心太助は、人に知らるゝ俠客、白帷子を水に浸し、白鉢巻に白襷、丈は六尺三寸、色白くして眼涼しく、少し靑髭有り、古昔の喜平次も斯やと思はれけり。兩人とも同じく敷革の上に座す、其外の面々も愈々座上定れば、相圖の太鼓を打鳴す。時に三人の御旗本は一同に立上り、三人一所に打掛るは、些見苦しき事なれ共、五助の身體は貰請し事なれば、如何しても打殺す所存故、誰彼と云はず一同に立合んと進寄る。見分の役人も、是が故に立合の人數には關係ず差置れける。此時此方よりは松前屋五助唯一人、少しも憶せず、徐々と進寄りて打向ふ。扨又此事を以て江戸市中に風聞しければ、近在近鄕までも聞傳へ、此日未だ夜も明ぬ中より見物の者ども、我も〳〵と押來り、流石に廣き並木町も、錐を立る地も無きまでに、行馬の四方へ取付押合たり。此時見物の者共老若男女口々に、那の御旗本共の面の憎さよ、殊さら三人一所に懸るとは、却々卑怯至極なり、那眼玉の大きな髭面を打擲れよ、夫に引換亦五助は善若年衆、コリヤ負まいぞ、一心太助油斷するな抔と、口々に呼はりける。却も雙方共、間五六尺を隔て一禮なし、須臾目と目を見合せ

に試合を仰付られしなり、然る處五助劍術は妙なりと雖も、相手は聞ゆる達人なれば、勝利の程覺束なく思ふに依り、汝介添をなし、若や五助が打負なば、汝罷出でて、内藤始め三人を切て切て切倒し、其儘其處にて切腹を致呉れなば、此上もなき此老夫が大慶是に過ず、何と右の一條頼入ると、聞て太助は大地に平伏し、是は又殿樣の御依託に預り、恐入まして御座る、身不肖乍ら元來希望處に御座ります、假令命を棄るとも、今度の御恩と云、君の御爲とあるからは、決して厭ひは致しませぬと、最勇々敷も述べければ、大久保殿大に喜悅ばれ、コリヤ太助、夫ならば身も安心、是で何も角も調理たりと、夫より少しの間眠まれ、明れば寛永四年六月二十六日、淺草並木に於て、百間四面に竹行馬を結廻し、正面の棧敷には布交の幕を張廻し、町奉行橋爪肥前守、立合目付兩人、威儀を正して出張在る。其外徒目付、小人目付、又與力同心、熊手刺杈突棒抔を構て、竹行馬の内に扣へ居る。左の方には大久保彦左衛門殿、幕打絞り、今や遁しと著座在る。右の方には水野重兵衛、今日こそ御旗本の晴の勝負と、其處此處に氣を配り罷在る。扨西の木戸よりは内藤藤右衛門、内田内匠、近藤頼母、右三人、何れも勝れし大男なるが、銘々紋付の帷子に、白襷白の鉢卷をなし、二尺八九寸の刀を手挾て、汝五助出よかし、只一打と入來り、敷革の上に扣へたり。東の木戸よりは松前屋五助、色白く眼秀で、丈は六尺に

密に招かれ、コリヤ太助、其方へ一大事の無心が有る、何と叶へて呉まいか、との言葉に依り、太助、是は亦殿樣の御念入たる仰、此太助めに御無心とは何事で御座ります、と問ふに、彦左衞門殿、然れば一旦口外へ出せば跡へは引れぬ事、其心得ならば言聞さんと言るれば、太助は聞て、何か異た事の仰なれど、此太助が身に叶まする儀ならば、何なり共仰付らるべし、と申すにぞ、彦左衞門殿、然らば申聞せん、是別儀に非ず、其方の命を貰ひ度、と云放されしが、太助は驚く氣色もなく、私の命を御望遊ばされますとは御易い事なれども、先何に成されますと問懸れば、彦左衞門殿、イヤ其方が首が無れば、此大久保が切腹をせねば成らぬ、サア口外へ出ては、假令得心が無ても貰ずには置かれぬ、如何に〳〵、と詰寄ば、太助は少も騷ず、是は〳〵仰山な御意、此太助が首で殿樣の御身代に成事なれば、隨分差上奉る、御存分に成されませ、と言ば彦左衞門殿問返し、愈々得心か、用意は宜か、と押るれば、太助然樣で御座ります、少も御氣遣無く御手討に成されませ、と少しも憶せし樣子もなく、首を差伸し、大磐石の如く動かざれば、彦左衞門殿點頭つゝ、然ば太助思知れと、峯打に切付られしに、太助聲を懸け、是は殿樣御手の中が狂ひましたか、確乎と御試成されませ、と大音に呼れば、彦左衞門殿聲を懸け、最早生根は見えたるぞ、因て委細を言聞さん、明日淺草並木に於て、內藤始三人を相手に爲、五郎兵衞が代として五助

付、其精心を盡し稽古の功を積し事を感じられ、善々其分ならば相手三人成共、豈夫負は致まじ、餘り月日を延すも恐あり迚、當時月番の老中久世大和守殿へ申上らるゝには、扨五郎兵衛が悴五助事、是迄五郎兵衛を介抱致し居しかども、右左に未だ生死の程見留付申さず、然ど此程は少々心地も能樣子に相見え候、因て五助願ひには、父五郎兵衛儀生死も計り難くは候へ共、餘り日數も延引に相成、公儀へ對し恐入候に付、此度尋常に罷出でて、御旗本三人の手討に相成度存ずると願出候、此段宜敷御披露下され度、と申されければ、大和守殿答には、御老人度々の御奔走、委細承知致したり、然し乍ら五郎兵衛生死も見屆難き事ならば、今暫時延引候ても苦しからず、とありしに彦左衛門殿、イヤ是は懇切なる仰有り難し、然れども折角五助も思ひ立し事なれば、宜敷御取扱ひ下され、と言るれば久世殿、然らば早々執計ふべし迚、此事御披露ありければ、公儀にも速かに御聞届け相成しにより、愈々明日は立合とぞ極りけれ。

○旗本を三人相手に爲し、松前屋五助試合の事
并 五助召出の御奉書大久保彦左衛門殿方へ到來の事

斯て旗本三人を相手に、松前屋五助の立合、彌々明日と極りければ、大久保殿は一心太助を

苦勞を懸奉りし段、何共恐入たるに依り、切て其身にても御旗本の手に懸りて死失せなば、彼の三人の腹も慰ませう、然し乍ら渠が父の生死も計り難ければ、之を屹度見屆けし上、尋常に罷出て立合を致し度との願、何卒兩樣共、宜敷御披露相願ふ、と述べられければ、相摸守殿委細御聞屆けなされ、何處も道理なる願なり、其儀に於ては相摸守委細承知致せし間、公邊の處は宜敷申上べし、との答に彥左衞門殿、是は近頃有難し、何分宜敷御賴み申す、と言置き、早早歸宅され、右の次第を、水野重兵衞方へ申送られける故、水野は豫て依賴し事、首尾屆きし趣を聞て大に悅び、又々內藤內田近藤の三人へ通達あり、夫より每日大久保殿へ使者を立て、今日は五郎兵衞病氣の體如何で御座る、と尋問らるれば、彥左衞門殿の答に、否未死にませぬ、大方明日は何とか分りませう、とて使者を返されける。又翌日も使者來りしに、矢張前日の如くに申て歸され、其翌日も前の如く未死にませぬ、却々困たもの抔と、何日も〳〵同じ答にて、彼是と時日を延し、遂に半年も延引しける內に、五助は晝夜稽古を勵み、素より五郎兵衞が敎へし下地も有れば、日增に上達して、今は天晴遣人に成ければ、是では三人を相手に致すとも恐るゝ事なき樣に相成し迚、竹內玄旦始より、大久保殿へ右の趣申上ければ、彥左衞門殿大に喜悅あつて、早速五助が手練を見られしに、竹內始の申すごとく、天晴上達なしけるに

場を其方に預置くなり、諄言乍らも油斷なく、只一心に我が仕事と思ひて勵むべしと、御慈悲の御言葉に、五助は涙を流し、是は重々の御恩、假令此身は舍利となつても、劍術を出精仕り、父の意趣を報し申べし、必ず〳〵御心を勞させ給はぬ樣願上奉りまする、と述るにぞ、彦左衞門殿、オヽ是は立派な答ぢや、出來た〳〵、善は急げとやら、一刻も疾其用意すべし迚、竹内立旦、山本伊三郎、泉喜助の三人を御呼寄あつて、事の趣斯と物語られ、隨分出精して指南されよ、とあれば、三人の者も早速承知なし、率然らば稽古を始めんと、皆稽古場に到り、互に片時も怠る事なく修行をぞ致させける。旣に其日も果て、早翌朝と成ぬれば、彦左衞門殿は老中堀田相摸守殿の屋敷へ到り、執次を以て、少々御依賴の筋ありて態々推參致せし、と申入らるれば、執次の者早々奧へ到り、斯と披露なすにぞ、相摸守殿聞て、又大久保老人が何か六ヶ敷事を云れるはと、心配しながら早速立出られ、對面有れば、彦左衞門殿例の如く藪から棒に、揚屋に罷在る三人の旗本の者より、松前屋五郎兵衞を貰請け度旨、水野重兵衞へ依賴入し趣を以て、重兵衞拙者方へ參り、斯々の次第を申なり、又御旗本共の罪科は兎も角も、先祖の忠勤も御座れば此願迚捨置かれず、因て五郎兵衞が代に悴の五助を下置かれる樣御取計ひ願ひ度、尤も五助に右の段を申聞せし處、父五郎兵衞が儀に付、御旗本衆三人にも限らず、公儀へ迄御

彦左衞門殿の御心付、至極面白し〳〵、其儀なれば思案に及もばず、早速其五助とやらを御貰ひ下さるべし、然し彼是と間違あつては迷惑仕る故、相違なく御貰ひ下され度、と念を押せば、彦左衞門殿、先其方が然るべし、右に左酒でも一杯飲まれよと手を鳴し、早く酒を持て來い、と言を止めて、イヤ拙者、今日は止に致さん、今の儀を、相成べくは明日中に宜敷御執成頼み入る、と有に、ヤレ又忙しない、此彦左衞門が承知したら、必ず〳〵御案じあるな、と答へらるれば、重兵衞は輾々顏にて申樣、夫は近頃忝し、先々御暇申さんと、急ぎ我が家に立歸りゝ早速内藤藤右衞門へ、事の始末落もなく書認めて、猶又願濟の上、立合の日限等は、是より案内に及ぶべしと送られけり。却説彦左衞門殿には、早々五助を呼寄、其方が親五郎兵衞を救はんと思ふが爲に、此大久保が命を投出して種々執成しにより、漸く是迄に仕上たり、然る處水野重兵衞と申者、內藤藤右衞門等が依託に因て、五郎兵衞を貰ひ請に參りし所、是を承知致さぬ時は、如何なる變事を引起すやも計られねば、其方を父五郎兵衞の名代に差出す約束に致せしなり、然し乍ら其方を討せては、此大久保が恥辱ともなる事なれば、當時劍術の達人、竹內玄旦、山本伊三郎、泉喜助、此三人を汝に相添、劍術の指南を致さすべし、仍て其方今日より粉骨碎身して其術に勉勵、父五郎兵衞が意趣報しと心得、晝夜を厭ず稽古を致すべし、熟達迄は稽古

と申し、且は貴殿も同旗本の事なれば、爰の處を篤と賢察有て、是非共此願御聞入下され度、と詰寄、若否と云ば討果さんと身構るに、彦左衛門殿大口開て呵々と笑ひ、是は何の儀かと存ぜしに、以の外の心安き事、然し彼者は公儀よりの預り者なれば、拙者の計には參り難し、然ども、及ばず乍ら此老夫が執次を致し、貰ひ請て進上致さんと、意外に出られて重兵衛は、少し拍子抜がなし、愈々夫は實意で御座るか、と押返せば、彦左衛門殿、仰に及ばず、此大久保決て虚言は申さぬ、との挨拶に及ばれけり。

○彦左衛門殿五助へ申聞頓智の事

斯て彦左衛門殿水野に對ひ、先々御心落付られよ、此老夫が申儀の御座る、其御望の五郎兵衛儀は、度々の責に懸て煩ひ、骨と皮ばかりに相成、未だ立合所か、尋常歩行も成らぬ仕合なり、夫を貰ひ請て鱠叩に致す迚も、如何計りも旗本の手柄には成まじ、夫に付思案を廻らすに、彼の五郎兵衛が一子に五助と云者あり、今年十六歳なれ共、丈は六尺にも近き程にて、劒術も少しは心懸候へば、相手に成ても隨分面白かるべし、渠を貰ひ請て意趣報しとは如何で御座る、篤と思案の上、御得心なれば、如何樣とも執成致すべし、とありければ、重兵衛横手を拍ち、是は〳〵

は何も異むに足らず、疾く是へ御通し申せ、と有ければ、執次の者畏りし迚、早々玄關へ到り、頓て重兵衞を案内致し居間へ通せしかば、彦左衞門殿、是は〳〵水野氏、久々にての對面、能こそ御出成された、殊に今日は餘り徒然にて誰ぞと思し處、幸ひの御出、是々誰ぞ盃盞の用意を致せ、と然も懇意なる欵待に、重兵衞は氣の毒氣に、是は〳〵彦左衞門殿、久々にて御意を得大慶に存ずる、然し今日は御依賴の筋あつて推參仕る、御盃盞を賜らば、跡にて頂戴致し度、と申すにぞ彦左衞門殿、是は又氣の短き事なり、シテ御用向は如何の儀で御座る、と問はるれば、重兵衞言樣、否々虛然には申されぬて、此重兵衞が死を顧ずして御依賴申す儀なれば、必ず御得心下されなば申しませう、然ならねば容易に申すまじ、何と御承知下されるや、と一廉ある言葉に、彦左衞門殿も心に咎らるれども、然あらぬ體にて、是は重兵衞殿、勿々堅き御依賴なれ共、豫て懇意の貴殿と拙者が中なれば、事と品とにより承知せぬと言譯もなし、亦相成らぬ事なれば、貴殿に了簡ありしとて、假令死して御歸り成さるとも、夫は貴殿の御勝手次第、此大久保邪魔は決して仕らぬ、先々樣子を申されよと、最澄してぞ申さるゝに、重兵衞顏色を變じ申樣、此度彼の揚屋に罷在三人の旗本より、達ての賴により、止を得ず承知致せし儀に付、態々推參爲したるは別儀に非ず、彼の松前屋五郎兵衞を申請度との願ひ、此儀は旗本共先祖の忠勤

棺桶に乘て歸るべし、仍て先我が命は今日限りと心得、離別の杯盞を致すなり、と言ば、奥方は大に驚きて、如何なる事の始末やら、委しき事は知らねども、假令人の賴にもせよ、我が命に替て迄、事を果さん思召、餘り本意なき致され方、假令此事ならず迚、家の浮沈に關る程の大事の件とも思はれねば、是非此事は御止りと、淚乍らに諫れば、重兵衞大いに怒をなし、豫て其方が知る通り、我が氣質として、一旦人に賴まるゝ事、決して跡へは引かざる故に、是非此事を果しなん、疾用意をなすべし迚、夫より妻子と離別の杯盞をなし、頓て棺桶を家來の平内に持たせ、自分は馬に打乘て、今日を限と屋敷を立出で急ぎ行く。斯て牛込輕子坂なる大久保彥左衞門殿屋敷へ到りて、玄關に對ひ執次を以て申入けるは、水野重兵衞儀、少し御依賴の筋有て態々推參致せしなり、と在ば、執次の者此體を見て、不思議なる哉、前には棺桶を持せて、重兵衞殿は無紋の上下白小袖にて、葬禮の裝束を著し御出有しは、如何にも心得ざる事なりと、不審ながら奥へ到り、大久保殿へ對ひ、只今水野重兵衞樣、何か御依賴の筋ある由にて御入ありしが、重兵衞樣は平日の御行裝とは違ひて、御馬の前には棺桶を持せ、御自分は無紋の上下白小袖を著し、葬禮の御歸懸の樣なり、又御顏色も惡く相見え、何共不思議なる事に御座ります、と申せば、大久保殿聞て、夫は如何にも不思議の事なり、と心中には思ひ乍も、然あらぬ體にて、夫程の事

水野重兵衞殿

と認めあれば、良須臾首を傾け考へ居しが、扨々是は以ての外の儀、然し乍ら豫て聞しには、五郎兵衞が尻押は大久保彦左衞門と申事、餘程相手は面白し、一番此事を引請て、大久保めを困らせ吳んと、早々書翰を認め、隨分五郎兵衞を貰ひ請て進ぜ申すとの返書を遣しければ、使の者一飛に走り歸りて、御返事と差出すを、藤右衞門取間遲しと開き見るに、依賴の趣承知致したる返書なれば、早々外兩人へも其段申通じ、互に踊り上りて欣喜ける。此水野重兵衞は三千石を領し、天晴器量の人にて、是も人に賴れし事は一寸も跡へは引かぬ氣象なれば、此度の事は傍輩の賴と云、殊更相手は名に負ふ彦左衞門殿ゆゑ、願うても引請んとの志操、況や旗本は先々の將軍家より忠義の道を亂さず、今三代の將軍に仕へて、領地傳來の家々なり、是を亡滅は無情に似たり、五郎兵衞を申請、立合を致させなば、少は恥を雪がん、夫に何ぞや、汝大久保も旗本であり乍ら、町人を助け旗本を罪に落入るゝは、己が名を汚すも同然、獅子心中の蟲とは此事なり、因て此度此重兵衞が直に參り、乞請て見せうと、一心に凝結り、夫より家來に申付、棺を調達させ、又妻子を居間へ呼寄、我此度三人の旗本に依託、止を得ず大久保彦左衞門方へ參り談判致すに就ては、我が望通り成就致せば宜、萬一相叶ざる時は彦左衞門を討果し、我は其

えたる御方なれば、此人さへ承知致されなば、夫こと濡手で粟を攫むと云俚諺の如く、急度都合よく參るべし、是に增たる事あらじと言ば、兩人の者、此上なき御分別、萬一叶ざる其時は夫迄の事、迅速に行ひたまへ、と言ば藤右衞門、然らば早々使の人を立んと、番人に金子抔を與へて心を弛ませ、夫より書翰を認め番人へ相渡し、云々と賴しに、番人は承知なし、急て水野重兵衞屋敷へ參り、執次の者に相渡し、是は內藤藤右衞門より、是非御返事を頂戴參れとの申付なり、とて渡しければ、執次の者は早速奧へ持行、斯と告しに、重兵衞は書翰の上書を見て須臾案じつゝ、封を押開き見るに、

一此度我々儀、御存の通五郎兵衞一件に付、已に御仕置も近付候、因て御願ひ申上候は、何卒我等儀は兎も角も、先祖の忠勤有を以て、五郎兵衞を申受度所存なり、此儀御聞屆の上旗本の恥を御雪ぎ下され候はゞ、生々世々の御厚恩、末代迄も相忘れ申間敷候、仍て御依賴申上候處如件

年　月　日

近藤賴母　花押

內田內匠　花押

內藤藤右衞門　花押

老母、幷に娘は八丈嶋に到り、南部市兵衛、志野部彌吉兩人の者共は、先非を悔い、全く松前老母が巧より事起りし故、何方も後悔すると雖も其甲斐なく、悄々と國許へ送られけるとなり。

○三家の御旗本、松前屋五郎兵衛を申請度趣を、水野重兵衛へ賴入事幷重兵衛彦左衛門殿方へ罷越す事

斯て松前屋の裁許終りければ、彼の揚屋の内藤藤右衛門、内田内匠、近藤賴母三人の旗本共、密に打寄り、愈々理非分明に相成候上は、我々の死は免べき處なし、然れば輕うて切腹、重くて打首、偖々殘念なる事やと、手を組で在けるが、頓て賴母は、否々切腹では御座るまい、是非打首で有う、是と云も皆五郎兵衛より出來せし事、然り乍ら、大久保が入らざる事を引請、口出せねば斯樣には成まじい者を、是は如何したら宜らんと、最口惜氣に齒嚙をなせば、藤右衛門申樣、御兩人迚も我等迚も命はなき者、然すれば何も此上恐るゝ事は御座らぬ、何と五郎兵衛を申請、我等三人にて弄殺にして、腹慰せうでは有まいか、如何や、との言葉を聞て、兩人は、何樣夫は能き工夫、然し我々は斯の體裁、然るに何樣して五郎兵衛を申請る御所存、と問ば藤右衛門、其儀は拙者が常々懇意に致す水野重兵衛殿なり、此人は彦左衛門殿に亞ぐ人にて、天下に名の聞

婆の罪に伏したるを、心地能こそ思はれけれ。斯て肥前守、然らば爪印致すべし迚、速かに口供を認め、老母直の前に据させたり。扨又南部市兵衛、志野部彌吉の兩人、松前の老母より賄賂を取たに相違無きか、尋常に申上よ、萬一遲滯に及ばゞ、止を得ず手械足梏、或は水責火責を以ても白狀に及ばするぞ、夫よりも速かに申立い、然すれば公儀にても亦御慈悲の御沙汰も有る、如何々々、と問糺され、兩人共に、老母が白狀の上からは是非に及ばずと覺悟し、只一言にて、恐入ました、と申上ければ、是亦早速口供に爪印捺せたり。是に因て吟味の廉は悉く相濟、松前屋五郎兵衛は、木崎文兵衛が申開にて、其身の寃罪なる事明白に成ければ、公儀にても憫然に思召されて、五郎兵衛文兵衛の兩人は、大久保彦左衛門殿へ御預と相成、南部市兵衛、志野部彌吉二人は、津輕越中守の家法たるべし迚、御引渡に相成、又松前靱負同く老母直、娘留の三人は、猶御糺問の上死罪に行ふべき科なれ共、五郎兵衛より歎願せしかば、其孝心に因て、何れも八丈嶋へ流罪と極り、喧嘩の相手三人は、其罪重しと雖も、全く自分の心より出たる事にも非ず、申さば貧苦に迫て金子に目が眩れ、人に依賴れたる事故、格別の御慈悲を以て遠流に仰付られける。又旗本三人の儀は追々御沙汰有べしと、其日の吟味は相濟たり。依て列座の方方、木崎文兵衛が忠義を深く感賞在て、皆々退散在せられけるとかや。扨夫より松前靱負同く

違なき樣に能僞たる故に、相違なしと申されたり、元より僞と見ゆる樣なれば僞筆とは云ず、又其印形は大切なる物と汝も能知り、なる程印形と申物は、至極大切成物ぢや、其大切なる物を、五郎左衞門が人手に渡さうか、女さへ知て居る大切なる印形、豈夫捨ては置まい、然る時は文兵衞が如何樣なす共、印形を盜取て捺す事は叶ふまじ、夫に引替、其方は妻の事故に、五郎左衞門死後は預り置べき事なれば、何程にても捺るべし、是を以て文兵衞が遺書は、假令手跡に僞ても、印形は勝手に捺す事はならず、是明白なり、女賢くして牛を賣損ふとは汝が事にして、數日言葉を飾り、公儀へ御苦勞を掛るの條、不埒至極なり、未だ此上にも申開有や、彌々遲滯に及ばゞ、石出帶刀が手に渡し、假令如何なる責苦に掛ても言さずに置べきか、强情女め、と憤怒の顏色然も恐しく見えければ、流石の老母も赤面し、俯首て居たりし故、伊豆守殿、如何に女、未だ此上にも申開くべき儀ありや、恐入つたか、と言はるれども、老母は更に一言の返答もなく、平伏なして居たりける。伊豆守殿此體を見られ、彼は罪に伏したる有樣なれば、肥前守詮議致されよ、とて退かれしに付、代て肥前守席を進め、如何に老母申開き有や、と問詰られ、老母は暫く在て漸くに、恐入まして御座りますと、遂に罪に伏しければ、三家方始め諸大名諸役人の面々、扨も深く巧みし惡婆が奸計を洞察れしは、流石智者と呼れし伊豆守殿なりと、且は感じ又は惡

なれば、決して愚鈍とは云難し、然る者が是の如く、己の死後に及ばゞ五郎兵衛を追出し、娘に家督を渡し呉抔と、我が子の悪名を跡に殘す樣なる遺書を書うか、夫とも放埒者にて、松前の家督相續成ざる者ならば、五郎左衛門が達者の內に惣領を除く筈、又文兵衛が遺書にも、娘に千兩を相添て何方へなり共片付候樣にとの事、然も有べし、右の箇條に由て見る時は、其方が申處皆僞言なる事明白なり、夫に何ぞや種々の戯言申たり、是等の事を洞察得ず、老中職を蒙り居る伊豆守と思ふや、然るを此方に向つて猶も申暗めんと僞す條、不屆千萬なり、是にても申開有や、と理に詰られて、老母は大に辟易なせども、元來邪智に長け、辯舌巧なれば、押て申す樣、是は又伊豆守樣の仰に候へ共、假令遺書は僞だにもせよ、印形は僞られざるを以て、人も是を證と致す大切の物なる事、妾が申さずとも御承知で御座りませう、殊に主人越中守樣も、御一覽の上相違なきとの事で御座ります、と言せも果ず伊豆守殿、默れ女、其印は實の印にもせよ、五郎左衛門が自身に捺たる判では有まじ、然で有らうがな、と申されしに、老母は、恐れ乍ら何云譯で御座りまするか、夫は只御威光を以て人を御壓付成さるゝ樣に存じまするど、然も腹立し氣に申すにぞ、伊豆守殿、コリヤ老母能聞けよ、天下の老職を勤る此伊豆守、毛筋程の事も依怙の沙汰は致さぬぞ、僞判の儀知らずば言て聞さん、成程越中守にも相違なしと申されたは、直筆に相

れけるは、直とやら、以前より其方の申處は皆僞なり、己が惡事を祕し置き、只辯舌に任せ、是を非に云曲げんとする段、不屆千萬なり、且其方が差出せし遺書は贋物に相違あるまじ、如何にぞや、是に申開有や、と詰付らるれども、老母は猶怯らぬ顏にて、是は伊豆守樣の仰共存じませぬ、假令如何樣に僞ましたとて、主人越中守樣御一覽の上にて相違なき遺書、と言も終らず伊豆守殿、默れ女め、其儀ならば、主人越中守樣が御座る事なれば、早速相分ります、殊に彼の遺書は、文兵衞が遺書も、越中守一覽の上相違なき趣、然らば其方に僞筆と申す理由を言て聞せん、夫へ直れ、と面色變じ、威猛高に成て申されけり。

○松前五郎左衞門が後家罪に伏す事幷木崎文兵衞が申開立つ事

扨も松平伊豆守殿、松前の老母に向はれ、先其方の遺書を見るに、一字切にて緣が切てあれば、見事には見ゆれ共、皆字が死で筆勢を失へり、又木崎文兵衞が出せし遺書を見るに、病に臥て書し遺書と見え、如何にも見苦しとは申乍ら、我が誠より出て書たる故、文字が生て筆勢を失はず、猶又文兵衞が申す處は、心底より正直を以て申故に、五臟より出る、其方の申す事は、心底に無して只辯舌に任せて申す故、口の先より出るなり、又五郎左衞門は津輕家の家老職も勤し者

御座らぬか、との尋問に、越中守殿請取られ、能々視畢り、成程手前家來、松前五郎左衛門が手跡に相違御座りませぬ、と答へられければ、之に因て肥前守心中に思ふには、先達て老母が差出せし遺書も相違なしとあり、今又文兵衛が差出せしも違なしとあり、雙方の遺書兩方も相違なき趣、是は如何の譯ならんと、思案に餘りて老母に向ひ、是や老母直、只今文兵衛が差出したるも、五郎左衛門が手跡に相違なしとあり、是には何ぞ申開きありや、と尋問ければ、老母はハット思ひしが、憶せし色を現さじと、是は肥前守樣の仰なれども、渠が申事取に足らず、以前も申上る通り、主人を後に爲し、我身の過を悔ずして反て此身を怨望、罪に落さんと巧む程の者なれば、大概是は五郎兵衛の家内の者に賴まれ、金銀などに目が眩れ、斯樣の事を申立しに相違なし、又其遺書は一向合點參らず、五郎左衛門には親類等も御座ります、何程愚鈍な夫にても、何ぞ奉公人の文兵衛如きに遺書抔を渡しませう、是らは皆巧へ事にて、始末の合はぬ儀と存じます、篤と御推察下されませと、辯に任せて述けるにぞ、肥前守は雙方共に道理の申開きなれば、何れを是とし何れを非とせんと、須臾思案に猒倦て居し有樣を、見兼て伊豆守殿聲を懸け、コレ肥前守須臾控へられよ、助言では御座らぬが、伊豆守申儀が御座る、とありけるに、諸大名も、伊豆守殿が何を申さるゝかと、固唾を呑で居られける。伊豆守殿は頓て席を進出でて申さ

と、逐一申上ける次第、曩に五郎兵衛が申立しに符合なし、其辯舌に淀みもなく、白地の事に聞えければ、並居る諸大名を始め手を拍て、天晴士なる哉〳〵、公儀を恐れず申立に及ぶ段感心せりと、賞美の色ぞ見えたりける。時に橋爪肥前守申樣、只今其方が申立る條、一々理に當れり、然り乍ら何か證據とも成るべき品有や、との尋問により、文兵衛は畏り、ハイ〳〵夫は御座ります共〳〵、斯る時の用に立せんと、十九年來肌身離さず所持仕る品、御覽願ひ奉ると、首に掛たる頭陀の中より狀箱を取出し、肥前守へ差出しければ、肥前守是を請取、中を開き見て高聲に讀上る、其文に、

一我等妻直儀、平常心得違有に因り、一子五郎兵衛へ家督の儀無覺束候、因て其方我に爲代り、一子五郎兵衛へ松前の家相續致させ候樣、且娘留には金子千兩相添へ、何方へ成共相片付候樣、此二つの儀、恥し乍ら賴入る、我が死後違亂無之樣、依て一札如件

年號月日　　松前五郎左衛門判

木崎文兵衛へ

と認めあれば、肥前守篤と之を視て、伊豆守殿へ差出しける。伊豆守殿之を請取られ、熟覽の上、又津輕越中守殿へ相渡され、如何に越中守、此遺書は其許の家來、松前五郎左衛門が筆跡に相違

因て其方に言付置べし、誠心有らば我に代て五郎兵衛に、家督相續致させ候樣取計ひ呉よ、此事屹度賴み入ると、淚を流して御賴有しに依り、私申上るには、委細承知仕りぬ、此上は假令如何樣の事あり、我が一命に關るとも、屹度五郎兵衛樣に家督御讓り相成樣取計ひ申すべし、然り乍ら私は奉公人の事故、確實なる證據なき時は、其取計ひ致し兼ると申せし處、五郎左衛門枕元へ硯を引寄、遺書を認め私に渡され、遂に其後果られしにより、跡相續の事を、其老母に度々迫れども、更に承引ず、然り迚此儘になせば、五郎兵衛相續のほど覺束なきのみならず、主人五郎左衛門へ云譯なし、左やせん右やと、種々に心を碎き居し折柄、奥方の計にて下女に言含め、我をば邪魔に爲し、追出さんと種々の事を巧み申掛候へ共、主家の大事と振向もせず居たりしに、遂には不義者と申立、夫なる老母が私を追出せしなり、然し乍ら我身は如何に成る迚も苦しからず候得ども、其後に至り五郎兵衛を不孝者と云立て、其時の大目付南部市兵衛、志野部彌吉の兩人へ、金百兩米百俵の袖の下を遣し候處、下役作右衛門と申す者、其內金子十兩米十俵横取致せし事が露顯て、勘當に相成しにより、餘儀なく市宅なせしが、幸ひ私の隣家にて、雙方主放れの浪人なれば、互に往來なし、至つて懇意にせしが、度々斯る咄に及びし故、其事柄も相分り、全く五郎兵衛を不孝者抔と申立て陷穽へ入れましたので御座ります

に而已心を委ね居られましたる事故、是等の所篤と御推察願上げ奉る、と申上ける折柄、老母は遙に見下し、如何に文兵衛、能も是迄推參したるな、何の面目有て此席へ出たるや、不義を行ひ主人を後になし、一言の詫言もなく、却て恨を含み、我を罪に陷さんとは奇怪なり、と聲を懸れば、木崎文兵衛は其方を白眼、憤怒の面色朱を注ぎ、ナニ御前樣が主人の威光を以て、是を非に言暗めんと思はるゝとも、我は正直を以て申開き致すなりとて、夫より肥前守へ向ひ、恐れ乍ら御役人樣方、御聞屆け願上げ奉る、彼なる老母は平常より邪智深き者にて、我が產の娘をのみ愛し、何卒して松前の家督を繼せんものをと私慾に惑ひ、此五郎兵衛殿が在ては、己が企望の妨害なりとて、現在義理ある嫡子五郎兵衛殿を非道に取扱ふ故、主人五郎左衛門殿は敏くも是を察し、左やせん右やと種々心を痛められ、寢食の間も忘れ給はず、遂には是を苦に病て次第に病症重らせられしが、或日私を枕元へ招かれ、悲いかな文兵衛、其方も豫て見聞致して知る通、妻の直が心底の恐怖さ、何日遠避んと思へ共、若や是を遠避なば、津輕越中守の家老が女狂ひせし抔と、人の口の端に懸らんも甚だ遺憾の至と云ひ、且は主君の名義にも關係る事なればと思ひ、了簡は爲て居れども、其等の事に付、豫てより心に懸る一事あり、夫は餘の儀に非ず、今にも我沒しなば、此松前の家督を忰五郎兵衛には讓るまじ、只之のみ案じ煩ふなり、

たる風情にて、氣の毒や此僧も又定めて老母には言捲られんと、耳を傾て居られける。時に木崎文兵衛は、彼の五郎兵衛が姿を見るよりも側へ走寄りて、是は〳〵五郎兵衛樣、扨も〳〵善う御成長成されました、御見忘も御座りませう、私は文兵衛で御座ります、此御形容は如何した事、御最愛の狀態や、然り乍ら先々御命に別條なく、何より重疊、私が身に取りましては、何計りか大悦に存じます、此文兵衛が參つたからは、假令天地は顚覆り、石が金に成る迚も、御運を開かせ申し、屹度證の立つ樣に致して上ます、今須臾御辛抱なされませと、無念の淚はら〳〵はら〳〵、白洲の石も浮ばかり、前後不覺に歎きしが、頓て正面へ向ひ、兩手を突て跪踞時、肥前守は之を見て、如何に木崎文兵衛とは其方よな、其なる松前屋五郎兵衛儀、以前より大酒に心を亂し身持放埒、其上親に不孝の段々、今度老母が申立に及ぶ處、五郎兵衛其申開き無きに因て、既に罪科極まると雖も、此儀委敷其方存じ居る由、大久保彦左衛門の申立に就、吟味詰日延に相成、此度再び吟味に及ぶ處なり、申開き有らば憚無く屹度申上よ、とありければ、文兵衛恐入て平伏なし、此は有難き仕合、然らば委細申上げます、主人五郎兵衛儀は、幼少より文武の兩道に志厚く、晝は劍術を修行し、夜は學問に心を寄せて身を窘み、又性來酒は忌ひにて一滴だも飮まれし事なく、殊に人へ對し喧嘩などを挑る隙は御座なく、前に申上る通り、日夜藝術

有まじと底心に思ひたるが、屹々文兵衛には及ばざる事にして、老人甚だ恥入たり、先々休息致すべし、と申され、是よりしては自分の居間に置かれ、三度の食事も同席にて、亦寢る時も文兵衛と枕を竝て、種々の物語せられける。斯樣に勞り成さるゝも、若内藤其外の間諜の者有らんやとの心配にて、我が屋敷の家來にだも心を付らるゝは、誠に深き思慮にて、能く行屆きし事共なり。

○松前老母木崎文兵衛と對決の事并松平伊豆守殿才智の事

頃は寛永三年十月二十一日、豫て大久保殿より申立られし木崎文兵衛儀、江戸表へ到著に因て、亦々例の如く吹上上覽所御勝手に於て、吟味と相成ける。其日の出席も以前の如く、三家方を始め役人衆列座なり。扨また御椽側には松前靫負、同く老母娘、并に南部市兵衛、志野部彌吉、又白洲前には松前屋五郎兵衛、然も哀れなる體にて、石に手を突き跪る。時に橋爪肥前守高聲に、木崎文兵衛を是へ、と云るゝ時、列座の面々も、此公事を顚覆かへさんと爲る文兵衛の事なれば眞實武士一人爲べき者ならんと見らるゝ處に、木崎文兵衛は例の鼠色の十德にて、天窓は圓く髭は風に靡き、痩たる老僧の、悄然として出ければ、列座の衆、是が文兵衛かと眉を顰め、惘然果

原ぢや、足輕共早々迎に參れ、との仰に、足輕共畏つたと飛で出で、間も無く文兵衞を同道して、山本伊三郎泉喜助歸り來るにより、足輕共早々馳歸り、斯と告しかば、大久保殿御喜悅成され、兩人共偖々大儀で有た、文兵衞は何ぢや、と申されければ、文兵衞、ヘイ是に居ります、と申せば、彥左衞門殿申さるゝは、ヽ何其方が文兵衞か、能もござつた、疾く是へ〳〵、との仰に、文兵衞、未土足で居ます、と申に彥左衞門殿、何の土足でも苦う無い、と云捨て、奥の居間へぞ入られける。夫より文兵衞は、取急ぎ洗足をなして居間へ通りければ、彥左衞門殿、何文兵衞、初て對面致す、其方にも無事にて大慶、先は何より尋ね度は、此度松前の老母が五郎兵衞と對決に相成し處、五郎兵衞は酒を好みて、飲過せば人に喧嘩を挑け抔いたし、身持放埓にて、其上親に不孝者なりとの申立により、甚だ五郎兵衞難澁致し、何とも申開かざるを以て、此大久保も已に切腹の場合に至りし事なり、何と此申開き、其方相成べきや、との尋あるに、文兵衞、是は〳〵大久保樣の仰、五郎兵衞儀に付御心勞下し置かれ候段、御禮の程申盡し難く、有難き仕合に存じ奉る、然し私が出府致し候上は、少も御案じ下さるに及ばず、此上は、公儀の御白洲へ罷出で、此身は何樣に成行候とも、屹度申開き仕ります、其原因は云々箇樣々々、と申述ける。時に大久保殿莞爾と笑はれ、偖も世の中には忠義なる者も有ば有もの、正敷この大久保の忠義には續く者

の場合と、夜を日に繼て上りまする處故、委細の儀は段々と、道々御咄しませう、と物語れば、太助は事の概略を聞て大に喜悦、夫は御深切能社御上り成されます、貴僧に御逢申し、先々大慶至極に存じます、彼時落馬成されずば、我々は津輕弘前迄罷越す處、然すれば佛の無い堂へ參た樣なるもの、何と那馬は餘程性の有奴、定て馬頭觀音の御利益でがな御在らう、サア是からは、足に任せて急ぎませう、貴僧を同道して歸つたなら、定て大久保樣が御喜悦成さるで有らうと、勇み進んで歩行ける。 却說大久保彦左衞門殿は、先達て御詮議の場に於て氣強き事を云しが、早速文兵衞が居合すれば宜し、萬一死失たとでも云事なら、何と爲たら善からんと、工夫に心を凝されて、今日は太助が何所迄行し、翌日は何國と指折て算へ居られし其處に、太助は二三里手前より先へ駈拔、大久保殿の屋敷の門の前よりして、只今太助が歸りし、と聲を懸れば、執次は、ソリヤこそ太助が歸つたり、直樣旦那樣へ申さんと、早々居間へ走行き、只今太助が歸りしと、申述れば彦左衞門殿は、何太助が歸りしか、と直樣勝手へ立出て、オヽ太助歸つたか、然して文兵衞は何ぢや、と問るれば、太助は草鞋解ながら、ヘイ連立て歸りました、と云ふに彦左衞門殿、何連立て歸たか、文兵衞は何處に居る、との尋ねに、太助只今に參ります、私は二里許り先へ御知らせに歸りました、との事に彦左衞門殿、ハヽ、夫は大儀々々、勝手の者共なぜ迎に遣らぬ、落付た奴

僧、私は津輕弘前と申處で御座ります、と云に太助、然樣なれば木崎文兵衞と申御人を御存じではは無きか、と問へば、旅僧小首傾け、エヽ木崎文兵衞と云人は、何やら聞た樣な名で御座る、オヽ夫々、其木崎文兵衞と云人は、矢張私で御座る、と云に太助は驚き、私共は其木崎文兵衞樣を尋んと、遙々江戶より參る者なるが、圖らず途中にて御行逢申し、大慶至極、とは云ものゝ、其木崎文兵衞樣と申御方は、御侍の樣に承知致せしが、貴僧が則ち木崎文兵衞樣とは、合點參らぬ事、實は我々斯御尋申も餘の儀になく、松前屋五郎兵衞殿の事に就き、是非貴殿を御尋ね申さねば成らぬに依、我等三人の者奧州へ下り、萬一や津輕弘前に御出無くば、如何なる野山の末迄も御尋ね申す所存、然し其御姿は何いふ原由で御座る、と問ば旅僧、然ば斯姿を變しも、五郎兵衞樣を御尋ね申度故にして、侍にては出來難き事なれば、僧と成て是迄も、國々所々を御尋ね申たなれ共、一向樣子も知れず、夫より止事を得ず國元へ立歸りて、五郎左衞門樣や若旦那五郎兵衞樣へ、切てもの御恩送りにと、念佛三昧致し居りしも、早當年で十九年に成ます、然るに先達て承知りますれば、五郎兵衞樣江戶淺草藏前に御座ると承知りしが、其後無實の科にて、御難儀成さるゝ由、一旦夫は濟たれとも、二領の鎧二通の御墨付の御詮議に、申開きは成されし處、我が國元より松前靱負、老母娘諸共罷り上られし由承り、是又何にも此時が一大事

ば、兩人共、然らば中飯と致さんと、向の茶屋へ這入、腰打掛て支度を調へ、爰に暫時休息す。斯て彼の旅僧は、只今爰を御立成された御方は何處の人なるや、と問ば問屋の者、然ば江戸の御方にて奥州へ御下りと見受しが、御前樣の馬に突當り、其懸合故、急ぎ乍ら足を止られ、只今御立の處なりと、聞て旅僧、夫は〳〵氣の毒千萬、然樣ならば御禮の申樣も御座つたらうに、最餘程行かれたで御座らうか、とて追駈んとするを、問屋の者、否只今中飯に向の茶屋へ御休と云に、旅僧然らば一寸參つて御禮を申さんと、早々彼の茶屋へ行き、愚僧は落馬致し御厄介に相成たる旅僧で御座る、御前樣方御立の跡にて樣子を聞しに、皆樣の足を止め、其上種々厚く御厄介に相成し由なれども、其時は夢中にて、一向存ぜずして御禮も申上ず、無禮の段眞平御免下されと、最丁寧に述ければ、三人言葉を揃て、是は〳〵御丁寧に態々御出下され、夫々貴僧も御無事にて我々も大悅、然して貴僧には何國迄御越成さるゝやと問ば、旅僧、私は至急の儀にて江戸淺草藏前迄參る者、と云に就き、太助は、アノ藏前へ御越成されるか、と云に旅僧は、左樣で御座る、と答れば、夫なれば些御尋申度儀のありと、太助は傍へ進寄り、藏前は何方へ御越成されますと、仔細あり氣に尋ぬるにぞ、旅僧も不審ながら、松前屋五郎兵衛と申方へ參るなり、と答るに、太助は、何五郎兵衛方へ御越成さるゝとは何云御用で、シテ又御國は何國で御座る、と問れて旅

○太助伊三郎喜助の三人、木崎文兵衛に廻逢ふ事

斯て三人は、餘儀なく本宮の宿へ立還りて、問屋に到り、旅僧を種々と介抱せし處、漸々正氣に立戻り、手足も自由になり言語も判明ければ、旅僧は起上り、是は各々様何角と御世話に相成、有難く存じます、私は夢中にて、如何いふ理由やら一向に存ぜずして、御厄介を相懸け恐入しなり、然し實は、私も少々急なる事にて通る者、此上御世話乍らも、馬一疋御支度下されて、次の宿へ御送りなさるゝ様致度、と頼けるに、問屋の者、是は御道理の事なれ共、今日は先爰に御泊成され、御痛所御療治の上、明朝に御出立の方が宜しからん、と勸れば、旅僧は、いまだ痛所も有により、是は有難き仕合、然様ならば仰に隨ひ一宿致しませう、と申に付、三人の者は問屋に向ひ、御僧も漸々と正氣になられ、先々大慶なり、因て我々は御存じの通り急速の事なれば、最早御暇申ては如何や、と云ば問屋の者、是は御道理、御僧も段々宜敷相見え申せば、最早御出立成されても苦しからず、との言葉に依り、三人の者共、然らば御暇申さん迚立出ける。爰に又彼是隙取り、最早正午時分にも成ければ、太助は、扨々釋迦に提婆とは能云たもの、不用事に種々と隙取り、最早正午にもなりたれば、寧そ此處にて中飯を食し、夫より急ぐとしては如何に、と云

て、懐中より氣付を取出して口へ押込、小流の水を掬び吹込抔せし内に、村の人々馳集來り、呼びつ叫びつ介抱しければ、漸々息を吹反せしに、ヤレ喜悦と太助伊三郎喜助の三人、喜悦で居る處へ、本宮の宿よりも人々走來り、何旅僧の落馬成された、夫は氣の毒千萬、然して怪我は無きか、と聞ば太助、否只今、漸々と氣が付ました、と云ば本宮宿の者、夫は先宜しかりしが、相手はお前方か、と云れて太助、否々相手と云譯には非ず、我等は本宮宿より馬にて參りし處、此御僧と行違ひさま、馬と馬が跳合し機會に、驚きて落馬されしなり、決して我等の爲し事には非ずと、樣子を委細語りしかば、本宮宿の者、假令今云はるゝ通にもせよ、先此旅僧快氣を致す迄は逗留をなさるべし、と申に太助は甚だ迷惑に思ひ、我等は急用にて罷り通る者、片時を爭ふ故、其儀は御免し下さるべし、夫ともに是非引合なりとの事ならば、歸りには急度立寄申べき間、今日は先々御通し下さるべし、と申せども、宿驛の者共口々に、否々夫は成ませぬ、此前も斯樣な事の有し節、懸合の衆を放し遣したる處、其跡にて大いに六ケ敷相成、問屋も殊の外迷惑致せし故、何分本宮へ御歸り下されと、袖引立て放さねば、三人の者共心は急ぐと雖も、是非なく不承々々に立還り、誠に不慮の難儀に遭遇し迚、皆詢言て居たりけり。

遠くなるまで伏拜みぬ。頓て太助が後影も見えぬ程に成し時、さも憎體に舌を出し、先馬鹿男めも一杯はめたりと莞爾笑ひ、不敵顔にて欣然居る。誠や此者、女盗賊の張本と、後にぞ思ひ知られたり。扨太助は無益の事に隙取しかば、夫より道を急ぎし程に、漸太田原の宿に辿著き、山本伊三郎泉喜助の兩人に出會、狼峠にて隙取し事柄抔を物語り、猶段々と道を急ぎて、奥州本宮の宿へ著し、問屋場に到り、我々は急用にて道を急ぐ者故、酒手は何程にても、馬次第で遣すにより、何卒極丈夫なる馬を御撰みの上、馬奴にも其段能申付て、成べく丈急行く樣に御取計ひ下されたし、と頼みければ、問屋にても承知なし、早速馬奴を呼寄申含めしにより、馬奴は早々馬の用意を整へ、馬を牽來れば、三人の者も支度をなし、直に打乘、道を急ぎて行く程に、向よりも何か急用と見えて、僧が一人、鼠色の十徳に頭陀を掛け、風呂敷包を一つ鞍に付け、同く馬を逸め駈來りしが、雙方共に荒馬の事なれば、行違樣馬は嘶き跳合ふ機會に、彼の旅僧眞逆樣に深田の中へ撞と落ければ、夫御僧が落馬成されたと、早速馬奴が駈寄て田の中より引摺上るに、折節養糞を澤山入たる田地故、屎土に染れし事なれば、其臭氣散亂して鼻を突くが如く、流石の馬奴も辟易なして居たりし時、太助は側へ立寄て、旅僧の樣子を尋れども、身體を強く打しと見え、匆々物をも言へず、其中早息は絶ければ、コリヤ大變々々、御僧が眼を廻されたと

者無ければ、其のみ心に懸るなり、依ては妾が懐中に、金子十兩候へば、妾が家は此先の山の裏手の村なれば、何卒御慈悲に此金子を、老母に御屆願ひたし、然らば此世に聊も心を殘さず死にまする、御慈悲々々と手を合すれば、一心太助は女の言葉眞實の事と思ひつゝ、其心根の憫然さに、然らば斯る所業を致すも、一ッは母へ孝行より爲し所と察し遣り、猶身を賣た其金子も、返濟すれば濟事にて、噫若き女の身一ッに、罪を作らす不便さよ、身の代金は今爰に、何程あれば親方の手前は濟む、と問ければ、女は聞て、今爰に十兩丈を所持なす故、猶十兩の金あれば、透許事は濟ますと、云を太助は點頭て、夫は僅の事なれば、其金子只今遣すべし、因て以來は斯樣なる、所業は必ず止られよと、最懇切に諭すにぞ、女は微笑み、是は又思掛なき御惠み、最有難き仕合なり、是さへ有れば如何にして、非道の所業致しませう、と然も嬉し氣に申にぞ、太助は然らば進ぜんと、懐中よりして金十兩、耳を揃へて取出し、手渡し爲ば女は請取、是ぞ誠に神佛を、日頃信ずる加護ならん、實に有難し〳〵、此事母に知らせなば、嘸々喜悦申なん、妾が家は此所よりして、僅のとに候へば、一寸なり共御立寄下さりませ、と引止るを、太助は袖を打拂ひ、否々我が身は急用にて、奥州迄も下る者、隙取ことは叶ひ難しと、云捨てこそ分れける。女は遙に聲掛て、御歸り道には必ずも、御立寄を願ふなりと、太助を送り手を合せて

老母を養ひます、どうぞ哀と思召し、御志の御手の内下さりませ、と涙を流し、然も殊勝氣に云ければ、太助は始終を打聞て、偖も憫然の有樣や、未だ年若き女の身で、斯孝行を盡す事、其志操健氣にて感じ入たる次第なり、爭か是を見過すべきと、首に掛たる金嚢より、錢を幾干か取出し、之は些細な事なれ共孝志に愛て進ずべしと、投出し遣り、圖らずも無益の事に隙取しと、急ぎ行んとする後より、聲をも掛ず彼の女、祕し持たる懷劔を、拔くより早く切付れば、太助は閃りと身を飜し、又切懸るを會釋けるが、女はさしも剛强なれば、前かと思へば後に現れ、隙間あらせず身を圍み、上段下段と切結ぶ。然ど太助も剛氣の者、懷劔持つ手を引捕へ、終に女を組伏て、已に止を刺んとせしに、女は下より聲を懸け、暫時御待下されと詫れば、太助は睥睨て、汝不屆、此期に至り待てくれとは卑怯なりと、又も刺んとなす時に、女は聲を震はせて、臨終の際に只一言、云遺し度事あり、と云故太助は手を緩め、サア云遺すとは何事ぞ、疾々申せ、と急立れば、女申す樣、此場に臨みて我が命惜からね共、前程も申せし如く、一人の母長の病痾に、藥餌の料も日々の活計も差詰り、餘儀なく此身を賣りたれども、勿々主人は强氣にて、苦界の中の苦界ゆゑ、終に勤に堪難く、因て夜迯を致せしかば、是非なく斯の所業をなせど、我が身は此處で御手に懸り消果るとも、更々に恨み思はん樣もなし、跡に殘りし一人の老母、外に養ふ

居られませぬ、と云を太助は問返し、然れば當時は何處に居られますか、御存じなきや、と問ば、彼の旅人は、否只今は日光寺町邊に居らるゝとか聞及びし、と語るに、太助、是は〳〵貴殿の御蔭にて相分り、實に以て忝し、貴殿の御話しなき節は、態々と奥州迄下る所なりしを、幸ひ善御人に出會、我々が仕合なりと、最丁寧に禮を述べ、暇を告て別れける。扨夫より三人は道を轉じ、日光指て晝夜を分別ず急ぎし程に、早日光へ到著し、寺町邊を此處よ彼處と尋ぬれども、一向知人迚も無かりければ、扨社旅人の云しは僞なるか、然し何にしろ知ぬとあれば是非もなし、然らば是より三人共道を分れて、其處此處と尋ね參らん、行先は太田原にて待合せ、夫より同道致さんと、爰に三人道を分れて行けるが、斯て太助は狼峠と云所に懸りし折柄、年の頃廿歳ばかりにして、容貌美麗き女、石に腰を打掛て、最殊勝氣に念佛を唱へて居たりしにぞ、太助は見るより不審つゝ、傍へ突と立寄て言葉を懸け、斯る寂寞山中に、未だ年若き女中の只一人、念佛三昧唱へらるゝは、何か理由のある事ならん、御最愛の有樣や、と問れて、女は恥入たる體に顏へ手を當て、是は御尋ねに預り有難く存じます、妾は此奥の村の者にて、一人の老母を養はんがため、種々と心を碎けども、何分家は貧窮、殊に女の身一ツゆゑ、是ぞと思ふ事もなければ、餘儀なき儘に此處に出で、往來の人の情により、一錢一錢の報謝を受け、夫にて

○一心太助、山本伊三郎、泉喜助と同道にて、奥州へ下る事
并旅僧落馬の事

爰に一心太助、山本伊三郎、泉喜助の三人は、大久保彦左衞門殿の申付により、江戸表を發足なし、奥州さして急ぎ行く。旅路は實にも道連と、互に先を案じつゝ、斯く遙々の遠國へ、三人連にて赴くとも、萬一弘前に到りし時、木崎文兵衞の所在が都合能知れば重疊なれども、當時は何處へか立退き居らぬとか、又は死去せし抔とあらば、江戸へ歸り、大久保樣へ、何と御返事を申て宜らんやと打案じ、道を早めて行く中に、古河の繩手へ掛りし時、道の片傍なる松の根に腰打掛、一人の旅人煙草薫し休憩居たり。是幸ひと三人は倶に彼處へ打寄り、煙草の火一ッ貸給へと、互に吹つ吹掛つ、少間休息談話の中、一心太助は、旅人の國は何れと問掛しより、彼の旅人は、私事江戸に住居爲者なれど、商用にて奥州弘前へ參り久しく居しが、只今歸掛なりと答ふるを聞きて、太助は進寄り、夫は〳〵御苦勞なり、貴殿は久々弘前に御逗留との御話に付、變な事を御尋ね申ますが、萬一や木崎文兵衞と申人を御存じはなきや、と然も取止なき事を尋ねしに、幸ひなる哉此旅人の申に、成程木崎文兵衞と云人は存て居ますが、當時は弘前に

勝手次第なれ共、假令ば五郎兵衛死罪に行はれし後に、若文兵衛が到著致したらば、其節又々一吟味なされ、若文兵衛が申處正道にて、五郎兵衛無罪となりし其時は、五郎兵衛を活して御返しあるか、一旦十萬億土へ赴きし五郎兵衛は返されますまい、夫共伊豆守殿御威光にて活して御返しあるならば、五郎兵衛を打首に成共磔成共釜煎成共、御勝手次第に成るべく、斯申柄は、萬一五郎兵衛が曲者にして、愈々罪科にも極りし上は、此大久保が領地を差上切腹致すべし、因て相成べくは文兵衛到著迄の處、延引相成候樣御取計ひ願ひたしと、辯舌滔々と竹を割るが如く、然乍ら御老體とは見えざりけり。流石の智者と稱れし伊豆守殿にも二言の返答なく、暫時俯首て居られし處に、御簾の内より、將軍家御聲美麗く、コレ伊豆守、段々と彦左衛門が申處道理なり、其文兵衛とやら申者、其事由を知たるならば、假令何國に住居致す共、探索べきは天下の政道、親しきを助け疎を捨るは天下の大罪なり、因て木崎文兵衛とやら到著迄、吟味は延引致すべし、と上意有ければ、伊豆守殿恐れ入て、上意の旨畏り、夫より大久保殿に向ひ、只今將軍家より上意の趣は、貴殿より段々の願に付、五郎兵衛死罪の儀延引仰付らるゝ條、有難く御請有よ、と申されければ、彦左衛門殿謹んで、是は有難き上意を蒙り候段、御禮宜敷御披露頼み奉ると申上る、因て此日の御白洲は閉られける。

ら、老母が證據と云、又五郎兵衛が罪に服す段、旁々以て違犯なし、然るに文兵衛とやら參つた迚、何條の事あらん、此儀御老人の願には御座れ共相叶ひ難しと、斷然云放さるれば、彦左衛門殿、是は〱、拙者が申事御聞届なくば是非もなき次第、然りながら例の無き事にも非ず、先達て喧嘩の裁許の節も、五郎兵衛無實の科に落入り、已に死罪に行はるゝ處を、此老夫が願に依り、再び吟味となり、一心太助の申立にて、五郎兵衛の罪に非ずして、旗本三人の所業と、事明瞭に分つたでは御座らぬか、仍て天下の政道は、糺すべきは何處迄も糺し、理非曲直分明にして、後に罪すべきは罪し、助くべきは助け、公明正大の處置こそ天下の政道と云べけれ、玆を以て此老夫が強て願ふ處で御座る、と理を譯て申されけるに、伊豆守殿押返し、至極道理の儀なり、成程天下の政道は、糺すべき事は何處迄も糺し、理非を斷ずるは論を俟ずと雖も、既に松前屋五郎左衛門が遺書を、津輕越中守一覽の上に、相違なきとの趣、然れば是明白にして五郎兵衛が非なる事論ずるに足らず、且又文兵衛とやら、生死の程も相知ず、猶又國許を退去し事なれば、何國に居るや其程も相分らずと申者、然れば先の分らぬ尋ね者、此儀は大久保老人、先見合せに成された方が宜敷は御座るまいか、との答に、彦左衛門殿、是は御深切の御忠告あり難し、然らば拙者の願は彌々相叶はぬとな、夫は是非もなし、然様ならば五郎兵衛は何樣共御

正氣も無かりしが、良あつて頭を上げ、是は實に恐多き事乍ら、其遺書とやらは一向合點行かざる事なれ共、越中守樣御覽の上、相違なしと有る柄は、最早此上如何樣に申上るとも、何分私儀證據を持ぬが不仕合にして、皆々僞言の樣に相聞ゆる段、今更悔むとも詮なき事と恐入り奉ると、然も口惜氣に申しけるに、肥前守は五郎兵衛の樣子を察し、是は老母が作僞ならんとは思へ共、證據なければ是非に及ばず、重て云る樣、然らば申開きなきか、と押れて、五郎兵衛涙ながらに恐れ入ましたと申上ければ、肥前守心の內に歎息なし乍ら、愈々五郎兵衛が罪に服したりと、夫より口供を認めさせ、然れば爪印致すべしとて、五郎兵衛が前に差出せば、五郎兵衛は胸に燒鐵を刺す如く、無念骨髓に徹し、はふり落る涙を押へつゝ已に爪印に及ばんとせし折柄、大久保彥左衛門殿聲を懸け、ヤレ五郎兵衛爪印待てと止め置、夫より橋瓜肥前守に打向ひ、イヤサ此彥左衛門が見込の儀之あるに付、暫時御控へ下されと申されしかば、肥前守不審ながら控へ居る。時に彥左衛門殿は伊豆守殿に對ひ、此老夫が申上ます、此調に付ては、事實を委細存知居る者あり、素は五郎左衛門が下部にて木崎文兵衛と申者、當時奧州邊に居由故、先達て一心太助を以て呼びに遣し置しにより、何れ近日彼の文兵衛同道にて歸著致さん、因て先夫迄の處、日延相成樣御取計ひ有之たし、と述らるゝに、伊豆守殿、成程貴老の計一應道理乍

一悴五助儀、生得心得違ひにて、松前家督中々無覺束は眼前なり、因て宜しき人も之有候はば、娘留に配偶、幾久しく松前の家相續爲致候樣賴入る、死後違亂無之樣書遺す一札如件

年號月日　　五郎左衞門印

お直どの

と認めあれば、肥前守、是は確然なる證據物なりと、松平伊豆守殿へ差出せば、伊豆守殿篤と一覽あつて、津輕越中守殿に向ひ、イヤ何越中守、此遺書は、其許の家來松前五郎左衞門が手跡に相違なきや、と渡さるれば、越中守殿請取り熟覽して、成程此遺書は、手前家來松前五郎左衞門が手跡に相違御座らぬ、との答に伊豆守殿、然らば愈々相違之なきや、と再度問返されしに、越中守殿、如何にも愈々相違之なく、と重ねて答へたり。其時肥前守大の眼を瞋し、ヤア五郎兵衞、汝不屆至極の奴、現在父の五郎左衞門だも見屆け難き者と思ひ、既に斯の如き遺書迄も殘し置し程の事なり、夫に引替、汝が惡事を藏し置、老母を罪に陷さんとは言語道斷、此上もなき不孝者、其上公儀を恐れずして、種々の狂言を申條、不屆千萬に相聞え、是に申開き有や、如何に〳〵、と問詰られて、五郎兵衞是を辨解んと思へども、彼には證據有て我に證據なければ、見る〳〵僞り事と知れども辨解べき術もなく、無念の淚は玉の如く、白洲の石に喰付て、須臾

屈千萬、愈々老母が申通り相違無きや、此上申開き有や、と問詰めらるゝと雖も、素より孝心深き五郎兵衛なれば、今繼母の申立を聞き、無念骨髓に徹しながら、老母の申立は皆僞なりとも云兼て、良默して居たりしが、斯なる上は是非なしと思ひ切り、憚り乍ら段々御尋の儀御道理には候へ共、私儀幼年より酒杯は一切忌嫌にて、是迄盃盞を手に觸し事なく、且人に對し、喧嘩等は猶更致し候儀之なく、尤も人より難題又は喧嘩抔を挑けられ候節は、身に覺の無き事にても詫言して、面倒なる事に成らざる樣致し、決して人と爭ひ抔致せし事之なく、然るに只今老母の申事を承り候へば、酒を過し身持放埒との申立、是等は猶更一向知らぬ事、然共知らぬと申ても證據も無事なれば是非に及ばず、此上は御役人樣の御憐愍を、偏に願上げ奉る、と申上れば、肥前守老母に向ひ、只今五郎兵衛が申立に、酒は一切好まぬに因て、杯盞だにも手に觸し事なき趣なり、夫に又大酒にして身持放埒抔とは合點の行かぬ事、此儀は如何、申開くべしとあれば、老母は冷笑ひ、是は又肥前守樣の仰とも存じませぬ、假令酒が好にもせよ、身持放埒にもせよ、己が口より其通りとは申上ますまい、爰を篤と御賢察願上げ奉ります、然し證據無き事は何處迄も御分りに成らぬ道理故、恐れ乍ら是を御覽下され度と、五郎左衛門が遺書を差出すを、肥前守取上披見る、其文に曰く、

只親心に子を助け度が一心に、始終の事をも申上ざる段恐入ます、然るに強て御尋問と有らば、據どころなく有體に申上ますと、落ちぬ涙を啜揚げ、此五郎兵衛と申者、元來至つて酒好にて、飲過せば亂暴をなし、又は人に喧嘩を挑け抔、身持放埒申上るもお愧かしき事乍ら、是を見聞度毎に異見を加へ申せ共、更に聞入ず、却て親に惡口雜言を申聞、言語道斷の擧動に因て、夫五郎左衛門も忙果て、迚も此者に松前の家は繼されじと、涙を流し常々申居り、又病中妾を枕邊に招き、我死ば渠を退去、娘に善人を配偶、松前の家を相續致す樣、此儀は甚だ遺憾乍ら、家の斷絶には代られずと、能々申付られたれ共、當人は全く若氣の過失と存ずれば、其中に何か心を持直したらんには、五郎左衛門の心に背くとも、松前の家を相續致させ度と案じ煩勞居しなれ共、夫死去の其後は、尚々自恣日増に募り、此母の異見抔は少しも用ひ申さず候まゝ、詮方なく藩廳へ申立て勘當致せしなり、委細は此五郎兵衛が身に覺の有る筈、御尋下さらば直に相分りませう、然し是は親子の中の事、誠に闇黑の恥を明に出す歎かはしさ、然ども御尋問に依申上候、然し乍ら、五郎兵衛が命は御助けの程只管願ひ奉ると、言葉巧みに申立れば、肥前守、オヽサ然樣申せば相判然、如何に五郎兵衛、只今老母が申立たるに相違なければ、重々免れ難き罪料ぞや、自分の身を助からんが爲に、有事無事を申立、公儀へ對し御難題を懸け候條不

斯て夫より、肥前守は老母に向ひ、如何に老母直、只今五郎兵衛が申處聞たるや、申開有らば對決致すべし、と有ければ、老母平伏して申けるは、何なる儀と存じ、遙々の遠路を上りしに、只今五郎兵衛が申上しを承り、驚入りて候迚、夫より五郎兵衛に打向ひ、空々敷も顔に袖を當て、聲を曇らして言けるは、五郎兵衛久々にての對面、先々無事にて此母も喜ばし、然りながら未心が直らずして、其樣に見るもいぶせき容貌、實に諺言にも苦き木は苦いとやら、能云たもの、夫ぢやに因て亡父上も種々と心配し、其方が事を苦に病て、遂に御果成されし故、定めて改心するならん、又妾は後妻なれば、世間の聞えと云、夫五郎左衛門樣の手前もあれば、何卒松前の家を相續させたさに、蔭になり日向になり、心盡しも水の泡、夫の御死去なされて後は、益々我儘に募り、此母を輕蔑にして、後には今日の仕儀に至り、御上へ迄御苦勞相懸け、不屆千萬、然し何を申も親子の中、此上は御慈悲を以て、五郎兵衛が命を御助下され候樣、幾重にも願ひ奉る、と申立れば、肥前守逐一聞取り、成程其方の申處、一ト通り道理の樣に相聞ゆれ共、公儀の政道は夫にては濟ざるぞ、假令ば五郎兵衛が申處殘らず僞言にて、大不孝者に相違なくば、其旨包まず申上、然して後に五郎兵衛の命乞を致すべし、今其方が申事、是も非も相分らぬと申ものなり、因て屹度相分る樣に申立べし、とあれば老母、是は肥前守樣の仰に候へ共、

の如く御上へ名を知らせ奉らんと、松前靱負、同老母、娘、并に南部市兵衛、志野部彌吉と一一名を呼立ける。何處も畏つて平伏す。又肥前守、五郎兵衛を是へと申す時、同心ども五郎兵衛を白洲へ引出す。扨肥前守は五郎兵衛を見て、汝先達て白狀に由て、津輕越中守へ申達し、則ち國元の樣子を聞かん爲に、松前の養子、并に老母、娘、南部市兵衛、志野部彌吉の面々、今度是へ呼寄たり、因て御墨付并に鎧等の一條を始、其外申開の廉々、今一應遲滯なく申立べし、と云渡せば、五郎兵衛暫時して顏を上、老母が姿を見るに、流石久々の對面と云、一旦親と頼し事なれば、縱令惡事は有とも、斯る御白洲にて逢事の淺ましさよと、胸に迫りて目は潤み、藏す淚をはら〳〵と流せしが、肥前守へ打向ひ、恐れ乍ら先達て申上候通り、私　家に罷在候節、孝行は行屆かず候とも、不孝抔と申廉は聊も覺御座りません、然し老母のはからひに由て、空敷家を追拂はれ、斯成果し私、今日は不孝の子となり候事、甚だ殘念至極の仕合、御推量下され度と、平伏なせし心の中、推量られて憐れなり。

○松前屋五郎兵衛、繼母と對決の事　并彥左衛門殿願にて、五郎兵衛爪印延引の事

急速出府致すべし、と申渡しければ、三人の者畏りしと請をなし、早々我が家に歸り、夫々に支度を整へ、又松前靱負は、養母及び妻に斯と告げ、彼是の用意より、家の始末迄親類中へ頼置、扨皆々打揃ひ、至急の御用なれば迚、道中急使の如くに取急ぎ、六日半にて江戸表屋敷へ到著し、早速其旨屆出ければ、越中守殿よりは、右の者ども到著の趣老中へ屆けらる。依て其趣御役人中へ達せられ、明日の評定とぞ相成たり。爰に又松前の老母思ふには、先年遂出せし繼子五郎兵衞の引合にて、此度公邊より御呼出しに相成、彼と對決に及びなば、吟味の席に於て、己五郎兵衞を言捲らんと、獨笑みつゝ居たりしが、既に其日も打過て、明れば七月十九日、以前の評定に事替らず、吹上上覽所御勝手に於て吟味とぞ相成ける。其出席の方々は、奥の御間には三代將軍家光公、幷に三家方、其外諸役人以前の通り出席なり。偖今日の對決如何ならんと扣へ居る。斯て津輕越中守殿にも出席有て傍聽せらる。正面少し左の方に、例の如く大久保彦左衞門殿出座在る。又御緣側には松前靱負、黑羽二重の小袖に麻上下を著し、威儀繕ひ扣居る。跡に續て母の直、六十有餘の老婆なれど、年にも耻ず最艶麗なる衣服を著飾り、小皺蔽せし濃化粧、本氣の沙汰とも思はれぬまで、然も婀娜て跪踞。續いて娘も扣へ居る。此方の座には南部市兵衞、志野部彌吉、是も麻上下にて相詰る。愈々席上相定まれば、肥前守は聲高にて、例

奉書到來に付何事やらんと、家老用人寄集り之を開き見るに、
此度松前屋五郎兵衛一件に付、御尋の筋有之候。依て其方家來松前老母、同娘、養子靱負、并に南部市兵衛、志野部彌吉と申者、早速國元より可被差登者也。

寛永三年五月　日

久世大和守
堀田相摸守
松平伊豆守

津輕越中守殿

と認めあれば、扨は此間承る處、松前屋五郎兵衛とやら申す者、喧嘩の相手にて死罪に極りし處、一心太助と云者の中立により、其科は赦されけれ共、鎧の儀申開きなきに因て、未だ獄屋に罷在る由、大方此儀にて候らん、何條重き仰出され、早速國元へ申達せんと、直樣急飛脚を仕立、夜を日に續て急ぎし故、八日半にて漸々國元へ到著す。扨津輕表にては、右の趣を聞き、家老用人大目付、三奉行諸士の面々、城中に於て評議の上、早速南部市兵衛、志野部彌吉、并に松前靱負を召出し、此度江戸表より尋問の儀之あり、罷登るべき旨仰越されしにより、

直に早馬にて肥前守の屋敷へ馳付、右の趣委細に申述ければ、其段老中へ届出、近藤登之助は御預の伊豫守に切腹致させ候段、油斷の至と有て、百日の閉門とぞ相成ける。誠に孝女の一念に依て、聊か父の恥辱を補ふに似たる事、泥中の蓮とも言べき而已。

○津輕越中守殿御奉書到來の事

扨又橋爪肥前守が屋敷に於ては、松前屋五郎兵衛を呼出し、段々糺問になりし末、先達て大久保彦左衛門より内意申越さるゝ通、二領の鎧二通の御墨付、且又繼母の計にて家を追出され候段、一々白狀に及びしかば、彌々其旨相違無やと押糺さるゝに、五郎兵衛は誠に恐入、此儀は決して申まじと存ぜしなれ共、大久保樣の大恩、何分默止難きにより、假令此身は不忠不孝の者に相成とも、云ねばならぬ場合に至り、委細申上しからは、聊相違御座りませぬと、言葉淀まず述る時、肥前守オヽ宜々、尋問の儀は最早是迄にて相濟だり、早下れ、と云渡置き、夫より直に五郎兵衛が申立通り、書面になし老中へ進達に及びし處、其儀ならば早々津輕越中守へ申達し、同人家來松前の老母、幷に養子靫負同娘同道、且又南部市兵衛、志野部彌吉、殘らず召出すべし迚奉書を認め、早速津輕越中守殿屋敷へ送られたり。斯て越中守殿家敷にては、

には御覺悟も有べけれども、御命は迚も無きものと思召すより外は道もなし、然すれば假令此後二十日や三十日存命たとて何かせん、此と申すも妾が愛情に引かされて、枉屈たる裁判をなし、天下の罪人となられし事なれば、妾は先立申したり、父上にもおめ／＼と存命、世上の人の口碑に懸り、剰さへ公儀の御手に合はんより、寧御自殺遊ばす方が増ならん、此事申上んとて、幾多の艱苦を忍びつゝ御傍へ參り侍りしぞ、聞入給へ父上よ、最早御暇申なり、と云かと思へば、お里の姿は掻消如くに失にけり。伊豫守は忙然として不審晴やらず、夢か現か是は如何にと、須臾考へ居たりしが、偶然側を見るに懐劒置て有ければ、是は切腹刀忝なし、然されば娘は先懸なし、死で吳たか憫然さよ、此父が斯成事も彼が身故と心に悟り、死での後に諫めなば、此伊豫守も心を殘さず切腹せんと、思詰めたる娘が一念、我が死を勸めに來りしか、嗚々待遠しやと思ふらん、追付我も參らんと、心徐に起直り、彼の懐劒を取上て、腹十文字に割裂き、既に果敢なくなりしより、早夏の夜の時移り、黎明白む大空に、東雲告ぐる明け烏、次の間には臥たる附添番の役人不斗目を覺し、例の如く、づか／＼と入來れば、是は如何に、伊豫守は生害なし居たれば、大いに驚き、又此懐劒は何處より持來りしや、不思議の事と早速注進すれば、登之助も甚だ驚愕、是は一大事ぞと早々駈行見るに、既に事切果て如何んとも詮方なく、因て

も、ぐさと咽に刺貫き、敢なく息は絶にけり。此事家内に知る者無く、夜明て人々心付、醫師よ薬と騒げども、其詮更に無きものから、謹慎中の事なれば、最密々に迯葬めぬ。玆に又原井伊豫守は、近藤登之助方へ御預の身と成しより、既に半年にも及びぬれば、髭月代は蓬々として、顔形容も疲衰弱、見る影もなき體にて臥褥に凭居たりしが、風さへ闇き五月雨の、軒の玉水音滋く、灯火幽かに掻立て、執る筆さへも力なく、氣は鬱悶て寂寞く、獨熟々考ふるに、世に在時は町奉行とも云れし此伊豫守が、斯成果しは口惜とも遺憾とも、云ん方なき事共なり、然乍ら我が思慮の足らざるより起りし事なれば、是非もなき次第なれ共、跡に殘し娘お里、嘸や無念に思ふらんと、彼を案じ、是を思ひ、暫時歎息なしける折しも、颯と吹來る風に連れ、仄暗庭の木立の那方より、髪振亂し色蒼然、痩羸へたる女の姿在々と現はれ、此方をさして歩行寄る。伊豫守大いに不審、ヤア斯夜深に入來るは何者なるぞ、察する處此伊豫守が虚に付込、狐狸の所業ならんと云つゝ能々視るに、紛ふ方なき我が娘なれば、ヤア其處に居るは、娘里には非ずやと聲を懸るに、女は近々と進寄りて兩手を突き、潸然と歎き居たりしが、漸くに顔振上げ、仰の通り里にて候が、先々御目に懸りお欣喜存じます、此程より何卒父上へ御目に懸度と種々心苦致し、是迄は參りしなり、扨先頃よりの御樣子を段々承知りしに、恐入たる事ながら、父上

松前屋五兵郎衞之傳　下卷

○內藤藤右衞門妻お里自害の事并お里の亡魂に因て伊豫守切腹の事

憂きことの降つむ夜半の泡雪は消えての後にほすよしもなし

とは、最も果敢なき言の葉ながら、歌の趣意は、有難き孝と貞操の二筋を、只一筋に思詰め、彼の旗下の內藤の妻のお里は只一人、過去未來思量り、淚に濡る沖の石の、乾く間もなき袖袂、嗟無端の世の體や、夫藤右衞門は己が身に、求めし業とは言ながら、揚屋入と聞えたり、又父上は、其事の道ならぬとは知ながら、御役柄をも打忘れ、妾が緣に引かされて、天下の政事を亂せし科、報ふも早く近藤へ、御預の身となられしかば、頼に爲は子息ぞと、思ふ心を子は知らず、强賊夜盜の汚名を受、既に此世を立去て、冥土の旅に赴きしは、よく〳〵運に盡果し、此身の上と託しが、良有て氣を取直し、實に不覺なり後れたり、おめ〳〵此世に存在て恥かしよんより、豫て我が覺悟の如く自害なし、父や夫の死途の旅、道知べせんヂヽ然様ぢやと、孝貞凝たる女の心、今ぞ先立つ死出三途、父や夫の導きと、懷劍逆手に押取て、南無阿彌陀佛の聲諸と

刀方へ申送りしにより、石出帶刀も斯計らひし事なれば、兩人の人々は、畢に横死となりける事こそ無慙なれ。然れども此事誰云となく世に流布しければ、終に内藤の屋敷へも聞え、悲きの上の歎きにて、家内の愁傷大方ならず、別て藤右衛門の妻お里の悲歎やる方なく、父伊豫守は御預の身と成り、夫藤右衛門は先頃より揚屋入となり、又一人の忰藤十郎は、兎角身持放埓ゆゑ、親の憂も餘所にして、此頃屋敷に在らざるは、例もの如く遊女屋などの居續けと思居しに、風聞にては、彼の松前屋五郎兵衛の土藏の中へ忍入、盜賊の名を負のみか、果敢無牢死したる由聞ものからに最ど猶、在にも在られぬ思にて、千々に心を取亂し、一間に籠り在けるが、父や夫の成行を、餘所眼に見るも本意ならず、然りとて當家は謹愼中、父や夫は御咎の身、便爲たくも道絶て、音信ふすべも有らざれば、乃至我身は自害なし、魂魄だけも父上の、御側に到り今度の、私事を御諫め申、御腹召させて此上は、切て御身の惡名を、雪せ申が增ならめと、獨覺悟を爲たりけり。是より娘お里の覺悟により、父伊豫守如何なる所置をなすや、夫は下の巻に說明るを聽給へ。

頃ははや、夜も白々と明懸りければ、何後刻取調申すべしとて立入らる。夫より與力同心は盗賊を入牢させ置き、皆々詰所に退きける。然れ共同心の中、一人相殘る掟なれば、肥前守の跡に付行し時、肥前守の尋には、其盗賊は町人と見ゆるか、又は百姓と見ゆるかとあれば、否々然様な者には相見え申さず、其體は黒き頭巾に長袢天、黒羽二重の小袖を著し、腰には大小たばさみ、勿々只者ならず、且又風聞を承り候處、內藤藤右衛門殿の御子息藤十郎殿、今一人は內田内匠殿の御子息、源四郎殿抔と申事、扨々氣の毒千萬と言ふに、肥前守篤と聞き、ハテ然も有しかと眉を顰めて、須臾考へ居たりしが、頓て手早く一書を認め、彼の同心へ相渡し、其方只今より、石出帶刀方へ此書狀を持參すべし、と申付る中に、夜は全く明放れければ、同心は直樣石出帶刀方へ罷越し、右の書狀を差出すに、石出帶刀是を一覽の上、委細承知の趣の返書を認め、使の者を返しける。扨又牢の掟にて、毎日晝の四ッ時に至りぬれば、閧の聲を上さする由、是は科人の勢力を養ふ爲なりとぞ。時に石出帶刀は、藤十郎源四郎が側に至り、何やら藥を取出して一服づゝ與へければ、兩人大いに苦み、七轉八倒して倏忽息は絕たりけり。是は橋爪肥前守の憐愍にて、彼等に盗賊の名を附んよりは、毒藥を以て人知れず殺したらんには、第一旗本の外聞にもならず、二ッには其家々の爲にも善からんと思ひ、密に彼の毒藥の事を石出帶

貴樣が先へ、否其方と、又々先を讓るにぞ、一心太助は、拙者めが矢張御先、と二階へ上り、隅々隈隈見廻せ共、爰にも見えずと尋ねる中に、與力同心一同に、犇々と梯子を押上り、此處よ彼處と探せども、猶一向に見當らず、皆手を組て居る處に、太助は松明振揚て、彼方此方と透し見れば、長持の蓋一寸程明懸りて、衣物の裾の見ゆるゆゑ、扨こそ賊は此中と、無二無三に蓋を押開れば、源四郎は最百年目と、飛出ながら打て懸るを事ともせず、所持の棒にて橫樣に打擲る處を、與力同心、上意なりと縛めたり。此時內藤藤十郎は、親の讓の大兼光、二尺六寸拔手も見せず、死者狂に太助を目懸け、打て懸るを發矢と受止、又打懸るを飛退去り、受つ流しつ火花を散して戰ふ折、太助が踏込打つ棒を、受止ながら藤十郎、遂て打込む刀を搦み、力一ぱい拮落し、其機を付込引捕へんとせし所を、又引外し迯行くを、與力同心後より、上意々々と聲を懸け、手取足取、高手小手に縛上げたる有樣は、心地よくこそ見えたりけれ。是實に一心太助が勞に因て、易々と召捕し事故、役人共大いに太助を勞ひ、兩人を町奉行所へと引立行く。扨又肥前守には、動靜如何にと眠りもやらず、著座をなして待居し處へ、與力同心の者共、彼の二人の賊を引立て歸來れば、肥前守早速立出て、首尾よく召捕たるや何にと云はるゝ時に、與力同心同音に、漸く只今彼賊を召捕來りしと申せば、肥前守、夫は大儀々々、各々も先々休息すべしと言るゝ

は人々に對ひ、貴樣方は此土藏の番をして下され、必ず〳〵迯すまいと言捨て、一趁に町奉行橋爪肥前守の御役宅へ走行きて訴へければ、委細の樣子聞屆け相成により、早速與力同心三十人ばかり、捕手として松前屋五郎兵衛宅へ駈來り見れども、表は誠に靜かなれば、番頭四郎兵衛に事の始終を聞糺すに、否私は一向委くは存じません、一心太助に御聞下されませと申せしかば、夫より太助を相招き、其方愈々五郎兵衛宅へ盜賊這入しを見屆け、注進致したるやと問糺せば、太助答へて、私共乾度見屆御訴へ申したり、然らば御案內と先に立つゝ裏へ到り、則ち斯の通りと壁の穴を見せければ、成程是は相違なし、誰か內へ這入詮議致せと云へども、互に顏を見合せて、一人も進入らんと云者なし。一心太助は是を見て、偖々御卑怯なる事哉、然らば訴主の私が、一番に瀨踏を致すべし、愈々居らば其時は、御前樣方御捕へ下されてと申せば、成程夫が宜しからう、其方這入て吟味を致せ、と指揮を受け、太助は畏つたと、左の手に大松明を燈し、右の手には四尺餘りの棒を提て、彼穴より這入、彼方此方と尋ぬれ共、一向に見當らず、猶段々と尋ね囘る中、外の人々、コリヤ太助如何ぢや、居るか、と聲を懸るに、太助は中にて居らぬ〳〵と呼はれば、與力同心、先然らば這入つて倶に探さんとて、込入々々此處彼處と、殘る隈なく探せ共、人の影だに見えざれば、然れば二階を尋ねんと、與力同心手先の面々、

の親に候へば、御立祝に酒一ツ、是非とも今宵は御泊りと、達て一同止る故、餘儀なく爰に一宿なし、明日は夜未明より出立して奥州へ下ると雖も、道の勝手も不案内、殊に木崎文兵衛が住所の程も定かならず、且又彼は老人と聞く故、死生の程も計られず、兎やせん角やと思案に暮れ、目睡隙もなき内に、はや夏の夜の（京本通り）更易く、丑滿過にも成しかば、軈て厠に到らんと、裏口明て出るや否、土藏の窓より火の光、霏り〳〵と見えければ、不思議や是は何事ぞと、少間窺ひ居たる中、彼の火影消えては燃え燃ては消る故、扨は盗賊の入込しならんと、土藏の四方を見廻るに、案に違ず横手の壁に、人の入しと覺しき穴の明居たれば、是はと驚き早々馳歸り、疊を兩脇に搔込持行て、彼の穴の口を塞ぎ、杉の五寸角を結木となし確と縛置き、又々馳歸り、番頭四郎兵衛を搖起し、土藏へ盗賊の入込たり、起よ〳〵と呼ければ、四郎兵衛勃然と跳起、何旦那樣が御歸りなされたかと狼狽廻るを、太助大聲にて、否さ寢惚るな、土藏へ盗賊が入込だ、と云れて四郎兵衛稍と心付、夫は大變と言ながら、眞裸體に成て表口に廻り、何か氣の急く儘、大戸も開ず蔀を蹴破り、近所の家を叩起し、五郎兵衛方へ盗賊入込たり、起て下され、と呼叫ぶに、近所の人々、豫て五郎兵衛は慈悲深き人にて、是迄平常に恩を受し者多ければ、此事を聞くと等く、我先にと手に〳〵棒或は竹鎗等を携へ駈來り、大概二三十人も寄集りたる時、太助

屋敷を忍出で、其出立には、黑の頭巾に長袢天、黑羽二重の小袖を著し、股引手甲に至る迄、皆黑々と行裝て、親の讓の大小打込、足も不覺に急ぎ行く。頃は寛永三年更衣の初つ方、月も傾く丑滿過、人の往來も遠避り、淺草川の水音も、只洪々と澄渉り、我が身ながらも心して、寂寞くぞ見えける折、稍五郎兵衞が門邊に到り、中の樣子を窺ふに、努々戸締嚴重にて、此處ぞと思ふ隙もなし、斯ては事の成まじと裏手へ廻り、左に右に忍入らんと、此處彼處見廻す中に、此低き板塀あれば、幸ひと此所より密に這入らんと、互に手と手を取合て、難なく塀を打越しつ、四邊を見廻し心を配り、土藏の戸前に打向ひ、中に入んと思へ共、若音立てば家内の者目をや覺さん、見付やせん、見付られては一大事と、忍ぶ足元踏占て、刀を引拔き土藏の壁を、力に任せて切破り、我身を横に中へ入り、探り〳〵に暗闇を、漸く二階へ攀登り、藤十郎は腰よりして、豫て用意の摺火打取出しつゝ、打付て四邊を見るに、紋付の長持一掉、大切の體に据置ありければ、是こそ錯御墨付と、兩人打寄り眼と眼で知らせ、互に點頭、此上は此方の物と氣を落付、先一服せんと腰打据て、暫時休らひ居たりけり。茲に又一心太助は奥州へ下るに付、暇乞にとて五郎兵衞が宅へ立寄、種々の談合に不圖も時を移し、既に夜の九ツ時過にもなりしかば、率御暇と立上るを、家内の者は引止め、殊に此度の盡力に、一方ならざるを悦びて、命

夫は御互の事、何か仕様は御座るまいか、親の難儀を救ふは子たる道にして、其甲斐なく月日を送るは口惜き事ならずや、と言ふ言葉の下より、如何に源四郎殿、拙者も種々工夫すれども、只思ひを焦すのみ、今以て名策もなし、貴公は何か宜敷御思付も之なきやと問返せば、是々藤十郎殿、宜思付と申す程にも御座らぬが、我等が勘考には、先達て五郎兵衛が宅をば伊豫守殿より改の時、二領の鎧二通の墨付ありし趣、然るに當時喧嘩の一件は相濟しと雖も、此詮議に申開き無いとの風聞、然すれば此鎧は、公儀の詮議に相成て一大事の物なり、仍て今宵彼が宅へ忍入り、首尾能く盗出して、御墨付共に燒亡ふ時は、五郎兵衛謀叛の兆有りて、人に依頼たるに相違なし、然ればこそ、鎧御墨付ともに燒拂うたりと、御上の目の付處、何と藤十郎殿、此儀如何で御座らうと、仕たり顔にて申せしかば、藤十郎は礑と手を拍ち、是は流石源四郎殿の思付、奇妙々々、其如くなせば、五郎兵衛が家族迄も罪に陷いれ、我々が父の仇を報ずる事掌中にあり、善は急げとやら、一刻も疾きが宜く御座らうと言へば、源四郎、如何樣仰の如く、寸善尺魔の俚諺もあれば、何條今宵の事に致し申さうと、夫より互に我が家へ歸り、密に支度を整へて、日の暮るを今や遲しと待侘れど、春の日脚の永ければ、一時千秋の思をなし、まだか〳〵と待居しが、漸く夕陽も臼りて、夜も漸次に深行くに、時こそ來れと、兩人は密に

て遣す間、何國如何なる浦までも、尋索して連歸れ、と申付られ、手元より金五十兩取出し、路用にせよと渡し遣り、夫より山本伊三郎、泉喜助の兩人を呼寄せ、右の趣を云含めつゝ、夫々に是へも路用を與へしかば、早速其段承知なし、愈々出立致さんと、急ぎ用意をなしたりける。斯て大久保殿には、内々橋爪肥前守心得の爲にとて、五郎兵衛が申條を通置かれし由。扨又吹上に於て、將軍家御前吟味の節、一心太助の申立により、松前屋五郎兵衛喧嘩の一件は、欺僞を訴訟出し事露顯ければ、旗本内藤藤右衛門、内田内匠、近藤賴母の三人、幷に内藤藤右衛門家來、笹重兵衛とも、卽日吟味中揚屋入仰付られしとなり。

○内藤藤十郎、内田源四郎、松前屋五郎兵衛宅へ盜賊に入る事

爰に内田内匠が悴に、源四郎といふ者有しが、熟々思ふに、我が父内匠事揚屋へ押込られ、嘸々殘念に心得居らん、是と云も五郎兵衛より起りし事なれば、此恨五郎兵衛より外になし、何卒能き工夫もがなと思ひ乍ら、何心なく内藤藤右衛門の門前に到りけるに、藤右衛門の悴藤十郎も、門前に彳みけるが、互に顏を見合せて、是は源四郎殿にて御座るか、扨々久々の對面、先以て貴殿にも御無事にて大慶、夫に付思ひ出すは父上の事、嘸々殘念に御座らうと申せば、源四郎、

今眞二ツと詰寄ば、太助は遙か飛趨超、先々御待下さりませ、如何の理由にて御手討、と言はせも果ず大久保殿、今日吹上の彼の始末、我一生の恥辱なり、因て切腹を致さにや成らぬ、不屆至極と、睥睨れば、太助は頭を疊に付、其は御道理の御儀なり、夫故下郎は五郎兵衞が、牢屋へ下る道すがら、附添參り、事柄を委細に聞て、直樣に、御注進にと參りしかば、先々下郎の申す事、御聞屆願ひます、と云に莞爾大久保殿、其理由如何に、と問はるれば、太助は漸く頭を上げ、五郎兵衞獄屋へ引るゝ時に、御役人衆へ御願ひ申し、途中ながらに五郎兵衞より承りしは、一通申開き成らぬ理由、道理なる儀と存じます、夫を又申開きなば、其身の罪は遁れても、不忠不孝の名は遁れず、仍て彼めは申さぬと言ふを漸々聞糺し、駈付まして御座ります、扨其理由は斯次第、箇樣々々と、五郎兵衞の語りし儘を云ければ、彥左衞門殿倩々聞かれ、横手を拍て感じられ、扨世の中は廣き者、此大久保は隨分と、君に忠義を盡せ共、未々彼には及ばぬ事、宜宜麗奴々々、是太助出來居たぞ、夫でこそ此大久保が、身に引請一ト骨折た甲斐が有る、サア〳〵息繼々々と、到來合せの保命酒、自手酌で與へられ、して又太助、其方は太儀ながらも奥州へ下りて、木崎文兵衞を尋出して連れて來い、然し其方一人では、長の道中覺束なし、殊に內藤其外の、間諜の者も計られず、ヂャに因て、劍術に達せし山本伊三郎、泉喜助の兩人を同道させ

と、聞て太助は雀躍なし、是は〳〵能御覺悟、然樣有ばこそ御前樣も、天晴舊の家老職、五郎兵衛樣と申すべし、此譯直に大久保樣へ些少も早く、オ、然樣ぢや、と足振向しが又立戻り、是是五郎兵衛殿、今暫時の辛勞ぢやぞ、隨分身體を御厭なされ、是は否早御役人樣、御蔭で寛々五郎兵衛と談話を致して、有難く存じますると禮を述べ、飛が如くに其足で、大久保殿へと走り行く。却說又大久保彦左衛門殿には、吹上より御歸宅に成り、其儘居間へ閉籠り、何か不興の樣子にて、獨倩々考ふるに、是は全く仔細有る事にて、太助めが口車に乘たるか、左に右今日白洲の體、甚だ以て不審し、若五郎兵衛が此後に申開の無き時は、謀叛の汚名を受ん事、決してなしとは量られず、然すれば我身の大事なり、此儘にては居られぬ道理、定めて我等が所業ならんと、評議致すに極つたり、嗟哀い哉、神祖より代々將軍に昵近し、盡せし忠も水の泡と、消える此身は厭はねど、家を亡滅す身の過、祖先へ對し言譯なし、那の太助めが來たなれば、只一打と氣は立登り、刀押取待居る處に、執次の者入來り、太助只今參りしが、是非直々に御目に懸り、申上度儀のあり迚、御次に扣へ居ますと、言をも待ず彦左衛門殿、何太助めが參りしか、是へ是へと云乍ら、今にも只一打と、待懸らるゝ其處に、太助只今參上、と平伏なせば大久保殿、怒の眼見開きて、汝れ只今參つたも聞度ないぞ、よくも眞面で此老爺を欺きをつたな、思ひ知れし、

違之なき趣を、德川公よりの御添狀なり、然るに因て申開きは爰の事、右の仔細を申立、我等の證明立つ時は、繼母の惡事を顯す道理、是一ツの不孝、又袖の下の事を申せば、役人の邪心、則ち主君の不明、政道の猥なるを公邊へ知らしむるなり、之に仍て不忠の名を得んよりは、此身如何樣の嚴刑に成る迚も、申開きは致さぬ覺悟、此儀能々勘辨下されよと、淚と共に語りければ、太助は始終を聞て、其忠孝の志操を感じ、共に袂を絞りしが、稍在て洟打かみ、成程事柄をお聞申せば、種々御道理の次第には有ども、不忠と云不義と云不孝と云、是等の儀は御身の私事と申もの、他人の彥左衞門樣は、何の緣由もなき御身にて、其領地をも差出し、御自分の命に代て御助ある此御恩は、何を以て報ぜらるゝや、又武士の義理は何にて立らるゝや、御身も舊は武士の事故、爰を篤と御察有れ、且鎧御詮議の事は、察する處原井殿の奸曲より出し儀と思はるゝなり、此申譯なき時は、大久保樣も謀叛者の御嫌疑懸るべし、然すれば彥左衞門樣御切腹の儀は勿論、私より大久保樣へ對し、此太助何處迄も申開き仕ると言うたれば、今更何共言譯立ずと、猶も事を分て歎きけるに、五郎兵衞も一々義に責られて、何と答へん詞もなく、扨々世の中には見ず知らずの某を、夫程迄に思召下される御方も有かと、感淚を瀧の如くに流せしが、ア、然樣なら是非もなし、鎧一領と御墨付所持せし事の譯がらを、申開きは致しませう

屋五郎兵衛と申居共、舊は津輕越中守殿の家老職二千石にて、松前五郎左衛門と申者の悴なり、然る處幼年の時、母に後れ、父其後後妻を迎へし節、一人の娘を連來り、其繼母我が產の子に惑ひ、我を追出し、彼の娘に家を繼せんとの巧事を、父五郎左衛門も推量なし、譜代の家來木崎文兵衛と云者を、病の床へ呼近付、我死後に至りなば、定て悴に家督は讓るまじ、依ては後斯斯はからひ吳よと遺言なし置き、程なく父五郎左衛門は相果たり、其後は日に增し繼母の邪心募り、賴に思ひし木崎文兵衛は不義者と云立てられ、終に永の暇となり、剩さへ我等をば不孝者なりと領主へ注進し、罪なき我を科に落し、跡にて同じ家中に靱負と云者を貰請て、家督と致したる樣子にして、其頃我が藩の大目付に、南部市兵衛、志野部彌吉の兩人へ、袖の下を遣ひしかば、其者ども賄賂に心を奪れて、邪なる政道に因て、斯なり果し此身故、彼鎧二領御墨付は、家重代の寶に付、是さへ有ば何處にても、立身の手懸と成るべきと、親類中の情にて、我に與へられしが、今此難儀に遭し五郎兵衛が身の不仕合、御推量有れ太助殿、且其鎧は奧亂の砌、父五郎左衛門が著したる品にして、黑絲縅には鐵砲の跡三ッあり、又紫裾濃の鎧は、某に讓り吳し處なり、御墨付は其亂の節、主人越中守の名代として、父五郎左衛門千人の軍勢を率ゐて、奧州道を御案內申せし其刻、關白秀吉公より拜領仰付られ、今一通は右の條相

譯か、同人が申開きを爲さぬゆゑ、却て罪科は重く成り、畚に入られ獄屋へと引れて行くを、御門の外に待設け居て、若御侍樣方、鳥渡御扣へ下されよ、少し御願ひ申上ます、御慈悲々々々々と走寄り、恐れ乍ら五郎兵衞に尋ね度儀の候へば、暫時御控へ下されと、兩手を地に突き頭を下て、行を遮り平伏なすに、石出帶刀之を聞き、大久保殿より內意も有ば、言葉を和柔け、コリヤ〳〵太助、是は天下の科人なり、仲々我等の計には、差止る儀は相成難し、然れ共我等が慈悲を以て、獄屋へ到る迄の間、途中の談は差免さんと言しに、太助、是は誠に有難き仕合、左樣ならば御用捨下されよと、畚に縋て、是五郎兵衞殿、御聞なされ、貴公の命を助ける事、仲々我々が力の及ぶ處では御在りません、是皆彥左衞門樣、御慈悲にて、折角其罪を免れし處、鎧の御詮議を申開なされぬ時は、其廉にて助る見止が無さそうに思はれます、假令ば如何樣の事なりとも淸潔と言て下され、一心太助が手を合せて、是此通り拜む、賴むと、事を譯たる深切は、木工馬手鎚の責よりも、切無き思に五郎兵衞は、淚を流し齒を噛しめ、暫時無言で居たりしが、アヽ如何に、此事ばかりは、我身如何樣に成う共、決て申まいと思へ共、其方の深切有難く、胸に迫て申ます、二領の鎧と御墨付は、我が家重代傳來にて、其事柄は恥辱乍ら、言はねば分らぬ次第故、貴樣ばかりに語るべし、必ず〳〵他言は無用にして給はれ、扨我身只今藏前にて、松前

も皆水の泡、譬ば質に取たと云か、又は讓の品と云か、調達ましたと云か、少々ばかりはナ、僞言云ても相濟むこと、急速申開き下されと、氣を急りつゝ事を分て云迫れば、是は〳〵太助殿、其御深切は死でも忘れませぬが、此儀ばかりは如何あつても、此五郎兵衞に申開きは出來ませぬ、と云放せば、太助は、コリャ又情なき人哉と氣を揉焦れ共、如何の事にや五郎兵衞は、只俯伏てのみ居たりける。肥前守は暫時兩人の樣子を見て居たりしが、嗚呼是太助、夫迄申しても云開きせぬは、容子有る事に極つたり、屹度詮議致すべし、此上は手械足桎首枷迄も相掛詮議すべき大事の科人、後日に評定致すべし、先今日は是迄なりと、其日は御白洲を閉られける。扨原井伊豫守は、道ならぬ政道に因て、近藤登之助へ御預となり、又旗本中三人は揚屋へ押込られ、後日の詮議と事極り、將軍家にも還御有り、三家の衆を始とし、皆一統に退散と、屋敷々々へ歸られけり。

○一心太助五郎兵衞の獄屋へ付從ふ事
并大久保彦左衞門殿内意の事

斯て一心多助は、五郎兵衞が喧嘩の事は漸くに申開を爲たれ共、鎧一領の御尋を、如何いふ

諸役人一同に、之は是旗本衆の難儀に及ぶ事と、各々眉を顰て居たりける。時に肥前守五郎兵衛に對ひ、其方、喧嘩の一件は、太助が證據人にて概略事も判然たり、然し乍ら、其頃伊豫守より、其方の家内を改めしに、二領の鎧二通の御墨付有しが、是は何の譯にて所持なるや、と問れて五郎兵衛ハット平伏し、良有て頭を上げ、是は恐入候御尋問なれ共、此儀は何分にも申上兼ますと言ければ、肥前守は眉に皺寄せ、如何に五郎兵衛、是は申されぬとな、其は合點の行かぬ事なり、其方は尋常ならぬ者と相見ゆる、シテ返答遲滯に及ぶ段、察する處人に依託、謀叛を企つる抔の儀も計り難く、此儀は喧嘩抔とは事違ひ、其罪至つて輕からず、爰の處を聞譯て、サ尋常に申立よと、然も穩當に尋ぬれば、五郎兵衛彌々恐入り、御尋には候へ共、此儀は何樣の御咎仰付らるゝとも、申上られませぬ、と言切れば、太助は傍に堪へ兼、膝摺寄せ、是さ五郎兵衛殿、何云事で御座る、サヽ鳥渡申上られよ、イヤサ申開きが無いとは如何した事で有か、扨々貴公は膽の小さき人哉、疾く申上られよと諫むれば、是は太助殿、御道理に候へ共、此事ばかりは如何も申開きは出來ませぬ、と聞て太助は、夫や亦如何した理由、と汗を流して面色赤らめ、血眼に成て側へ摺寄、五郎兵衛殿能御聞なされ、此太助は何卒貴公を助度と思ひ、命を捨て大久保樣へ申上しゆゑ、先其罪は大概免れましたれど、其鎧の御尋申開き無き時は、是迄心を盡したる

平癒仕りたる事にて、左に右喧嘩の相手は五郎兵衛に相違御座りませんと、傍若無人に云張ば、肥前守、コリヤ何を言ふぞ、最前より見る處、疵口に惱苦しみ、今にも死する樣なる爲體なりしが、今又疵口は平癒抔とは、返す〲も僞言、手の裏を反すが如き申立、何と心得居る、此處は天下の決斷所なるぞ、疾く實情に申上げよ、とあれば、是は又肥前守樣の御怒、然し喧嘩の相手は五郎兵衛に相違御座りません、其證據は、五郎兵衛が白狀に及びましたでは御座りませぬか、然れば是は確乎なる證據、と云はせも果ず、默れ者共、種々の虚言不屈千萬、云はぬと云ひても此肥前守が云はせずに置べきか、併其方共も能聞けよ、只今實體に申立れば、此廣き江戸を徘徊のなる事、又公儀に於ても神妙なる者と、返て御褒美にも預らん、然を只今の樣に僞言を申上、遲滯に及んでは其分に置かぬ、假令木工馬に掛ても白狀さするぞ、如何に〱、と責問れて、三人の者共最早祕し果する事もならずと、尻を押合ひ顏を見合せ、互に云へ〱と讓合ひつゝ、少間猶豫居たりしが、頓て平助先達て申樣、成程只今迄は一大事の儀故、公儀への恐もなく、僞言を申上、重々恐入ました、委細は太助が申上候通り、少しも相違御座りませぬと言へば、肥前守は、彌々夫に相違なきや、と押ての尋問に、三人の者恐入ましたと平伏す。夫與力同心、と言も終らず、ばら〱と立寄、上意と聲懸、三人共に縛上、獄屋へこそは引れ行く。夫より諸大名

者共ハット差詰りたる有樣なりしが、是は恐ながら肥前守樣の仰とも存ぜず、その書付は私どもの書たる物に之なく、高が酒屋の請取書、彼が手にて拵へたる僞物にて、迚も證據には成ますまい、又五郎兵衛が一旦白狀致せしを、只今となり、又私どもが一言にても申上るは、心苦しく存じます、依て此段御明察を願上奉ると言へば、肥前守、又太助に對ひ、只今三人が申通り、其方の書付は巧誣事と申すは如何に、と言に太助は振仰向き、是は思も寄らぬ仰なり、恐ながら御役柄、巧誣事か正道か、御賢察も有べき儀と存じ奉る、且又彼等手負居るとて、命も實に今日か明日の樣に申せ共、其疵口御改め下される樣致度存じまする、万一彼等が申す如く深手に相違無くば、此太助めが申上候事皆僞言、又萬一疵口淺く平癒致し居候に於ては渠等が申口皆僞言なり、之にて眞僞御詮議の程願ひ奉ると、事明白に申しければ、肥前守、其儀は成程道理の事なり、夫檢査ませい、との詞に連れ、與力共三人の疵口を檢査めんと立寄、目付中立合見るに、皆疵口平癒して、是ぞと思ふ疵痕もなし。偖々不屆なる申立をなす者共哉迚、右の次第を申せしに、肥前守大いに怒り、汝等惡き所業を爲し、役人の目を掠め僞言を申す條、不屆とや云はん大罪とや云はん、然れば太助が委細申す段相違有まじ、と叱り付れば、三人の者共驚と爲しが、猶も云昏んと、此儀一應は御道理に存じます、然し乍ら、手疵の儀は其頃より療治致し、段々

て居たりしは、最も笑止の事にこそ。橋爪は、最早彼が斯云立る上は是非なしと思はれければ、成程其方が申處一々承知致したり、コリヤ平助、太郎作、金兵衛、其方共右の仔細を太助に申たるや、と尋ぬる時、三人の者ども、へイ〳〵恐乍ら申上ます、夫は少しもなき事にて、太助とやら申者は、一向是まで名も知らぬ男子ゆゑ、夫に何ぞや私共物語る謂は御座りませぬ、是は皆五郎兵衛が家内の計策にて、此太助とやらを賴みました事と存じます、嗚呼苦い〳〵と、今にも死する樣の體にて申立けるに、橋爪肥前守は、三人の申立を聞終りて又太助に向ひ、ナニ太助、三人の申たる事を聞しや、と云時太助、ハイ御意に御座ります、何ぞ此太助僞言を申上、一旦御所刑の相極りし五郎兵衛に代り、公儀へ御難題を申上ませう、此所宜敷御賢察願ひ奉る、と述るに、橋爪、如何樣然樣も有らんなれ共、夫は取上難き事、何ぞ確然證據にても有や、との尋ねに、太助は、隨分御座りますと云乍ら、懷中より一通の書付を取出し、是を差出すゆゑ、肥前守是を取上、高聲に讀上る。一ッ代銀十匁、上酒五升、右は今度、內藤藤右衛門樣御長家の御病人へ、御見舞として御贈り相成候、前書の代銀慥に請取申候以上、一心太助殿、万屋平兵衛印と、月日迄も認めあり。然すれば三人の者共、太助が名前さへも一向知らぬと申立たれ共、此節酒を貰ひたるを忘れたるや、此者を知て居るに相違あるまじ、如何に申開き有や、と問詰られ、三人の

に及びたり、御場所柄をも辨へず、万一粗忽の儀申出ては相濟ざるが、と申されるは、同役伊豫守の私曲とは知れども、將軍家の御簾の前とは云、又三家方初、諸侯の聞るゝ所も有れば、成べく丈同役の不調法に成らざる樣取計ひ度と、彼是を思ひ運し、夫となしに太助を諭されし詞なり。太助も其心を悟ると雖も、今日發規と申立ざれば、五郎兵衛を助る事なり難しと思ひし故、猶押返し答を爲さんとしたりけり。

○一心太助が申開にて三人の侍白狀に及ぶ事
并五郎兵衛へ鎧御詮儀の事

偖又太助は肥前守に對ひ、只今御沙汰の通り、本人白狀に及びましたは、全く伊豫守樣の御責方餘り苛酷ゆゑ、其責苦に堪兼、思はず無實の罪を引請ました事と存じます、依て彼三人の者を御糺願上げたく、然すれば私申上たる儀は、明白に御了解相成ませう、其上御慈悲を以て、五郎兵衛をば御免下され度願ひ奉ると、始終言葉淸しく、水の流るゝが如く申立ければ、列座の諸大名方を始一同も、聞しに增る俠客の一人と、密に感じ居られたり。此時伊豫守は、横相より口出しも成難く、一々自分に覺の有る事なれば、面色赤くなり又は靑くなり、只俯向い

く、伊豫守須臾抑られよ、此儀は橋爪肥前守へ渡され候へ、との指揮により、是非なく少し座を譲れば、夫より肥前守正座に直り、是や太助、今度は肥前守が聞取故、憚りなく有體に申立よと、伊豫守に事變り、物和らかに尋ねらるれば、太助は是を聞き、是は有難き仰かな、何卒御聞届け願ひ奉る、以前も申上し通り、伊豫守樣と藤右衛門樣とは御緣者の由、夫ゆゑ內藤樣御家來、笹重兵衛と申す仁をお使者に遣され、此度我々三人、松前屋五郎兵衛と試合の節、彼に打負け殘念言ばかりなく、此事世上に流布致されては、銘々家の浮沈にも關はる儀に付、公儀の御威光を借り、五郎兵衛を罪に陷れ度、其都合には、侍士三人、自身に疵を負け、其夜中に伊豫守樣の御役所へ駈込せ、松前屋五郎兵衛を喧嘩の相手と申立、遂に彼を罪に陷し、此世になき者に致さんとの計略に候間、此儀厚く御含置き、旗本三人御助け下され候へと、達ての御依賴に付、伊豫守樣成され難きを緣者に心引されて、終に御承知遊され候由、依て彼の侍士三人の者、其手當として金子十五兩宛下され、此儀首尾能參つた節は、猶又十五兩宛下さる積りの約束にて、右平助太郎作金兵衛と申者、駈込訴訟に及び候事の趣、彼三人の者ども、委細私へ語聞かせまして御座る、と申立けるに、肥前守暫時無言なりしが、コリヤ太助、只今申立たる趣は、容易ならざる事件なり、然れども本人五郎兵衛より、喧嘩の相手に相違之なき旨白狀

御迷惑の懸る御方も御座りませう、仍て帳面丈で相濟むなれば此上もなき事、若帳面が證據に成らざる時は、餘儀なく一々申上ます、と心有り氣に云ひければ、原井は内心釘を刺さるゝ如くなれども、何分將軍家始め諸役人列席の前なれば、態と高聲にて、イヤ苦しうない、申上い、と有時、然らば餘儀なく申上ます、と太助は頭を上げ、扨其發端と申は、内藤藤右衛門殿を始め、内田内匠殿、近藤賴母殿、去頃松前屋五郎兵衛を、藤右衛門殿屋敷へ呼寄せ、無理無體に試合を御所望在て、立合に及びし處、御氣の毒にも右三人共、五郎兵衛に御負成されしを遺恨に思ひ、加之萬一五郎兵衛が口外へ出し、此事世間へ聞えなば、大いなる恥辱のみならず、其家の浮沈に關はる事なれば、五郎兵衛を亡者にせんと御三人が相談の上、公儀の御威光にて亡はんと計略れし所、幸ひ當時御町奉行原井伊豫守樣と、右の藤右衛門樣、と云を打消し、是や〳〵默れ太助、此處は何處と心得るぞ、恐多くも公儀の御白洲なり、夫に何ぞや伊豫守抔と申す、此伊豫守を何處で聞たるぞや、惡き奴め、と睨付れば、太助、是は〳〵御憤怒恐入ます、然れど以前も申上し通り、先々委細御聞届け下され、其上御咎は如何樣共蒙りまする、先其藤右衛門樣と御緣者の由、内々使者を以て、と又言掛るを、伊豫守、是さ太助、汝未だ言すか、何を云ても聞分の惡い、兎角伊豫守々々と申すが、此伊豫守に何を申すぞ、言語道斷不屈者め、と怒る脇より伊豆守殿聲高

丈夫にお持なされ、此一心太助めが、今度の儀を申開て上ます、必ずゝ御案じ成さるゝな、と云置き、夫より白洲の正面に對ひ跪踞る。時に原井伊豫守は太助を見て、太助とやらは其方か、其松前屋五郎兵衞儀、人に疵を付し段、先達て尋常に白狀致し、既に死罪と極りし處、喧嘩の次第、其方委細に存じ居る由に付呼出したり、委細有體に申上い、とある時太助は些少頭を上げ、恐れ乍ら申上ます、我々は下郎の身なれば、斯御歷々樣方の御前にて、申上る言語も存じませぬ、又不調法申上候事も御座りませう、其處は下郎と思召し、御用捨の程願上奉る、と云ながら、伊豫守を見、おのれと云顏色にて、松前屋五郎兵衞儀は、前々より私と懇意の者に付、其氣象をも能々存じ居ますが、勿々人に喧嘩抔挑け候樣の者にては御座なく、猶其日は夜の九ッ時頃迄、店にて帳合致居りしに相違なく、亦喧嘩は同夜四ッ時頃と申事、然すれば第一刻限も符合致さず、相手方中立僞なる事明白で御座ります、と云はせも果ず原井は彼を白眼つけ、是や太助、其儀は曩に五郎兵衞が申立たり、然れども段々吟味の末、終に當人の白狀に因て、爪印迄相濟たるを、何と心得居るぞ、不屆千萬なり、と窘付れば、太助は少しも恐るゝ氣色なく、然ればこそ私證據を申上んと罷出しなり、只今も申上ました帳面は直筆なる故、御取寄にて御覽下さるれば相分ります、又外に確然なる證據も持參仕れども、是を公儀へ差出せしならば、

立合の大目付目付中、寺社奉行、勘定奉行を始、公事方役人列座なす。正面には町奉行原井伊豫守、同役橋爪肥前守、少し左の方に大久保彦左衛門殿、黑の頭巾に紙子の羽織を著して出席なり。右の方御緣側には、吟味掛與力、左の方には內藤藤右衛門家來、後藤平助、前並太郎作、今井金兵衛三人、苦氣なる顏にて平伏す。白洲前には松前屋五郎兵衛、見る影も無き體にて跪踞る。又吟味掛の同心は、十手捕索を持て左右に居並びたり。偖原井伊豫守高聲にて、淺草御藏前、家持松前屋五郎兵衛、相手方內藤藤右衛門家來、後藤平助、前並太郎作、金井金兵衛と名を一一に呼上る時、銘々之に答ふ。是は將軍家へ公事人の名を知らせ奉らんが爲なり。夫より吟味始まり、伊豫守高聲に、五郎兵衛其方儀、先日の白狀に依て罪科極り候處、此度大久保彦左衛門よりの申立に付、再び取調ぶる間、猶又有體に申上い、證據人太助とやらは何方に居る、是へ出ませい、とある時に、三家方を始め、何れも一心太助とやら云者、如何なる事を云出すぞと、固唾を呑で聞居らる。其時ハット答へて、一心太助は五郎兵衛の傍邊に平伏す、其體美男にして、肌には大島の綿入を著し、然も俠客の一人とぞ見えにける。太助は五郎兵衛を倩々見て涙を流し、是は五郎兵衛殿、久々にて御目に懸ります、嘸々御難澁御察し申ます、實や御宅に御在成されし時は、下著は絹布な物を御著し成されしに、今此切溫袍、御最愛う存じます、然しお心を

二階に綺麗なる長持一棹、何か大切なる體に据置あれば、早速錠を外させ改め視るに、紫色裾濃の鎧一領、黑糸縅の鎧一領、其外桐の箱に封印したる物有り、此蓋を押開れば、書付二通あり、一通は關白秀吉公より領地二千石の御墨付、今一通は德川公より、領地拜領相違なき趣の御添狀なり。役人共立寄り、是は我々共の見置品に非ず、寫取りて持參せんとて、二通の御書の寫を書認め、町奉行所へ立歸りて、右の書面を差出し、其外には何條怪き事一切御座なく候と申せしに、原井伊豫守之を視て、是社能評議の手懸と、內心に獨笑つゝ、知らぬ顏にて居たりけり。

○松前屋五郎兵衞評定再起の事

斯て將軍家には、大久保彥左衞門よりの言上に依り、松前屋五郎兵衞喧嘩一件、再應取調申べき旨仰出され、今度は吟味の體裁、御直に御聽聞有べき趣上意に付、其段老中より夫々役人中へ達せられしに依り、嚴かに用意を調へて、寬永二年十一月廿一日、吹上上覽所御勝手に於て吟味と相成ける。扨當日は、奧の方御座敷に、御簾靑々と打下げ、三代將軍家光公、御左の座には三家方、尾張大納言殿、紀伊中納言殿、水戶宰相殿、聞役には井伊掃部頭殿、酒井雅樂頭殿、榊原式部大輔殿、伊達陸奧守殿、老中には松平伊豆守殿、堀田相摸守殿、久世大和守殿、其外

近來私曲の處分も有故、今度ばかりの儀に非ず、折々公事の上　聽はあらせられ度事なり、と例もながらの直言を、將軍家にも聞召し、彥左衞門が申事道理なれば默されずと、早速老中誰彼へ上意のあれば、老中より夫々掛の役人へ、五郎兵衞死罪は先暫時延引すべしと達せられけり。又彼の石出帶刀は、大久保殿より內使者を請られしより、內心に甚く驚き、早々に牢屋掛を呼出し、篤と內意を含ませければ、是より後は五郎兵衞の衣類食物其外とも、打て變つて手篤くなし、最寬緩の扱ひに、五郎兵衞樣子を知らざれば、不審ながらも御手當の、厚きを喜悅居たりしとぞ。

○原井伊豫守、密に五郎兵衞が宅を改むる事

斯て伊豫守は、此程松前屋五郎兵衞の御所刑を、暫時延引爲べき旨、老中より達せられしに依り、獨倩々思ふに、此事件は容易ならず、加之一心太助と云者、彼等の樣子を委細に存じ居る由、彼是合點の行かざる事なり。殊に例の大久保より、御直に言上せし趣なれば、彼に白眼れては事甚だ六ケ敷、萬一此儀露顯る時は如何せんと、種々心を痛めしが、左に右先五郎兵衞が家藏共に改め置くべし、然る時は後日申開きの一端とも成べき事もあらんかとて、卽ち役人共へ申付、五郎兵衞の宅へ遣し、家內中一々詮議致すと雖も、怪き事もなし、因て土藏の中を改めし處、

老體をも厭はず、事故有時は出勤さるゝを以て、家光公の御前にても、頭巾道服を著され、又は御殿に於ても杖を御免になり、樂勤にして、奥表の別なく出仕を許されし程なれば、旗本中に竝びなき寵臣なり。扨其日伊豆守殿へ參られし處、伊豆守殿は、又例の老人入來は、何か面倒なる事にても出來せし哉と心配の體にて、早々立出で、是は〳〵御老體、何の御用、と云ながら對面有られしに、彦左衞門殿、然れば藏前の米屋、松前屋五郎兵衞と云者が、喧嘩の事は、今一度調べる樣に奉行へ仰がよからん、と藪から棒に云はるゝは、例乍らの大久保流、伊豆守殿不審顏、何か仔細の有事哉、と問返さるれば大久保殿は、其事件は兩國に一心太助と云者あり、是に尋ねる事ならば理非明白に分るべし、然樣ならばと無造作に、立上らるゝを暫時と、伊豆守殿引止られ、成程仔細も候はんが、五郎兵衞自身に白狀なし、爪印迄も相濟て、切込牢へ下りしなり、夫を再び吟味とは、是迄例の無事なれば、又の詮議は相成難し、夫のみならず大君の、御聞に迄も入れし事、且又其段詮議せし、役人共の手前もあれば、態々御越で御依賴なれど、何分拙者に計ひ難し、御氣の毒には候へども、右の始末を推察あれ、と斷らるれば大久保殿、夫は餘儀なき次第なり、御承知なくば是非もなし、然らば御暇申さんと、立出られし其足で、直樣奥へ登城なし、家光公の御前へ出られ、事件の次第を明細に言上あり、且又公事方役人中、

ず、此彦左衛門が何處迄も助遣るぞ、五郎兵衛が家内へも此由を云聞せ安心させよ、因ては石出帶刀方へ申遣す事有とて、家來を呼寄せ、事件の始末を篤と云含め、頓て使者をぞ立られける。
斯て大久保氏の家來は、牢屋奉行石出帶刀方へ罷越し、執次を以て、今度主人彦左衛門より、御依賴の筋あつて罷出たり、と云入しに、執次の案内にて座敷へ通し、程なく帶刀對面有ければ、扨今度彦左衛門より、內意を申上度儀有て、態推參仕る、御聞屆け下され度と申す時、帶刀、是は〳〵御念の入たる御口上、如何の儀に御座るや、と尋らるゝに、使者然ばにて候、此度松前屋五郎兵衛、喧嘩の相手に極り、既に切込の牢へ下られ候由、然るに手前主人承知込し仔細の候へば、御所刑御伺ひの段は、暫時御控へ下されとの御依賴なり、と述べければ、何樣御使者の趣は、一應承知致したれども、彼は公儀の科人なれば、手前勝手にも相成申さず、然り乍ら五日や七日は、帶刀が計ひにて、隨分日を延置き申べし、其中は必定御心遣是なき樣、御主人へ宜敷申上られたし、と有りければ、使の者申すは、近頃忝き仕合、主人も嘸かし大悦に存ずるならん、然らば御暇仕ると、急ぎ我が家に立歸り、右の次第を申せしかば、大久保殿は大に喜悅れ、夫より早速松平伊豆守殿屋敷へ到られける。此大久保彦左衛門殿は、德川公初代よりの舊臣にて、當時老年に及びたれば、登城もなし難き程なれ共、公儀の御依賴に依り、

一銀十匁　　上酒五升
右は今度、內藤藤右衞門樣御長屋の御病人へ、御見舞として御贈り相成候前書の代銀慥に請取申候　以上
月　日　　萬屋平兵衞　印
一心太助殿

とあり、太助は之を請取つ、直に此家を立出て、轊子坂なる大久保家へ、足を遙めて走行ぬ。

○大久保彥左衞門殿石出帶刀方へ使者を遣さるゝ事
幷御殿へ登城の事

斯て一心太助は、夫より大久保彥左衞門殿の屋敷へ走行き、勝手口より案內を乞ければ、直樣居間へ通れとの事に付、奥へ入し所、遙か彼方にて彥左衞門殿、是へ〳〵と仰せければ、太助はハット近寄時、如何ぢや證據に成るべき事ありや、と云るゝに、猶又側へ進寄り、ハイサ彼の方委細の樣子を見屆ましたが、斯々箇樣々々の次第にて、全く旦那樣の御推察に相違御座りませぬ、因て何分宜敷御執成願上ます、と云に、何ぢや、某が推察の通と申か、然らば一々聞に及ば

外に、内田近藤御兩氏が、當家に於て松前屋五郎兵衛事を相手となされ、劍術試合致されしに、如何せしにや渠めに打負け、大なる恥辱を請しかば、主人を始め御兩人とも、世の外聞も惡ければ、其意趣返さんためにとて、態と我々三人が身に少しづつ傷を著け、渠を喧嘩の相手と言立、御奉行原井と密に策り、首尾よく渠は無實の罪に墮入れたる事なれば、切込の牢へ入られたり、其傷料は銘々に、十五兩づつ貰へども、猶落著の上からは、又十五兩づつ賜はる積、ひよんな事から我等の仕合、希代な果報も來るものと、始終の樣子を空然〳〵と、物語るこそ愚鈍なれ。太助は是を聞濟し、心の中に然社と思ひ、夫は近頃御仕合、お羨ましき次第なり、其首尾成就した上は、澤山御馳走なされませ、樂しみお待申ます、然らばお暇いたさうとて、立上らんとなせし時、侍士共は口々に、今我々が云し事、必ず〳〵他言は無用と、堅く口止したりしかば、太助は委細承知とて、其儘此所を歸去り、以前の酒屋へ立寄て、先刻求めし酒代の、請取書を貰ひ度と、主人に逢ひて申すには、唯常體の受取書は、若も間違が有た時面倒なれば、此通り認め呉れよと、鼻紙へ下書を認め差出すに、主人は是を手に取て、聊か不審の體もなく、直に書て渡しける、其文言、

覺

され、と障子を明れば、彼三人は打驚き、夫又太助が來るぞと、屛風の中に走入り、周章狂うて轉ぶやら、夜著引被り這込めば、尻の出たるも知らぬあり。其現狀の可笑さを、太助は、態と驚きたる面色なして、是は又如何成されたる御事や、マアお靜に成されませ、と云れて以前の若侍士は頭を搔て、否何さ貴樣の呉れた酒肴、過して大に廻されたりと、空嘯いて云けるに、太助は中へ上込み、是貴君方は恨めしや、何故御懇意の私に、事をお隱し成されます、御病人がござる由お話し故に、此頃の不漁を厭はず、身代を振つて少細なお見舞を差上たるに、全くはどうか虛病の御樣子なり、今私が來るや否、誰方で有やら周章しく騷ぎて、彼方へ迯込れしは、何か仔細がござりませう、と詰付られ、武士は只返答に差迫り、是々皆々太助ぢやわい、苦う有るまい、爰へ出て禮を言れよ〳〵、と聞て三人は十分に熟醉の上、夜著抔へ潛込たる事ゆゑに、皆茹立の蛸めきて、湯氣にもむせぶ有樣に、堪へ兼たる事なれば、御免〳〵と這出し、別に障もござるまい、太助なりせば大丈夫と、面目なげに立出て、イヤモウ太助、何ともはや面目次第もなき仕合せ、夫に馳走の酒肴、實に大醉いたしたり、偖内實は語るまいと思うて、是まで祕したが、其方なれば話すに依て、決して他言はしてくれな、万一外々へ知るゝなら、此方共の身の上に係はる大事、洩らさぬ樣に賴むぞ、と云は餘の儀にあらね共、身共が主人と其

入る、何此敷の小魚は、日頃お出入致居る、御恩報じの百分一、まだ〱序に私も、病氣の全快し慶に、御酒も一盃上ませうと、早速近所の酒屋へ行き、我は一心太助なりと名乘て、上酒五六升注せて又も持來り、以前の魚を取出し、料理からして煎炙迄、何くれとなく賄ひ置き、扨今日は外樣にも、少ゝ用事がござるにより、是から御暇申ます、御病人樣へも宜敷樣お傳へ願上げまする、隨分何かを御大切に、御養生こそ專一なれ、と立んとするを、先待れよ、是は餘りに忽ゝなりと、止むる袖を振拂ひ、又明日も參るゆゑ、其節緩ゝ御談を伺ひませうと、匆匆に立上りつゝ出て行く。夫より密に裏口の方へ廻りて、椽出の小陰に忍び、部屋中の動靜を窺ひ居たりけり。扨も彼若侍士共は斯とも知らず、太助の進物を深く悅び、計らずも酒に有付しぞ、是々平助殿太郎兵衞殿、皆々爰へ出給へ、最早太助は歸りたり、と云をも待ずに三人は、屛風押退け徐々と這出來り、ヤレ〱暫時の間とは云へ、實に窮屈な思を致したり、其替りには存寄らず、酒肴の馳走に預るのみならず、此頃の不漁に、魚の口に這入とは、流石太助の俠氣と、賞つ賛つ圓居して、獻つ酬れつ酒酌交し、醉酣に及びしかば、一人が言へば一人が語り、互に密事を話合ひ、遂には興に乘じ來て、唄ふもあれば踊るもあり、大事の其身を持ちながら、前後も忘却て打興じ、騷ぎ廻るぞ笑止なる、玆に太助は最前より、是等の樣子を聞屆け、御免な

教殿は、一心太助の依賴に依て、松前屋五郎兵衛の身の上を引請らるゝに、猶彼の日の形狀より、一伍一什の樣子を聞かれ、又密々に手段を考へ、其旨太助に申付られしに、太助は悅び大方ならず、時日延引致さぬ樣、御取計ひ下されたしと、只管願ひて立歸り、早速其日の夕方に、小魚少々携提つゝ、彼内藤家の屋敷へ行き、日頃出入の事なれば、遠慮もなしに御門を通り、長屋へ行て機嫌を聞けば、長屋の者共立出て、是は太助か珍しやと、云に太助は頭を下げ、然れば當時私事、兎角不快の打續き、暫く家業を休み居り、昨日よりして徐々と、又々始めましたれば、御無沙汰見舞旁々に、御機嫌伺ひ申します、皆樣お變り御坐らぬかと、知らぬ振にて尋ぬれば、壯者共は口輕に、否々此方にも先日より、些少病人が出來たり、然れど是には仔細のありと、彼の松前屋五郎兵衛が藏前通りの闇がりにて、侍士どもへ喧嘩を挑け、疵を負しが元となり、病氣を發し今以て、全快致さず那通り、屛風の陰に臥て居れり、實に思はぬ災難に、逢もの哉、と打話すに、太助は態と驚きたる樣子を爲して、夫は嘸お困難なさる事ならん、是は幸ひ持合せ參りし物では御座れ共、お見舞申せしお證に、差上ますと小魚を、種々其所へ持出すに、侍士共は打歡び、是は思はぬ心配を懸て、氣の毒千萬なり、貴樣にはまだ、先月も二三貫文借のあり、其上斯樣の遺物貰ふは、痛入たりと、頻りに禮を述べければ、其お禮では恐れ

保殿、ヤレ短見るな、と聲を懸け、太助の右腕取らるれば、否々御止下さるな、此太助めは頑固者、人に一旦依頼れし、事を承引上からは、勿々後へは引かれぬ氣性、今度の事件も引請し上は、願を叶へる心、然るを今の御挨拶、御情ないとは思へ共、外に仕方も有らぬ身の、何とて此儘歸られませう、依て只今私は此所にて相果て、五郎兵衛の家内へ言譯仕る、太助只今町人と零落ても、其舊は天晴御武家の草履取、渠等が不便の愛情に差迫られて、闇々と傍觀を爲て過されず、故に覺悟を致します、と裏に主人を怨むなる、語巧みに云けるに、彥左衛門殿膝を拍ち、是は近來老人が、粗忽の事を申たり、實に道理なり、コリヤ太助、汝の心體美しし、彥左衛門が其願承知致した、安心して逸立歸れと、淸潔云はれし程に、太助はハット思はず知らず飛退り、有難淚に暮れけるが、サヽ然樣なら御引請下さりますか、御殿樣、あら有難や嬉しやと、我が身の罪を遁れし如く、勇み進んで禮を述べ、喜悅ぶ心ぞ賴母しき。

○一心太助、內藤が長屋の者へ、病氣見舞として酒肴を贈る事
幷太助酒屋より、酒代の受取書を取る事

慈善の心は仁義より出で、積惡の心は奴隷より起ると、宜なる哉。專ら仁道の聞え高き大久保忠

御願と申す儀は、と彼の松前屋五郎兵衛が、無實の科に陷入りて、切込牢へ入られし事件の顚末物語り、渠の妻子の者共が、涙に暮て途方に迷ひ、私懇意の事故に、何卒主人五郎兵衛を救ひ呉よと縋付き、只管依賴を請しかど、外に何共詮方なく、御殿樣へ願上げ、此儀御助け下さる樣にと、是迄參上致せしなり、眞實以て五郎兵衛と申す男子は、性質正直律義の者にして惡き行無き事は、私元來承知して居ります故に、御慈悲を以て御助け下し置かるゝ樣、偏に願ひ奉ると、例の太助が俠客氣で、一心籠て申にぞ、彥左衛門殿良暫し工夫有しが點頭かれ、成程不便な願なり、然れど此儀は叶ひ難し、何故なれば、彥左衛門今少々も壯からば、我から進んで、望みても身に引請て取計ひ爲まい物では無けれども、今歲七十餘になれば、此な大事を引請て、萬一仕損ずる事有らば、本人は云迄もなく、家族の迷惑如何ばかり、殊に世上へ此老夫恥辱を暴し、萬人に指を指れて、那見よと笑はれん事口惜し、加之是迄の忠勤も功名も、皆水の泡、爰の道理を聞分て、不便ながらも此願、相叶はぬと云て呉れ、一酷老夫と思はうが、是や老人の僻なりと、云放されて今更に、太助も餘儀なく思ひしかば、渠等不便に存ずれども、此上願ふ詞もなし、然らばお暇申ますと、云つゝ爰を立出て、緣の傍に佇みしが、豫て用意や仕たりけん、肴鉋丁取出して、諸肌押脱覺悟を極め、已に自殺と見えし時、後の方より大久

動くな、と云捨て、奥へ駈込で主人へ此由告ければ、彦左衞門殿、是には何か仔細ありと、敏くも樣子を悟られしが、態と立腹せし體にて、憎き奴哉、大恩も忘れて無禮至極なる雜言申すは、其儘に捨置かれぬ、と立上り、自身に厨口へ出向ひ、是々太助、其方は當時魚を賣りながら、買はんと云へば此方は、小旗本ゆゑけふ日の鯛は、我等が口には入らぬ抔と、種々惡口なせしよし、我が舊恩も忘れしか、不屈者め覺悟をしろ、手討に爲すぞと、威猛高に罵らるれば、ハアハット太助は頭を地に付て、先々御待下されませ、成程惡口雜言は申上しに相違なし、然し是には仔細あつて、御目通りを願ひ度存ぜしなれ共、只今は町人の身の悲しさは、卽時の御目見え願ふとも、容易に御逢もあるまじと思へば、態と惡口を申上たる事なれば、元來強氣殿樣故、必定御直の御成敗、其時こそは御目通り仕らんと存ぜし故、憚り乍ら斯樣に計ひたるに、其如く御機嫌のよき御顏を見上ましたは、恐悅至極又有難く存ます、何卒今度の御願を、御直に御聞下されませ、と思入たる有樣に、大久保殿は熟々聞かれ、莞爾々々、是は又彦左衞門を、太助めが一杯計に掛居つたな、舊の家來ぢや、苦しうない、奥へ參れと言捨て、徐々立て入らるゝに、太助は大に打歡び、是は〳〵有難し、然らば御免し下されませと、後に續いて奥へ入り、居間へ通れば、大久保殿も褥に著かれ、コレ太助、願の儀とは何成事ぞ、と尋らるれば太助は畏み、其

體にて、盤臺へ大鯛二尾を入れ、之を擔ひて、舊の主人大久保彦左衞門殿の屋敷へ行き、久々にて門口を音信ければ、折柄今日は御客來にて御饗應有けれ共、此程嵐後の事とて、諸方を求めても鰯子一尾もなき大濕氣故、大いに困入りし處へ、以前家來なりし太助が魚賣となりて、大鯛二枚を持來りし社幸ひなれ迚、之を購求んと若侍士立出て、珍らしや太助、其鯛は當家に買取るに付、置て參れ、と無人望云故、太助は打笑ひ、夫は有難き事ながら、先日中の大暴風にて、今日は河岸中探しても、此大鯛が只二枚、何して〳〵此方の樣な、小旗本の口などへ這入る物ではござりませぬ、マア〳〵廢止に成されませ、と云を侍士は半分聞かず、否何と申ぞ、ヤイ汝不屈なる事を吐し居る、今一言も云て見ろ、手は見せぬぞや眞二つ、と刀に手を掛け進み寄るを、太助は猶も打笑ひ、是は又強い御短慮な、小旗本と申た迚、人を切るとは飛だ事、其な威しに此太助は、驚く男ぢや御座りませぬ、能考へて御覽なされ、實にけふ日の此鯛は、百や二百の小金では、容易に買へる品でなし、夫故小さな旗本の御身代では、無徒事と存じて申上ました、と云ふに猶々若侍士、聲荒らげて罵る樣、汝種々吐しをる、前年中の御恩も忘れ、斯く惡口を申とは、畜生にさへ劣りし奴、最斷忍はならぬぞ、と力身て見ても、太助は舊の家來と云ひ、又主人には格別心に叶ひし者を、何分にも、一己の了簡にて切棄るのも如何かと思へば、其所を

なしたら能からんと、腕拱きて倩々と、暫し思案を回せしが、不圖心付、イヤ四郎兵衛殿好事有り、私が元の御主人大久保彦左衛門樣は、御慈悲深き御人にて、然も下方々々へは別て憐みを懸らるゝ事なれば、我が身命を抛つて御願ひ申上るなら、千に一ツは御聞濟成さるゝ事も有らうかと存ずるなれば、兎に角に一度お願ひ申て見ん、と最深切なる詞を聞き、女房始め番頭四郎兵衛、其他の者も倶々に深く悦び、何分にもお依賴申す、と云傍から、悴五助も手を合せ、嬉しき儘に辭も出ず、只幾度も頭を下げ、太助へ對ひ辭儀をなす、子供の心も察すれば、太助も專堪り得ず、然らば是より些小とも早く、大久保樣へ罷出、とは言ものゝ斯樣に、容易申せど先方で、萬一も御承知なき時は、と又も小首を傾けしが、何は兎もあれ速かにお願ひ申した其上で、好分別もあるべしと、暇乞さへ怱々に、出行く太助を女房始め、皆一同に伏拜み、何卒此方のお盡力を、諄々お賴み申ますと、云聲さへも後になし、太助は急ぎ出て行く、俠客心意ぞ賴母しき。

○大久保殿へ太助面會の事幷彦左衛門殿太助が願意を聞屆らるゝ事

却說太助は、身に請引て五郎兵衛を救はんものと、例の一心に思ひ定めしより、態と魚賣の身

裏の雪駄を穿て、魚は供の男に携せ、己は只觸歩行計りなり。然るに此頃風邪に侵され、暫らく家業を休み居たるが、最早全快にも趣きたり迚、例の通り一人の男を供に連て、淺草御藏前を通りけるに、松前屋五郎兵衛が家は商賣も休居り、何か混雜の體にて、中には女子兒の泣聲頻りに聞えければ、太助不審に思ひ、近所にて樣子を尋問に、五郎兵衛は先夜何方かのお侍と喧嘩をされ、先方の人へ手疵を負せし其罪に依て入牢を申渡され、家へは那通り締りを付られ、何共氣の毒千萬なりと話すを聞て打愕然、偖々夫は以の外の事なり、私も隨分知己の中故、一寸行て樣子を聞かんと、教へし人に禮を述て、松前屋の裏口に廻り、御免なさい、と戸を明て中に入見れば、女房は只泣伏て面も得上ず、奥より何御用なるやと、番頭四郎兵衛立出けるに、太助は腰を屈めて、只今大略の御樣子は近所にて承りしが、今度不慮事が出來たとか申事、定めし皆樣御心配なさるゝ儀と御案じ申し、一寸御見舞申たりと、聞きて四郎兵衛打喜び、是は是は太助殿、能こそ見舞て下されたり、其仔細は彼樣々々と、始終を委細語りければ、太助は大いに驚きつゝ、ヤア五郎兵衛殿には覺も無き寃の罪に陷されて、切込の牢へ入れられたりとな、夫には何ぞ證據でも有れば格別、然もなき者を拷問に掛け、强て罪に陷いれ、切込の牢へ入しとは、扨々口惜き次第なり、又切込の牢へ入し者は、生て歸りし例なしとか申事、ア、如何

るに天晴なる器量あり、就ては今金子五十兩與ふる故、以後は大小を購ひ、身行裝して何方へなり共大名衆へ奉公せよ、然らば五百石や千石は領する樣にならるべし、是汝が身の爲を思うて申聞かすなれば、惡からず承知なせ、と懇篤に申されしに、太助頭を垂れて、有難き仰、身の面目に餘り候、併し乍ら私事、未だ前髮の中より御恩を蒙り、今更祿高などを望む志操聊かも御座なく、誠に男子は二君に仕へずと申せば、假令お草履取仕り居り候迄も、御當家に御奉公申上候こと、千石二千石を領する身分に相成よりも幸福に存じ居れば、此上とも御不便を加へられ、是まで通り御使ひ下さるゝ樣いたし度、と兩手を突きて演けるに、彦左衛門殿之を聞かれ、其方の志操は然も有らんとは豫て思ひしが、其方の出世する事故勸め申たり、如何樣とも心の儘になすべきなれども、我等如き貧乏人に仕居りては、一生運を開く事なし、能々勘考して見るべし、と押て仰せられるに、太助今は是非に及ばず心を定め、ハッハ諄々も有難き御意見、然樣なれば仰に隨ひ、今日御暇を頂戴度候、併し二君に仕へ候事は存じも寄らず、何とか一身の世渡も仕るべし、又御用もあらば御使ひ下され度と、名殘惜氣に暇を取り、馴し屋敷を後に見て、悄々となし立出ける。扨其後兩國邊に家をもとめ、魚賣を家業として、毎日市街を賣歩行しが、其風體尋常の魚賣と違ひ、淺黃縮緬の長股引に、秩父小紋の單物抔を著し、五枚

底殊勝なり、然らば爪印致すべし迚、口書へ爪印を捺させ、是を差出せば伊豫守請取られ、夫より公儀へ右罪科の次第を言上に及び、五郎兵衛は直に切込の牢入を申付られ、御所刑の日を待居たり。然るに彼四郎兵衛は、此日も牢舍を音信しに、斯の次第を聞くものから、寃の罪を身に受けし、主人の心を推察なし、涙に胸も張裂く計り、其儘主家へ馳行きぬ。

○一心太助俠客之事

斯て番頭四郎兵衛は、藏前なる五郎兵衛が宅へ歸りて、事の始末を細々と、涙乍らに物語れば、妻は胸のみ轟かれ、一子五助を抱きつゝ、呀と計りに泣伏て、前後正體無かりけり。其頃兩國邊に住居を爲す太助と云へる者あり、其爲人は正實にして慈悲心深く、加之俠客の意氣を帶び、丈は六尺に餘りて色白く、身體肥たる大男なりしが、人を救ふに我が一心を以てし、强きを押へ弱きを助け、事に臨んで果さずと云事なかりしかば、誰云となく一心々々と呼爲故に、稱けざれ共異名となり、一心太助と云しとなり。此素性を尋ぬるに、元二千石の御旗本、大久保彦左衛門殿へ奉公し、草履取を勤めしが、生來正直律義の者故に、殊の外彦左衛門殿の氣に適ひ、何事によらず此者を使はれしが、一時彼太助を膝下へ呼寄られ、仰けるは、扨其方も、永々使視

月も影だに見えざりき。既に其夜も明放れ、十月廿一日の朝日も高くさし昇り、四時の時計を合圖にて、又も法庭へ引かれ行く、影さへ薄き五郎兵衛は、今日しも覺悟の土壇場に、坐る心の愍れさは、屠所の羊に異らず、漸く砂利に蹲踞れば、例の如く正面に、奉行原井は威を示し、與力同心は左右に居並み、傍邊に飾る責道具は、罪無き身にも何となく、心を冷す計りなり。斯在し程に石出帶刀は大音揚げ、五郎兵衛承れ、上の御慈悲を以て、是迄種々と欺し賺して詮議に及ぶと雖も、今以て白狀致さず、依て今日は、猶又嚴しく拷問に掛け、是非白狀させずば置く可きか、如何々々、と詰寄て、猶空言を申立て、時刻を延さば身の爲に宜かるまじ、尋常に申上よ、と責問ふに、五郎兵衛思はず齒嚙をなし、無念は骨身に徹へつゝ、五臟六腑も裂かるゝ如く、口惜涙に暮けるが、良在て氣を取直し、豫て覺悟の今日なりと心を定め頭を上げ、恐れ乍ら申上ます、是迄公儀の御慈悲も辨へず、彼是と申祕みて、其罪を遁れんものと存ぜし處、天罰爰に窮りて、祕し果する事ならず、罪を犯せし始末がら、只今白狀仕る、實は彼の夜の騷動を起して、御武家へ傷けしは、全く私爲せし事、聊か相違御座なく候、因て如何なる御刑罰に行はるゝ共、決して御怨み申間數、と明細に白狀なしければ、帶刀近寄り、彌ゝ夫に相違なきや、と推て糺しけるに、尤も白狀仕り候上は、相違御座なく候、と答へければ、然も有るべし、白狀の心

受けし五郎兵衛は、只歯噛をなし、假令肉裂け骨碎くる共、元來覺えぬ罪科を、爭で此身に引請んと、遉は武家の生立なれば、然のみ驚く氣色もなし。然れど漸次に心身疲れ、兩膝よりは血流れて、面色自然と青褪かへり、礑と後方へ倒るれば、石出帶刀進出で、夫五郎兵衛が氣絶したり、水を注げ、と聲を懸け、石を下して介抱し、其日は獄屋へ引下らる。爰に松前屋の番頭四郎兵衛は、此程主人五郎兵衛が不慮の罪にて召捕られ、囚の中に繋がれしを、天に託ち地に怨み、泣きつ怒りつ思ひ侘び、案じ暮して夜の目さへ、合さぬ迄に歎きしが、何やら一人工夫なし、牢番人に賄賂し、日毎々々に牢屋へ立入り、密に主人に面會して、形狀を篤と尋るに、度々白洲へ引出され、酷き責苦の重なるものから、肉落ち身體疲細り、目も當られぬ景狀なるに、專歎は增しながら、未だ日月は地に墮ず、頓て無實の濡衣を、干す日のなどか無からんと、賢勝しくも慰めけり。五郎兵衛も日々夜々の責苦に疲れ、一夜熟々考ふるに、今は我身の一命も消えなんとする果敢なさに、只怨むらくは旗本の三家が非義の仕業ぞと、思へど今は詮方なく、此上猶も白狀せず、無慙の苛酷を身に請けなば、我身一人の上ならず、一子五助が身上迄、憂目を見んも計られず、寧無實の罪科を、我身に引請け白狀して、御咎請るが勝しならんと、心に問ひつ心に應へ、業惱苦慮を打回し、天を仰いで歎息すれども、假の獄屋に闇き身は、曉明天に殘りたる、

不居至極の事なり、爰は何處と心得居る、天下の理非を糺し、萬民の曲直を判決する場なり、重て陳ずれば罪科を重ぬるぞ、眞直に申上べし、と威儀猛く云はれし時、彼の手負の三人は、苦しき聲を出して、御奉行樣へ申上ます、私共へ斯の如き手疵を負せましたは、全く五郎兵衞に相違ござなく候、只今迄一々申上るさへ、此疵の爲に息苦しく、實に堪へ兼ます事故、何卒暫時休息を願上奉ります、と然も苦し氣に言ければ、伊豫守には、是は道理の次第なり、其方達萬一も只今絶命致しては、取調に大いなる不都合を生ずるなり、願に任せ、其方どもは主人藤右衞門方へ預置くべし、隨分養生を致すべしとて、手負三人は内藤家へ送られける。此時伊豫守五郎兵衞を睚眦られ、如何に五郎兵衞、格別の慈悲を以て斯穩かに裁判をせしに、未だ白狀致さゞる上は、石出帶刀が手に渡し、拷問に懸ても白狀さするが、如何なるぞ、と叱らるゝに、五郎兵衞は平身して、是は思も據らざる仰を承り候、私覺之なき事を申上候以上は、如何程の御責苦に逢ふとも、毛頭白狀仕る樣之なく候、と申上けるに、伊豫守聲荒らげ、此上は是非に及ばず、夫拷問に掛よ、と指揮の下より與力同心、はつと答へて、三角なる石を並べ、五郎兵衞を此上に据ゑ、膝には二十貫ばかりの大石を抱せ、めり〳〵と挫ける程に之を搖り、是にても白狀せずや、尋常に申上てお慈悲を願へ、と見るも無慚の苛酷の責苦に、寃の罪を身に

○原井伊豫守御役宅にて、喧嘩評定の事
并五郎兵衛苛酷の責に因て、冤罪に伏す事

時に寛永八年六月廿日、松前屋五郎兵衛は、身に覺なき罪を受け、町奉行所原井伊豫守御役宅の白洲へ引出さるゝに、正面には原井伊豫守、左右に目安方與力同心、十手早繩を執りて威儀嚴重に居並びたり。五郎兵衛は御縁端近く、砂利の上に引据らるゝに、伊豫守聲を掛られ、五郎兵衛とは其方なるか、昨夜淺草御藏前に於て、旗本内藤藤右衛門家來共通行せし砌、突然喧嘩を挑け、剰さへ刃物を持て手疵を負せ候段、相手の者ども訴出る條、不屆千萬の至なり、彌々其に相違之なきや、尋常に申上べし、と有ければ、五郎兵衛頭を上げ、恐れ乍ら申上候、昨夜御召捕の節も、手前番頭四郎兵衛と申者申上候通り、私儀は四ツ時過迄店の張合を仕り居り、御召捕の節は、寢床へ入り候ばかりにて、斯る喧嘩の有りし事は夢にも存申さず、是は定めて人違ひか、然なくば外に仔細の御座候事か共存じ候、と演けるに、手負の侍士進出で、否此奴、僞を申すな、斯なる上は如何祕しても遁るゝ事はならず、速かに白狀せよ、との言語に、伊豫守領首き、是や五郎兵衛能聞けよ、汝人を傷めて、今となり口前の方便を以て之を遁れんとは、

はりつゝ、十手振上げ〳〵奥の方へと走入り、主人五郎兵衞が、寢所を追取卷き、汝動くな、只今此表通にて侍士共へ喧嘩を仕掛け、刃物を持て手疵を負せしよし、不屆千萬なり、依て我々召捕に向うたり、尋常に御繩を受よ、と云や否、突然高手小手に縛しめける。元來五郎兵衞は劍法を心得たる者なれ共、公儀へ對し役人に敵對ひすれば、其罪遁れ難き事を思ひ、假令一旦は繩目に懸る共、身に覺なき咎なれば、爭か恐るゝ事や有らんと、靜に繩を蒙りしに、女房子供は取縋り、番頭四郎兵衞は疊に伏し、御役人樣方へ申上げます、當家の主人は只今店の勘定の帳合を濟ませ、寢みました計りの處にて、全く喧嘩抔を致し候覺一向御座無く候、是は何かの御間違には候はずや、と涙を流して申しけるに、捕手の役人は耳にも掛けず、其方が申譯、此場にては立難し、其儀は御糺問の節罷出て申開くべし、と繩付の五郎兵衞を引立て〳〵出行かるゝに、家内の者共途方に暮れ涙は瀧の幾千筋、落て流の行末は、如何なる憂を相見んかと、泣沈むより外ぞ無き。

は此事を豫て内々承知爲れたる故に、其は何者にもせよ、其儘には捨置かれず、内に入れて樣子を取糺すべし、と近習の者を以て仰せければ、門番畏つて門の潜を開け、内へ入れて白洲へ廻すに、就中後藤平助は、苦氣なる聲をして、私共三人、只今淺艸御藏前を通掛り候處、松前屋五郎兵衞と申者に行會し折、彼道を遮り難題を申掛け候故、是を避けて過ぎんとすれば、却て無法の擧動を致し、甚だ無禮を働き候に付、直に切捨てんと存じたれ共、後日主人よりの咎を恐れ、無禮を忍び遁去らんと行過けるに、思も寄らず刃物を以て此通り切掛られ、只今途方に暮て無念を押へ、夜中とは云ひ憚り乍ら、御役所迄走り參り候、何卒御憐愍を以て、御助け願ひ奉り候、と三人平伏爲ければ、伊豫守聞召され、町人には不屆至極なる擧動なり、早々五郎兵衞を召捕て詮議せんとて、早速與力同心を召寄せ、右の趣申付らるれば、與力同心畏つて、直に十手捕繩の用意を爲し、御藏前なる松前屋方へ赴き、表口の戸を碎くる計り打叩きけるに、只今寢入たる許りの番頭四郎兵衞、何事やらんと起出て、此節物騷なれば、店は四時限に締を付け候、若飯米の御用にも候はゞ、明朝御出下さるべし、と斷り云ふに、否々然樣の者ではなし、只今町奉行所より、急御用の筋有て罷越たり、爰を明よ、と急けるに、四郎兵衞は不審晴ず、眼を擂り潛戸の締を解き引明るを、疾や遲しと捕手の者共は、破落々々と込入て、上意々々、と喚

直樣主人の前に進出で、内使の首尾全うせし始末を委細述べけるに、藤右衛門は打悦ばれ、近習の中後藤平助、前並太郎作、今井金兵衛の三人を呼出され、其方共は日頃能忠勤仕るゆゑ、此度内密の儀申付るなり、其次第は、態と少々身中に傷負け、喧嘩を爲て薄傷を負たる樣に裝ひ、町奉行原井方へ駈込、松前屋五郎兵衛を、相人と言立て、渠に罪を受させんとの謀計なり、此事能仕果せるに於ては、褒賞として三人へ、金子十五兩宛差遣すべく、萬一外々へ知れては一大事の事故、近臣の其方共へ申付候なり、主人を大切に思はゞ是を承引け、首尾よくはからひ申べし、と示されしに、三人は元來貧苦の者共なれば、金子の餌に目も眩れて、委細の仰畏り候なり、何とて辭退仕らんと、一同承引て表へ立出で、思ひ／＼に、少々づつ身中に傷を著け、率是にて宜しと仕度を調へ、日の暮るゝを今や遲しと待居たり。頃は六月の中旬にて、晝の暑も暮れる日に、涼風袖を吹通ふ、漫歩の人さへも、漸跡絶えたる四時過頃、彼原井が門前へ、髮はおどろに振亂し、衣服は裂れ血に染し三人の侍士走著き、大聲に喚はる樣、何卒お助け下されたし、嗚呼苦しや、と門の扉を叩き、息も絶氣に叫びけるに、門番の者打驚き起出て、内玄關の雨戸の外より、只今喧嘩の相手と相見え、御門外に走り參り、御慈悲を以て御助け下さるべしと迫居り候が、如何取計ひ申べきや、と訴へたる、其聲大いに高くして、奥向までも聞えたるにより、伊豫守に

時は旗本三家を闇々と失ふ事に立到らん、是ぞ金鸞窮して蟻螂の爲に苦しめらるゝが如し、嗚呼時なる哉、節なるかな、哀れ愍然には候へ共小の蟲を殺して大の蟲を助くるに若くことなし、依て此儀は某一身に引受て、三家を救ひ參らすべし、斯なる上、萬一密計露顯候期は、某見事切腹して、公邊へ申開き致さん、主人並に外兩人へも、安心有べき樣、速かに立歸りて申されよ、と斷然請入られしかば、重兵衛思はず雀躍して、是は有難き御事なり、早速罷歸りて申上候はん、御緣者樣の御好、呉々有難く存じ奉る、とて、足さへ地には著かぬ計、悅び勇みて立歸れり。

○三人の手負、町奉行所へ駈込む事幷五郎兵衛召捕らるゝ事

燒野の雉子夜の鶴、子を思はぬ親は無けれ共、寵愛過れば其子愚鈍に成長ち、大切餘れば其兒虛弱なりと。町奉行原井伊豫守の女お里と稱るは、曩に內藤藤右衛門方へ嫁入し、夫婦和合く、親族の交際厚ければ、伊豫守は一方ならず是を愛悅びて、月日を樂しく送られしに、今度斯る不慮の事起りしより、始は堅く斷りて、其依賴に應ぜざりしが、後竟には女の愛情に繫がれ、內藤家斷絕を痛く愁ひて、魯鈍にも心迷ひ、正路を踏外し、役儀を打忘れ、直を曲げ曲れるを暢し、汚名を後世に殘す事、實に是非もなき次第なり。彼用人重兵衛は、取急ぎ內藤の屋敷に立歸り、

武家一統の面目に係り候儀故、今度斯様々々に御取計方御依頼成され度、私其仰を承知り罷出候なり、何卒御憐愍を以て、御旗本三家を御救ひ下され度、偏に願ひ上候、と頭を疊に摺付て、只管に頼みけるに、伊豫守暫く思案有て、藤右衛門始より申越さるゝ趣、嘸かし殘念なるべし、然ながら此儀、緣家より内々の依頼を受け、伊豫守取計ひ候ては、役柄へ對し何分相濟ざる儀に付、氣の毒ながら此事件は、何とも取計ひ難し、因て早々立歸り、此旨主人へ申されよ、と案に相違の返答に、重兵衛は大に當惑し、然れば如何樣に願ひ候ても、此儀相叶ひ間敷や、と押て問返せば、伊豫守莞爾として、云ふに及ばず、某苟くも町奉行の任を蒙り、天下萬民の理非を正し、曲直善惡を裁判する役に居ながら、斯る私の依頼を受け、屈曲の取扱ひを爲すものならば、世上は暗昧となり、天下の盛衰治亂の堺、是より起る所なりと、事理明瞭に解示されし故、重兵衛は額に汗を流し、只沈默して始終を聞畢り、頭を撫て感歎し、仰せられ候段、委細承知仕り、御道理至極に存じ、此上は何とも申上べき詞之なく候に付、仰の趣立歸り、熟々申上べく候へども、嘸や本意なき事に思され候はん、然にても是非なき仕合なり、最早御暇仕るべし、と悄々として立上る。時に伊豫守再び聲を掛け、ヤヨ重兵衛暫く待つべし、某篤と勘考爲すに、三人の面々是を聞くなれば、必定切服をも致さるべし、然る

○町奉行原井伊豫守へ笹重兵衛主人の内意を申述る事

扨も内藤藤右衛門が家老笹重兵衛は、主人の申付により、町奉行原井伊豫守方へ赴き、案内を乞ひけるに、執次の者立出で、内玄關に通しける。時に重兵衛丁寧に申樣、今度主人藤右衛門より、内々御依賴の筋之あり、推參仕りぬ、御用多の御中、恐入候へ共、御逢下され候樣御執次願ひ上候、と述ければ、執次の者、此趣旨を伊豫守へ具に申述しに、何内藤の家來重兵衛が來りしとや、渠なれば苦しからず、是へ通すべし、との事により、執次の者案内にて、重兵衛奧の間へ打通り、一禮を述べ、偖主人藤右衛門樣より、今般差掛り御依賴申上られ度儀之あり、私事御目通の上、御直に申上候樣仰付られ候間、推參仕り候、憚り乍ら御近習の衆を、と尻目に見て、何やら言象し體に、伊豫守は夫と察し、近習の者ども次へ立て、とて人々を遠避られしに、重兵衛は進出て、不慮の事を申上るも如何に候へ共、主人藤右衛門樣御門前に、松前屋五郎兵衛と申す米渡世の者、近來劍術の道場を開き、近所の者共を集め稽古致候を聞及ばれ、内田内匠殿、近藤賴母殿の勸めにより、五郎兵衛を稽古場へ召出され、劍術試合成され候處、誠に面恥かしき事乍ら、一同渠に打負け、辛き目に逢はされ候故、此儘に打過置候ては、御家の瑕瑾而已ならず、

に爲べきに、呉々も殘念なり、と齒噛をなして怒りけるを、重兵衛は是を宥め、御立腹の儀一應御道理に候へ共、若も只今渠を打果され候時は、却つて事六ヶ敷相成、大害を醸し候も計り難く、然有時は、第一御家の爲、後々も宜しからずと存じ、態と御止め申上、渠を立退せ候なり、縱令只今渠を御免し相成候ても、此後如何樣とも成され方御座有べくに付、先暫時御勘辨下され候へ、と漸々に申宥める其暇に、打惱ませられし内田近藤等は、頭を撫で腰を摩り、苦々敷體に起上りて、兩人齊しく口を揃へ、是は重兵衛の取計ひ、我々が思ふ所に至極せり、併此儘に打過候ては、先生の御名前にも拘り、世間へ面目も如何なれば、其は斯樣々々に取計ひ然るべしと、何やら密細に囁きしに、藤右衛門は手を拍て莞爾と笑ひ、そは此方に罪を受けずして、渠を亡すは必定せり、と重兵衛に打向はれ、只今も聞く通、何分にも渠を活し置ては、世上の人口にも係り、武士の恥辱此上もなし、依て今密に我々談合の上、公邊の御威光を以て、速かに渠を亡者に爲ん所存なり、就ては今より使者と爲て、町奉行原井伊豫守方へ參り、委細を斯斯申述べし、と言語急敷云付らるゝに、重兵衛は今又否と云はゞ、主人を始め兩所の人々、如何なる事をか爲出さんと、餘儀無く云ふが儘に命を請け、直に支度を爲し、原井が屋敷へ赴きけり。

と眞向目懸て打込むを、五郎兵衞退て丁と受け、右を拂へば左へ交し、左を打てば右へ飛び、前かと見れば後に立ち、其逸き事電光石火、體容は見ゆれど手に合はず、頼母は暫時忙然と、イむ所を打据られ、尻居に撞と倒れけるに、師の藤右衞門は先刻より、拳を握り居たりしが、思はず知らず進出で、持たる刀を拔放し、逆縁乍ら子弟の讎、其所な退きそ、と名乘かけ、切て掛るを五郎兵衞は、一歩下つて丁と止め、此は殿樣には何故に、眞劍を以て御立合、御戲にも程の有り、免し給へ、と迯出すを、物な云そと追すがり、烈しく切込む刃の下を、彼方へ潜り此方へ外し、暫時手向ひせざりしが、流石は師家の藤右衞門、鋭き手練の太刀風に、五郎兵衞殆持餘し、餘儀なく持たる木刀にて、上段下段と支へれば、藤右衞門は猶更に、汝手向ひ慮外なり、と急に急つゝ打込む刀、空を打せて後へ拔け、右に現れ左に隱れ、飛鳥の如く働きしが、彼方は氷の大業物、此方は短き木太刀ゆゑ、五郎兵衞今は支兼ね、良道場の片隅へ追詰られて、進退の爰に窮り、眞二つと見えし所へ、用人重兵衞走來り、夫と見るより遽しく、傍邊の扉押外し、主人の刀を押留め、ヤヨ五郎兵衞慮外なり、狂氣なせしか不屈者、罷下れや下り去れ、其所退かずや、と大音に、主人を支へて呼はれば、五郎兵衞發と平伏なし、其意を悟り其儘に、爰を迯出で歸りけり。藤右衞門は聲荒らげ、こりや汝、何なれば五郎兵衞を遁せしぞ、今一打にて渠を眞二ツ

指揮に連れ、彼の兩人は立上り、率立合へと引立るに、五郎兵衛今は詮術なく、然らば仰に隨ひて、一ッ二ッの太刀筋を御指南願ひ奉る、然はさり乍ら以前にも申上たる通にて、草刈鎌の持ち樣も聊か知らぬ私なれば、お手和柔にお立合下さるべし、と禮儀を正し、股立取て扣へれば、待に待たる内田内匠、只一打に懲し吳んと立上るを、近藤頼母は押止め、先某が先鋒に出で、手際の程を見すべし、と立んとするに、内匠は聞かず、夫は御貴殿の自儘なり、兎に角内匠に任せられよ、否々先鋒は此頼母、と互に競ひ爭ふに、藤右衛門は是を制し、先内田氏立合はれよ、と師の指揮ゆゑ是非もなく、頼母は後詰と引下るに、内匠は直樣腕捲り、衝と道場へ進出で、六尺棒を押取て、乞參らう、と立對へば、五郎兵衛態と會釋して、一尺五寸の小太刀を携へ、目と目を睨んで立合ひつゝ、ヤッと聲掛け打合に、内匠は此所ぞと祕術を盡し、六尺棒を打振々々、風車の如く打て掛るに、五郎兵衛小太刀で一上一下、丁々發止と請流し、打込む棒を搔潛り、手元を充分打ければ、内匠は棒を取落し、是は殘念と組著くを、組まれし儘に五郎兵衛は、腕を取ると見えけるが、肩の上より背負投に、向うの方へ二三間、物の見事に投付たり。遉の内匠も道場の、柱に𠲜と打付られ、鼻血と共に眩暈き、呀と計に絶入しは、最見苦き形狀なり。近藤頼母は是を見て、竹刀押取走出で、己五郎兵衛小癪なり、我が相弟子を投げしよな、讎を復つは此如し、

へ案内致すに連れ、後に附添到りし處、藤右衞門始三人の者、酒酌かはして居たりしが、是へ〳〵と打招くに、五郎兵衞は恐る〳〵緣頰へ平伏なす時、近藤賴母進出で、其方を招きしは別儀に非ず、不斗承知るに、豫て其方武道を好み、劍術指南致さるゝ由、心懸の程近來殊勝に存ずるに依り、伎倆の程を我々一見したく、態々迎を差遣したる所、早速の入來祝著せり、と云に五郎兵衞ハッと首を下げ、何御用かと存せし處、思寄らざる御尋ねに預り、恐入奉るなり、元來町人の私儀、劍術抔の心得些少も是無く、御武家樣方へ御覽に入れる抔とは思ひも寄らず、偏に御免下さるべし、と辭退しけるに、藤右衞門是を聞かれ、是々五郎兵衞、彼是と會釋に及ばず、實は先刻門弟共が、家來を以て樣子を尋ねたるに、其方店の四郎兵衞とやら申者より、委細承知致したる趣なり、違背に及ばず、是非一太刀を門弟の者共へ教導せられたし、と有けるに、夫は近頃迷惑千萬、假令四郎兵衞何を申上候共、米穀日利の外は一向に心得申さず、夫を劍術指南などと申上候は、全く渠の心得違、尤も近來運動の爲、近所の若者共を一二人集め、手取相撲棒押抔を仕り居候、夫等の間違にも御座候はんか、斯る儀は平に御免しを願ひ奉ると、猶も卑下して隨はざれば、藤右衞門、何假令何程祕し候共、某が眼より見るに、人相骨柄尋常の者ならず、天晴嗜み有べきなれば、率々立會申されよ、ソレ内田近藤兩氏共、用意〳〵、と

指南を致す由、今日慥に見屆け置たり、酒宴の席には好肴、彼奴を爰へ生捕て、べろ〳〵竹刀を叩折り、責呵殺しにする抔は、好思案では御座らぬか、と云を打消し藤右衞門、否々其は心得違、斯廣大なる江戸の中には、町家の者迚侮られず、假令五郎兵衞一人を打据たりとて、高の知れたる町人の事故、強ち面目にもなるまじ、又萬一此方過つて負たる時は、旗本の名義にも係る事なれば、能々此理を勘考して、今日は延引に致されよ、と諭すを聞かず兩人共、臂を張て大に苛立ち、夫は先生の仰とも覺えず、一體渠は此御門前に住み乍ら、無沙汰に道場を開き、近所の者を集め、劍術指南致すなどと申儀、先生を始我々共へ面當に爲事と存ずれば、何分捨置難し、實の武士の手練を見せんに、些少の心得は有共、町人風情の五郎兵衞、何程の事か有べきぞ、但しは渠を御恐れ有ての仰なるか、と詰れば、藤右衞門打笑ひ、否然樣の儀には候はねども、然程迄に所望成さるゝなれば、兎も角も心次第にせられよ、と是非なく是を差許し、直に用人の重兵衞と云者に云付け、門前の米屋五郎兵衞方へ僕を遣し、主人藤右衞門事、至急に五郎兵衞へ面會致たき用事有れば、早々來られ候樣申付に候、と口上を演させければ、五郎兵衞不審に思ひ、何の御用にや、と暫く首を傾けしが、日頃出入の内藤なれば、左右に參るべしとて、早速袴を著し、内藤の屋敷に到り、何か火急の御用有之趣に付、罷出たる旨申述ければ、直樣取次の者奥の方

主人へ御頼み、御弟子に成下さるゝ樣、宜敷御執次を賴入る、と云に依り、四郎兵衛何の氣も付かず、是はお易い御用なり、成程手前主人は、日頃好む道にて、近邊の若者達を集め、毎日指南致して居られる故、御頼と有らば其段申て見ん、とて直樣奧へ入らんとするに、是を暫しと押止め、然樣の事なら、其間に袴でも著して參り御面會申べし、呉ゝも御周旋を頼入る、と一禮して、團助は外へ立出で、心の中に打悅び、飛が如くに屋敷へ歸り、主人に斯と語りければ、內匠頼母は大いに笑ひ、町人には出來過たる應答なり、此由藤右衛門殿へ忠告し、渠めに目にもの見せて呉ん、と兩人直に打連立ち、內藤方へ赴きけるに、折節春雨の徒然に、師の藤右衛門は酒宴を催し、庭を詠めて樂しみ居たるが、彼の兩人入來るを見て、是へ〳〵と差招くに、元來酒に目の無き二人、下地は好なり御意はよしと是に連り、應支の大酒瀧となりにける。誠や譬に云る如く、酒を飮むとも呑まるゝ勿れと、尊べば百藥の長と稱ひ、誹めば人害の器と呼べり、愼みて飮すれば心臟を養ひ、過せば大に肺を破る、又は憂の玉箒、或は發狂水とも云ふ、故に害を忘れずして樂むべきものなりかし。爰に內匠頼母の兩人は、既に數盃を傾けしに、眼潤みて舌たるみ、手を拍鳴し興に乘じ、師の藤右衛門に對ひ、ヤヨ先生知り給はずや、此御門前に、先旬より住居を爲せる松前屋五郎兵衛と申者、町家の奴には奇怪至極、此頃何か近隣の若者を寄聚めて、劍術

にて、嘸御無念に有らんずらん、併し我は兎も角も、悴五助が成長なさば、舊の武家に取立て、假令錆鎗一筋なり共宛行たしと思詰め、旦暮心に絶ざりしが、近來江戸市中、專ら劍術流行なし、藏前邊も武家町人の別無く、盛に行はれけるに依り、五郎兵衞は我家の裏へ道場を出來へ、我子への教示旁々、小腕を取て晝夜指南なしけるに、傍近邊の壯者ども、競ふは江戸の癖として、我も〳〵と門に入るに、早十人に滿ければ、我子と倶に勵まして、可怜師範を爲居たるが、是ぞ後日に災を釀す端とは知られける。

○旗本內藤藤右衞門門弟中、松前屋五郎兵衞と劍術試合の事

茲に內藤藤右衞門が門弟に、藤田內匠、近藤賴母と云へる者有て、每日內藤方へ參りけるが、一日例の如く、何心なく松前屋の裏口を通掛るに、不思議や町人に似合はしからず、曳應の聲竹刀の音烈く聞えければ、是は合點行かずと、供に連たる下僕團助と云者に、樣子を探來れ、と遣せしに、團助彼の見世先へ致り案內せし故、番頭四郎兵衞は、何の御用、と立出れば、團助是を見て、いや別儀に有らず、我等は此近隣の者なるが、只今お家の傍邊を過りしに、何やら面白さうなる竹刀の音致せしに付、猿の人眞似の樣には候へども、至て好の道なれば、何卒御

業もなく、日を送る事の本意ならず迚、彼專藏を談合て、能工夫も有らば世話を賴む、との望に、專藏も手堅き者なれば、繁華の土地に借家でもなして、何ぞ商業を始める方が宜からんとて、深切に其所此所と尋ね吳しに、幸ひ藏前通に恰度よき空家ありしかば、是を借受け、搗米渡世を始めけるに、元來正直の性質なれば、高利は望まず、世間より安直に賣出せし故、祈らずとても神や守ると諺語の如く、日に增商も廣くなり、店も繁昌して賑ひしに、未だ妻迚もなく、獨身にては不自由ならんと、或人の世話にて、隣家に住居する重助と云ふ者の娘は、容貌も美ければとて、是に緣談を言込ければ、先方も承知の旨申すにより、頓に相談調ひ、吉日を選みて妻に迎へし程に、夫婦の中も睦まじく、程なく男子を設けたれば、其名を五助と稱なして、養育殊に厚きに隨ひ、五助は生立より發明にして、尋常ならぬ男子なるに、夫婦の者は悅び彌增し、餘念もなく寵愛せしが、光陰に關守なく、既に七八年も經て、家は益々繁昌しけるに隨ひ、屋敷の出入諸所の用達もなす樣に成立しは、是五郎兵衛が正直の天理に叶ふ故なるべし。加之近所の者も是を贔負にして、正直米屋と評判しけるに、或日五郎兵衛は倩々と思ふ樣、我今町人と零落り、却つて何不足なく活計を立て、殊に御歷々の用達をもいたせ共、未だ此を本意と思はず、其昔年は家老職の家に生れながら、今斯る業を以て其日を送り過す事、亡父上が黃泉

繼母は自儘の行狀增長し、兎に角木崎文兵衞の正しきを忌嫌ひ、是を擯けんと工夫をなし、召使の下女へ多く金抔與へて唆かし、終に不義密通の名を負せ、永の暇をぞ出しける。又五郎兵衞をも彌々惡み、不孝者のよしを訴へ、役人共へ種々賄賂を以て取拵らへけるゆゑ、此事を容易聞濟になり、五郎兵衞は追放と定まりしかば、今は心に掛る村雲もなく、松前の身代は己が自由に成りたりと獨笑つゝ、己が連子の娘には好き聟がねを迎へんと、飽まで欲に日を送りぬ。其は扨置五郎兵衞は、身に覺なき惡名を負しのみかは、生れにし國を追放さるゝこと、此身は如何なる因果ぞと、淚に濕る袖袂、天さへ俱に時雨降る、神無月と聞くからに、祈る方なき我が思ひ、切て父御の御在なら、かゝる憂目はなからんと、暫し歎息て居たりしが、噫我ながら愚なりきと、頓て心を取直し、忍び〱て親類へ暇を告げに廻りしに、皆誰彼も豫てより、繼母の邪見知る上に、今又斯る難儀の身を想像つゝ哀を催し、言合はさねど銘々は、心ばかりの餞別迚、惠吳たる金も良、百兩程になりたれば、厚く夫々禮を述べ、終に故鄕を後になし、豫て繁華と聞きぬれば、江戸表へと心ざし、知らぬ旅寢に行末を、思ひ越路の白雪も、はや踏分て程なく、頓て江戸にぞ著にける。夫より彼方此方と徘徊しが、奉公人の口入を商業となす、馬喰町の專藏と云ふ者を便り、當分其家に足を止めて居る中、いつしか二三ヶ月を過せしが、是と極りし

正直律義の者なれば、此頃主人の顔色の、何と無く氣鬱に見ゆるを、密に案じ暮せし所、五郎左衛門は追々食事も進まず、何分心地よからず迚床に臥たる故、文兵衛は頻に是を心配なし、先日中より御氣分の勝れ給はざりしにや、御氣色の平常と變らせられしは何故と、密に心痛仕り居りしに、御不快の由承知り候間、御機嫌を伺ひ度、と云を五郎左衛門は倩々と聞きて、心の中に點頭、喜悦涙に瞼潤ほし、常々其方が律義なる心庭を知る故に、我意中を物語りて、行末の事を頼置かんと思ふなり、我が亡後に至り、必ず忘却るゝ事勿れ、とて、後妻の繼子五郎兵衛に強面事情を明細に物語り、自然云が如きの事あらば、五郎兵衛を斯々なしくれよ、と頼みければ、文兵衛は頭を下げ、委細仰の趣畏り奉りぬ、其儀は身命に換ても御請合申上候間、決して御苦勞遊ばされなとて、倶に涙を催しけるが、漸有て文兵衛頭を上げ、只今仰せの通り、奥樣の御行狀全く御實儀とは存じられず候へども、萬一然時には、證據と致す物無ければ、後日に至りて計方に差支ふる事も候はん、依て確固なる御證を、と申ければ、五郎左衛門道理也とて枕元の硯筥を引寄、筆を取てさら〳〵と書認め渡しけるに、文兵衛是を受取て押戴き、此御書さへ所持仕り候へば、何事か候べき、御心安く御養生遊ばされよ、と云て其場を立去けり。其後五郎左衛門は心氣の疲れにや、漸次に病痛差重り、竟に果敢なく亡りければ、案に違はず、

松前屋五郎兵衛之傳　上卷

○松前屋五郎兵衛江戸へ登る事幷五郎兵衛劍術稽古所を出す事

古人云、疑へば則ち任ずること勿れ、任ずれば則ち疑ふこと勿れと、此德川公能其人を察し、能其臣を用ひ給ひ、大久保忠敎、又公の遺托を蒙り、能其忠を盡す所なり。然れば彥左衛門其遺訓を守り、三代の將軍に奉仕し、國家事故有るに臨みては籌策を獻じ、能之を補翼し、英名を當時に施し、信義を萬世に遺せし俊才にして、德川氏社稷の臣とも稱すべし。玆に元和年間、德川三代將軍家光公の御治世に、津輕越中守の家老職、松前五郎左衛門といふ者あり、一人の男子を擧け、其名を五郎兵衛と稱び、手の中の玉の如くに愛みしが、不幸にして幼稚中母に後れし所、父五郎左衛門はいまだ壯年なれば、衆人の勸めに任せ、お猶と呼る婦人が、一人の娘を連たる儘、後妻に娶りたり。此お猶、性質心意僻みたる者なれば、我娘の成人なすに隨ひ、五郎兵衛に強面當り、旦暮非道の取扱ひに、父五郎左衛門も是を見兼ね、兎角我亡後の事を案じ居たりしが、其頃より不斗氣分勝れざるとて、顏色も常ならざりしより、家來の木崎文兵衛と云へる者、

せしならん、と宣ひ、御心中には其計ひを感じさせられければ、其後面々へは、事に就て御褒美下し給はりしとかや。然れば口に庸々の論を吐き、心に金石の策を立るとは、此大久保老翁をや申さなん。

各々相談の上、翌日より數多の人歩を掛け、大久保が屋敷を疊みて牛込へと運せける。斯りし程に、金物は云に及ばず柱貫木に至る迄、少しも損ぜぬ樣に解ほどき、大事に掛て計ひ、頓て運び終て此度の屋敷へ建けるに、是迄の如く聊かも違はず、然も家中の住居內造作までも致し遣しける程に、彥左衞門は此普請中、一族大久保玄蕃頭方に移居りしが、既に普請成就に依て、手も濡らさず家來を引連れ新宅に移り、隣家の衆中に一言の禮にも及ばず、空嘯いて居たりける。隣家の面々は不時の手傳を蒙りたる心地にて、多くの用金を費しけれ共、火事の有らんよりは增なるべしとて、是をせめての安堵とし、互に悅び居られける。元來老中より大久保が屋敷替を申渡せし事は、表向にて彼屋敷破却させんも將軍御贔屓の彥左衞門故氣の毒に思ひ、只御目障の所なれば餘所へ移らるゝ樣にと仰付らる。是は所替云付なば、結構の普請と云ひ、多分の入費掛る事故、迚も屋敷を引事は成るまじければ、自分と破却なすべしとの內評に有し所、彥左衞門其意を悟り、己の金銀は少しも用ひず、高みに見物なして屋敷を引移し、此所は邊土なれば御目障の氣遣なしと、下地の結構に猶も美麗を盡しければ、無雙の智者と呼れし伊豆守も惘果て、大久保老人ばかりは我智惠に及ばず、と歎息せられしとなり。將軍家にも此事聞召され、又例の老人がだゞを云しか、と打笑はせ給ひ、然りとて彥左衞門が屋敷替に、近隣の者共こそ迷惑

れば、家作を此度の地へ引移し遣しなば相濟むべき事なり、假令我々火を防ぐの用意をなし、類燒を遁るゝとも、火事の樣子上聞に達せし時、大久保方より其屆有しを捨置きたりとの事御聞に達せば、却て御咎を蒙るべし、然らば當時迷惑なりとも、此方共より人足を出し、屋敷を引遣し、無事に治むるより外有べからず、然して此儀上聞に達すとも、將軍御寵愛の大久保なれば、我々が計ひ御滿足に思召さるべし、と各々評議一決して、即時に彦左衞門方へ使を以て申入けるは、御屋敷燒捨給はんとの事御道理に候得共、結構を盡されし御普請なるに、餘りと申せば本意なく存候、殊に火事の騷動上聞の恐もあり、旁々以て燒拂ひ給ふ事は止まられ度社存ずるなれ、然有るに於ては、近隣の我々、失敬ながら御家作を其儘にて、此度拜領有し地へ引移し申べし、貴殿へは聊かも御苦勞掛申間敷間、枉て我々に任せ給はゞ、互の滿足此上もなく候、と丁寧に申送りしかば、彦左衞門思ふ圖なれば密に悅び、御隣家の御芳志忝し、我等強ち此家を燒捨度はなけれども、引移すべき力なく、止事を得ず右の通り存付き、今宵は決定火を掛け申さんと存しかど、各々の計ひを以て引移し給はんとある御心いれ滿足に存ずれば、先今宵の結構は相止申べし、彌々仰せの如くならば、明日より引越の用意なし給はるべし、然らずんば暫時に燒捨て、執心の殘らぬ樣退去致すべきなり、と返答す。使者立歸て斯と申述ける故、

日中には是非火を掛候間、其段御心得下さるべし、此後再び御案内は致さず候、と煤拂ひの斷り云如く觸廻りけるにぞ、近隣の衆中大に驚き、大久保が氣質なれば、彼程に建たる屋敷を追立らるゝ故、腹立紛れに火を付け燒んも知れず、然らば我々多少火災は遁れまじ、迷惑の事どもかなとて面々案じ煩ひ、先近所相談に及び、互に使者を遣し、早々參會をぞせられける。

○大久保智術を以て屋敷を引く事并彦左衛門牛込へ移住の事

口に庸々の論を吐而、心に金石の策を立るは智者の爲所なり。然程に大久保彦左衛門は屋敷替仰付られしに依り、居宅を燒拂ひ引越べき由近隣へ觸しかば、最寄の面々、我々が屋敷を燒かれては成間敷と相談の爲參會なし、如何計ひ宜しからんと、種々評議有と雖も、未だ事もなきに家財を運び火を防ぐ用意もならず、然ば迚安閑としても居られず、此由將軍家へ言上に及ばゝ、又大久保が恨を受けて、如何なる仇をなさんも料り難し、とて大に當惑なし、先々彦左衛門方の樣子を聞かんと、人を遣し密に窺はせけるに、大久保が家內は、重器入用の品許荷拵へして、殘は家諸ともに燒捨べし、と罵り廻つて騷ぎ居けるにぞ、此體を見屆け注進しければ、扨は今宵の程も知れずと、隣家も共に立騷ぎけるが、又參會して評定せしに、面々隣家の不肖な

制せられずんば叶ふ間敷候、と有ける故、將軍にも、政道に闕るとの事なれば是非に及ばず、如何樣とも宜敷計ひ候べし、と命じ給ひけるにぞ、伊豆守、然らば役人より其段申付候はん、と御前を下り、評定所にて右の旨目附中迄申渡せしかば、頓て彦左衛門方へ上使を立られ、此度華麗の普請致し候事、所柄にて將軍御目障なれば別地を與ふべき間、屋敷替を致さるべしとの上意なり、と述けるにぞ彦左衛門、上意と有故力なく、畏り奉る、と御請申ける。是に依り上使立歸つて斯と言上し、改めて牛込輕子坂上にて三千坪相渡しける。彦左衛門が家來共此由を聞き、斯樣の事ならば、普請の半にも仰渡さるべきに、斯の如く成就して一月にもならざる中、所替仰付らるゝは、御情なき事どもなり、と呟き乍ら、如何成され候哉と尋ければ、彦左衛門少しも意とせず、仕樣社あれ、此儘にて屋敷を引べしとて、夫より自ら近隣の大名達の方に至り、扨某事、諸方の助力に依り普請致す所、御目障とやらにて所替仰付られ候故、引越申候に付、折角斯の如く建揃し屋敷なれば引移し度、然れ共奉加にて建る程の貧乏なる彦左衛門なれば、引て行べき力なし、然ばとて心を盡して普請せし居宅を、此儘捨置かんも殘念なり、又他人に讓るべき樣もなき故、執心の殘らぬ樣燒捨申さん所存なれば、我等が屋敷許燒捨ん積りなれども、万一風の廻りにて、各々のお屋敷へ飛火抔參らんも計り難し、此故に先御斷り申置なり、一兩

御成などの御道筋にて、右左御目障の所なれば、旁々以て其儘に捨置難し、過たるを著し過たるを好むは僣上にして國賊なりと、聖賢も戒め給ふ、彦左衛門身は麁服を著し乍ら、居宅の結構傍若無人の所行、是又僣上と云つべし、因て此旨言上に及び制せずんば有べからず、との議に、老中方何も同意し、急ぎ言上有べきに相極り、則ち伊豆守將軍の御前へ出で、大久保彦左衛門事屋敷地拜領の願に依り、上意に任せ鷄聲が窪に於て三千坪相渡し候處、先達てより普請に掛り此頃成就せしに、其結構美麗なる事過分にして、赤銅を以て金物となし、定紋を黄金にて附け、人の目を驚かす普請を仕り候、二千石の旗本に似合はぬ屋敷、法外の所爲なり、御寵愛は格別法に背くの儀其儘に指置れん事政道の正直に非ず、第一所柄故お目障にも相なり申すべきか、然れども折角建終りしを破却仰付られんも氣の毒に候得ば、屋敷替致させ宜敷は候ん、今是を制せられずんば、後々他人の手本と相成り、法に背く族出來申べし、何にも御咎有らん事天下の爲に候、と理を盡して言上ありしかば、將軍聞召され、彦左衛門は然程美麗の普請をなす程の財寶貯へある間敷に、不審の事なり、と宣へば伊豆守、其儀は彦左衛門地面拜領致せし其後、奉加帳を以て諸大名を廻り、大金を寄進致させ候由承る、是は天晴の手段にて候得ども金銀澤山なるに任せて法外の家作を致し候事、日比の所行と大いに相違仕り候、何分上意を以て

行ひある所は、事によそへてねだり取、惣じて攝戰に恥辱を取し輩をねだり廻り、若寄進せざる者有らば恥辱を與へ詈りける故、皆々是を迷惑に思ひ、力の限寄進せしにぞ、十日許の内に、帳面に記せし金高貳十八萬五千兩、其外小身の輩は帳面に記すに及ばずとて、五十兩又は百兩宛送越しける程に、都合三十萬兩に及びければ、大久保は是で好々と獨悅び、家來を手分して、帳面の通り悉皆集めさせ、此金を以て普請に掛り、結構を盡す事言語に述べ難く、石材木に至る迄金銀にあかし選み求めて是を用ひ、表門の金物は悉皆赤銅にして、門の梁に家の紋を付けるが、藤の中に大の字を入れ、直徑一尺五寸許の紋三ッを黃金を以て拵へ爲せ打しかば、門前金の光と赤銅の耀きにて、羞明ばかりなり。既に普請成就して外圍ひを取拂ひけるに、美麗の構、門梁の金紋金物の光耀き、夜も近隣を照せしかば、諸人目を驚かし、將軍の御門又は加賀陸奧薩摩抔の大家すら斯樣の結構はなきに、彥左衞門は旗本にて斯の如く美麗を盡す事言語に絕たりと、是のみ評判して、日々の見物は貴賤の別ちなく群集を爲けるが、此事老中方御評定有しに、伊豆守心配なし、彥左衞門は旗本の身として過分の普請、其憚なきに非ず、此儘に捨置なば、格式身分を構はず金銀澤山なる輩は、我も〳〵と美麗を好み榮耀をなし、法を恐れず罪を犯すの輩多く出來つて、終には亂擾の基なるべし、殊更彼所は王子

るに、藤堂和泉守金子千兩寄附すと書付けあり、是は太儀なりと思ひながら、大久保に向ひ、奉加帳と仕給ふからは、面々の力次第なるべし、志を表すのみなれば、多少の儀は御免有れ、と硯引寄記さんとせし時、彦左衛門聲懸け、藤堂と上杉、祿に於ては高下なし、人目に掛る勸進帳、足下の御名出ざる樣に記し給へ、併藤堂家は旗頭の事なり、足下是には准ず可からず、然らば旗頭の譯を以て、藤堂は千兩其許は八百兩にて宜しからん、是理の當然なり、と申にぞ、上杉是は理不盡なりと思はれしかども、斷り云はゞ又々種々の惡口を云んも計り難しと、是非なく八百兩と記しける。彦左衛門是を見て、舊友の好忘れず奇特にも賜はるものかな、明日請取人差越申さん、今日は御馳走忝し、と禮も匆々々帳面を取持歸りけり。

○大久保屋敷普請の事并屋敷替仰付らるゝ事

藤堂上杉の兩家、大久保が勸進に是非なく大金を寄附せしかば、定て外々へも斯の如く無體の沙汰に及ぶらんと思ひしかば、一門親類又は入魂の大名達へ、内々此由を通じ、御心得有べき趣告知らしける程に、彦左衛門四五日が間諸大名を廻りけるが、内意を得たる面々は、大久保が來るや否調置きたる寄進物を出し、禮義正しく饗應ける故、彦左衛門快く受納し、無禮の

の手前も面目なく此上に猶如何なる事をも云出さんと底氣味惡く思はれしかば、早々歸さんものと樣々思慮し、座興に紛らし、是々大久保殿、某が祕藏の馬を御饗應は忝けれど、貴殿へ進る酒宴の席へ、家來の出るは無禮なり、此馬は我が家來なり、宜敷勝手にて饗應させ申さん、扨其許腰に提給ふは何の記錄ぞや、と知らぬ顏にて申ければ、彥左衞門漸く馬を庭へ引下し、腰なる帳を取出して申けるは、是は我等屋敷を建るに助力を賴む勸進帳なり、其許をも勸めんと思ひしかども、家中の用も不足の樣に御物語あり、其上彼馬抔の恩を報じ給はぬ心底なれば、迚も此帳面出すに及ばずと存じ扣へ居申せしなり、是に依り只過行し昔咄を緩々と致さんと思ひ、餘事を指置て御物語候とて、再び昔の事を云出さんとしける故、上杉堪兼ね、此奉加は迚も遁れぬ所と斷念、扨は然樣の事にて候ひしか、尤も某領分收納少なく、家中難儀たりと雖も、大祿の餘慶なれば、小々の儀は如何樣にも相成申べし、他人に非ず、入魂の貴老奉加と有に、爭でか餘所に見るべきや、不肖ながら寄進致すべし、と有ける故、彥左衞門帳面を出し、然らば是へ姓名を記給はれ、一寺造立の寄進するも功德は同じ事なるべし、我等若年より千辛万苦なしつれども、老後の今斯の如き貧者なり、其許には能郎等名馬を持給ふ故、苦惱もなく大地を領して榮花をなし給へば、此勸進に付るゝも冥加の爲ならん、と申にぞ、上杉帳面を披き見

少々損ぜしと雖も、比類なき働き、武功抜群なるに依り、家康公甚だ感賞し給ひ、良臣等まで御褒美御感狀を賜りしが、其許には此軍にも出會はず、適々其手の軍奉行、安藤治衛門が私の働きを以て乘取たる鴫野の砦を請取らんと、何の思慮もなく打向ひ、大阪勢の鐵砲に打立られ、狼狽軼掌、大和川の淺瀨も知らず深みへ乘込まれ、其時此馬なれば祉大河を難なく越えたれども、尋常の馬ならば忽ち沈み、貴殿と共に溺れ死すべきなり、然れば畜生乍ら此馬は其許の命の親ならずや、今斯泰平の御代に安坐して榮耀を極め、我等に向つて問はず語りに借金の斷り云如く、領分困窮故賄も難儀なりと、利口の挨拶をせらるゝも、此馬の影なるに、己が命をば水の底より救ひ揚られたる馬の恩を忘れ、一合の扶持をも與へず、剩さへ轡を取間なく乘通さるゝ事、情なしと云ふものなり、然れども此奴祿に迷はず、老馬に成ても氣象を落さず、貴殿を乘歩行は眞の忠義ならずや、是故に此奴が忠を感じて思はずも落涙に及びしなり、貴殿の代に、せめて我等が饗應得さすべし、幸ひの酒宴なり、己には此彦左衛門が酒を呑ますぞ、其後にて又々主人を助けし功勞我等見聞せし事共、己に代つて物語るべし、此方へ來れ、と馬の口を取り座敷へ引上、定勝の膝元へ連來りしかば、近習小性惘れ驚き、此は狼藉なりと思へども制すべき樣もなく、只主人の顏を守詰、機嫌如何と案じ居る。定勝は此狼藉と云ひ、又我が古への恥辱を語られ、家來

も多分有べし、其者どもへ恩祿を厚く宛行はるゝ故ならん、然共夫は外へ出す事に非ず、家中の事なれば、主家困窮する事を詠めても居られ間敷、但し主愁れば家來是を知らざるの理なし、夫に付お尋申べきは、大阪一亂の砌、其許乘給ひし馬は未だ存命居候や、天晴の名馬なれば、萬一今に居候はゞ久々にて一見致し度、との望に、上杉は何の氣も付かず、成程今に生て居りしに付、御目に掛け申すべし迚、家來を呼で右の馬を庭前へ引出させければ、彦左衛門は庭に下立ち馬の口を取て上杉に向ひ、此馬には知行何程遣さるゝや、と尋しかば、上杉笑て、大久保殿何事を宣ふや、馬に知行を與へたる事なし、と云けるにぞ彦左衛門、扨は此馬は無祿にて候か、と云つゝ馬の額を撫て、こりや己は畜生なれども眞忠の奴なり、恩祿一合も請けず、今にても主人を乘歩行か、扨々不便の有樣哉、と涙を流し物語るにぞ、定勝を始め近習の面々、大久保は狂氣せしものならん、馬に向て愁歎するこそ可笑けれ、と目と目で知らせ袖引合て笑ひ居たり。上杉は大久保に打向ひ、御邊何故馬に對し落涙し給ふや、と有ければ、彦左衛門、何故とは其許には恩を知らず情を思はざる人なり、此馬に於ては、其許の家老上座をもすべき奴なり、其故は、元和元年攝戰の砌、貴殿大阪の東鴫野表に大將として向はれし時、相備佐竹義宣は、一手を以て蒲生今福兩砦の大將を討取り、大阪方四天王と呼れたる後藤木村を相手として大に戰ひ、味方も

れば、上杉是を聞き、豫て大久保が奉加帳を以て徘徊する事を傳聞き居たりしにより、定て其事に就て入來せしものならん、假令一度は僞り歸すとも、再び來らんは必定なり、是は對面して彼が其事を發せざる內、此方より何となく奉加辭退の挨拶せんには若じと思慮を運らし、用人を出して彥左衞門を奧へ請ぜしむ。大久保案內に依て座敷に通り、座定つて上杉申出さるゝは、大久保殿には御老年に在すれども、身體健かにして氣丈も昔に變り給はず、實に目出度御人なり、殊更承れば、此頃新に屋敷地御拜領の由、老の入前とやら申せば御普請等も有べし、夫に就ては久敷御馴染と申し、又は肖り申す爲なれば、身分相應の御用も承り度候得共、領分の困窮にて、家中の賄も甚だ難儀の樣子なれば心に任せず、舊友の好を忘却するに似たり、殘念此事に候、切ては口賀を表する印に一獻を進め申さん、と近習に命じて杯盞を出させ、詞を盡し歸さんとす。彥左衞門早其心を察し、此奴も又氣を勵さずんば出す間敷と思ひ、安坐して申けるは、仰せの如く、我等年寄たりとも心は昔に變り申さず、是に因て昔の有樣聊かも忘れず、幸ひ今日は能折柄なれば、越方の物語をも致し申さん、其許には御領分困窮にて、家中に賄難儀なりとの仰せなるが、三十萬石の大名二年三年收納物なく共、然程の儀に及ぶ間敷に、賄に困るとは能々の事なるべし、定て家中の中には其許が身に代りて戰功を顯せし者

力の及ぶ事は承り申さん、と聞きて彦左衞門、頓て腰なる帳を投出し、御芳志忝し、御推量の通り新に普請致すに、拜借金を願ふ程の事にも非ず、畢竟我等も定業に依り存命居るは貴所同然なれども、貧福は大に相違するが故に、家の普請自力に叶はず、是により貴所を始め、昔知合たる富有の大名に助力を頼む勸進帳、宜敷奉加し給はれ、と申にぞ、藤堂も觀念せし事なれば帳面取上げ、如何程付申べきや、と有しかば、彦左衞門は此所ぞと思ひ、筆始なれば萬兩と思へども、夫も餘り欲に聞ゆれば、先千兩許付け給へ、三十三ヶ國の旗頭として、千兩に足らざる金子を付給はゞ、却て貴所の恥辱にも成り申さん、此帳面は諸大名に示す帳面なれば、身上相應せざる時は、人の批判も如何と存する故斯申すなり、と述けるにぞ、藤堂は二三百兩も大なる事に思ひ居たるに、千兩と云はれて甚く驚きしが、一旦何程なり共と申せし事故、是非に及ばず、藤堂和泉守千兩寄附すと書記せしかば、彦左衞門此上用なしと思ひ、追付請取に家來を差越し申さん、と云捨て、件の帳面を腰に提げ、又々外へと廻りける。

○彦左衞門攝戰物語の事幷上杉家金子調達の事

夫より大久保は藤堂家を出て、上杉彈正大弼の屋敷に至り案内を請しに、取次の役人斯と達す

じと追掛け、鎗を以て突掛しかども、突損じて鞍の山形に當る其間に、御家來馳來つて元親を支へしかば、漸々遁るゝ事を得て、將軍の御陣迄遁込給ひしが、此時已に貴所は長曾我部が爲に討るべかりしに、味方の士卒を討れ我陣の破れ乍ら、周章鞅掌て跡延られしに依り、今迄は存命し給ふものなり、是を思ふに、定業にも勇剛と臆病との二ありと見えたり、本多出雲守小笠原信濃守などは、定業とは云乍ら、勇功を顯し武門の鑑末代の名譽なり、是等こそ誠に勇士の本意なるべし、然ながら兩人共に壯年の輩なれば、一生さしたる歡樂をもなさず、千辛萬苦の働きして、終には君の爲に討死し、貴所の如きは却て存命ありし段大なる仕合なり、我等も討死すべき處、君を救ひ奉らんが爲、數多の艱難を經て死に後れたりしが、今迄生て在らんとは思はざりき、扨貴所は其砌、と云はんとする時、和泉守杯盞を取て大久保に向ひ、先一獻聞召され、某も御咄し申事有、と物に紛らし、彦左衛門が出次第の惡口を止んと杯盞を獻ける故、大久保是を請け、何樣一杯息繼に宜く御座る、と云つゝ、飲だる上にて又々咄し申さん、と有しかば、藤堂大に困果て、此上如何なる恥辱を云出さんも料り難しと、甚だ迷惑に思ひ、もはやとても遁れぬ所と斷念、何氣なき體にて申けるは、大久保殿には此頃地面拜領有て御普請有りと承りしが、無仕附乍ら、何事に寄らず相應の御用有らば、御遠慮なく仰せられよ、舊來の好もあれば、

出すべし、と目眴して申付る。是は何なり共急用の出來し體に持成、大久保を逝せとの謎詞なりしに、近習其心を悟り得ず、只早くと云を畏つて杯盞を持出る。和泉守は再三迎ひ酒に事寄せ、右の心を知らすれども、近習は莽々として覺り得せざれば、和泉守氣を急迫、愚かな奴、と怒を含で申せしかば、いとゞ狼狽、肴等に念を入よとの仰ならんと料理方に申付、色々の珍味魚鳥の數を盡し、追々に持出れば、彥左衞門は藤堂の心底を量り知り、己此間より我を欺き外し、今更謎詞を以て此場を遁れんとする無禮者、一ト泡吹かせて吳んずと思ひ、藤堂に向ひ申けるは、和泉守殿も御老年なり、我等も斯の如く年寄て樂むべき事もなく、若者どもと參會しても物語相應せず、貴所とは同じ老人なれば、出會して往昔を語り、心中の鬱を散ぜんと存じ參りたり、誠に人間の命は定業とて、其死すべき期來らざる中は、何樣なる難儀の中をも遁れ、鐵砲の筒先に當りても命を落さずと申すが、貴所と某抔は、よも今迄存命すべしとは思はざりしに、不思議にも長生を致すものかな、別て貴所は稀有の存命と存ぜられ候、其故は、大阪一亂の砌、元和元年の五月、河州八尾の合戰に、大阪四天王の一人長曾我部元親、大和川を押渡し、貴所の本陣に打入り、大に勇を振ひ、終に味方を打破り、長曾我部自身鎗を取て貴所を討留んと馳廻る、然るに貴所は味方の討るゝをも構はず、一命を遁れんと散々に遁られしを、元親遁すま

り候と申ければ、彦左衛門然らば、とて早々立歸る。役人ども此旨主人へ申達し、此樣子にては大久保殿、何ヶ度にても御在宿と申迄は來るべし、何時も〳〵御他行とも申されまじ、後々は如何返答仕るべきや、と尋ねければ、和泉守、イヤ苦しからず、何時來るとも留守と云て逢はざれば、遂には埓明かぬと思ひ、其後は來るまじと云含め置きたり。元來和泉守は老年に及び、甚だ吝嗇なる生得故、大久保が奉加帳を提たると聞て、一錢も附ぬ了簡ゆゑ、禮義を失ひ對面をも遂げず、入來三度に及ぶと雖も、他行と稱して出合はざれば、彦左衛門は藤堂の無禮を憎み、彼奴夫ならば仕樣こそあれとて、一兩日は行かざりし故、藤堂は其りやこそ彼も厭倦て最早來る間敷と、心を緩し居たりしに、其後二三日を經て、和泉守は御城より下り我屋敷へ歸るを、彦左衛門跡に附來り、和泉守は自宅の玄關にて乘物より出る所へ、彦左衛門衝と押掛來りて聲を掛け、和泉守殿御歸宅に候か、大久保彦左衛門御對面申度、と呼はりけるにぞ、和泉守ハッと思ひしが、止事を得ざれば然あらぬ體にて、是は〳〵大久保殿、此程は度々御入に預りしが、折惡く他行の留守にて御對面申さず、殘念に存じ罷在處、能社御出下されし、と云ながら、奥へ伴ひ對座して物語に及びしが、藤堂は何卒此場を外さんと思ひ、近習に命じて、大久保殿適々の御出なれば一獻を進め申さん、早々杯盞を持てよ、我も又昨夜の宿醉を醒すに宜からん、早々迎ひ酒を

○彦左衛門金子調畧の事并藤堂家普請料寄附の事

此時大久保は、普請の用金調達せんと、豫て計置きけるにや、家來を招き横綴の帳一册調へ來れ、と申付れば、家來は畏り頓て求め歸りしかば、彦左衛門此帳の面に、自筆を以て奉加帳と書付け、裏に大久保彦左衛門忠敎と記し、是を腰に著け、家來も連れず只一騎乘にて、先藤堂が屋敷に至り案内を乞けるに、取次の者、彼の彦左衛門が腰に著たる帳を見て、主人和泉守へ斯と達すれば、和泉守是を聞き、大久保は今度屋敷拜領の願をなし、御聞屆有しと聞く、夫故普請料の無心に來りしものならん、對面せば惡しかるべし、他行せしと申し歸せよ、と云付ければ、執次の者承知して急ぎ玄關に罷出て、主人和泉守儀他出致し候間、御用の儀も候はゞ仰置かれ下さるべし、と申にぞ、彦左衛門是を聞き、然あらば重て參らん、と云捨て歸りける故、和泉守扨社我推量に違はず、外用ならざるにより面談を望む所なり、再度來るとも此方へ達するに及ばず、留守なりと返答すべし、と役人等に命じ置きけるが、夕方に至り彦左衛門入來し、御歸宅有たらば御對面申度、と云入けるに、役人等出迎へ、主人未だ歸宿仕らず候、と返答せしかば、大久保一言を發せず歸りける。翌日又入來り、御在宿か、と尋ねしに、執次の者、今日も同じく主人他出仕

表通より間棹を以て積りけるに、間口四十間奥行五十五間、坪數二千二百坪あるにより、此旨を申上しかば、伊豆守、然らば三千坪の替地にて宜しからんとて地所の詮議ありしに、鷄聲が窪に空地ありければ、使者を以て大久保方へ、鷄聲が窪にて屋敷地受取べき旨達せしに、大久保は三千坪なれば不足にも無かりしにや、快く承知して、家來三人を請取に遣しければ、役人と立合の上、坪數を量り繩張をなし、請渡し相濟て役人は立歸らんとせし時、大久保が家來、其地面を能々視るに、久しき空地と見えて、地形に高下ありて塵芥捨場なれば、是を地ならしして家を建る樣には、容易なる事にあらず、凡金二三千兩も費さゞれば屋敷地に成難き樣子なれば、三人の家來私語く樣、斯の如くにては主人も大いに望を失ふべし、然りとて金子調達も小身の主人には行屆かざらん、何れ所替か、又は拜借金にても願はれずんばなるまじ、と思ひながら、先立歸つて此旨申さん、と三人主人の前に出で斯と告ければ、彦左衛門暫く考へ、假令惡き地面なりとも、金銀の功を積まば上等の地にならん、方角は甚だ善し、外を望むべからず、其所にすべし、と云へば家來共、然らば拜借金にても御願ひ候哉、と尋るに、彦左衛門曰く、我が屋敷を建るに何ぞ猥に拜借を願ふべきや、普請の用金調ふべき手段あり、と更に案ずる氣色も見えざりしかば、家來共は不審に思ひ乍ら、如何工夫を爲給ふにやと、樣子を見てぞ居たりける。

有り難し、と厚く御禮を述て御前を退きけり。老中方は上意により空地を取調けるに、伊豆守申けるは、彦左衞門最早死を待つ年なるに、舊宅を捨て新地を求め、屋敷を手廣くなさんとの望は心得難し、華美を好むなれば、是迄に大名となりて思ふ儘屋敷を建築すべきに、其身は舊の如く旗本に在て、過分の地面を望むは不相應と云べし、是は數多の浪人を抱置く故、舊宅の狹きに困りしものならん、とあれば何れも、如何樣、是は廣き屋敷地を求め、又々浪人を抱込まんとの事にて候べし、然ながら何程と云ふ積を承らずんば、此方よりの計ひにも相成まじ、其上にて廣大の望ならば意見を加へ然るべし、と云へば、伊豆守も道理なり迚、則ち使者を大久保が方へ遣され、地面の坪數は何程の望に候哉、仰越さるべし、其數量に就て地面の場所を見立て申す間、其旨を承り度、と云入しに、彦左衞門、元來數量の望なし、只舊宅より廣く致し度、との答なれば、使者は歸りて斯と告しかば、老中方此趣を聞て、只舊宅より廣くとばかりにて、間數が分らずしては計ひ難し、と老中方困入たる體なりしに、伊豆守思案有て、然らば只今の宅地を量り、夫に應じて加增すべし、と有を、阿部對馬守、此方より量るに及ばず、今一度此儀尋ねに遣され宜しからん、と云へば、伊豆守殿、否々尋ねに遣すとも宜敷答ふべき者に非ず、因て微細に計るにも及ぶまじ、と役人へ命じければ、役人畏つて大久保が屋敷に至り、

と雖も、誠忠と云には非ず、今ぞ一國の主とも云へ、某が眼に見る所、以前は匹夫賤身の者共なりしも、太閤に取立られて大名となり、其後豐臣家衰微せしを以て、御當家に服從なしたるは、天命に因ると雖も、己等大名と成りて身重ければ、家名を保ち富貴ならんと欲せしより起りしなり、萬一以前の如く輕き身ならば、忠臣の本意は曾て失ふまじ、抑々某が所存たるや、子々孫々に至る迄、忠義は重く祿は輕からんこそ願はしけれ、故に御辭退仕る、餘は之を以て御賢察下さるべし、と詞少なに忠義の金言を申上しに、將軍御感悅斜ならず、忠なる哉、臣なる哉、其心底なるを以て恩祿を與へざる所以なり、併しながら其儀は格別、人間一生の中には貴賤貧福の差別なく、各々望む事あるは是人情の然らしむる處なり、汝が忠義は然る事なれども、雜用に付何か欲する事あらば云て見よ、我も汝が存生中に一ッの望を叶へ遣さん事、素より好む所なり、と最厚き思召に、彥左衞門淚を流し、實に有難き上意かな、爭で之を背き申べき、何か思ひ出して願はん、と須臾考へ居たりしが、如何思ひけん、忽ち悅喜の體にて、然らば一ッの御願申上候べし、私は居宅を少し手廣に致し度候間、屋敷地を拜領仰付られたし、大名達は上中下の屋敷を持て自由なせども、私事は一ヶ所を心の儘に普請なして住居致し度、と申上しに、將軍聞召し、夫は最易き事なり、と卽時に其旨を老中へ仰付られしかば、彥左衞門は

彦左衛門は之を聞き、然社有らんと笑ひ居たり。又諸人は一旦不潔の止たるは好しと雖も、日々不便に思居りしを、今度新に建て最便利なるは、全く大久保が計なり迚悦合へりしとなん。

○將軍家彦左衛門を御寵愛の事并大久保屋敷地拜領の事

玆に大久保老人は、種々我儘をなすと雖も、畢竟皆理に適ひ、非道の所行は聊かも無き故、役人も制する事能はず、殊に若年よりして功勞多く、七十餘歳の今に至る迄三代の將軍に仕へ、忠誠を盡し、屢々功蹟を顯せしと雖も恩賞を請ず、子孫の後榮を思はず、麁服麁食して身は卑き旗本にありとても、勤功は德川家の柱石たれば、歴々の諸侯までも皆其人の心底を謀り、自然誠忠の心なき者をば之を賤んじて、我儘に事托せ其人に敎訓なせしが、追々老年に及びし故、將軍殊の外御慈愛あつて、或時御前へ召させられ、汝存生中に望む事あらば何なりとも腹藏なく申べし、とあれば、彦左衛門畏り、是迄すら望む事を申上げぬ程なれば、今更新に申べき筋曾て御座なく、と申上しかば、將軍にも、實に珍しき老人かなと宣ひ、強て所望の儀を申せとの仰はなけれども、御殘念なる御樣子に付、彦左衛門、上意は有り難く候へども、凡人其身重ければ、祿に引かれて忠心薄く相成事往々之あり、今將軍に從ひて大國を領せる族は、其以前聊かの功勞あり

の亂れとなるべきも計られず、抑々過金の趣意たるや、其禁制を誤りて罪を犯せし過を償ふ金を過金と稱す、決して金を以て罪を買ふには非ず、彦左衛門此等の事を知りながら、彼の行跡は何事ぞ、其罪遁るゝ所なし、然れども某が計らはゞ、結句意地を立るに相違なし、因て各自方より密に言上し、君の御賢慮を御伺ひあつて後、左も右も計らはん、との言葉に何も此儀道理と同意して、密に言上せしに、將軍聞召され、早々彦左衛門を召し給ひ、汝老體を厭はず日日の出仕は予も滿足せり、就ては老體の事なれば萬一小便頻りし節は、遙の便所へ行かん事大儀なるべし、側廻の者に案内させ、手近き予が便所へ到るべし、必ず外へは出るに及ばず、殊に汝は小身故、其度毎に過金を出さば、其費幾許ならん、と何氣なき體に宣へば、彦左衛門、扨は早くも上聞に達せしかと思ひ、某が日々出仕なすは臣たる者の道なれば、心勞の儀は候はねども、老年の事故持病の爲に失禮なる儀もありと雖も、是迄は御玄關側の便所にて用を足し、至極便利の處、此度禁止ありしにより大に難儀致し候、然ながら公の御便所にて用を達すべき旨、有り難く存ずれども、此儀は恐れ多き事に候得ば、平に御免を蒙り度、と申上しに、將軍强て御糺明もなく、其後老中へ命ぜられけるは、玄關の最寄へ新に便所を建て、不潔ならざる樣計ふべし、とあれば、一旦停止られたる場所を少く遠避け、臭氣の散ぜぬ樣新に便所を建られしかば、

儘出仕致されける。斯て彦左衛門は殿中の役人より奉書紙と白木臺を乞請けて、件の金子を奉書紙に包み、臺に載置て下札をなし、筆太に大久保彦左衛門小便の過金三枚と認め、之をば玄關の正面へ置き、誰かと老中の登城を待居けるに、程なく伊豆守登城せしかば、彦左衛門笑壺に入り、悠々と小便を爲ながら、伊豆守が敷臺へ付んとするを見て、伊豆守殿なるや御免あれ、年寄ては小便の頻るを腹中に保ち難き故、便所迄行間を堪兼ね、思はず斯狼藉に及びたり、因て貧乏なる彦左衛門なれ共、老ての持病をば防がん爲に、制札の通り過料として金三枚を差出したり、必ず怪み給ふな、と云つゝ、敷臺白洲の邊へ垂廻りしにぞ、流石の智臣と呼れし伊豆守も、餘りの事に呆果て、挨拶もせず、袴の裾を汚さじと摘み乍ら、玄關に上りて見れば、目録臺に過金の包を載置き、下札をなし据ゑあるを、伊豆守には是を持せ、評定所へぞ到りける。彦左衛門は思ふ儘小便をなし、何氣なき體にて御前に出たりけり。伊豆守は評定所に於て、件の事を外老中方へも吹聽あり、是は彦左衛門制札を心得乍ら、態と斯樣の擧動せしならん、大金を小便に替しは言語に絶する所爲なれ共、咎めん樣もなし、且渠は舊功の老臣、殊に將軍の御寵愛なれば、何共制し難けれども、此儘に指置なば、此後醉狂の者あつて、例の如く過金を出し、狼藉をなす事あらば咎むる事能ふまじ、夫を罪せんとなす時は、依怙の沙汰とや云ならん、是政道

時に越前御家督秀康卿の嫡男忠直卿、仔細有て隱居し給ひ、若君在しけれども御幼年たるに依り、此忠昌卿を以て相續爲さしめ給ひ、去る寛永元年より本家相續有て、越前宰相殿と申ける。此忠直卿の若君光丸殿加冠の後、別に地を賜り、當時作州津山十萬石、松平越後守殿是なり。此忠昌卿智勇兼備に在しけるを以て、將軍家光公御後見同前に御尊敬ある故、自から權威有によりて、彦左衞門は御幼少より御馴染の君なれば、今登城の機を待請て進寄り、某今日過急なる儀にて、金三枚入用に付拜借致し度候、と心安氣に申にぞ、忠昌卿、夫は易き事なり、然程過急の儀ならば、何迚我等が屋敷へ參られぬぞ、其は兎も角も嘸急ぐ事ならん、と申さるれば、彦左衞門、全くは只今俄に入用の儀出來し故なり、因て君に限らず、誰にても早く出仕の諸侯方に賴まんと存ぜし處、君の御出仕に出會たりしは幸なり、此金子他の入用には非ず、老人なれば持病を發せし時防ぐ爲に候、早く御貸下され度、と云に忠昌卿、何持病を救ふ爲となれば、金三枚には限るべからず、何程なり共用立てん、遠慮なく申すべし、と仰ければ、彦左衞門、夫は有り難き仰に候へども、三枚の外は一錢も入用候はず、と申せしにぞ、忠昌卿は御近習を召されて、御用意ある金子の内より、金三枚取出させ給ひしに、彦左衞門、是はあり難し、之にて持病は癒べし、最早御構ひなく御出仕あるべし、と申ければ、忠昌卿、隨分大事にせられよ、と其

丸の玄關の傍邊に小便所あり、諸侯方より旗本に至る迄、登城して各々詰所々々へ出仕の砌、此所にて用を便じ、加之供に立し近習の者共迄も此所にて便ずる事なれば、無作法にも所々へ垂流し、近傍を汚す者往々ありと雖も、何分多人數なれば、誰を指て咎べき樣もなき故、炎暑の節抔は臭氣の甚だしきに堪難ければ、伊豆守是は人身を害せん迚、早々件の便所を破却させ、以來此所に於て小便致すべからず、若犯す者有る時は、過料として金三枚差出すべき者なりと、嚴重に制札を建置しに、其後は之に恐れてや、誰一人として小便する者なく、最清潔になりしかば、是全く伊豆守の計にて斯なりしと、人々感稱しけるを、彦左衞門聞て、之は伊豆守を困らし吳んとて、翌早朝より登城なし、諸大名の出仕を今や遲しと待居し處へ、越前宰相忠昌卿出仕あり、是は東照宮第二の御男子、中納言秀康卿の御次男にて、幼名虎松殿と申せしが、慶長十九年、將軍秀忠公に隨ひ大阪表へ御出陣の時、十四歲なり、自身元服して眞田の丸の寄手に加はり、諸手悉皆敗走すと雖も、此君の一手のみ踏止りて陣を退かず、諸將の恥辱を雪ぎ給ふが故、敵將眞田も是を大に感じけり。秀忠公も御感有て、松平伊豫守忠昌と名乘らしめ、始て一萬石を賜り、其後野州下妻にて、三萬石を賜り、又信州松代へ移され、十二萬石と成り給ひ、其後越後國高田に於て廿五萬石を領されしが、聰明英智たるに依り、次第に御立身有ける。

及ぶ時は忽ち家國を失ふ事故、恥を忍んで沙汰をなさず、然れ共近藤が如きは然に非ず、彦左衛門同格の旗本にて、然も勇猛武邊を先とする者なれば、聊かにても恥る事あれば一命を抛つ族なり、諸大名達の大久保を恐るゝは、身を恐るゝの故にして、俗に云大鳥は螻蟻を求食ずと同然たりとの了簡にて、怒を面に顯さず、近藤は既に斯の如き男故、討果さんとて命を忘れ、怒に怒つて來りしか共、大久保は犬の吼る樣にも思はず、己が奴の如くに會釋ひて追歸せし事、元來彦左衛門は近藤が武邊に慢じ、我儘の振舞有を以て、威を挫んと思ひ、同じ旗本なるを形の如く欺き使ひ、死を忘れて來る野猪武者の登之助を、一句の智辯にて屈伏せしむる段、智勇拔群の大丈夫に有らずんば爲し難き所爲なり。

○松平伊豆守制札を建る事并大久保過金を以て無禮をなす事

扨大久保は、五色の蔦を紙にて製し、數多の諸侯を欺けるが、何も祕して其沙汰せざれば、當分は知る者更になかりしと雖も、早晩此風聞をなす者ありければ、皆々老人に欺れぬ樣にと心得居し故、彦左衛門は敏くも其工の空敷なりしを察し、此事は止たりけり。説話變つて、本

死後迄も馬鹿の名を殘さん事の不便さに、早く歸れとは云つるなり、又汝が我に欺れしが名譽に成ると云は、大名等が右の蔦を懇望するは、只詠め樂む耳にて榮耀の爲なり、汝は貧乏の旗本なれば、よも榮耀には所望すまじ、畫を好むの心から其形を見度思うての事ならずや、全體此蔦は將軍御祕藏にて、拜見せし人は御家門方と加賀黃門計にて、其餘の輩は嘗て見し事なし、因て諸大名等の是を懇望なす執心を止させんが爲、某拜見を願ひ、圖を寫し、五色の紙を以て製りし品なれば、眞の蔦に異る事なし、然れ共餘人は榮耀の爲に好む事故之を悅ばずと雖も、汝は形を見ん爲なれば、隨分是にて足りぬべし、依て欺されたりとも形を求めぬれば本望と云ものにて、畫道の名譽とも成べき事なれば、一言の禮謝をもすべき筈なり、夫に何ぞや傍若無人に狼藉の體をなすは、不都合千萬、此上に多言は無用、早く歸つて其蔦を大切に再見せよ、扨々騷々敷男哉、と申けるにぞ、近藤熟々聞て、汝老辯を以て兎角に我を言詰たり、併汝が言一理あり、因て此度は免すべし、彌々彼の蔦は圖を寫しぬるや、と尋ねしかば、彥左衛門、汝は畫を書く奴ならずや、大抵を計知れ、と云捨て奥に入り、枕を取て臥轉び、再び起も上らざれば、近藤も詮方なく、此老夫ばかりには勝ち難し、流石に仲間の頭取なりと感じつゝ、怒を忘れて歸りける。彥左衛門が行跡最も大勇と云べし、諸大名達は欺れしを殘念に思ひ、其憤怒を散ぜん

は如何なる謂ぞ、年こそ少し劣る共、武邊に於ては人の下に立ざる某なり、命は義に因て輕しと云り、武士の面を失はせられながら、了簡するは腰拔同前、我等が取らざる所なり、汝を討果したれば迚、高名手柄にも成らざれ共、恨を報ふは勇士の常なれば、爰に來つて鬱憤を發せんとす、汝我に心を盡させ、童を會釋ふ如き振舞は何事ぞ、是非とも其理由聞かん、と詰問へば、彥左衛門猶も笑つて、汝此老夫に欺れしと思ひ詈り狂ふは、自分の馬鹿を人に聞かすも同然なり、先其蔦と云は、抑々外國より獻上せし品にて、將軍家にも殊の外愛せられ、御祕藏ありて、假令御家門たり共御讓りなき品なれば、我等に下さるべき筈なし、縱令下さるにもせよ、此老夫は榮耀を知らず、綿服で暮す旗本の身分なれば、何ぞ悅んで申受べきや、然れば我拜領せざる事は明白なるに、汝我一言を聞て實と思ひ、公用を欠て心勞を爲は、思慮薄き馬鹿に非ずや、然ながら斯なせしは汝一人に非ず、歷々の大名等も皆之を誠と思ひ、追從輕薄を以て乞請んとす、是を思ふに智者は少く馬鹿は多きものなり、然ども大名等は欺かれながら後悔するのみにて、何共申越す者なし、是馬鹿の中にても思慮ある所の行にして、憖ひに咎立せば、欺れし事を自分の口より顯はす道理なりと斷念て堪忍せし所は、尤も有情心底なり、然るに汝は某を討果さん抔とて來るは、至極の馬鹿者と言つべし、勝負するは易けれども、汝は豫て懇意なれば、

○近藤大久保問答の事幷彦左衛門智勇大丈夫の事

近藤登之助は大久保に欺かれしを無念に思ひ、彦左衛門が方に來つて自身の理を述べ、五色の蔦を渡さずんば、討果さん氣色なりしか共、彦左衛門少しも構はず、最前より近藤が種々罵るを聞きながら、夫を伽にして厳々眠居たりしかば、近藤是を見て腹に据兼ね、踊上つて足拍子を噇々と踏鳴し、彦左衛門が前に噇許居直り、汝我に詞を費させ返答にも及ばぬは、とても叶はぬと觀念せしか、武士を欺きぬる者は、萬一其事破るれば討果さんとの了簡なくては叶ふまじ、然るに汝に勝つ者なしと思うての所爲なるや、金銀領地に眼闇む奸佞の輩と此近藤は違ふぞよ、疾蔦を渡す歟、一句の返答早くせよ、と威猛高に成て詰寄るにぞ、彦左衛門大口明て呵々と打笑ひ、汝其事にて來りしか、然らば論ずるに及ばず、早々歸つて休息せよ、無益の事に腹立ちぬるは無用々々、此彦左衛門に欺かれたりと云へば、汝が譽に社なれ恥には成らぬに、謂無き腹立して却て馬鹿者と笑はれんよりも、短氣を止て早く歸れ、掬られた夜は寢心が善いと云に非ずや、然るを快く休みは爲で、態々爰に來つて此老人が眠を妨げ、一人狂ふて罵るは笑止の事共なりと空嘯いて申ければ、流石近藤も剛者故、怒を押へて側に寄り、汝に欺かれぬるは我譽なると

や否やひらりと飛乘り、鞭に諸鐙を合せ、只一騎大久保が方へ馳行き、門前より高聲にて、彥左衞門內に居るや否や、近藤登之助約束の品請取に參りたり、と云つゝ馬より飛下て玄關に駈上り、早く渡せよ、と立はだかつて言りければ、彥左衞門是を聞き、何奴なれば玄關にて叫くぞや、と云つゝ立出で申樣、誰ぞと思ひしに是は近藤殿か、何用有て來られしぞ、と云せも果ず近藤は、怒の顏色朱を注ぎ、何故とは事新し、約束の蔦を請取に來りしなり、と聞きて、彥左衞門微笑ながら、其は先刻貴殿の家來に渡したり、立歸て見られよ、と云にぞ、近藤車輪の如く眼を剝出し、汝我を小兒の如く扱ふか、紙細工の贋物を以て欺かんとは愚千萬、餘人は知らず此近藤に於ては欺かれまじ、汝を老人なりと思ひ、人の道を以て敬ふ心より賴に應じ、晝夜を分たず丹誠を凝して望の晝を書與へしに、頗る奇怪の振舞をなして、我に恥辱を與へんとする條、無禮とや云はん非義とや云べき、武士の一分汝が爲に失ふたり、人も人にこそ寄るべけれ、此近藤登之助は、是迄一度も後を取たる覺なし、其方君寵の威を借て、斯る我儘の擧動を爲すとも、聊かも恐るゝ事なし、速かに眞の品を渡せば好し、然なくば武士の意地と云ひ、我面目立難し、返答は如何に〳〵、と切刃廻して詰掛たり。（看客方爰で一服上りませ）

藤引留め、約束の蔦は如何ぞや、御持參なきか、と尋ねければ、彦左衞門、何樣約束はなしたれ共、此晝の出來しか否やを尋申さん爲に來りし事故、右の品は持參せざりしなり、依て何時なり共御家來を請取に遣されよ、と申すにぞ、近藤然らば跡より請取に差出さん、と約束に及べば、彦左衞門、委細承知せり、と云捨てこそ歸りけれ。暫く有て近藤は家來に命じ、五色の蔦を請取に遣せしに、彦左衞門心得たりと、調置きし桐の箱を恭しく取出し、大切の品なるぞ、大事に掛て持歸るべし、と渡しければ、使の者の畏つて是を請取、最大切に持歸りて主人の前に差出すに、近藤は請取見れば、上に五色の蔦と書付けあり、我が本望達しぬと、彼海底の寶珠を得たる程の喜悅にて開き見れば、是は如何に、紙にて造りし贋物なりしかば、さしもの近藤も惘果て、明た口を塞ぎも遣らず居たりしが、元來武邊に勝れ、殊更物に堪へぬ近藤なれば、大に怒り、我旗本中の將と許されし程にて、是迄人に欺かれたる事なし、然るに大久保の老耄に欺かれて、三日が間寢食を忘れ、彼が賴を調へ遣せしに、此の如き小兒の戲をなして恥を與へし事、憎き奴が振舞かな、將軍家の寵に募つて諸人を輕しめ、剩さへ我を斯欺きぬること、若世間にて是を聞けば、日比廣言吐し近藤も、大久保には叶はぬなど嘲り罵らんも口惜し、彼蔦を拜領せしに極らば、是非奪取りて吳んずものと、血眼に成て早々馬を牽けと命じ、玄關前へ牽出す

然れども五色の蔦を讓り給はんとならば、公用を操合せ、御望の如く畫き申さん、と有しかば、彦左衛門大いに喜悦、今云ふ通、某が所持して入らざる物故、望む者に與へんと思ひしかど、大名等に遣しては謝禮音物抔と追從を爲が故なり、其上適々拜領の品を筋なきに與へては、麁末に爲し樣にて後聞の程憚なきにも非ず、貴殿事は仲間と云ひ、畫を好まるゝ者故、讓與ふるとも苦しからず、殊更帛紗の畫を賴みし事なれば、返禮に遣せしと申ても濟む事なり、彌々貴殿所望とあれば、精神を凝て此畫を書れよ、蔦に於ては必ず貴殿に讓るべし、と誠しやかに欺きければ、近藤も眞實と思ひ、然らば都合して今日より書掛り、三日の中に出來すべし、と請合ける故、彦左衛門、隨分宜敷賴むなり、と帛紗を渡し歸りける。斯て近藤は彼の五色の蔦を貰はん事を悦び、其日より直に取掛り、豫て得たる所の筆を揮ひし近江八景の墨畫を見事に畫き、殘る二ツには牡丹に獅子の戯れ居る圖と、桐に鳳凰の圖を、生るが如くに畫終し所へ、日限なり迚彦左衛門自身請取に來りしかば、登之助件の帛紗を取出し、扨貴老折入ての御賴と云ひ、我等蔦を所望に存ずる故、眠を止て圖畫致せしなりと、差出しければ、彦左衛門手に取て熟々と打詠め、扨々貴殿は器用の人なり、殊の外見事に出來たれば、定て大奥にも御滿足なるべし、我等も賴みたる甲斐有て大悦せり、早々獻上すべし、とて帛紗を懷中し、立歸らんと爲けるを、近

入さうな者と思ひしが、存の外なる輕薄人なり、大名等の頼む時は、禮物多きにより早速畫て遣し、適々我等が頼む事を否と云は、物に成らぬと思うての事か、是は大奥へ差上る物なれば、畫の道に名利を好む者は悅んで畫く筈なり、全體貴殿の根生宜しからず、急ぎなら餘人を頼めとは其意を得ず、縱令外に有迚も、貴殿を好んで頼むからは、心得たりと言べきに、如何に小身の我等なり共、貴殿が骨は盜むまじ、金銀の禮社致さぬなれ、此頃拜領せし五色の蔦は、大名等が懇望すれども、我氣に合はぬ故に與ざりしが、貴殿は畫を好まるゝ事なれば、斯樣の品は所望ならん、因て是を進ぜんと思ひしに、金が能くば大名へ讓り、大金を取て貴殿に參らすべし、是非々々此畫を頼むなり、と諂ひもなく申すにぞ、近藤是を聞き、親父が例の無理所望なりと思ひしが、蔦の事を聞て、如何にも大久保は將軍家御寵愛深き故、定めて拜領せしならんと思ひ迷ひ、素より畫を好む近藤なれば、五色の蔦の模樣を見たしと思ひし折柄、大久保が讓らんとあれば、何卒乞請て畫師の祕藏に仕度により、彥左衛門に向ひ、不肖なれ共此近藤、元來畫を書くを以て家業に致さず、假令諸大名より望まれても、氣に進まぬ時は畫たる事なし、夫故金銀を山の如く積重て持來るとも、欲に引されて頼まるゝ近藤に非ず、因て其許の頼に應ずるとも、決して禮金抔を請る了簡なし、然るを禮金抔と申されては甚だ迷惑故、決して筆を取事能はず、

○彦左衛門近藤に畫を賴む事幷登之助立腹の事

斯て彦左衛門は自分の慰みがてら、自手五色の紙を以て蔦の形を拵へ、結構なる箱に入れ、大名中を欺き、金銀重寶と數多取替へ、此上誰をか欺むくべしと思案しけるに、先我入用の品と易る樣に計はんと思ひしが、豫て大奥へ絹帛紗を進上するの約束をなし置たり、尤も御好みにより、淺黄繻子に墨畫を書せる筈なりければ、淺野但馬守を賺し、淺黄繻子の帛紗三ッを調へさせ、彼の蔦の造り物と取替けるが、畫は誰に書せんと考へしに、偶然心付、近藤登之助は生得畫を好み、殊に狩野家の門弟なれば、此奴に書せんものと思ひ、早速近藤が方へ行き對面して申けるは、某大奥へ獻上の品あり、此品に畫を書て差上度に付、誰彼と思ひしに、貴殿は豫て畫を好み給ひ、殊に狩野家の門人なれば、貴殿に如くはなし、因て態々御依賴に參りたり、何卒書て給はるべし、と彼帛紗を取出し、此一ッは近江八景の圖、跡二ッには山水花鳥の類を取合せにして、何も墨畫なり、尤も急々入用なれば、少々外の用を欠てなりとも書て給はれ、と差出しければ、近藤は餘り押付ケ間敷事と思ひ、夫は安き事なれ共、此頃公用繁多なれば、急には中中畫き難し、急ぎ物なら餘人を御賴み有べし、と辭退しければ、彦左衛門、扨々貴殿は男の數にも

を差出すべし、とて別れける。扨彦左衛門は御殿より下り、歸宅をなして居たりしが、頓て陸奥守より使を以て、豫て御約束の品御渡し給はるべし、と申來りけるに、彦左衛門は一ツの箱を大切なる體にて持出で、使者に對ひ、是は大切なる品なれば、隨分心を付て持歸るべし、とて渡しければ、使者は畏り恭しく持歸り、主人の前に差出すに、陸奥守是を見れば、一尺四方の箱の蓋、五色の蔦と書付けあり、頓て開き見るに、いかにも五色の蔦なれども、紙にて製せし物なれば、陸奥守始め御傍の人々大いに驚き呆れ、金子をば拜借なし、其上奥州駒一疋を所望しながら、斯の如き擧動、言語道斷の至なりと、各々顏見合せ、餘りの事に怒りもならず、只忙然として居たりしが、陸奥守は流石大國の領主なれば、莞爾として少しも恨る色なく、是を眞と思ひしは此方の誤なれば、却て是を怒り爭はゞ、我が恥を吹聽するも同前なり、其儘捨置べし、とて、其後何の沙汰もせざりしとぞ。斯て彦左衛門は件の箱幾個となく拵へ、紙細工の蔦を入れ、豫て蔦を懇望の大名へ持行き、前の如く申入て馬を請ひ、或は太刀刀を望み、其人に應じて種種と所望せしにより、皆々大に驚き怒ると雖も、公然と其事を云ば、却て己等が恥辱と成ぬる故、皆々恥を隱して默止居たりしが、彦左衛門は益々圖に乘り、遂には歷々の大名十四五人も欺き廻りしかども、餘の人は敢て之を知らざりしとなり。

せらるれば、我等も實に滿足せり、明日御渡し申べし、然し右金子は只今恩借致したし、と申ければ、陸奧守、金子は卽刻家來に持參致させん、とあるを彦左衞門、否々夫には及ばず、某直に持歸るべし、然る代に甚だ御無心ケ間敷候へども、奧州駒一疋賜はるなれば、某が本望此上なし、と無遠慮にも述ければ、陸奧守早速承知なし、家來を呼寄せ斯と申付しにより、屈竟なる奧州駒を牽出し、鞍迄添て與へしに、彦左衞門大に悅び、五百兩の金子を自身に持ち乍ら、件の駒に打乘て、我が屋敷へぞ歸りける。元來彦左衞門は俠氣の人にて、浪人抔便り來れば何人にても養ひ置き、其性質を洞察し上、夫々へ吹擧なし遣す故、家內の人數は三百人に餘る程なれば、自分の取高二千石にては、勿々活計方六ケ敷ければ、聊かも榮耀ケ間敷事はなく、衣類は木綿のみを用ひ、質素儉約を旨とし、大勢の人を扶持せしにより、慰事に多分の金子入用等はなけれ共、今度の所爲は、近來大名方が餘り奢侈に長ぜしを戒めんが爲、斯なせしなり。却說陸奧守ば頻に蔦を懇望の事なれば、一兩日を待けれども何の沙汰もなかりしかば、如何やと案じ居し折柄、登城なし、殿中に於て彦左衞門に出會しを幸ひなりと、密に彦左衞門を招き、先日御約束の品は如何や、との言葉の下より、彦左衞門はたと手を拍ち、是はしたり、全く失念致せしなり、後刻御家來衆にても遣さるべし、早々御渡し申さんと云ば、陸奧守、然らば後刻家來

四方山の咄の末、彦左衛門申す樣、御存じの通り、某は小身にて貧窮なれども、家來又は食客多き故甚だ困入るなり、夫に就て頃日急に金子五百兩入用の儀出來しにより、誰にか借用せんと思ふに、貴殿こそ當時奥州を大半領し給ひ、富有の御身なりと聞く、依て金子借用の爲今日態々參りたり、何卒御承知下され度、何れ其中金子調達次第御返し申べし、某は追從輕薄抔と云事は知らざる故、借用金の禮物と申儀は得致さぬなれども、豫て御承知の如く、曩に朝鮮國より獻上せし五色の蔦は、最珍しき物なりとて、將軍にも御賞美あられ、御祕藏なりしが、先達て不斗某拜領せり、然るに某に於ては無益の物なり、其無益物を貯置かんよりは、寧懇望する人に讓らんと思へり、若貴殿御望あらば御讓り申べし、決して金子借用せし爲讓るにはあらず、某が所持致せば瓦礫に等しき物なれ共、懇望する人に讓りて社重寶となりて、其品の榮えとも云べし、貴殿は如何、御望みにやと云ば、陸奥守思ふ樣、彦左衛門は將軍の御寵愛深き故、五色の蔦を拜領せしも眞實ならんと思込み、悅喜の體にて、御深切の段忝し、彼の蔦は某最も懇望の品なれば、何卒御讓り給はるべし、又御申込の儀は隨分用立申べし、然り乍ら借用と有ては何か隔て心ある樣にて宜しからず、必ず返金は御無用なり、實に貴殿拜領の品を、故なく御讓り給はる事謝するに辭なく候とて、大に悅びければ、彦左衛門、然程賞翫

彦左衞門此上意を伺ひ、如何様御道理なり、と長光の御刀をば拜領し、自分の刀を指上ける。扨其後は殿中にて鎗咎めもなかりし故、出會輩是を悦合へりしとぞ。又彼の刀は當家の守なりと仰せ有て、御寶藏に納め給ひ、御代々の御寶物と成りて、今德川家に有之とかや。

○伊達陸奥五色の蔦を所望の事并彦左衞門諸大名を欺き廻る事

寛永十三年の霜月、朝鮮國の使者來朝して、種々の珍物を獻上せし中に、五色の蔦有りて、實に未曾有の品なれば、將軍殊の外賞美し給ひて御祕藏ありしを、諸侯方も拜領仕度思は有れども、御機嫌を計兼て居たりしが、彦左衞門之を聞きて大に笑ひ、無益なる物を望む者哉、是皆榮耀に餘りて、珍しき物と云ば金銀を惜まず購求め、人に矜て樂みとす、是ぞ則ち治に居て亂を忘れ、却たりと云べし、假令五色にもせよ十色にもせよ、さしたる能もなき物を愛するなれば、日本の蔦を繪具にて染め、之を愛するも同じ事なり、然るに人々は頻に欲るは如何なる事か其意を得ず、と獨呟き居たりけるが、偶然一策を思出し、豫て金子入用有りて困入し處、幸ひ此事にて金子調達せんとて、病氣と稱し四五日も引籠り居て、密に色紙を以て細工をなし、其品を製へ、夫より伊達陸奥守の邸に到り、案内を請て書院に通りければ、頓て陸奥守出來りて對面なし、

二尺八寸なる長光の御刀を出させ給ひ、之を赤銅造に仕替させられ、彦左衛門を召されて仰せけるは、其方が帯する刀は、數度の戰爭に用ひたる刀なりや、と御尋ねありしに、彦左衛門、上意の如く此刀は年來祕藏せし物にて、三方ヶ原、長久手、小牧、關ヶ原、大阪兩度、數度の合戰に用ひ、敵を討つ事數知らず、然共聊か損せず、實に稀代の刀に候、と言上すれば、將軍重て仰せけるは、何卒其刀を我に讓り得させよかし、抑其刀は大敵を退けし上、祖父君を救ひ奉りし刀なれば、最懷敷思ひて懇望せり、今斯天下一統に歸したる事、是偏に汝が功勞なれば、其刀を寶藏へ納めて、子々孫々に至る迄汝が功を忘るゝ事なからしめん爲なれば、枉ても讓與へよ、且は其方死後までの面目たるべし、其替に此刀を得さすべし、是は先年神君より我拜領の刀故、汝ならでは得さする者なし、之と取替吳よ、と宣ひ、件の御刀をば御手自下し給ひしに、彦左衛門は是を押戴き、某が祕藏なれども、然程に厚御懇望有らせらるれば差上奉らん、併代の御刀は短くて、某に似合申さず候へば、今少し長き御刀を賜はるべし、と望み、朋輩同士取替事をなす如く、憚もなく申すにぞ、將軍重て仰せけるは、長き刀を好むは戰國の時なり、斯泰平の世に及びては、弓は韜にし刀は鞘に納めて拔かざる事是本意なれ、隨分此品にて事足べし、短きとても業物なり、手の內確に覺有らば、鬼神迚恐るゝに足らず、と理を責て仰ありし故、

中納言、是は大久保殿老體を厭ず御出勤、御苦勞に存ずる、と挨拶ありしかば、彦左衛門立乍ら挨拶なし、襖の傍へ立退道を讓ければ、加賀中納言、ヤレ老人夫には及ばず、と立寄ければ、彦左衛門先々御通り有べしと、然も不自由氣に小腰を屈しに、長き刀を帶せし故、鐺襖に支へ身を廻さんとせし時、金襖一尺餘切れしかば、加賀殿は我に辭義せん迚斯の通なりと最氣の毒に思はれ、側に寄て能視るに、彦左衛門が刀の鞘、鐺の方を切上げたれば、切先七八寸鞘に餘り現出て有ける故、襖は勿論疊迄散々に破れ損じたれ共、彦左衛門は臆したる氣色もなく、之は加賀殿へ御辭義をせんと身を避る機會に、襖の破れしなり、我等は存ぜぬ事なり、と云捨て通りける。加賀中納言も迷惑なりと思へども詮方なければ、我が誤りなりとて襖の張替より疊迄仕替させける、然るに其外彦左衛門が往來せし所の疊は申に及ばず、襖障子迄破りしを以て、大目付方も困入り、御傍御用人に就て密に將軍へ此趣を申上しに、將軍聞召され、御側御用人を以て、何故に斯樣の擧動をなすやと内々問はせられしに、彦左衛門、刀の鐺長き故短くせよとの御上意に因て、鞘をば八寸許切捨たれど、刀こそ武士の魂なれば、之を切る時は魂短かくなりて短氣者となるべし、玆を以て鞘のみ切たり、との答に依り、此趣を將軍へ言上せしに、將軍道理至極なり、無理に短くせよと云しは此方が誤なり、然し宜く計ひ遣さん、と

は毛色美麗と雖も、無道にして親子の差別なく、鳩は鴨の如く美麗ならずと雖も、三枝の禮を知れり、鷄は日々時を告て其勤を怠らず、此を以て我に諷諫し、其後水鳥を見せんと申せしにより、彼が方へ到りし處、家鴨を見せ、之は野鴨に似たる故野鴨と思へば濟事なりと云しは、無益の費を省き、事を十分に爲さしめざるの忠言なり、然るに時としては君に諫を入る迚、面を犯し辯舌を以て利害を說く者は、表計の忠義にして其眞實の心鮮し、彦左衞門の如きは忠誠の者と云つべし、之に因て祖父君は其忠誠なるを以て、彦左衞門は我が代と思ひ大切にせよとの御遺言有たり、然るに彦左衞門は無禮なり、麁忽者よと嘲り笑ふは、祖父君を誹謗するも同然なれば、汝等も其旨心得居て、偏執の志を止むべし、と仰られしは、流石寬仁大度の君なりと、皆一同に感じけり。斯て彦左衞門は、數度の戰場に用ひたる長き刀を佩て引摺廻り、萬一や鐺に障る者あれば、誰彼の差別なく咎むる故、諸人之を迷惑に思ひ、老人に斯長き刀は無用なり、一尺許も短くさせ度ものと云合りしが、或時老中の方より、密に此趣を將軍家へ願ひしに、將軍も道理と思しけん、彦左衞門が出仕の砌、何となく、汝が刀は餘り長くして鐺支へ實に見苦し、少々短く致しても宜しからん、と仰せらるれば、彦左衞門は、上意の旨畏り奉る迚退きしが、翌日登城の機、松の間の御廊下にて、加賀中納言は御前より退出あるに出會しに、加賀

りとて、舞へや謠へと終夜飲明しけるこそ、大膽不敵とも云つべし。

○加賀黄門大久保に出會迷惑の事幷彦左衛門御刀拜領の事

扨將軍御歸城ありし翌日、老中方は殿中に於て御評議ありしは、昨日彦左衛門事輕々敷將軍を請待し奉り、野鴨を上覽に入れんと申上ながら、家鴨を御覽に入れ、能野鴨に似たり抔云し條、麁忽千萬なり、僞の罪免れ難し、屹度御咎め有て然るべし、と言上しければ、將軍聞召され、否とよ、汝等が了簡と予が思ふ處とは大に相違せり、今度の儀に付ては褒美を與んとこそ思へ、罪する事は更に有るべからず、其譯は、家鴨は其形容能野鴨に似たるを以て、只眺むる而已なれば之にせよと云し心は、諷を以て我を諫め、天下治平に心を盡せよとの事なり、我今四海を掌にし、目に見耳に聞く事何一つにても叶はずと云事なし、十分は溢れ盈れば缺るの諺言もあれば、十分ならざる樣との諫言なり、我此間庭前の雪景色妙なるを觀て酒宴せし折柄、數十羽の野鴨が池中へ下來りて戲れ、彌々興を添へ最愛たかりしに恍惚て居し處へ、彦左衛門が伺候せし故斯と咄せば、彼申には、役儀を勤め或は業に從事なす者は此雪に苦しみ、安坐なす者は却て之を悅び樂む事、恰も野鴨は雪を厭はず水中に住めども、鳩鷄は是を厭ひ其巣に籠るが如し、野鴨

野鴨に非ずして家鴨なり。將軍は彦左衛門を召され、老父よ那水鳥は鴨には非ず、と仰らるれば、御近習始め御側御用人、并に越中守御側に伺候し、是を見て呆果て、水鳥を上覽に入れん迚、態々將軍の御成を願ひし程なれば、定て珍しき鳥にても飼置し事と思ひしに、普通の家鴨なり、扨も麁忽の事哉、と各自私語居しが、彦左衛門然有らぬ體にて、仰御道理に候へ共、昨日御庭の池へ下たる鳥を御覽じて、御興に入らせられし體なる故、斯樣の水鳥を御覽に入れんと申上しかども、野鴨とは申上ず、然れども家鴨は其形容能く鴨に似て、飛去の憂なく十分見物になり、殊に昨日の如く御入興最中飛行き、御興を醒し奉るの心配なきにより、却て御樂みにならんと思ひしなり、と申上れば、將軍家實にもと思召され、彦左衛門が諷諫を御喜悦在らせられ、又越中守の御饗應にて、御酒宴に一しほ興を催され、良時移り、晩景に及びて、御機嫌斜ならず還御遊ばされたり。夫より彦左衛門は此御餘多にて朋友を振舞んと、其頃御旗本中の親分なる近藤登之助を招き、近頃貴殿に何ぞ振舞致し度と思ふ折柄、將軍家の御成に付、松平越中守へ料理を誂へたれば、早速持參致したり、今日の酒は將軍の御相伴も同樣と思ひ飲まるべし、との事に、近藤打笑ひ、貴殿の御芳志忝し、然り乍ら越中守は何時頃より料理屋を始められしや、火急の事なるに、扨々能出來たり、と戯れつゝ、酒宴に數刻を移し、其外平生入魂の輩を招き、年忘れな

頼み申候、夫共難儀と思ひ給はゞ其段仰聞らるべし、又外方へ頼み申さん、とすげなく云置てぞ歸りける。斯て越中守熟々考へ、如何にも不審の事なりと思ひ、急ぎ登城なし、御成の實否を伺ふに、愈々明日相違なく御成の趣なれば、大久保親父が依託を承知せざれば、又何か返報有べしと、俄に用意して、翌日早朝より彦左衛門が屋敷へ赴き、調進の品を運ばせ、彼是を指圖し、兎や角と心勞あるに、彦左衛門は餘所事の樣にして、萬事越中守に任せ置き、只御成のみ待居けるに、程なく入御なし給へ共、外へ御成の時と違ひ、彦左衛門は御心安く思召さるゝが故、御供人は漸く御近習御側御用人を召連られ、御手輕にて御成なり。彦左衛門御出迎へ、座敷へ請じ奉りけるに、越中守は御饗應の主なれば、御杯盞を奉る時、彦左衛門は御前に向ひ、適々の御成故、何をがな御馳走を捧んと存ぜしに、越中守が今日の御饗應致し度由に付相頼み候間、聞召され下さるべし、と我が物顏に云上れば、將軍笑はせ給ひ、老父よ、汝が請待に越中守が饗應をなすは迷惑ならん、との御上意にて、彦左衛門越中守の兩人へ、御引出物を下給はりて、最御機嫌能在らせられ、老父よ早く水鳥を見せよ、と宣ひしかば、彦左衛門、然らば祕藏の水鳥を上覽に入れ奉らん、と障子を押開くに、小さき池の邊に數百羽群り居れば、將軍緣端近く出給ひ、彦左衛門が氣性に似合はず、斯も優く飼置ぬるよと能々御覽あるに、是は如何に、

が名言は此絶景に同じ、とて、最興に入らせられし折柄、水鳥は如何しけん、皆飛去て池中は空くなり、興を失ひければ、將軍家は殘惜し氣に見遣給ひ、扨々可惜興を醒したり、如何せん此方の力にも彼の鳥を止むる事能はず、と宣ひしに、彦左衞門、仰の如く景色を損じたり、併し君には水鳥を御覽ずる迄にて候か、但しは外に思召しあらせられての御事か、若水鳥御覽のみに候はゞ、那の如き水鳥は私が屋敷の庭中に多く飼居候故、御成在て御覽なし給はんや、と申上しに、將軍家元來篤實なる性質にて在ませば實と思され、其方が屋敷に水鳥を飼置けるか、然らば明日汝が屋敷へ到るべし、との上意に、彦左衞門畏り、何時成とも御なり在らせられよ、然り乍ら御饗應の儀は力及ばず、只水鳥を御覽に入れ奉るのみ、御馳走の儀は誰になり共依託候べし、とて御請なし、御前を退出して歸掛け、越中守が屋敷に到り、案內を請て書院に通り、對面の上、明日は將軍家某が屋敷へ御成有るべき旨なれど、某は小身にて御饗應なす力なし、因て貴所は執權と云ひ、殊に富有の御身上なれば、酒肴を御用意下され、御饗應なし給はるべしとの頼みに越中守、夫は輕々敷御事なり、其意心得難し、何故に貴殿の屋敷へ御成ぞや、と尋ねらるゝに、彦左衞門餘の儀に非ず、某が屋敷に水鳥數多飼置しを以て御覽有らんが爲なり、明日の御成に今日命ぜられしを、何迚輕々しき事と云はん、我等は別して構はず候間、貴所宜敷御饗應の程

○將軍家大久保が宅へ御成の事并彥左衞門水鳥を御覽に入る事

時に大久保忠敎は、評定所に於て伊豆守に難問し、却て伊豆守が頓智を以て云伏られしを感入て、其座を立出で將軍の御前へ伺候なせしに、將軍家は御庭の雪を御覽有乍ら、御酒宴を催し給ふ折柄、御庭の池へ水鳥數十羽下來り、池中に戲れ居けるにぞ、一層興に入らせ給ひ、大久保に向はせられ、老體の其方雪を侵て出仕せしは滿足せり、幸ひ能處なり、雪は冷たき物なれ共、樹々には時ならぬ花を咲せ、池上一面に降積りし其景色は、寒を忘るゝばかり、實に銀世界と云つべし、加之面白きは那水鳥を見よ、己が儘に戲れ居る風情、一興を添るなり、汝も此景色を見て一杯過せよ、と御杯盞を賜りしかば、彥左衞門、此は有り難き御事なり、今も今迚評定所にて雪の噂を致したり、役儀を勤め或は業を營む者は、此雪の爲に苦しめ共、高貴の人或は閑暇の人は却て之を樂み賞美せり、某の如く勤むべき用事もなく、寢ても居られぬ身分は、斯樣なる冷たき物を詠てなりとも氣を散ずるが養生にては候はん、同じ鳥類なりと雖も、鳩鷄抔は雪を厭ひ、己が巢に籠居るに、水鳥は少も厭はず、凍し池の上に然も快氣に戲れ居るは、是人間の貧富に等き事なり、實に面白き氣色哉、と申上れば、將軍家御機嫌斜ならず、彥左衞門

給ふべし、承り度、と有けるにぞ、さしもの大久保返答に困り、否さ是等は他人の押付て、無理なる名を付る所なり、何ぞ我等其譯を知候べきやと聞て、伊豆守微笑、其許身の上の事さへ知給はねば、此芹燒も彼肝煎同前たるべし、と一句の返答に、彦左衛門は手を拍て、天晴伊豆殿、天下の政事を決斷するには、然程の卽智なくては叶はず、是は老夫一本まるつたり、と大いに笑ひつゝ、其座を立て將軍の御前へ出仕なしにける。跡にて各自伊豆守が頓知を感じ、能社御答ありしなり、何時になき大久保が屈伏して退きたり、と云へば、伊豆守否然に非ず、大久保は恐ろしき智者にて、人の短所を見出さんと思ひし故、返答の品に因て嘲り笑はんとの心ならん、故に其事を答へずして、却て他の事柄に託し困らせしなり、然るに彼奴は然者なれば、天晴なりと云捨て退きたるは卽智の者なり、併し大久保が申せし如く、天下の政事を執る者は、下々の訴への中に、理に似て非なる者あり、非に似て理なる者あり、之等は其對決の時に至て、兩方の口上五音の聞分、一言半句の事に就て臨機應變の智を以て、或は威し或は尋ね、顏色を見ては追掛の難問をなす類、皆以て卽智に有、平生斯樣の事を心に懸ざる時は、只今の樣なる節必ず當惑する者なり、と物語られたり。誠に天下の執政職、其器に堪たる明智なり、と稱美しけるとかや。

外ながら獻上ん、と杯盞を獻せば、彦左衞門忝しと請つゝ、此寒氣にては一獻參らずば御役儀も勤まるまじ、某は老人なれども、御役を勤ぬ故にや、然程寒氣を厭ひ候はず、時に諸侯方には、今日の如き雪降には却て悦び、寒も構はず座敷の障子を明て、連歌よ俳諧よと樂まるゝ由承る、各々方も自分の屋敷に御座れば、然社あるべきに、爰にて一獻酌み寒氣を防ぐと有も、役所故なるべし、我等は又雪を見て樂む氣丈は有れども、斯の如き勤の場にては寒氣を防兼ると云事もなし、然ながら一杯は宜かるべし、と杯盞を取上る處へ、肴に芹燒を進めたりしに、彦左衞門一杯の酒を飮了り、芹燒を食て大に笑ひ、伊豆守殿、其許は當時の智者と呼れし御方なれば、定めて御存じならん、之は是芹燒なりと云しが、燒もせずして鍋で煮たる物を、燒と申は如何なる譯なりや、我等只今芹燒と有し故、定めて燒たる物と存ぜしに、煮たる物なれば不審に存ずるなり、と尋掛しかば、老中方、又例の大久保が難問、返答の致し方惡ければ、嘲り罵らんとの事なるべし、扨も氣の毒千萬なり、と固唾を呑で居たりしが、流石智者と呼れし伊豆守なれば、思案にも及ばず、是は〳〵大久保殿、道理の御尋にて候、去ながら、斯樣なる間違の名は是のみに非ず、目下なる其許の事を、旗本中の肝煎なりと申すが、御邊も其氣で御座るならん、之も其許を鍋で煎も致さゞるに、肝煎とは如何なる事にて候哉、自分の事なれば定めて知

上せんと、籠を玄關に棄置て歸りける。取次の者は呆果て、早々此趣を申入しかば、秋山は聞て、扨々煮ても燒ても喰れぬとは彼の親父が事なり、と一笑して止たりけり。其後老中の人人、或日評定所へ集會ありし折節、雪降り寒氣强かりければ、將軍家にも老中の心勞を思召されて酒肴を賜はりしかば、御用濟の後打寄り酒宴をなし、種々雜談に渡りし時、一人申樣、先日大久保が禮勤なり迚參り、斯樣々々の擧動せし、との言葉に付て、座中の人々互に、此方も其通り、拙者方も斯の如し、我等が方も右の如し、と語合しに、伊豆守座中に向ひ、實は彥左衛門儀舊功と云ひ、將軍家御寵愛の事なれば、聊かの無禮あり共咎むべきに非ず、然るに近頃の禮なきは餘りの事故、諸人の手前、且將軍の御爲にも宜しからずと思ひ、秋山へ內意を含ませ諫言致させしに、察する處必定凡人に云如く利害を說しと覺ゆ、然るに依て此間の如き所業をせしならん、併し近代に稀なる大膽勇猛の人と云べし、斯て社度々功蹟を顯せしなり、將軍の大切にし給ふも理にこそ、夫は扨置、彼が我儘に殆ど困入る、と申ければ、皆々、仰の如く實に持餘したる老人、と噂最中に彥左衛門登城なし、評定所に酒宴ありと聞き、衝入來り遠慮なく座に著く故、老中方は顏見合せて居たりしが、頓て伊豆守彥左衛門に向ひ、是は御老體能所へ御出ありたり、今日は餘り寒氣の强さに酒肴を賜はりしを以て、寒さを凌んと一獻催し候處なり、處

老人を敬ふは人の道なり、我他人の勞を思うて廻らざるに、何ぞ是を失禮と云はん、只是偏執の心より出たるものなれば、頓て眠を醒させ呉んと、家來に申付け蕪菁を多く調へさせ、土の付たる儘籠に入て仲間に持せ、老中方の屋敷を廻らん迚、一番に松平伊豆守の屋敷に至り云やうは、此度大久保彦左衞門、諂ひの爲禮勤に參りて候、然り乍ら貧乏人の事故、さしたる進物も得致さず、世間に澤山なる物なれ共、寸志の印迄に持參せり、御取次有べし迚、件の蕪菁を土の儘籠より出し、玄關へ蒔散しけるに、取次の者之を見て大いに驚き惘果て、大久保は亂心せられしかと、餘りの事に挨拶もせず、暫し眺めて居たりしに、彦左衞門は打笑ひ、御大身には斯樣の品は却て御面倒に候はん、某參りし印迄に寸志を表する爲なれば、御目に掛たる上からは、直に拜領致すべし、と蒔散したる蕪菁を拾集め、元の如く籠へ入れ、家來共早く其籠持來れ、と云つゝ門を立出ければ、玄關は泥だらけにて、亂暴なる致方なれども、咎めもならず、取次の者共は、只忙然として居たりける。斯て彦左衞門は夫より老中役人の屋敷を廻り、皆斯の如く玄關を汚して歸りけるが、終に秋山修理亮の屋敷へ至り、此間の御指圖に依り、今日老中方を廻りたり、併身分相應なる進物と存じ葛西より蕪菁を取寄せ持參せしに、何にも見苦敷物なり迚、取次の者一向取合はねば、持歸らんも本意ならねども、止を得ず持歸りしに依り、當家へ殘らず進

儀なれば、唯御心得迄に御忠告申上るなり、と穩當に諫しに、彦左衞門、貴殿の御意見承知せり、我も其儀は心に懸れ共、將軍の御慈悲を以て無役隱居の身分なれば、人並に禮勤を爲さば、却て返禮抔せらるゝが氣の毒さに態となさず、其上老中等を敬する樣子を見るに、將軍家への獻上に等き品を進物とす、其仰山なる事言語に絕たり、我等東照宮へ仕へし時分とは、大に時勢も變りて勝手は知らず、且貧窮身なれば、進物も心に任せず、然るにより打捨置しが、其許の心添は、定めて某は無禮の者なりとの評議有ての事に候はん、以後禮勤の儀承知せり、と云に、秋山、否々進物抔は決して御無用たるべし、只詞にて禮をなし給うて然るべし、と云ば、彦左衞門、人の爲すべき事を某ばかり爲さずしては然るべからず、某も相應の進物を調へ、近々諸役人を必ず廻らん、との事に、秋山別段廻勤し給はずとも、御登城ある序に御廻りあれ、と云置きて、頓て我家へ歸りける。

○大久保老中方へ禮勤に廻る事幷評定所に於て芹燒問答の事

扨も大久保彦左衞門は秋山が勸めに依て、老中を禮勤に廻らんとは思へども、是必定伊豆守抔が指揮して云するならん、我禮勤をせざるは、此方より禮に行けば先方にても返禮なくて叶はず、

ひ、目附秋山修理亮を招き、其許は御目代として、事の理非を糺し明白になす役人なり、然るに彦左衛門儀樂勤とは云ひ乍ら、諸侯幷に諸役人へ對し、宜敷禮法を行ふべきに、君の御寵愛深きに因て、老中役人に對し無禮而已ならず、却て愚弄し、天下の法度を亂す、斯の如き者を此儘に捨置なば、諸人の迷惑、且は公の御爲にならず、因て其許内意を以て彦左衛門を説、無禮なき樣諫言なし給へ、然りながら彦左衛門は氣の疾き生得なれば、其となく咄に諷へ得心致す樣說諭方然るべしと示されければ、秋山道理と承知なし、退出より直樣彦左衛門が宅に到り、對面の上四方八方の咄の末、貴殿は御老年の事故、將軍より樂勤たるべしとの仰により、禮勤など致されずとも苦しからず候得ども、公に仕ふる者は、其公を敬ひて尊まずんば有べからず、況て御前に伺候する御身なる故、政道を預り奉る役人に付合乍ら、其勞を述ざらんには、武士の道に缺たる者の如し、都て在府の大小名幷に老中諸役人を敬ふは、其人を敬ふに非ず、只將軍の御名代として政事に心勞有事を重んじての禮勤なり、故に御老人は樂勤の御身なれども、殿中へ伺候せらるゝ事なれば、臨機に觸ては重役の人へ音信給ふ方然るべきか、是全く追從にも非ず、諂ひと云にも非ず、將軍を敬ふ武士の禮法なれば、老若の差別はなし、尤も公より斯せよとの仰にも非ず、又某靑き嘴を以て御指揮申事にも候はず、是は人たる者の務むべき

其品に不足ありとは何事ぞ、自己の了簡を以て取計ふは、上を恐れざる振舞、言語道斷の次第なり、畢竟彦左衞門を只の老人なりと侮り思ふ故ならん、我が大切になす彦左衞門を斯輕んずるは、此方を輕蔑にするも同然、屹度處分すべしとの仰ありしかば、彼の菜ばかり盛し者共、其申譯なきにより、其節當番の御膳奉行、遂に切腹致しける。因て此事に係りし役人上下百三十八人、盡く追放せられしは、是彦左衞門が一言に依ると雖も、全く役人等平常彦左衞門の御寵愛を妬むの過失にして、是小人の心なり。其職に居て御扶持を頂戴乍ら、勤を麁末にするは自業自得と云つべし。却說松平伊豆守は老中の職に在て、其頃無雙の智臣と世に許されし程にて、政道に於て聊かも依怙の沙汰なく、公然に事を處し、其上慈悲心深く、能人を撫育せる人なるが、此度の事件に付、御臺所役人共の切腹或は追放せられしも、其罪なりと雖も、畢竟は彦左衞門が擧動の我儘より起しと思ひしなれ共、將軍御寵愛の深き者と云、殊更曩に將軍よりの上意もあれば、御諫言申上べき樣もなく、兎角不快の體にて居りけるが、彦左衞門は無役氣儘勤にして、御容分なれば、登城も心の儘にして、且諸役人より式日の禮を受ながら其返禮も致さず、無禮至極と云べし、抑々禮儀は人倫の最も貴重所にして、則ち天下の政道も禮法を以て重しとす、禮なき者は禽獸に等しと云り、彦左衞門は寵に募て禮を失ふ、是禍の基なりと思

て聞違ひしならん、と仰あるに、彦左衛門、某は幼少の時より聞違ひ抔と申事なかりしが、今此年に及びても、聊か聞違ひ又は間違ひ等御座なく候、因て人の申事も眞實なりと存じ候間、昨日頂戴仕りし吸物は鶴の肉なれば、實に珍しき物故、飽まで頂戴致さんと思ひ、八椀食せしが、五度迄は鶴も入り候ひしに、六度目より後は鶴なくして、只菜ばかり盛て出せし故、御給仕の人に、是は鶴の御吸物なりやと尋ねしに、給仕の人申は、鶴の御吸物なりと云しにより、若や盛落しかと存じ、又三椀を食せしに、矢張菜ばかりを山の如く盛て出したれば、定めて此親父に菜の喰飽をさせんとの所存ならんと思ひ、是を食殘しては折角御饗應の興を醒し申べくと心得、强て食し終り候なり、然れども、斯様の鶴ならば我が屋敷に澤山ありと思ひし故、獻上仕る様申上しにより、今日持參仕り候なり、昨日の如く煮させ御喰下さるべし、と憚なく申上しに、御側の人々も扨はと思ひ、御氣色如何と扣へ居しに、將軍大に御不興氣にて、何者の所業なるや、不屆至極の計ひ哉、屹度吟味致せよ、との上意に從ひ、即刻吟味するに、實は昨日鶴の御吸物御二人前と存じ、其心得にて御用意せし處、圖らずも多分喫召れしにより、御用意外の事故俄に調へんも時刻の移るを恐れ、止を得ず菜ばかり盛て候由、御臺所の役人共申立しにより、其趣委細に言上しければ、將軍殊の外御氣色を損じ給ひ、武將の饗應するに、

人の養生になるべしと思ひ汝に振舞しに、能も食したり、予も大に滿足せりと御喜悅あるに、彥左衞門誠に以て今日の御饗應はあり難く、併し斯樣の鶴なれば、御所望に應じて之を調進仕らんと申上げしに、將軍聞召され、汝は鶴を所持なすや、と仰に、彥左衞門、然れば某が屋敷には、今日の如き鶴相應に之あり、因て明日獻上仕らんと申せば、將軍も甚だ不審に思召し、然らば明日持參すべしと宣ふ故、彥左衞門畏り、厚く御禮申上げ、御前を退きけるとなん。

○御臺所役人追放の事并秋山修理亮大久保へ內意の事

大久保彥左衞門は、將軍の御前に於て鶴の吸物を賜はり大食せし上、斯樣なる鶴なれば獻上せんと申上置き、翌日小松菜を四五把携へ、頓て登城なし、御前へ罷出で、昨日御約束の鶴を持參致し候間、獻上仕ると云つゝ差出せば、將軍御覽ありて笑はせ給ひ、祖父よ、是は菜にてはなきか、昨日鶴を差上べしと云しに、今日菜を持參せしは、老人の事故心得違せしならんと宣ひけるに、彥左衞門、仰の如く之は小松菜にて候、然れ共、將軍家には是を鶴と稱し給ふを以て、某屋敷に澤山有之に付獻上仕るべしと申上しなり、依て今日持參仕り候と申上るに、將軍聞召し、何故に然樣の事を申すならん、誰が菜を指て鶴と云しぞ、汝は老年の事なれば、定

大丈夫の事なり、との仰に、彦左衞門莞爾と笑ひ、某若年の頃より大食にて、其功能は、至急の御用抔ありて終日に達せんと思ひし時は、其朝飯の節一日分の食をなして、翌日迄も食する事なし、且戰場に臨み接戰危急の秋は、朝兵粮を食せしのみにて、終日終夜馳廻りしと雖も、身心然のみ勞れず、之に因て東照宮を救ひ奉るに至りしも、是大食の徳なり、世に大食を好む者は、一度食せねば力を落し働きがたし、是は大食の功なくして、所謂喰拔と申すなり、某事は、只今にてはさしたる御用は勤めずとも、食する事は屹度勤め候なり、抑々命は食に有りと云ば、節約食するに如ざれども、今日は殊の外なる御饗應なれば、十分食せねば無禮なり、今二三椀頂載致したしと云ば、將軍家御笑ひあらせられ、予も汝に類似べしと宣ひ、重て御吸物を代らるゝに、御料理方は只將軍と彦左衞門の二人分なりと心得、度々代も有し事なれば、最早代は入間敷と思ひ、皆々御料理を頂戴せし後なれば、大に驚き、俄に調へんとすれば時刻移りて御咎を蒙るならん、然とて白地にも申上難く、如何せんと心配せしが、御料理方は豫て彦左衞門が所行を惡み居し故、彼の親父奴大食するも程がある、鶴を入るに及ばねば、菜ばかり盛て出すべしと語ひつゝ、菜ばかりを椀に盛て差出せしに、彦左衞門は之を食して申樣、最早御免を蒙るべしと辭退すれば、將軍は斯る事とは知給はねば、鶴は澤山得難き物にて、老

方が諫言道理なれ共、我將軍と成し事、是偏に御祖父公の御恩なり、其御祖父公の御危急を救ひ奉り、殊更御臨終の時の御遺言もあれば、御祖父公東照宮の御名代、又は御遺物と思ひ、聊かも麁略にせず、況や長者を敬ふは是人倫の道なるぞよ、渠も又年老たり迚、無道の所爲も有間敷、是強ち彼を尊敬するに非ずして、唯祖父君を敬はんが爲なれば、以後其心得にて在べしと宣ひしかば、伊豆守も其御孝心の深きに感服なし、一言の言葉なく只平伏してぞ退きける。然るに此事を惡ざまに彦左衛門へ告し者ありしにより、彦左衛門は實と思ひ、伊豆守を憎み、彼奴年若のくせに長者を妬むこそ奇怪なれ、目に物見せて呉んずと、是よりして態と我儘の擧動をなせしが、一日將軍家彦左衛門を召れ、汝は老年の事故定て寒氣に耐難からん、此頃鷹野に出て鶴を得たり、因て汝に振舞べし、然りながら其年に及んでも、隨分鶴を食するやとの御尋に、彦左衛門上意を伺ひ、某年こそ寄たれ、氣分は昔年に變りし事なく、齒も未丈夫なれば、食事に於ては若年者に劣ず、殊に鶴は好物なる故、頂戴仕り度と申上しに、將軍家、然らば今日振舞はん、安坐なして食せよと仰られ、夫より御傍の衆へ斯と仰付られしかば、頓て御料理を調へ候とて差出しけるに、御側御用人抔の給仕にて、彦左衛門は遠慮なく鶴の吸物を五度迄も代て食せしに、將軍家感じ給ひ、如何にも汝が壯健なるは昔年に異りし事なし、實に

歸し、萬民太平を唱へける。同十一年七月、將軍家御上洛有て、從一位左大臣に昇進し給ふ。是に依て御悅びの餘り、銀五千貫目を洛中の町人共へ下給ひたり、之を家毎に割れば、銀百三十四匁八分宛なりとかや。斯樣に諸民を撫育し給ひける故、赤子の慈母を慕ふが如く、萬民將軍家を奉戴せり。斯て將軍には、年來の御志願なれば、今こそ日光山へ御社參有べしとて、寛永十三年四月三日、下野國日光山東照宮の御宮へ御參詣在らせられ、滯りなく御歸府在まし、夫より益々東照宮の御厚恩を思召され、彥左衞門は東照宮よりの遺臣なり、殊に老年に及ぶと雖も壯健にして、相變らず勤めければ、將軍も奇特に思召れ、御相伴役に仰付られ、加之先達て殿中に於て杖頭巾を御免許ありし程にて、一方ならざる御寵愛なり。彥左衞門は生得正直の人なれば、老年に及んで彌々其意地強く、氣儘の振舞多かりけれど、將軍より免置かるゝ事なれば、誰有て詞を出す者もなし。時に老中松平伊豆守信綱は、其頃無雙の智臣なりと稱せらるゝ人なりしが、或時將軍の御前に出て、大久保彥左衞門は舊功莫大に依り、重んじ給ふ事御道理には候へども、餘りに御寵愛の過る時は、諸侯の思も如何あらん、又御寵愛の深さに依て、彼の老人失禮の儀なきにしも非ず、然る時は却て渠が爲にも宜しからず、麒麟も老ぬれば駑馬に劣ると云諺言も有れば、今少し御斟酌あつて然るべしと御諫言申上しに、將軍之を聞召され、其

を懐中になし、其儘何國ともなく出往かれける。家主は此旨を聞及び、又夕方には戻らるゝ事もあらんと思ひしに、其後便もなかりし故、頓て其旨奉行所へ具に訴へけり。然るに再び歸來らるゝとも、此後家を貸には及ばず、只其儘に捨置べしとの事故に、家主は勿論町中は大いに悦び、明日より物毎自由なるべし迚、諸方へ委細に此事を告知らせ度ものなりと相談なして、辻々へ張札をなし、阿波座の狼藉は相止候故、諸商人安心して往來せらるべしとぞ認めたり。其後長七郎殿は何國へ行かれしや、其御在所を知たる者はなかりしとなん。

○將軍家大久保を饗應し給ふ事并彦左衛門鶴の吸物大食の事

却說江戸表にては、駿河殿を始め一味の輩悉皆滅亡して、靜謐に及びしを以て、諸侯方より太平を賀し奉りける。時に大御所秀忠公は、御老病にて御引籠在らせられしにより、種々手を盡し、誰彼となく名醫を召されける故、醫師共も一方ならず治療に力を盡せしと雖も、更に其効驗なし。是全く去年以來の御心勞積りしものなるか、遂に御本復なくして、寛永九年正月廿四日、御他界在ませしなり。因て芝增上寺に葬り奉り、台德院殿と號し奉る。禁中より勅命ありて、正一位大相國を贈られたり。扨將軍家光公は、倍々仁政を施し給ひし故、四海其德に

手討になさんずる體なりしかば、彼者は戰慄恐れて、段々と家主よりの頼を委細に陳述れど、長七郎殿得心なく、我住居を賣らんとて約束をなし、見分に來りし上は、今更に決て違變はさせ難し、今日中代金を持參なさずば、忽ちに約束を背くの罪を糺し申すべきぞと、面色を變じて宣ひければ、彼者甚だ迷惑し、然樣御座らば今一應金主の方へ申入れ、其旨を相談仕り、後刻までには御返答申べしと詫けるに、長七郎殿、後程迄は待遣さん、此上間違ある時は我存寄あり迚歸られけるに、彼者は早々阿波屋太郎助方へ來りて申樣、偖々困入りたる事出來たり、もう此上は彼是と申さば必定命づく、段々樣子を承るに、那武士に殺されては、殺され損になる由なれば、何卒品能治め度と相談なせば、太郎助も熟々思慮を廻らすに、彼人此所に在時は町内中の難儀なり、然迚退去もさせ難し、立退賃と諦めて賣代金を差出し、約束人より渡しなば、必定家を立去るべしと思慮を固め、周旋人へ胸を打明ければ、彼者大いに悅び、此うへ空費なる金を出しては御氣の毒に存ずれど、其實當所の者の幸なり、又貴殿は我等が再生の恩人なり、と悅ぶにぞ、太郎助頓て約束の金高だけを取出し、周旋人へ渡しければ、直に爰を立出で長七郎殿方に到りて、則ち代金持參せりとて、彼金取揃へ渡しけるに、長七郎殿代金請取し上は云分なし、然らば此家は其方へ渡すべきなれば、此儘にて請取べしと、諸道具ともに渡し給ひて、代金

は以ての外の事なりとて、頓て長七郎殿方へ到り、此程承れば、此家を賣給はんとの御約束なされ候由、是は抑々私の家に候得ば、然樣なる事は決して相成らざる事に候間、御止り下さるべし、と申けるに、其時長七郎殿大いに怒られ、なる程以前は汝が家なれども、我住居なす上からは則ち我が家屋なり、夫は近隣の者共が常々申すにも、長七郎が家は爰ぞと諸人に示すぞかし、汝が家なれば諸人何ぞや長七郎が家なりと云べきや、我物を賣拂に何の仔細か有らんとの仰に、家主云けるやう、夫は當分御住居なされて在れば、貴君樣の御家なりと申せども、私が建造し家を御用達、御住居なさるゝ事なれば、御賣なされ候事は決して御無用に候、と斷りければ、長七郎殿、否々如何樣申とも、一旦約束せし上は違變なす事成難し、妨げすなと氣色を變て申されしにぞ、家主は達て爭論なす時は、如何なる事も出來んかと危み乍ら、其儘にて立歸り、彼家を約束なせし其者へ委細を咄し、必ずしも求らるゝは無用なりと止ける。斯て長七郎殿は約束通り家の賣代金持參なすやと待れけれども、一向に其音信もなかりし故、自身代金の催促に往かれしかば、彼者も大に迷惑に思ひ、右の家は少し狹くて此方の間に合兼候へば、御斷り申すなりと云に、長七郎殿是を聞かれ、怒て宣ふやう、約束なせし其事を違變なす儀有べきや、汝は武士を欺くや、是非とも違約なすと云はゞ、其儘にては免さぬぞ、と言より疾く刀引拔き、既に

○長七郎殿居宅を賣拂はるゝ事丼大阪を退去ある事

長七郎殿は阿波座へ移り給ひてより、相變らず我儘に暮されけるが、貯の金もなきまゝに、辻商人を呼込て、其賣物を買調へ、今は代價もなき故に、金の有る時遣すべしとて、無錢にて買入れ、萬一理屈を云者有時は、奉行所へ出で受取べし、夫が否なら金の廻る迄待呉よ抔と言ひ、又怒罵る者共は、刀を抜て威さるゝ故、商人共は皆恐れ、這々遁て歸りし事を一人二人と傳へ聞、大阪中の商人共是を知らずと云者なくなりしかば、辻商人は一人も阿波座へ來らざりしにより、其町内の人々は迷惑なればとて、長七郎殿を店立せん事も出來ざれば、聊かの物を買にも態々遠方へ出往様に成しかば、長七郎殿も不自由の上、貯の金もなき故、家主へ申付、萬事賄を受て在しけるが、家主も實に持餘し、最迷惑に思ひける。偖も長七郎殿は、聊かの貯金もなきまゝに、如何にも金策せんものと思され工夫有しが、外に爲術なければ、此家作を賣却なさんと所々を徘徊致され、如何にしてか買人を連來られ、家作を見せ、地面と共に代金の直段を極め、約束をし給ひしに、此者は周旋人なるゆゑ、町内を聞合せの爲、或家にて様子を尋ぬるに、彼家なれば斯々との咄に、其者は早々太郎助へ右の趣を問合せしかば、家主大いに驚き、其

貯の金は大方空乏しに、博徒等今は早是迄なりとて、更に來る者もながりしが、長七郎殿は博奕の道は覺え給ひしか共、渠等に掠取られしとは毫知給はずして、眞實に負たるものと思されしは、實に道理なる事共なり。後世博徒等金持の素人を指て、長七郎殿と稱ふるは、之より始まりし事なりとぞ。偖も長七郎殿、今は一錢の貯もなく、入來者も更になければ、又々家主を呼で、ありし次第を物語り、以後萬事仕送を御賴有るに、家主は最も氣の毒に思ひ、先々預りの金子もあれば、下人を遣し食事を調へさせ、以後必ず博奕打共を集め給ふこと勿れと御意見申して、御世話をなしけるが、其後長七郎殿阿波座邊を通り給ひし折柄、好明家ありて目に付ければ、爰へ移らんと思はれしにより、家主錢屋四郎兵衛へ斯と仰有りし故、家主畏りて聞合するに、其家は阿波座の商人にて、阿波屋太郎助が家なりと知れしかば、早速右の趣を以て奉行所へ訴へ出しに、然らば疾其家へ移し參らせよとの事に付、家主は阿波座に到り、太郎助に面會なし、箇樣々々と申入しに、太郎助も豫てより聞居たる長七郎君故、甚だ迷惑に思へども、奉行所より内々の達もあり、殊に暫時の間は附人をば添て置くべしとの事故に、是非なく承知して、則ち其家へ移し參らせしとぞ。

調へ、寢泊より酒食に至る迄、勝手氣儘に仕盡して、遂には博奕を教唆しに、長七郎殿も面白き事に思され、彼等を相手とし、日々博奕をなし給ふに、惡漢共は諜合せ、態と長七郎殿を勝せ、己等は始終負ける體に持成し、錢が盡れば、長七郎殿かねて貯蓄られし彼錢を、渠等に與へ遣しつゝ、勝つ事の面白さに、彼等へ資本を幾度となく遣されしに、惡黨等は元より工し事なれば、五貫借ては一貫隱し、六貫借ては二貫掠めしと雖も、長七郎殿は更に知り給はず、只勝負の面白さに、一日惡漢どもへ對し、少人數にては面白からず、是より後は大勢にて慰むべしと仰せけるに、彼者どもは己等ばかりにて金をせしめんと思へば、態と、御爲宜しからずなどと諫むれ共、聞入給はず、自身門口に立出で、往來の人々を招き、汝は博奕を好むか、若も打なれば内へ這れ、と呼入れ給ひし。始の程は如何なる咎に逢はんも知れずと思ひ、博徒等も陳じ隱し、一向好まざる旨申せしかど、終には樣子を聞知り、若好事もあらんかと、彼等の方より尋ね來り見るに、以前より三人の仲間の惡徒立入居し故、是に言語を交んと僞しに、彼者目交し、事に擬へて夫々手術を知らせ、互に手練を盡し金錢を欺取らんと思へども、一時に多く取ては後々の妨げなれば、次第に取るに如じと、先始の日は程よく切上げ、夫より毎日々々寄集り、美酒を調へ肴を求め、入用を厭ず飲食ひし其上、博奕を始めては各々金銀を掠取りしに、數日も經ずして

御刀の穢にも相成儀にて候へば、御放免を願はしと諫言せしに、長七郎殿彼者を見給ふに、其顔の色土の如く涙を流在ければ、偖々此奴は奸曲者に似ずして最も臆病なり、斯様の奴を殺さば刀の穢、命は助け返すべければ、重て人を詐欺るなと、叱り給ひて、近習に命じ縄を解かせ、直に放ち歸しける。

○惡黨等金銀を欺取る事幷長七郎殿阿波座へ移住の事

然程に長七郎殿は、貯金の多きに任せ、種々樣々の商人等を呼入給ひ玩弄のを、此上もなき樂しみに爲給ひしを、近習の者屢々是を諫むれども、聞入給ふ氣色なければ、今は一同持餘し、一日密に語る樣、我々斯の如く亂心人の守同然に、安閑と暮すは無益の事なるべし、畢竟殿は浪人にて、御行末も賴なし、且狂人の如き所業をせらるゝ故に、我々迄皆氣違の樣に思はれん、因て爰に止り居らんより、寧金の有中に、面々の行末を計るこそ宜けれと、四人等く云合せ、各自恣儘に件の金を掠取り、何國共なく迯去けり。斯て長七郎殿は、是よりして食事を進むる者もなき故、一人門口に彳み給ひて、往來の者を招入れ、食事等を調へさせ、賃錢を與ふべし迚鳥目を數多與へ抔して日を送られしかば、此事早くも惡漢等が傳聞き、代々に立入て食事を

故、氣味惡くは思ひしが、取らぬは損と受取り、始の惡口に引替て、追從たら〴〵言つゝも、悅び勇み空籠擔て歸りける。其後長七郎殿は表に立て在す處へ、古金買通りければ、是を呼入、汝が鬻ぐ品物は何如なる物ぞ、買て得させんとの仰に、彼者申樣、賣物迚は候はず、金物其外諸器物類萬般、御不用の品物を買步行者にて候と云にぞ、長七郎殿、然らば太刀も買取るやと尋ねらるゝに、彼者は、如何にも刀脇指は云に及ず、薄刃古釘火箸の類も直段能買べしといふに、其時長七郎殿、我が一腰の刀あり、是を賣却なすべし迚、奥より取出し見せらるゝに、相州政宗二尺八寸にて、最も稀代の名作の刀なり。然れ共彼の古金買は斯と知らざれば、此品は三百文に買べしと云に、其時長七郎殿、三百文は何國に有やと尋らるゝに、古金屋、偖は賣るぞと心得て、是に用意を致したりと、腰に卷きたる胴卷より、錢三百文取出すに、長七郎殿は大に怒り、己此僅の錢にて此刀を求んとや、熟々事を案ずるに、己は人を欺き僞り、僅の錢を以て高金の物を買取り、得とする盜賊同然の曲惡者なり、放し難しと、彼男を繩を以て柱に縛付け、件の刀を拔放し、己三百文の刀の切味見すべきなりと振上給ひしかば、古金買はアット聲揚げ打驚き、助け給へと叫ぶにぞ、近習は飛で出で、長七郎殿に打對ひ、下郎の儀にて候へば、御刀の善惡を知らず、麁忽の言を申せし段、不禮には候得ども、御手討になされん事最も不便の至と云ひ、且は

理させて、其後に無用とは何事ぞ、玩弄も程の有物ぞ、抑商賣の妨をなし給ふかや、殘らず裂たる魚の事なれば、外へ持行とて相當の代價にて誰か買べき者あらんや、潰に賣れば損なるぞ、早く代價を拂はれよと、大聲揚げ罵るにぞ、近習の者此旨を申上しに、長七郎殿は、然らば鳥目百文を取せよかしと有ける故、錢百文を渡しければ、鰻屋は愈々憤怒出し、持來りし鰻を殘らず裂かせ、百文許の錢を出すとは、人を阿房にせらるゝか、最早堪忍なり難しと罵りけるにぞ、長七郎殿御聞有て、彼奴何を罵り居るぞとお尋ありしに、近習は箇樣々々罵り候と申せしに、長七郎殿、夫は何程遣せしやとの御尋に、近習は、仰通り百文を遣したりと申せしに、長七郎殿、然らば不足は有間敷に、罵るとは何事ぞや、なほも不足とあるなれば、何程なるやと有ければ、不足處か、數百本の鰻の代迚、是式の錢を出すとは餘りなる仕方なり迚、百文の錢をば返したりければ、長七郎殿は近習に向ひ、是許を與しならば腹立も無理にはあらず、何故に又言付し程與へざるや、と御呵有しに、近習の言ふ樣、君は百文を遣せよとの仰により、斯の如くに候と申上るに、長七郎殿は、汝等は錢の算方を知らざるか、百文とは百づゝを百の事なり、早く遣せよと有ければ、又爭ふ時は御手討も量難しと、其儘仰に隨ひ、百づゝを數百、算へ渡すにぞ、鰻屋も又恟然し、悉皆賣て二貫文許の鰻を、買もせず料理を仕たる許にて、十貫文を貰ひし

り、家主を呼て、是迄永々立替し金を殘らず渡すべし迚、一駄の金を積重ね、其中一ツの包を渡し給ひて、其金の有丈爰に逗留を成さんと仰ありけるに、家主は日本橋の騷動を聞及びければ、此御金は紀州家の御金なれば、若や後日に御咎有らんかと思へども、一先是を受納め、其段町奉行所へ申立て、後公然と受取るに如じと覺悟し、包を解き、是は餘りに多分なれば、御勘定丈を御渡し下さるべし、と云けるに、長七郎殿、過分ならば餘りたる分は汝に得さすべし、一家共より小遣を取寄せたれば、此後は汝が催促請問敷ぞ、と仰せ有故、家主は、然樣御座らば御預り申べしと、金五十兩の包を預りて、早速右の趣旨を町奉行所へ訴へしに、久貝因幡守は、家賃幷に立替物殘らず受取、其殘金は大切に預置き、然るべき旨、申渡されし故、家主は漸々安堵なし、豫て損耗なりと諦めし金を殘らず受取しかば、大に悅び居たりける。斯て長七郎殿は件の金惣高三千兩の中、家主方へ五十兩を遣し、殘の金の中、先五十兩を錢に替へ、山の如くに積置て、何に寄らず賣に來る品を買込まれけるが、或時鰻商人の通りけるを、長七郎殿自身に是を呼給ひ、殘らず料理なすべし、と有ける故、鰻商人は一度に賣るを悅び、早々料り終る。其時に長七郎殿、今日は佛の忌日なり、最愚昧にも失念せり、鰻は最早入用ならねば、早く持歸れ、と云捨て內に入給へば、商人は驚きて、情なき殿樣よ、薄資本にて漸々に仕込し魚を、此如く料

を逐一訴出て、一同に其處置をぞ待ちにける。

○長七郎殿大金を所持ある事并古金買難儀の事

偖も大阪町奉行所にては、斯の如き訴有しに、是は容易ならざる事なれば、奉行久貝因幡守自ら出張すべし迚、與力同心等を引連て、町役人を案内とし、日本橋へ出張し、長七郎殿を見られて夫と悟り、側近く立寄て、某は當所の奉行久貝因幡と申者なり、如何なれば斯樣なる御所業には及ばれしぞ、其意趣を承り度と有ければ、長七郎殿、汝は我を知らざるや、抑我は松平長七郎なり、去頃より當所に來つて、百日ばかり本町渡邊筋に住居して有つるに、諸用の金子入用なれば、金策中の處、是なる金は紀州の金と見し故、幸ひに一駄借用せんと其趣旨を云聞かせるに、甚だ不禮を働きければ、餘儀なく手討になせしなり、汝奉行と有るからは、宜敷跡を片付させ、此騒動を鎮むべし、我は此金持歸るぞよ、と金を付たる馬を牽立給ひ、徐々と旅宿を指て往かれしかば、奉行も是を止むる事能はず、彼死骸を片付させ、急速紀州へ使者を以て、此旨注進有けるに、大納言殿聞召し、聊かの事なれば咎むるに及ばず、後日迚も然樣の事ありとも無禮をなさず、申儘金を渡すべしと命じ給ひけるとなん。斯りし程に長七郎殿は、件の金を持歸

奴が慮外せしにより手討になせり、借べき理由有る故、其方共が手落には成間敷ぞ、早々此金我方へ持來れよ、異儀に及ばゞ己等も手討になすぞ、と有ければ、出張の武士愈々怒り、家來に下知なし搦取れ、と訇る處を、長七郎殿は飛掛りて、宰領一人切殺さるれば、今一人の者は驚き恐れ迯去たり。依て家來馬士も倶々立騒ぐのみにて近寄る者なく、此近邊の騷動大方ならず、町家町家は戸を閉て恐怖居たりしが、當町の年寄役人等も怕し乍ら、役目なれば是非なく出來つて、長七郎殿の體を能々見るに、三葉葵の紋所を染拔たる、黑綸子の小袖を著されしに、町役人共は怖々手を突き、私共は當町の支配役に候が、何故の儀か存ぜね共、先御刀を御納め下さるべし、然樣ならでは此騷動鎭り難く候、と述べけるに、長七郎殿も道理なりと刀を納め、渠等は無禮をなしたる故手討にせり、町人どもには仔細なし、死骸を片付取せよ、と云捨て、件の金箱を付たる馬を其儘に引歸られんとせられしかば、町役人等は益々訝り、先々御待ち下さるべし、斯樣の騷動有し上死人も出來候へば、御檢使を乞ひ、此事の相濟迄は、此儘に御扣へ下さらねば、當町中の難澁に候なりと止めしに、長七郎殿の仰には、然らば早々奉行に訴へ、直々來れと申べし、先夫迄は待つべし、と彼の馬の口を取て扣へらる。殘りの馬は最前に跡へ引返せし故、宰領どもは嚴重に是を守りて居たりける。斯て御金宰領頭及び町役人等より、奉行所へ此趣

其時は殘らず勘定すべきなり、早々食事の入用を持參すべし、と仰せられ、家主も損の上塗と思へど、今年の厄拂と斷念め、主從五人分賄の米薪醤油小遣迄、三十日分送越しければ、長七郎殿は過分なりと思召さるれども、當月晦日も當はなく、然とて又金を遣さずば催促をせられん事と、少しは心に掛られけん、夫より毎日堺筋日本橋筋を徘徊せられけるに、或時紀州殿の御用金數多馬に負はせ、紀州の繪符を立て、長町より日本橋に指掛るを、長七郎殿是を見給ひ、其中一疋の馬を引止め、此方此金借用すべければ、疾引來れ、と馬の口を取て牽往給はんとせられし程に、馬士は大いに怒り、何奴なれば大膽にも此御金を盜取往かんとする、不屆の曲者かな、と荒々しく下賤の者の癖なれば、禮義も知らず、握拳を振上て、既に打んと爲所を、長七郎殿、憎き下郎の振舞かなと言つゝ、拔打に件の馬士を切伏らるゝに、御太刀は業物、手の内も利たる故、眞二ツに成て其儘死したりける。跡より續く馬士宰領、追々に馳來り、此體を見て、やれ人殺し狼藉者、と呼はり乍ら、手術に恐れ近付者もなき中に、心利たる者引返し、御金奉行に斯と告ける故、大に驚き、侍士二人急ぎ駈著け、己何者なれば、紀州殿の御用金を奪取らんとし、馬士迄殺せし重罪人、其儘にはなし難し、搦取て申譯にせんもの、と刀を廻して威しけれど、長七郎殿は少しも騷がず呵々と笑ひ、紀州家の金なればこそ借請んと云に、是なる匹夫

其跡にて近習を召され、近隣の古道具屋を呼來れとの事故、是は何事を仰付られ給ふやと思ひ乍ら、同町の古道具屋を呼來るに、長七郎殿は家內の諸道具悉皆賣らんと有るに、彼道具屋は同町の事なれば、諸事を心得居れば、夫相應の挨拶をなし、早速錢屋四郎兵衞に斯と告るに、家主は大に驚きて、然迚は難儀の人に家作を貸つるものかな、疊諸道具夜具迄も皆此方より貸與へ、家賃は取れず、剩さへ其諸道具を賣られては、打捨置事成難しと直に彼所へ走行き、此諸道具は此方の所有なれば、賣却は決して成らざる事なり、と云に、其時長七郎殿、己最前の書付に、今月晦日迄の中家賃を拂へば申分なしと認め申さずや、然れば道具家賃迄も、晦日迄は我物なり、世帶の仕送りを申付るに辭退をなす故、是を賣り食事を調ふる代になすに、何ぞ言分有るべきや、未だ夫にても不足の時は、家をも賣るべし、其內金の手に入らば、定めの金は遣すべし、家賃を拂ふ上は、唯何時迄も此家は我物なるぞ、然れ共食事さへ差支無く賄はゞ、道具を賣て何かせん、夫を辭退なす其時は、殘らず賣て用を辨ぜん、是當然の事ならずや、と仰せ有しに、家主は實に殆ど持餘し、家賃お渡しある上は、何時迄もお貸申べし、然れども御賣なされ候ては迷惑至極仕る、愈々晦日に御勘定有なれば、御世帶のお買物御取次致し指上申べし、萬一も約束違ひなば又々難儀に候故、能々御工夫下さるべし、と申上れば、長七郎殿、晦日迄には大方は出來るで有らう、

此度は下さるべし、と催促すれども、長七郎殿、今四五日相待よ、夫とも待れぬと云なれば、爰を明て他の家に移るべし、其節諸道具と家作一式歸しなば、何も言分有まじ、然れ共今暫く待なば拂ひ遣すべし、と仰せけるに、家主は豫て迷惑に思ひ居し事故、外々へ移らんとの儀は幸ひと思へども、是までの家賃も拂はず立れては、是も又難儀と、止事を得ずして待居たり。長七郎殿是迄は聊か貯金も有しかど、之を以て米味噌薪醬油酒肴の費用に充盡し、今は其日を賄ふ金もなく、食事を調ふる事も成難きに至りければ、近習の人々長七郎殿へ斯と申上るに、家主を直に呼べと仰せらるゝにより、家主四郎兵衛を招くに、四郎兵衛は家賃を渡さるゝやと歡び急ぎ來りし所、長七郎殿は家主に向ひ、此方食事の入用に手支ぬれば、其方にて是を調へて送るべし、價は家賃と一緒に拂ひ遣さんとの仰に、四郎兵衛愕りして、家賃も拂はず其上に仕送り迄をなせよとは、存じの外なる事哉と思ひ、晦日限りの家賃さへ未だ遣されぬ其上に、世帶の賄入用迄差出せとは、餘り御無理なり、と斷りければ、長七郎殿、然らば今月中迄の家賃の調致せよ、と有に、家主畏つて、直に其座に於て三ヶ月滯り高の書付を差出すに、長七郎殿は御覽有て、此通り晦日迄に渡しなば、何ぞ言分有間敷、との仰に、家主、如何にも御渡し下さるれば、聊かも申分等是なき旨申上しに、長七郎殿、左有らば兎も角も致すべし、と家主を歸し、

宇都宮騒動之記　下巻

○家主四郎兵衛家賃催促の事并長七郎殿日本橋にて狼藉の事

始め一歩の過は、終に千里の違となるとは宜なるかな。松平長七郎殿は、紅閨の内に生れ給ひながら、浪々の身と成られ、彼方此方と彷徨し末、漸く大阪に落つき、近習四人と主従町家に住居なし、手馴ぬ業も珍敷思召されて、御手自料理拵を爲し給ひ、近習も又味噌を擂り飯を炊つゝ、其日々々を鰥暮しに送られけるに、其月も早晦日に成しかば、家主より家賃を請取んとて出來り、當所は晦日の勘定なれば、晦日々々に御算用下さるべし、と云ければ、近習の者、長七郎殿へ斯と申上るに、長七郎殿、當今は金なき故に、翌月の晦日に渡すべし、と返答あるに、家主は是を聞き、大方斯有らんと思ひしなり、然れども奉行所より催促なして請取との仰有れば、聊か遠慮すべき樣なし、先今月は相待て、先の晦日は聢りと催促すべしと了簡せしに、程なく翌月の晦日となりぬれば、長七郎殿方に至り、偖今日の御約束なれば家賃御渡し下さるべしと申入るに、長七郎殿近習に仰て、四五日待可と有けるに、家主重て申樣、最早一ヶ月滯れば、是非々々

不自由なき様計ひて、長七郎殿を移しけるに、滿足なり迚、彼家に住居せられ給ひたり、家主四郎兵衞は迷惑に思へ共、奉行所よりの命故に、麁略の事も成難く、定めて家賃は滯る事もあらんと案じ乍ら、見込まれたるが不運なりと斷念めて、其動靜をぞ窺ひける。

を、請人を立よと云は何事ぞ、との仰に、家主は困つた人と思ひながら、請人なくて家を貸し候時は、御公儀より御咎を蒙れり、是町方の法式なり、御請人なく候はゞ、御免を蒙り候べし、と言けるゆゑ、長七郎殿、公儀よりの咎とは、奉行役人等が事なるべし、町奉行台點なれば、借りても苦しからざるや、との御尋ねに、家主仰の通りに候、と答へける故、然らば請人は町奉行を申付べし、此方より遣すに及ねば、先此處を整頓て我を入置き、其後に汝一人奉行所へ行て、松平長七郎に家を貸たる由を告知せよ、定めて請判致すべし、と仰の有しに、家主は大いに驚き、然ばこそ人品と云ひ詞遣、常體の人に非ずと思ひしに、御奉行樣を奴の樣に云はるゝは何人ぞやと不審せしが、松平と云ふ苗字の人なれば、何にも致せ失禮をなしなば後難計り難しと思案して、疊諸道具調整候間も御座れば、暫くは私宅へ御入有りて御休息遊さるべし、と申上るに、長七郎殿は、兎も角も早く調へよ、と御近習引連れ四郎兵衞方へ御入あり。然るに亭主は此中奉行所へ赴き、右の次第を訴へけるに、町奉行久貝因幡守出席ありて、其恰好風體等を聞かれ、何にも大切の御方なり、隨分共に家屋等麁末に致す事なかれ、萬事大切に饗應申べし、尤ち家賃は遠慮なく催促なして、直々に請取べし、と云付られ、畏つて四郎兵衞は立歸り、早速疊諸道具を調へ、御

早々疊を持來れ、と仰あるに、權兵衞、爰は貸座敷には候はず、御借請成されんとの儀ならば、疊幷に諸道具は貴君様より御調へなさるものにて候、と答ふれば、長七郎殿御聞有て、扨々己は小き事を云奴かな、是程の處、座敷計を借受て何にかせん、貸屋と書て張たるは何故なるぞ、家を借るに仔細はあるまじき、と仰あれば、權兵衞、如何にも家はお貸申べし、然共疊諸道具まで附ては御貸申さず、と云を聞給ひ、己家のみ借て何かせん、疊諸道具入用なり、早々持參致すべしと仰せ有しに、權兵衞は呆れたれ共、斷りを云へば手討にすべきも量難き動靜ゆゑ、何れ主人に申聞け、御返答仕らん、と走歸つて四郎兵衞へ斯と告けるに、四郎兵衞は頓て彼所に赴き、長七郎殿を打見るに、衣服大小美々敷武士にて、其附々の侍士も賤からず見えける故、長七郎殿の御前に小腰を屈め申樣、私事は此家主錢屋四郎兵衞と申者にて候が、惣じて家を貸し候には、疊等は借主より調へ來るは此土地の習慣の上、借主の却て都合の好き爲なり、夫は何故なれば、疊其外借主の方より是を持來時、何程麁末の物品にても何の厭は候はねど、貸主より是を入る時は、別に損料を申受けん、然すれば自然と其家賃高直に相成候、其段御合點に候はゞ、何にても御貸申べし、と申ければ、長七郎殿、家賃は何程高直にても苦しからず、今日直に住まる樣取計をなすべしとの仰に、亭主は承知なし、然らば御請人の判を調へなさるべし、而し

くせんとなす故に、天の罪を得て善因の果も忽ち滅し、或は恥て死を遂げ、又は零落して苦しみを重ね、僅に生を保つ事、皆是己が心より起る處にして、天地神明も知食さるゝ事に非ず、何ぞ是を定業と云べけんや。然ば駿河大納言殿は、上なき善因に依て、斯る貴き身と生れさせ給ひ、一世に衰へ給ふべき様はなけれ共、身に應ぜざる事を企て給ひし故、其罪忽ち報い來て、忽ち滅亡なし給ひ、若君長七郎殿は、行方定めぬ浪士の身となり、駿河を出て上方筋に登り給ふに、御近習四人御供なし、既に京都まで御著有て、爰彼所を徘徊せられしが、御心に止る處無かりしにや、大阪表へ御下り有て、所々を見物し給ひしに、渡邊筋本町に最美麗なる家屋あり、格子作にして間口三間奥行八間、醫師抔の住居せし跡と見え、明家にて有しかば、長七郎殿御心にや應じけん、爰に住はんとの仰ゆゑ、御供の衆、是は町人共の住居致す家なれば、其主に斷らねば御住居はなり難し、と申上るに、長七郎殿、然らば其家主を呼來れ、我は浪人の事故、町人共に交り暮す共苦しからず、今日より爰に住居すべき間、家主を呼び明させよ、と仰せける故、御近習共は隣にて尋ねけるに、則ち同町錢屋四郎兵衞と申者の家なりと云を聞き、頓て四郎兵衞方へ至り、家を借べき由を申けるに、手代權兵衞畏つて彼所に來つて、戸を明て案内しければ、長七郎殿内に入り御覽あるに、庭に樹木もありて能調ひたる家なれば、今日より爰を借べきぞ、

一人にて將軍を守護し奉り立歸りし事、忠臣の餘り御感ある故、四千石の恩地を下置かるゝ處なり、然れ共、理不盡に强力を以て御門を損ぜし事、罪遁れ難し、是に依て流罪仰付らるゝ間、早々彼地に赴くべし、と申渡され、配所は則ち御廓外、深川永代橋中洲に配流せられけり。是石川が誠忠を感ぜられ給ひし故なり、依て八左衞門は配所に赴き、無役にて四千石を賜りて、子孫永く相續なしたりけり。今佃島に隣れる地を石川島と云ふは則ち是なり。

○長七郎殿流浪の事并大阪本町渡邊借宅の事

人間の盛衰貧福は前業の因緣に因ると言とも、高家貴族に生るゝ輩は、善因の報ふ處なれば、一世の中に衰へ、憂艱難を爲すべき筈なけれども、始よりして匹夫に生れ、勞働辛苦を業となすは、其中に又樂あり、適々高家歷々に生れて、綾羅を身に纏ひ、口に美食を甘んじたるものは、俄に零落して匹夫に交り命を繋ぐ、其困窮幾許なりや。是を過去の業因と言はゞ、愁ひ善因の餘慶に依て貴人に生れしは、是能々の惡因なりと謂つべし。夫天道には私なし、如何にも過去の善因故、貴族に生れ榮花を極むる者、零落なして難儀する筈はなけれど、安きに居て其危きを忘れ、身の分限をも知らず、欲心增長し、非分の企をなし、物每自由なる儘に、身を高

つゝ、御身は終に御生害ありしは、痛ましかりし事どもなり。此由江戸表へ聞えしかば、將軍大いに驚かせ給ひ、直に檢使を遣され、御亡骸を厚く葬り奉りしかど、若君の御行方知れざれば、御家斷絶なしにける。其後長七郎君は、駿府の邊郊に在ます事、二三年過ぎて知れける故、御召出になるべき筈なりしが、長七郎君は是を受給はず、心の儘に暮さんとの御了簡なるにや、御近習を引連れ、京都を指て登らせられ、道中筋に於て、松平長七郎なり、と權柄に名乘り、何も恐るゝ色なく振舞はれ、左右宿々の者も難儀せしと云ふ。偖又此度の事件に付、忠義を盡せし其中に、石川八左衞門は、將軍家宇都宮より還御の砌、唯一人して御乘物を擔げ立歸りしに、大手の御門明かざる故、力量に任せ小門を打破りし事、一圖に將軍を大切に思ふ忠心の所爲とは云ながら、天下の法に背くの罪あれば、捨置かれん事政道の障なるべき旨、越前守言上ありしに、將軍家にも尤に思召されけれども、忠義の者なれば、却て御褒美は下さるゝ共、罪せらるべき思召ならねば、如何は爲んと案じさせ給ひけるに、越前守重ねて言上しけるは、八左衞門事功あれ共罪あり、罪あれ共忠義有り、然れば宜敷其功は賞し其罪は罰し、賞罰共に正し給ひて然るべし、と有しに、將軍其意を悟らせ給ひ、則ち井伊掃部頭へ命ぜらる。直孝是を承り、八左衞門が罪は流刑に相當せり、忠賞に於ては恩地を賜るべし、とて石川を召出され、其方事此度

へ急ぎ歸著し、駿府表の樣子柄、平岩主計が切腹の死骸見分の事共等具に言上に及びしに、本多平岩兩人共惜き武士なり、殊更主計頭は智勇兼備し、東照宮の寵臣にて、勳功は本多に遙勝りたるを、彼企に與力せし事、其罪渠に類すと言共、張本と云にも非ず、其上自滅し果ぬるからは、强ち惡むべき者ならず、又舊功も莫大なれば、家名は立置下されんとの上意にて、御旗本に取立られ、其儘平岩の姓を名乘り、子孫も永く連綿せり。偖大納言忠長卿の御事は、其儘宥置かるべしと言者も有り、又今度の騷動の其根本にて在すれば、其儘に置かれん事是政道の本旨に違へり、御後見の面々は罪に服して死を賜りしに、忠長卿のみ其罪を糺されずんば、依怙の沙汰に似たり、依ては解官なさしめられ、追て御宥免の御沙汰有るとても、何ぞや苦しかる間じきと評決し、忠長卿へ御不審の旨御尋有り、其上御返答の品により、糺明せらるべしとの事にて、駿府へ上使を立られんと決したり。却て說く忠長卿は、賴に爲給ひし本多平岩の兩人共切腹せしに、又も再び上使の來る趣を傳聞かれ、是は必定我罪を糺さるゝ爲の上使ならん、とても本意を達せずして、此上恥辱を受んより、死するに若じと御覺悟を定め給ひけれども、又御愛子の情に引かされ、後々の事種々に案じられしが、切て嫡子長七郎を助けんものと覺悟せられ、近習四人を添て密に落延び、何國へなりとも身を忍び、時節を見合せ世に出よ、と涙ながらに宣ひ

共是を知り、大に驚き周章、急ぎ忠長卿へ右の段訴へければ、忠長卿も甚く驚き給ひ、頼みに思召さるゝ處の主計頭が死せしかば、途方に暮れてぞ居られける。其折柄、江戸表より上使到著の旨告來るにぞ、時も時とて忠長卿、御心半亂の中へ、上使と御聞有りて、咄嗟我身の上なりと思召給ひしなれど、是非なくも上使を迎入れさせられ給ふに、上使は阿部備中守正次にて、忠長卿へ謁し奉り、某子上使を蒙りて參上しつる其事は、御後見平岩主計頭へ、聊か御尋ねの儀有之に依て、出府致すべき樣仰付らるべしとの上意に候、と述べければ、忠長卿今は隱し給はん樣もなく、主計頭事何等の趣意か知らざれ共、今日自分の屋敷に於て切腹を遂げたる旨、只今訴出し處なり、未だ檢使も遣さず、と宣ふ故に、備中守、偖は上使の來らん事を察して、自滅せしならんと思ひて、然らば君より御檢使を遣さるべし、尤も某内々にて、倶に見分致し度、此儀御許容願ひたし、と申上るに、忠長卿は彼の望に任せられ、檢使を遣されけるに、備中守も倶に平岩が屋敷に到り、切腹せし景狀を篤と見屆けて、再び御前へ罷出、主計頭が切腹仕る上は、是非に及ばず候故、立歸り右の段言上致し候はん、然りながら此儀に就ては、必ずしも御心を苦しめ給ふに及ばず、御短慮の儀は却て御爲宜しかるまじく候間、某江戸表へ立歸り委細言上の上、重て御安心の注進申上べければ、御心配有之まじく、と御諫め申して、江戸表

早速當所へも御知らせ有べき筈に候を、其御使だに來らぬは、是僞計の證據なり、夫を江戸よりの御知らせもなきに、御使者を遣さるゝには及び申まじく候、先一兩日樣子を御覽有て然るべし、と申上るに、忠長卿、若此事の露顯せば、我身は絕體絕命なりと、大に恐怖在しける。懸る處へ豫て遣し置きし忍びの者立歸つて、此度本多上野介が謀計露顯せしにや、井伊家に預けられたる旨注進せし故、偖こそは一大事に及びたりと、忠長卿は愈々恐を懷かれ居られしに、又重ての注進には、本多上野介井伊掃部頭屋敷に於て、切腹仰付られし旨告げけるにぞ、忠長卿は重ね〴〵禍の來らん事を案じられ、猶平岩に相談し給ふに、主計頭は思慮深き者故、本多が切腹を遂しと聞て、我身こそ其罪遁れざる事を察しけれども、忠長卿の恐れ給はん事を思ひ、態と落付たる體にて、然のみ御心を苦しめらるゝに及ばず、上野介切腹致す共、必ず密事を白狀は候まじ、假令夫ぞと御存じあり共、御連枝の御事と申し、大御所在ます上からは、君に對して御咎有るべき事は候はじ、必ず御賢慮安かるべし、と諫言なして御前を退き、我が屋敷へ立歸り、熟々思案をなすに、とても遁れぬ我罪科に付、此上江戸表へ召出され糺問受んは、最も勇士の恥る處なり、死すべき時に死せざれば死にまさる恥あり、乞や本多に追付て、朋友の信義を示さんものなりと覺悟を極め、見事に切腹なしたるは、天晴勇々敷最期なり。時經て家中の者

○駿河大納言殿逝去の事并石川八左衛門賞罰を蒙る事

本多正純の逆罪明白たるに依て、切腹仰付られ、領地悉皆召上られ、事相濟しとは云へ、其根本は駿河大納言忠長卿の野心顯然たる上は、其罪遁れ給ふ事能はず、然れど正敷將軍の御連枝なれば、罪せられん事如何あらんと、重ねて此儀を評定ありしに、先御後見平岩を召寄らるべきに相極りしを以て、直に駿府へ上使を立られ、平岩主計頭急ぎ出府すべき旨を仰遣さる。偖駿府には大納言忠長卿、本多正純が謀計成就せば、本望既に近きに有と心に悦び在まし、平岩主計頭と後の思案を廻し居られし處に、將軍宇都宮より引返させ給ひ、大御所御不例甚だ敷由聞えければ、忠長卿は江戸の樣子心元なく思召し、平岩を召され尋ね給ふに、主計頭は熟々と思慮なし、此儀何とも合點參らず、將軍家御社參の儀は輕々敷事に非ず、抑々江戸より宇都宮まで行程廿六里、將軍彼地に御到著なき以前に、江戸より通知の使到る程の事なれば、御出立の翌日より大御所の御不例重らせ給ひしならん、然程御大切の儀なれば、前日に其兆なきと云事有べからず、天下の名醫集り居ながら、夫程の事を考知らで成べきか、是必定豫ての計議洩聞え、其禍を遁れんと、智臣の計謀に出たる事に候べし、實に大御所御大病に在まさば、

るとなん。斯て秋山修理亮は、本多が切腹檢使の役相濟、立歸て斯と上聞に達しける。又河村靭負は打首になし、其他本多が家來の中、罪の重きは切腹仰付られ、流罪追放等の夫々御處刑に相なりける。爰に正純が伯父三彌左衛門正重は、東照宮に仕へて功勞多く、殊更上野介には同志せず、最も忠義の者なりし故、一家と雖も別にお咎めもなく、其家次第に繁昌し、寶永の頃は御老中に列し、本多伯耆守正長と號し、其後代々駿州田中に於て四萬石を領したりけるとなむ。上野介斯る事を企てず、眞の道を盡して勤めなば、一國の主とも成べきに、文武の道も辨へ乍ら、天理に逆ひ謀叛をなし、其身罪科に處せられしは、自業自得と謂つべし、然れば古今和歌集春の部に、

　春の夜の闇は文なし梅の花色こそ見えね香やは隱るゝ

此心は、適々梅の花の邊に近づき、其盛をも詠めんと思ひしに、暗夜なれば見る事は叶はず、然ども花の香隱れなきゆゑ、自から春の心になりぬ、暗夜にて花の色こそ隱るゝとも、香まで隱れはせじとの事なり。我心の惡念にて、色さへ見えねば知れまじと思へども、忽ち惡さは匂ひに顯れ、終に其身を罪せらる、是自業自得の事にあれど、後人是を鑑みて、恐れても尚愼むべき事になん。

評定あるに、若本多を罰せらるゝと聞かば、平岩爭か其罪を免れぬを知て、如何なる騷動を起さんも量り難し、先此度は駿河殿の事に於ては總て御沙汰なく、速に本多が事件を相濟し、然して後擧動を窺ひ其機に應じ、計ふ筋も有らん、然すれば正純が企空敷成し事故、此上はとても及ばぬ事と覺り、思止まる儀なるべし、兎角正純が御處分最も先務なり、と評定一決せしに付、本多が檢使として秋山修理亮正重、掃部頭の屋敷に到る。掃部頭は本多を伴ひ上使の前へ罷出、嚴命の趣旨を愼んで相待つに、其時秋山修理亮、正純に對ひ、其方事將軍家御饗應と號し、怪敷結構有之の條、害心有るに似たり、依て糺問せらるべきの所、前々の功に免ぜられ、糺問を宥められ、御慈悲を以て切腹仰付らるゝものなり、とありしかば、本多上野介案に相違し、今日にも御尋の儀ありなば、申譯せんと思居りしに、御糺問もなく切腹を命ぜられける事、必定委細露顯せし事ならんと思ひ、此上申譯がま敷事せば、却て駿河殿の御爲になるまじ、抑始より一命を捧置きたる事なれば、今更悔むべきにあらずと覺悟なし、上使に向ひ、嚴命の趣有難く承知仕る、然れば別に言上の筋も之なく候へば、跡の儀を宜敷御披露願ひ奉ると、忠長卿の御事を餘所ながらに賴置き、掃部頭へ一禮を述べ、上使へ對し挨拶し、禮義を亂さず用意して、終に切腹なしにける。掃部頭は落涙あり、流石に上野介、天晴の最期、惜むべき武士なり、と感稱しけ

本多上野介、鳥居左京亮と共に御預けとなりけるに、鳥居忠恒は糺問なき内に、駿河殿の事柄を殘らず言上に及びし故、謀叛の次第一味の輩委細に知れけれ共、態と穩便に仰付られ、先達て別役人を宇都宮へ遣され、本多が山形へ赴く跡へ廻り、上使と披露し、城中へ立入り吟味なしけるに、家中の者共上意とあるに恐れ、一々備に白狀し、釣天井湯殿の跡迄案内せしに、悉皆見屆け、其上大工等を殺せしは、河村靱負との訴に付、早速右靱負を召捕立歸り、事の趣言上に及びけるとなん。斯大切の事柄も故なく相知れ、證人迄生捕て歸りければ、諸役人評定あるに、此上は深く吟味に及ぶべからず、假令本多に尋問ふとも、駿河殿の御事は決して申まじ、只速に御處分を仰付らるゝ方然るべし、との評定相極りたり。依て其段將軍へ伺ひの上、上野介儀斯る企をなす事其罪重しと雖も、前々の功勞を思召し、且又今度の事柄騷動にも及ばざる儀なれば、特別の御仁心を以て切腹仰付らるゝに相定り、家來河村靱負事、惡事を勸め、科なき大工を殺せし重罪人、縛首と決定す。然共大法なれば、一度は拷問仰付らる可しとて、河村靱負を引出し、嚴重責問はるゝに、一々白狀なしける故、外に與力は之なきや、と尋問なすに、相談人は駿河殿の御後見、平岩主計正許なる旨白狀す。是に依て口供を取り、此旨を言上に及びけるに、平岩が同志の事は、此度靱負が白狀にて始めて、上聞に達し、又々此儀を

と思案を極め、山形を立て宇都宮へと赴く途中、安藤右京進に出合しに、本多上野介は此安藤が既に召捕たり、其許一旦討手を蒙られし事なれば、役目相違せしとは云ひ乍ら、直に某と諸共に出府有て然るべし、と言ふに、鳥居は今更に引返す事も成難く、危ぶみ乍ら是非なくも、倶に出府をなしにけり。斯て安藤右京進は、討手の役目首尾能濟し、本多を召捕り鳥居を伴ひ江戸に歸り、始終の樣子を細に言上しければ、將軍尤も御感有らせられ、鳥居本多兩人御預け有べき旨の御事故、本多は井伊掃部頭へ御預けと相なる。是は先年大久保相摸守を預りたる事なれば、某預り奉らんと云しに依てなり、故に直に掃部頭屋敷へ送る。鳥居左京亮は、其儘安藤へ預け給ひけるに、鳥居は元來一味と云ふ名のみにて先非を悔し迚、御評議の上、假令計りし事なく共、一旦謀叛に與せしからは、其罪遁れ難く、誅伐あるべき事なれ共、彦右衞門元忠が忠功に免ぜられ、罰を赦し、萬事落著の後、羽州山形を召上られ、永の御預け仰付られ、悴を改めて御取立あり、信州高遠にて一萬石を下置かれ、鳥居の家を立て給ふ。其後下野國壬生に所替あり、今に至つて家名連綿として相續せしは、全く先祖の功勞なれ共、御仁心の御計こそ有難けれ。

○河村靭負召捕らるゝ事幷本多正純滅亡の事

軍の賞に預るべきにと、仰せられ、元忠が忠死御感賞の餘、恩賞賜はるべしとの事にて、彦右衛門が二人の子、幼年より御憐愍有て、成人の後嫡子鳥居左京亮忠政に廿萬石を賜つて、家名を相續させ給ひしが、早世にて、次男忠恒同く左京亮と名乘て家督を繼ぎ、最上源五郎滅亡の跡、羽州山形へ住居して繁榮を極むる事、偏に彦右衛門元忠の戰功忠死に據る所なり、然るに此左京亮若年にして思慮足らず、無道の勤に引入られ、駿河殿に與し、大國の主と成らんと企てしを、斯の如く露顯に及びけれども、左京亮は夢にも知らず有ける處へ、江戸表より上使入來ありて、本多上野介儀、將軍家に害心を挾み、弑し奉らんと企つる事明白にあらはれしに依て、江戸表へ召さるゝと雖も、左右に事寄せ出府せず、然れば討手をも遣すべき筈なれ共、騷動に及びなば諸民の煩なるべしとの事にて、其儀を止められ、其許に命じ給ひ、隣國なれば出府と披露し、不意に宇都宮へ到り、本多を召連罷登るべしとの上意なりと達するに、左京亮は是を聞きて大に驚きけれ共、然あらぬ體にて、上意畏り奉る旨領承し、上使歸りて後は、左京亮は熟々思案をなすに、本多が隱謀露顯せし上は、我も一味の罪、とても遁れ難かるべし、然共未某が一味せし事知れざるに依て、此討手を命ぜられしものならん、實に過つて改むるに憚る事なかれと云ふ古人の金言もあれば、本多を賺して共に出府し、先非を悔んで御詫せん

非なくも無禮の沙汰に及ばん、と大いに勇威を顯し、萬一否といはゞ、無體にも搦捕らんず氣色にて、名に負ふ強勇の安藤が向ひし上、大勢の士卒取巻たるにより、遁去らんにも前後を圍まれ、進退此所に谷りたれば、扨は謀られたるか、無念や、と後悔なせども其詮なく、憖ひ強氣を出しなば、繩目の耻に及ぶべし、とても遁れぬ所なりと覺悟をなし、仰々敷安藤の申條哉、某に御尋の儀有らば、上使を以て召さるべきに、鳥居が討手を命ぜられ、馳向ひし處、理不盡の擧動其意を得ざれ共、台命と有れば是非もなし、如何にも直に出府せん、と云に安藤、其は神妙の御請なり、承知に於ては、大法なれば帶刀を御渡しあれと云けるに、正純辭する事能はず、大小共に渡しければ、安藤之を請取て、用意の駕籠に正純を乘せ、上より網を掛け家來に守護させ、近習用人重立し者共は悉皆召捕て、仲間下部は追拂ひ、勇み悦び、是よりは鳥居が來るを待受んと、所を替て相待ける。爰に鳥居左京亮忠恒と云は、徳川家の忠臣と呼れたる鳥居彦右衛門元忠の次男にて、慶長五年の秋、東照宮東國御發向の砌、伏見の城を彦右衛門に預置かせ給ひし所、石田三成が謀叛により、西國の大名是に與し、十萬餘の大軍を以て伏見の城を攻ける所に、鳥居彦右衛門少しも屈せず防戰の術を盡し、忠義を守りて討死せり。東照宮東國に於て是を聞召され、甚だ惜ませ給ひ、關ヶ原の戰散じて後、彦右衛門討死せずんば、諸將と共に勝

難く、駿河殿の御事顯れなば、先某へ御尋ねの儀あるべき筈なり、然るに何の沙汰もなく、却て鳥居が方に指向らるゝは、同人が不覺に依て、渠が一身の罪を得たるや、何とも不審き事共なり、某討手を蒙りしこそ幸ひなれ、山形へ赴き、事の仔細を尋ぬべし、と早々に用意をなし、郎等引連れ打立ける。然程に安藤右京進は、三百餘人の郎等に小具足を堅く締めさせ、上は常の裝束に出立ち、其身も肌に鎖帷子腹巻に身を堅め、上には旅行の姿にて打立ち、宇都宮より出羽國山形に赴く道筋、道子山の邊に埋伏して相待ける所へ、程なく本多上野介、討手と云は表向にて、非伊掃部頭の推量に違はず、山形に到り鳥居に對談せんと思ひしかば、道中何の用意もなく、伏兵あるとは夢にも知らず、馬上にて徐々と歩ませ、二百餘人の家來共も、旅の事故行列を調ふる事もなく、後や先散々になり、本多が馬の傍には、近習用人小姓等、其外供人五十人許に過ず、餘は悉皆前後に散歩して、既に彼所まで來りければ、安藤は、すはと下知して、三百餘人右左より現出、本多が馬の前後を圍みけるにぞ、正純始め家來共、思寄らざる事なれば、是は何者なれば狼藉に及ぶやと驚く處へ、安藤は馬を躍らせ、本多が向に進出で、鳥居左京亮は別人を以て討手に向はせられ、早先達て召捕て出府せり、御邊にも尋問はるべき事有が故、某に命ぜられ、向はせ給ふ所なり、依て某に隨ひ出府せらるべし、異議に及ばゞ、是

ず討手に向ふべし、是又途中に於て、本多は最早召捕たり、依ては直に出府あれと申付なば、違背なす事能はず、是非なく出府致すべし、然して後は如何樣にも糺問なして然るべし、と巨細に言上ありしかば、將軍是に同じ給ひ、其旨を宜敷計ふべし、との上意に、誰をか城の討手にせんと評定あるに、安藤右京進重長は、父對馬守重信に劣らぬ智勇の武士なれば、仰付られ然るべし、とて、則ち右京進を召出され、此度討手の將たるべき旨を命ぜられ、掃部頭が計略を詳細に申含め、大切に成功をせらるべしと有に、安藤領承し、討手の準備をなしにける。扨別段に宇都宮と山形表へ上使を立られ、鳥居と本多の銘々、互に討手をこそは命ぜられけれ。

○本多上野介召捕るゝ事并鳥居家始終の事

江戸表よりの上使、宇都宮の城中に到りて本多に對面し、鳥居左京亮が討手に馳向ふべき旨を達するに、正純是を承り、心中大いに驚くと雖も其色を顯さず、上使の趣畏り奉る、隣國の儀に候へば、即時に馳向ひ、鳥居を召捕り出府致し申すべしと、潔く領承しける故、上使は直に歸府なしけり。斯て正純思ふ樣、鳥居が討手を蒙りしは、豫ての隱謀露顯せしか、但し忠長卿、約を違へて逃り給ひし事有しか、何にも今某へ、鳥居が討手を命ぜられしは心得

るべし、と申上れば、御傍より掃部頭、流石は大久保の思慮感じ入る、本多が事は其罪明白なれば、心を寛させ計畧を以て召捕べしと申上げ、將軍家御評定一決なしゝかば、夫より内々探りしに、駿河殿の御謀叛相違なしと相知れ、一味の輩大半露顯せし中に、羽州山形の城主、鳥井左京亮忠恒は、駿河殿に與し、密に謀略を廻す由、其證明白なりし故、再び御評議あるに、一味の中、外々の者は小身にて恐るべきに有らねども、彼鳥井は二十萬石餘の大名にて、然も在國と云ひ山形は要害の地なり、萬一事の洩れたるを聞かば籠城にや及ばんかと、各々思慮を廻すに、掃部頭は工夫ありて、幸ひの事こそあれ、鳥居本多の兩人共に、事故なく召捕べき謀計を思慮なせり、抑々其手段は、本多が方へ上使を立られ、鳥居左京亮野心の計議露顯せし間、隣國の事なれば、速に正純馳向つて左京亮を召捕べき旨を命ぜられなば、上野介、扨は隱謀顯れしと雖も、山形の討手を命ぜらるゝを見れば、己が企望露顯なさずと心得、上意に隨ひ討手に向ひ申べし、然ども同意の輩故、正純表は討手に向ふ體をなすとも、心中は鳥居と計り相談なさん了簡有べければ、路次の間は必ず用心なす事候まじ、其時途中に伏兵を置て異議なく召捕べし、然して跡へ人を廻し、城中委細に吟味せんに、爭ふ事は叶ふまじ、又其時鳥居が方も、右の如く本多が討手を命じなば、元來鳥居は企の張本ならねば、我事は知れずと心得、疑は

らず、惡を巧む輩は、後楯として守立てる方なくては、斯樣の企望をなすべき樣なし、其守立つる御方と申は駿河殿ならん、先年當將軍未だ宣下之なき以前、大御所より井伊と某と二人を召され、御內談ありし事あり、其時御世嗣の事を勸め奉りしは、本多上野介なりと承る、渠は秀忠公を御世嗣に勸め奉つりし功に依て、十八萬石に御取立有し故、今度も又其例に習はんとて、駿河殿の後見たるを以て、御弟君を御世嗣に勸め奉りしが、其事叶はずして當將軍の御代と成りしにより、我詞の立ざるを憤り、無分別を企望自滅を招く者にて候、畢竟渠が滅亡の時節到來と云ものにして、先年某が申つるは此事なり、秀忠公より大祿を下置かれしは、御世嗣の事を勸めし故なりとかや、武士の立身出世を好むは常なりと雖も、或は戰功に依て出世し、又は資政武道の事に就て御取立に預るは、是其職分に依る所なれば、名ともなり本望とも云つべし、正純に於ては戰功もなく、又政道に就ての功なし、假令御取立ありとても一旦辭退し、外々忠功の者を取立て、其後に申請なば忠臣とも云べきなり、然るを何の思慮もなく大祿を請ぬる故に、必ず滅亡遠きにあらずと申せしが、果して此度斯の如き企をなし、自業自得の大罪を犯したり、某斯長生をしたればこそ、一世の中に彼が滅亡を見るも不思議の至と申べし、併し正純、必ず出府は致すまじ、彼はまづ〳〵捨置かれ、其根本を御吟味ありて然

相濟み、只今下向致候、其許も御出府あらば御同道致すべし、と云遣せしに、本多は身の上を恐れて出府を好まざれば、聊か心地惡きに因て、跡より出府致すべし、との答なりければ、板倉扨はと思ひ、見舞と號して城中へ推參せしに付、正純は是非なく對面なして饗應けるに、板倉は本多に向ひ、此度其許適々將軍の御社參を相待ち、御饗應に心を盡されしかども、大御所の御不例なりとて還御ありし故、貴所の用意も無益となり、嘸や本意なく思ひ給はん、と挨拶しければ、正純、我密謀を悟りて斯は云しやと胸に徹しが、然あらぬ體にて、某が用意は云ふに足らね共、將軍の御志願空敷還御在ませし段、定めて御殘念に思召されん、然れ共大御所の御不例とあれば是非なし、今　某も幸ひ御暇　賜りて在國なれば、大御所の御容體伺ひ奉　る爲に、後より出府致すべし、との事故、板倉も强て勸めず、如何樣にも心任せに成さるべしと、挨拶なし、暇を告て旅宿に歸り、其中家來を諸方へ遣し、城中の風聞を探聞かせしに、大工等が殺されたる樣子、爰彼所に於て沙汰する由告知らせしかば、板倉は然社と思ひ、何氣なく宇都宮を出立なし、江戸表に歸著し、早速登城し、彼地の動靜、本多が結構明白なる由言上す。是に依て將軍家諸老臣を召され、本多が企望一存には有べからず、定めて張本與力等も有べければ、篤と糺明すべき旨仰　出され、御評議ある。時に大久保彥左衞門席を進み、今度の儀は、是を張　本と申すにあ

共に直孝の思慮深きを感じ給ひ、土井酒井の面々も、誠に能計ひしと、感服の外なかりけり。良在て大御所の仰に、直孝が父兵部直政は、慶長五年、東照宮東國の上杉御征伐として、京都を進發し給ひて、石部の宿に旅宿し給ふ砌、水口の城主長束大藏大輔城中に奇謀を設け、東照宮を請じ奉る所、其夜井伊直政是を知る事有て、先祖の靈夢ありと言上し、夜中に御立を勸めし故、水口の御難を免れ給ふのみならず、石田が家臣島左近、石部の御旅館を夜討せしに、早東照宮の御出立あられし後なれば、其事迄も空敷なりしとぞ、此度も掃部頭が計にて、當將軍の危急を救ひ吳しも、是直政が忠義に同じ、誠に當家の柱石なり、と猶も稱讃爲給ひけるとなり。

○殿中御評議の事并安藤右京進討手を蒙る事

扨も本多上野介正純は、良も謀りし事なるに、將軍家半途より還御ありしにより、事水の泡と成しかば、殘念至極に思ひけれ共力及ばず、且大御所の御不例なりと云事心得難し、萬一我企の洩れたるにやと心に疑ひ、迂濶に出府もなり難しと、疵持足の氣味惡く、思案に胸を痛めける折柄、板倉內膳正御名代の社參終つて下向道、宇都宮の城下に來り、使を以て、御代參首尾能

馬馳違ひ、其混雜大方ならざれば、目付衆を以て登城の大小名を制し、扨大御所の御不例も御快愈方に在ましける間、安堵せらるべき旨を知らせければ、漸々にして鎭りぬ。却說將軍は西丸へ成らせらるゝに、續て井伊掃部頭、酒井雅樂頭、土井大炊頭登城す。時に大御所秀忠公は、掃部頭始めを召出され、此度の仔細を御尋ねありしに、直孝進出で、扨宇都宮の仔細は、始め鹽屋村の庄屋藤左衞門の訴に據り、其實否如何と存候得ども、危きを聞き乍ら打捨置べき事に候はねば、種々心勞仕り、遙に東照神君を拜し奉りて祈願せしに、不思議なる哉某が休息所の傍より、白鳩二羽江戶の方へ飛行く故、扨こそ向ふは危きを以て、還御を促し奉れとの御告ならんと、推量は仕り候得ども、如何して還御を勸め奉つるべきやと猶思案の時、忽然右の工夫を存じ付、最勿體なき御事と存じ乍らも、大御所の御不例重らせ給ふと僞り、早打の使として老中の文書を認め、間道よりして將軍の御跡へ廻し、一人は直に江戶へ差登せ、又一人は右の旨を注進させ候ひしに依て、事なく還御在まして候事、全く以て東照宮の守らせ給ひし故と存じ奉れり。又本多正純へ、倶に出府を勸めしかども、跡より出府致さんとて、歸城致し候ひぬ、是其企謀の相違せし故、首尾を調へ其上にて、出府せんとの所存ならんと察せし故、板倉に內意を申含め置候へば、彼定めて見屆け歸るべし、と申上ければ、大御所幷びに將軍家、

入れ奉り、君臣共に始めて安堵の思をなし、頓て御本丸に還御し給へば、御留守居御家門方を始め、皆一同に驚き、先達て井伊掃部頭より內意によつて、還御の儀は承り候へ共、斯樣の儀とは曾て存ぜず、先は御機嫌能在らせられし事、御高運の程恐悅至極に存じ奉ると、皆萬歳を唱へける。然ば將軍家には、石川が働にて神速に還御有しと雖も、大手の御門は大法なり迚開かず、桔梗御門より入御有て安堵し給ひける故に、後世誰云ふとなく、此御門を吉凶の御門と申習はせり。扨翌日午の刻に至りて、將軍還御の御披露あり、御行列を正し、大手の御門を八文字に開きければ、御乘物を直に舁込み、御供の大名皆悉く出仕あり。越中守將軍の御代として、御三家方も下乘し給ひ、大手を始め、御門々々を乘物にて通られしこと、冥加に叶ひし者なりと、羨まざる者なかりけり。剩さへ御影武者を勤めし恩賞として、一度將軍家の御乘物に乘りたる故、以後は自分の乘物も、將軍家に准ずべき由仰出されしは、冥加に餘りし仕合なり。今に於て松平越中守の乘物の棒を黑塗にせらるゝ事は、是此故なりしとぞ。既に將軍家還御在ましければ、豫て井伊掃部頭の內意を以て、御留守居老中方へ件の趣を告知らせしに依り、江戸表にても土井大炊頭利勝下知を傳へ、大御所秀忠公御不例なりと觸知らせしかば、在府の大小名實と思ひ、御容體伺の爲、且は將軍還御の御機嫌伺迚登城ありて、大下馬先は人

門を打叩き、將軍家還御なり、早く御門を開き給へ、と高聲に呼はりしに、守門の役人驚き乍ら窺ひ見るに、人影只一人なり、迂濶に御門は開かれずと、此趣を御留守居越前宰相忠昌卿へ通じければ、忠昌卿は御聞有て、假令何樣の事有共、夜中に御門は開く可からず、との仰に依り、守門の役人御門を開かざれば、八左衞門は最前より相待居れ共沙汰なき故、再び門戶を打叩き、石川八左衞門公を守護して歸りたり、早く御門を開かれよ、と遽敷呼はりければ、城中より、御留守居の命令なり、夜中に御門を開き難し、夫迚も急事あらば、外御門へ廻り給へ、大手は決して開かれず、と答へけるにぞ、石川八左衞門是を聞き、心急くまゝ大に怒り、將軍の還御成るに、何故御門を開かぬぞ、無禮麁忽も時に依るべし、乞打破て入れ奉らん、と喚はりながら、御乘物の棒を拔取り、御門の際に至り、開かずんば打破つて通らん、と云も果ず、彼の棒にて釣鐘を撞く如く、力に任せ五ツ六ツ突きければ、石川が大勇力に堪るべき、小門の扉を打破りしに、此は狼藉と番人共騷立て防ぎける、騷動奥へ聞えければ、忠昌卿の下知として、目付衆馳來り、大音揚て、何者なれば御法を背き、無體に御門を通らんとするや、狼藉なさば鐵砲以て打留ん、と呼はりけるに、流石の石川も思ふ樣、夜中の事故萬一も將軍家と知らずして、鐵砲を打出さんも計られず、縱々搦手へ廻らん、と思案をなし、再び御乘物を舁きて南へ廻り、桔梗御門を漸々と御城內へ

左衛門は其性質大勇力の上に、忠義一圖の武士なれば、我より勸め奉りて御立有し事に付、江戸御城内へ無事に入御なし奉らずんば我が誤なり、又萬一御途中に變ある時は、不忠不義にも至るべしと一圖に思ひ、御乘物の跡に添ひ陸尺共を呵り詈り棒に手を掛押て行く。然共勞れし者共故、足を運兼ね歩行ざれば、石川大に怒りつゝ、己等は此役を勤めて妻子を養ふに非ずや、然ば一日二日寢食をせずとも、急ぎの道なれば努て勵む筈なるに、如何なれば斯隙取や、殘りの者共早く替れと呼はつて、後を見返るに、御供は誰一人も續く者なく、餘り急ぎしかば、殘りの輩勞足にて御駕籠へ追付事能はず。八左衛門も惘果、扨々揃ひも揃ひし者共かなと一人呟き有りけるが、暫時待共來らざるゆゑ、大切の公を守護なすに、人なき所は彌々危し、無益の者共を催促なし却て隙取たり、ヨシ此上は面倒の陸尺共を頼むまじと、八左衛門は只一人、御乘物の棒を肩に昇、大肌脱にて飛で行く。其有樣は天狗抔の所爲に似て、最勇ましき怪力なり。石橋驛を子の刻に出立し、行程二十三里の道を、今未の刻迄に十七里を經たりし故、御供人の勞れしも無理ならざれども、八左衛門一人は勞るゝ色もなく、剩さへ一人にて御乘物を昇きながら、未の刻より六里の路を疾驅て、戌の下刻に難なく江戸城大手御門迄著にけり。實に石川が振舞は凡人の所爲に有らずと後々に驚歎せぬ者無かりける。斯て石川八左衛門は、大手の御

御供なし、其夜子の刻過る頃、石橋宿を打立せ給ひけれ共、餘の大小名は一向に是を知らず、只越中守が御先を承りしとのみ思ひし故、其下々の人々に至りては、猶更是を知る者絶て無かりしとぞ。扨御旅館には將軍と越中守入替り、御止宿在し體になし、掃部頭は徹夜退出なさず、八方に心を配り、寢食を忘れて宿直なしけるに、其夜も程なく明しかば、態と徐々に御出立の用意をなして、卯の刻に至れば、松平越中守は將軍の御駕籠に乘て、御行列次第を亂さず、石橋宿を打立せけるは、實に危き事どもなり。

○將軍御歸城の事幷石川八左衛門忠勇の事

然程に、將軍家は、松平越中守が先驅して歸府なす體にもてなし、道を急がせ給ひけるが、實に俄の大變故、其道中御心を勞らせ給ひ、御供の衆中も前後に眼を配り、微吹風も伏兵はなきやと危ぶみ急げ共、雜人等は事情を知らざる故、深更に出立せし事なれば、心身とも勞れて歩行ば、此所の草原彼所の木の根に腰を掛ては憩ふを、彼の石川八左衛門は氣を苛ち、追立々々急ぎけるに、陸尺共は大勢なれど、夜半の頃より息をも繼がず御乘物を舁通し、翌日午の刻に及べども、食事さへせず急ぎし故、勞も增て歩行得ず、御乘物を舁乍ら、千鳥足にて蹌くを、八

歸館と披露させ候故、其思召にて渡らせ給ふべし、江戸御留主居の輩へも、内々に申遣し候へば、定めて公然右の如く披露仕る事なるべし、委細の儀は還御の後、又々言上仕らん、と内意を申上られしに、家光公は感じ給ひ、實に〳〵本多が此度の結構は容易ならざりし、と心を惱まし給ひける。時に御小納戸石川八左衞門進出で、執權の御計ひ、申べき樣なく感服仕る、併し然程の企をなせし者故、其手筈相違せし上は、暴虎馮河の思案をなし、今夜の中に當宿へ不意の仇を成さんも計難く候へば、御路次の間迚も油斷なり難し、然ば今夜御同勢を此所に殘置き、御止宿の體にもてなし、只今より密に夜通御歸城成させ給ひて然るべしと申上しに、將軍家は實にもと思召れて、如何計ひ申さんやと、掃部頭に御尋在らせらるゝに、直孝は八左衞門が名言を感服して言けるは、深くも遠慮あられたり、某迚も今夜中、御旅館最も覺束なく思ひ居れ共、當宿の出入を嚴重に改めぬれば、密に出立成難し、依ては腹心の大名一人を御先立と號して、今宵直に打立つ樣に持成、則ち將軍家は其乘物に召せられ、御側廻の輩を御供に從へ、當地を御出立あらせらるれば、諸人疑ふ事も候まじと申上るに、將軍にも道理なりと同じ給ひ、松平越中守を召されつゝ、其御内意を仰するに、越中守畏り奉り、早速自分の駕籠を御本陣に昇入させければ、將軍是に召し給ひ、石川八左衞門を始めとし、御側廻の者

御心勞の程察入りし所に、只今承知らるゝ如く、大御所の御不例、是非に及ばず、御邊も是より直樣御供有て、大御所の御機嫌をも伺ひ給はらんやと有ければ、本多正純は、我謀計十分成就の心地にて有し所、案の外なる大御所の御病氣故、將軍途中より御歸館有しに、本意なく思ひしかど、然あらぬ體にて、人に不時の病ありとは、今更云ふに及ねど、今度大御所の御不例は、實に驚き奉る、將軍の御孝心最も淺からざる御事なれど、只今の注進にては、速に御歸館有らんは當然なり、某も又家來共に右の次第を申聞け、續いて出府仕らん、貴殿は將軍の御守護有て、御先へ御歸り有れと式禮なし、宇都宮へぞ引取ける。板倉内膳正重昌は、御名代として日光山へ赴かんと爲けるに、掃部頭是を呼止め、密に耳語、篤と見屆し上歸られよと申含め立別れ、道を急ぎて將軍に追付奉り、夜に入て候へば、今宵は御止宿有らせられ、明早天に打立せ給ふべしと言上し、其夜は石橋宿に御本陣を構へさせ、宿の入口其外とも嚴敷警護申付け、掃部頭は夜に入て家光公の御前に出て、密々に本多上野介が今囘の結構、及び庄屋藤左衞門が訴人の旨を巨細に申上げ、然故にこそ斯の如く計ひ候ひしと言上なす。將軍は再び大に驚かせ給ひ、然ば大御所の御不例重らせ給ふとは、全く無根の事なるや、とお尋あるに、直孝は頭を下、勿體なき御事乍ら、最も危急の場合ゆゑ、斯樣に計らひ候なり、一旦大御所の御不例に依り御

著す。御乘物も早近付き、今二里ばかりにて宇都宮に到らせ給ふ所に、江戸の方より早打と見えて騎馬の武士、鞭を揚て將軍家の御行列に近付き、御注進の儀候と高らかに呼はり、下馬するや否や、江戸御留主老中よりの書簡を呈し奉るに、途中の事なれば御輿添の役人方是を言上あれば、御側御用人板倉內膳正重昌、御乘物に寄て、是を讀上るに、大御所秀忠公、御不例甚だ重らせ給ひ、御存命旦夕に迫れり、依て御社參の儀は御名代を遣され、將軍家には即刻御歸城成らしめ奉る樣御取計ひ有べき旨、御供の老中へ申送らるゝ所の書簡故、將軍を始め大小名大に驚き、御乘物を立てさせられ、井伊掃部頭を喚べとの上意に依り、既に御使を遣さんとする所へ、井伊掃部頭直孝御迎への爲、本多上野介を同道にて參上す。頓て將軍家御乘物の側に召され、右の書簡を示され、如何すべきや、との御尋ねに、掃部頭承り、是御大切の御儀にて候、御社參の儀も豫ての御志願に候へば、默止難しと雖も、今大御所の御不例を聞召れし上は、片時も早く御歸城有て然るべし、御社參の儀は此度に限る事にも候はず、御父君の御事に就き御社參を止り給ふ共、何ぞや苦しかるべき、速かに御歸城有るべしと申上しに依り、將軍も實に道理なりと思召し、早々乘物を戻すべし、又我が名代として、板倉內膳正是より直に日光山へ赴くべしとの上意にて、俄に跡へ引返させ給ふ。掃部頭本多に向ひ、其許御饗應の御用意、

急を救はせ給へと、一心を凝して祈念せられしに、其誠忠の通じけん、不思議なるかな、休息所の傍より白鳩二羽飛立ち、江戸の方を指て翔行しに、掃部頭是を見られ、斯る大勢の立並べる近邊に、斯の如き鳥類の居るべき樣なし、是正く神明の御告にて、將軍是より引返し給へとの事なるべし、然は云へ何を廉にして還御成しめ奉らんやと、又も案じ煩はれしが、忽ち一ツの計策を思付、腹心の家來に私語教へ、片時も早く計ふべし、と下知せらる。時既に未の下刻に及びし故、將軍の御先供段々と到著あり。爰に宇都宮の城主本多上野介正純は、將軍家御立寄の節、御饗應の爲、城下の掃除美麗を盡し、城中には斯の如くの奇計を構へ、本意を達するは彌々今日に有りと、心中大に悅び、御到著を相待けるが、最早時刻も近付たりしとて、御迎への爲井伊掃部頭が旅館に來り、御苦勞の由慇懃に挨拶しければ、掃部頭も何氣なき體にて、御心遣の由を述べ、暫く物語して在ける所に、段々お先手御人數到著す。將軍家にも跡の驛迄著御の由を注進せしにより、井伊本多諸共率御出迎なし奉らんとて、其用意をぞ爲しにける。

○將軍家日光御社參の事幷井伊掃部守智謀の事

將軍家光公日光御社參として、今日既に下野國宇都宮に著御有べき御定めにて、御先供大半到

しと述るにぞ、掃部頭是を取て一覽有るに、宇都宮城中の結構、釣天井の普請にて、大工共が殺されたる段々、與五郎と娘と密通の事より、件の話を聞きたる次第、娘が自害の事迄も書載有しかば、掃部頭大に驚愕、猶も實否を糺さんと、藤左衞門を側近く指招き、件の書付に合せ、段段尋ねられしに、藤左衞門始終を詳細に申述、娘が遺書を取出し一覽に入れ、老の涙を浮め、甚だ愁傷の體なりしかば、掃部頭是は僞事には非ずと思へ共、既に將軍家には御到著の時刻近ければ、今更止り給ふべき事にも成難く、殊更是程迄に定りたる當所の御泊を、今更轉じ換べき樣もなく、其上將軍著御は申の上刻なれば、是非御泊の時分になるべし、縱令路を急がせられ、爰を通御になるとも、本多が方へ入らせ給はんと豫ての御沙汰なるに、是を變じなば事の顯れたると察し、如何なる狼藉に及ばんも計り難く、且城中の結構も其實否慥ならずと雖も、危きに近寄ずとの諺語もあれば、何卒無事に計ふ方便もがなと、暫く心を苦められしが、我天下の大老として將軍を補佐し奉る身の、今此危きに臨んで救ひ奉らずんば、何ぞ大老の職たる事を得んやと、俄に手洗ひ嗽淨、身を淸め、日光山の方に向ひ合掌し、東照神君御在世に定置かせ給ひし、御當家三代將軍家光公、今神君の廟所を指て御恩報謝の爲御拜禮あらん御志願にて、既に御旅行の今日に至り、御進退難儀の所に臨む、哀れ神君御子孫の繁榮、天下の靜謐を思召さば、此危

見て、繰返し〳〵讀終り、彼普請の事柄如何にも怪く思ひ、十人の大工等を止置かるゝのみならず、剰さへ悉皆殺されしは、此事外へ洩すまじとの巧なるべし、將軍家御社參の砌は、當所に御泊との事なるが、若大膽なる企有ての事ならんか、何にもせよ容易成らざる國家の大事、二ッには又、娘の敵與五郎の怨、早く此旨注進せんと心付しは、天に口無し人を以て云しむると、古人の金言宜なる哉、然程に將軍家は、正純が斯る企有らんとは努々御存じなく、江戸表を御發駕有り、第三日目には宇都宮に著御有べし迚、先御先供には大老井伊掃部頭直孝、行列美々敷、將軍家より遙に御先へ立ち、路次の見分旁々、宇都宮領分境に著て途中に憩はれ、將軍家の御著を待合せられたり。扨將軍家には、申の上刻御到著の御道積の所、庄屋藤左衛門は、御著前、件の旨を言上せんと思ひ、井伊掃部頭の休足所へ來り、一大事の儀を言上仕り度候に付、殿樣へ御仰上られ下さるべしと申述しに、執次の役人、訴への事有らば我々共取次申べしと言に、藤左衛門は、恐乍ら密々の儀に付、直々に委細申上度候と願ひける故、役人は此趣を掃部頭へ披露爲に、掃部頭其段を聞き、是は定めて仔細の有事ならん、此へ呼出すべし迚、藤左衛門を庭前に呼出し、掃部頭は、何藤左衛門とやら、其方一大事の儀を言上せんとは何事なるぞ、との尋に藤左衛門、豫て認置きたる書面を差上げ、委敷事は御尋に隨ひ、口上にて申上奉るべ

て、披露を遂ず死罪に處せられ相濟たり、汝等親族の事なれば、是又御咎も有べき筈の處、時節と云ひ、御憐愍を以て其儀は御沙汰なく爲遣されし事故、有難く思ふべしと、權威を以て申渡しけるに、皆々扨は實の事なるかと呆果て、何れも泣々立歸り、僧を請じて弔ひしは、哀れなりける事共なり。取分不便なるは庄屋の娘お早にて、此風聞を聞くと其儘、絶入ばかりに歎きしが、與五郎に限り斯る罪を犯すべき人に非ず、是は何故に殺されたるか、情なき御計ひかなと、恨み悲しみけるが、不圖心付、御大切の御普請なり迚、頃日の咄は最も心得難き事なりき、萬一其事故の最後なるか、又は嚴き禁令を破り、忍出給ひし其お咎には非ざるや、何は兎もあれ、深く云交せし人に別れ、今更何を樂しみに存命んと、娘心の一筋に思詰たる言の葉を、涙乍らに書殘す其あらましは、私事與五郎殿と堅く云交せし上は、貞女兩夫に見えずと存じ詰め、豫て御意見を受乍ら、父上の御目を掠め密會いたし居候ひしに、天道の御罰にや、今度斯樣斯樣の御普請に掛り、御城内にて與五郎殿御果成され候へば、我身は最早生て詮なき命に候故、先立不孝は怖しく候へ共、與五郎殿への親情もだし難く、相果申候と、釣天井普請の事迄も、最細密と書殘し、十八歳を一期として、其夜果敢なくなりにけるを、父藤左衛門は夢にも知らず、翌朝に至り此有樣を見て大に驚愕、最愛の一人娘を先立し其悲歎云ふ計なく、件の遺書を熟々と

は古井戸の中へ捨たりけるは、無慙と云ふも餘あり。然して靱負は此次第を主人へ告しに、正純は點頭、今は心に懸る事なしと、悅び勇みて、日々屈指て將軍家の御下向をぞ待たりけり。

○庄屋藤左衞門娘自害の事并藤左衞門訴人に出る事

偖も十人の大工等は褒美に預らんものをと、日夜精神を勵し出精したる詮もなく、悉皆手打にされし事柄は、更に知る者なかりしが、諺に、好事門を出ず惡事千里を走る習にて、彼與五郎を密に許し出したる門番は、早晩此事を聞出し、己も罪に行はれんかと思ひ、忽ち逃去しが、此者の口より漏らしたるや、大工等が親族共其次第を傳聞、驚き怪しみ、何故に死罪に行はれしぞと不審敷思ひ、科の樣子も聞度、又は風聞の誤りにや、事の實否を聞んものと、大勢城門の前に詰懸け、我々は曩頃より御雇に相成居る大工共の親族なり、是非彼の大工共に御逢せ下さるべしと申入しかば、此趣を役人へ達するに、河村聞て思ふ樣、なまじひに之を隱しなば、却て疑を發し、事の破れになるべしと、一同城中へ呼入れ、靱負は彼等に面會なし、扨十人の大工等は、大切の御普請を申付たる處、一夜御寳藏へ忍入り、御用金を盜出さんと謀りしが、其事顯れしにより、屹度刑罪に所せらるべき筈なれども、近日將軍家日光御社參の折柄なるを以

立、渠は元より正直者故、追付歸り申べければ、お慈悲の御沙汰願ひ奉ると、怖々乍ら平伏せば、河村是を少しも咎めず、然あらぬ體にて立去けるが、夜明て再び爰に來り改め見るに、與五郎は歸來て、都合十人揃ひ居けるを見屆け、早々主人の前へ出で、今度大切の御普請を申付たる職人共、事濟迄と止め給ふは、用心に似て甚だ危し、夜前斯樣々々の趣にて、一人城外へ忍出しが、今是を咎むる時は、門番の輩迄も詮議せずんばならず、彼是吟味に及びなば、却て禍の端となり候はん、大功は細瑾を顧ずと申せば、彼輩を悉皆討捨て、禍の根を斷ち給ふべし、助置かば自ら禍を招くに等し、大事を謀る者何ぞ渠等を惜むに足らんや、速に御計ひ有て然るべし、と勸めけるに、本多正純是を聞きて大に驚き、夫は忽に爲難し、最も憎き奴輩かな、實にも汝が申如く、渠等を助置く時は、事露顯の端ともならん、彼の漢の韓信は、山中に道を尋ね、却て樵夫を殺し大功を立て、我朝の盛綱は、藤戸の淺瀨を問ひ、浦の男を殺して先陣の高名をなせしなり、我も今又彼奴等を殺して謀計成就ならしめん、其方宜く計へよと命じけるに、河村靱負は畏つて奥庭に準備をなし、大工等を呼出せしに、斯共知らぬ大工共、是は夜前の事を糺さるゝなるべしと、怖々乍ら役人に伴はれつゝ奥庭へ廻るに、河村靱負下知を傳へ、切戸の下に待せ置き、一人々々に呼入て、有無を云はせず一人も殘らず切殺し、骸

は御身に逢ふ事ならず、然ど此御用に就て大金を儲ければ、豫て約束せし通、田畑多く買求め、表向御身を迎へ夫婦となり、末の末迄樂み暮さんと思ひ、少しも早く此事を告んにも、外へ出る事叶はず、朝夕に案じ過して居たりしが、朋輩共の敎に依り、門番衆を漸々賴みて、今宵此所迄來る事を得たれども、曉七ツ時迄には御城内へ歸らねばならぬ事故、何事も首尾能濟し其上にて、緩々咄申べしと、心急く儘今度の大凡を物語れば、お早は聞て打悅び、夫は嬉敷御事なり、早くお暇給はりて、お歸りある樣に爲給ふべし、然ながら御用も仕舞になりたるを、何故に留置給ふ事にやと尋ねけるに、與五郎も、其事柄は知らね共、大切の御用なりとて、仕馴ぬ普請の注文受け、彼釣天井作事方等の事迄も委く物語り、此御用濟にならぬ中は、我家へは戻られず、最早七時に間もなければ、今宵は一先立別れ、頓て御暇賜はらば、目出度歸り逢べしと、互に餘波は惜めども、時移りては叶はじと、心強くも立上る、是ぞ一世の別とは、後にぞ思ひ知られける。斯て與五郎は城中差て走歸り、既に曉七ツの時を打ける故、時分はよしと御門へ立寄り密に相圖をなしけるに、彼の番人は潛戶を明け通しけるに、與五郎厚く禮を述、忍びて部屋へ歸りける。此夜與五郎忍出たる跡にて、彼河村靭負大工等が部屋を見廻りしに、十人の大工九人なるゆゑ、一人は何所へ行しやと尋ねられ、皆々はつと驚きしが、何と隱さん樣もなく、白地に申

あらざれば此事計ひ難し、幸ひ明日は某が當番故都合致すべし、明晩の初更過密に忍び來るべし、と云れて、與五郎甚く悅び、最叮嚀に禮を述べ、己が小屋へぞ歸りける。斯て其日も打過ぎ、早翌日となりければ、一時千秋の思をなし、日の暮るを待居しに、早其夜にもなりしかば、彼の門番の方へ往き、猶懇切に賴みし故、然らば出門致すべし、尤も明七ツには必ず歸來りて、我名を呼べよと云付ながら、城門の潛戸を明て出吳しに、與五郎首尾よく城外へ出で、ホッと一息つきつゝ、急速庄屋が門に走到り、いつもの如く忍入らんと思へども、永く城中に在て音信せざりし故、迂濶に忍入らんも如何なりと、門前に躑躅りて思案の折柄、幸ひに豫て馴染の下女一人內より出て來りし故、與五郎遙に是を透し見て心に悅び、傍に立寄り云々の由を語りけるに、下女は急ぎて用を足し歸り來り、與五郎を伴ひ密に內に入、我が部屋に忍ばせ置き、隱密とお早へ斯々と告けるに、娘お早も此程絕て便なきを案じ侘びたる折節なれば打悅び、己が部屋へ伴はせ、絕えて久しく音信なきは、若や病にでも冒され給ひしか、但は御心でも變りしかと、案じ煩ひ居たりしなり、何故斯は難面なし給ふぞと打託てば、與五郎云ふ樣、先頃より殿樣の御用に就て城內へ仕事に行しが、御大切の御普請なれば、作料の外多分の御褒美金を賜るとの事なれども、其代り事終るまで御城を出る事ならず、細工は最早落成ながら、御暇の出るまで

必ず夫婦にと、堅く誓ひて立歸りぬ。夫よりして與五郎は、彼の下女の手傳にて、度々忍び逢しかど、知る者更に無かりけり。然るに今回領主の御用とて城中へ召れ、大事の細工をなしけるが、御普請の整頓し上は、莫大の御褒賞を下し置かるゝ由ゆゑ、豫ての望叶ひぬと思ひ、如何にもして此事をお早へ知らせ度と工夫をなせしかど、事の果る迄拘留の身となりしかば、頻に思をぞ惱しける。

○與五郎城中を忍出る事幷河村靭負大工等を殺害の事

斯て宇都宮城中に留られし大工共は、急ぎ普請を仕上げ御褒賞を申受け、早く出城なさん迚、皆皆心に祈ける。其中に鹽谷村の與五郎は、お早が事のみ案侘び、如何にもして出る事はなる間敷やと、日頃より別懇き朋友へ相談しけるに、彼の者共も倶に案じ、是は一通の事にては叶ふまじ、門番衆の中に知人有らば、仔細を咄し懇切に頼入れなば、萬が一叶ふ事も有べしと私語けるに、與五郎大いに悅び、聊か知れる門番へ賄賂をなし、好を結び、一日密にお早との深き中なる事を物語り、斯樣の譯なれば、夜明けぬ内に必ず歸來るべし、茲の處を汲分けて、人知れず一夜の處出門を免し給はれと、只顧に賴みしかば、彼門番は委細打點頭、某當番の日に

とも分難なく、飛立ばかりに喜悦つゝ、頓て密に相生の、常盤の色も末永く、契らんものと云替し、深き中とぞなりにける。此事早くも父藤左衞門の耳に入ければ、父は大に心配なし、密に娘を呼近付け、此度の一條は、若き者の有間敷事には有らねども、此村の取締もなす我なれば、娘に不義の名有ては一分立ず、然ば迚内外の手前も有事故、大工如き與五郎を聟養子には爲難し、因て情を知らぬ親と思ふべけれど、與五郎の事は思切り、以後斯亂らな行なき樣屹度愼み申べしと、厚く異見を加へ、彼與五郎へ何となく、以來出入を斷る迚、往來の途を斷しにより、然なきだに制し難きは戀慕の情、まして女心の習にて、一日逢はねば千秋の思ひをなし、お早は明暮與五郎が事のみ案じ煩ひ、與五郎も又思ひ惱みて有けるが、お早はいとゞ堪り兼ね、切なる思を下女に打明け、物など與へて賴むにぞ、下女は早速承知なし、夜に入を待ち、密に與五郎をお早の部屋に呼入んと、手筈をなしければ、彼方も豫て逢たく思ひし事故、嬉しきまゝに胸も轟き、教に任せ奥庭へ廻り、忍び〳〵て娘お早の部屋に入り、互に積る私語も、逢へば却て口へ出ず、お早は漸やく胸撫下し、曇勝なる聲ふるはせ、父の異見を物語るに、與五郎ホット太息を吐き、其仰御道理の事なれば、如何にもして金を儲け、田地を求めて出世をなし、何卒表向夫婦にならるゝやう、我も今より稼がん程に、先夫迄は一二年、時の至るを待給へ、末は

つ、十七歳の今迄も、手の中の玉の如くにもてはやし、左右縁邊の沙汰もせざりしが、此お早は彼の與五郎を何時しか見初しより、戀慕の心止難く、獨胸のみ痛めしが、然りとて打つけ端下なく、言寄事も深窓氣の、後めたさにくよ〳〵と、思ひ續けて居たりけり。與五郎は斯る事とは毫知らず、大切の普請なれば念を入よと有る故に、一層細工を勉勵し故、數寄屋も大方出來上りしかば、藤左衞門は打喜悦、此冬の内に數寄屋開をなさんと思へば、雜作は夜業をかけて急ぎ吳よと、與五郎へ言付るに、同村と言ひ大切の得意なれば、早速是を承諾て、茶席の雜作一式は與五郎一人に負擔、晝夜を掛て急ぎ居しに、お早は熟々思ふ樣、此普請終りなば、又戀人の顏見るは何時の程とも計られず、寧打明云寄ん、と思詰しが、又、否々夫も餘りに如何なりと、千々に心を苦めけるが、兎角心に堪兼て、一夜密に人無き機、思のたけを細々と、文に認め與五郎が、夜業の場所へ忍行き、襖の蔭よりさし覗くに、幸ひ近邊に人なければ、與五郎目がけて彼の文を、密と投込み迯行し、跡に與五郎是を見て、ハテ何やらんと取上つゝ、拔きて見るに、思がけなき此家の娘が、我に戀慕の心の丈を書認めし文なる故、一度は大いに驚け共、岩木ならねば此方にも、まゝよと若氣の考なく、萬一其事の眞實なら、嬉しき仰を松の葉の、色かへまじと返事さへ、最細やかに認めて、人知れずこそ送りけれ。娘は嬉さ遣方なく、夢現

り、江戸表は平岩が、其機に應じ良策の方便有べし、然はなく共君の爲に命を捨て此計議をなす上は、我將軍に遺恨ありて斯の如しと披露なし、切腹なさば一時騷動は鎭靜べし、其時に至り再び御家督を定め給ふに、忠長卿より外に備り給ふ君なし、此君一度將軍に成らせ給はゞ、などか我一命を惜まんや、愁ひ事を一時に決せんとせば、當所の大亂諸民の難儀とならん、決して他の企に及ぶべからず、只管に其根を斷事肝要なりと、斷然意を決したる有樣に、靭負も其忠節を感じ、兎角の言もなくして退きける。斯て本多正純は、密に天井の釣方を試し見るに、其機關充分調ひ、其期に臨み過非じと見えける故、大いに悅び、大工等に酒飯を與へ、何れ褒美は成就し上遣すべし、夫迄は城中に止置申べしとて、嚴重に禁足なし置きけるに、大工の中に與五郎と云者あり、此者は宇都宮領内鹽屋村に住居し、在方に稀なる美男にして、然も正直の氣質故、諸人に愛られ、殊に獨身の事なれば、土地の人々の世話にて借家をなし、職業を勵しを以て、得意の氣受能く、一日の間迚も無かりけり。茲に同村の庄屋藤左衞門と云者あり、代々の大百姓にて常に茶道を好しが、新に茶室を建んとて、去年の冬より大工を集め普請せしにより、與五郎をも雇入れけるが、此藤左衞門の一人子にお早と呼なす娘あり、都方にも類少なき嬋妍なれば、父の寵愛淺からず、手習讀書裁縫より、糸竹茶の湯の道迄も、能師を選みて習はせつ

て落し、御側廻の人々諸共に壓殺す工に仕掛けれ共、是は尋常に異りし普請なれば、容易には出來なさず。其期に臨み少しにても相違なす時は、千辛萬苦も水の泡となれば、念に念を入べしとて、職人共は其仕事に掛りし日より城中に逗留せしめ、手傳の人は殊更腹心の者に命じ、嚴重に警固をさせて急がしたり。是平岩と密談符合したる謀略なり。此外城中の修理をなし、御饗應の用意を急がせける。爰に本多が家臣にて河村靱負と云者あり、智謀勝し者なりしが、主人に對ひ耳語樣、湯殿の結構好しと雖も、將軍城中に入らせ給ふ上は、井伊を始めとし、老中役人御供の歷々、一同城中に入て御傍に候ずべし、其期に及んで件の計議成就なす共、此輩其儘には在るべからず、とてもの事に此人々をも一時に亡す方便こそ有らまほしけれ、此事は如何にと云に、正純聞て、道理なる事哉、然乍ら根を首尾能く斷ならば、枝葉は自然枯ぬべし、假初ならぬ大木を、枝葉諸共斷んとせば、却て危き事なるべし、尤も其根を斷つ後は、機を見て變に應ずるの謀略は如何程も有らん、心を勞する事勿れ、と云ふ。靱負は頭を振り、否々夫は萬全の良策に非ず、根を斷たりと聞く時は、只當城を枕とし一命を捨て、當の敵を討んと働く輩最も多かるべし、其中には智に練たる者有て、爰を馳拔け江戸表へ立歸りし上、大御所を守護し奉り、討手を差向なば、勝とも詮なき事なるべし、依ては始終萬全の計策社有らまほしと諫むるに、正純首を振

へ御社参在らせらるゝ趣、因て某が領分中御道路の警衛も申付度、且御道筋に候へば、宇都宮城へ御一宿成下さらば、此上もなき面目にて、最有難き仕合なり、然して何卒御供を仰付られなば、神君の御靈廟をも拜禮仕り度心願故、此旨偏に御免を願ひ奉る、と言上しけるに、將軍聞召され、其は神妙なる願なり、是非共汝が領分を通行の事なれば、如何にも其方が城内にて休息なさん、早々歸國せよ、との仰せに、上野介大いに悦び、冥加に餘る仕合なり、と直に御暇賜りて、宇都宮へぞ歸りける。

○本多正純奇計を構ふる事并大工與五郎庄屋が娘に密通の事

本多上野介正純は、宇都宮の居城に歸り、肺肝を碎き謀略を運し、將軍家御立寄在まさば、勿體なくも弑し奉らんと、其用意をなしけれ共、何分仕損じ安き事なれば、百發百中必勝の結構を成さんとて、領分中にて器用なる大工を集め、猶其中十人を選出し、彼の密謀の普請を云付け、此普請成就の上は莫大の恩賞を與ふべしと、其模樣を繪圖に畫きて指圖をなすに、先新しく假家の御殿を五間四面にして、傍に湯殿を付け、其湯殿を一丈四方に造營、陷井は露顯爲安しとて、深く謀慮を運し、天井を釣り、其上へ大盤石を乘置きて、將軍家御湯浴ある際、四方の釣繩を切

に耳有る世の中と云誠もあれば、假令密談なれば迚其恐無きに有らず、御邊も趣旨の大概を手の裏に書き給へ、某も又密謀の筋を認め見合すべし、其餘の事は密談に及び苦しかるまじと、互に奇才の輩なれば承諾し、頓て兩人共所存を手裏に認め、近く差寄り開見るに、雙方の密謀符合せし故、手を拍て一笑なし、頓て正純申樣、斯の如くなる上は、成就せん事疑なし、必ず他人を談合はず、事をなすに如くべからず、併し此旨内々に忠長卿へは言上し、豫て御用意ある樣に計ふべしと閑談數刻に及び、當所の事且我君の御事は、此平岩宜しく計ひ申べし、貴所には江戸へ赴いて、彼の計策の用意を急ぎ給へと勸むれば、正純是に隨ひ、忠長卿の御前に出で、某儀暫時御暇を願ひ、歸國して年來の鬱を散ぜん爲、暫時休息致し度存ずるに付、何卒御免を偏に願ひ奉る、尤も此儀は我君へ忠義を盡さん爲なり、委細の譯は平岩より御聞取を願ひ奉ると申上れば、忠長卿、何は兎もあれ、永々の勤勞鬱散の爲との事なれば、寛々休息すべし、との仰に、正純は其身の表は休息に似たれ共、心は爭で安堵せん、然り乍ら此度の歸國に於て、年來の鬱を散ずる事有りと申上し事なれば、有難く御請なして御前を退き、早々歸國の用意を調へ、駿河表を打立て急ぎし程に、早江戸表にぞ著きにける。扨翌日登城し、將軍家に御目見をなし、私事年來の鬱を散ぜん爲、暫時御暇を賜り歸國仕り候、就ては將軍近々日光

州名古屋へは義直卿を据ゑ給ふに依て、主計正は甲州郡内を賜りしに、其國政を正うし、制法を立て、背く者は必ず是を罰し、悪徒を退け諸民を撫育し、專ら國の爲に心を委ね、政道に怠る事無かりしかば、領内一統其德に服從悅び敬ひ、後世甲州郡內の制札のみは、平岩が記せし通改めず其儘用ひけるとかや。斯程智勇の武士なる故、駿河殿に附置かれしに、此度本多正純が君の御爲に一命を抛ち、忠義を盡さんと主計正に談ぜしを、親吉如何思ひけん、此議に一味同心し、種々工夫をぞ廻しける。然ども大事の計議なれば、迂濶に事を施し難し、殊に諸人を語はんとせば、却て禍の基とならんも量られねば、只時節を見合せ密に計るべしと、流石高智の兩人なれば、色にも出さずして、昔に替らぬ忠臣と見せければ、誰有て疑ふ者も無かりけり。時に元和十年二月、改元ありて寛永元年と成にける。將軍家光公は、日光山へ御社參遊ばさるべき迚其御用意有しが、平岩は此趣を聞くと等く、正純を招き、密に囁く樣、年來圖りたる願望成就の時到れり、今度將軍日光山へ御社參の趣、此儀は願うてもなき幸なり、御邊の計一ツにて、事首尾能調ふべしと聞きて、正純、夫は如何なる計議ぞや、某も又密計を思寄りし事もあれば、貴殿と謀合さんと思居たりし處なり、是誠に好機會と云ふべし、先は御邊の思慮を承はり度と問けるに、平岩莞爾と打笑ひ、御邊も所存ありとの事、互に申談ずべきなれども、壁

天道を知る者は神明之を賞し、知らざる者は之を罰す。君に仕へて身命を抛つ者は忠なりと雖も、道理を辨へ其事に依て爭ひ諫め、時に臨んで節に死するを眞の忠と謂つべし。猥に君の威を增さんとして事を謀るは、忠に似て却て怨敵に等く、君臣共に滅ぶる事古今に其例多し。實に前車の覆へるを見て、後車の愼と爲べき事を忘れ、共に身を亡す族も又多し。却說家光公征夷大將軍とならせ給ひ、執權老中善政を執行ひ、君を守護しつる故、太平を謠ひ德和四海に普く、目出度御代となりぬるに、駿河大納言忠長卿は、大御所秀忠公御夫婦の御寵愛淺からざるにより、曩に本多正純より、忠長卿を以て御世嗣に備り給ふべき樣に御勸め申上し、無益の言葉を賴もしき事に思召されて在せしが、家光公將軍に備り給ひしを本意なき事に思召し、又附々の面々も最殘念の心より、非義を企て道ならぬ計策を勸め奉る。就中本多正純は秀忠公へ慫慂參らせ、忠長公を御家督に立られん事を言上し奉つりしかども、其事空敷なりて、家光公の御代となりし故、自分の諫言を御用ひ無きを恨み、忠長卿へ誠忠を盡さんと種々謀略を運らすに、相役の平岩主計正親吉は、智と云ひ勇と云ひ、德川家屈指の者にて、神君に仕へ奉り、通稱を平岩七之助と號び、忠功莫大なるに依り、二萬石を賜りしが、次第に立身出世して、慶長十二年尾張國名古屋の城主となり、七萬石を賜り、其智勇主計正淸正に似たりとて、平岩主計正と名乘らせ給ひ、其後尾

れば、本家忠常と同前に大名にせん、と種々勸め給ひしか共、彦左衛門決して受ず、有難き上意に候へ共、東照宮御在世の時も御斷を申上げ、又秀忠公より斯の如き上意も有しかども、臣として君の爲に身命を抛つて御奉公仕るは珍しからず、彦左衛門一人に限るべからず、然れば何ぞ夫のみにて大祿を貪るべき、此故に兩度御斷り申上候へば、今更尙以て御受申上難し、只何時迄も彦左衛門の名を轉ぜず、小身にて有らん事却て心安く候、と辭退しける故、家光公上意に、此上は心に任すべしと雖も、其方が功も賞美せざれば、予が心落入らず、祖父君の代にと思ふ故麁略に爲難し、今より後は天下の客分たるべし、依て以來出仕も心の儘になし、殿中迄も杖頭巾を免すべし、役儀の事に於ては勤むるに及ばず、只老後の樂み好む事を行へ、難儀の筋は予へ直に訴へよ、萬事氣まかせに暮すべしと、實に有難き御沙汰なりしかば、彦左衛門感涙を流し、御禮申上たりけり。是より以後威勢滋々熾んにして、旗本の願ひ筋ある節は、大久保が一言を發すれば、何事も叶はずと云事なし。此故に大久保は旗本中の肝煎と言ひて、人々敬ひ恐れ親みけり。

○本多平岩密謀を談ずる事　并本多上野介歸國の事

忠常と號し、家名を起す事、神明の應護にや、相摸守が誠心爰に現れ、二ツには井伊が仁慈の餘情なり。忠常父に劣らぬ忠義なりしかば、終に一萬石加增有しが、後加賀守忠朝が代に至りて十萬石となり、以前の如く相州小田原の城を賜り、貞享三年より舊領に住し、海邊の要害箱根の關所を預り、此役料として一萬石を下し給ふ、都合十一萬石餘と相成て、從四位侍從の位を賜り、家來も以前の諸士元の如く歸參しけり。扨又家光公天下の讓を受け將軍となり給ふ事、天命とは云ながら、偏に東照宮の御指圖に依て、嫡子を重んじ御世嗣となり給ふ。其上酒井土井安藤が輩を附參らせ、彼是御心添厚きにより、東照宮の御高恩有難く思召さるゝに付ては、彦左衛門は東照宮の御末期に、予が代との御遺言なれば、則ち東照宮と同樣に思され、殊更御難戰の砌、命を棄て忠勤を盡し、御先途を見奉りし功勞高きが故に、彼を重んじ給ひ、出仕なす時は、祖父君を見奉るも同前なり、との上意にて、折々彦左衛門を御側に召され、東照宮の御物語ある時は、將軍家必ず御裝束を改め、御上下を召されて禮儀正しく御聽聞ある。又彦左衛門御名代の言葉を以て、攝戰の物語等を申上しとなり。斯御尊敬厚く、彦左衛門次第に老年に及ぶに隨ひ、御側に伺候して御物語爲す時にも、冬は頭巾御免あり、對座して問答をなす。御寵愛斯の如き故、彦左衛門先達て御加增辭退すると雖も、予が世となりて報恩の爲な

令忠長卿不滿の御心有とも、守護する輩是を諫め奉れば、御聞入なき事はあるまじきなり。況てや忠長卿に於て、一向斯る御心ならざるを、惡人等の勸に依て、內々思召立てらるゝと雖ども、家光公將軍宣下有しより、四海愈々靜謐にして、天下の諸侯參勤も怠なく、歸服し奉る故、容易に事を謀り難く、年月を送られたり。却說大御所秀忠公の命に依て、井伊掃部頭直孝天下の大老職となり、家光公の御後見すべき旨仰出さる。是に依て直孝天下の政事を預り、家光公を補佐し奉り、一點も私なく政道嚴重なりけるが、先年改易仰付られし德川家の功臣、大久保相摸守忠隣、無實の罪に依て掃部頭へ御預けの身と成り、同人の居城に在しが、掃部頭考按るに、忠隣誠心を思ひて言譯せず、空しく朽果ん事を最便なく思ひ、時節を見合せ居たりしが、將軍の御代替り、殊に其身大老の職なりしかば、大久保家を再び起さんとて、此趣を委細將軍へ言上に及びしに、將軍にも道理と思されけん、彥左衞門事度々大いなる忠節を顯し、一合も恩祿に預らず、是等の代に彼の本家なれば、再び取立得させん、取分相摸守の先祖は前々功勞も多ければ、永く捨置くべきにあらず、因て其方宜しく計ふべし、と仰付らる。是に依て相摸守事は、一旦罪を得て東照宮より御預置かせ給ふ所なれば、其御政道を守り、忠隣の子息を召出され、再び大久保の本家を立させ、武州川越にて八万石を賜り、大久保加賀守

在しく、同年閏八月廿七日、征夷大將軍、淳和弉學兩院の別當、源氏の長者に任ぜられ給ふ。秀忠公を大御所と仰ぎ奉り、公武共に是を賀び、天下萬民に至るまで泰平を謠ひ、目出たき御代となりにけり。

○大久保本家御取立の事 并殿中に於て彥左衞門無禮御免の事

茲に本多上野介正純は、御世嗣の事を忠長卿に變させ給ふ樣に勸め奉りしかば、將軍家も御納得なる御氣色に見えさせられし故、同志の輩とも其事を物語り、密に喜び居たりしが、井伊掃部頭大久保彥左衞門の諫めにより、將軍家御心を決し給ひ、家光公を御世嗣と定められければ、上野介を始め忠長卿御附の人々、大いに望を失ひしと雖も、猶懲ずまに、同志の者ども密に惡謀を談合居たりけり。且又家光公の御母は御妾の事故、賤しき者の樣に思へども、素春日局の先祖は正しき系統にして、左大臣魚名公より出で、鎭守府將軍利仁朝臣の後胤、齋藤の氏族内藏介利三の嫡子、齋藤伊豆守龍本が娘なり。又御臺所は、江州小谷の城主淺井備前守長政の息女なり。御臺所に備り給ふも、又御妾に成らるゝも、其人の天運に因る所にして、氏に於ては何も優劣なければ、猥に賤しむべきに非ず。夫朱に交れば朱くなるの譬の如く、假

じ 奉り勸め參らせし所なり、然れども才智のみにて天下を保つ事能はず、三徳兼備の君を以て天下の將たるべし、武道の徳天命を得ずしては、此職に備はる事能はず、御連祖足利尊氏公は、別て名智の聞え無れども、徳の在ます故日本の武將と仰がれたり、忠臣の正成だにも始終勝を得る事能はず、其徳の元と云は正徳の道なり、今駿河殿御發明にして、此徳の基だに在しまさば、縱令天下を讓らんと仰せらるゝとも、辭退あらば正直の心にて候、是を悅ばるゝは、横道なり、四海の鑑と仰れ給ふ將軍に、横道ありては治まらず、況て此議は大御所の明鏡を以て定め置き給ふを、今更變參らせん事、神君の掟に背き給ふ罪なり、熟々御賢慮有べき御事なり、と諫言を申上しかば、將軍理に服し給ひ、兩人の諫道理至極なり、再び此儀評議に及ぶまじ、餘人に沙汰する事勿れと上意有ければ、井伊掃部頭愼んで、愚臣が諫言御用ひ有る事君の御徳にて、家光公其儘御仁愛に依らせ給へば、天下は滋々泰平の前兆、とぞ賀し奉る。之に依て秀忠公愈御心決し、廢立の事を止り、終に家光公へ天下を讓らせ給ふ旨、元和八年の頃より其沙汰あり。扨翌寛永元年七月十日、家光公征夷大將軍宣下を 承りの爲上洛ある。殊更去る元和七年秀忠公の姫君入内ありて、 後水尾帝の女御に立せられ、程なく中宮に成らせ給ひ、東福門院と號し 奉る。是に依て家光公上洛 禁中の思召他に異なり、家光公正二位内大臣に叙任

らん、然ながら何も若君に紛れなき御事なれば、子を視る事父に如ずと有る古語に付て御賢慮を廻され、家光公なり駿河殿なり、御心の赴きしを以て御家督を定め給ふべし、家光公に据置るゝならば、天下諸人存ぜし事故觸らるゝに及ばず、御舍弟を以て定め給ふならば、其旨天下へ知らせ給はずんば叶ふまじ、日本の内は御下知も屆くべし、聊か飛脚の屆かぬ所あり、大御所は世を去給ひし事なれば、何者を以て此儀を告奉らん、御使者も御吟味有て、其上事を定め給ふべし、幸ひ此役勤むべき者三人あり、其三人は、酒井左衞門、土井大炊、安藤但馬、此三人にて候、大御所御在世に竹千代君を守護し、主將に敎育奉るべしと有て、此輩を附置るゝに依て、三人丹誠を凝し若君を守護し奉り、治平の理解を御敎導申せしに依て、御家督を定め給ふ所なり、只今に至り家光公を廢し給へば、此三人の者御敎導其器に當らず、誠に空きに似たり、然れば何の面目ありて存命せん、彼等必ず切腹致すべし、是冥途へのよき使者なり、併し乍ら此三人は家光公の守護なれば、冥途に於て依怙の沙汰を申さんも計り難し、目附として駿河殿に附參らせし輩の中にて、一兩人を差添られ然るべし、と遠慮もなく申上れば、將軍打笑はせ給ひ、彥左衞門が異見至極道理なり、先其使者の出來る迄此沙汰無用なり、と仰せける時、井伊掃部頭御前に向ひ、彥左衞門申上候通り、是は駿河殿御發明に在ませし故、附々の輩感

る事、公の知し召さるゝ處なり、是迄定りし儀を又々御評議有らんとは、家光公に何ぞ御過失ありての儀に候や、又天下を治め給ふ御器量もなきとの思召なるや、承り度存ずる、と言上す。秀忠公聞召され、家光未だ若年なれば、過失ありと云ふにはあらざれども、天下は私にすべきに非ず、此故に我が子の中其德を備へ、四海を治むる器量を見て讓らんと思ふなり、因て相談に及ぶと宣ひければ、彥左衞門謹んで之を伺ひ、然れば家光公の他に其器に當り給ふ御方有ての御事なるや、何も御公達と宣ふからは、駿河殿を以て家光公に代へ給はん御所存なるべし、然れど是は公の御心より出たる儀に候まじ、全く公の御世嗣に備り給ひし砌、當公を父公へ勸め奉りし故を以て立身出世したる者あり、是に倣ひて他より勸め申せしものなるべし、當公の例を以て、兄君を捨て弟君を立んと勸めしならん、是論ずるに足らず、其故は、當公御家督にならせ給ひし事は、御庶子と申すにはあらず、御兄君は越前殿なり、是は他家を御相續ありし故に、御子の中にあらずとて除き奉る、然れば差詰當公の外に御家督御相續有べき御方なければ、是順當と云ふべし、殊に其砌は御當家御家督初の事にて、決定の御方なき故なり、只今は然に非ず、以前より家光公と御定めあり、大御所にも其御心にて御他界有し事ならんに、今更改め替んとの思召は、大祿を貪らんとする輩の、辯舌に依て君を惑し奉りしな

に御諫言申上べしと思ひしが、一人拔出て諫め奉らんより、大久保を以て大御所の御遺言を言立させ、再び無益の御思案出ざる樣に御諫言なさんとの覺悟なれば、良智を以て、何となく大切の事に托て、彦左衛門を召出さるゝ樣計ひし事、遠き慮にして、誠に國家柱石の臣とは此人をや稱すべし。

○大久保彦左衛門異見の事并家光公將軍宣下の事

扨も將軍家御召に依て、彦左衛門早速登城しければ、秀忠公は大御所の御遺言を受たる大久保なれば、甚だ敬ひ給ひ、御座近く招がせられ、井伊掃部頭も上座を讓り、大久保を進めければ、辭退なく御前へ近々と進みて畏る。秀忠公は家來ながらも、父君御名代と仰置かれし事故、御家督の儀を宣ひ兼て、掃部頭、此程の儀を彦左衛門に尋ぬべし、と仰有しかば、直孝則ち大久保に向ひ、今日貴殿を召さるゝ事餘の儀にあらず、一大事の御相談有ての事なり、將軍御世嗣の儀、大御所御在世の時、家光公に定置かるゝ所、天下を讓るは大切なる儀と有て、再び是を御評定有らんとの御事なり、依て老人の異見をも聞召さるゝ思召なり、と聞て彦左衛門、是は事新しき上意を蒙るものかな、將軍の御跡目は家光公と定り、天下の諸侯始皆以て尊敬し奉

候、是を以て御賢慮を廻され、天下の望を失はぬ樣御世嗣を御定め有て然るべく存じ奉る、と一ッの理を述て、忠長卿へ天下を讓り給ふ樣に、脇道より勸め奉りければ、將軍も彼が辯舌に御心迷ひ給ひ、追て沙汰に及ぶべしと上意有しかば、上野介御得心の氣色を窺ひ、心中に悅び、御前を退出して早々駿府へ歸り、右の由を同志の面々へ物語りければ、皆々賴母敷思ひ、吉左右如何と相待ける。扨秀忠公は正純が詞に、御身の昔を思ひ出され、道理と思召されければ、忠長卿へ御世嗣を讓替たく思されけれども、一旦家光公と御定め有し事なれば、今更廢されん事容易になり難し、老中共の意見を聞んと御工夫ありて、密に井伊掃部頭を召せられ、本多正純が申せし趣にて、德ある方へ家督を讓り申べきや否やを御尋ねありしに、掃部頭承はりて、上意の如く大切の天下を讓り給ふ儀に候へば、其德を糺さずしては叶はぬ事なり、併し乍ら大御所の御遺言にも、大切の評議には必ず我名代なれば、大久保彥左衞門へ相談せよと仰置かれければ、只今の御尋ねは、等閑ならぬ一大事に候故、彥左衞門を召せられ御尋ね有て然るべく候、某も存ずる旨候へども、先彥左衞門が思案を承り、其上にて存じよりを言上仕るべしと申しける。秀忠公は掃部頭が內意を聞召され、是非なく彥左衞門を御召有て、所存を御尋ねあらんとの事なり。井伊掃部頭直政は、將軍の上意と雖も非理の儀なれば、卽時

様子を御尋ねありしに、上野介別事なき由言上して後、忠長卿は仁にして勇あり、殊に御發明に渡らせられし事を頻に稱美して、天晴武將の德備り給ふ御生質なりと、事に托て御代を此君に御讓有る樣に探り伺ひければ、秀忠公日頃御寵愛に思召さるゝ忠長卿の德を聞召し、御悅びの程顯れ、忠長聰明なりと雖も、弟に生れぬる上は不運なり、併し乍ら竹千代は嫡子と云ひ、御祖父君の御遺言にて家光と名乘らせ、西の丸へ移しぬれば、最早世嗣は定りたり、忠長若先に生れなば其德に應ずべきに、と宣ひければ、正純好き序と思ひ言上しけるは、後に生れし故御世嗣に立られずとの上意、恐ながら相違の樣に存じ奉る、天下は一人の天下にあらず、其德なき時は必ず四海の望失ふなり、讓らせ給ふも尋常の世嗣と同じからず、能其治むべきを以て立るが天道に隨ふと申ものにて、堯は舜に讓り、舜は之を禹に讓り給ふ、是皆天下を思ひ實子を捨て他人に讓り給ふ、賢王の仁德斯の如し、將軍の德是に同じ、一天の君より四海の政事を任せ給ふ御世嗣なれば、嫡子庶子は勿論、强ち順當のみ守らせらるべき事に非ず、公は正しく四男に渡らせ給へど、天下を治むる德を備へ給ふ故に御世嗣に立せ給ひぬ、越前秀康卿は御兄君と申し、智仁勇共に備りしかども、天下を治め給ふ德なし、依て終に公を以て御代を繼がせ給ふ、數ならねども其砌私儀勸め奉りし事、偏に公の德を備へさせらるゝが故にて

奉る。時に元和二年大御所御他界の秋、御遺言に依て、國松君に駿府の御城を譲らせられ、本多上野介正純、平岩主計頭親吉兩人を後見と定置かれける。國松君駿河に移らせられし後に、駿河大納言忠長卿と申奉る。然るに忠長卿御成人に隨ひ、聰明に渡らせられ、殊に御母公御最負有て御威光も薄からず、依て後見の徒輩、此君に天下を繼がせ奉り度との心より、内々にて家光公と入替へ奉らんと工夫しける。以前より此君に附參らせし輩は是を悦び、弟君とは申せども、御臺所の御腹にて御出生の君なれば、天下を繼がせ給はん事順當なり、家光公は兄君ながら御妾腹の事故、庶子と稱すべきなり、其上忠長卿は御器量骨柄勝れさせられし事なれば、何卒將軍へ言上し、未だ天下を譲らせ給はぬ内に、家光公を駿河へ移し、忠長卿を以て德川の御代を繼がせ給ひ、直にも江戸西の丸へ入れ奉る樣に御勸め然るべしと、得手勝手の了簡を評定して、忠長卿へも只管是を勸め奉り、御臺所にも内々申上けるに、御喜悅の氣色なりしかば、機を以て將軍家へ内々上聞に達せんと企てけるが、中にも本多上野介正純は、將軍の御最負強く、御取立に預りし者なれば、江戸に赴き秀忠公の御機嫌を伺ひ、右の儀を言上すべしと内談し、本多正純は將軍家の寵臣たるに依て、我勸め奉るに否と仰は有まじと推量し、頓て駿河を立ち江戸に至り、早速登城しければ、御氣入の正純なれば、將軍の御前に召出され、駿府の

千代君を重んじ御寵愛深くならせ給ひければ、諸臣も皆竹千代君を重んじ奉りけり。

○三臣三德教導の事幷本多上野介內密言上の事

斯て竹千代君を守護の爲、智仁勇の三德に達したる者を撰み、是を師傅役に備へ給ふ、其人々には、

仁德は　酒井左衞門尉　家次
智德は　土井　大炊頭　利勝
勇德は　安藤　但馬守　重信

此三人を附させらる。是に依て此三德の者各自長ずる所を以て、竹千代君を守り奉り、御幼少の御戲にも、天下を治むるの仁慈は、萬民に施し給はねば歸服仕らずと諫言し、又智德の者は、智惠無くして邦は治らず、天下の將軍に備り給ふ御身は、智を磨き給へと、是を勵むの道を說き、勇德の者は、天下の武將と成らせらるゝ御身は、四海の武士を恐怖せしめざれば威權なし、威を顯すは勇に如ず、將軍勇なければ天下治まり難しと、若君の氣を引立て、智仁勇の三德を敎へ導き奉るゆゑ、終に天下の英主と成らせ給ひ、則ち此若君を三代將軍家光公と稱し

秀忠公へ向はせ給ひ、竹千代は嫡子と云ひ世を嗣べき身なれば、予が相伴に出る事道理なれ共、國松は弟なり、成人の後は竹千代の家來となる身を以て、同じ様に相伴させん事甚だ宜しからず、總じて慣習に依るものなれば、幼少の時より上下の行儀正しくせざれば、成人の後に禮儀を失ふものなり、天下を繼べき竹千代と、諸侯に列する國松の差別なくば有べからず、早々國松を立せよ、と御附衆に命じけるにぞ、日頃肩肱を張て國松君に隨ひし徒輩は、案に相違の思をなし、國松君を伴ひ御前を退きければ、御臺所も手持無沙汰の體にて在せしが、大御所重て御臺所に向はせ給ひ、竹千代といふ名は我が幼少の名なれば、世嗣に備る者ならでは名乘らせず、右様心得られよ、と宣ひければ、秀忠公御傍より御挨拶有りて、御教諭の趣委細かしこまり奉る、仰のごとく竹千代は、天下將軍を相續すべき者なり、因て國松にも今より尊敬させ、假にも主從の禮儀を失ひ不作法なき様に、附々の者共へも屹度申付べし、と仰上られければ、夫より大御所にも御機嫌よく、將軍家竹千代君と御一所に御膳を召上られける。大御所の御一言に依て、若君の御威光忽ち變り、此後は我も〳〵と竹千代君を尊敬し奉り、國松君の方は附々迄も昨日に變り、羽拔鳥の様に威勢なく、御臺所も最本意なく思召されけれども、祖父君の御執計故、御殘念ながら空しく月日を過らせ給ふ。秀忠公も大御所の命に依て、是より竹

を御寵愛ある様に勧め給ひしかば、自然竹千代君の御威光薄く見ゆるに付け、春日局は御母ながらも、竹千代君の御乳母となりて御養育せられけるが、次第に兄君は疎まれ給へども、夫に引替、國松君は御寵愛日に増し深くして、諸士も御臺所の御機嫌に入らんと思ひ、皆々弟君の御伽に出て、竹千代君を慰め奉る者なく、御住居も寂寥かりければ、春日局は深く是を歎き、大御所の御差圖にて竹千代君と名乘らせ給ふ上は、御世嗣に備らせらるゝ筈なるに、當時の有樣にては國松君御寵愛深き故、御世嗣に立せられんも圖られず、如何なすべきやと案じ煩ひしが、屹度思案を廻し、伊勢參宮と言たて密に駿府へ到り、大御所へ御目見を願ひ、江戸表の御樣子若君の事、萬事を申上げ、御世嗣は國松君に定まりたる由、餘所ながら言上ありければ、大御所は局を御叱有て、是等の事は女の知るべき事にあらず、其方は早く參宮して武運を祈れ、と仰せられ、何事も宣はず、局を伊勢へ遣され、夫より大御所は俄に江戸表へ御成ある趣、先達て注進有しかば、秀忠公には老中役人共を品川迄御迎へに差出され、御本丸の御座敷を清めて待せ給ふ。程なく大御所御著有て、御本丸に入らせ給ひければ、將軍家幷に若君方、御臺所にも御出迎ありて、御饗應の御膳を獻じ給ふ砌、御相伴には秀忠公、若君二方とも、大御所の御側に坐し給うて御詰に著かせらる。御臺所も御挨拶の爲御出有ける所に、大御所孫君達を御覽有て

左衛門を敬ひ恐れざるはなし。誠に大忠を盡したる其功顯れ、將軍始め大名諸役人の尊敬を蒙る事、冥加に適ひし武士なり。人として立身出世を好まざるはなし、然るに彦左衛門其身の御取立を辭退しけるは、己が本家再興せん事を心中に願へば、我何程榮えるとも是順道にあらず、又二つには、其身男一人の性質にて諂ひ飾りなき故に、功に應じて恩賞を受る時は、尋常の人に同じとの遠慮ありて、又恩賞にも預らず、心安き身にあれば、人と問答する迚も、聊か遠慮なく言葉を發すべき爲なり。殊に先年本多上野介十八万石に御取立ありし時、彦左衛門是を嘲りしかば、我又祿を領せん事是に同じと、以前の言葉を立通し、一合の御加增をも受ざる故、猶以て威勢強く、將軍の殿中を徘徊するにあたりて人なきが如く、御連枝又は御家門と雖も、麁略に爲給ふ事能はず。然るに三代將軍の御代に至り、彦左衛門猶存命にて御奉公致しけるが、果して彼が申如く、本多家の滅亡を一世の中に見屆けたり。其故は、秀忠公にも若君二方在ましけるが、御惣領を竹千代君と稱し奉り、春日の局の御腹に出生し給ふ所なり、第二の君は御臺所の產せ給ふ所にて、國松君と申奉る。竹千代君は御兄なれども御臺所の御腹ならねば、大奧の者共、御世嗣は國松君に讓り給はん事を勸め奉る。御臺所も天下を國松君に御讓り有やうなされ度思召給へば、万事に付て竹千代君を輕くして國松君を待遇、秀忠公へも弟君

旗本に加へられ、中にも大久保彦左衛門は、沼津にて一萬三千石を召上られ、新知二千石の旗本となりたり。然れども彦左衛門は忠義一偏の男なるに依て、少しも恨む氣色なく、只本家の斷絶に及びしを殘念に思へども、是非に及ばぬ次第なり。是定めて鷹匠家の申しなす處ならん、我一代の中には必ず彼家の滅亡を見るべし、何ぞ今更遺恨に思ふ事あらんや、と思ひ定め、忠義怠なく勤めけるが、翌慶長十九年の冬より、其翌年元和元年五月に至り、大阪合戰に彦左衛門は大御所に隨ひ奉りて、其功勞言語に盡し難く、水火の中に大御所を救ひ奉りて、身命を抛ち忠勤を盡しけるゆゑ、大御所御身全く四海を一統せられし後は、大祿を賜り大名に御取立あらん、と再三に仰出されしかども、彦左衛門は御加增を望まず、高祿を領し大名にならんよりは、小知にて旗本に在る事長久の基にて候、高き者は必ず風に憎まれ災の端なり、とて辭退しけるゆゑ、大御所も是非に及ばせられず、其代り御大事の御相談には、必ず彦左衛門を御相手となされ、則ち御遺言にも、我が死後、大切の評議には彦左衛門に相談し、彼が言葉に隨ひ行ふべし、と仰せ置かれ、偏に我が代なりと御末期の上意なりしかば、元和二年四月十七日、大御所御他界ありし後は、將軍秀忠公の父君の代との御遺言有りし故、彦左衛門を大切に敬ひ尊み給ひしにより、小祿の旗本と雖も、其威勢は老中の上に立て、天下諸侯も彦

四海の指頭に懸り笑はるゝ共、天道の憎しみを受ざれば聊かも恐るゝに足らず、是大丈夫の望む處なり、御邊の忠義は、掃部頭天眼に代り見屆けたり、家名を發す時も有べし、因て御言葉に隨ひ執成申まじ、足下を預る某は武運に叶ひし過報者、能飾を求めしは大悦是に過ぎず、必ず御心置なく鬱を散じ給へ、とて直孝は忠隣が一言忠義の至極なる所なる故、本意なく思ひ乍ら、正しく申譯立べき筋なれども是を見合せ、大久保を厚く饗應置き、我一世の中には再度大久保家を取立んと心に誓ひ、時節を待つこそ頼しけれ。

○大久保彥左衞門御加增辭退の事并將軍家御公達の事

日月明かなりと雖も、浮雲時有て其光を隱す、況や人に於てをや、天の爲せる災は、君子も是を免るゝ事能はず、大久保相摸守忠隣は、智勇兼備にして、忠義の道に背きし擧動聊かも無しと雖も、不運にして公の不興を蒙り、父六郎右衞門忠世より相續せし小田原の城を召上られ、十八万石の領地を悉皆改易あり、且相摸守の嫡子を初、一族郎黨盡く御咎を蒙り、大久保治右衞門忠佐、同權右衞門忠爲、同甚右衞門忠長、同彥左衞門忠教、是等の輩は相摸守忠隣の伯父たるに依て、其罪本人に同じと雖も、御仁心を以て知行等は七分通召上げ、其家名を立て

けの命を下す。直孝是を恨み歎き、忠臣無二なる大久保、無實の罪を蒙るさへ有るに、彼が領地迄召上らるゝ事政道の正しきに非ず、我方へ預り居ながら申譯致さぬは、朋友の義に背くに似たり、況や忠隣に於ては知行を召上らるゝ程の罪なし、一命に替ても執成せんものと、右の由を物語りければ、大久保打笑ひ、其許の御芳志千萬忝なし、然ながら御執成の儀は御無用になし給はるべし、縦令罪に處せらるゝとも君の命令なり、臣として忠情を失はざるは某が本望にて候、申譯と申は斯ならざる以前の事なり、既に罪科決定して又罪なき者とならば、上の非を顯はす道理なるにより、是臣たる者の道に非ず、罪を犯し先祖を辱しめ、御咎を蒙り家斷絕に及ぶは我身の不幸なり、某不忠を成さざる事、先祖の魂魄定めて知り申べし、只時の不幸に依て斯なる事なれば、家名の恥辱と云にあらず、某又何者に面を合すとも、心に邪なければ恥る所なし、身の辯解せんと欲して罪を糺さんとするも、自己の意を以て君の非をあぐるに等し、君恥しめらるゝ時は臣死すと云り、是忠臣のせざる所なり、然ば何ぞ己を潔くせんとて君の非を顯はす事あらんや、某に於て申譯すべき所存毛頭なし、貴殿御預りとなり御世話には有べけれど、不運と斷念御介抱下さるべし、と戯れ乍ら誠心を述て言譯も僞ざりしかば、掃部頭彌々感じ、足下の申さるゝ通、心中に私無れば、何如に誹を受るとも恥べき事に非ず、

追御取立にて過分の立身し、剰さへ我苗字を譲り與へし處、謀反の企をなし、公儀の金銀を掠取りたる事、斯樣の國賊と知らず推擧せしは、我が誤の第一なり、二つには此度京都にて、板倉と某と合戰に及ぶと、反間の流言を以て洛中を騷がし宸襟を驚かし奉りし事、是某京都に在る故なり、天道此罪を責給ふ處なり、又誰をか恨み申さん、今更申譯すべき所なし、貴殿芳志有らば罪を糺し給へ、必ず依怙の披露し給ふ事勿れ、と申けるに、掃部頭は愈忠隣が心底を感じ、然も有るべき事なり、一旦の御不審に付、强ち御咎あるべき事ならず、大御所には足下が誠忠は豫て御存じなれば、暫く爰に安座して公務の鬱を散じ給へ、と種々馳走有て最懇切に款待けるにより、忠隣も心を慰め、駿府よりの御左右を相待ける。此時駿府には大久保が罪を糺明せらるゝ處、京都より追々洛中騷動に及びし事ども言上せしかば、御評議種々なりけるが、既に天下の老中罪有て御勘氣を蒙り、井伊掃部頭へ御預けとなりて、世上にも其沙汰止ざりければ、今は是非なく罪を加へ給はねばならぬ樣に成行き、其後終に大久保相摸守の領地、小田原城十八万石を召上られ、忠隣は掃部頭へ其儘御預けとなりにける。是大久保の流罪なり。然るに其罪と唱ふる處、大阪へ一味せしとありては、如何なる騷動に及ばんも料難しとて、石見守が事に擬て、相摸守事切支丹に歸依するに因て罪せられたりと披露なしたり。掃部頭へも改めて御預

御上京に付て、如何なる曲者にや、大御所の御心を迷し奉るにより、足下の心底を疑ひ給ふを以て、密に隠目付を附られし處、京都に於て秀頼公より足下を尊敬するを探り、悪様に言上したりと見えて、其儀を某に尋ねよとの事なり、然ども是は偏執の語にして、拙者は虚説なりと思ふ故に沙汰致さず、と申ければ、大久保是を聞きて、さる事もあらん、貴殿御尋ねの通、私苗字を與へたる石見守儀、非分の企を爲しつれど、天の罰遁るべからず、死後に露顯し、一族盡滅亡に及ぶ、其企に某が姓名迄是有るよし傳へ承り候、然れども是等は三歳の小兒も信ぜざる所なり、某天下の老中と呼れ大祿を領し、石見守が爲には主も同前なり、縦令某別に謀計あるとも、何ぞ彼等に隨ふべきや、是論ずるに足らざれば、心に懸る事も無りしが、今度上洛せしむる處に、大阪の右大臣御母子より音物を旅宿へ送られたる故、一旦辭退したれども、大御所を重んじ奉る寸志を表する由を以て、且元辭するを制しければ、是を進むるも筋なき事にあらずと思ひ受納せり、其他逗留中の饗應は善美を盡し、某役柄と云ひ御名代たるに依て、是も亦然こそ有らんと存ぜしが、隠目付は之を疑ひ、大阪へ親しむ抔と御前へ訴へしに、前後石見守が事に付て彼是御不審を蒙り居りし者なるべし、是天なり、我命は聊か惜む所なし、又某に於て罪なしとは言難し、先彼石見守は某推擧せしなり、以前は匹夫なれば、追

有べし、と申ける。大久保は上意の趣承り、少しも驚く色なく、畏り奉り候、假令此御沙汰なくとも、夜前の騒動　叡慮を驚かし奉るの罪、某當所に在る故なれば、遁るゝ所有べからず、是より直に立越申べし迚、聊か辭退の體なく、卽時に掃部頭の人數に伴はれて、江州彦根に赴きたり。誠に世の盛衰とは言ひながら、苦肉の謀計に陷り斯成行く事、是非もなき次第なり。

○忠隣井伊家に預けられ忠情を述る事并大久保相摸守改易の事

井伊掃部頭直孝は、兄兵部少輔の仁義を受繼ぎ、人を見る明了にして、又能人を撫育する性質なる故、今度大御所よりの命令に依て大久保相摸守を預かると雖も、元來相摸守に惡き心底なき事を知れば、慇懃に饗應し、少しも禮儀を失はず、最丁寧に取扱ひけるが、或日大久保忠隣掃部頭に向ひ、某大御所の御不審を蒙り、貴殿へ御預けの身となれば糺明有るべきに、却て種々の馳走せらるゝは如何なる故ぞ、と申ければ、直孝莞爾と笑ひ、御安心なきも道理なり、併しながら御尋ね申度儀は、某明白に察しぬれば、別に尋ぬる仔細もなし、只御身の不運により、聊か御不審を蒙り給へば、是を申開かん事は、機を見合せ駿府へ訴へんと存ずるなり、其許今度

意を承知候はゞ、某へ對し面目を失ひ心外にも思ふべし、彼が罪科決定と言ふにもあらず、實否を糺明せらるゝ迄は、强ち憎むべき事ならず、老中の役目を重んじ、且は武道の情に候へば、貴殿忠隣が旅宿に御越有て申聞給はゞ、忝けなく存じ君恩の深きを感じ候はん、と申ければ、丹波守此儀道理と同意し、迚もの事に掃部頭より人數の來るまで相待申べし、とて暫く城中に休息す。程なく井伊直孝より、大久保を迎へとして、木俣土佐二百人の士卒を引連來りし旨居出ければ、此上は延引すべきにあらずと、早速二條の城を出て、大久保が旅宿なる彼南禪寺へ赴き、駿府よりの上使入來の由を案内しければ、忠隣禮儀を正し、門際迄出迎へ奥に請じ、上使の趣何事にや、と謹んで承る。丹波守懐中より嚴命の御書取出し、兩手に捧げて讀聞かす、其書に曰く、

大久保相摸守事、問べき儀是あるに依て、井伊掃部頭が居住江州彦根に至り、御下知相待罷在べき者也

月　日

と讀終つて、丹波守大久保に向ひ、其仔細は知らねども、御尋の儀數多有るに依て、掃部頭が居城に於て緩々問べきとの御事なり、則ち直孝より迎への人數來りぬれば、彼所へ到りて御返答

遣し、如何なる曲者が所爲なるや、妄言を發し洛中を騷がす段、天子へ無禮、關東の聞えも如何なれば、旁々以て且元には迷惑致す處なり、尤も大久保は別心有べき儀なし、早々和睦をなして洛中の諸人に安堵を爲しめ給へと言送り、大久保方へも其趣を言入れ、双方遺恨なき由を奏聞せしかば、諸卿も稍安堵の思をなし、且元が働守護の功を賞美し給ひけり。片桐は謀略深き故、一度は流言を以て騷がしめ、事成らざるを知つて和睦の扱ひをなし、其身禁中守護と號し騷動に取合ず、始終の所爲を顯さゞるは、最も深智の計ひと言ふべし。其日の午の刻に及んで、洛中全く靜謐となりにける。是に依て片桐且元再び板倉方へ使者を立て、大久保と和平の證御城内か又は何れの寺院にても參會せられん事を申送りけれど、伊賀守、洛中の騷動を鎭めん爲に和睦すると雖も、大御所よりの命あれば參會を好まず、事を左右に寄て隙どる處に、其日の未の刻に、駿府より上使として丹波守康長上著し、二條の城に入て、君命を述るにより大久保忠隣を召呼れ候へ、と述ければ、伊賀守夜前の樣子委しく語り、漸々只今少し鎭り候由にて、相摸守召呼には安しと雖も、彼は當時老中職、夜前は已に某と鬪爭にも及び申べき程の事なりしに、忠隣異心なき故にや、武具を絡げ送越せし故に騷動鎭まりたり、依て互に意趣遺恨なし、參會の儀を申越候へ共、未だ其事を定めず、彼を今玆へ呼寄せ、面談の上にて上意の趣

斯て彼家來二條の大手前に至り、件の兵具を積上げ、城中の者を呼出し申けるは、夜前よりの騷動其意趣は存ぜず候へ共、世上の風聞には、板倉大久保が鬪爭に及ぶ由を流言する故、伊賀守殿には所存ありや、其意は知らねども、忠隣に於て覺悟仕らず、是に依て夜前心底を申送りけれども、疑心を抱き城中へ入られず、然れども諸人の騷動見るに忍びず、因て此方に別心なき證據斯の如し、委細は面談に申述候はん、先此兵具を預り置かれ、早々騷動を鎭め給ふべし、と主人の口上を述けるに、板倉是を見て、忠隣兵具を絡げ差越す事、誠に合戰すべき心ならず、如何にも是は疑心へ付込み、流言せしにて有べしと、少し心を安んじける儘、返答しけるは、大久保殿異心なきに於ては、此方にも別心有べきや、圖らずも洛中の騷動となるを、鎭めんとする思慮を失ふ折柄、靜謐にせんと思はれ兵器を送越さるゝの條、委細に承知せり、此上は何の疑か有らん、兵器は悉く持返らるべし、御心入神妙の至、感入り候、此方よりも役人を差遣し送り申べし、と有ければ、忠隣が家來ども立歸り此由を語りしに、大久保漸々心を鎭て天機如何と是を案じ居けるに、片桐且元内裏を守護し、樣子を見合せたりけるが、大久保武器を絡げ送る由を聞き、且元大久保が誠心を感じ、迚も同士討はせざるべし、然ば和睦を爲しめんと思ひ、早速板倉方へ使者を

宇都宮騷動之記　中卷

○忠隣恥辱を厭はず騷動を鎭むる事幷松平丹波守上使として上京の事

一犬虛を吼れば萬犬實を傳ふとかや、故に大久保と板倉、合戰ありと流言せしかば、武士は申に及ず、町人百姓に至る迄、東西南北に奔走し、泣哀しむ聲街巷に滿々たり。偶々靜謐の世となり、諸人安堵の思をなし、泰平を唱ふる處に、又如何なる修羅の街にならんやと恐れ危ぶみ、我先にと遁迷ふ形狀を見て、大久保相摸守も困果て、是偏に板倉が思慮薄くして、夜中兵具を取出し諸人を騷がす故なり、我疎意なき心底を達せんとすれども、城門を閉て入ざれば是非に及ばず、然ればとて此儘に捨置く時は、鎭る事あるべからず、兎角此方に仔細なき事板倉に知らせ、洛中の者共を自身鎭むべしと工夫なし、夜明方頃忠隣家來に申付、弓鐵砲其外兵具を悉く取出し、繩を以て是を絡げ、下部どもに是を荷はせ、板倉方へ遣しけるに、夜も漸く明放れしかば、走り廻りし者ども此體を見て、何事ぞと驚きたるを、家來共聲々に、洛中の町人ども必ず騷ぐ事勿れ、夜前より狐狸の所爲なるべき證據に、兵具を送り諸司代へ預けるなり、とて二條

倉と某が中を騒がせんと謀る者の爲事ならん、何にもせよ朝廷へも恐多し、いで板倉が遺恨を聞かん、とて卽時に二條の城へ使者を遣し、何故に斯の如く防戰の用意をなし給ふや、其理由を聞度と言送りけるに、板倉方にては、門戸を固め嚴敷準備なしたる體にて、大久保が使者を取次者も無かりしかば、使者は是非なく立歸り、有し次第を申述けるに、大久保は甚だ心を苦しめ、如何にもして騷動を鎭めんと、只管工夫をなしにける。

司代職なれば、京都を鎭め　禁廷を守護すべき役なるに、何ぞや　朝廷を恐れず私に合戰の準備をなし、洛中を騷す事の心得ぬ、斯る狐狸の所爲を爲すは、但し狂氣せし者ならん、縱令此所に寄來るとも、非道の軍勢怖るゝに足らず、と少しも騷ず有りける處へ、片桐且元一騎にて駈來り、忠隣に對面し、思ひ寄ざる大變、如何なる意趣か知らねども、板倉が軍勢の用意をなす由、諸司代斯の如くなれば、禁中甚だ心元なし、其元は大切の上使、某爰に在て守護すべけれども　内裏を守護する者なし、某此儘にて　禁中を守護し申さん、足下は御油斷なく用意をなし給へ、其内には事の實否も知れ申すべし、先急ぎ用意あれ　禁中へ參るべし、と申捨て駈出し、禁中の御門に至り大音上て、片桐市正　禁裏守護の爲に參上せり、俄に洛中騷動に及び候得共　夜中の儀にて實否知れざる故、必ず事故の間違と存候間、且元參上仕る上は御案心有べし、御役人方は夫々御門を固め給ふべし。外は某取固め候なり、と申入けるにぞ、守護の面々安堵の思をなし　大内漸々鎭りけるが、洛中は少も鎭らず、大久保方にては、若板倉寄せ來る事あらんかと暫し見合せけれども、何の沙汰もなく、只洛中の騷々敷のみなれば、又々家來を遣し二條の邊を見分させけるに、彼邊にては、大久保が攻來るならんと防戰の用意頻なりとの風聞ゆゑ、早々馳來り斯と告しかば、大久保思慮を廻し、是は流言を以て板

の者を出して、二條の邊を徘徊させけるに、今朝早打の飛脚城中に入たりと告知らせければ、且元は我が謀畧成就せりと思ふ處に、板倉病氣なりとて出席せざりし故、扨は駿府より大久保が事に付て不審の筋申來りしかと察し、其日の暮方に、二條勤番の人々に聞かしむる樣流言させけるは、大久保相摸守、板倉に遺恨ありて、今宵押寄せ打果さんとの企ありと、狼狽騷ぐ體を爲しむる故、番人共は大に驚き、伊賀守へ斯と告知らせければ、板倉は今日の早打に依て心魂を惱したる折柄なれば、扨は大久保め、我が出席せざるは己が隱謀露顯しと心得、其色を立るならん、渠一手にては有べからず、荷擔の人數も多く有べければ、打出ん事も惡かるべし、唯よく防戰の用意をなせと、俄に弓を張り鐵砲には玉を込め、甲胄を取出し馬に鞍を置き、鎗よ薙刀と急に戰の用意しけるにぞ、城中は鼎の沸くが如く騷立て、駈廻る提灯松明は夥しく朝廷へも此事聞えければ、堂上堂下唯々恐れ戰慄御在ける事、誠に不慮の珍事と申べし。既に京洛中斯る騷動なりしかば、大久保忠隣、這は何事の出來て斯樣洛中の騷動に及ぶ事やらんと、早々家來を遣し樣子を聞かしむるに、其者走歸り、二條の板倉勝重兵具を調へ、合戰の用意致し候故、何の誰と合戰するぞと承り候へば、敵は南禪寺に在りと申て、弓鐵砲を携へ、只今にも打出る體なり、是に依て騷動に及び候、と告ければ、大久保聞て大いに驚き、伊賀守は諸

代の權威に募り、斯の如き振舞を爲すやと、互に間違の疑を生じ居たり。其虚を計りて片桐且元は、臨機應變の奇計を以て、種々に行ひ妨ぐると雖も、彼の爲處陳平の祕計にも劣されば、誰有て是を悟る者なく、愈互に疑を生じし折、駿府より板倉方へ御內意を仰越さるゝ早打の使者到來して、大御所の命を述るに、伊賀守、扨は推量に違はず彼野心を挾さむと見えたり、此程會合の時、我若油斷せば、彼が爲に謀られ害を受くべかりしに、運強くして災を遁れたりと思ひ、此後決して油斷すべき事にあらずと、心を勞し居ける處に、大久保方より使者來りて、御普請勘定の事に付、片桐諸共會合の上にて談ずべき事あり、假屋へ御出席有べし、と申越ければ、伊賀守、時も時とて駿府より御內意を聞たる事故、御檢使の到著も程有まじ、今更會合なすも無益の事なりと思慮して、急病差發りたる由返答す。大久保聞て、人に不時の病ありとは雖も、昨日迄別條なき伊賀守、今日他出成らざる事も有まじきに、公用を缺くは何事ぞや、推參して對面すべきと、既に用意したる處なれば延引なり難しと申送る。伊賀守是を聞て愈心得ぬ事に思ひ、腹痛頻なれば、所詮對面なり難し、今日は御用捨下さるべしと言送りければ、大久保も力なく、心得ざる板倉が擧動かなと疑ひ乍ら、其日の參會は止めにける。片桐且元是に付込み、大久保と板倉の同士討をさせんと卽智を運しけり。此事は元來且元の謀計なれば、豫て忍

譜代の大名へ御預け有て、篤と實否を糺されて然るべし、と勸ける故、大御所も是に同じ給ひ、幸ひ井伊掃部頭直孝江州彦根に在國なれば、是に預けられんと、卽時に御敎書を直孝へ下され、京都板倉方へも御内意を示され、大久保相摸守御預け檢使として、松平與治兵衛忠義を上洛なさしめ給ふ。是に依て駿府内々騷動に及び、此事を承りし徒輩安き心は無かりけり。

○板倉大久保を疑ふ事幷洛中大騷動の事

天魔鬼神も恐るゝは人智僞謀なりと、古賢の誡誠なる哉、片桐且元が祕計、さしも明智の大御所、本多が勸に依て、大久保相摸守野心ありと思召し、井伊掃部頭へ預らるべきとの事なり。誠や人集つて人あり、疑ふ時は災を生ず、一旦の疑も騷動に及ぶ事、偏に僞謀の爲處なり。京都に於ては大久保忠隣、斯るべしとは神ならぬ身の毫知らず、逗留の間、役儀申合せには板倉片桐等參會の度々なるに、兎角大阪衆、大久保を馳走する事甚だし、板倉始終快からず、忠隣も又自分乍ら不審く思ふ程なれば、大久保と板倉は自然不和の體なれども、大久保元より心に一物もなき事故、疑心の有べき事なけれども、板倉は大久保を疑ひ居けるに依て、參會の時と雖も挨拶もなく、兎角不都合の事抔有しかば、忠隣は却て板倉を不審く思ひ、伊豆守は諸司

至り、普請の程を巡見す。奉行片桐且元亭主役として、新に假屋を構へ、關東の御名代休息所と表札を出し、大幕を打ち盛砂掃除し、美麗を盡し待受ける。大久保板倉は件の假屋へ入て休息の内、御茶菓子結構を盡し、尊敬する事大方ならず、大久保が家來草津の宿より馳走に逢ひ、音物を以て大阪武士と馴染になり、追從輕薄を以て挨拶に及びける樣子を、板倉は眼前に見て、愈一通の事にあらずと審しく思ひしにより、其日は休息して歸宅しけるが、爰に彼隱目付は、大久保京著の日より今日の次第迄能々探索め、再び駿府へ言上す。板倉も不審の廉々を巨細に書認め、大御所へ訴へける處、是より先に草津の宿より隱し目付等が早打を以て言上しければ、大御所此由を聞召され、聊か御心疑ひ、大久保に限りては豈乎と思召けれど、隱目付の訴ふる處なれば、暫く御考へ有られしが、一兩日を過て、又々京都より右の次第を言上せしかば、扨こそと思召さるゝ處に、諸司代板倉方より密書を以て、大久保が擧動不審き由を訴へけるにぞ、大御所初めて大いに驚き給ひ、板倉より斯樣に申越たる上は、疑ふ事更になし、思ひがけなき忠隣が不義、若秀頼に與せば、如何なる災を引出さんも知れず、今斯露顯に及ぶは、當家の幸運と云べし、ハテ如何計ふべき、と又々是を案じ給ひける機、本多佐渡守申上けるは、尋常の儀に之なく候間、是を急に制せられんとせば、騷動の基に候はん、先何となく忠隣を御

殊更心を盡されし音物返納あるに於ては、秀頼公嘸かし本意なく思ひ給はれん、人の寸志を破るは義者のせざる處なり、必ず辭退あるべからず、と理をせめて申けるにぞ、大久保元より義を先とする性質なれば、道理と納得して、音物を快く受納し、四方八方の物語に時移り、片桐は我旅宿へ歸りけり。其跡へ諸司代板倉が使者來りて京著の悦を述べ、大阪より音物饗應の事ども見分して立歸り、板倉に斯と告ければ、板倉不審に思ひ、大久保京著せば、使者を以て先此方へ報らすべき筈なり、然るに其儀もなく、著早々大阪の使者を受け、殊に片桐と閑談致し、秀頼公の音物を受る事、心得難き事どもなり、私用を重んじ公用を輕んずるに似たり、忠隣に於て是等の事を辨へざる者にあらず、此方より使者を遣すに付て、京著の返答するは、聊失禮と云ふべし、先達て大御所より、相摸守京著次第萬事申合せ沙汰すべき旨命ぜらる、其上某不肖なれども、久敷京都に在て諸司代を勤むる身なり、尤も忠隣は德川家の功臣なれども、此所に來りては、役柄を重んじ禮儀を正しくするは禁廷を敬ひ奉る道理なり、然るを大久保の擧止甚だ其意を得ずと、只管疑の心を生じ居たりけり。斯て翌日大久保二條の城へ赴き奏問すべき由を申ける故、板倉一通に挨拶なし、直に大久保と同道にて參內なし、大佛殿普請成就に依て見分申さんがため、大久保相摸守上洛仕る旨傳奏まで達し、夫より兩人大佛殿に

ち御邊を饗應給ふにあらず、秀頼公幷に淀殿より大御所を敬ひ、御名代の事故斯の如し、今又再び別紙を差越され、某へ宜く饗應すべきよし命ぜらるゝ處なり、則ち秀頼公よりの御引出物參らせん、と種々音物を臺に載せ、家來に運ばせ目通に直し、御見分明白たるべき事を申ける。忠隣は此音物を見て不審をなし、大御所を敬ひ給ふは道理なれども、某は見分の役を蒙りしも、素より君に奉りたる身なれば、斯る御音物に預る事暫時も安んずべきにあらず、今度此役目を蒙らずんば、國に在て別用を勤め候べし、故に秀頼公より御饗應に預る謂なし、他聞の憚もあれば、宜く返納致度し、右大臣家の御芳志に於ては謝するに所なく、辱なき仕合なり、此儀は足下御苦勞ながら御持歸り下さるべし、と辭退しければ、片桐笑て、忠隣殿には大名に似合ず、合點の行ぬ事を宣ふものかな、匹夫下郎と雖も、義理を思へば相應の音物を以て人を訪ふべし、況や武家の貴族に於てをや、大佛造營の事は秀頼公豫々志願なれば、幸ひ大御所是を思召給ふ故か、某に命じ再建せしむ、因て成就の今に至り、秀頼公喜悦に堪ず、其事に付貴殿の上洛ある故、何ぞ是等の進物をせられざらんや、但し貴殿は天下の諸侯たるを以て、內分の引出物を受まじとの心底なるや、秀頼公右大臣に任ぜられ正二位なり、就中大御所とは祖父孫の御契約なり、將軍を重く尊敬ある秀頼公の音物、受給ふとも然のみ恥辱にも有まじ、

中川をば歸しける。其夜中は、大阪の武士入代り立代り、大久保の下の家來迄酒肴を與へ馳走しける故、下郎の事なれば、何の辨もなく、秀頼公より御饗應にて有難き事と、酒肴に心迷ひ餘念もなく飲喰して歡悦ける。此樣子を彼隱目付は篤と見分して、這は心得難き事共なりと、終夜忠隣の旅宿を窺ひ居けるに、片桐の使者と覺しき者、本陣の奧へ至り、忠隣と閑談する事數刻なり、其後又秀頼公の使者來りて、是も同じく閑談に數刻を移しければ、彼隱目付より、斯樣々々と有し趣を、委敷駿府表へ言上に及び置き、夫より尙も京都の樣子を探偵んと、夫々支度をなしにける。斯るべしとは毫知らぬ大久保相摸守忠隣は、未明に起て支度を整へ、草津の驛を出立しけるに、昨夜より本陣を守り居たりし武士共を始め、饗應方の諸役人等は、前後左右に附添て案内爲しつゝ先に立ち、大津の驛も打過て、京都なる南禪寺へこそ著しける。

○相摸守忠隣京都著の事并隱目付駿府へ注進の事

大久保相摸守は、草津を立て京都に到り、申の刻には南禪寺の旅宿に著にけり。此時片桐は南禪寺へ赴き、忠隣に對面して道中の辛苦を訪ひしかば、忠隣草津に於ての馳走の禮を述べ、大阪へも宜敷御披露給はるべし、と慇懃に挨拶しければ、片桐答て、必ず禮謝に及ばざる儀なり、强

けるに、程無く大久保の到著すると等く、件の武士共慌しく出迎へ、某は大阪秀頼公、竝に淀殿より命令有て、出迎申候なり、此度大佛殿の普請も成就せし趣を訴へしに、貴殿を以て大御所御名代として上洛の由、先達て承知致し居候、遠路の處御苦勞の至、御道中御勞を慰め給ふべき旨、右府公より御使にて候、今宵は當驛に御休足有て明日上洛有べし、と慇懃に陳述、其後案内して本陣に赴きしかば、大久保忠隣素來正直の武士なれば、是は秀頼公の大御所を重んじて斯はせらるゝならん、偖々丁寧なる御事と心中に深く感じ、本陣へ入て休息せり。然るに程なく件の武士共美酒佳肴を持運び、恭しく馳走しけるに、此度は片桐且元方より使者として、中川九兵衞本陣に來り、大久保の前に出で、大佛殿御見分として遙々御上洛の段、御苦勞に存奉り候、秀頼公にも滿足に思召し、道中の鬱を慰まれよと有て御使者を遣さるゝ處なり、御名代なる大久保殿なれば、且元自身にお迎に出べくなれ共、御聞の通寸暇なく、失禮乍ら家來を以て差遣し、御旅宿の儀は、御指揮の通南禪寺と定め置きたれば、使者を召具せられ御上洛有べし、と相述ける。忠隣是を聞て、片桐殿の御使者御大儀千萬、某上洛の事は君命なれば聊も苦勞なし、然るに右大臣家より御丁寧なる御饗應に預りし事痛入て候、片桐殿には必ず御心遣御無用なりと傳へられよ、且又別段御案内には及ばず、明日京著の上萬事御面談申さん、とて

しに、佐渡守謹んで、其實否は相知ずと雖も、忠隣儀心底如何との風聞、世上種々の取沙汰仕り、且大阪右大臣家には、追々諸士を招かるゝとの事故、萬一忠隣儀上洛して事ある時は、後悔する共其詮有まじ、尤も御譜代にて無二の忠臣と聞えたる忠隣ながら、世上の取沙汰には候へども、大久保石見守隱謀露顯に付、其家滅亡に及びし事、世上には御沙汰無けれど、石見守の私慾たるを罪し給ひしに依り、彼等に組せし族は心中恐怖せずと云事なし、忠隣は石見守の滅亡の後、何とやら顏色勝れず、其上石見守の家來にて追放に成し黑澤重次郎と云者を尋ね出し、忠隣散々に打擲し、剩さへ面部に燒鐵を當て追返し候由、是定めて相摸守君への辯解と存じての事なるべし、然れども忠隣に不審の廉多く、一旦君の御指揮に因て追放し給ひける者をも呼返して、理不盡に罪を加へ、私事の計を爲す事、思慮有べき事にて候、彼是を以て、何となく御目附を添られて、御用心あらまほし、と申ければ、大御所には、正信の申事なれば道理と思召し、御旗本の中より、心利たる者五六人を撰擧られ、大久保上洛の道筋、京都の樣子を探偵ふべき旨を命ぜられしに、此徒輩畏りて駿府を打立ち、大久保の前後に引添て樣子を窺ひける。忠隣は斯る事とは夢にも知らずして上洛なし、江州草津に到し時、大阪秀頼公竝に淀殿よりも御饗應と有て、美酒佳肴菓子等迄も用意して、大阪の武士共數多草津驛の本陣を掃除なし、大久保を待受

は同一ならず、必竟卑賤き血筋故に、思慮なく是を受る事、其身の滅亡近きに在らん、誠に笑止千萬なりと獨私語居りけるを、本多家へ諛ふ者有て、尾に尾を附て正純に讒しければ、正純も是を不快に思ひける。是ぞ大久保本多兩家怨恨の原因にして、心中互に不和を生じ、口には云はねど遺恨を含みて居ける故、扨こそ彼黑澤重次郎の訟訴を聞きて、正純には疑惑を生じ、忠隣の罪を發見さんと思立ちけるなり。

○大久保相摸守上京の事幷片桐祕計饗應の事

先般關東より大阪へ御沙汰有し、京都大佛殿造營成就せしにより、御普請奉行片桐市正且元の方より、飛脚をもつて駿府表へ言上せしかば、大御所には御見分の爲、且は上方の擧動を窺はせんと、豫てより命じ置かれし事なれば、大久保相摸守忠隣を以て上洛なさしめんと仰出され、京都所司代板倉伊賀守と申合せ、萬事相計らふべき旨を忠隣に命ぜられしかば、忠隣は神速に命を承り、用意をなして京都へこそは登りけれ。然るに先達て本多佐渡守より、大御所へ密かに言上し奉りけるは、今度大久保相摸守を以て、京都へ指登せらるゝ儀、聊か心掛の事に候へば、別人に御目付を指添られて然るべし、と申上ければ、大御所には、如何なる故ぞと御尋有

終に世嗣と定められたり、然れども四海の權を取らんとは思はざりしに、世嗣に立られてこそ今斯る上なき身とは成ぬ、是ぞ汝の忠義厚きに因ると云べし、と上意有て、上野介の手を取り戴かせ給ひしに、正純飛退つて恐入、這は冥加至極なる御意かな、君天下の主將と成らせ給ひしは、御仁德の餘慶天下の歸する處にして、某等の爭か勸め奉る共、其器に當らせられざれば、何ぞ御家督に備り給ふべき、皆々御前の御德に因る處なり、と言上す。秀忠公には愈々御悅喜有て、野州宇都宮に於て、十八萬石を正純に下し賜はりける。因て正純は過分の恩祿を受け、威勢倍々盛なり。然るに大久保一家の者共は、秀康公を御世嗣に勸め奉りしかども、其事適はずして秀忠公に御世嗣定りしかば、何の御方も御主人樣なりと斷念め、聊も偏執の思なく忠勤を盡しけるが、今度秀忠公、正純の手を取り戴き給ふ事よりして、上野介へ宇都宮にて十八萬石を下されし事を人々の風聞せしを、彼大久保彥左衞門傳聞き、大いに嘲り笑ひ、秀忠公將軍に成り給ふは、天命の爲處なり、然るに上野介の勸め奉る處なりと有て、勿體なくも斯の如き御擧動有らせられ、其而已ならず高祿をも賜りしは、御情に似て却て彼の仇となり、本多家滅亡の基なるべし、此後天下に若君多く在ます時は、我先にと御家督を勸め、高祿を貪らんと計ひなば、是又必ず爭ひの創とならん、上野介は已が身の程を知らぬと云ふ者にて、全體は辭退すべきに、口と心と

には斯の如くなるに、其他の若君は御舍弟に在らせらるれば、是を論ずるに及ばず、某子父子秀忠公に附參らするとて、斯御吹擧申上候に非ず、偏に御家の長久を策りて勸め參らするにて候、と言上せしに、家康公にも、此程より御思慮有らせられしに、今上野介の申所理の當然なれば、大御所も點頭かせ給ひ、秀忠寔に其器に當るなり、殊に我は寅年の生にて、秀忠は卯年の誕故、先年の夢にも符合し、寅卯の續も順道なれば、上野介の今勸めしも故こそ有らめ、と愈々御決定有て、終に秀忠公を御世嗣と定め給ひしかば、諸士等も皆其理に適ふ所なる故、誰一人是を難ずる者もなく、皆々盡忠報國の思を爲し、萬歲を唱へけるとなり。因て此趣旨を太閤へ言上し給ひしに、豐公にも一方成らず御歡悅有り、早々御使を立られて奏聞成されしかば、直に秀忠公を中納言に任ぜられしに依り、是を稱して江戶中納言殿と號せり。秀忠公には御四男に渡らせらるゝと雖も、天理に因て德川家の御世嗣に成らせ給ひしかば、其御歡悅限なく、偏に本多正純が勸め奉りし故なりと思召し、上野介を尊敬し給ふ事御父上の如くなりしが、其後慶長五年關ヶ原一戰の後は、德川公天下の主將と成らせられしかば、同く八年征東大將軍に任ぜられ給ひ、同十年秀忠公へ天下を讓らせ給ふ。此時秀忠公には上野介を召出され、我今天下の主將と成りしも、其實は汝の功なり、先年世嗣評定の砌、其方他に勝りて正理を說勸め奉りし故、

世嗣と爲給ふ事の御賢慮第一にて候、秀康卿は唯今にての御嫡子に候へ共、既に太閤の御養子と成らせ給ひ、太閤の指揮に因て結城の家名を繼がせられし故、最早他家の御方にして、御當家若君の中に有らず、然れば指詰秀忠公こそ御嫡子に候、御器量の德は君のしろしめす所に候へば、別て言上は仕らず、正に是武將の器に當らせらるゝ秀忠公に讓り給へば、御定法も相立ち、天理に適ふ所と存じ奉り候、御舍弟方御發明に在す共、未だ御幼年にて其德の他に顯れず、是等の儀は恐れ乍ら御評定に及ばざる儀と存じ奉り候、子を見る事父に如ずとの諺語も候へば、君の御賢慮こそ有べき御事なり、と理を盡して陳述ければ、家康公にも御承知の體にて、何事をも宣はずして、其日の評定は停止けり。其後本多上野介唯一人、密に君の御前に出て申けるは、過般御家督の御評定仰出され、諸老臣共に評議を成さしめ給ふ事、御賢慮有ての儀に候や、何なり共器量の有る者へ定める抔と、彼老臣中へ御下問給はゞ、各自預り奉る若君達を立參らせんと思はで有べきか、然る時は互に遺恨を含み亂の端となりて、騒動をも引出すの基なるべし、到底其理の赴く處を守て御決定有べき事と存じ奉りて候、且又秀忠公を以て御家督となし給はゞ、違亂の儀聊なし、其故は、兄君と申すは秀康卿のみにて、此君は周公の風儀に備らせ給へば、御家への後見と成らせらるべき御方にして、御家督を爭ひ給ふ御生得にも候はず、兄君

御末子にても其御器量に因て御世嗣有るは、御家の榮にて候はん、然れば忠吉卿には御若年に渡らせ給ふと雖も、其德在ます事故に、御世嗣と定め給ひて宜く候はん、と言上爲す。傍より酒井左衞門尉、とても御嫡子を除き給ふならば、後日騷亂なき樣に、御三方樣共に御除き有て、御末子信吉君に御讓り遊ばされ然るべし、此君御幼年には在ませ共、御威德嚴然として凡人ならざる御生得に候へば、御世嗣と定むるに如ず、然れば兄君達を除き給ふとても、依怙の御沙汰と云に非ず、皆々樣とても、信吉君の衆に超給ふ事は御得心に候べし、と銘々異口に言上なすにぞ、大御所にも御心決し給はず、凡そ人情と云ふものは、兎角惡事を爲す子供ですら捨難きは慣なり、況や御公達は皆々器量の勝れさせ給ふ若君達なれば、何を是何を非と汲分難きは御道理の次第にして、猶御勘考の御樣子なりしに、本多上野介正純進出て申ける樣、若輩なる某子、恐多き事には御座候得ども、此度の御家督こそ、御家の長久を定め給ふの御評定なれば、我胸中を申上ぬも不忠に似たりと存じ、唯々理の當然を言上仕るべし、最前諸老臣達の申上しは、各自一理有と雖も、惜いかな天理に適はざる所あり、君には關八州を治め江城に住し給ふ、日本半國の主に准ずる事にて、御領分は申に及ばず、諸國の民百姓御仁德に歸服せり、是文王天下を三分して其二を保ちし、周の德に恥ざる御家なれば、宜しく武將の德に備りし御方を御

者共は、各其守護し奉る處の公達を御家督に立参らせんと、思ひ〳〵に其徳を言上したりけり。扨家康公には御子數多在しまし、先第一は姫君にて、奥平美作守昌信の室に成給ひ、第二は岡崎三郎信康卿と稱して、織田信長公の御養子と成せられ、終に信長公の爲に御生害有り、第三は秀康卿とて、先年奥州御征伐の砌、伊達佐竹結城最上蘆名の徒輩、或は亡び又は降參して、奥羽の兩國太閤の命に歸順しが、其中に結城の家は、鎌倉頼朝公の代より歴代の名家なり迚、御取立有る故に、秀吉公の命に因り、秀康卿を以て結城宰相殿と稱せり。此守護人は大久保一家の者共なり。第四は秀忠公にて、守護人は本多佐渡守、幷に嫡子上野介なり。第五は下野守正吉卿にて、未だ御弱冠にましませ共、御器量は他に勝れさせ給へり。守護人は井伊兵部少輔直正なり。第六は萬千代信吉卿にて、守護人は酒井左衛門尉忠次なり。斯の如くに若君守護の面々吹擧せし中にも、大久保相摸守忠隣、同苗彦左衛門忠教等進出て申しけるは、御世嗣の儀は、御惣領を以て立給はん御事にして、和漢兩朝共其例有る事に候、御嫡子を除きて御末子を立るは、亂を起すの基に候へば、順道を守りて、秀康卿こそ唯今に於ては御惣領に候へば、御世嗣に定められて然るべし、と言上す。又井伊兵部少輔傍邊より進出で、御嫡子は信康卿にて渡らせ給ふと雖も、御早世有し上は、何へなりとも御器量の勝れ給ひし御方を立給ひて然るべし、

○將軍家御家督御評定の事并大久保本多不和の事

本多佐渡守正信は二代の忠臣にして、功勞最も多きが故に、德川家老臣の列に加はり、其威勢肩を並ぶる者なく、嫡子上野介正純も、又父に讓らぬ俊才なる者故に、大御所の思召他に異にして、父子共に御前に勤仕なしにけるが、其後大御所漸々諸國を御手に入られ、天正十八年には北條滅亡して、關八州の太守と成らせ給ひ、始めて江戸表へ御入國遊ばされ、此所を御居城と定められける。元來此城は、管領上杉家の家臣、太田持資入道道灌繩張にて建築、夫より北條家の臣に遠山四郎左衛門と云者、是を居城と爲居たりしが、其後德川家の御居城と成しと雖も、城中手狹なるにより漸々と廣げ給ひ、御入國以前は北條家の政道行居かざるが故に、此國種々の惡黨ども多かりしが、本多正信の計ひにて、彼惡黨を追拂ひしかば、忽地江戸市中靜謐に及びしにより、大御所は倍々歡悅ばせ給ひて、其以後政道向を正信へ御委任有けるに、慶長九年大御所内大臣に昇進在まし、御威光日々に盛になりければ、爰に於て大御所には御世嗣を定め給はんと、諸老臣を召れて、今度我が世嗣を定んとす、就ては我が子の中にて、器量の勝れたる者を以て我が家を讓らんと思ふ、因て衆人腹藏なく異見を申べし、と有ければ、若君御後見の

此以後愈々忠勤を勵み候べし、是則ち御家の瑕瑾にもならずして、君臣和合の基礎と存じ、委細は申上ずして取計ひ候、と明白に陳述ければ、家康公には庄助の才智を感じ給ひ、流石の御家老中初めて悟り、天晴の働き、戰場の高名にも勝りたる手柄なりと稱美されたり。其後遠州の旗本より、彼狼藉者を悉皆取鎭め、平定に及び候得ども、此後倘又油斷なく詮議申べき旨訴へしかば、大御所は庄助の申せしに違はずとて、御喜悦大方ならず、且歷々の者共でさへ心付ざりしに、庄助鷹匠の身として是を計りしは、又得難き壯士なりと御感在せられけり。然るに此庄助は、平常より諸人を勞り、仁心深く行狀正しき聞え有ければ、彌々御首尾よく旗本に加へられ、最初は五百石なりしも、追々功を積御加增有て、以上千石を下賜はり、當家を守護すべき者なりとて、御家の柱石本多佐渡守俊正とこそ名乘ける。是に因て俊正も其鴻恩の厚きを感じ、忠勤少しも怠慢なかりしが、其頃俊正は最早老年なりければ、程なく病死し、男子二人有ける故、嫡子を家督に仰付られ、本多佐渡守正信と云ひ、次男は三彌正重と云ふ、是も御近侍を勤め、兄弟とも父に劣ず忠勤を勵けり、就中正信は、仁義を重んじ且英才なる事は父にも勝れたりしかば、大御所の思召に適ひ、御政事向の御相談相手と迄昇進して、猶漸次に御加增を給はりける。

平定に及び候、最早再び狼藉の儀は有まじく、と言上せしに、家康公不審に思召し、汝彼所へ行て未だ日數も經ざるに、鎭りしとは如何成事にや、と御尋問有に、庄助は打笑ひ、討手を蒙り候事は、唯御威光を示さんが爲なり、今こそ此狼藉の濫觴を言上仕つるべし、元來彼表に在る御旗本は、血氣盛んの衆に候へば、我が腕を試んと、今川武田の村里に出て辻切を致されしにより、守護の代官却つて恐怖落うせ候故、農民共自然と御當家へ歸服仕りて候、其後味方の御領分となりても、若侍士等面白き事に思はれ、辻切に出、新に降參の農民の家に至りて酒食を求め亂暴に及ぶ事にして、聊か野武士山賊等の所爲に有ず候、此故に旗本衆討手を蒙り乍ら、是を鎭め申事無は、味方の所爲に候故一人も捕縛ず候、然る時は何人を遣はさるゝ共鎭まる事は有之まじく、萬一隱目付等を遣はされ、狼藉を捕縛て見れば同士討同樣にて、却つて餘國の者共へ聞えし時は、徳川家の御旗本は强盜をなせしなど嘲り笑はれ申べし、然有らば君の御恥辱にも相成候事故、萬全の計策を以て、某子彼地へ赴き、上意と號して御旗本中へ斯樣〳〵と申聞せしに、皆々恐怖の面色顯れ候故、此度は屹度靜謐仕らん事遠きに非ず、然れば此後狼藉の沙汰有ば、御旗本衆の越度に候故、面々腕立は相止め、尙其他にも有んかと自然吟味致す樣に相成候はん、然らば追々靜謐の旨言上に及ぶべく候間、此上は唯々御旗本の功なりと褒給はゞ、

り、然るに彼辻切亂暴の曲者は、僅の野武士又は山賊の類なるべし、旗本中も屢々討手に向ひ、一人をも捕得ず狼藉を鎭めざれば、旗本の武勇薄きとの上意にて、召還さるべき筈なり、然れ共此儘に呼返す時は御旗本の恥辱、御名まで出る事故、此度某を以て命ぜられ、各々方へ申含め、彼狼藉者を悉皆召捕指上らるゝとも、又生捕事能はざれば、辻切亂暴せぬ樣諭し宥めて、此以後農民を痛めざる樣にせらるゝに於ては、御旗本の功成べし、兩條共成ざる時は御家の恥辱故、各輩は召還し、別人を撰んで代らしめ給ふとの御事なり、と相述るに、旗本中是を聞て大いに驚き、上意畏り奉り候、然るに是迄彼者を召捕へんと心懸候へ共、我々の征せんと存じ發向するを、聞と等しく迯去申故、終に出合の期御座なく、併乍ら上意に任せ、一同厚く申合せて粉骨を盡し征伐致すべくに付、何卒御安慮下さるゝ樣、御前宜敷御披露頼み奉る、私共御旗本の役として、是等の儀を制し兼るは君の御恥辱のみなずら、我々の役儀に違ひ候儀成ば屹度平定せしめ申べし、聊の儀上聞に達し上意に及び候事、恐入て候、何分某等不日に靜謐成しめ申べし、と答へければ、庄助重ねて、然樣なくては適はぬ儀なり、各自迄も、鎭め給はゞ誠に御旗本の功と云べし、必ず農民等の歎きと成ざる樣御鎭め有べし、其趣旨を言上に及び、吉左右相待申べし、と嚴重に申渡し、庄助は岡崎へ歸り、直に御前へ出て、御威光にて彼表已後

役儀を蒙り奉ると雖も、御鷹匠の身分にては威勢無して靜謐成難し、暫くの内御旗本に成下されれ候はゞ、御威光を頭上に戴き、平定せしめ度事に存じ候と言上す。家康公聞し召され、道理なる願、如何にも望に任せ、旗本中へ加へ遣すべし、然り乍ら、戰場の砌新規に手に入たる國の仕置なれば、權勢のみを行うては如何にも諸民恐怖して從ふまじ、權威を行ふには其行ふべき道有り、定て存つらんと御尋問有しに、庄助、强ち御威光を鼻に掛權を用ふるのみに非ず、一言の說話にも威有時は人皆是を用ひ、威無ければ是を用ひず、此度の儀に於ては諸人の勞力を借ず、勿論生命を斷事もなくして狼藉を鎭め萬民を安堵せしめんが爲にて候、御評定の上は委細言上仕るべく候、と憚る色なく言上せしかば、家康公を始め酒井本多の徒輩、庄助の言葉を感じ、卽時に五百石の御旗本に准ぜられ、士卒迄も下給ひければ、庄助辱けなき事身に餘り、同勢を引卒て美々敷出立、遠州指て馳向ひ、先守護代の陣屋に赴き、岡崎よりの御使者なりと披露し、旗本の諸士を悉皆集め、庄助は威儀を正して上座に直り、上意なりと、彼者共に申聞せし其趣旨は、當國所々に亂暴狼藉の曲者有て農民を惱すに因て、其方共に命じ征伐せしむると雖も、每度に及んで是を鎭むる事能はず、如何なれば旗本の手に餘りぬるや、甚だ不審なり、抑旗本と云るは、君の御側に在て百萬の强敵をも切防がん爲の役なり、此故に武道巧者の人を撰みて旗本とはせらるゝな

家康公にも至極道理と思召され、如何は爲んと御思案有し處に、鷹匠の庄助と云者此由を聞附、取次を以て申入けるは、私事身は卑賤に候へども、何卒討手を命ぜられ下され度、然すれば狼藉の根を絶ち申べしと言上せしに、家康公には庄助を召出され、汝其職掌に有ずして是を鎭め申べしとは、所存有ての事なるか、旗本でさへ鎭め兼たる狼藉を、如何して根を絶つべきや覺束無し、と御意有しに、庄助は承り、私風情の力を以ては、爭でか是を鎭めん事難き儀には候へ共、聊か靜謐の儀存附たる事の候故、恐れを顧みず御願ひ申上候なり、此儀御鷹を預る者の爲役儀には非ざれども、君に仕ふる身は上下の別なく、憚多き申分に候得共、御譜代の御家來衆にも忠義の心は讓り申間敷と存じ居候間、何卒一ト廉の御奉公を勵度候に付、此役を仰付られ下されたし、と思入て願出しかば、家康公御感心有て、這は面白き申分かな、誠に汝の申如く、祿の高下新古等には因べからず、武士は唯心の誠を守るを以て本意と爲は、所存有ての願と聞ゆ、如何にも汝に申附べし、其評定の筋も聽べきなれ共、申分の面白きに因て何事も詮議に及ばず、神速に平定なすべし、と厚く賞し給ひしかば庄助は這は有難き御意なりと大に悦び、重ねて願けるは、憚乍ら國の政事は理法權の三ッの外に出ず、利法を以て鎭め難きは權を以て伏せしむ、然れ共如何なる智謀秀才の人なり共、威勢なければ權を施す事能はず、私儀唯今大切の御

崎の領主に在ませし松平助十郎正勝を守護代として、旗本の諸士を是に附させ給ひ、武田家の狼藉を防禦がせられし處に、旗本の若侍共、腕試檢に辻切をなしたる所、元來當國は德川家の御手に入ると雖も、今川武田に組する徒輩も數多有ける故、件の旗本衆辻切の次手に亂暴して、夫を以て酒宴をなしけるに、農民町人等も今川家の旗本と思ひ、悉皆德川家に屬しければ、此辻切亂暴に出合ひ難儀困窮し、己が領主の旗本等が所爲とは夢にも知らず、此狼藉を鎭定給はるべしと、旗本へ願ひしかば、心得たりとて立合乍ら、一旦討拂ぬる體にて、後から又々以前の如くなせしかば、農民等は大に困り、段々評議なして終に守護代に達しければ、松平正勝には旗本を以て征せしむるに、畏りて馳向ひ、自己が言合にて鎭定訴へ、暫くは亂暴もなく數日を經過けるが、再度辻切狼藉に及ぶを、守護代より毎度旗本に指揮有けれ共、此徒輩の爲事なれば、其當分は鎭まれ共、程なく前々の如くなりしかば、守護代にも持餘して、終に家康公の上聞に達しける。是に因て諸士を集め是を制せんと評議有しに、衆人何も手を出さんと云者なく、既に遠州に在處の旗本數度馳向ふと雖も、根を絶つ事能はず、是は今川武田の兩家の案内を能知たる者の所爲なるべし、夫故此方より制する時は一旦鎭ると雖も、又起るなり、然れば是を制せん事最も難き事に候はん、何卒謀計を以て制せずんば有べからず、と一同に言上せしに、

某子御褒美に預らんとて態々訴訟申すに非ず、先頃助命を蒙りし御恩の萬分一をも報じ奉らんと、態々此地へ來りしのみ、尙此上共隨分に心を盡して御奉公の筋をも伺ひ候べし、宜敷御吹擧下され度、と追從して歸りける。後にて佐渡守正信は、倩々思案を廻らすに、黑澤重次郎は石見守の斷絕後相摸守に責問され、剩さへ顏に筋鐵を押れし奴なれば、是を怨んでの仕業なるやも量られず、然りとて彼石見守謀叛の連判に乘たる忠隣なれば、萬々一眞實に一味せしか、且は石見守の滅亡に因て、災禍其身に及さんと、大阪方へ内通して叛謀をなさん心底なるかと、種々に考へ居たりしが、此を猥に言上なさば、讒言の樣にも御聞有らんと、夫是思案をなしつゝも、日々に胸をば痛めしが、別に工風の非ざれば、唯々自然と露顯るゝ樣心を附て居たりける。

○本多佐渡守由緒の事

抑々此本多佐渡守正信は、性質怜悧にして忠義の志操厚く、能く信義を守り、其名正信の字義に適ひし人なりと、人々稱美したりし武士なるに、如何なる事か、相摸守とは不和にして斯怨を含めるやと、其根原を尋るに、甚だ所謂有事にて、元此佐渡守の父庄助と云し時、德川家の鷹匠にて、永祿七年の頃にや、家康公遠州を御手に入られ、三遠兩國の主將と成らせ給ふ時、三州岡

承知も之あり候はんが、某は大久保石見守在世中に仕たる、黒澤重次郎と申者にて候、石見守不調法有て御咎を蒙り、一家斷絶に及び候へ共、家來共は格別の御慈悲を以て助命になりしのみならず、別段御咎も無くして追放御付られしは、寔に以て有難き事なりと心得、何卒其御報恩を仕り度と平素心を碎き、上方に到りて密かに大阪方の擧動を窺ひしに、世上の風聞の如く、大阪右大臣家の結構心得難き事多く、殊に内々浪人を召抱らるゝ由仄に承り候故、某子とても浪々の身に候へば、僞り入込で其實否を探偵見んと存じ、片桐且元に取入て交りを結び、平生心安くして其擧動を窺ひしに、以の外成事の候へば、直に訴訟出て候、此企の愈成就せんには、大御所は勿論將軍家を始め奉つり、關東の一大事にして、其子細と申は是にて候、と彼書簡を懷中より取出し相渡せしに、佐渡守には手早く請取披見するに、大久保相摸守の內通の書簡なりしかば、流石の佐渡守も大に驚き、操返して讀終り、偖此手簡は如何にして手に入しぞと尋問けるに、片桐の旅宿にて有し樣子を洩なく物語りしかば、正信始終を打聞て、稍暫く思案して、若や反間に有んかと心中に疑惑を起しけれ共、元來忠隣とは不和の事なれば、自然と顏に笑を含み、然乍ら大切の事件なれば、其實否を明白に糺ずしては容易に言上も爲難し、愈此儀實事なれば、御褒美をも給るべき間相待居るべし、と有しに、黒澤重次郎は固有の佞諂にて、

ものをと思居たりしに、屈竟の物の手に入しぞ、是を以て關東へ訴訟なば、相摸守は縛首になるべし、其上是迄領せし知行も召上られん、此身は夫に引替て、此功に因たらば再度知行にも有附事も有べし、然すれば遺恨を晴すのみか、立身の瑞相、天晴武運に適ひし我身なりと一人悦び、密に件の手簡を取隱し、其座を拔出さんと思しが、家中の諸輩所々を奔走なし居ける故、前後を顧み躊躇し中に、片桐且元は最前より物蔭に窺ひ居て此體を見濟し、時分は好と頓て座敷へ出來り、偖々火急の上使にて、圖らず無禮をなせし段お免し有べし、偶々寸隙を得たる故、日頃の鬱を散ぜんと思ひしに、寸善尺魔とやら、只今直に下阪致せば、御邊は一先御歸有べし、又近日今日の代に饗應なさん、と追立けるに、黑澤重次郎には仕濟たりと思ひしが、然あらぬ體にて、萬事御心遣恐入候、然らば近日緩々參上仕らんと挨拶して、片桐の旅宿を立出で、虎口を遁れし心地して、夫より直に駿府を指てぞ下向ける。斯て片桐且元には、謀計の既に成就せりと喜び、尚東國の擧動を窺ひけるに、此時黑澤重次郎は駿府に到り、誰に就て訴訟んと種々に工風を爲けるが、彼大久保と本多とは豫て不和なる事を知る故、則ち本多佐渡守の屋敷へ至り、一大事を申上ん爲に態々上方より相越たり、何卒御對面下され候樣御取次を賴入ると述ければ、取次の役人斯と主人に告けるに、佐渡守には何事ならんと呼入て早速對面有し所、豫て御

しげに見えけるにぞ、歸る事もなり難く、唯一人座敷の眞中に坐り居けるが、傍に片桐の服紗包の解たる中より、御普請入用扣と書たる帳面有しに、黑澤は是を見て、大佛殿の入用なるべし、定て等閑の御入費には有まじ、幾萬の金高成やと、密に取上披見せんとする其中より、一封の書簡出しに、封じ目も切捨て有り、上書には市正殿へ相州よりと有しに、黑澤は心に懸り、密と披見るに、其文に曰く、

飛札令啓上候、然れば大佛殿御造營成就の旨御届相成、是に因て御使差下さるべくとの儀、則ち其御使は某子たるべくとの御内意なり、上意の節は豫て通達せしめ候趣、右府公へ御目見被仰附候之候、貴方宜しく御披露に預るべく候、尙上洛の期委細の儀は申承るべく候謹言

四月三日　大久保相摸守忠隣

片桐東市正殿

と認め有しを見て黑澤、偖は大久保相摸守には、表面に忠義を口實しが、野心を企て、何時しか大阪へ一味し、叛謀を起さんとするものならん、彼は先頃廣言を吐て、一度も不忠の名を取らずとて我を恥しめ、剩さへ武士に燒鐵を當たる事、今に無念忘るゝの隙なし、不日此仇を報はん

の入來一入滿足なり、平生役儀の多忙に因て、染々打解し事も無かりしが、最早御普請も大概落成て、一先諸職人も休息せり、實にや一日の興に千年の齡を延ぶるとは今日の事なりとて、美酒佳肴を出して饗應し、緩々說話給へ、と打寬ぎて酒宴を催し、扨々浪人の内は難儀多くして心に任せざるものなりとか、人の噺に承れり、今日は全く御邊を饗應なすに依り、日來の鬱を散ぜられよ、夫が爲にと設けし酒宴なり、心置なく氣隨に參られよ、と勸めければ、黑澤は倍々歡悅、每度の御馳走何を以て謝し奉らん、と飽迄追從輕薄して數盃を傾け居ける所へ、片桐の近侍慌だしく入來り、大阪より急ぎの御上使御入來なり、と告けるにぞ、片桐且元大いに驚き、何事ならんと周章狼狽、黑澤には挨拶もなく、取る物さへも取敢ず、急ぎ其座を立出て玄關へ出迎へ、則ち上使を受けにける。

○黑澤重次郎訴人の事

偖も片桐且元には、不意に上使の御入と聞や否や、取る物をさへ取敢ず酒宴の席を立出けるに、餘り急ぎ、座の傍に服紗包を捨置て立ける跡に、黑澤重次郎は唯一人、何事の上使ならんと、襖の隙より次の間を覗見れば、近侍小性等は、上使へ茶菓熨斗等を奉呈らんと立騷ぎて、忙は

候處、當春中より今に至りて仕官の緣なく、然るに當御家は大阪の御家老にて、慈仁を重んじ諸人を撫育し給ふ由を、朋友より承り候に因り憚をも顧ず推參仕候、何卒出格の御憐愍を以て、右大臣家へ御執成下され候はゞ、此上なき事に候、素來無能の某子なれば、御恩報じは、只粉骨碎身仕り、忠勤を盡し候べし、あはれ御吹擧下され候樣偏へに懇願奉り候、と只管に賴みければ、片桐聞て打點頭、右府公を然迄に見込み奉公なさんとは神妙なり。併ながら唯今にては、萬事關東の御指揮に因て行ひ給ふ故、假令一人の武士を召抱らるゝ共、關東へ伺出で、御許容無ては叶ひ難し、併ながら此儀は足下一人に限らず、頃日中より兩三人召抱呉よと賴れし浪人も有し事故近日關東へ伺出る其時に、貴邊も倶に願ふべし、先夫迄は此地に居て緩々見物致さるべし、且不禮乍ら、今の身は浪人の事ゆゑ、定て不自由と察入り候、折々は當家へ御尋問有べし、浮世話説を承り、旅中の徒然を慰め申さん、と情有氣に挨拶せしかば、黑澤は大いに歡こび、厚く禮を述べ立歸りけり。扨夫より屢々片桐の旅宿へ赴き、辯舌を以て諛ひしかば、片桐も嬉しき體にて、毎も馳走をなし引出物抔を與へて心安くなしけるに、黑澤は素より奸佞の小人なれば、追從輕薄を以て片桐の氣を取り、知行に有附んものをと、後には日々の樣に來りて四方山の物語しけるが、一日黑澤早朝より片桐方へ來りて、毎の如く物語有しが今日

浪人を召抱給ふ由風聞あり、尤も何事に因らず、其身の藝能に應じ、高祿も賜る由、足下大阪に奉公せんと思ひ給はゞ、早々其趣を申通じて仕へられよ、と勸めければ、黒澤始終を打聞て、夫は夫は御深切の段忝なし、某子素來本國を立出て上京なせし事なれば、大阪西國を懇望せり、殊更に右大臣家へ仕へん事は、豫てより願ふ處なり、足下大阪に仕へ給はゞ、某子をも御執成給はれ、と頼みけるにぞ、中川は然あらぬ體にて、某子とても大阪に緣由迚は有らざれ共、今大阪の執權職なる片桐市正且元は、大佛殿の御普請奉行として當地に逗留の由、依て此人の旅宿に至り執成を頼みなば、大名なれども、人を尊み、早速招入との事なり、某子は聊か障碍有て、旅宿へは推參致し難し、貴殿には其お望有らば、彼所へ到りて頼み給へ、先般仕官の御說話有し故、今日御知らせ申すなり、且足下の心に應じて大阪に仕へ給ひなば、其際拙者をも執成給へ、と迭に身の在付を謀りける。黒澤重次郎は此說話を聞て、某一兩日の中に片桐殿の旅宿へ至りて頼申すべし首尾克ば貴殿にもお知らせ申さん、と約束して其日は袂を別ちけり。後にて黒澤は渡に船と打歡びて、翌日片桐の旅館へ到り、對面致度由取次を以て申入けるに、此事豫て中川九郎兵衞より通じ置きたりければ、且元には早速對面有て、偖何用にて候や、と尋問られけるに、黒澤は、某子事東國の浪人に候ひしが、事故有て故鄕を立出で、當地にて仕官を求めんと、遙々此地へ來り

澤の在所を探索さしめ、唯何となく彼を近附させて、片桐方へ靡く樣に專ら計りけるとなん。

○片桐東市正黑澤を謀る事

然程に片桐且元は、郞黨中川九郞兵衞を浪人風俗に裝はせて、黑澤重次郞方に遣し、何時となく浮世說話を仕掛て、中睦じくなりけるが、或日中川九郞兵衞は黑澤に向ひ、拙者は斯浪々の身と成て昨今の生計にも差支へり、因て此度仕官を望んと遙々此地迄登り候ひしが、貴身は何の要事有て此地に滯留し給ふや、と態と不審さうに尋問しかば、黑澤是を聞て、某子とても其心にて態々本國より出京致候者なり。何卒相當の仕官筋もあらば、御取成賴入る、と申せしにぞ、中川は心中に仕濟たりと思ひしが色にも出さず、這は同樣の筋合なり、斯入魂になりしも不思儀の御緣成ば、此後仕官の筋有らば、同くは一緒に奉公せんと、堅く約束して、其日は一先離袂けり。扨夫より四五日經過て、中川は又重次郞に逢し時、貴殿全く仕官の望あらば、御國許より態々此地に來られんより、關東にて將軍家の御內こそ、何も威權強く諸士皆歸服なせり、是に便らずして何とて此地へ上り給ひしや、但西國大名に仕へんとの意か、將此地に滯留せんとの事か、若や大阪右大臣家に仕へんとの意ならば、又相談の無にも有らず、先其故は、右大臣家に數多の

の御城にて薨去成給ひける。其後秀吉公の遺言により、唐銅を以て佛の大像を造營有しに、腹中より火氣出て、佛殿殘らず燒失す、因て又々大佛を鑄造有り。其後大御所より秀頼公へ命せられしにより、片桐市正を以て造營奉行となし、慶長十八年漸く落成せり。殊に此度は新規に鐘を鑄立させて、其結構言語に盡し難し。抑々此片桐市正且元と云は、秀頼公の執權たりしが、秀吉公臨終の際機密の遺言ありしにより、秀頼公を補佐し奉りて、再度天下の主將と成し奉らんと、此年月心魂を碎き居しが、四海悉皆德川家の仁德を感じ、大御所幷に將軍家の御威勢旺盛にして、御家門等最も多く、且老中にも等閑の徒輩なくして、動かし難き事譬ば大山の如く、是を如何とも爲能はず。夫のみならず、慶長十三年の頃より、京都の神社佛閣造營の儀を大阪へ命られ、片桐且元には其身執權たりと雖も、此造營の事件に因て、始終京都に逗留して、心中に謀計を案じ居ける處に、彼黑澤重次郎浪々の身となつて、此地に彷徨來りし趣を聞出しければ、此重次郎を以て反間の計策をなさしめんと、一つの謀略を考へしなり。其故は、德川家に於て大久保相摸守忠隣、本多佐渡守正信の兩人は、古老の長臣にして其威勢最も強大なり、諺言に兩雄並び立ずと云ふ事あり、大久保は本多を侮り、本多は大久保を疎み思ふが故に、相互に不和となりし故に、且元には、兩虎を爭はしめて一虎を斃すの謀計を運し、腹心の郎黨を以て黑

を爲べきや、人間の身と雖も、四海の權威を掌中にし、其德に因て我居所を毀はず、斯の如き不德の佛體を尊敬せんは、其德を失ふに似たり、且是迄の心盡しも水の泡となり、世上の人口を防ぐに所なしとて、卽時に佛體を破却し給ひしが、兎角昔時より靈瑞あらたかなる佛を安置して、王城を守護奉つりし例も有とて、其翌年、卽ち慶長二年八月十五日、信州善光寺の如來を迎させ、大佛殿に安置し給ひけるに、佛の御心に適はざりしにや、太閤の御枕邊に尊き僧の現れられ、我を早く信州へ送り歸せよと催促し給ひし事度々なれども、太閤には少しも屈せず、佛は三界に現れ衆生を濟度し給ふ役ならずや、同じ日域の内に、信州ばかりが佛の居所にも有ず、偶々都府に招待し奉つりしに、疾く歸らんと宣ふは、佛の濟度に依怙贔屓有に似たり、況や王城の地に於てをや、宜く諸人に利益を施し給ひてこそ、信仰をも增べきなり、必ず利益を顯し給はゞ、直ちに歸し申べしとて、一年有餘も止め置れしに、翌慶長三年夏の頃より、太閤秀吉公には御不例に在せられ、其頃の夢に告有けれども、御病氣御快癒を祈ん爲に、太閤の政所及び淀殿にも上洛し給ひ大佛殿に御參詣有て祈願されしと雖も、其靈驗も見えず、兎角御病氣日に增て指重れり。夫のみならず、七月雪降て其時候嚴冬の如し。隨て諸人の困窮する事大方ならず。此故に太閤には、八月十七日善光寺如來を信濃國へ送り移させられ、其翌十八日に伏見

の恩を忘ずして、先否を後悔成べしとて、漸々にして繩を解き、門前へ引出し、追拂ひけるこそ氣味よけれ。黑澤重次郎には、戶主に離れて今浪々の身も、忠隣の招と聞き、扨は召抱吳んと思ひて立寄しに、斯散々の目に逢て、面部には燒印を當られ、人の交りさへ出來ざる體に成しかば、無念骨髓に徹し、自己の非は少しも悟らず、忠隣のみを恨み憤ほり、何卒して此鬱憤を晴さん者と思ひ、拳を握り齒を喰締、相州を立退しが、去とて志ざす方も無れば、上方さして發足なせしとなん。

○京都大佛殿再建の事

京都大佛殿は、豐臣太閤秀吉公の御代、天正十六年の御創立にて、本尊は釋迦の大像を木を以て刻み、漆を以て塗、金箔にて彩色せし者なり。此尊像は華嚴宗法廣佛を相せしを以て、方廣寺と號せり。實にや秀吉公末世不朽の伽藍と思召しけるが、慶長元年七月、大地震の爲に、本堂のみならず佛體も破壞せしにより、秀吉公には御心を盡させ給ひし甲斐もなく、唯一時に斯の如く破損せし事、大いに御不興なりしが、此大佛殿は王城の守護、國家太平の祈禱に安置せしめしに、佛體の身にて有乍ら、其體の破壞する事も知り給はざれば、何の德を以て人々尊敬信仰

夫事の極りたる者を、今更切腹して相果なば、御裁許違ひの罪を得て、却て御咎を蒙るべし、夫故にこそ某は、追放されて諸國を歩き、惜からぬ生命を存へて候、且又家老の身なればとて、主人の胸中迄も見拔べき天眼を持ず、能々御賢慮下さるべしと、傍若無人に云張ければ、大久保忠隣倍々怒り、憎き汝の云分かな、其身家老の職に有乍ら、石見守の非議非道を知ずとは、能も能も云れたるものかな、夫は眼前に數多の婦女を抱へ、過分の驕奢を極めたる事、汝の眼には見ざるか、現在事實を知り乍ら、此場に至りて知ずと云ば、其身に罪は無き者と、思ふ心の白痴さよ、一族一家を追放せられて、其身の罪を世上に知らしむる政道の奥儀と云を知ざるか、然るに駿府御決斷の上追放有しを、罪無き故と心得、我に對つて爭ふとは、不屆至極の人非人、殊に石見守は我執成にて吹擧成たる者なれば、大御所を始め奉つり、諸家へ對しても屹度罪すべき奴なれ共、病死致せし其上は、三人の名代として、家老を勸めし其方に罪を與へて、以後の見せしめ覺悟を致せ、と罰りつゝ、即時に家來を呼寄、黑澤を高手小手に縛めさせて、忠隣は、全體首をも討べきなれ共、一旦大御所の助命給ひし故を以て、生命を助け得さすべし、罪の報は此場にて唯今思ひ知せんと、家來に命じて鐵の棒を燒せ、黑澤の面部に一條の印を押しめ、自己の罪自己を責るの道理、是ぞ自業自得の報なり、是より惡心を改めて、眞人間に立歸り、助命

ず、榮花身の程を知らずして驕奢を極め、恣まゝに主人の品行を崩せしは、是如何なる事ぞ、此忠隣には、是迄不覺の名も取ざりしに、汝等主從私欲の爲に、我身迄も面目を失ひしなり、石見守非道を行はゞ、汝は家老の職なるを以て、生命に換ても諫むべきに、主人の惡事に荷擔して、諛ひ居たりし祿盜人、主家破滅したる上は、家老を勤めし者なれば、其身も倶に切腹して、少しは恥を雪ぐべきに、生命を惜み追放されたるを幸ひに、諸國を徘徊成し事、武士の眞似する畜生とは汝等の事を云なるべしと、憤怒の餘に飽迄も思ふ存分詈りしかば、黑澤重次郎は案に相違し、心中大に怒氣を起し、這は心得難き御言葉なり、主人石見守の惡事は某も同類なりとの御意は、其意を得ず、凡家來たる者は主人の指揮に隨ふ故、家來の身として何迚主人に指揮の出來申すべきや、又假令某主人に惡事を勸る共、主人の心に適當されば、爭か惡事を成べきや、此事主人の妾共より訴訟出て事顯れ、某は勿論御子息隼人殿を始め、一族一家の者迄も、初めて知たる事なれば、主人の非道を諫めんにも、石見守は世に亡人なり、何とて家來に罪有んや、又某等の罪無き事は、大御所の御心中にも御存じ有べし、石見守の非道は家老の所爲と思召なれば、如何で某等を安穩に差置給ふべきや、夫を推ても理の曲直は判然し者を、主人の一家滅せし上は切腹せよと、今の仰其理少しも當らず候、尤も一旦は御糺明有て、家來共には罪科なしと迄

咎をも蒙らんかと、安き心も無りける。中にも大久保相摸守忠隣には、石見守の花井三九郎と云し時より深く贔屓にして、大御所の御前を執成、夫のみならず我苗字さへ讓りし程の事なれば、此度石見守の隱謀露顯せし事を聞傳へ、大御所の御機嫌如何有んと、是も安き心の無きに連、然にても重々憎きは石見守の擧動にして、我恩を蒙りながら、却て斯樣の非道を爲す事人面獸心とや云ん、獅子心中の虫とや云ん、併ながら家來の多く有中に、人らしき者の有て是を諫むるならば、斯樣の事にも至るまじきに、悉皆主人の意に隨ひて、是を諫めんとする者無き故に、石見守の非道増長させしは不忠不義の徒輩と云べし、是併ながら主が主なれば家來迄も、祿を貪る人非人なり、我苟しくも德川家の補佐として、聊かも不忠の名を取ざりしが、今此曲者の爲に面目を失ひし事、口惜き次第なり、大御所の御前、何を以て辨解すべきやと怒り憤りて、石見守の家來黑澤重次郎の追放せられて浪人と成り、諸國を徘徊し居けるを、忠隣尋探すに、其風聞を重次郎は早くも聞出、石見守と相摸守は殊更入魂の中なる故、召抱んとの事ならんと、心中大に歡び、忠隣の許に來りて先案内を賴ける。然るに此黑澤重次郎は、大久保石見守の家老職にて、威を內外に振ひ、主人諸倶に驕奢を極めけるにより、只今黑澤の來りしを幸に、忠隣面會し、汝家老の身として、日來鼻先高く、威を內外に振ひながら、主人の非道を他に見て、唯一言の諫をせ

深く隱し給ひて、何と無、石見守事存生中役儀に私事あり、殊に過分の驕奢を極めし事不屆に依て、悴隼人へ切腹仰付られ、其領地は悉皆御取上有て、家來共は追放致すべき旨仰渡され、且忠輝卿の家老藤井遠江守は、石見守の聟なる故、閉門を仰付られしかば、阿茶局は大御所へ辯解なしとて、藤井の妻を離別せられしに、此女は父の斯の如くに罪科を蒙り、兄弟一家は悉皆切腹、又は追放にて便なき故、零落の身と成て彷徨けるが、終に盜賊の爲に害せられしとかや。誠に石見守の如き國賊は、九族を絕つの罪に當れり。縱令女子なり共、天命遁れ難くして、斯の如く死しけるこそ、不思議と云も餘り有り。偖又爰に彼十二人の妾等、記念分の金子五百兩宛も貰ひ乍ら、其上猶大金を奪んとする條、石見守と同罪なりと雖も、婦女の事なればと有て、一族等と等しく追放にこそ處せられける。

○大久保忠隣、黑澤の罪を責る事

此度大久保石見守病死の後は、悴隼人に首尾よく家督を仰付られしかば、一族郎黨等も一同に喜悅居ける處に、數日ならずして石見守の隱謀露顯し、剩さへ領地をも召上られて、悴隼人は切腹を仰付られ、家來共は悉皆追放せられて、此年月石見守の威權に恐怖て諛ひし者共も、萬一お

斯程迄に巧みたる事の、誰有て是を知る者なきに、神國の徳澤爰に顯れて、天罰忽ち報い來り、中道にして空しく成しは、此國に生れながら、却て其國を滅せんと計る極惡人、神明の御怒、天罰の程恐るべしと感じ給ひて、石見守斯る大惡無道の企て有しとは思はざりしに、元來異國の亂と聞ける故に、自然と斯樣なる惡事を巧みし事なるか、凡そ往古より謀叛を起せし徒輩數多有しと雖も、外國へ内通して事を謀りしと云を聞ず、則是石見守一人のみなり、實に名付べき樣なき國賊の自滅せしは、其身に取ての仕合なるべしとて、是より餘黨を吟味して誅罰させんと、彼連判を御覽ありしに、大名旗本の姓名數多を書入れ、其中にも、彼忠輝卿を始、其家老職なる藤井遠江守の姓名有り、續て大久保相摸守忠隣等を筆頭にて、血判迄も有しにぞ、大御所は再度驚かせ給ひ、此徒輩如何ぞ斯の如き企に組せしかと御疑惑有しが、石見守には、元來相摸守の執成故召出せし者なれば、若や忠隣にも是に組せしやと、御心安からず、然りと雖も、忠隣に於ては不忠不義を爲べき者とも覺えず、是必ず味方を引入ん爲の計略に記せし物ならんと、疾くも御心の附たりければ、是等は然のみ御疑惑もなく、其他の徒輩は如何なる心底なるか計り難し、何れに致せ糺明すべしと御所存を決せられしか共、當時大阪なる秀頼公と御不快の御中なる故、是を嚴しく吟味なさば、如何なる大亂を引出さんも謀り難しと御思慮有て、連判狀を

程も在せず病死致されて候、尤も病中にも介抱致さんと、種々に心を砕き候へ共、人事をも辨へず、苦惱甚太敷候へば、末期に至りて暇乞さへなさずして、終に空くなられし事の悼しさよと、委細に言上なしけるにぞ、大御所には、扨こそと御心中に思召けれ共、何氣なき體にて、然も有べし〳〵と宣ひて、何れに致せ、宜敷計ひ得さすべしと、妾等を殘らず役人へ預け置れ、別人に命令有て、彼女の申せし土藏を取毀たせける。床下に六尺四方の石藏を拵へ、其上に大石を以て蓋にしたり。是を撥返して見れば、中には何千萬と云數を知らず、金銀數多貯蓄有しかば、役人共は大に呆れ果、言語に絕し大金を、能も〳〵斯迄に集めたるやと呟きながら、漸次と取出して改め見るに、遙底に楠を以て造りたる一尺ばかりの木地の箱有て、四方共に釘を以て堅く封じ、何を口と云事さへ知れざれ共、先其儘にて御前へ差上げ御覽に入けるに、大御所這は怪き品なりとて打碎かせ、中を御一覽有しに、切支丹宗門を語らひし密書の類、或は南蠻國へ內通せし書簡、又は連判狀抔も有て、日本を轉覆し、其身は國王となり、南蠻國と緣因を結び、永く屬國たるべしとの契約書なりしかば、如何なる事にも周章給はぬ、さしも英勇の大御所に在ましけれ共、此時ばかりは大に驚き恐れ給ひて、偖も〳〵と仰られたるのみにて、暫く物も宣はず、太息を吐て在せられしが、良在て伊勢の方に向はせ給ひ、天照皇太神宮を遙拜まし〳〵、

預りける仔細、又睦ましき寢物語に聞たる事共を説話よと、打解て尋ね給ひしかば、妾共は恥かしき事に思ひ、顏を赤らめて言兼て居し處、大御所命に、何事も苦からず、物語れよ、決して隱すまじぞ、其方達が宜樣に計ふべし、と賺し給ふにより、御前を憚りもせず、ありし事柄抔を云者も有り、又何も承はらずとて謹み居るもありしが、一人の妾、平生石見守事分て寵愛せし婦女なり、此者御前に於て斯の如く御尋有しに、彼妾愧る色なく、妾は石見守に抱へられしより、年久しく晝夜側を離れず、厚き情を請たりしが、心の變は男子の習ひとて、一旦は寵愛を受しも、終には捨られ候はん事の悲歎さに、或夜此事を歎きしかば、石見守の申さるゝは、其方に限りては、假令死する共見放す事有可らず、追付十二單を襲せ、車に乘て花見遊山を致さすべし、萬一我汝に先達て死する事有共、其方には數萬の財寶を與へ、一生難儀をさせまじと申され給ひし事も、當座の氣休めならんと、婦女心に猶疑を起しければ、石見守の申さるゝは、家來は言に及ばず、悴とても存知ざる金銀の貯蓄有り、是を授與ても仔細有まじ、又車に乘り綾羅錦衣を身に飾らん事必ず近きに有り、決して案ずる事勿れ、我子息にさへ知らせざる事なれ共、其方の心休をさせん爲に、近日其驗を取出して一覽致さすべし、併ながら此儀他言は致す可らず、我が庭前に一ツの土藏有り、其中に貯蓄置たる金銀財寶は、悉皆汝等に分與ふべきなりと申されしに、

上成しかば、大御所聞し召れ、猶も不審に思召す廉之有に依、隼人を止置れ、役人を以て石見守の屋敷を御吟味仰付られしか共、重寶珍器衣類等は、思ひの外に數多有しも、金銀等の貯蓄有べき體無れば、其趣を言上に及びしかば、爰に於て悴隼人を始め一族に至る迄、嚴しく御詮議有しか共、元來石見守は私慾の事を親戚へも深く祕したる事なれば、誰とて是を知る者なく、其段明白に申上、如何なる御咎めを蒙る共、一族に於ては一切存し奉らずと言上せしと雖も、大御所には帳面の不足容易ならざる事なれば、如何樣に榮華を極むる共遣ひ捨べき樣に非ず、是は兎角に一族の者共が隱せしならんと思召に依り、尙も嚴しく御詮議有んと、夫々調の御工風あらせられける。

○石見守妾等御前に於て物語りの事并石見守の隱謀露顯の事

此時大御所には、倩々と御賢慮を廻らせられ、隼人を始家來共の、金子の遣ひ方を知らずと云は、左のみ咎むべき事に有ず、元來石見守は覺悟賢き者なれば、深く隱せし所ならんと、再度役人をして石見守の家內天上、及び床の下迄も探させ給ひしか共、金子の有所知ざれば、十二人の妾共を大御所の御前へ一人宛召出され、御近侍を遠避給ひ、唯何となく、日頃石見守が寵愛に

雖も、如何にも疑はしき所見ゆれば、大御所には詳細出納を御覽有りしに、御藏へ納りし金高は寔に僅にして、帳面上大いに合ざりしかば、猶段々と御詮議有しに、調ぶる度每に何萬兩と云數も知れざる程の不足なる故に、さしもの大御所にも大いに驚愕給ひ、扨々廣大なる引負をせし者かな、斯迄に私慾を以て取込ぬる上は、妾等へ證書を渡せし事も相違あるまじ、然らば此金子貯へ有らん、何れ悴を初め、一族の慾心にて渡さゞる事なるべし、是等は內々にて吟味を遂させんと、頓て石見守の悴隼人を始め、一家家老迄も御召寄有て、第一に悴隼人を御前へ召出され、汝が父石見守死去せしにより、存生中召抱へ置し婦女共に、亡父の遺狀も有ながら、子の身として亡父の意に背き、約定の通り金子を渡さゞるは、是如何なる不孝の致方なるや、と御尋ね有しに、隼人は驚き、偖は彼妾ども訴へ出しならんと思ひし故、もはや隱すべき事ならずと覺悟を極め、上意の通り、婦女共へ渡し置し證書は、亡父の手跡に相違なく候へ共、亡父の末期は苦惱に冐され、言語さへも自由成ずして死去仕つり候故、何事も遺言之なく候、然し婦女共への讓狀、身分相應の事に候はゞ、異儀なく相渡し申すべく候へ共、餘り過分の遺狀にて、上聞の程さへも恐入て候、況や此大金の貯蓄有べき樣も御坐なく、此上は格別の御憐愍を以て、彼婦女共の得心仕り候樣に仰付られ下し置かれ候はゞ、有難き仕合なりと、始終を言

石見守の存生中に、妾共の流浪致さぬ樣にとて、斯樣なる讓狀までも渡し置しに、悴隼人は父の遺言狀を採用ひず、妾どもを女と侮り、石見守の死後に至りて、隼人の指揮により追出せし故、妾どもへ渡置候遺狀の通り、金子相渡し呉候樣申出候へ共、父の臨終に遺言なしとて一向採用呉ず、兩度に及んで漸々五百兩宛を與へ呉候次第にて、最初は遺言なしと云、後には五百兩を渡せし事、一向心得難く、必畢妾ども婦女の身にて、利欲の事を申張樣に聞え候へ共、身の片付も成難く候故、御吟味成下され候樣致し度、と言上せしに、大御所委敷聞し召れ、件の遺狀を御一覽の上、如何樣石見守の手跡に相違なし、併し彼が身分として、十二人の妾を置さへもあるべき事に非ず、然るに一萬兩宛の金子を授與んとする證書は、其身不相應なる事どもなり、斯る事をなし置きながら、悴に一言の遺言をなさゞる段不審の至なり、然れども彼の文體は各通違へど、手跡に於ては寸分も違ひなし、如何なる事や、と暫時御考へ有しが、不圖御心附せられ、石見守には年久しく佐渡の金山奉行を勤め居ければ、私事の計にて、斯の如くに大金を取込で榮耀を盡せし事にや有ん、且渠が十二人の妾を抱へ置しさへ、怪しむべき事なりと思召ける故、妾共十二人は駿府に止め置給ひて、一先渠勤役中の諸帳面を御調有りしに、不審の廉も尠からず、且年々の精算帳をも御吟味有りしが、何分廉々入組有りて、容易に不明と

め候道理なり、讓狀は格別の品にて、彼妾等へ記念として、二十分の一にて、五百兩宛も相渡して宥め給ふべし、と勸めければ、隼人は實もと承知して、是に同意を成しかど、五百兩宛にても六千兩と云金高なるに、些難儀とは思へ共、亡父の恥辱を隱さん爲に、辛くも金子を調達して相渡し、是にて皆々身の片附を致すべしと、言葉を盡して宥めしに、妾等は、一萬兩の證書に五百兩とは情なしとて、何れも大不得心にて、日々寄合居しを、狹くも惡黨等が此機を察して煽動る樣、是は女中と思ひ深く侮りし仕方なり、石見守殿の直筆にて書置れし事なれば、縱令一錢なり共是に不足すべき樣の有べきや、是正しく一家の者共が非道に相違なし、依て今一應此理を責て、聞入ざれば直に駿府へお願ひ有べし、然すれば是非曲直は眼の前なり、と勸めけるにぞ、素來痴愚なる婦人共なれば、愈々隼人を深く憎み、再び嚴しく催促に相越し、是非々々證書の通りお渡しなくば、一同にて駿府へ直訴せんと申入しに、隼人は大いに立腹して、父上の寵愛深きが故に、五百兩宛も投與たりしにより、一旦承知して引取乍ら、婦女の身として又々大金を貪り取んとするは、遊女に等しき所業なりと憤怒餘りて、一向に取合ざれば、彼十二人の妾等は、惡黨の勸奬に迷ひて、頓て駿府へ逐一直訴出しかば、終に此事柄大御所の上聞に達し、御直に御糺明有べしとて、妾等を招かせられて始終を御尋訪有けるに、件の遺狀を差上て、

り、縦令自筆の證書にもせよ、僅三萬石の身上にて、十二萬兩の金子を讓り與んこと適ふべきや、尤先代の役柄は金子の繰廻し自由なれ共、是とても私事に遣ひ果すべき譯にはならず、殊に一旦役儀を召上られて、未だ再び命令られもなく、若又外人に命ぜらるゝならば、帳面にも引合せて、夫々差上ねばならぬ金子なり、且忠輝卿より賜りたる金銀重寶たりとも、悉皆一族へ分與へて、殘る處は何程もなく、我此家を家督せし上は、何時御用の金子を調達仰附らるゝも料られず、勿論妾共は、父上存生の中寵愛最も深しと雖も、何れも召抱へし者なり、唯今暇を遣はせしとて何の不足が有ん、縦令直筆の證書有共、家を繼べき某にさへ遺言もなき事なれば、如何樣に汝等述とも聞屆べき謂れなし、夫共聊かの事にて濟ば、又詮術も有べけれ、迚も斯樣の大金は、我身上を破却するとも、勿々急には調達出來兼るに依り、何方へなり共身を立る思案を致すべしとて、一向受附ざりしかば、妾等は大いに怒り、石見守殿の存生中にも、斯る事の有んかと思ひて、妾等にも此如く致し置れし事なれば、是非共證書丈は請取度、且夫も行屆かざれば、止を得ず駿府迄へも歎願なすべしと、日頃の行に引替、唯慾の道にのみ踏入て、夜叉のごとくに訇りけるを、腹心の家老に黑澤重次郎と云者ありしが、隼人を諫めて、彼等無端き婦女輩の云事なれば、駿府へ訴へまじきにも非ず、萬々一然ある時は、先君の御名をも恥し

差上申べし、と仰出されければ、忰を始め一族共、早速跡目を仰付られし事、愁傷の中の歡悅と、有難く御禮を申上、夫より石見守の死骸を懇切に葬り、事故なく治りて、一先安堵の思をなす處に、石見守在世中、密に大望を企て、南蠻國に内通して日本を攻潰し、自己此國の主となりて、天子の位に登らんと謀りし故、彼十二人の美妾を置きて妃に擬ひ、別して寵愛なし、且又其外にも妾數多召抱へたれども、是は名計りにして、石見守には逢ぬ婦女の多かりけり。茲に彼十二人の婦女を平常寵愛の餘り、萬一や我死せし後に至らば、汝等に金一萬兩宛を記念として讓り遣はすべし、其金にて一生を安樂に送り、且は我が菩提をも弔ふべしとて、讓狀を認め渡し置しに、此度石見守の病死の時は、苦惱狂氣の如くにして、末期に至り唯の一言だも遺言せし事無りければ、子息隼人の計らひを以て、一家一門等へは夫相應に記念を遣せしかども、妾共は餘り大勢にて、且然のみ遣はすべき理由もなしとて、衣類を少しく與へ、皆々暇を出せしに、妾共は案に相違し、唯々暇を出さるゝのみならず、自己々々に身の片付さへならざる故、十二人の妾共は、以前の遺言狀を證據となし、金一萬兩づつを妾等にお渡し下されたしと、嚴敷催促成しにぞ、隼人は其讓狀を見るに、成程亡父の手跡にて、一萬兩宛を遣はすべき證書なりしかば、大に驚き且呆れて居たりしが、如何に遊興に耽ればとて、怪しからぬ亡父の證書な

にして身體焦るが如く、七轉八倒の苦をなし、東西に狂ひ廻り惱むこと、日を重ねて甚しく、看病の者側へ寄んとすれ共、五躰火の如くにして觸る事さへ出來難く、漸々にして近付者は、病苦の紛に喰付るゝがゆゑ、日頃偕老同穴と契りし美妾共さへ、看護する事能はずして、唯々徒に遠方より詠め居るこそ淺猿けれ。既に斯の如く苦しむ事數日にして、業病の爲に狂ひ死に相果ける事、實に天罰とは云ながら、石見守の斯疾速に應報の運り來るは、我が日本を外國と謀りて掠奪はんとせし大逆無道を、神々も怒らせ給ひ、此曲者に罰を加へ、未來迄も誡しめ懲されしは、最も畏き事共なり。然れども今少しく存生せば、其刑罰も又重かるべきに、斯く短命にして病死せし事、惡人中の僥倖者と云つべし。

○石見守が妾等直訴の事并悴隼人駿府へ召るゝ事

然程に、大久保石見守は天誅に罹り、陰謀を遂ず中道にして病死せしかば、悴隼人其他一門の人々打集まりて、其趣を駿府へ言上せしに、大御所には、斯る惡人と思召ずして惜ませ給ひ、老少不定は是非もなしとの御事にて、悴隼人に是迄の通り、三萬石を下し給ふべき旨仰渡され、且又佐渡奉行職の儀は、悴隼人の算術器量の程を試みし上仰付らるべし、因て諸帳面等を一先

愛せしかば、淺智の者は嫉妬を起し、怜悧なる婦女は辯舌を以て他の妾を讒言して、互に朋輩を譏りける。昔時周の魏王の夫人嫉妬深くして、表面には貞女らしく見せ、其道を守り居たりしが、王は其愛妾と酒宴を催して、日々遊蕩に耽りし程に、一日夫人は彼妾に向つて言ける樣、御身の艶なる事、宮中に誰一人肩を竝ぶる者なく、我が王深く愛さるゝと雖も、或時王の我に宣はく、御身三十二相を備へながら、鼻筋に見惡き所あり、是を省かば無双の美人なりと、因て以後王に見え給はんには、鼻を覆て悦ばしめ給へと勸めけるに、彼美妾は是を誠なりと思ひて、魏王の前に出るに、鼻を覆て居たりしかば、魏王は是を深く怪しみ、此由を夫人に語りて、如何なる故ぞと尋られしかば、夫人は是に答る樣、是ぞ王の尊臭を嫌ふが故なりと言に、魏王は大いに怒りて直に、彼美妾を刺殺しける。是ぞ夫人の嫉妬深きより、斯の如き奸智を運し、一言以て是を害し、己の怨恨を晴せし事、傾城傾國の基恐ろべき事共なり。然るに石見守は美妾を數多召抱、嫉妬を起させて慰みとなす事、其禍災の近きに及ぼすべきなりと、心有る者は耳語合りしが、斯て石見守には、遊興の隙有每に大望を企て、味方を語らひては連判を調へ、諸人を歸伏せしめんと、諸侯の姓名をも書加へ、內々密計を運しける所、實にや天命の遁れざる處にして、慶長十七年の冬、石見守は風邪の心地とて打臥しより漸次に重り、終に發熱熾ん

時は、忠輝卿の短慮を見込、讒言して是を遠け、却て自己を仁心深き樣に見せかけ、跡へ廻て忠輝卿を甘く操なし、諸人の耳目を掩ひける。就中家老なる藤井遠江守と申す者は、忠輝卿の御母公、其昔時遠州金谷村の町人、藤井善助の女房たりし時擧けし子なり。是忠輝卿の爲には胤替の兄にして、御母公の由縁を以て家老職と成りたれば、誰一人是に肩を並ぶる者なく、其實殿の御一族なればとて、敬ひ貴ぶ事忠輝卿と殆んど等しく、然るに大久保石見守は、自己の娘を以て此度藤井遠江守に嫁せしめ、聟舅の深き緣なりとて、石見守は藤井を執成し、藤井は又大久保を吹擧せし程に、忠輝卿の家政は此兩人の心の儘故、藤井を抱込で金銀を自由になし、榮耀を盡しける。藤井は不義の財寶に迷ひ、石見守は舅と云、今は榮華を極むる事全く大久保の高庇なりと思ひ、自然と彼に諂ひしかば、石見守には倍々時運を得て、其爲す所何れも金銀を取扱ふ事なれば、酒色遊興にのみ耽りて非道を振舞と雖も、誰有て是を遠避んとする者なく、日々に惡逆增長して、數多の婦女を召抱へ、其中より絕世の美女十二人を選み妾となし、能自己の機嫌を取る者を褒美して金銀を與へしかば、何れも寵愛を蒙らんと、各々氣に適ふ樣に工風を廻らしける。然るに婦女と云者は、多く嫉妬深き者なる故、我先に寵愛されんと思ひ、彼を誹り是を讒して、互に石見守に綢繆懸るを、石見守は之を面白き事に思ひて、深く歡び寵

くして、一兩年以前より密かに大望を企て、秀吉公の例に習ひ候はんと欲しぬれ共、是を語らふ一族もなければ、味方に招くべき方便もなし。因て種々工夫を運らし、近年制禁せられたる邪宗の餘黨を煽動し、彼力をかりて自己の物となさん企なり。此切支丹の宗門は、元來南蠻國(本名葡萄牙)にて我が日本を隨へ、彼の屬國に爲さんとの結構なりける故に、數萬の金銀を日本に送り、宗門に歸伏する徒輩に財寶を與へ、心を結びしかば、嚴しく制禁有しと雖も、慾心ある徒輩は當座の金銀に眼暗み、表面には御制禁を守る樣に見せかけ、内心には其宗門を尊み、異國へ志思を通ずる徒輩最も多かりしが、石見守には却つて是を便宜として、彼宗門に入り、一味の者を以て異國へ内通したるにより、彼南蠻の國王は歡ぶこと際限なく、其故は、日本の下民のみにては如何と心痛致せしに、石見守は日本の諸侯と聞しより、大事は既に成たりと、石見守に國の重寶を數多送り遣はして、只管に依賴しかば、慾に目の無き石見守は、專ら謀叛の企をなし、其身は金山の奉行たるを以て、金銀を自由に取扱ひ、公邊の金庫に收むる處は甚だ僅にして、過半は自己の方へ取込、軍用の資本に成んと謀り、將又忠輝卿の御領分上納も己後見なりとて、彼算術を鼻に掛、且先年の功に依て人も誹謗せざれば、萬事心の儘に行ひて、忠輝卿の御藏入を過半押領成けれ共、家中の面々是を知る者絕てなし。偶々是を怪しむ者の有る

元來は武士の數にあらず。然るに一日大名の行粧を見て羨ましく思ひ、何卒して斯る身と成ば本望たるべしと、隨分辯舌利口を振ひ、終に大御所の御目に止り、御執立に預りければ、一旦の運に乘じ、大名の數にも連り、石見守を受領して、榮耀榮花を極むるの身となり、日頃の本望を達しければ、粉骨碎身して忠誠を盡し、御高恩を報ずべきに、凡夫卑賤の根生を顯はし、兎角慾心增長し、足事を知らず、倍々强慾に陷り、遂に身を亡すに至れり。都て世事十分なる時は、必ず災禍生ぜりとかや。愼まずんば有べからず。既に豐臣太閤秀吉公は、其身卑賤より起り、終に天下を掌握し、關白太政大臣に成給ひしは、本望共此上有べきや。位記は人臣の極官に至り、武門に於ては四海の權威を司どり給へば、外に望といふも有まじきに、支那朝鮮國迄も切從へんと思ひ立給ふは、飽事を知らずして災禍を引起さんとするの端なり。天道は正しき鏡にして、道に適へば是を守り、罪を犯せば悉皆是を罪す。是に因て考按るに、秀吉公天下の武將に成り給ひしは、能々天命に適はせらるゝが故なり。然ば災禍の來るべき謂無き理なれ共、十分の上を越んと爲し給ふが故に、天の道に適ず、其罪を得て、本意を遂ず終焉せられしなり。寔に太閤秀吉公は、古今未曾有の高運なれ共、天道に依怙なき處斯の如し。況や凡夫にして慾心に耽る徒輩、如何に其本意を遂る事を得んや。然に石見守は、才智尋常に卓越すと雖も此理に暗

世に珍敷立身なり。

○大久保石見守隱謀の事丼石見守苦惱狂死の事

然程に、花井主水は辯舌を以て陽に眞事を顯し、算術に達せしゆゑ、其方法により新田を拓き、大いに勳功を立し事を、大御所には限りなく御感悅有て、一萬石に御執立遣はされ、大久保石見守と名乘せて、佐渡の奉行職を蒙り、兼て忠輝卿を補佐し奉り、又金山掛の事は、自分の算術を以て些少も損失なき樣に事を料り、萬事に拔目無く役儀を勤務ける故、倍々思召に適ひ、漸次に御加增有て、未だ年功も有ざるに、三萬石と迄立身し、剩さへ忠輝卿には越後の國へ移らせ給ひて、六十萬石餘と成せ給ひしかば、家中の徒輩も夫々に隨つて御加增を賜はり、立身出世をなす中に、石見守は御直參の事ゆゑ、三萬石を將軍家より賜はる所なれば、忠輝卿より祿高は下されざれども、豫て御意に入りの事なれば、御加增にも超過たる賜時々かぎりなければ、金銀財寶は山の如くに貯はへ、他に並なき富貴の身となりしなり。是天地に等しき莫大の御高恩を蒙りながら、如何なる天魔にや見入れけん、こゝに過分の望を發し、及びなき企せし事の淺間敷次第を記さんに、石見守最初三九郎と言し時、大久保相摸守に取入しなれ共、

及び、是悉皆貴君樣の御執成下されし御蔭を以ての故なり、實に御高恩の程は死後迄も忘却致すまじ、夫につき上意に任せ、苗字をも改め申度存じ候間、餘り憚り多き申條に候得ども、私儀は元來卑賤より立身も仕りし事なれば、何時までも御高恩を失はざる爲に、何卒大久保家の御苗字を拜領仰付られ下さらば、冥加至極有難き事に存じ奉つりて候、然候はゞ大御所の御前も愈々宜しく候べし、此段偏に御許容願ひ奉つると、例の佞辯を以て恭々しく申入けるにぞ、忠隣にも元來贔屓の事なれば、爽快承知して、我も其方を取立得させんと思ひしに、今大御所公の御意に適ひ、御直參と成のみならず、高祿を下されし事、莫大なる仕合なり、戰場に於て一命を拋ち、高名手柄を顯すとも、萬石以上に取立らるゝ事は甚太稀なるに、其方は戰場にも出ずして立身出世成しは、是皆大御所の御仁惠にして、汝の忠義を思召さるゝが故なり、必ず〳〵御高恩を忘却致すまじ、又大久保の苗字を名乘せん事、卽時には計ひ難し、一先言上して御免の上讓べしと、殘る方なき忠隣の仁慈の挨拶なりしかば、石見守は倍々平伏して、兎角宜敷御披露を願ひ奉つると、他事なく賴みける故、忠隣より此旨趣を早速駿府へ伺ひ出けるに、大御所聞召されて、元來改姓を仰付られし事なれば、忠隣の心に任せよとの上意有しに因て、忠隣には苗字を讓りしかば、石見守大いに歡喜、速かに苗字を大久保と改めて、金山奉行を勤めし事、

心安く出來、殊更に主水は地の理を能見立て、水路の便宜も宜しく計ひしかば、甚だ上田となりて、上下の歡悅大方ならず、土地の人民等擧て主水を稱美しける程に、此事疾くも大御所の御聞に達しければ、夫々委細に御吟味ありし處、上への收納は云に及ばず、農民等迄も歡悅ぶ由相達有らざりし故、卽ち主水を駿府に召呼れ、渠が算術を上覽有しに、如何にも明了なりしかば、大御所にも御家臣の列に御加へ遊ばされんとの御事にて、領地一萬石を下賜はり、佐渡の國なる金山奉行を仰付られ、石見守と任官なし、尙又忠輝卿の御後見をも兼帶なすべき樣命じ給ひ、加之花井の苗字宜しからず、因て改めよとの上意に付、主水は冥加至極有難き旨御禮申上げ退出す。斯く匹夫より大名に迄昇進せし事、日頃の懇望一時に叶ひて、其歡喜大方ならず、主水倩々思ひけるは、苗字を改めよとの上意は、新規に誰ぞの苗字を貰ひて名乘べしとの事ならむと量見を決し、當時德川家執權職の中にて、大久保氏の一門最も廣く、且祖先も正しき藤原氏にして、殊に相摸守忠隣は、忠勇共に誰有て肩を並ぶる者なく、其上關東第一の要害箱根の關所をも守衞らるれば、是に過たる人有らじ、我幸ひに忠隣の吹擧にて、今斯の如く立身せし事ゆゑ、苗字を所望せしとて敢て咎は有まじと思ひ、直に小田原の城に至り、大久保に對面して、此度大御所の御高恩に依て御取立に預りし事、幷に苗字を改めよとの上意の趣ども委細演說に

身體御養生にも相成り、且は恐ながら臣下一統の幸にも存じ奉ると御諫言申上ければ、忠輝卿は御生質短慮なる御方なれ共、父公を深く恐れ給ふ故、此事を御得心有て、誠に我深く酒を好むより、汝等迄も罪に陷入せんとせし事甚だ後悔致すなり、以後は必ず愼むべしと宣ひしかば、主水も涙を浮べて、流石は天下の若君にて在せり、數ならぬ某共を御恤りありし御仁心の程、何を以てか報じ奉らむと、感涙を流して悅びけり。之に因て忠輝卿の亂酒も暫く相止み、隨つて御身持も直りしかば、駿府公を始め御家臣の徒輩迄も、花井が全く御諫言申上し故なりと、其忠義をぞ感じける。爰に忠輝卿の御生母には、若君の御亂酒を深く心配有れし所、御身持の直らせられしを一方ならず歡悅ばれ給ひ、是も偏に主水の忠義に因てなりと思され、深く御贔屓有て大御所へ御執成申されし故、駿府の御機嫌にも叶ひ、元小田原の大久保相摸守方へも隨分禮義を盡しけるにぞ、誰有て主水を譏る者なく、上下擧つて忠義の臣と稱へけり。然るに忠輝卿の御領分は、信州川中島の城にて、十八萬石の御高を領し給ふと雖も、更科郡は水田多く、隨つて收納も尠く、土地の農民等如何にも難儀せしかば、花井主水は元來算術に巧なれば、地形の測量を爲し、右の水田沼田を埋立て以て新田を拓き、三百歩の積を以て農民に作らしめし故に、追々收納も多くなり、又農民等も新田の事故、資本金とても尠くして耕作も

兵道のみに非ず、諸道共是に因て行ふ時は、其事を全うするものと彼是を心配仕り、態と右の如く諫め奉らず候、夫故に他より見る時は、某の勸め奉る樣に思ひ候者も之あるべく、然れども御爲一途に存ぜし計に候へば、此儀に付如何なる御咎を蒙る共、小臣心の足らざる故の儀に付、公を怨み奉る事毛頭之なく候、此段宜敷御糺明を願ひ上奉ると陳述ければ、大御所（慶長十年、將軍職を秀忠公へ御讓り在せられし故、家康公を大御所と稱し奉りしなり）始終を聞召れ、此儀道理とや思召されけん、暫く主水を止め置れ、密に信州の樣子を探らせられしに、主水の申す如く、渠の御前に在らぬ時は、御酒を過させられ、狂はせ給ふ事の屢々有と聞えしかば、大御所にも、偖は主水の言葉に違なしと思召し、其上渠の申す處も勿々小賢しと御感心有て、舊の如く忠輝卿に附置るゝにより、隨分心意を添て亂酒無き樣に守護し、時々諫言を加へ、非道の行なさしむる勿れと仰含められ、種々賜有ければ、主水は面目を施し、其御高恩を謝して信州へ歸りけり。忠輝卿には、今度主水を駿府へ召ける事心ならずして待居給ひし事なれば、渠が歸るや否、駿府の首尾は如何なりと御尋有しかば、主水始終を殘らず申上げ、是皆御酒を過させ給ふを以て、御父君には御心配在せられ、私始御近習の者共勸め奉る樣に思召て、御咎ありし故、御酒も折々に催されて然るべし、是卽ち御父君の御心を休め奉り、御

老役人中の思はくも如何と心得候間、其度々に上聞に達せし程の事にして、碧海よりも猶深き御恩を報じ奉るは、只若君を大切に保護爲すには如じと精勤罷在し處、今回御尋の儀、外方より如何樣上聞に達せしや存じ奉らず候得共、忠輝卿は御生質御酒を好せ給ふ故、折々御酒宴在せらるゝ折柄に、御近習の者御諫言を强ちに申上れば、忽ちに御氣色惡渡せられ、却つて御所業粗暴敷、是を御諫申すには、其好せ給ふ事に付、御諷諫より外はなく、這は其昔、漢の武帝は賢王に在座しかど、李夫人の別を太歎かれて、數日朝にも出給はず、群臣是を諫むれ共容られず、仍て李延年が工夫にて酒宴を催し、唱歌の中に諫言の語を籠て奏せしかば、武帝忽ちに心を飜へされ、煩惱の雲霧を拂ひ、戀慕の念を斷ち給ふと承まはる。李延年には非ざれども、好ませ給ふ御酒宴の折々は、御意に任せ倶々御興を添へ、御心を慰め奉り候得ば、自然と御酒も深く過させられず、御行跡も御靜穩にして、强暴しき御事も在座さず、第一御國家の御爲にも相成り、又御身體の御養生にも在せられべくと心得、私よりは御諫め申上ず、唯御側に罷在り、聊か斟酌仕り候へば、御酒宴は千度御催し有とも、御亂酒もなく又御災禍もなきは、某の役目相應の儀と存じ、御酒宴の席に列り御興を添へ奉り候、然れば自然御盃の數も尠く、朝暮其好せ給ふ處に言葉を發せざるは、其御興を覺させんが爲なり、是卽ち臨機應變の儀にて、

輝卿彌々亂酒に募り、無法非道の御擧動有るは、全く花井主水が勸め奉る所なりと、駿府へ訴ふる輩有しかば、徳川公大いに怒せ給ひ、彼奴め忠輝に小鼓舞の指南こそせよと申付しに、酒宴を勸め、倶に放埓の行跡を爲すの條、憎き曲者なり、早々呼寄せ詮議せんとて、花井主水儀早速に駿府へ罷出さるべき旨、忠輝卿へ仰遣されけり。

○花井主水駿府に於て申譯の事 并主水大久保石見守と改名の事

斯て上總介忠輝卿は、駿府より花井主水御召の由なりしかば、則ち主水を召し、右の趣仰渡さるゝに、主水畏り奉ると早速支度を調へ、駿府へ參上し、公の御前に出けるに、家康公主水を近く召給ひ、其方は忠輝へ鼓亂舞を指南せよと申付しに、然はなくして亂酒を勸め、諸士を遠避け汝一人出頭して事を行ふ由、是如何なる所爲ぞ、言譯有ば明白に申べしとの上意に、主水少も騷ず平伏して、御沙汰の趣恐入奉り候得共、私儀賤敷身なりしを、忠隣の取成に依て君の御前に召出され、斯迄厚き御恩澤を蒙る事、冥加至極有難存じ奉る所、勿體なくも忠輝卿へ御師範仕つる樣にとの上意に隨ひ、一世の面目身に餘り、精心を籠て御指南申上しに、御心に協せられ、屢々時ならぬ拜領物仰付らるゝ段、重々有難き仕合に存じ奉り候、然る所御家

訴へ歎けるにぞ、其頃德川公には三遠兩國を治給ひ、濱松の城に在座ける故、此事上聞に達し、役人に命ぜられ御詮議有しに、代官が巧みて善助を死罪に所せし事明白に顯れしかば、甚だ御怒有て、彼代官を死刑に行はれ、女は暫時御城中に召仕れけるが、程なく妊娠に成しにぞ、文祿元年壬辰、遠州濱松御城中にて御男子御出生有し故、家康公御覽ぜられ、此兒恐るべき生付にして、信康が面體に能似たり、成人せば不孝者に成べしと仰られ、再び召出し給はざりしに、皆川山城守廣照御諫言申す樣、正しく御若君に渡らせ給ふを、捨置るゝ事勿體無し、私へ御預け願ひ奉る迚、御養育申上げ、辰千代丸と號け奉り、御六歳に成せ給ふ時、廣照御對顏の儀を願ひしにより、流石御血脈の事なれば、召出されて若君の數に加給ふ。當時長澤源七郎康忠が家督斷絕せしに付、其家人小野能登守吉國と、皆川山城守と諜合せ、辰千代殿を以て長澤の御家督に立參らせん事を願ひ奉つりしかば、則ち御免有て、慶長七年の春、下總國佐倉の城四萬石を賜り、松平上總介忠輝卿とぞ號せらる。同八年、信州川中島十八萬石を賜り、從四位下左兵衛少將に昇進あり。後に慶長十五年、越後國一圓六十萬餘石を下され、越後少將殿と申奉つる。斯樣に御立身ありしも、偏に皆川が忠義なるに、却て是を忌給ひ、專ら御酒宴にのみ長ぜられ、花井主水一人晝夜御傍を離ず、御酒宴の御相手と成り、出頭肩を竝る者無く、忠

し、忠隣より豫て聞召されしかば、家康公にも幸の事なりと思召され、御前に於て御所望ありしに、三九郎は此時なりと、祕術を盡して舞ける故、公には甚だ御感心有りて、夫より度々召出され、終に若君上總介忠輝卿の小鼓指南を仰付られしに、三九郎は只管阿り諂ひ、只忠輝卿の御心に適ん事のみ謀りければ、忠輝卿は渠が佞智に欺かれ、又無き者に思召し、御寵愛限無く、三九郎を改め主水と稱給ひしに、主水は態と品行を正しくし、忠輝卿より拜領の品ある時は、悉皆駿府表へ言上し、自恣に是を扱かはず、最懇切に仕へ奉りしほどに、追々立身なし、竟に御側御用人格を仰付られける。抑々此忠輝卿と申すは、家康公第九の若君にて在座せども其御生質短氣にして、大酒を好み、動もすれば强暴しき御所業ぞ多かりける。御母公は阿茶局と申して、素は遠州金谷村の、藤井善助と云ふ商人の妻なりしが、容顏嬋姸き故、土地の代官何某が想を懸種々に挑ひと雖も、靡く樣子の非ざれば、如何になしてか手に入んと思ふ折節、京都より勅使下向の事ありしに、彼代官は善介に公役を言付け、仕損ずる樣計置き、無禮をせしと言立て死罪に行ひ、彼妻を己が宿へ呼迎へ、兎に角と口說けるに、彼妻熟々思ふ樣、我故に夫善助無實の死罪に逢ぬる事、是皆代官の非道なりと深く恨み乍ら、其身も捕はれし事なれば、何卒此恨を晴さんと思ひ、面には程よく欺き賺し置き、密に此家を忍出で、濱松の御城に駈込み、始終を

四男權右衛門忠爲、五男甚右衛門忠長、六男彦左衛門忠教なり。皆武勇の聞有ける故、德川家之に恩祿を賜ひ、大久保一家の繁昌、世俗の耳目を驚愕せり。然るに七郎右衛門忠世が嫡子相摸守忠隣は、德川大君に仕へ、大久保の嫡家を相續して忠勤怠慢なく、其功亦大いなりしかば、家康公、天正十八年江戸御入國あらせられ、關八州を治め給ひし際、忠隣は小田原の城主と成て十八萬石を賜はり、海道の要路を守らせらる。此忠隣、武道の外に能狂言を好み、閑暇有る時は是を以て慰とす。依て其道に堪能せし輩、忠隣方に集る中に、花井三九郎と云ふ者あり。父は八官と云ふ唐人なり。(故有て日本に渡り、其後江戸へ召して屋敷を賜ひ、此三九郎を設く。今屋敷跡を八官町と云ふ)三九郎は、小鼓謠舞等に至る迄鍛練なせし上、才智發明の者なりしかば、忠隣是を愛し、近習同前に側近く召使はれしに、元來利口の三九郎故、何事と無く爲忠仕へければ、忠隣彌々彼を用ひ、何時となく家臣の如く成けるが、三九郎は大名の行爲を羨み、然迚は我も又斯の如きの身とならば、最も本望なるべしと過分の望を起し、如何にもなして德川家の御直人に成んとて、朝暮工夫を凝しけるが、或時忠隣、三九郎に駿府の使者申付たりしに、三九郎は大いに悅び、早速駿府へ罷出で、家康公の御前に召されければ、如何爲てか御心に適んものと、忠隣が口上を述べ、其後世上の雜談を口輕く申上しに、此者は謠小鼓舞抔も堪能なるよ

彼僧徒等を御信仰有て、京都に南蠻寺と云ふ伽藍を建立せらる。是に依て普く五畿內西國九州迄も、尊敬せずと云ふ事なし。元來此幻術は、南蠻の國王日本を從へん爲、佛法と稱し我國の民を懷け、而して爲所有んとの企なれ共、奇怪術を行ふ故、終に此宗門停止せられ、太閤秀吉公の世に至り、彼僧徒等を本國へ追返し、斷然禁制有しか共、其餘炎猶殘て、密に信ずる族も有しなり。然るに慶長五年關ヶ原の戰鬪終て後は、全國の人民徳川家の仁德に靡き、切支丹の幻法を尊む族、皆此時に滅亡すと雖も、猶根を絕ち葉を枯し、後の患を除くべしとて、嚴しく餘類を吟味ありけるに、豈計らんや、御膝元に此巨魁有て、大亂を引發さんとせしが、御高運に依て露顯に及び、其事治まると雖も、此響に誘れて、徳川家の功臣大久保相摸守忠隣家名を汚せり。抑々大久保氏の家系を尋るに、天兒屋根の尊より二十一代、大職冠鎌足公の後胤、宇都宮治部大輔公綱が末葉にて、左近將監康藤より七代、宇津宮左衞門五郎忠茂の長子を、五郎左衞門と云ふ。其頃三河岡崎の城主徳川次郎三郎清康公、一國に威を震ひ、西三河悉皆切從へ給ひ、武勇と云ひ仁德備りたる名將の器なりしかば、大久保五郎左衞門忠俊は、旗本に屬し忠勤を盡す。夫よりして徳川家柱石の臣となりて、軍功莫大なり。此忠俊に六人の男子あり。惣領は新八郎忠友、父に先達て死す。次男七郎右衞門忠世、家名を相續す。三男次郎右衞門忠佐、

大久保武藏鐙

宇都宮騷動之記　上卷

○大久保家來由の事 并花井三九郎立身の事

抑々我が瑞穂の洲は、神代より皇統一系、千萬年に傳へ、宇内無比の國にして、其威德萬邦の上に位置し、就中人皇十五代、神功皇后は、女帝に在座ども、軍を海外に發し、忽ち三韓を降伏せしめ、神國の武威を六合に榮光し給ふ。以來殊に神武の國と稱し、外邦より覬覦する事莫りしに、百七代正親町天皇の御宇、永祿の始、南蠻國(本名葡萄芽)より切支丹(基督)宗門を日本に弘めんとて、宇留巖、布留滿、と云ふ二人の破天連(敎師)を渡來しめ、痴夫愚婦を煽動、奇怪術を以て宗門に誘引、諸人を惑溺し、或は金銀を施して病を癒し、陽に慈悲を表す故、百姓町人は云に及ず、諸國の大小名も數多此宗門に歸依し、織田信長公も珍敷事に思され、

大久保武藏鐙　目錄　終

彦左衛門功蹟之記　下卷

彦左衛門功蹟之記　中卷

彦左衛門功蹟之記　上巻

松前屋五郎兵衞之傳　下卷

松前屋五郎兵衛之傳　上卷

宇都宮騒動之記 下卷

大久保武藏鐙 目錄

宇都宮騷動之記 上卷

宇都宮騷動之記 中卷

原文に從ひて敢て改竄を加へず。
本書の校訂及び校正に關しては、古賀友太、星野亮太郎、二氏を煩はしたる所多し。記して感謝の意を表す。

大正二年十一月　　　校訂者　塚本哲三

緒言

大久保武藏鐙は、德川時代に於いて、廣く俗間に行はれたる、一種の所謂實錄本にして、未だ其作者を詳にせず。蓋し當時舌耕者流中文字ある者の述作なるべし。文通俗達意を旨とし、詞藻文彩の見るべきもの多からずと雖も、其内容に至りては、宇都宮騷動之記、松前屋五郎兵衞之傳、彥左衞門功蹟之記の三篇、孰も人口に膾炙し、壯烈惰夫を起たしむるの概あるもの、以て當年の士風を窺ふに足るべく、又以て任俠者流の氣慨淸節を忍ぶを得べし。之を江戸時代の側面觀史として、又之を平民道德の經藉として、蓋し他の文學書類と伍を同うせしむるの價値なくんばあらず。

本書素寫本として行はれ、數次の增訂を經たるものの如く、原本の絕對に典據とすべきものあるを知らず。今本文庫に收錄するに當りては、明治十六年榮泉社刊行する所の今古實錄本に基づき、比較的完全と認むる寫本數種を對照して嚴密に校訂を行ひ、假名遣を一定し、句讀點を加へ、宛字の甚しく妥當を缺くものを改訂せる外、事實の相違、文格の過誤等、一に

大久保武藏鐙

全

